

開会の日時、場所

年月日 令和5年3月13日（月曜日）  
開会 午前10時1分  
散会 午後3時40分  
場所 第7委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 甲第1号議案 令和5年度沖縄県一般会計予算  
（企画部、出納事務局、監査  
委員事務局、人事委員会事務  
局及び議会事務局所管分）
- 2 予算調査報告書記載内容等について

出席委員

委員長 又 吉 清 義  
副委員長 島 尻 忠 明  
委員 仲 村 家 治 花 城 大 輔  
仲 田 弘 毅 山 里 将 雄  
当 山 勝 利 渡 久 地 修  
國 仲 昌 二 平 良 昭 一  
當 間 盛 夫 上 原 快 佐

欠席委員

委員 西 銘 純 恵

説明した者の職・氏名

企画部長 儀間 秀 樹  
企画調整課主幹 和仁屋 浩 次  
交通政策課長 山 里 武 宏  
交通政策課副参事 小 浜 守 善  
県土・跡地利用対策課 池 村 博 康  
跡地利用推進監  
科学技術振興課長 高 嶺 力 志  
参事兼デジタル社会推進課長 石 川 欣 吾  
情報基盤整備課長 與 儀 尚  
地域・離島課長 山 里 永 悟  
市町村課長 森 田 賢  
会計管理者 名 渡 山 晶 子  
監査委員事務局長 大 城 博  
人事委員会事務局長 茂 太 強  
議会事務局長 山 城 貴 子

参事兼総務課長 久 貝 仁

○又吉清義委員長 ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本日の説明員として、企画部長、会計管理者、監査委員事務局長、人事委員会事務局長及び議会事務局長の出席を求めています。

「本委員会の所管事務に係る予算議案の調査について」に係る甲第1号議案を議題といたしたいと思います。

まず初めに、企画部長から企画部関係予算の概要の説明を求めます。

儀間秀樹企画部長。

○儀間秀樹企画部長 委員の皆様、おはようございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、企画部の令和5年度歳入歳出予算の概要について、ただいま通知いたしました令和5年度当初予算説明資料企画部抜粋版に基づき御説明いたします。

資料の1ページ、部局別歳出予算を御覧ください。

企画部所管の一般会計歳出予算額は323億6078万9000円で、令和4年度と比較して11億2729万1000円、3.4%の減となっております。

資料の2ページを御覧ください。

企画部の歳入予算の概要について御説明いたします。

表の一番下、合計欄を御覧ください。

歳入は、県全体8613億9500万円のうち、企画部所管の歳入予算額は246億2312万円で、令和4年度当初予算と比べ7億4228万8000円、2.9%の減となっております。

企画部所管の一般会計歳入予算の内容について、款ごとに御説明を申し上げます。

9の使用料及び手数料は、主に沖縄県県土保全条例に基づく申請手数料、地籍図等の閲覧、交付手数料等であります。

10の国庫支出金は、主に沖縄振興特別推進交付金の国庫補助金、統計調査の委託金等であります。

11の財産収入は、主に沖縄県特定駐留軍用地等内土地貸付料、市町村振興資金貸付基金利子等であります。

13の繰入金は、主に沖縄県特定駐留軍用地等内土地取得事業基金繰入金等であります。

15の諸収入は、主に地域総合整備資金貸付金元利収入等であります。

16の県債は、主に沖縄振興特別推進交付金事業等であります。

以上が企画部所管の一般会計歳入予算の概要であります。

資料の3ページを御覧ください。

次に、企画部の歳出予算の概要について御説明申し上げます。

企画部の予算は、全て2の総務費に計上されております。

県全体の総務費650億3175万7000円のうち、企画部所管の歳出予算額は、冒頭に申し上げたとおり、323億6078万9000円となっております。

4ページを御覧ください。

企画部の一般会計歳出予算の内容について、目ごとに御説明を申し上げます。

(項)総務管理費の中の(目)諸費106億4791万2000円のうち、企画部所管分は11億7483万9000円で、駐留軍用地跡地利用促進費及び自衛官募集事務費であり、令和4年度に比べ4990万1000円、4.4%の増となっております。

(項)企画費の中の(目)企画総務費は26億9423万7000円で、主に職員費、電子自治体推進事業費であり、令和4年度に比べ3966万円、1.5%の減となっております。

(目)計画調査費は87億7605万円で、主に交通運輸対策費、通信対策事業費であり、令和4年度に比べ2億1530万6000円、2.5%の増となっております。

資料の5ページを御覧ください。

(項)市町村振興費の中の(目)市町村連絡調整費4億4630万7000円は、職員費及び市町村事務指導費であり、令和4年度に比べ5096万8000円、12.9%の増となっております。

(目)自治振興費6億9940万8000円は、市町村振興資金等貸付費及び市町村振興協会交付金であり、令和4年度に比べ1903万9000円、2.8%の増となっております。

(目)沖縄振興特別推進交付金179億3735万3000円は、沖縄振興特別推進交付金のうち、県内市町村が実施するソフト事業等を対象とした交付金であります。

令和4年度に比べ2億4345万円、1.3%の減となっております。

(項)選挙費の中の(目)選挙管理委員会費3811万5000円、(目)選挙啓発費666万1000円は、職員費及び選挙の管理執行に要する経費であります。

(項)選挙費は、令和4年度に比べ12億3126万9000円、96.5%の減となっております。

(項)統計調査費の中の(目)統計調査総務費3億2326万6000円、(目)人口社会経済統計費2億6455万3000円は、職員費及び諸統計調査に要する経費であります。

(項)統計調査費は、令和4年度に比べ5187万4000円、9.7%の増となっております。

以上で企画部所管の一般会計歳入歳出予算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく御願ひ申し上げます。

**○又吉清義委員長** 企画部長の説明は終わりました。

次に、会計管理者から、出納事務局関係予算の概要の説明を求めます。

名渡山晶子会計管理者。

**○名渡山晶子会計管理者** おはようございます。

それでは、出納事務局所管の令和5年度一般会計歳入歳出予算の概要につきまして、スマートディスカッションに掲載されております令和5年度当初予算説明資料出納事務局に基づきまして御説明をいたします。

ただいま表示いたしました令和5年度当初予算説明資料を御覧ください。

資料の1ページの令和5年度一般会計部局別歳出予算について、表の部局名の12、出納事務局の欄を御覧ください。

出納事務局における令和5年度歳出予算額は8億9151万9000円となっております。

続きまして、2ページを御覧ください。

出納事務局の歳入予算の概要について御説明をいたします。

表の一番上の行、出納事務局合計欄を御覧ください。

出納事務局が所管する歳入予算の総額は29万4000円で、前年度と比較して3万6000円の減額、率にして10.9%の減となっております。

その主な要因といたしましては、(款)諸収入における県預金利子の減となっております。

続きまして、3ページを御覧ください。

出納事務局の歳出予算の概要について御説明いたします。

表の一番上の行、出納事務局合計欄を御覧ください。

出納事務局が所管する歳出予算の総額は8億9151万9000円で、前年度と比較して、2億4328万6000円の増額、率にして37.5%の増となっております。

次に、歳出予算の主な内容について、(目)ごとに御説明いたします。

(目)一般管理費は、予算額3億9535万3000円で、これは職員費となっており、前年度と比較して1338万3000円の減額、率にして3.3%の減となっております。

(目)会計管理費は、予算額4億7588万8000円で、これは主に証紙収納及び財務会計システムの運用管理に係る経費であり、前年度と比較して2億5552万9000円の増額、率にして116%の増となっております。

その主な要因としましては、令和7年度の次期財務会計システムの稼働に向けて、令和5年度に設計・開発に係る委託料を計上したことに伴う増となっております。

(目)財産管理費は、予算額2027万8000円で、これは物品管理及び調達事務費と車両管理事務費となっており、前年度と比較して114万円の増額、率にして6%の増となっております。

その主な要因といたしましては、競争入札参加資格者登録の3年に一度の定期申請に係る当該名簿の作成に必要な会計年度任用職員の増員や新聞広告等に係る費用の計上に伴う増となっております。

以上で、出納事務局所管の令和5年度一般会計歳入歳出予算の概要についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

**○又吉清義委員長** 会計管理者の説明は終わりました。

次に、監査委員事務局長から監査委員事務局関係予算の概要の説明を求めます。

大城博監査委員事務局長。

**○大城博監査委員事務局長** 委員の皆様、おはようございます。

それでは、監査委員事務局所管の令和5年度一般会計歳入歳出予算の概要につきまして、抜粋版令和5年度当初予算説明資料監査委員事務局に基づき、御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

監査委員事務局における令和5年度歳出予算額は、表の下から3行目、1億9055万7000円となっております。

2ページを御覧ください。

歳入予算の概要について御説明申し上げます。

監査委員事務局における歳入予算額は、(款)諸収

入の2万3000円で、内容は、会計年度任用職員等の雇用保険料本人負担分の受入れであります。

3ページを御覧ください。

歳出予算の概要について御説明申し上げます。

監査委員事務局における歳出予算額は、(款)総務費の1億9055万7000円で、前年度と比較して28万7000円、率にして0.2%増加しております。

次に、目ごとに主な経費について御説明いたします。

(目)委託費1968万9000円の内訳は、監査委員4名の報酬、給与、旅費等で、前年度と比較して7万4000円、率にして0.4%増加しております。

(目)事務局費1億7086万8000円の内訳は、事務局の職員費と運営費で、前年度と比較して21万3000円、率にして0.1%増加しております。

以上が、監査委員事務局所管の令和5年度一般会計歳入歳出予算の概要であります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

**○又吉清義委員長** 監査委員事務局長の説明は終わりました。

次に、人事委員会事務局長から人事委員会事務局関係予算の概要の説明を求めます。

茂太強人事委員会事務局長。

**○茂太強人事委員会事務局長** 委員の皆様、おはようございます。

それでは、人事委員会事務局の令和5年度一般会計歳入歳出予算の概要につきまして御説明いたします。

タブレットを御覧ください。

初めに、部局別歳出予算について御説明いたします。

人事委員会における令和5年度歳出予算は1億7872万3000円で、前年度と比較しまして255万3000円、率にして1.4%の減となっております。

続いて、一般会計歳入予算の概要について御説明いたします。

2ページを御覧ください。

人事委員会事務局が所管する歳入予算の総額は、(款)諸収入のうち、(項)雑入(目)雑入の172万7000円で、前年度当初予算と比べ7万6000円、率にして4.6%の増となっております。

(目)雑入172万7000円の内容は、市町村・一部事務組合等からの公平委員会事務受託料168万2000円と会計年度任用職員等雇用保険料受入分4万5000円で、前年度当初予算額と比較して7万6000円の増となっております。

増の主な要因としましては、公平委員会事務受託料について、市町村等関係の審査事案に係る臨時的経費の見込み増によるものです。

続きまして、一般会計歳出予算の概要について御説明いたします。

(款)総務費における人事委員会事務局の令和5年度予算額は、1億7872万3000円で、前年度当初予算額1億8127万6000円と比較しますと255万3000円、率にして1.4%の減となっております。

歳出予算額の目別の説明でございますが、(目)委員会費757万3000円でございますが、その内容は、人事委員会委員3名の報酬や旅費等で、前年度当初予算額より9万7000円、率にして1.3%の増となっております。

次に、(目)事務局費の1億7115万円でございますが、その内容は、職員費、職員採用試験費等に要する経費で、前年度当初予算額より265万円、率にして1.5%の減となっております。

減の主な要因としましては、人事異動に伴う職員費の減によるものであります。

以上で、人事委員会事務局所管の令和5年度一般会計歳入歳出予算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

**○又吉清義委員長** 人事委員会事務局長の説明は終わりました。

次に、議会事務局長から議会事務局関係予算の概要の説明を求めます。

山城貴子議会事務局長。

**○山城貴子議会事務局長** おはようございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議会事務局所管の令和5年度一般会計予算の概要につきまして、御説明申し上げます。

初めに、歳入予算の概要について御説明申し上げます。

ただいまお手元のタブレットに表示しました令和5年度一般会計歳入予算細節別総括表を御覧ください。

議会事務局の令和5年度一般会計歳入予算額は、(款)使用料及び手数料が41万2000円、(款)諸収入が203万4000円で、合計額は244万6000円となっております。

前年度当初予算額218万8000円と比較しますと25万8000円の増となっており、その主な理由は、(款)諸収入(節)雑入において、携帯電話無線中継基地局光熱費等の収入見込みの増によるものであります。

次に、歳出予算の概要について御説明申し上げます。

す。

ただいま表示しました令和5年度一般会計歳出予算目別総括表を御覧ください。

議会事務局の令和5年度一般会計歳出予算額は、(款)議会費の14億4212万3000円で、前年度当初予算額14億3477万6000円と比較しますと734万7000円、0.5%の増となっております。

増となった主な要因は、(目)議会費(事項)議会運営費において、議員の海外行政視察派遣旅費について、円安、燃料費高騰等の影響により航空運賃等を増額して計上したことなどによるものであります。

以上が議会事務局所管の令和5年度一般会計予算の概要です。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

**○又吉清義委員長** 議会事務局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、予算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたします。

予算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する予算議案でありますので、十分御留意願います。

なお、総括質疑の提起の方法及びその取扱い等については、3月10日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する予算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ告げた上で、説明資料の該当ページを表示し、質疑を行うようお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思っておりますので、委員及び執行部の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

なお、課長と補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、企画部、出納事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び議会事務局に係る甲第1号議案に対する質疑を行います。

第2多数会派の所属委員から行います。

山里将雄委員。

**○山里将雄委員** おはようございます。

それでは、質問させていただきます。

企画部についてお聞きしますが、まず画面にあります一番上ですけれども、離島航空路チャーター運航支援事業、7800万円ほどの予算となっておりますけれども、この事業について。

これ新規で今回、離島航空路のチャーター運航により、そういった欠損額の補助を実施するという内容になっているんですけれども、まずはその事業の説明をお願いします。

○小浜守善交通政策課副参事 離島航空路チャーター運航支援事業について御説明いたします。

チャーターと申しますと、団体とか旅行会社によるこの貸切りというようなイメージを持たれるかもしれませんが、航空法上の許認可において、月に15往復以内の運航というのは、チャーター方式による運航ということになります。

この事業は月15往復以内のチャーター方式による運航となっているものの、離島住民の生活路線として利用されるように、あらかじめ運航曜日とか、ダイヤなどを決めて、通年で運航している路線を対象としまして支援することとしております。

こういう小規模離島のチャーター方式による運航に伴い生じた欠損額に対して、関係町村と協調して補助を行うものとして、今回新規に上げさせていただいております。

令和5年度は、那覇ー粟国、石垣ー多良間、石垣ー波照間の3路線を補助対象としております。

以上です。

○山里将雄委員 この第一航空については、現行の那覇ー粟国路線に加えて、今おっしゃったとおり、石垣ー波照間とか、石垣ー多良間の2路線を運航追加するという予定でしたけれども、オーバーランの事故があって、その影響でそれができてない状況がありますよね。今現在もしてない。

今回は、石垣ー波照間、石垣ー多良間の2路線も含めた補助、支援ということでの今回予算化ということになるんですか。

今そうおっしゃっていましたが。

○小浜守善交通政策課副参事 委員おっしゃるとおり、この3路線についての支援を考えております。

実際、この3町村、粟国村、竹富町、多良間村、あと県と第一航空において、令和3年度から協議会を設置して、安定的な運航のために何ができるかというところで、欠損が生じた場合には、県と町村で支援をしていくということを計画としておりました。

今年度は3回の作業部会、今月にも1度協議会と

して3町村長と第一航空の社長と県とで協議会を設置しまして、この補助スキームというのを確認して実施していきたいというところでございます。

○山里将雄委員 まだなかなか運航のめどが立たないというふうには聞いてはいたんですけれども、議会とかでも取り上げていましたよね。

ここは、協議会も開いてきているということなんですけれども、見通しは立っているということで理解していいんですか。

○小浜守善交通政策課副参事 那覇ー粟国路線については令和3年7月に運航しているところでございます。

石垣ー多良間、石垣ー波照間路線について、昨年4月にちょっと多良間空港で滑走路を逸脱するような案件がございました。その後いろいろ事案の防止等の検討をしまして、パイロットの再教育も行いまして、昨年12月の下旬頃の就航を開始することを目指して取り組んでおりました。

国の許認可等も全て下りたところでもございましたけれども、その直前になって、機体の燃料系統の不具合がございました。不具合を解消するには部品の交換が必要というところで、この部品については製造メーカーも海外になりますけれども、カナダのほうから取り寄せないといけないということで、現在調整しております。しかし、実は、結構特殊な部品でして、届いている部品もありますが、まだ一部届いていないところがございまして、先月にもその製造会社からは、送るといような話もあったようでございますけれども、なかなかそこが進捗してなくて、これが届き次第、いろいろな手続、機体の整備とかを経て運航するというところで、今調整を進めているところでございます。

○山里将雄委員 早めの再開が望まれていますので、できるだけ早くしてほしいんですけれども。

その部品の調達、それができればもう運航できる状態ということだったんですが、見通しとしては実際どうですか。いつ頃できそうですか。

○小浜守善交通政策課副参事 実際、部品を調達して耐空検査という機体の検査、車でいう車検みたいなものですが、これは航空法上受けないといけないものですが、この検査にまた1か月ほどかかります。

また、慣熟飛行やパイロットの習熟訓練等を経ましてやるということで、少しちょっと今、その辺を第一航空のほうで調整中ですが、その旨今月——3月2日にも第一航空の社長から多良間村長、

竹富町長にも御説明して状況を周知している、共有しているところでございます。

○山里将雄委員 分かりました。

今回の予算についてお聞きしますけれども、7800万円——約8000万円、これは3路線も含めての補填ということだったんですけれども、これは那覇—粟国間も含めてですよね。

この予算というのはどういう根拠で、積算額を算出されているんですか。

○小浜守善交通政策課副参事 予算の積算につきましては、この事業は令和4年度の運航に対して、令和5年度で支援をするということを考えております。

基本的に、運航に対して生じた欠損額について、県と町村で1対1の割合でやるということになっておりまして、今具体的に、粟国は年間を通じて飛んでおります。今この欠損見込みというところが今1億3000万円ほど、年間ですね、考えております。それを1対1で県と粟国村でやると。

多良間、波照間につきましては、予算編成時期においてまだ運航のめどが立っておらず、2月からの運航というところを見越して予算措置をしたところでございますけれども、ちょっと今まだ運航ができてないというようなところがございました。

こういう形で、県と市町村の割合は1対1でというところで今、7800万円、3町村分を合わせて考えております。

○山里将雄委員 分かりました。

そうするとこの7800万円、倍にして1億5000万円ほどは、あくまでもこの現行の那覇—粟国間の部分が主ということなんですか。

○小浜守善交通政策課副参事 那覇—粟国部分が大部分になります。

先ほど申し上げました、波照間—多良間路線も一部含んでいるところでございますけれども、これまた次年度、また、粟国路線の欠損も確定していないところでございます。この状況も見ながら、また予算の措置を考えていきたいと考えております。

○山里将雄委員 分かりました。

那覇—粟国路線については、これは2021年に再開をしたわけなんですけれども、搭乗率は相当悪いというふうな新聞報道等もあったんですけれど、4割程度ということだったんですけれど。

どうですか現状は、現状もまだそのような状況ですか。

○小浜守善交通政策課副参事 おっしゃるとおり、現状も4割程度というところになっております。

もちろん、この欠損というところにも非常にかかってくるところでございますので、先ほど申し上げた3町村と第一航空、県の協議会の中でも、欠損をなるべく圧縮するように、利用促進とか、需要喚起についても今後取り組んでいきたいというところで、いろいろ意見交換をしているところでございます。

○山里将雄委員 なかなか厳しいということで、この事業は必要なんだと思いますけれども、これ新規で今回、令和5年から支援をするということなので、今現在はまだ全く支援をしてない、県、地元も補助はしていないという形ですか。

○小浜守善交通政策課副参事 先ほど申し上げたとおり、令和5年度の新規事業としては、令和4年度の運航分について支援をするというところですよ。

令和3年度から粟国村のほうは飛んでおりますけれども、令和3年度については、事業者の負担で運航しているというところでございます。

○山里将雄委員 今現在はまだ赤字になっても航空会社の負担ということになるということなんですか。財源は何になりますか。

○小浜守善交通政策課副参事 一括交付金、ソフト交付金で調整しているところでございます。

○山里将雄委員 であれば、今後もこれは継続していけると、継続していく予定の支援、補助ということで理解していいですね。

○小浜守善交通政策課副参事 離島航空路線の継続的な運航のために、今後も取り組んでいきたいと考えております。

○山里将雄委員 分かりました。

次、行きたいと思います。

同じページで同じく新規の離島航路船員確保・育成支援事業について、少しだけ確認させていただきます。

現在、この航路の赤字補填の補助は今行っているんですよ。今回は、新規に離島航路船員確保・育成支援事業ということになっているんですが、この関係はどういうふうになりますか。

○山里武宏交通政策課長 お答えします。

県では、県内の離島航路の確保、維持を図るために、離島航路事業者の船員の確保及びその船員の質の向上に資する支援を実施することを予定しているのがこの事業でございます。

具体的には、令和5年度当初予算で、水産系以外の高校生の就業体験支援、あるいは離島航路事業者の船員研修の際の費用支援及び高校生を含めた海技免許取得の際の費用支援などを予定している事業で

ございます。

県としては、将来の船員確保のために、長期的な視点での取組の第一歩として本事業を予算計上させていただきます。

これもソフト交付金を財源にしております。

**○山里将雄委員** 今回、新規でやるということなので、船員の確保というかね、離島航路の船員確保は非常に厳しい状態にあるのかなと思うんですけども。

どうなんですか実際、船員の充足状況、この辺はどうなっていますか。

**○山里武宏交通政策課長** 海事産業における船員不足とか確保は全国的な課題にもなっているということで、沖縄県においても50代以上の船員が3割を超えていると、高齢化等がもう進んでいると。将来的な船員の確保がやっぱり喫緊の課題となっているということもあって、また、知床遊覧船の事故などもあったということもあって、船員の質の向上ということも言われている昨今ですので、こういったことも含めて事業を新規で立ち上げている次第です。

以上です。

**○山里将雄委員** 今回予算化するということ、事業化するということは、何かその事業者からそういう要望といいますか、そういう要請が県のほうにあったんですか。

**○山里武宏交通政策課長** 具体的に要請ということよりも、やっぱり以前から船員、もともとこの離島航路というのは赤字体質ということもあって、先ほど委員もおっしゃったように、欠損補助とか、そういうこともやっていますけれども、一方で、そういう船員の確保という問題は以前から言われていましたので、やはりこういう事業を立ち上げて、今回初めてやりますけれども、こういう船員確保の支援をやりつつ今後も続けていって、また内容もどんどん意見交換しながら、精査していければなということを考えています。

**○山里将雄委員** ちょっとホームページのほうで確認、引っ張って見たら皆さんのホームページに、離島航路船員確保、この事業の企画提案募集というのがもう出ていたんですね。これはどういう内容になるんですか。

**○山里武宏交通政策課長** これは委託事業もありますけれども、その委託の内容を公募して、予算が成立したら事業の執行に早期に取りかかりたいものですから、今の段階で公募して事業者と予算が成立する前までに、できる範囲でいろいろ準備をしている

ということが、その公募の趣旨でございます。

**○山里将雄委員** そうですね、委託事業に、委託になってはいたんですけども。これは、要するに委託する先にどんな提案をしてもらう、どんな内容を皆さんとしては提案してもらうという考えなんですか。

**○山里武宏交通政策課長** 具体的な事業内容としては、学生向けの就業体験支援とか、やはり離島航路事業者の船員の研修支援、あるいは海技免許取得等の推進の支援といった業務をお願いすると。その内容を公募して、事業者からそのアイデアを募るといようなことを考えています。

**○山里将雄委員** 離島については、飛行機、航空路、それから船の航路のほうも非常に大事な部分といたしますか、足になってますので、しっかりとそれは確保していかなければいけないというふうに思っていますので、これからもしっかりと取り組んでもらいたいというふうに思いますのでよろしくお願ひします。

以上です。

**○又吉清義委員長** 当山勝利委員。

**○当山勝利委員** よろしくお願ひいたします。

今通知いたしました科学技術振興費について、大枠について伺います。まず、予算が減額されております。昨年度よりも1億円近く減っておりますが、その理由について伺います。

**○高嶺力志科学技術振興課長** お答えいたします。

令和5年度の科学技術振興費は、当初予算で6億5482万7000円となっております。前年度比11.8%の減となっております。減額の主な事業としては、沖縄イノベーション・エコシステム共同研究推進事業であり、当初予算で4億1615万5000円、前年度比13.6%の減となっております。

減額の要因としては、令和4年度の当該事業の公募採択の結果から、比較的金額規模の小さい大学等を中心とした基礎研究を実施している産学連携共同研究に高い需要が見込めるため、令和5年度は企業等が中心となる比較的規模の大きい研究を縮小し、規模の小さい共同研究の件数を増やしたことにより、事業予算全体としては減額となっております。

以上です。

**○当山勝利委員** 確認ですけれども一括交付金が財源になっていると思いますが、一括交付金が減額されたことによって、これが減額されたということではないですか。

**○高嶺力志科学技術振興課長** 先ほど、令和4年度

の公募採択の結果を踏まえてというようなことで話しましたが、例えば令和4年度について、大学等を中心とした基礎的な研究、これについては25件程度の採択の予定でしたが、50件の応募がありました。

一方で、企業等を中心とした研究につきましては、2件の採択予定でしたが、2件応募はありましたが、有識者等による選定委員会の審査の結果、1件を選択するというようなことになりました。このように、大学等を中心とした基礎的な研究のニーズが高いというようなことで、これについては比較的1件当たりの金額が少ないものですから、その件数を増やすというようなことで、事業予算というのは結果として減少はしております。

以上です。

○当山勝利委員 分かりました。

実情に応じて、いろいろの中身を変えられているということですので、それは了解いたしました。

次に、この細かな内訳がありますけれども、その内訳の中の沖縄ライフサイエンス研究センター事業について伺いますが、まず、ライフサイエンス研究センターの入居率について伺います。

○高嶺力志科学技術振興課長 沖縄ライフサイエンス研究センターは、大学等から生み出される研究成果を事業化するため、その受皿となる研究機関や企業等が入居し、ライフサイエンス分野における研究開発を実施する施設となっております。当施設は平成25年5月に供用を開始し、令和5年3月現在、研究室の入居率は100%となっております。退去者も毎年度おりまして、直近では令和4年3月末に1社退去者が出ており、その後令和4年7月にまた新たに新規の入居者を選定して入居していただいています。

ですので、現在の入居率は100%というような状況になっています。

以上です。

○当山勝利委員 潜在的に入居率が100%などで入居できないという企業さんが、実際にはあるんじゃないですか。

○高嶺力志科学技術振興課長 今回、1室が空いたというようなことで募集をいたしました。その際には、2社の応募がありました。

空き室が出るたびに公募をして入居者募集をしています。

ただ、入居の希望があるけれどもなかなか入れないというようなことは、そのようなお話はこちらには届いていないという状況です。

○当山勝利委員 沖縄県の今後の取組として、こう

いうライフサイエンスセンター、要するにバイオ関係を中心軸として起業をさせるということが大きな柱になっていると思うんですよ。その柱の一つであるこのライフサイエンス研究センターが常に100%、それは行政にとって見ればいい状況なんですけれども、使う側からするといつもいっぱいだねというような感覚があると思うんですね。これに対して、本来だったらもう1棟とか新たな施設を造るべきだと思うんですけども、その件についてどうお考えでしょうか。

○儀間秀樹企画部長 お答えいたします。

沖縄ライフサイエンス研究センターは、100%ということで先ほど課長のほうから話がありました。

一方で、例えばOISTのほうでは、令和5年度に新たにラボの施設の増設に向けて整備を進めるところが一つあります。

もう一つ、商工労働部も商工労働部所管の沖縄バイオ産業振興センターに空き室がございまして、それを給排水設備や防水のための床シートの張りつけ工事、こういったものを行って、例えば令和4年度で3部屋を増設したと。令和5年度は2部屋、また予定しているということがありますので、こういったところも状況を見ながら、そういったところも注視して、今後必要性については検討していきたいというふうに思っております。

○当山勝利委員 OISTに関しては先端事業みたいな形になるので、なかなか入居しづらいという企業さんもあると思います。あと商工労働部の施設は老朽化していて実際に言われたのが、こういう老朽化しているところに、わざわざその中に投資をしてまで入居するつもりはない、ということをはっきりとおっしゃる企業さんもいらっしゃるんですね。そういうことを考えると、こういうセンターをもう1棟造るということは必要かと思えますけれども、どうでしょう。

○儀間秀樹企画部長 先ほど課長からも話しましたが、1つ空きがあつて、募集をかけたところ2社というところだったという話でございます。そういう状況をしっかりと見極めながら、その辺は検討していきたいというふうに思っております。

○当山勝利委員 山形県の鶴岡市のほうにはメタボロームという遺伝子関係のライフサイエンスセンターみたいなのところがあつて、クラスターをつくるという結構前に行ったんですけども、増築、増築で今は相当な大きさになっているんですね。

やはり、そういうふうにパイを大きくしないと、



なかなか企業は集まってこないと思いますし、県の方向性としてバイオ関係のクラスターをつくるというのがるのであれば、そこら辺はしっかりときちんと対応すべきだと思うんですね。いきなり言うてどうという答えは出てこないと思いますが、ぜひこれは御検討していただきたいと思います。

次、移ります。この科学技術振興予算の中にスタートアップを促進する事業が幾つかあると思いますが、令和5年度の事業の概要について伺います。

**○高嶺力志科学技術振興課長** 企画部では、大学等の研究成果を起業につなげ、大学発のスタートアップやベンチャーの創出を促進するための事業として、OISTのアクセラレータープログラムを支援する事業や、大学発ベンチャー創出志向型研究支援事業を実施しております。OISTのアクセラレータープログラムは、OISTの世界的ネットワークを生かし、国内外から起業を目指す人材を集め、起業をサポートするプログラムで、県は同プログラムに係る経費を補助しており、平成30年度から令和4年度までに本プログラムで支援した9件のうち5件が起業しております。

また、大学発ベンチャー創出志向型研究支援事業は、大学発ベンチャーの創出支援のため、起業を目指す県内大学等の研究者や学生に対して、事業化等の時期に応じたハンズオン支援や企業に関心を示す研究者や学生を増やすための起業セミナーなどを開催しています。

令和4年度は、起業を目指す研究者2名に対しハンズオン支援を実施しており、うち1名は令和5年度中の起業を予定しております。令和5年度も引き続き、このような取組の継続を予定しており、両事業によりスタートアップやベンチャー創出に向けた支援を実施してまいります。

以上です。

**○当山勝利委員** OISTさんのほうと、あとはベンチャー創出事業ということでやられているということをお答えいただきましたけれども、商工労働部さんのほうでも、スタートアップ・エコシステム構築支援事業というのをされておりますけれども、そこのすみ分けとか、連携とかについて伺います。

**○高嶺力志科学技術振興課長** 商工労働部のスタートアップ・エコシステム構築支援事業は、急成長を目指す企業に対して成長の段階に合わせた多面的な支援を実施し、創業間もない企業の成長促進を図るものです。企画部で実施している大学等の研究成果を活用したスタートアップやベンチャーの創出を促

し起業につなげる事業と、起業後の成長促進を図る商工労働部の事業間で案件の情報共有を行い、スタートアップ企業が創業から成長段階までシームレスな支援を受けられるよう取り組んでまいります。

以上です。

**○当山勝利委員** これは一般質問でもやったかな。

要は起業、芽出しをするということと、芽出しから成長させるということをうまくやっていただけると、沖縄県でスタートアップ事業というのは、芽を出すだけじゃなく、成長もきちんとサポートしてくれるんだということが、企業さんの安心になると思いますので、そこら辺はしっかり連携していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次、行きます。その事業の中に、高度研究人材等活用促進事業というのがあります。令和4年度、県内企業とのマッチングが2件ありましたというようなことを聞いておりますが、概要について伺います。

**○高嶺力志科学技術振興課長** 本事業では、県内産業における高付加価値の商品・技術の開発と産業の高度化を図ることを目的に、県内企業における科学技術系の研究開発を行う高度研究人材のニーズと、そのニーズにマッチする研究分野・技能等を持つ人材のマッチングを行うこと等により、高度研究人材が県内で活躍できる環境整備を行っています。マッチングは、高度研究人材とのマッチング希望のあった県内企業18社を対象に実施し、非正規の短期雇用につながった件数が3件ありました。

以上です。

**○当山勝利委員** 今、私が見ていた2件というのは目標値でしたね。非正規の短期で3件ということで、なかなか正規雇用につながってないようですが、そこら辺は何か難しいところがあるのでしょうか。

**○高嶺力志科学技術振興課長** この事業は、今回令和4年度からスタートしまして、まずは企業の求める人材と高度研究人材、ポスドクであったり、修士・博士課程であったり、あと一般の学生も含めてですけれども、まずはマッチングを図る、両方のニーズをすり合わせたり、そういったことを図っていくのが必要かなと思っています。その上で、すぐに就職というようなことでなくても、研究に参加するか、非正規の雇用というようなことで短期であっても、そのようなことで企業の研究に参画することによって、その後高度研究人材の実際の就職、採用というようなことにつながっていくのかなと思って、この事業を継続していきたいと考えています。

以上です。

○当山勝利委員 修士以上、博士課程、もしくはそれを卒業、修了された方々と企業とのマッチングということで、沖縄県内の企業のいろいろな高度化を図るということの事業だと思っていますので、引き続き頑張っていたきたいと思いますが。

また、学生のイベントのほうがあったようですが、この概要について伺います。

○高嶺力志科学技術振興課長 学生向けイベントについてですが、琉球大学の理学部、工学部、農学部、医学部、保健学科、それから沖縄高専の学生を対象に研究開発等を実施するバイオ関連や、ものづくり関連の県内企業の研究内容や技術などを紹介するようなイベントを実施しまして、学生の県内企業に対する興味関心を高めていく取組ということで、イベントやセミナーを8回実施しております、延べ344人が参加をしています。

以上です。

○当山勝利委員 344名の方々が興味を持って参加していただけたということですが、アンケートとか取られていると思いますけれど、どんな声がありましたか。

○高嶺力志科学技術振興課長 参加された学生さんなどの声というようなもので、今まで県内においてこのような研究開発などを行っているような企業というのを知らなかったというようなこともあります。ですので、このような県内企業の技術であったり、研究内容、事業内容というのを学生にもどんどん知らしめていくような必要があると考えています。

以上です。

○当山勝利委員 これは一つの要望なんですけれども、沖縄県でいろいろな科学技術、昔商工さんのほうで工技センターの物づくり展みたいなのをやっておられたんですけれども、研究開発レベルの沖縄県でやっているものを集めて、どういう場でもいいですよ、そこに例えば工業高校の生徒さんとか、琉大の理系の生徒さんとか、もしくはO I S Tさんにも声をかけて見ていただくという機会をつくれれば、沖縄でこういうことやっているんだという興味関心も高まると思いますので、ぜひそこら辺はやっていただきたいなと思います。これは要望です。

この高度研究人材等活用促進事業の令和5年度の取組について伺います。

○高嶺力志科学技術振興課長 お答えいたします。

引き続き高度研究人材が県内で活躍できる環境整備の一環として、高度研究人材と県内企業との相互

理解を促進する取組を実施してまいります。

具体的には、今年度の取組を継続し、修士課程、博士課程、ポスドク、さらに学部学生も含めて対象にして、引き続き企業の事業内容や技術を紹介するセミナーを実施します。それから、実際に企業の研究や企業の雇用活動というようなことで、高度研究人材とのマッチングを引き続き行っていきたいと考えています。

以上です。

○当山勝利委員 令和4年度は非正規で短期ということだったんですけれども、ぜひもうちょっと頑張っていたきたいと思います。よろしくをお願いします。

次、ヒト介入試験プラットフォーム構築事業について伺いますけれども、令和4年度、実証件数が1件あったんでしょうか、ちょっと伺います。

○高嶺力志科学技術振興課長 当事業で抱えるヒト介入試験とは、健康食品などの有用性を客観的に示すために、人を対象として行う試験のことで、募集した被験者に食品を摂取してもらい、健康上の改善が見られるか、例えば血液検査などを通じ、その機能性を明らかにするものです。県内には、県産の素材を取り扱った健康食品産業等の企業がある一方、当該試験を恒常的に行う機関がないことから、企業が試験を常に利用できるよう、県内大学等を中心とした試験の実施体制を構築することを目的として事業を実施しています。

今年度、実際の商品を乳酸菌飲料、健康飲料というようなことで、商品を用いてヒト介入試験実証を実際に行っています。実証の最終的な結果は、まだ現在も解析しているところですが、82人の被験者に8週間、当該商品を1日1本、継続的に摂取をしていただきまして、コレステロール値や腸内細菌の変化などを検証しているところです。

以上です。

○当山勝利委員 では、令和5年度の取組について伺います。

○高嶺力志科学技術振興課長 令和5年度についても今年度同様、実際の商品や素材を用いた実証を募集をして1件行っていくというような考えでいます。

また、この実証を通じて体制を担う、大学等が行うべき実務上の課題、それから効率的な運営、試験費用の低減などの課題がありますので、その課題に対してどのように対応するか、それらを検討しながら体制の構築に向けて取り組んでいくというような考えです。

以上です。

○当山勝利委員 自分はこの事業はとても期待して  
いまして、例えば特保なんかを取ろうとした場合は、  
億かかると言われてるんですよね。機能性食品と  
いうのは、自分たちの企業のほうできちんとデータ  
を持っておこななきゃいけないとか、それなりの  
データを集めなきゃいけないので、これでも結構な  
額がかかるというふうに聞いています。

それを、やっぱり県外でしかできないんですよね。  
これを沖縄県内でできると、それこそ沖縄県内の食  
品であり健康食品とか、サプリとかあると思うん  
ですよ。そういうものを自走化されていきたいとい  
うことで、ぜひそういうふうにしていただきたいと思  
いますけれども、そこら辺しっかりやっていただ  
きたいんですが、どのぐらいをめどにして、どうい  
うふうにしていくのかというのを具体的に答弁でき  
るんだったらお願いします。

○高嶺力志科学技術振興課長 そのようなヒト介  
入試験というのは、県内で恒常的に実施できる機  
関がないというようなことで、県外のほうで行って  
いるというような状況があります。県外で実施する  
と費用もかかりますし、そういったこともあって  
県内でぜひそのような体制を構築したいというこ  
とで、毎年1件ですけれども、そのような実証で、  
実際にヒト試験を行う実証をしながら、体制構  
築の運営上の課題とか、コストの問題とかもあ  
るので、そのような課題を3年間かけて課題の  
抽出や対応策の検討を行いながら、この事業を  
実施していくというようなことで取り組んでお  
ります。

以上です。

○当山勝利委員 目標の一つ、大きな目標は自  
走化ですよね。自走化をしっかりやっていくとい  
うことが一つの大きな目標だと思うんですよ。そ  
こら辺のめどは、今やっているところだと思うん  
ですが、ぜひこれは頑張ってくださいたいん  
ですが、そこら辺はどうですか。

○高嶺力志科学技術振興課長 今自走化に向  
けた課題として考えられるのは、運営上の財源  
等の確保であったりするということが考えられ  
ます。

このようなことについても、例えばいろんな  
県外のほうでもこのような取組を行っているよ  
うな機関がありまして、県外の大学等でも行  
っていて、その中で共同で実施するなど運営  
コストの低減であるとか、また外部の事業を  
取り入れて財源を確保していくとかも含めて  
検討していくというようなことになってお  
りまして、これは3年間の事業終了した後  
に、そのような自走化できる体制の構築に向  
けて取

り組んでいるというような状況です。

○当山勝利委員 3年間で課題を抽出される  
というところで御答弁ありました。

3年間たって結局、駄目ですよみたいな話  
にならないように、ぜひ頑張ってください  
たいと思います。よろしくお願  
いします。

あと子ども科学人材育成事業について伺  
いますが、沖縄県の高校から大学等へ進  
む理系の子供たちが増えているというこ  
とは、この間教育委員会のほうで  
お答えいただきましたけれども、それ  
を支える一つの事業にもなるのかな、  
一助になるのかなと思っております。  
まず令和4年度でどのような事業を  
され、参加人数等ありましたら御答  
弁をお願いします。

○高嶺力志科学技術振興課長 子ども科学  
技術人材育成事業では、将来の沖縄  
県の科学技術、産業の振興を担い  
持続的な科学技術イノベーションの  
創出につながる人材育成を目的に、  
琉球大学、OIST等の高等教育機  
関や研究機関、企業等と連携した  
科学体験プログラムを実施し、子  
供たちの科学に対する興味関心、  
能力を高める取組を実施して  
おります。

令和4年度の実施状況について、例  
えば空気砲を用いたサイエンス体  
験ショーなどの科学技術に対する  
興味、探求心を喚起することを  
目的としたボトムアップ講座、  
それから、例えば記憶のメカニ  
ズムの解説などの科学技術に対  
する意欲、能力の向上を目的  
としたハイレベル講座など、計  
66回の講座を実施してござい  
まして、保護者を含め、未就学  
児から高校生まで約4122人  
が参加をしております。

以上です。

○当山勝利委員 資料を頂きまして、小  
学生、中学生、高校生、それぞ  
れの段階に応じてやられている  
ということですので、それはし  
っかりやっていたら、またいい  
のかなと思いますけれども、  
参加された方々の反応はどん  
なでしょう。

○高嶺力志科学技術振興課長 公募して  
参加者を募集している講座では、  
定員を上回る申込みがあるとい  
うようなことから、このような  
講座のニーズが高いと推測して  
います。

また参加者のアンケートからは、  
科学技術への学習意欲が高ま  
ったと内容や参加して面白かつ  
たなどの回答がありました。これ  
は令和3年度に実施した参加  
者へのアンケートですけれど  
も、参加する前より科学への  
興味関心が高まった児童の割  
合は88%となっています。

また離島地域でも科学イベント  
を実施してございまして、離  
島ではこのような機会が少な  
いので、また

開催してほしいとの保護者からの意見等をいただいております。

以上です。

○当山勝利委員 いい反応、それなりに興味関心があつて来られるので、そういう反応になるかと思ひます。

そして、令和5年度の事業概要について伺ひます。

○高嶺力志科学技術振興課長 引き続き多くの子供たちへの科学技術に触れる機会を創出すべく、大学等の高等教育機関や研究機関、それから企業等と連携しまして、科学イベント等の科学体験プログラムに取り組んでまいります。

またニーズの増加に対応できるよう予算の増額を図り、予算執行を工夫しながら、県内企業と連携した大型商業施設でのイベントや科学体験プログラムの実施回数を増やすなど、子供たちが科学技術に触れる機会を確保していきたいと考えております。

以上です。

○当山勝利委員 先ほど、鶴岡市のメタボロームのクラスター事業についてお話しさせていただきましたけれど、視察に行ったときに近くに高校がありまして、この高校生を募集して一緒に研究させるんですね。一緒に研究させて、1年間かけてレポートを書かせるというようなことをしていきまして、もうほとんど高校生じゃなくて大学生並みのレポートを書いてくるというような、要するに当然指導もしてですよ。やっぱりこういうOISTさんのほうで、こういうふうなことができないかなとか、スタートアップも含めてやっていっちゃるんでしょうけれども、こういう人材は——子供たちが科学技術に触れる機会を増やすというのであれば、さらに高校生のその一部、スキルアップをしたいみたいな高校生を場所が場所だけに、どういうふうにやったらできるかちょっと分かりませんが、そういうことも参考にさせていただきながらできないかなと思ひますが、すぐには答弁いただけないとは思ひますが、どうですかね。

○高嶺力志科学技術振興課長 今お話しなのがOISTとの連携では、例えば、これはOISTのほうで実施しているプログラムですけれども、県内の女子高校生が科学への道を進むというようなことで、プログラムがありまして、実際に宿泊をしながら、OISTの教員の科学に関する講座を受講していただいて、1泊で研修するというようなプログラムもあつたりします。

また、OISTのほうでも未就学児から大人まで

というようなことで、サイエンstriップというようなことがあつて、離島の小中学校に出向いてOISTの研究内容であつたり、科学講座を実施したりとか、そのような取組も実際行っています。今、お話のありましたような、結構これは1年間とか、そういった長期的なテーマになるのかもしれませんが、またOISTのほうを活用した県内の高校生など、子供たちへの科学に触れる機会というのですか、科学講座、そのようなことがさらに充実できないかどうかについては検討していきたいと考えています。

○当山勝利委員 できれば私はOISTだけじゃなくて、県がクラスターを考えるのであれば、クラスター施設の中でそういうことも一事業としてやっていただきたいなという参考が鶴岡市にありますので、ぜひそこは参考のためにも、科学の向学のためにも一度行かれたほうが良いと思ひます。

次に移ります。自治体DX推進事業費について伺ひますが、まず予算が増額となっておりますので要因について伺ひます。

○石川欣吾参事兼デジタル社会推進課長 お答えします。

この自治体DX推進事業費なんですけれども、DX関連施策の全庁的な推進や市町村における基幹システム標準化の円滑な推進等の事業を実施するために、令和4年度と比較して5685万8000円増となる1億3896万6000円、こちらを計上させていただいております。

増となった主な要因なんですけれども、その下の事業、DX人材確保育成市町村支援事業、こちらにおいて支援対象市町村を増やすこと等に伴ひまして、令和4年度と比較して約3200万円増の約6200万円弱の予算を計上させていただいたということが一つ。それからオープンデータ推進支援事業の庁内向けの支援を、今度新たに実施することに伴ひまして、令和4年度と比較しまして約1000万円増となる1480万9000円、こちらを計上させていただいたことが主な要因となっております。

以上です。

○当山勝利委員 分かりました。

オープンデータ推進支援というのは庁内向けの事業ということなんです。であれば、次年度令和5年度に庁内向けに、まずどのような支援をされるのか伺ひます。

○石川欣吾参事兼デジタル社会推進課長 この事業なんですけれども、庁内のみではなくて、庁内各課及び市町村におけるオープンデータ整備の仕組みづ

くりを支援することで、オープンデータへの継続的な取組促進を図ることを目的とした事業となっています。

令和4年度事業において取組率が低い状況にあった県内市町村に対しまして、データ交換に必要な利用規約のひな形だとか対象データを例示した作成手順書の作成及び提供、また取組に関する助言やフォローアップ等を行いまして、市町村の取組を支援させていただいたところです。

令和5年度なんですけど、この令和4年度を取組を生かしまして、市町村とともに庁内各課へも支援を同じように拡大しまして、追加データの作成・公開に関する助言フォローアップだとか、伴走支援、それから説明会やセミナー等、こちらのほうを実施する予定としております。

以上です。

**○当山勝利委員** ちょっと先走り過ぎましたかね。

オープンデータのほう、具体的には市町村を巻き込んでやられていくということなんですけれども、どういうふうなオープンデータ化をされるのかちょっと伺います。

**○石川欣吾参事兼デジタル社会推進課長** デジタル庁のほうから推奨データセットなるものが示されております。ここに示されているものを中心に恐らく市場のニーズにも合うものだろうということで示されておりますので、そういったものを中心に公開をしていこうというふうに考えております。

以上です。

**○当山勝利委員** 京都府の例をいただいたんですけども、あんな感じのイメージなんですか。

**○石川欣吾参事兼デジタル社会推進課長** お答えします。

県のほうで各市町村を取りまとめたポータルページを、今回つくらせていただいております。それを県庁の中のオープンデータだったり、市町村のオープンデータ、こういったものをぶら下げていくような形を想定して、今既に一部のものが公開されている状況になっております。

以上です。

**○当山勝利委員** 次のほうに移ります。

交通運輸対策事業費について伺いますが、予算が増となっている要因について伺います。

**○山里武宏交通政策課長** お答えします。

交通運輸対策費は、令和5年度当初予算額として33億602万9000円を計上しております。対前年比では5億749万6000円の増加となっております。

主な増加の要因としましては、まず沖縄離島住民等の交通コスト負担軽減事業で、コロナの行動制限緩和による利用実績増加に伴う増。もう一つは那覇空港整備促進事業費で、那覇市の船だまり整備事業の進捗に伴う増。あと交通事業者運転手等確保支援事業ですけれども、前の事業はバス事業者の運転手確保事業という名前でしたけれども、これを交通事業者という名前に変えて、バス事業者以外の交通事業者にも拡大することに伴う増であります。それ以外にも離島空路確保対策事業費等で燃料高騰、あるいは円安の影響で費用が増大したことなどによって、欠損額が拡大したことによる増もあります。あと先ほど紹介させていただいた自動運転とか、チャーターの運航支援、離島航路の船員確保の事業等の新規事業なども、新たに予算計上したことによって増となっております。

以上です。

**○当山勝利委員** 分かりました。

それで、シームレスな陸上交通体系構築事業の中で、M a a Sの取組があると思うんですが、令和5年度の取組について伺います。

**○山里武宏交通政策課長** お答えします。

沖縄県内においては、複数の事業者が観光型M a a Sとして事業を展開しておりますけれども、事業者のほとんどが国の補助を受けてM a a S事業を展開しております。このような観光型M a a Sの取組は、対象となる観光客における公共交通の利便性向上等に寄与するものと考えております。

企画部としましては、今後このような観光型M a a Sの取組が公共交通の主たる利用者である県民に対して、どのように利便性向上に寄与していくのかを注視して、必要に応じて連携してまいりたいということを考えております。

以上です。

**○当山勝利委員** これで気になるのが国事業で幾つかの民間事業者さんが、幾つかをつくっているわけですね。統一性がないというところら辺が、今私とても気になっていて、あっちではこれになって、こっちの離島へ行けば別なやつ、もしくはヤンバルのほうに行ったら別なやつが必要ですかというようになると、観光客の人たちは、面倒というよりも、わけが分からないと思うんですよ。そこら辺の統一性というのはどうお考えでしょうか。

**○山里武宏交通政策課長** M a a Sを実施している事業者というのがございますけれども、現状の中では県が例えば一つの事業者を選定するとか、そういっ

たことはちょっと難しいのかなということを考えております。

複数の事業者がそういう、いろいろできている状況なんですけれども、今後は、例えばS u i c aとかP A S M Oとかの10カードとかがあると思うんですけれども、そういうのが連携して、10カードということで連携した取組ができているというようなことが例にあると思うんですけれども、こういった連携するタイミングというのがいずれできてくるのかなということを考えております。

○又吉清義委員長 よろしいですか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 どうも御苦労さまです。

幾つか質問させていただきます。

まず、離島石油輸送費補助の目的についてお願いします。

○山里永悟地域・離島課長 お答えします。

石油製品輸送等補助事業ですが、離島における石油製品の価格の安定化、また、価格差を本島並みに抑えるために、輸送費等、離島に係る特殊な経費に対する補助を行っているところでございます。

○渡久地修委員 どうも。

これについてはもう毎回質問やってきたんですけど、なかなか展望が見いだせないということもあって、去年第三セクターも含めてやったらどうかとか、国、県、市、それから事業者を含めて第三セクターも検討したらどうかとか、いろんな提案もしましたけれども、あのとき皆さんはしっかり調査もして、方向性を出していきたいという答弁だったと思うんですけど、今年度はどんな取組だったか教えてください。

○山里永悟地域・離島課長 現在、石油製品輸送等補助事業の効果に関する調査分析、最終の作業を進めているところでございまして、年度末には報告書を取りまとめる予定となっております。主な内容ですが、補助対象経費に補助単価が実際の流通コストに見合っているか、また対象経費に含まれていない離島特有の輸送コストがないか。またこの輸送補助、石油製品輸送補助が廃止された場合、離島にどのような影響があるのかということで、産業、家計への影響分析、また波及分析なども行っております。

さらに離島を有する他県との比較ということで、長崎県、鹿児島県等の価格や流通コストの比較、あと、石油製品の価格差の実態、発生要因。また先ほど委員からもありましたが、他県の事例なども今集めていまして、例えば県内小規模離島では、特にガ

ソリンスタンドの担い手不足で承継を危ぶまれるといった事例も出てきているところから、他県において、そういったガソリンスタンドの安定的な運営のために、自治体など公的な組織が関与している事例などについても調査の一環として情報収集を行っております。

こうした調査を踏まえて、価格差縮小に向けた方策の方向性を整理しているところでございます。

○渡久地修委員 調査、年度末に出るというけれども、今後この格差是正していく上での方向性というのはどうですか、出てきそうですか。

○山里永悟地域・離島課長 まず、補助事業の弾力的な運用ができないかということで、補助単価は公的な予算を使っていますので、より経済的な一番経済的な輸送方法によって運賃の補助単価といったものを算定しておりますが、経路の場合、場合によっては船の輸送容量の制限などがありまして、一番安価な方法が利用できないようなところがないかとか、そういった個別個別の経路をちょっと今詳しく調べていまして、そういった事例があった場合には、実際に要した輸送経費も場合によっては認めるといった、弾力的な運用等も検討しております。

また補助効果ですが、離島の皆さんに対して実際に消費している消費者が、補助額によってガソリンの値下げ効果などがちょっと見えづらいといった事情もございまして、もう少しその補助効果が見えやすくなるような方法といったものがないか、補助の在り方の見直しについても方法を検討しているところでございます。

またさらにですが、昨今国や県の方針として脱炭素の流れがあります。離島においても自動車のEV化といったものが検討されて、大きな方向性となっておりますが、電気というものは本島も離島も同一価格であります。この方向性が、本島と離島の価格差解消に向けた施策の方向性の一つになるかといったところも併せて検討を進めているところでございます。

○渡久地修委員 1つは、今全国で特に公共交通バスですね、バス事業者がもう運営が困難になって、各自治体が運営するという方向に転換するところもかなり出てきているんですよ。だからそういったのも含めて離島の石油製品のものも、大胆にそういったところまで含めて検討する必要はあると思うんですが、これはいかがですか。

○山里永悟地域・離島課長 現状、石油製品を供給しているガソリンスタンドは、離島の燃料供給拠点

としてインフラの一翼を担う重要な存在でありまして、その石油製品販売業ですが基本的には民間の事業として行っております。

行政が関わることについては民業圧迫とならないよう地元の事業者の意向であるとか、離島の市町村などの意向も十分に配慮して行う必要があると考えておりまして、行政と民間との役割分担とか、整理すべき課題も多いというふうに考えておりますので、様々な事例を研究しているところでございます。

**○渡久地修委員** ぜひ研究してください。

そして、先ほど報告のあったEV化、これは非常に将来への展望に向けて、大胆に転換していく必要があると思います。この石油製品の補助、石油の輸送がなくなれば補助もいらなくなるわけですよ。脱炭素という点でも非常にこれは重要な施策でもあるので、国、県の施策とも合致するので、そういう意味では僕は離島、特に小規模離島では県が補助をしてEV車の購入。そしてこれをまた電気をやるとなると、向こうでまた石炭でやったらまた炭素発生するからね。そういう意味では太陽光発電、風力発電、再生可能エネルギーと一体となったものを離島から、特に小規模離島から実証実験でやっていったらいいんじゃないかなと。太陽光発電とか風力発電も補助事業できるはずですし、そこにこのEVの自動車もやっていくと。この前テレビで特集をやっていましたけれど、中国なんかオートバイはほとんどもうEVになっています。ガソリンのオートバイというのはほとんどないらしい。だから物すごい前進しているんですよ。だから場合によったら、県から住んでいる人たちに蓄電池とか、太陽光発電とか、そういう設備の補助も出す、EVのオートバイや自動車を購入する際の補助も出すなどということをやっている、いずれ石油製品、自動車のはゼロにしていくという可能性も出てくるので、こういう大胆な発想、皆さんの今の報告を聞いて感じたんだけど、ここを大きく、どうでしょうか、これも検討してみたらいかがですか。

**○山里永悟地域・離島課長** 今委員からも指摘をしていただいたように、県においても、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において脱炭素型の交通環境を推進するというふうにしております。離島も含めた脱炭素社会の実現に向けては、2050年度という節目に向けて商工労働部や環境部をはじめとして関係部局が連携して取り組んでいるところでございます。現時点では、ガソリン等の石油製品は離島において大変重要なエネルギー源でございますが、そういっ

たところも含めて、関係部局と連携しながら取り組んでいきたいというふうに考えています。

もう一点ですが、中国の事例を御紹介いただきました。ああいう非常に大多数のEVのバイクが走り回るといよりは、小さな離島はシェアリングエコノミーといった必要台数を効率的に運用していくといったことも併せて検討したほうが私はいいというふうに考えていますので、そこを併せて検討を進めていきたいというふうに考えております。

**○渡久地修委員** 石油製品の輸送にお金を出す、これをどう改善していくかということを僕ら議論してきたけれどもこれを減らしていくと。減らして行って、向こうで移動手段をなくすんじゃなくて、それをEVに変えていくという発想でやってくると、ある意味では逆転の発想というか石油製品の補助のものと、商工労働部がやっている再生可能エネルギーをセットで、やっぱり運営して行って転換していくという方向性は大事なので、これぜひ1つの検討課題として、できたら小規模離島、どこかで実証実験できないですか、部長いかがですか。

**○儀間秀樹企画部長** お答えいたします。

将来的にはやはりガソリンから、電気、再生可能エネルギーを活用した電気というふうな方向性はそのとおりだと思います。商工労働部あとは環境部と意見交換しながら、その辺について検討してみたいと思います。

**○渡久地修委員** 部長、今将来的と言ったけれど、脱炭素とかあれというのは、もう非常にこの技術も含めて急激な進展ですから、将来的と言わないで近い将来ということでもいいですか。

**○儀間秀樹企画部長** それも含めて検討してまいりたいと思います。

**○渡久地修委員** ぜひやってください。将来的と言ったらもう20年、30年先に先送りされたら大変なので、ぜひ今度の報告書にも入れるように頑張ってみてください。

次に、交通政策についてお尋ねします。伊江島空港、県にも空路開設してほしいという陳情も出て、この前県議会の特別委員会で視察に行って、村長を含め議会の皆さんとも懇談して現場も見てきました。向こうの要望をまず皆さんとしても把握していますか。

**○山里武宏交通政策課長** すみません、ちょっと今手元に陳情の資料を探していたんですけど手元なくて。伊江島空港の就航についての要望という、要請事項だったということです。

**○渡久地修委員** 向こうと懇談しましたら伊江島の住民の皆さんが、やっぱり那覇とかから行き来ができるようにということでの要望だったんですが、これに対しては住民の皆さんの中にも、値段が逆に上がって利用する人は少ないんじゃないかとか意見もあるらしいんですよ。

ところが、議会の皆さんと意見交換をやっていて、ここに本当に空港が、例えば東京、大阪からの直行便が就航して伊江島で泊まるか、あるいは伊江島から船に乗って本部に行って美ら海水族館を観光して、近々開設するテーマパークを見て、また伊江島に戻って帰るか、あるいはそのテーマパークから美ら海、テーマパークから首里城を見て那覇空港から帰るか、あるいは伊江島に戻って帰るか、あるいはこの逆コースでもやっていったら将来的には、大きなこの北部の振興と沖縄の観光にも非常にプラスになるんじゃないかなと思ったんですけれども。これは沖縄の21世紀ビジョン、あるいは公共交通を考えるとという点で——ちょっと皆さんの基本的な僕の意見に対する見解をお聞かせください。

**○山里武宏交通政策課長** 今委員がおっしゃった伊江島空港を拠点とした北部地域で、あるいはまた那覇市内への周遊観光については、魅力ある提案と考えております。

一方、県が県内離島航空路線を運航する航空会社に対して、伊江島空港への就航可能性等についてのアンケート調査を実施した結果では、やはり需要について課題があるとの意見が示されております。県としては県のアンケート調査、また伊江村も今年度調査事業を実施して、そういった結果を踏まえて地元の伊江村の意向等も確認して、引き続き伊江島空港の利活用について意見交換をしていきたいなということを考えております。

**○渡久地修委員** 今言ったように、これはいろんな課題いっぱいあると思うんですよ。特に米軍基地もあるからね。その辺もあるんだけど、沖縄で一番の観光客が来るのは水族館ですよ。その次に首里城なんですよ。そこに今度テーマパークができる、あるいは県としては国立自然史博物館の誘致も今進めようとしているわけですよ。これをどこに立地するのかというのはこれからの課題になると思うんだけど、そういったのを考えた場合に、北部全体のことを考えても、沖縄全体のことを考えても、伊江島空港というのは一つの大きな魅力になるんじゃないかな、飛行機で来て、船に乗って、バスで移動して、泊まってということで、空、海、陸、全部観

光が体験できるという点では素晴らしいことだと思いますので、ぜひ検討してみてください。

部長いかがですか。

**○儀間秀樹企画部長** お答えいたします。

今、委員がおっしゃった話について、本土の民間の会社からも、そういう提案がございました。那覇空港は海拔が非常に低いところにあると。伊江島空港は70から80ぐらいの海拔の高さがあるって、例えば津波とかが来たときにどうするんだというふうな話の中で、あとは今おっしゃっていたように、テーマパークであるとか、水族館とか、その辺を見たときに伊江島空港を活用をしたほうがいいのではないかと。その話の中では、本部と伊江島とを橋を架けるとか、あとは地下のトンネルを掘るとか、それもセットでございました。そういう話もございましたけれども、将来の可能性については、その辺についても検討する余地はあるのかなというふうに思っているところでございます。

**○渡久地修委員** 部長は将来という言葉が好きで、しかし今のあれだと話がだんだん大きくなるんだけど、この辺も含めてぜひ構想を練ってみてください。

駐留軍用地跡地の問題で、普天間基地の先行取得の現在の実情、今の達成度を教えてください。

**○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監** 県では、平成24年度に沖縄県特定駐留軍用地等内土地取得事業基金へ約69億1000万円を積み立て、普天間飛行場内の道路用地17.15ヘクタールの先行取得に取り組んでいるところでございます。土地の取得状況としましては、令和5年3月10日時点で約13.9ヘクタールを取得し、取得率は約81%となっております。

以上です。

**○渡久地修委員** これは目標どおりですか。

**○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監** 県では、令和3年度までに、本来であれば普天間飛行場の道路用地17.15ヘクタールの取得を目標としておりましたけれども、目標の74%にとどまったところです。

**○渡久地修委員** その理由は何でしょうか。

**○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監** 跡地利用推進法に基づく先行取得の制度ですけれども、通常の公共事業の用地取得と違いまして、こちらから用地交渉を行うということではなくて、地権者からの申出を受けて土地取得を行うという制度になっておりますので、計画的な土地取得が難しいと



いう側面があります。

○**渡久地修委員** 当初の積立て69億円、そしてそれに取得したものに利子がつきますよね。利子というより県に入ってくる借地料、この借地料は今まで幾ら入りましたか。

○**池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監** 借地料と利子を含めまして、令和4年度末までに約15億1000万円を積立てております。

○**渡久地修委員** この収入は、取得のための基金に使われるということによろしいですか。

○**池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監** 同じように借地料も基金のほうに積立てて、これを土地の取得料に使うということをやっております。

○**渡久地修委員** 残りの面積は幾らになりますか。

○**池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監** 17.15ヘクタールに対しまして、これまで13.9ヘクタール取得しておりますので、残りは約3.2ヘクタールということになっております。

○**渡久地修委員** 3.2ヘクタールはイメージを分かりやすくすると、どれぐらいの広さになるの。

○**池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監** おおむねですけども、県の本庁舎が大体1.8ヘクタール、県議会の庁舎が0.8ヘクタール、警察本部庁舎が0.8ヘクタールということになっておりますので、この県庁と議会棟、警察本部を合わせた面積が約3.2ヘクタールというふうな規模感というふうに考えております。

○**渡久地修委員** このぐるっと回った1周が残っているというイメージだと思うんですけど、今年度の目標は幾らですか。

○**池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監** 新年度は過去の実績を踏まえまして、令和5年度も1.2ヘクタールの予算を計上しております。

○**渡久地修委員** さっきのイメージからすると、新年度は県議会棟の分を買取る予定だということでもいいですか。

○**池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監** 大体そういうイメージでいいと思います。

○**渡久地修委員** 大体イメージが湧いてきたので、これはなかなかもう自発的な地主の皆さんの、自発的に買って下さいというものでしか動けないというんだけど、自発性を促すための努力というのはどのようなことをやろうとしているんでしょうか。

○**池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監** 土地の先行取得制度の周知を図るということをやっております。普天間飛行場の地権者ヘリーフレッ

トをまず年度当初に発送しております。そのほかに地権者の戸別訪問というものを実施したり、あと県の広報誌、ラジオ、テレビ番組などの広告媒体を活用して、制度の周知を図っているところでございます。

○**渡久地修委員** ぜひ頑張ってくださいね。期待しています。

終わります。

○**又吉清義委員長** よろしいですか。

國仲昌二委員。

○**國仲昌二委員** よろしくお祈いします。

まず初めに新たな離島振興計画の中で、離島振興の基本方向ということで示してある持続可能な離島コミュニティの形成、これに基づく予算計上、それから次代を拓くフロンティア施策の展開に基づく予算計上ということで、ちょっと質問しようとしたんですけども、これかなり各部にまたがっている予算計上となるので、ここでは答弁を求めないで、後日資料をもらいたいんですけどもお願いできますか。

○**山里永悟地域・離島課長** それでは資料をお届けします。

○**國仲昌二委員** よろしくお祈いします。

資料の事項別積算内訳書、これの企画部の真ん中辺りにある石油製品輸送等補助事業費、先ほど質問があったんですけども、前年度比で7700万円程度の減となっております。この説明をお願いします。

○**山里永悟地域・離島課長** お答えします。

石油製品輸送等補助事業費の減額の理由ですが、まず令和4年度は先ほどもちょっと説明させていただきましたが、調査分析を行ってございまして、調査委託料は今年度で終了して報告書をまとめますので、来年度は調査委託料約2300万円程度が全て減額というふうになります。

また輸送補助事業の財源となっております石油価格調整税でございますが、長引くコロナ感染症の影響もありまして、特にレンタカーの台数が減っているというふうに思われまして、観光自体もちょっと弱まっているんですが、その減少に伴って県内の揮発油の全体の需要量が減ってございまして、石油価格調整税の税収が低調に推移をしております。そうしたことを考慮いたしまして、この税収であります当該歳入の予算額9億4100万円に合わせたことによるものでございます。

○**國仲昌二委員** 県の資料によりますと、去年の12月現在、離島平均ですけども本島と比較して価格が

114.3%ということで格差があるんですけれども、これはこれまでの推移からして下がっているのか、横ばいなのか、上がっているのか、その辺ちょっと説明をお願いします。

○山里永悟地域・離島課長 おおむねで申しますと、横ばいの状態となっております。

○國仲昌二委員 先ほども質問が出ていたこの事業の目的ですね、本島並みの価格の安定と円滑な供給を図りというところであるんですけれども、今出ている114%についてはどういう認識でしょうか。

○山里永悟地域・離島課長 おおむね目標値に近いということはあるんですが、ただ離島の皆さんが求めていらっしゃる水準にはまだ達してないというふうに考えておまして、さらなる改善が必要と考えております。

○國仲昌二委員 ぜひ、まだまだ格差があるということなので、そこら辺の格差が少しでもなくなるように、よろしくをお願いします。

次、同じ資料で2段下、交通運輸対策費、5億円の増となっていて、主なものが交通コスト負担軽減ということで、この交通コスト負担軽減事業についてちょっと質問したいと思うんですけれども。最近、J T Aの航空運賃の値上げのニュースがありましたけれども、この予算の中には値上げ分というのは考慮されているのでしょうか。

○山里武宏交通政策課長 令和5年3月3日にJ T AとR A Cが、離島割が活用可能な路線について運賃を9%から15%値上げして、その値上げの適用期間を令和5年4月18日からとすることが発表されたということです。その件だと思います。

県としては、離島住民等を対象に、離島割として航空運賃の約4割の負担軽減を実施しておりますけれども、令和5年度当初予算においても値上げ幅の約4割を追加で負担して対応することを今検討しております。離島住民の負担軽減に努めることとしております。

以上です。

○國仲昌二委員 今4割の話が出たんですけれども、残り6割については市町村と今、話し合っているというようなことを聞いていますけれども、今どういう状況でしょうか。

○山里武宏交通政策課長 現在、就航先の市町村ともいろいろ話し合い等もしております。まだすみません、調整中の段階であります。

○國仲昌二委員 値上げ幅というんですか、例えば那覇ー宮古、那覇ー石垣ということで、宮古島市が

負担してくれというようなことがあると思うんですけれども、例えば宮古と石垣、宮古と多良間、石垣と与那国となった場合にどこがどれだけ負担するかというのは、かなり複雑なもの出てくると思うんですよね。あと値上げ分の4割をとると、例えば那覇と与那国になった場合には、与那国のほうの負担額が、かなり値上げ幅が大きいので大きくなるというのがあります。そういったのも含めて、市町村の財政規模もありますので、その辺も含めた調整の仕方をしっかりやっていただきたいというふうに要望します。よろしくをお願いします。

それでは、次に行きます。

離島航路補助事業費、これも前年度比でマイナス7000万円余の減となっておりますけれども、これについてよろしくをお願いします。

○山里武宏交通政策課長 お答えします。

離島航路補助事業費が減となった主な理由は、欠損補助の対象航路が16航路から15航路に少なくなったことによるものであります。具体的には令和5年度、補助対象外となった曳航路があります。これは令和2年度に曳航路を就航する船舶の買取り支援を県が実施したことによって、収支が改善して補助対象外になったということによります。

以上です。

○國仲昌二委員 補助対象外が出て減額になっているということで、県の資料ですけれど、令和4年度は補助金として7億3000万円程度の補助金額ですよというふうに出ていますけれど、それと比較すると2億円程度増になっていますよね。この辺についての見込みというのを教えていただけますか。

○山里武宏交通政策課長 まず、令和4年度の補助事業の欠損補助事業なんですけれども、先ほどおっしゃった7億3000万円程度の確定額というのは、対象期間としては令和2年10月から令和3年9月までの欠損補助になります。先ほど言った令和5年というのはその1年後になりますので、令和3年10月から令和4年9月までの期間になるということです。その期間の差ということになります。

○國仲昌二委員 分かりました。

次下から2番目、離島活性化特別事業費。これも7800万円程度減になっています。その理由をお願いします。

○山里永悟地域・離島課長 離島活性化特別事業費ですが、複数の事業で構成されておまして、沖縄離島体験・デジタル交流促進事業、離島ブランディング、いわゆる島あっちい・島まーる推進事業、離

島デジタル広報・販売スキル向上事業、離島ICT利活用人材等高度化事業などで構成されております。

減額の理由ですが、まず離島体験・デジタル交流促進事業ですが、児童を対象として離島に体験交流という形で送っている事業でございますが、3年にも及ぶ新型コロナウイルスの影響で、特に中小規模離島で受入れの中止、民泊の中止、廃止等がある、すぐにはちょっと受入れ体制が回復できない状況となっております。現在、受入れ体制の再構築や対策強化を行っているところでして、このため、令和5年度予算は離島側の受入れ能力を考慮して、さらには今年度の受入れ実績も踏まえて派遣人数等を決定したところでございまして、予算は4300万円の減となっております。

離島ブランディング（島あっちい・島まーる推進）事業ですが、モニターツアーの費用の補助を行っておりますが、この補助率を今年度8割だったんですが、次年度は7割に下げて自走化を目指していきますので、その補助率が下がっていることによって1700万円の減、離島デジタル広報・販売スキル向上事業につきましては、広報費等の実績等を踏まえたらもっと効率化を図れるということが分かりましたので、委託料を減いたしまして1000万円の減、また離島ICT利活用人材高度化事業ですが、離島テレワーク人材の高度化事業でございます。こちら自走化に向けて、年度ごとに補助率を逡減させておりますので、今年度の補助率は8割から7割へ、次年度は補助を下げっていきますので、400万円の減等となっております。

○國仲昌二委員 ありがとうございます。

私の質問は終わります。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時21分再開

○又吉清義委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

平良昭一委員。

○平良昭一委員 令和5年度の当初予算の説明資料から30ページ。移住定住促進事業、これかなり大幅のアップをされていますけれど、その状況をお聞かせ願います。

○山里永悟地域・離島課長 お答えします。

移住定住促進事業ですが、令和5年度は委託料2100万円増となっております、その理由としてですが、地域の受入れ体制強化を図るために、ちょっと取組が弱かった市町村を対象に、新たに移住施策

に取り組みたいけれどちょっとどうしていいかわからないといった市町村に対して、伴走支援の事業を追加していこうというふうに考えております。具体的には、移住に向けたロードマップの作成であるとか、移住相談会、移住フェアの出展の支援、移住体験ツアーの組み方など一緒になって、二人三脚で伴走支援をしていきたいというふうに考えています。

また県内市町村の移住取組が強いところと、まだまだ取組が足りないところがありますので、県内の市町村の移住の取組を効果的に支援するために、一応市町村の移住施策の調査も行おうというふうに考えております。

また地域、小規模離島など、特にですね、移住の受入れはしたいんだけど、特に保育士だとか、介護士であるとか、地域が求める人材に重点を置いて移住施策に取り組みたい。もしくはワーキングホリデーという取組があるんですが、移住する前に各地域で職業体験をしてもらおうといったものがあります。そういったものに対して、保育士や介護士などを中心に重点を置いて、ワーキングホリデーを行う、このターゲットにワーキングホリデーといったものを新たにプログラムを追加したいというふうに考えております。

また様々ですが、今LINEアプリでも移住の相談ができるようになっておりますが、そこにAIを活用した応答メッセージの質問回答機能の拡充など、様々強化を考えてございまして、そのために2100万円程度、増額をしております。

○平良昭一委員 自治体によっては、やっぱり力の入れようが足りないところ、今言うように、どういうやり方をしていいかわからんというのが、かなり声も聞こえてきましたけれど、ここにきてそういう前向きな自治体が出てきているということは非常にいいことだと思います。この財源というのは、国の地方創生移住支援事業というところから出てきているのですか。それとは別ですか。

○山里永悟地域・離島課長 財源ですが、まず一般財源という形で措置をさせていただいて、総務省が移住定住対策に関して特別交付税措置を行います。措置率は0.5掛ける財政力補正ということで、一定程度の国費が入ることになってございまして、また移住コーディネーターと移住相談員を設置していますが、こちらに関しては350万円を上限に特別交付税措置が講じられるということになっております。

○平良昭一委員 僕は一緒かなと思ったんですけど、移住支援金の中で東京23区に在住、または通勤

する方々が東京圏外へ移住するとき、世帯の場合は100万円、今は300万円とか、また18歳未満の者1人につき最大100万円を支援するなんていう国からの支援策がありますけれど、それとは全く別の考え方なの。

**○山里永悟地域・離島課長** 今委員から説明のあった移住支援金というものですけれど、こちらはデジタル田園都市国家構想交付金を活用した制度となっております、内容としてちょっと委員からもありましたが、東京23区もしくは東京圏に、通勤者、通勤している方々が地方に移住した場合に、家族世帯100万円、子供1人当たり100万円の支援が受けられるという制度ですが、こちら市町村、県の負担も発生しまして、中身としては国費が2分の1、県負担4分の1、市町村負担4分の1、支援金事業を導入した場合は、市町村が窓口となりますので、市町村事業ということになります。こういった制度も拡充されつつありますので、市町村に対しては手厚い支援を整備していきたいというふうに考えているところです。

**○平良昭一委員** これは全く別物だと、私が言ったのは別物だと理解しましたので、それも企画部の中で担当するのですか。

**○山里永悟地域・離島課長** 冒頭で申し上げました予算を増額した中で、一番最初に申し上げたのは市町村に対する伴走支援です。こういったふうに移住に対する支援策というのも国から手厚く、いろいろと多様化してきていますので、そこも含めて市町村に対して二人三脚の伴走支援をしていきたいということでございます。

**○平良昭一委員** この移住支援金、東京都あるいは一部の地域以外は、かなり事業として市町村がやっているところがあるんですよ。沖縄県は全くどこもやられてない。そうであれば、せっかくのこれだけの支援があるわけですから、企画部の中で各市町村単位の情報共有あたりが行われていないんじゃない。僕のところに来たのは、そういう市町村単位の中でエントリーしたいけれど、沖縄県がそれを策定することをやってない、計画をされてないからエントリーができないなんていう話があるんですけど、それとは全く関係ないの。

**○山里永悟地域・離島課長** 市町村に対してもう調査をしております、現在のところ、1自治体が検討したいという回答でございました。

改めてまた今月中に再度調査をしたいと考えております。伴走支援を効果的に行うためにですね。県

内の市町村が現在行っている移住の支援金に近いものは、先ほど申し上げた必要人材とと思っている保育士確保のための移住支援として、子ども生活福祉部の事業ですが県外保育士誘致支援事業というものを利用して、現在県内でも16市町村がこの支援事業を行っているところでございます。

**○平良昭一委員** この事業に関しては市町村が県を通さなくても、エントリーすればいいわけよね。

**○山里永悟地域・離島課長** 移住支援金に関しましては、先ほど申し上げたように県も負担しないといけませんので、市町村と県が一緒になって事業計画を立てたりですね、負担する、要は国費が2分の1入りますけれど、残りの2分の1は県負担4分の1、市町村負担4分の1になりますので、同様に予算措置もしていく必要があります。なので、情報を共有する必要がありますので、細かく情報収集を行っているところでございます。

**○平良昭一委員** これに関して県は前向きに、市町村がやりたいと言えば協力するという気持ちになっているよね。

**○山里永悟地域・離島課長** その点も含めて市町村に複数回、今調査を行っているところでございまして、呼吸を合わせて、必要であれば補正予算などで対応する必要が出てきますので、そういった予算措置も含めて一緒になって取り組んでいきたいと考えております。

**○平良昭一委員** お願いがあるけれど、これの資料を後でもらえないかな。お願いします。

**○山里永悟地域・離島課長** 移住支援金に関する資料ですね。後ほどお届けします。

**○平良昭一委員** 次に29ページ、午前中もありましたけれど、離島航路船員確保・育成支援事業で船員の確保ということでありましたけれど、たしか今度の代表質問で立憲さんがそれに触れて、水産高校の卒業生の就職率どれぐらいですかといったら、100%と言ったんですよ。となると高校生の就職がかなり決まっているのに、船員を確保する必要があるんですかというのが素朴な疑問。

その辺のちょっと内部事情が分かれば教えていただきたい。

**○山里武宏交通政策課長** お答えします。

高校生、先ほど委員がおっしゃったように就職等は進んでいるんですけども、いろいろやっぱり事業者にアンケートを取った結果、将来とかそういったもの、高齢化の話とかいろいろあって、やはりこれからのことも見据えてこういう事業に取り組んで

—離島航路というのは、やはり離島県である沖縄県にとってはかなり生命線なるインフラでもありますので、そこを継続的に、長期的に支援するためにとか、安定的に運航できるような形で、人材というのはまた要望も、事業者からもありますので、やっぱりこういった事業を投入して、実施していきたいという趣旨でございます。

**○平良昭一委員** ということは、離島航路に関しては、船員が足りないわけですよね。若い方々はそこには就職してないというふうに理解していいですか。

**○山里武宏交通政策課長** 先ほどもちょっと言ったんですけど、50代以上が今3割を占めているという状況があります。やっぱり県内においては、今現状でも、やはり県内の離島航路事業者において、法定で定められている定員数は充足はしているんですけども、結構ぎりぎりの状況もあるというふうにも聞いております。なのでやはり現状、年齢層においても40代が26%で今最も多いんですけども、やっぱり50代、70代の割合も33%ですので、今後も船員の不足、高齢化が進行していくことが懸念されるということから、こういう事業を実施しているということです。

以上です。

**○平良昭一委員** ちょっと船員の中身が分かりませんが、これにはいわゆる船長とか、機関士とか、いろんな種類がありますよね。そういうものに対しての、例えば試験とかそういうのがありますよね、昇格試験とかに対しても支援をしてくれるというふうに理解していいのですか。

**○山里武宏交通政策課長** この船員なんですけれども、いわゆる船長とか、あるいは航海士、あるいは機関士と言われている職種があります。こういう人たちは、やっぱり海技士という免許を取得しないといけないということがあります。やはりこういう海技士免許の支援等も一緒にやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○平良昭一委員** この海技士というものに関してはあれかな、何年乗船しないと受けられないとか、そういう規定もあるのですか。若いときから受けられないのかな。

**○山里武宏交通政策課長** やはり乗船履歴等も必要になってきますので、例えば沖縄水産高校とかはそういう実習船を持っていますので、やはりそういう実習を受けて、海技士免許を取るというような形もあります。

**○平良昭一委員** やっぱり離島航路の船員の確保というのは非常に重要になっているし、年齢も高くなっているということでもありますので、魅力ある職場であればいいという感じがしますので、その辺十分なサポートをしていただきたいと思います。

次に44ページ、初めて見ますけれど、自動運転交通サービス社会実装推進事業はどういう中身ですか。

**○小浜守善交通政策課副参事** お答えします。

自動運転については、国におきましては2030年頃をめどに、国内での本格的な普及を目指しているところです。県におきましても、この事業において地域の抱える課題とかニーズに対応する交通環境の形成を目指しまして、自動運転技術を活用した公共交通サービスの社会実装を推進したいと考えております。具体的には高齢者とか、観光客の移動手段の確保、また運転手不足などの課題を抱える地域を調査しまして、自動運転技術の導入可能性とか、地元自治体の意向を踏まえた上で事業地の選定を行いまして、地元自治体と連携して、自動運転公共交通サービスを運営する交通事業者設立の支援を行っていきたいと考えています。

令和5年度につきましては、自動運転交通サービスを導入する事業地の選定を行うことを考えております。

令和6年度から走行ルートの検討とか、EV車両と制御技術とかの選定とか、運営事業者の設立に向けた取組など進めてまいります。

以上です。

**○平良昭一委員** 僕が聞きたいのは、自動運転交通サービスというのは何かということから知りたい。

**○小浜守善交通政策課副参事** 自動運転はいろいろレベルみたいなものがございまして、レベル1からレベル5まであるんですけども、レベル5というのはもうシステムが全て操作して人の対応は必要ないというようなところがレベル5になります。レベル1とかレベル2というのは、ハンドルとかアクセル、ブレーキの複数での部分をシステムが操作するもの。レベル3では特定の条件下で、限られた、例えば高速道路とかでシステムが全て操作し、必要なときに人が対応すると。レベル4というのが、特定の条件下でシステムが全て操作し、人の対応は必要ないというような形で、レベル1からレベル5まで、大体これは世界的な基準になっておりまして、今、国においてもいろいろ制度整備がされているところで、この4月1日から道交法の改正がされたものが施行されまして、レベル4、先ほど申し上げた特定

の条件下でシステムが全て操作して、人の対応は必要ないというレベル4について、過疎地などで、公共交通サービスにレベル4を活用するということが、これは各県の公安委員会の許認可を得てできるというような法整備もされているところです。

ただ、全国的になかなか、今技術的にはまだそういうところまでは行ってない部分がありますので、我々も将来的な地域のニーズとか課題とかを解決するために導入を考えておりますけれども、いろいろな技術の状況も見ながら、いろいろ勉強しながら進めてまいりたいと考えているところです。

**○平良昭一委員** これはこれからの見てやるしかない。取りあえずスタートしてみてどうなるかということを見てみたいと思っています。

最後に議会事務局。議会事務局の管理費になると思いますけれど、昨年度の夏場の議場、本会議場、あまりにも暑過ぎて大変でしたよ。当局側も大変だったと思う。議員も大変だったと思う。ネクタイ締めないでいいかりゆしウエアでもあるけれど、背中汗びっしょりかくし、ここでよくまともな議論ができるかなというぐらい暑い日もありました。そういう面では今回、空調管理のその辺、しっかり大丈夫かな。どうですか。

**○山城貴子議会事務局長** 特に昨年の6月議会では、議員の皆様をはじめ本会議場にいらっしゃる方々には大変不快な思いをさせてしまいまして、心からおわび申し上げたいと思います。

議会棟の冷房の仕組みについてですけれども、行政棟から送られてきます冷水供給によって運転されているところでした。夏場にはその冷水が送られてくる間にも水温が高くなる傾向にあるということ、それから加えまして、新型コロナウイルス感染対策として窓を開けて換気を行っているということから、冷房の効きが弱くなっているという状況にございました。

そのため9月議会では、議会棟独自の氷蓄熱による冷房設備、これは夜間に氷を製造してそれを活用する仕組みになっております。これでもって開会前に、まずは本会議場の温度を下げて、その後行政棟からの冷水が安定した段階で冷水供給に切り替えて運転をするということをやりましたところ、多少の改善が見られたというふうに考えております。設備の故障とか、そういうことではございませんので、そうした運用方法を工夫しながら、本会議場の環境整備に努めていきたいと思っています。

以上です。

**○平良昭一委員** コロナの対策で窓を開けている、

議場も開けているということで、冷えないということもあるかもしれませんが、非常に不思議なのは、行政棟から冷水を送り出してくるということになる今の現状ですよ。これはもう建物を造ったときからそういうシステムになっているわけよね。改善するということは、過去には話が全くなかったですか。

**○久貝仁参事兼総務課長** 議会棟は警察棟とともに行政棟と一体として設計がなされています。議会棟の電力の供給、消防設備、そういったもので当初から連動する機能となっています。

そのため、空調設備や消防施設、エレベーター等の庁内施設は行政棟にある中央監視室から24時間の管理が行われておりまして、これまで独自に議会であらういった設備を行政棟と同じように取るという仕組みは、私が聞いたところではなかったというふうに聞いております。

**○平良昭一委員** 県警も行政棟も議会も連動しないと駄目だということなわけね。となると、議会棟だけ動くとき夏場はそういうシステムは駄目だということですか。

**○久貝仁参事兼総務課長** 先ほど局長からもあったように、議会棟独自の氷蓄熱というのを設置しまして、これは夜間に氷を作る機械ですけれども、それを本会議が始まる前に設置をして、事前に温度を下げて、その後行政棟からの安定した冷水を供給して乗り切っていくということを9月議会に取り組みまして、一定程度の効果が出ましたので、こういった形で今後やっていきたいというふうに考えています。

**○平良昭一委員** 過去にでもいいですけど、議会棟だけで空調設備をしようとするときに、どれぐらいの予算がかかるか試算したことはありますか。

**○久貝仁参事兼総務課長** 議会棟に別途空調機を増設する場合、正確な金額ではありませんけれども、機器本体のみで2000万から3000万円はかかると予想しています。

また、それ以外に空調機の増設に際しては、消費電力や議会棟の配電設備の能力についても検討が必要で、不足であれば増強を行う必要があります。そのほかにも、屋上に設置する空調設備の配置、配管経路の検討、中央監視室で使用する運転管理設備のシステム改修設計、運転管理のための人員配置、メンテナンス費用等についてもさらに費用がかかりますので、この辺りについては十分に検討していく必要があると考えております。

**○平良昭一委員** 沖縄特有のものかもしれませんけ

れど、とにかく去年はそういう状況であった。今年はどう変わるかとちょっと感じながらやっていくしかないだろうなと思っていますけれど。やっぱり、もう建ててかなり長くなりますので、その辺はもうある時期に来ると予算確保しながら、自分でやれるような方法も考えていかないといけないというのが現実的なものじゃないかなと思いますので、今後これは課題にさせていただきたいと思っていますけれど。

行政棟はしっかり効いているのかな。県警と議会だけが届いてないとか、そういうことがあるのですか。

○久貝仁参事兼総務課長 行政棟の効きが弱いというふうなことはないかと思います。ただ、先ほど局長からあったとおり、行政棟からの冷水供給によって議会棟も管理しているようです。そういったことも含めて、行政棟とはちょっと違う環境にあるということはあると思います。

○平良昭一委員 じゃあ様子を見てみましょう。

以上。終わります。

○又吉清義委員長 當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 よろしくお願ひします。

離島・過疎地域の持続可能な地域づくりということで、まず航空路チャーター運航、山里委員からもあったんですが、今チャーター運航ということで、栗国は週何便あれしているのかな、今。

○小浜守善交通政策課副参事 栗国航路につきましては、週に月、水、土の3便飛んでおります。

○當間盛夫委員 1日1往復という感じでいいか。

○小浜守善交通政策課副参事 1日1往復です。

○當間盛夫委員 皆さん、今搭乗率4割ということで、午前中あったんですが、その問題点、課題をどう捉えられているんですか、この4割の搭乗率というのは。

○小浜守善交通政策課副参事 基本的に小規模離島の航路、航空路については、どの航路、路線も非常に厳しい状況ではございます。栗国路線においても、現在の搭乗率というのは厳しい状況ではございますが、ちょっと午前中も申し上げましたけれども、今地元の自治体と、利用の促進とか需要喚起とかということも話し合っているところでございまして、そういうところに取り組みながら、路線の搭乗率についても上げていきたいと考えております。

○當間盛夫委員 先ほど支援の在り方、1対1というお話があるんですけど、栗国の財政からすると、この半分半分というのは大きいはずなんですよ。何で、例えば3分の2は県が持つてというようなこと

はできなかったんでしょうか。

○小浜守善交通政策課副参事 今回の補助スキームの検討につきましては、各地元自治体と県と第一航空でつくる協議会、またその下の作業部会においては、今年度3回開催しまして、補助スキームをどうするかというところで検討して今の形になったわけでございますけれども、過去の単独路線の支援の考え方というのが、国が支援できない路線の考え方というのが、これまで1対1でやってきたというようなところもございまして、今回1対1で進めていきたいというところで地元自治体と話し合って、この補助スキームになったというところです。

県におきましても、今栗国村におきましても、財源については一括交付金のソフト交付金の活用というところを調整しているところでございます。

○當間盛夫委員 チャーター運航ということで、支援的になかなか難しい分をこういう形で支援をやっているということは、就航している会社からしたらありがたい話で。これ定期化は、いつ頃どうするかというのは、第一航空さんとはどうなっているんですか。

○小浜守善交通政策課副参事 基本的には、デーリーで定期的に飛ぶというのが一番望ましい形だと考えております。定期的に飛ぶというのは、先ほど月に15往復以内というのが、許認可上、チャーター方式の運航になるということを申し上げましたけれども、定期的に飛ぶ、毎日飛ぶというのは許認可のレベルが上がります。もちろん運航の体制も変わります。

具体的に言うと、パイロットは毎日飛ぶわけですから多く採用しないといけない、整備士も多く採用しないといけない。許認可的にも定期運航という形になると、就航地の栗国村に人を常駐させないといけない。当然、滞在費や事務所費とか、そういうところの経費もかかります。過去には定期的な運航をしておりました。非常に欠損経費というのが拡大している状況でした。平成30年に報道にも当時出ましたけれども、栗国路線の欠損の見込額というのが、約2億6000万円というところでした。

この2億6000万円については、県も村も少し負担が厳しいということで、運航が休止になったという経緯がございまして。こういうことも踏まえまして、まずはチャーター運航で飛びましようというところで、そして様子を見ながら、先ほど申し上げましたけれども、利用率の向上とかも図りながら、運航事業者においても経営努力もやってもらいながら、定期化に向けた考え方というのは、少し整理していき

たいというところでございます。

**○當間盛夫委員** やっぱり定期化することでこの赤字補填というのが国を含めて出てくるわけでしょう、そのことは。私は搭乗率4割というね、それを改善する分ということになると、やっぱり毎日定期的に飛んでいるというようなことが搭乗率の改善にもなってくると思いますし、今この7800万円にしても、県のほうにしても、栗国のほうにしても振興策予算使っているわけさ。10年後に振興策予算が、そのことのものが使えないとなったときに、この負担どうするのということになってくると、やっぱり私は今このチャーターの予算をつけたのは大事な分があるけれど、やっぱり5年以内に、5年と待たずに、やっぱり定期化を目指すということが必要だと思うんですけれど、その辺はどうですか。

**○小浜守善交通政策課副参事** もちろん定期路線化というのが望ましいことだと考えております。また地元も望んでおりますし。ただ先ほど言った負担の問題というところから、今様子を見ながらということでございます。ただ第一航空においても、その体制をしっかりとつくりたいといけないというようなところもございまして、そういうところを踏まえながら、定期化に向けた検討は進めてまいりたいと考えております。

**○當間盛夫委員** ぜひその辺は、今皆さん多良間だとか竹富だとか、そういったところも新たに就航のものがある、ましてや、栗国というような形があれば、やっぱり与論だとか、そういう鹿児島に近い、鹿児島離島にも就航をできるような部分をぜひつくっていくような、鹿児島ともぜひ相談をしながらやっていただければなというふうに思っています。

次に、離島交通コストの負担という分で、今回3億円の増、コロナ禍が明けたから3億円の増額になると思うんですけれど、例えばその離島住民に対しては幾らで交流人口、観光客というんですか、この26億円の中で交流人口に対して幾らというのはいくらですか。

**○山里武宏交通政策課長** お答えします。

金額なんですけれど、令和3年度で言いますと、航空路全体で約16億3700万円の負担金の実績がございます。このうちの離島住民が約13億円、交流人口が2億6000万というような内訳になります。

以上です。

**○當間盛夫委員** 私は前々から、今度新たな振興策のものでも、やはりこの離島出身者、その出身者の郷友会の皆さんだとか、そういった皆さんに対し

ても、そういう島に戻られる分での軽減なりというのをしっかりと考えたほうがいいんじゃないかという中で、皆さんも新たな離島振興だとか、この振興計画の中に関係人口というのが出てくるわけですよ、今度新たに。この関係人口を皆さんどのようにつけているのかなというところをちょっとお聞きしたいんですよ。

今度、皆さんでも多様な観光人口の創出ということをうたわれているわけですよ。その辺はどう捉えてどう政策に生かそうとしているのか、ちょっとお聞かせください。

**○山里永悟地域・離島課長** 関係人口についての御質問でしたので、地域・離島課から説明させていただきます。従来の交流人口と、あと地域地域に定住される定住人口との間にある、その2拠点居住の方であるとか、あとは、委員からもお話がありましたけれど、例えば離島とかにルーツを持つ非常に関係の濃い那覇居住の方を離島の関係人口と呼んだりもします。なので、定義としては様々な状況であります。定住はしていないけれども、地域地域に深く関わり地域の振興に貢献をしてくださる人口というふうに考えております。

**○當間盛夫委員** 皆さんのまちづくり計画、令和4年3月に改定した関係人口の創出のものでも、何かこの県人会、郷友会などのウチナーネットワークを活用した企業版ふるさと納税に取り組む必要があると。何か寄附的なものでしか期待をしてないようなことがあるわけですね。皆さん離島における定住促進だとか、交流人口を増やして離島を活性化していこうということがあるのに、この関係人口というのをただそのことでしか活用しないというのはいかがなものかなと。だから、交通コストの負担軽減も、関係人口はそういう郷友会の、そこにまだ本籍がある皆さんだとか、そういった皆さんに対してのやり方ということの検討もすべきじゃないですかという意味合いで聞いているんですが。

**○山里武宏交通政策課長** お答えします。

交通コスト負担軽減事業につきましては、関係人口といいますか、例えば小規模離島の高校生については5割の負担軽減を図る。あと、それ以外の学生についても、その島に住んでなくても、学生については4割の負担軽減を図るというようなことを取り組んでおります。今委員のおっしゃったように、郷友会等に関する離島出身者を対象に特定するというような、及びどう証明するのかというのが非常に困難ということもあって、県として公金を投入するた



めに必要な事業スキームを確立することが今困難な状況があります。

さらに、郷友会等の対象拡大については、それぞれの離島の状況に応じて各離島のニーズ等も異なることが想定されることから、やはりそこは離島市町村も一緒に、中心に検討を実施されることが望ましいと考えているところでございます。なのでその辺は引き続き意見交換などもしながらですけれども、今の状況としては、郷友会等については、今のような考えで、ちょっと難しいかなということを考えているところでございます。

以上です。

**○當間盛夫委員** 何が難しいのかなというのが、意味が分からないんだけど。

だから言うように、そこに本籍がある、例えば郷友会に対しての、そういう分で郷友会組織のものをしっかりと活用していくという検討の在り方もあると思うんですよ。例えば郷友会にそのことをやれば、郷友会に加入する皆さんも多くなって来るかもしれない。そういったことをぜひ検討してもらいたい。

じゃあ、それを言ったらあなたたちが出している離島の人口状況というのは、今どうなっているんですか。

**○山里永悟地域・離島課長** 離島の人口でございしますが、御承知のように、減少傾向となっております、具体的に言いますと、県全体の人口が、復帰を機に見てみますと、昭和45年から令和2年までの50年間で、県全体は52万2000人、率にして50%以上増加していますが、離島地域に限りますと、1万1000人減少ということで、率にして8.0%の減少となっております。

**○當間盛夫委員** 石垣、竹富では増加というところがあるんですけど、皆さんのシミュレーションを見ると、もうほとんどの離島が減少するわけよ。ほとんどの離島が減少するのに、皆さん離島地域の持続可能な地域づくりということで予算づけ、こういう形でやっていくわけですよ。定住促進のものも常に言ってきている。ところが、人口は増加しないと。その辺は部長、皆さん、離島、この過疎地域の地域づくりと皆さん予算づけする中でどう捉えてやっているんですか。

**○儀間秀樹企画部長** お答えいたします。

離島の振興につきましては、これまでもビジョン基本計画、あるいは離島振興計画の中で、まず定住条件の整備、あとは離島の特色を生かした産業の振興と、この2本の大きな柱を軸にして離島振興して

きたわけでございます。

今回、今年度策定した新たなビジョン基本計画、また、新たな離島振興計画も基本的にはそういう考えの下で計画づくりをしてきたと。

加えて、やはり情報通信基盤の整備が重要であるということで、離島の不利性を克服するためには情報通信基盤をしっかりと整備をして、ICTとかDX、それに対応するような政策が必要だろうということで、その辺も施策の中に入れ込んだというところでございます。こういった方向性を持って、今後も離島振興について取り組んでいくということでございます。

**○當間盛夫委員** 今度の離島振興の基本認識ということで、持続可能性の追求、独自性の発揮、未来志向の取組というもろもろ皆さん基本認識でこれを行うわけですね。コロナ禍の中で、一極集中にならないような、そういう分での離島が新たな拠点になれる、だから情報的な部分をしっかりとやるんだとかいろいろと言っている割には、皆さんが取り組もうとしているのが、この事業的なものが全くこれまでと変わってないわけですよ。新たなものがないんですよ。

その辺は部長どう捉えていますか。

**○儀間秀樹企画部長** 情報通信基盤の整備については、今年度は先島と久米島、その海底光ケーブルの機能を強化するというので、通信局舎の設備を高度化したということで、今年度取り組んでいるところと、あとは本島と北大東については、海底光ケーブルを令和3年度までに敷設して、昨年、開通式なども実施したと。

また、来年度は南大東、北大東、その両南北大東を結ぶ海底光ケーブルも本格的に工事に着手するというところで、情報通信基盤についても着実に整備が進んでいると。そういった情報通信基盤をしっかりと活用して、ICT、産業のDX、こういったものの振興に資するというところで、着実に進めているものと考えているところでございます。

**○當間盛夫委員** その中で移住定住促進で皆さん今回、予算的なもの500万円という形でつけられているんですが、人口の維持、増加に関する取組を実施すると。どういうことを取り組まれるんですか。

**○山里永悟地域・離島課長** お答えします。

移住定住促進事業ですが、具体的な内容としては、移住に取り組む市町村とともに移住フェアへの出展、これも県のほうで出展の申込費用を負担いたしまして、出展枠を確保して市町村負担を軽減した上で、

移住に取り組むという内容となっております。あと、県主催の移住相談会等を県内外で開催し、市町村と移住希望者とのマッチングを図ってまいります。

また、移住に取り組む市町村に対しては研修会とか、そういったものを行っておりまして、次年度予算を増額している部分は、まだ移住に取組がですね、希望あるんだけど、ちょっと何をしたいかよく分からないとか、そういった新しく移住施策に取り組みたいといった市町村を特に対象とした伴走支援の業務を追加したり、あとは、地域が求めている移住希望者というのが、保育士や介護士など、いわゆるエッセンシャルワーカーが特に強いので、そういった方々に対して移住の情報であるとか、ワーキングホリデーの情報を届けるのを特化するような、そういった業務を追加しているところでございます。

**○當間盛夫委員** 次に沖縄離島体験・デジタル交流促進事業、去年から名称が変わっているのか、この内容的なものを継続してこれがどういう形での結果が出ているというのをちょっと教えてください。

**○山里永悟地域・離島課長** 離島体験・デジタル交流促進事業でございますが、前身事業がございまして、平成23年度から沖縄離島体験交流促進事業という形で続けてまいりました。小学校5年生を離島に体験交流という形で派遣をいたしまして、離島の方々と交流をするといった内容でございまして、途中から、離島同士での交流なども追加しております。

今年度からはデジタルが加わりまして、コロナ禍ということもあって、オンライン体験交流といったものも、事前学習だったりとか、事後学習とかで、今回から公式に組み込んでいるところでございます。

効果でございますが、令和3年度までの累計でございますが、2万9760人の児童生徒を離島に派遣、もしくはオンラインでの体験交流を実施しているところでございます。

**○當間盛夫委員** 子供、そういう小さいときから、離島に対する分をしっかりと見るということも大事なものです。でも、これで離島促進、定住促進だとか、そういう離島の活性化ということは達成できているんですか。

**○山里永悟地域・離島課長** 今委員からもありましたように、少し子供たちが大きくなって、離島に対する理解を深めたり、離島に対する応援の意識を持った子供たちが、今度は社会を支えていくということは重要だというふうに考えております。実際に体験交流を経験した児童が後日、家族と一緒に民泊した離島の民家を訪ねることなども出てきておりまして、

こうやって関係人口の拡大にも一定の効果があるものと考えております。

また、この事業を通しまして離島において、こういった体験交流のコーディネートを行うコーディネーター、人材ですが、当初6人だったんですが、コロナ禍前の令和元年度は65人に増加しておりますし、あと簡易宿泊場の営業許可も平成22年度は113件だったところが、令和元年度は555件と増加しているなど、受入れ体制の強化が図られるなど、この観光の受入れ体制の強化などに一定の効果があったのかなというふうに考えているところでございます。

**○當間盛夫委員** 10番に離島ブランディング事業、島あっちいとかずっと前からやっているんですけど、このモニターツアー、実際にその離島において、この事業者はどれぐらい増えたんですか。

**○又吉清義委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、當間委員から事業効果について答弁するよう発言があった。)

**○又吉清義委員長** 再開いたします。

山里永悟地域・離島課長。

**○山里永悟地域・離島課長** 申し訳ございません。

前身事業も含めまして平成28年度から実施をしております、26離島において累計1360本のツアーを造成しました。これまで1万2772人の参加者を送客しております、こういったこともあって、111のプログラムは補助なしで自走化するなど、それなりの効果が見られたところでございます。

**○當間盛夫委員** 補助なしのブランディングというのは進んできているという認識でいいんですか。

**○山里永悟地域・離島課長** この事業自体が、いわゆる試験的にプログラムを造成して、モニターツアーで試してもらって、お客さんからいろいろと改善点の指摘などを受けて、それを改善してブラッシュアップをしていくというものでございまして、そういった過程を経て自走化した事業、プログラムというのが増えてきているということでございます。

**○當間盛夫委員** 分かりました。ありがとうございます。

次の科学技術の振興のもので、OIST等を核としたイノベーション・エコシステム構築を日本語に直したら何ですか。

**○高嶺力志科学技術振興課長** イノベーション・エコシステムについてですが、行政、大学、研究機関、企業、金融機関などの様々なプレーヤーが有機的に連携して、科学技術により、たゆまなくイノベーションが創出される生態系のような状態のことを表すと

というようなこととなっております。

以上です。

**○當間盛夫委員** 何か国もこういう名称を使ってやっているらしいんですけど、実際O I S Tが主になってのテーマはどれぐらい、どうあるんですか。

**○高嶺力志科学技術振興課長** この事業では、例えば大学等を中心とした産学連携の共同研究というのがありまして全体で20件、令和4年度で20件採択しているんですけども、その中でO I S Tのほうが、企業と組んで共同研究しているのが3件というようなことになっています。

**○當間盛夫委員** 20件のうち3件しかないのに、この主の取組のもので、O I S T等を核としたというような書き方はどういう意味があるんですか。

**○高嶺力志科学技術振興課長** これ、等の中にはもちろん、O I S T以外にも琉大であったり、沖縄高専であったり、そういった大学等研究機関が含まれるわけですけども、イノベーション・エコシステム構築事業以外にO I S Tのほうも、沖縄振興に関する研究開発というようなことで、例えばアクセラレータープログラムなどの、これは県のほうが支援をしていますけれども、そのような取組をしておりますので、そういったことも踏まえて、O I S T等を核としたというふうな表現をしております。

以上です。

**○當間盛夫委員** O I S Tには、沖縄振興で大体もう200億円の予算がつくわけですね。この沖縄県で出すこの研究推進事業以外に、O I S Tが沖縄の振興のもので、何か連携してできているというものはどういふのがあるんですか。

**○高嶺力志科学技術振興課長** O I S Tのほうがかれまでに、沖縄振興に資する研究というようなことで、県内の課題に対する研究というようなことも行ってきております。例えばこれまでにサンゴや海ブドウ、モズク、シークワサー、クルマエビ等の全ゲノム解析を行っております、これによって環境変化に強い品種の開発であるとか、品質や生産の向上につながる事が期待できます。

また、例えばこれまで技術的に困難であった食用イカの養殖のシステムの開発、これは世界で初めて成功したというようなこと。これも今後、商業化が期待をされるというところです。

また、真珠貝のゲノムの再構築というようなことで、その研究ですね。ゲノムの情報を利用した、アコヤガイ、これ真珠貝のことをアコヤガイと言っていますが、改良によって、この真珠養殖に貢献す

るといふような研究も行っております。

また、生態系に影響を及ぼす外来アリ、その早期発見、防除の方法なども研究をしております、2020年には那覇市で見つかったハヤトゲフシアリの防除で成果を上げているというようなことで、このように沖縄振興に資するようない研究も行っております。

以上です。

**○當間盛夫委員** ネーチャーで、日本のどの大学よりもO I S Tの論文の発表で取り上げられる分が一番多いといふのがあるんですけど、O I S Tの分で、今言った論文の商標登録といふのかな、その登録数は分かりますか。どれぐらい今O I S Tのもので、O I S Tとして登録している分があるんだとか。

**○高嶺力志科学技術振興課長** 特許のほうになるんですけども、これまでの特許の出願数は累計で531件、それから特許の登録数は累計で215件ということで、特許のほうはこのような数字になっております。すみませんが、商標登録のほうはちょっと今数字を持っておりませんので分かりましたら、また後ほど提供したいと思っております。

**○當間盛夫委員** やっぱりO I S Tには頑張ってもらいたいんですよ。この沖縄の振興予算をこれだけ導入しているわけですから。沖縄の振興に資するといふのがO I S Tの一つの役割、今度のO I S Tの部分は、自分たちで予算をつくっていかないといふということも、今度のものは使命があるわけですね。だから、私今特許なのか、商標登録なのかを含めて、やはりベンチャー、いろんな意味で、もっとO I S Tが県内の企業も含めながら沖縄でクラスターできるような分をぜひまた一緒になって取り組んでください。よろしくお願ひします。

以上です。

**○又吉清義委員長** 島尻忠明委員。

**○島尻忠明委員** こんにちは。よろしくお願ひします。

今送りましたけれど、資料の当初予算概要部局別の資料3-4から質疑をいたします。まず離島・過疎地域の振興の中で、先ほども先輩の國仲委員からもありましたけれど、離島住民の航路、空路における交通コストの負担軽減の件なんですけれど、昨今のエネルギー高騰等、いろんな状況によって、大変厳しい中であって、航空運賃の値上げ等々も言われている中ではありますが、確認なんですけれど、再度、これまで何割の補助を出していただいて、今回の次年度予算についても、この高騰する分も見込んで予

算化しているのかお聞きいたします。

○山里武宏交通政策課長 お答えします。

県としてはやっぱり離島住民等を対象に、離島割として航空運賃の約4割の負担軽減を実施しておりますが、令和5年度当初予算において値上げ幅の約4割を追加で負担して対応することを検討しております。引き続き離島住民等の交通コストの負担軽減に努めているところでございます。

○島尻忠明委員 4割、現在やっているとのことで、次年度もその高騰部分も含めて4割を手当てしているということなんですけれど、実際、例えば1000円値上がりをすると、4割ですから400円になるんですけど、実質600円で、簡単に言えばですね、その分は離島の皆さんに、関係する皆さん含めて、実質は値上がりするということで理解してよろしいですか。

○山里武宏交通政策課長 お答えします。

今値上がり分の4割を県のほうでということ、残りの6割というお話かと思っておりますので、実質的にそういう形になるかと思っております。

○島尻忠明委員 6割の件についてもいろいろと関係する地方とも御相談しているというのも伺っているんですけど、ぜひ航空運賃だけじゃなくて、特にまた離島はいろんな食料品、そして、いろんな物資についても、やはり県内より大変厳しい状況でありますので、その辺も踏まえて、ぜひ関係する皆さんと、これからも少しでも軽減できるように調整をしていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○山里武宏交通政策課長 現在、その値上がりは——残り6割の住民負担軽減については現在、この就航先の市町村ともやはり並行して意見交換等しております。可能な限り離島住民の負担軽減につながるよう調整してまいりたいと思っております。

○島尻忠明委員 よろしくお願ひします。

DXの推進の中で、多様な方々に対応したモバイルPC等の購入とありますけれど、これの説明をお願いいたします。

○與儀尚情報基盤整備課長 多様な働き方に対応したモバイルPCなどの導入についてということで、事業概要を説明させていただきます。事業概要全体としては、現在策定中の新沖縄県行政運営プログラムで掲げる目標の一つでありますスマート県庁の構築に向けた取組の一環で事業化しているものでございます。具体的には、時間や場所にかかわらず、多様な働き方を実現するための庁内ネットワークインフラの整備を行うものとなっております。例えば小型、軽量のモバイルパソコンの導入、会議室など

への無線LANの導入、在宅勤務や出張、外勤時にテレワークが可能となる通信環境の整備など、こういったインフラ環境整備を行う事業となっております。

○島尻忠明委員 これによっていろんな成果をもたらすと思うんですけど、我々も先般行政視察に行ってきたんですけど。その中でいろんな情報を扱うわけですから、いろんな課題もあると思うんですけど、今現在、皆さんがこれによって得られる成果と、そして課題はどのようなものかと考えておりますか。

○與儀尚情報基盤整備課長 庁内DXなどを推進していくに当たって、現在我々のネットワーク環境が、例えば有線に限られておりますので、ノートパソコンなどを執務室の中から持ち出して使うのがなかなか難しいというような課題もございました。そういったことに対応するために無線LANを導入して、パソコンを持ち運んでペーパーレス会議を推進していくようなことに、例えば対応したいと考えています。

パソコンそのものが、これまではノート型ではありましたが、やっぱり2キロ近くあって重たくてなかなか外に持ち出せない、持ち出しづらいというのがあったので、今回、導入を考えているモバイルパソコンというのは、画面サイズは14インチ以下にはなりますけれど、重量は1キロ程度ということで、持ち運んで、庁内のどこにでも持ち運んでペーパーレス会議ができたり、庁外に持ち出してテレワークができたり、出張とか外勤のときに、庁外に持ち出しているんですけど、今までは紙を持ち出して資料の説明なんかをしていたものを、庁内のネットワークにつながるような仕組みになっておりますので、そこで業務の効率化が図られていくものかと考えております。

○島尻忠明委員 我々も県外視察に行きまして、DXとかいろいろ勉強させてもらったんですけど、なかなか難しいところがあって、まだまだ理解をしております。ただ、そういうふうにしていろんな情報を扱うわけですから、外にも、これは先進地のほうも言っていたんですけど、やっぱり大事な情報を扱いますので、たまに新聞等々テレビでも、置き忘れたとか、また、いろいろな情報、一番これが心配だというふうにお話ししていただきましたので、ぜひその辺も留意をして取り組んでいただければなと思っております。

次に、駐留軍の件なんですけれど、この先行取得の、県全体の執行率というのはどれぐらいになって

ますでしょうか。

**○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監**  
県と市町村が先行取得しておりますけれども、県と市町村の合計で言いますと、達成率としては86.2%。これは県と宜野湾市、沖縄市、北中城村、北谷町、浦添市の合計となっております。

**○島尻忠明委員** いろいろと午前中にも説明がありました、厳しい、普通の取引とは違うということは理解はいたしますが、その中でも、今おっしゃった市町村で、例えばどここの市町村は厳しいということで、その予算の、また、先行しているところの市町村ということで、大体9月か10月頃、皆さん多分調整をして、足りない市町村にも、いろいろ調整をしているところだと思うんですけど、その時期をちょっと早めにできないのかなというふうに思っているんですよ。なぜかと言いますと、浦添市のほうも結構進んだり、その年度、年度なんですけれど、少し足りないところがあってですね、ただ、そこでもやっぱり面積がいろいろあるものですから、その年度末近くになると、なかなかそれを活用できない部分もあるものですから、その辺の考え方というのはいかがでしょうか。

**○森田賢市町村課長** お答えいたします。

まず、市町村におきましては、この先行取得事業に関しましてはソフト交付金を活用して基金を造成して実施されているというところでございます。現在、ソフト交付金の市町村事業におけます市町村間流用が大体、令和4年度においては39億円程度ございます。この市町村間流用については、不用が見込まれる団体の配分予算を減額して、不足が生じている団体に再配分を行うものでございますけれども、各団体の各市町村の実情といたしましては、やはり各市町村の執行状況でありますとか、今後の追加予算の必要性等を見極める必要があるという観点で、各市町村において、やはりその年度後半にかけて配分予算の減額等、つまりもう使わないよという形で出されているというふうに理解しております。

ただ、そういう下半期に流用が大きくなるという実情はあるのですけれども、県といたしましては、各市町村の執行状況をきめ細かく確認しながら、限られた予算を効率的、効果的に活用していきたいと、このような形で市町村に支援してまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○島尻忠明委員** 実情は分かりますけれども、できれば早めに精査をして、できるようにしていただきたい

いと思っております。

最後に浦添市のほうが今跡地利用計画を9月かな、いろいろ策定をしておりますが、その辺についても、ぜひ県としてもいろんな指導をしながら、一緒に取り組んでいくことはできないのかなと思いますが、県の取組としていかがでしょうか。

**○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監**  
跡地利用の取組状況ですけれども、浦添市において平成25年3月に跡地利用基本計画というものを策定しております。昨年9月には、浦添市において浦添市軍用地跡地利用計画審議委員会が設置され、牧港補給地区の跡地利用計画を調査、審議しているところでございます。

県もこの審議委員会に委員として参加しているところであり、平成25年1月に策定した中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想を踏まえた跡地利用計画策定に向けて、国や関係機関、浦添市と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

**○島尻忠明委員** ぜひ、いろいろ国のほうでも年度、年度、区切っておりますが、なかなか厳しいところありますが、ぜひ跡地利用における県のいろんなまた配慮もお願いをしたいと思っております。

以上です。

**○又吉清義委員長** よろしいですか。

仲村家治委員。

**○仲村家治委員** 資料3-4の3ページ。離島・過疎地域の振興という項目があるんですけども、午前中から各委員が聞いて、なるべく同じような質問は避けたいと思うんですけど、まず離島へ輸送する石油製品の輸送経費の補助なんですけれども、対前年に比べて減になっているその最大の理由は何でしょう。

**○山里永悟地域・離島課長** お答えします。

石油製品輸送等補助事業の減額の理由ですが、大きいのは今年度、午前にもほかの委員からも質問がありました。現在、効果的な補助制度の見直し、もしくは改善点を見いだすための調査分析を行って、その調査委託を今年度中に取りまとめ、報告書まで仕上げます。なので、次年度は調査委託料というのがありませんので、その分の委託料が全て減というふうになっております。

また、この財源が、石油価格調整税というものを利用しております。1.5円掛ける総リッターになってくるわけなんですけれども、コロナ感染症の影響なのか、レンタカーが大分減少しているようであり、石油の総需要量が減ってきているようであり、この実質的

な財源の石油価格調整税の税収が低調に推移しています。こういったことを考慮して、この税収の歳入予算額に合わせて9億4100万円の計上となっております。

**○仲村家治委員** その辺の実質的な話だとは思ってはいたんですけど、ただ、まだ物価高騰は、特に燃料とか、石油、化石燃料は、まだ不安定な状況の中で、それで経済にいろんな影響を与えている。

特に沖縄県の離島は、その辺の物流において、生活物資にしても全部船便で運搬している中で、石油製品だけじゃなくて、この辺の不安定な燃料に対して、いろんな影響が出ているのは間違いないと思うんですけど、この辺に対しては何らかの措置というか、救済措置というのはあるんでしょうか。

**○山里永悟地域・離島課長** 地域・離島課で行っておりますこの事業ですが、石油製品の輸送補助ということで、本島から離島に送る輸送費の補助になっていまして、この輸送の送料が多くなるか、少なくなるかで補助事業費といった実績は増減するといったものでございます。今、委員が御心配されている物価の高騰であるとか、原油価格の世界的な上昇とか、そういったものの対策は別の事業で、特に国のほうで行われているわけですが、県としても別の事業で対応しているものというふうに考えております。

**○山里武宏交通政策課長** 今のお話に関連してですけども、やはりコロナ禍における、そういう原油価格とか物価の高騰、先ほど言うように、国のほうでも支援をしていますけれども、県もそこに上乗せする形で6月補正から引き続き——6月補正は上半期の値上げ高騰の分の支援を、11月補正に下半期の分という形で計上させてもらって、引き続き高騰の支援を行っているところでございます。

以上です。

**○仲村家治委員** 6月と11月の補正で手当てをしたということなんですけれども、それは次年度4月以降も様子を見て補正を組むという考え方をお持ちなんですか。

**○山里武宏交通政策課長** 本事業は国の燃油高騰対策事業のみでは補えない部分について、県独自の燃油高騰分の追加支援として補助金を支給しているところでございます。なので、一方、国の燃油高騰の支援事業は、来年の9月末まで継続するというようなことなんですけれども、補助上限額については1月から5月まで緩やかに減少して、また6月以降も段階的に縮小するなど、見直しが何か図られるような話もちよっと聞いております。

県としては、交通事業者の県民の日常生活を支えるライフラインとして安定的な運航継続が求められているので、今後も国の動向も踏まえながら、可能な支援を検討してまいりたいと思っております。

**○仲村家治委員** 大局的な話なんですけれども、先島、与那国、石垣、宮古、あと、久米島とか、小規模離島、もう全然、要求というか、島によって国、県に求める予算措置とか、補助とかは、全然違うと思うんですけども。先々月、南部の離島の首長さんと、議長さんと会ったときに、南部離島でも全然、島によって苦しいというか、要求が違ってくるのですけれども、この辺は、企画部として、この離島の首長さんとかとの意見交換というのは定期的になさっているんですか。

**○山里永悟地域・離島課長** 今御指摘のあった件につきましては、離島振興を図る上でも、御指摘のように、おのおのの離島で、課題であったりとか、現状が様々でございます。これまで離島振興計画を作成する際に、これまで宮古圏域とか、八重山圏域という、圏域の置き方だったんですが、課題が違いうことで、共通する課題ごとにグループ化をしまして、グルーピングということで離島の市町村とも意見交換をさせていただいて、おのおのの島に沿った施策の方向性といったものを整理した、次代を拓く持続可能な島づくり計画といったものを策定しております。これに基づいて、今、アクションプランとなります実施計画をまとめておまして、600を超える施策がまとまりそうな状況でございます。おのおのこの島々のグループの課題に応じた施策をここで示していきたいというふうに考えております。

**○仲村家治委員** 離島を一くくりにしたらいけないというのは本当改めて、その意見交換のときに気づいたんですけども、共通している部分と、その島独自の要求と、すごいもう、いろんな意味で、聞いて初めてああそうなのかとかいうのがあるものですから、やっぱり一くくりにしないで、この辺の共通項は共通項、島独自はという形で仕分とかしながら、整理しながら、予算とかをぜひきめ細かい意見交換をして吸い上げてもらって、これはもう国サイドの問題であればまたそれはそれで考えていくと、県でできる部分は県でやるという形できめ細かいその辺の意見交換を、やってこられたとは思いますが、もう少し相手の身になった意見を吸い上げるというのをぜひやっていただきたいと思うんですけど、部長どうでしょうか。

**○儀間秀樹企画部長** お答えいたします。

先ほど課長からもお話がありましたけれども、今回、策定した新たな離島振興計画、人口であったり、産業構造であったり、あとは医療機関があるかないかとか、医療機関の規模とか、そういったそれぞれの島の特性を見て、グルーピング、その特性が似通ったところについては同じような共通の課題があって、それに合った施策があるだろうということで、計画をまとめる際に、離島の市町村の意見もしっかり聞いて、その上で計画をまとめたところでございます。

やはり離島の方々の声を聞くというのは非常に大事だと思っておりますので、今後もしっかりと、新たな施策展開をするときには、まずは離島の方々の意見を聞いて、その上でしっかりと検討していくということだと思います。

**○仲村家治委員** これはちょっと課題、ちょっと表現がまずいのかどうか分からないですけど、例えばさっき當間委員がおっしゃったみたいに、那覇に來ている人口のほぼ半数近くは、那覇市以外から來られて、2世、3世ぐらいになってきて、郷友会もなかなかもう、2世、3世になってくると、郷友会の組織自体がだんだん、だんだん、小さくなっていくという傾向があって。だけれど、沖縄県は世界のウチナーンチュ大会ということで、世界にいる沖縄の県系人を5年に1回集めて、ルーツは沖縄だということをやっているということに対して、沖縄県内ではそういうことをやってないというのがあってですね、何か、世界のウチナーンチュ大会をやるときに、そのような意識づけを、例えば宮古の郷友会の皆さんが、宮古に対するルーツを思い起こすようなイベントとかですね、そういうことをやると同時に、また島に帰る、ふるさとに帰省するという機運もですね、先ほどの運賃の手当てとかすることによって、自分のルーツを改めて知るということで、そのようなことも、世界のウチナーンチュ大会は世界でいい、だけれど、県内でもそういう皆さんのルーツをたどる意識をやってもらいたいなと思っておりますので、これはぜひ、この離島の振興の中でも一つ位置づけてやってほしいなと思っておりますので、これは要望で終わりたいと思います。

次に、交通体系の整備なんですけれども、地域住民の生活に関するバス路線の確保、維持の、この中身について教えてください。

**○山里武宏交通政策課長** バス路線の維持ということで、バス路線の補助事業なんですけれども、地域住民の日常生活に不可欠なバス路線の確保、維持を図るために、運賃収入のみでは維持が困難となって

いる路線の欠損額及び車両購入費に対して国と市町村と連携して補助を行う事業があります。

**○仲村家治委員** 皆さんのところじゃないんですけど、文化観光スポーツ部のほうで、最近、Z世代という方々、若い世代は免許を持たない、車を持たないというのが増えている。そして、沖縄に來たときにレンタカーを借りない。公共交通機関を使う。だけれど、沖縄の路線バスの運行は分かりづらいという話があるんですね。ですから、この辺の部分というのは、地域住民がうまく使える路線バスは、イコール観光客も同じなんですよね。住んでいる人が便利なものは、観光客でも便利になるという部分がありますので、この辺の、外から來た、県外から來た人たちも、この路線バスをうまく活用して目的地に行けるような、空港から例えば恩納村まで行くとか、いろんなパターンがあると思うんです。

この辺のシステムというか、もう今はアプリですぐ行けるような、案内してくれるので、その辺の部分とかタイアップしてやっていかれたらどうかと思うんですけど、どうでしょうか。

**○山里武宏交通政策課長** まさに今、おっしゃるお話というのは、例えばバスを活用したバスマップみたいな本なんかもですね、ある方が書いた本がかなり売れているというような話も聞いたりします。なので、やっぱり求められているものなんだろうなというふうに感じております。まさにZ世代の話もあるんですけども、今、委員がおっしゃったように、アプリとか、例えば私たちがやっている、わった〜バス党の中では、バス停の名前を入れなくても、どこからどこ入れただけで、グーグルのマップと連携して案内ができるというようなシステムもございます。

ただ、逆にそういうものがあるということをおまわり知らないというような、つまり、そこにまず案内しないといけないというのもありますし、もう一つまた、バスナビもあって、あれはちゃんと、今実際バスがどこを走っているというのが分かるものもあります。

その辺を活用できるんだということをもっと知らしめるようなことを、次年度はちょっと力を入れてやっていきたいなということを考えております。

以上です。

**○仲村家治委員** 私は那覇の小禄に住んでいるんですけども、バス停まで5分、県議会まで30分で來られるんですよ、一本でね。だから、とてもバスを利用して、わった〜バス党まではいかないけれど、

バスを結構使っているんですけども。隣にいる花城さんは沖縄市ですけど、バスを相当使っているんですね。だから、距離が長くなるほど、この辺の時刻表とかいろいろなのというのはとても重要だし、地元の人がこうやって利便性があると思ったら、乗ってきますので。ましてや、観光客も乗れるはずですから、ぜひこの辺はもっとバス会社と協力して、精度を上げてもらいたいと思いますけれど、もう一度答弁をお願いします。

**○山里武宏交通政策課長** まさにバス、例えば長い距離という話になってくると、今、基幹バスシステムの構築などもやっております。

これで、基幹バスがあって、それに支線バスをつないでというふうな。ただ、それをするためにはまた乗り継ぎとか、いろんなシステムとか、やっぱりそういったものも必要になってくると。こういったことを体系的に考えていきたいなと思っております。やはりもうみんなが普通にバス、利便性というか、自分たちが通るバス以外のルートもすぐ分かるような感じにできれば一番いいなと思っております。

以上です。

**○又吉清義委員長** よろしいですか。

花城大輔委員。

**○花城大輔委員** 部長、ちょっと皆さんの質問を聞きながら、私もちょっと質問したいことが出てきまして、ですので、職員の方に渡したメモには書かれていませんけれども、嫌じゃなかったら教えてください。嫌だったらいいです。

いろんな事業における、物価高騰に関する質問が結構出ていましたけれど、これは県民生活にはもう既に影響が出ていて、企画部の事業にも相当影響が出ていたんじゃないかなというふうに想像するわけですけども。これは、今の現状の課題というのはいかに捉えていますでしょうか。

**○儀間秀樹企画部長** 物価高騰に対する交通事業者への支援ということで、今年度、3回の補正を組んで実施したということで、交通事業者については一定程度の支援はできたのかなと思っております。それ以外にも、各事業それぞれにおいて物価高騰に係る影響は出ているのかもしれませんが、個別の事業についてどの程度の影響が出ているかというところまではちょっと把握していないところでございます。

**○花城大輔委員** これは県内の状況と、これ県民生活という言い方でいいと思うんですけども、沖縄以外の状況というのは、どちらが厳しいというふう

に捉えていますか。

**○和仁屋浩次企画調整課主幹** まず沖縄の物価に関してなんですけれども、物価については前提として大きく2つあります。

1つが、いわゆる企業物価指数と言われるもので、これは企業間取引に関する価格の水準になります。そして、もう一つが、消費者物価指数と言われるもので、これは消費者が実際に財を購入だとか、あるいはサービスの提供を受けたときの価格水準ということになります。この両方の物価水準については、全国もそうなんですけれども、沖縄においても両方も上がっております。より生活者の実感に近いと言われる消費者物価指数については、前年度比で約4%増となっております。この上昇率については、他県より沖縄のほうが厳しい状況でございます。

その要因としましては、沖縄県は島嶼経済です。そして、製品の輸送コスト等については、その価格が、輸送コストが価格に転嫁されて、その結果、物価上昇が高まっている。そして、もう一つが、やはり資源価格ですね、電気料金に代表されるように、電源構成の制約がある中、やっぱりこの部分が高いという状況で、沖縄県においてはこの物価上昇に与える影響が他県よりも厳しいというふうに認識してございます。

**○花城大輔委員** 今お話しされていた2つの物価指数なんですけれども、これ比較できるものや数字で表しているもの、資料としてありますか。

**○和仁屋浩次企画調整課主幹** 申し訳ございません、今手元になくて、後ほど届けたいと思います。

**○花城大輔委員** このような状況がいつまで続くという見通しを立ててはいますかね。

**○和仁屋浩次企画調整課主幹** 物価上昇に関する見通しについては、日銀のほう公表してはございますけれども、これによりますと、この物価高騰の水準については当面続くと。ただし、来年度の半ばぐらいからはある程度落ち着きを取り戻すだろうというような見立てがございまして。

ただし、ウクライナ情勢等がございまして、引き続きこの不確定要素等を踏まえた見極めが必要だというふうに日銀は分析しているところでございます。

**○花城大輔委員** このような状況の中で、どのように予算編成したのかというのを聞かせてもらっていますか。

**○和仁屋浩次企画調整課主幹** まず物価高騰対策に関しては、これまで沖縄県においては臨時交付金で



あるだとか、あるいは一般財源を活用して取り組んできたところがございます。

ただ、全国的なこの物価高騰に関しては、全国的な課題で、都道府県単位ではやはり限界があるのかなというふうに思っております。そういう意味においては、国のほうにおいて臨時交付金を各都道府県に配分して、その臨時交付金を活用して物価高騰対策に当たるというような枠組みがございます。

沖縄県においては、臨時交付金については、配分を受けたものについては、当初予算、そして、今度、電気料の負担軽減に関する取組を追加提案させていただきますけれども、そこで臨時交付金のほとんどを配分されたものは活用してしまう状況でございます。そういう意味においては、先ほど申し上げたとおり、物価高騰が当面続く中、やはり財源確保が喫緊の課題だと思っております。

昨今、国のほうにおいても、国の令和4年度の予備費を活用して、追加の物価高騰対策に当たるというような動きもございます。沖縄県としてはこうした動きを引き続き注視して、先ほど申し上げた沖縄県の特殊事情について国に対して丁寧に説明して、少しでも多くの臨時交付金等が確保できるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

**○花城大輔委員** ありがとうございます。

次の質問に移ります。資料3-3の中からもなんですけれども42ページ、沖縄イノベーション共同研究推進事業、これ令和4年度のせんだってあった補正予算でマイナス補正した事業ですよ。あらゆる研究機関が開発の予算がないとかというふうに、情報としてはよく聞きますけれども、なぜこれはマイナス補正に至ったんですかね。

**○高嶺力志科学技術振興課長** お答えします。

当該事業の令和4年度の補正の理由は、この事業のメニューの中の一つに、企業を中心とした産学連携共同研究というのがありまして、県内で事業化を進める企業の研究費に対して補助を行うというようなことで、これについては2件の採択を予定をしていました。

公募を行って2件の応募があったんですけれども、外部の有識者等による審査委員会の審議の結果、1件が採択されたというようなことで、予算の残があったものですから、さらに、再度公募を行ったんですが、応募者がいなかったというようなことで予算残が生じたというようなこととなります。そのような理由で、補正予算減をしております。

以上です。

**○花城大輔委員** 令和5年度の見通しはどのように考えていますか。

**○高嶺力志科学技術振興課長** 令和5年度につきましては、ちょっと午前中でも質問があって答弁させていただいたんですが、令和4年度の公募、採択の状況を踏まえて、大学等を中心とした共同研究というようなものが、ニーズが大きいというように令和4年度の方の実績で考えられましたので、大学等を中心とした基礎寄りの研究の方の件数を増やしまして、ちょっと企業等を中心とした産学連携共同研究については、今年度の実績を踏まえて1件というようなことで予算を要求しているところです。

以上です。

**○花城大輔委員** 私はぜひ、このような事業を期待をしたいと思えます。あとはまた、企業間の競争もあってあまり情報が出せない部分というものもあるのかもしれないけれども、県民の心が躍るような内容があれば、もうぜひ、どんどん紹介していただきたいなというふうに思っています。

何年前かに、OIST米が紹介されて、これで肥満から脱却できるのかなと思っていたら、まだ販売されてないので、待っていますけれども。期待をしたいというふうに思います。

次は、44ページのシームレスな陸上交通体系構築事業、これ令和5年度はどのようなことをやるんでしょうか。

**○山里武宏交通政策課長** お答えします。

シームレスな陸上交通体系構築事業においては、慢性的な交通渋滞の緩和に向けて、自家用車から公共交通への利用転換を促進するために、公共交通の利用環境の改善を図り、継ぎ目のない陸上交通体系を構築することを目的としております。

令和5年度は、乗降性に優れたノンステップバスの導入補助、わった〜バス党を活用した公共交通の利用促進に関する広報活動、基幹バスシステムの構築に向けたバスレーンの延長、拡充等の調査検討、公共交通への転換を促す新たなバス路線の調査検討について、引き続き実施する予定としており、シームレスな陸上交通体系を構築するために必要な取組を進めてまいりたいと思っております。

**○花城大輔委員** バスレーンの延長はしないほうがいいと思いますよ。伊佐から胡屋までバスレーンが延長されたら、沖縄市に住む人はいなくなりますよ。この事業のイメージとするもの、前もお話したかもしれないけれども、沖縄市の胡屋十字路のバスターミナル構想、近いものがあるのではないかなと

思っています。

例えば胡屋まで行けばどこにでも行ける、今は市内しか考えられていませんけれども、中部圏域で広げていくこともできる。そのような利便性も含めて、新たなまちづくりまでやろうというところも背景としてあるわけであります。

そこで、ある方が県の協力がないと難しいんじゃないかなということはおっしゃっていたんですけども、今、県はどのような形でこれと連携をしようとしているのか、またはこのような協力の仕方がありますよというようなことが案としてあるのか、あれば聞かせてほしいと思います。

**○山里武宏交通政策課長** お答えします。

このバスタ事業ですけれども、沖縄市においては令和4年ですね、去年の11月9日に沖縄市胡屋中央地区における交通結節点及びその他周辺整備等の基本構想の策定に向けて、第1回交通拠点整備基本構想検討委員会が開催されております。沖縄県においても、同委員会に参加しております。

あわせて、同年11月25日には、南部国道事務所、沖縄市、沖縄県の担当者による意見交換会も開催しました。将来的な基幹バスシステムの導入も踏まえながら、当該交通結節点に求められる機能等について意見交換したところでございます。

今後とも関係者と連携して、交通結節点の整備促進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

**○花城大輔委員** ぜひ目に見えるような、まさしくもう紙で見られるような計画、早く見てみたいなどいうふうに思います。期待をしています。

最後なんですけれども、去年の決算のときだったと思うんですが、私がバスなび沖縄の検索システムが使えなくなっていますよねという話をしたらですね、使えますよと言われて、それで質問が終わったんですけど、その日に使ってみたら使えませんでした。訴えようかなと一瞬思ったんですけど、丁寧に後で説明しに来られたので、忘れようとしたんですけど、さっき思い出したんで言わせてもらいます。

今は、わった〜バス党のホームページから入って、検索して下に少し下りてやればできるようになっているんですけど、この辺でもですね、せっかくバスなび沖縄をつくったのですから、ホーム画面からすぐ入れるようにして、使いやすいうように改善していただきたいなという要望を言って終わります。

**○又吉清義委員長** 仲田弘毅委員。

**○仲田弘毅委員** お疲れさまです。

まずは儀間部長、ちょっとお聞きしたいんですが、令和5年度、県の一般会計予算（案）が歳入歳出それぞれ8614億円、これは約なんですけど、そのうち企画部関連が約324億円というふうになっております。

前年度と比べて約11億3000万円前後減になっているわけですが、そのことを含めて、これからの沖縄県の企画部としての予算の中でどういうふうな感想をお持ちなんですか、お聞かせください。

**○儀間秀樹企画部長** お答えいたします。

令和5年度の企画部の予算約324億円でございまして、対前年度で11億円の減でございます。この主な理由ですけれども、先ほどもちょっと話しましたけれど、先島と久米島地区の海底光ケーブル通信設備の機能強化事業が令和4年度、単年度事業として実施したものが、次年度はないということで、これが13億円の減。あと、今年度ですね、参議院議員の選挙、あとは知事選、県議会議員の補欠選挙、こういったものが次年度はないので、その辺の影響で11億円の減というところでございます。

令和5年度の予算でございますけれども、まず企画部の予算として大きいものが離島・過疎地域の振興が企画部として70億円計上しているところでございます。交通コストの負担軽減事業は継続事業ですけれども、それに加えて、先ほど言いました南北大東の海底光ケーブルの工事が本格着工するというところで、その辺の増もございまして、全体として70億円。この離島・過疎地域の振興は非常に重要な課題だと思っております、その辺についても予算がしっかりと措置されているのかなというところでございます。

あと、DXの推進、情報通信基盤の整備については先ほど南北大東の話をしましたけれども、やはりDXを推進するためには、県、市町村のそれぞれの人材の育成と言いますか、そういったものも必要ということで、その辺についても、特に市町村の支援についてはこれまで支援員は3人だったんですが、3人で15市町村が今年度、来年度は5名に増やして、それで、25市町村をしっかりとフォローしていきたいというふうに考えているところでございます。

こういった形で、そのほかにもいろいろ事業がございまして、そういった形で今年度、新ビジョン基本計画も策定いたしましたし、DX推進計画、離島振興計画、様々なビジョン基本計画の下に、分野別とも言えるような計画も今年度つくってまいりましたので、その計画に沿った形でしっかりと取り

組んでいきたいというふうに思っております。

○仲田弘毅委員 部長、なぜこの質問をやったかというのですね、沖縄県は昨年、本土復帰50周年という大きな節目を迎え、今年は51年目、新・沖縄21世紀ビジョンの実施計画をスタートしていく中で大変大事な時期だというふうに考えているわけで、こういった中において、実施計画の取組等について、これまでの、今部長がおっしゃられた各事業がどういうふうな沖縄県としての位置づけになっていくのか。これは感想、あるいはコメントで構わないんですが、そこをまたよろしく願います。

○儀間秀樹企画部長 今、委員のほうから実施計画についてのお話がありました。これまでのビジョン基本計画については、5年、5年ということで、実施計画を5年ごとに分けて、前期と後期に分けていたんですけども、今回、今年度からスタートする新たな振興計画の中では、実施計画を3年、3年、4年というふうな区切りの中で、社会経済情勢の変化にしっかりと対応した形で、実施計画についても比較的短いスパンで実施計画をつくっていきました。

毎年のPDCAを回すことによって取組の改善を实际やるんですけども、そういったPDCAの積み上げが、3年目の実施計画については、また新たな中期の3年計画をつくる中で、前期の3年計画についてはしっかりと検証していかないといけないというところがございます。

こういったところもしっかり踏まえて、次期の3年実施計画を策定し、その間に、国のほうでは沖振法の中で5年以内の見直しという話もございますので、3年目の実施計画を検証する、この検証した結果も踏まえて、沖振法の中で、国がどういう形で中間の評価をするか、やり方についてはまだ示されていないんですけども、県としてはしっかりと3年目検証の中で新たな課題等々が出てきたときにはしっかりと対応するような、そういうふうな取組をしていきたいというふうに思っています。

○仲田弘毅委員 歴代の沖縄県知事、特に仲井眞弘多知事は、離島振興なくして沖縄県の発展は絶対あり得ないということを強調してきた知事で、我々もその意向に沿って、理解できる範囲内で一生懸命頑張ってきたつもりです。ですから、そこで果たす企画部としての役割は大変大きいものがあるというふうに考えていますので、ぜひよろしく願いたいと思います。

次に、これからですね、当初予算案の部局別概要と、その項目の中から抜粋をして質問させていただ

きますが、まずは、16ページの事項名で情報管理運営費について約1600万円の予算が計上されておりますが、その事業内容についてお願いいたします。

○與儀尚情報基盤整備課長 情報管理運営費についてですが、この事業は電子自治体構築に係る情報化の推進と職員の情報関連スキルの向上を図るための経費となっております、具体的に主な事業の内訳としましては、情報化推進に係る各種会議であったり、研修に参加するための旅費として約400万円を計上しております。

そのほかに、地方公共団体情報システム機構というところが提供する教育研修セミナー、eラーニングを受講するための仕組みなんですけど、これのサービス利用に係る負担金として約200万円、そのほかは情報管理運営費、課の運営に係る費用が主なものになっておりまして、事務補助を行う会計年度任用職員の報酬などで400万円、そのほかコピー代や消耗品、公用車リースなど、課の運営に要する部分で600万円という内訳になっております。

○仲田弘毅委員 同じく20ページの電子自治体推進事業費が増額されて10億円余りになっておりますけれども、その事業内容はいかがでしょうか。

○與儀尚情報基盤整備課長 電子自治体推進事業費は、令和5年度当初予算額で約10億4400万円を計上させていただいておりますが、その内訳としては、5つの事業から構成されているものとなっております。

この5つの中で主な事業の内容として、額の大きな順に申し上げますと、まずネットワーク整備費、これが7億1300万円。その次に、2番目に額の大きなものが、沖縄県情報セキュリティクラウド運用事業、これが約2億1000万円となっております、この2つの事業で9億2000万円を計上しているものです。

もう少し具体的な事業の内容について説明しますと、ネットワーク整備費というのは、主に庁内職員の業務環境を整備するための費用となっております、先ほど少し説明しましたが、庁内ネットワークの環境整備のための維持管理で1億2000万円、職員が利用する業務用パソコンを一括調達、次年度も外部化するわけですけど、その費用として5億2000万円を計上しているところです。

そして、もう一つの2番目に額の大きな沖縄県情報セキュリティクラウド運用事業については、こちらがサイバーセキュリティ対策のための費用となっております、県及び市町村のインターネット

接続ポイントを集約して、24時間365日の高度な監視機能を兼ね備えたセキュリティークラウド運用のための経費として計上しているものとなっております。

**○仲田弘毅委員** これからのこういった電子機器の、あるいはスキルアップの事業というのは、我々も総務企画委員会で、東京都、港区という、向こうはもう大変立ち後れているんですよという話を聞かせていただきましたけれども、大変厳しいなということを感じる。我々自身がもう、それに追いつけないような状況ですから、職員の皆さんも大変御苦労されているんだろうなと。そのための費用として、職員の情報関連に関するスキルアップとかですね、そういった予算が組まれて、そして、一番肝腎なのは、このサイバー対策ですね。サイバーセキュリティークラウドとか。那覇市の図書館、あるいは県庁も、何日かにいろいろトラブルがあったみたいですから。

これだけの被害が県全体にまたがるということは、個人個人もそうですが企業としても、大変な大きな損害につながっていくことも可能性として大きく浮かび上がってきますので、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

同じく24ページの通信施設推進管理費、その内容についてお聞かせください。

**○與儀尚情報基盤整備課長** 通信施設維持管理費についてですが、县市町村及び防災関係機関などを結ぶ防災行政無線の保守点検や改修などの維持管理に要する経費として計上しているものでございます。

**○仲田弘毅委員** 若干、メディア、電子系統関係、通信関係で増額されている中で1億円も減額されているんですが、その理由は何でしょうか。

**○與儀尚情報基盤整備課長** 令和5年度の当初予算で前年度よりも1億円減になった主な要因ですが、令和4年度限りの委託事業が2件ございまして、それが終了したことによる減と、令和4年度に海底光ケーブルの改修工事の負担金がございましたけれど、これも4年度に終了しておりますので、これの減。

そして、保守点検を行う中で、令和4年度の工事で少し難易度が高いものがございましたけれど、令和5年度に予定している改修工事の中では、そういった難易度の高いものがないということが一つありまして、今言ったこれらの主に4点の要因などでトータル1億円ぐらい、令和4年度よりは、予算的には減額になっているということで、ただ、保守の内容自体は、質を落としたとか、そういうことではないので、しっかり対応できる額となっております。

**○仲田弘毅委員** 52ページ、離島振興対策推進費に

ついてであります、その中で、予算は離島フェアの開催、あるいは離島・過疎地域でのデジタル技術の活用に要する費用ということになっておりますけれども、離島フェア開催の状況、DX促進事業の進捗状況はどうでしょうか。

**○山里永悟地域・離島課長** 離島フェアと、この離島・過疎地域づくりDX促進事業をちょっと分けて説明をさせていただきます。状況ということですので。

**○仲田弘毅委員** 離島フェアは毎年開催されていたんですが、それで継続して、同じ規模でなされているのか、あるいはDXはDX、予算も6対2ぐらいに分かれていますか。

**○山里永悟地域・離島課長** 離島フェアですが、御存じのように、コロナ感染症拡大の影響をかなり大きく受けておりまして、従来で行われておりましたセルラーパーク那覇での開催ができない状況が続いています。

昨年度、令和3年度は、県内のフレッシュプラザユニオン19店舗で、生鮮食品や加工食品などの商品を中心に開催をいたしました。工芸品等についてはデパートリウボウにおいて行っております。

公式ホームページでもオンライン販売を行いまして、昨年度の実績としては16の離島市町村から101の事業者が出店して、コロナ禍でありましたが、3000万円を上回る売上げを上げておりました。

今年度ですけれども、引き続き会場の制限がかなり厳しい状況が続いておりまして、今回もセルラーパーク那覇での開催はできない状況となりまして、イーアス沖縄豊崎において食品、雑貨、化粧品など、そういった商品を中心に4日間の開催をし、また、加えてリウボウストア、本島内12店舗において生鮮食品、加工品等のフェアを開催いたしました。引き続き公式ホームページでのオンライン販売も行っております。

こちら、細かいところは集計中となっておりますが、大きい前進は、イーアス沖縄では、この離島の事業者が対面でお客さんと実演販売ができるということが再開をいたしまして、非常に離島の事業者も喜んでいただいております。

続きまして、離島・過疎地域づくりDX促進事業、こちら中に2つメニューがございまして、このデジタル技術を活用して離島・過疎地域の条件不利性を解消しようといったものでございます。対象が、子供たちと、あと、高齢者を対象としたメニューが2つございまして、子供向けには、学習塾が遠隔地にあ

るような、ちょっと条件不利な地域に暮らしている子供たちの不利性を解消するために、ICTを活用したオンライン学習塾の運営支援を行いました。

今年度、東村、本部町、あと、竹富町ですね、波照間島、黒島でもちょっとやりたいといって手を挙げてくれたので、4地域で実施しております。小学5年生が16名、小学6年生17名、中学1年生が3名、中学2年生が15名、中学3年生が16名、計67名が受講しております。

高齢者向けの、独り暮らし高齢者向けのAIを活用した見守りセンサーといったものも行っておまして、これに関しては、見守りセンサーを自宅に設置して、離れて暮らす家族であるとか、地域の見守り役を担っている方々が便利に見守りができるよというということで、地域による新たな見守り体制の構築を目指している事業でございます。こちらは国頭村、大宜味村、東村の3地域で実施をいたしました。計53世帯が利用しているところでございます。

以上でございます。

**○仲田弘毅委員** 離島フェアの持ち方も、やっぱりこの新型コロナ対策で随分やり方、見方が変わってきたという、そこでこの文明の利器と言われるDXが、あるいはICTが大きな力を発揮していくと思うんですが、やっぱり持ち方もですね、どんどん、どんどん研究を重ねて、対策を練っていく必要があるかと思えます。

午前中、当山委員からも質問がありましたけれども、このことはちょっとだけ質問させていただきます。

55ページ、交通運輸対策費について、もう一度、事業内容を御説明をお願いしますでしょうか。

**○山里武宏交通政策課長** お答えします。

交通運輸対策費は、令和5年度当初予算額として33億602万9000円を計上しております。対前年比では5億749万6000円の増加となっております。

主な増加の要因として、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業のコロナの行動制限緩和による利用実績増加に伴う増、あと、那覇空港の整備促進事業費で、那覇市の船だまり整備事業費の進捗に伴う増、あと、交通事業者の運転士等確保支援事業で補助対象事業者をバス事業者以外の交通事業者にも拡大することに伴う増、あと、離島空路確保対策事業費で燃料高騰や円安の影響等で費用が増加したことにより欠損額が拡大したことによる増。

あとは、新規事業として、自動運転交通サービスの社会実装推進事業、あるいは先ほどの空路のチャー

ター運航支援事業、あとは、船員確保の事業等々の実施に伴う増となっております。

**○仲田弘毅委員** 部長、この同事業費の中の、沖縄住民等交通コスト負担軽減事業費が、補正予算で2億1500万円余り補正で、この額になっているわけですね。26億円。その理由は何でしょうか。

**○山里武宏交通政策課長** お答えします。

今回、令和4年の補正をしましたがけれども、令和4年度の当初予算のときに、コロナ前である令和元年度が過去最高実績だったんですけれども、ちょっとそこまでは回復をしないのではないかという見込みの下で、平成30年と平成29年の過去2年間の平均実績で、令和4年度の当初予算を計上していたところでございます。

今年度からある程度回復があって、予算が足りなくなって、今回、2月補正で増額補正をしたと。今回、その令和4年度の実績を基に、令和5年度の当初予算も計上したという流れになっております。

**○仲田弘毅委員** この事業費に関して、国、県、あるいは市町村の補助率についてはどうなっておりますか。

**○山里武宏交通政策課長** このコスト事業は、一括交付金、ソフト交付金を財源にしておまして、国のほうで8割、県のほうで2割という補助率になっております。

**○仲田弘毅委員** これは従来どおりということでしょうか。

**○山里武宏交通政策課長** 従来どおりであります。

**○仲田弘毅委員** 従来どおりということになりますと、一括交付金がどんどん、どんどん今、特にソフトに関して減ってきているんですが、県としてどういうふうな対応を考えているんですか。

**○山里武宏交通政策課長** この補助事業については、おっしゃるとおり、安定的かつ継続的に実施することが重要であるということでもあります。

なので、継続的な実施ということに関しては、以前、制度要望等もしたところでもありますけれども、前回の改正のときにはそこは見送られております。

また3年後にですかね、この見直しの時期にも、また引き続きその辺の検討というのは必要になってくるのかなと考えております。

以上です。

**○仲田弘毅委員** 最後になりますけれども、63ページ、地域づくり推進費というのがありますが、その中の移住定住促進事業というのがありますが、先ほども各委員から質問がありましたけれども、その

移住定住促進事業、これ5000万円ほど予算がついておりますけれども、国からこのような、デジタル田園都市国家構想交付金というのが出ているんですが、そういうことと、県の事業との関係はどういうふうになっておりますか。

**○山里永悟地域・離島課長** 午前中も質問がありましたが、デジタル田園都市国家構想交付金は、例えば新たに移住支援金の活用であるとか、そういったところの財源というふうになっております。

今回、予算案で提案しております移住定住促進事業でございますが、こちらについては、総務省の特別交付税措置を受けておまして、財源としては、厳密に言うと違うかもしれませんが、今回、新規で増額している部分の大きいメニューの一つとして、市町村への伴走支援というのを入れています。

残念ながら、今、県内の市町村で移住支援金をはじめとした、そういった活用を検討している自治体が今、1自治体しかございませんので、恐らく使い方がよく分からないとか、市町村も財源負担をしないといけないので、どうやって立てていいか分からないとか、あとは、県と市町村で共同してこの事業計画をつくっていく必要があります、移住支援金を使うにしてもですね。

そういった手続とかを丁寧に支援できるような伴走支援のメニューの追加を今回しているところでございますが、実質的には移住定住を促進するという方向性は同じなので、そこは色濃く重複しているというふうに思っていたいてよろしいかと思えます。

**○仲田弘毅委員** 私の情報がどうか分かりませんが、今帰仁村とうるま市と、あと1か所が名乗りを上げているというふうに情報があるんですが、この全3か所、全部把握していらっしゃるんですか。

**○山里永悟地域・離島課長** 今御指摘のあった自治体で言いますと、アンケート調査とかで希望を聞いていたところ、今、手を挙げて検討してくれているのは、うるま市だけだという認識でございます。

**○仲田弘毅委員** やはり移住定住政策は、離島県である、島嶼県である沖縄県としては絶対避けて通ることができない大きな、また、将来の夢と希望のある大きな事業だというふうに考えていますので、企画部としてもぜひ最大限のバックアップをよろしくお願いいたしまして、質問を終わります。

**○又吉清義委員長** 以上で企画部、出納事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び議会事務局に係る甲第1号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

**○又吉清義委員長** 再開いたします。

予算調査報告書記載内容等についてを議題といたします。

それでは、予算調査報告書記載内容等について御協議をお願いいたします。

まず、提起のありました総括質疑について、提起した委員から、改めてその理由の説明をお願いいたします。

なお、提起理由の説明の順番につきましては、お手元に配付しております総括質疑の順番でお願いいたします。

また、提起理由の説明の後、反対の意見がありましたら御発言をお願いします。

まず、項目1からお願いいたします。

ワシントン事務所の果たす役割について、島尻委員からお願いいたします。

**○島尻忠明委員** コロナ禍の中で、なかなか訪米できない中で、今回まさに11日までですか、先週訪米をしてきておりますので、やはりその成果についてと結果報告を聞くことによって、今のワシントン事務所の果たす役割も聞けるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういうことも踏まえての提起です。

**○又吉清義委員長** 次、基金の取扱いについては、花城委員よりお願いします。

**○花城大輔委員** 基金の取扱いについて、また考え方について知事から話を聞きたいと思えます。

**○又吉清義委員長** 3番目、電気料金に関する県の支援の在り方について、當間委員からお願いします。

**○當間盛夫委員** 取り下げます。

**○又吉清義委員長** PPP/PFIの民間活用の推進について、當間委員からお願いいたします。

**○當間盛夫委員** この分は、財政的に厳しい中で、やはりこの民間活力をどうするということがなかなか予算的にも見えてきませんので、しっかりと知事の意気込み等々を含めた取組状況をお聞きしたいと思っております。

**○又吉清義委員長** 次、基地問題の解決について、當間委員お願いいたします。

**○當間盛夫委員** この点も先ほどワシントンのお話もありました、訪米をされての状況的なことも見えてこない、我々も訴訟で何かが解決するものだとも思っていないので、そういった、本当に基地問題の解決を知事として、一丁目一番地ですから、どの

ように持っていくのかということをお聞きしたいと思っております。

○又吉清義委員長 それでは、反対の御意見がありましたら、項目番号を述べてから御発言をお願いいたします。

反対の意見等がありますでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 意見なしと認めます。

以上で総括質疑に係る提起理由の説明と反対意見の表明を終結いたします。

次に、総括質疑に係る予算特別委員会における総括質疑についての意見交換及び整理等について、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、提起された総括質疑のうち1つを取下げ、4項目を報告することで意見の一致を見た。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

休憩中に御協議いたしました総括質疑につきましては、予算特別委員会に報告することといたします。

次に、特に申し出たい事項について御提案がありましたら、挙手の上、御発言をお願いいたします。

(「提案なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 提案なしと認めます。

以上で特に申し出たい事項についての提案を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における予算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、予算調査報告書は、3月15日水曜日、正午までにタブレットに格納することにより予算特別委員に配付することになっています。

また、予算特別委員の皆様は、3月16日木曜日に、総括質疑の方法等について協議を行う予定になっております。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回は3月22日水曜日、午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会はこれをもって散会といたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委 員 長 又 吉 清 義



開会の日時、場所

年月日 令和5年3月13日（月曜日）  
開 会 午前10時2分  
散 会 午後5時0分  
場 所 第1委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 甲第1号議案 令和5年度沖縄県一般会計予算  
（文化観光スポーツ部及び労働委員会所管分）
- 2 予算調査報告書記載内容等について

出席委員

委員長	大 浜 一 郎			
副委員長	大 城 憲 幸			
委 員	新 垣 新	西 銘 啓史郎		
	島 袋 大	中 川 京 貴		
	上 里 善 清	山 内 末 子		
	玉 城 武 光	仲 村 未 央		
	次呂久 成 崇	赤 嶺 昇		

説明した者の職・氏名

文化観光スポーツ部長	宮 城 嗣 吉
文化スポーツ統括監	川 上 睦 子
観光政策課長	金 城 康 司
観光政策課副参事	呉 屋 陽 慈
観光振興課長	大 城 清 剛
M I C E 推進課長	白 井 勝 也
文化振興課長	松 堂 徳 明
空手振興課長	佐和田 勇 人
スポーツ振興課長	嘉 数 晃 聡
参事兼交流推進課長	上 地
労働委員会 参事監兼事務局長	下 地 誠

○大浜一郎委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

本日の説明員として文化観光スポーツ部長及び労働委員会事務局長の出席を求めています。

「本委員会の所管事務に係る予算議案の調査について」に係る甲第1号議案を議題といたします。

労働委員会事務局長から労働委員会事務局関係予算の概要の説明を求めます。

下地誠労働委員会事務局参事監兼事務局長。

○下地誠労働委員会参事監兼事務局長 皆さんおはようございます。

初めに、労働委員会事務局の組織概要につきまして御説明します。

労働委員会は、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成により、中立・公正な立場で労使間の紛争の迅速かつ円満な解決を援助し、労使関係の安定を図る専門的な行政機関です。

主に、不当労働行為の審査、労働争議の調整、個別労働関係紛争のあっせんなどを行っています。

それでは、労働委員会事務局所管の令和5年度一般会計予算の概要につきまして、令和5年度当初予算説明資料により御説明いたします。

ただいま通知しました資料を御覧ください。

説明資料の1ページを御覧ください。

最初に、令和5年度一般会計部局別歳出予算から御説明します。本ページは部局別歳出予算の一覧となります。表の下の部分、太枠線の欄を御覧ください。

令和5年度歳出予算額は総額1億3649万3000円です。令和4年度当初予算1億3477万円と比較すると、172万3000円、率にして約1.3%の増となります。

2ページを御覧ください。

款ごとの歳入予算一覧となっており、県全体の予算額に労働委員会事務局の予算額を追記しております。

労働委員会事務局の令和5年度歳入予算額は、太枠の15、諸収入の8000円で、令和4年度から3000円増となります。内容は、会計年度任用職員の雇用保険料本人負担分となります。

説明資料の3ページを御覧ください。

款ごとの歳出予算一覧となっております。

労働委員会事務局の歳出予算1億3649万3000円は、太枠の5、労働費に含まれており、その内訳は、委員会運営費、職員費、事務局運営費となっております。

以上で労働委員会事務局所管の令和5年度一般会計予算の概要説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願ひいたします。

○大浜一郎委員長 労働委員会事務局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、予算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたします。

予算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する予算議案でありますので、十分御留意を願います。

なお、総括質疑の提起の方法及びその取扱い等に関しましては、3月10日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔をお願いいたします。

また、質疑に際しましては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する予算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ告げた上で、説明資料の該当ページを表示し、質疑を行うようお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思いますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願ひいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、労働委員会事務局に係る甲第1号議案に対する質疑を行います。

玉城武光委員。

○玉城武光委員 せっかく来ていただいているので。労働争議の件ですが、令和4年度で大体何件ありましたか。

○下地誠労働委員会参事監兼事務局長 ここ数年は、コロナ禍のせいで労働委員会が取り扱う件数は減少傾向にあったところ。具体的な数字を言いますと、令和元年が17件、令和2年が9件、令和3年が7件でございました。

ところが、このような中、令和4年は13件と増えております。その増えている原因といますか、考え方としては、コロナ禍の中で、いろいろ社会経済情勢が少し停滞ぎみだったんですけれども、昨年辺りから大分経済が動き出したのかなと。そういう中で、労働争議ですとか、組合の動きとか、労使紛争とかが顕在化してきたのかなというふうに感じております。

以上です。

○玉城武光委員 以上です。

○大浜一郎委員長 以上で、労働委員会事務局に係る甲第1号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでございました。休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入替え)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

「本委員会の所管事務に係る予算議案の調査について」に係る甲第1号議案を議題といたします。

文化観光スポーツ部長から文化観光スポーツ部関係予算の概要の説明を求めます。

宮城嗣吉文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 委員の皆さん、おはようございます。

令和5年度文化観光スポーツ部の当初予算案について御説明いたします。

沖縄観光は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい状況が続いておりましたが、航空路線の減便解消や全国旅行支援による旅行需要喚起策の実施などにより、昨年10月以降、国内客はコロナ禍前の水準に戻り、回復傾向にあります。

また、海外から日本への水際対策が緩和されたことによる海外航空路線の再開に加え、今後はクルーズ船の順次再開も見込まれていることから、国内客、外国客ともに観光需要が高まることが期待されます。

文化観光スポーツ部では、令和5年度において、観光産業の回復を加速させるため、旺盛な国内外の観光需要を取り込むための効果的な誘客・路線誘致活動、喫緊の課題となっている観光産業の人手不足解消への支援を行い、県民・観光事業者・観光客が自然、歴史、文化を尊重し、それぞれの満足度を高めるとともに、社会・経済・環境の三側面において調和の取れた世界から選ばれる持続可能な観光地の実現に向けて取り組んでまいります。

また、沖縄文化の保存・継承・発展とスポーツの振興、世界を結び目とするウチナーネットワークの強化についても、さらなる取組を進めてまいります。

それでは、文化観光スポーツ部所管の令和5年度一般会計予算の概要について、ただいま通知しました別紙により御説明したいと思います。別紙の文化観光スポーツ部令和5年度当初予算案を御覧ください。

令和5年度の文化観光スポーツ部の当初予算は、総額251億1100万円を計上しております。

分野別に申し上げますと、観光振興・MICE分

野では、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成と沖縄観光の変革に向けて、国内外の旅行需要を取り込むための誘客、路線誘致・拡大の取組と、ターゲットに応じた効果的なプロモーションの展開、また、受入れ体制の充実・強化のため、サステナブル・レスポンシブルな観光地づくりの推進や、観光事業者等への人材確保支援などに引き続き取り組んでまいります。

また、P F I法に基づく大型M I C E施設の整備と、同施設を中心とした魅力あるまちづくりに向けた取組を進めてまいります。

文化・空手振興分野では、沖縄文化の保存・継承・創造とさらなる発展に向けて、しまくとぅば普及計画を着実に実行するため、文化振興課内にしまくとぅば普及推進室を設置し、しまくとぅばの保存・普及や次世代継承等に取り組むとともに、伝統的な食文化の普及、文化資源を活用した地域づくりなどに取り組んでまいります。

また、沖縄空手世界大会の定期開催に向けた取組に加え、ユネスコ無形文化遺産の登録に向け取り組んでまいります。

スポーツ振興分野では、県民等が主体的に参画する生涯スポーツの取組やスポーツコンベンションの誘致・開催、スポーツ関連産業の振興の核となる人材の育成等、スポーツアイランド沖縄の形成に取り組んでまいります。

F I B Aバスケットボールワールドカップ2023の開催に向けては、スポーツ振興課内に新たに室を設置し、世界のトッププレーヤーと子供たちとの交流や、国内外からの誘客プロモーションに取り組んでまいります。

交流推進分野では、沖縄を結び目とするウチナーネットワークの強化に向け、ウチナーネットワークを安定的に継承するため、コンシェルジュによる情報発信力の強化や、国内外と県内の若者同士の交流を通じた次世代を担う人材育成に取り組むとともに、知事等が海外県人会を訪問し意見交換等を行うキャラバンを実施するなど、国内外のウチナーンチュとの継続的交流を進めてまいります。

では、令和5年度一般会計当初予算について御説明いたします。

ただいま通知いたしました説明資料の1ページをお願いします。本ページは、部局別歳出予算の一覧となっております。表の中段、太枠線の欄を御覧ください。

文化観光スポーツ部の令和5年度歳出予算額は

251億1050万3000円で、県全体の予算額に占める割合は2.9%となっており、令和4年当初予算額と比較しますと274億2212万2000円、率にして52.2%の減となっております。

それでは、次に、歳入歳出予算について個別に説明を行います。

2ページをお願いします。

2ページは、款ごとの歳入予算一覧となっており、県全体の予算額に文化観光スポーツ部の予算額を記載しております。表の一番下、合計欄を御覧ください。

文化観光スポーツ部の令和5年度歳入予算額は総額194億3597万3000円で、令和4年度と比較して236億53万6000円、率にして54.8%の減となっております。

それでは、当部所管歳入予算について款ごとに御説明いたします。

なお、表の右、説明欄には主な項と予算額を記載しておりますので、こちらも併せて御覧ください。

9、使用料及び手数料は、予算額が4152万6000円で、その主な内容は、土地・建物使用料及び一般旅券発給手数料に係る証紙収入であります。前年度と比較して2332万4000円、率にして128.1%の増となっております。増となった主な理由は、旅券発給申請件数の増による証紙収入の増によるものであります。

次に10、国庫支出金は、予算額が184億4067万8000円で、その主な内容は、沖縄振興特別推進交付金、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金であります。前年度と比較して239億8209万9000円、率にして56.5%の減となっております。減となった主な理由は、G o T oおきなわキャンペーン事業に係る補助金の減による訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の減によるものであります。

次に11、財産収入は、予算額4054万8000円で、その主な内容は土地貸付料であります。前年度と比較して3380万5000円、率にして45.5%の減となっております。減となった主な理由は、J I C A沖縄センター用地の土地貸付面積の減及び土地単価の減免による土地貸付料の減によるものであります。

次に13、繰入金は、予算額が5億2849万4000円で、沖縄県観光振興基金の繰入金であります。

次に15、諸収入は、予算額が2832万7000円で、その主な内容は、展示会等助成金及び県立芸大派遣職員に係る派遣元の共済負担金相当額であります。前年度と比較して1億9705万円、率にして87.4%の減となっております。減となった主な理由は、美ら島おきなわ文化祭2022開催事業収入の減によるもので

あります。

次に16、県債は、予算額が3億5640万円で、その主な内容は、公共施設等適正管理推進事業に係る県債であります。前年度と比較して6060万円、率にして20.5%の増となっております。増となった主な理由は、沖縄コンベンションセンターの発電機更新工事による公共施設等適正管理推進事業の増によるものであります。

以上が、一般会計歳入予算の概要であります。

3ページをお願いします。

3ページは、款ごとの歳出予算一覧となっております。

なお、表の右、説明欄には事項と予算額を記載しておりますので、こちらも併せて御覧ください。

それでは、当部所管に係る歳出予算につきまして款ごとに御説明いたします。

まず2、総務費は5億2469万8000円で、主な事項は国際交流事業費や海外移住事業費であります。前年度と比較して2億1297万2000円、率にして28.9%の減となっております。減となった主な理由は、第7回世界のウチナーンチュ大会開催費用の減による国際交流事業費の減によるものであります。

次に7、商工費は216億465万5000円で、主な事項は観光指導強化費、観光宣伝誘致強化費であります。前年度と比較して273億725万円、率にして55.8%の減となっております。減となった主な理由は、G o T oおきなわキャンペーン事業、おきなわ事業者復活支援金の減による観光指導強化費の減、沖縄県観光振興基金積立事業の皆減による一般観光事業費の減によるものあります。

次に10、教育費は29億8115万円で、主な事項は文化施設費、大学運営費であります。前年度と比較して9810万円、率にして3.4%の増となっております。増となった主な理由は、F I B Aバスケットボールワールドカップ2023開催に向けた室の設置に伴う職員費の増による職員給与費の増によるものであります。

文化観光スポーツ部としましては、引き続き観光、文化、スポーツ振興、交流推進に必要な施策を積極的に進めてまいります。

以上で、文化観光スポーツ部所管の令和5年度一般会計当初予算の概要説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

**○大浜一郎委員長** 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑及び答弁に当たっ

ては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

また、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思いますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくをお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、文化観光スポーツ部に係る甲第1号議案に対する質疑を行います。

上里善清委員。

**○上里善清委員** おはようございます。よろしくお願い申し上げます。

沖縄にとって観光はもうリーディング産業でありまして、観光なくしては沖縄の経済はなかなか語れないという状況だと思います。コロナでかなり観光事業の皆さん、相当痛めつけられておりますので、とにかく観光業者の方を復活させたいということで、やっぱり取り組んでいただかないといけないと思いますね。

私、経労委でハワイとか、サンフランシスコはちょっと違うときにで行ったんですけどね。基本的にハワイのほうは、質に転換したということをお伺いしているんですよ。だから、沖縄の場合も、もう量から質に転換しないといかんということは前から言われておりますよね。

その取組について、ちょっと見えないものだから御説明できますか。どのようなことを考えているのか。

**○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長** まず、総括的に、先ほど御説明いたしましたように、令和5年度の文化観光スポーツ部の当初予算、総額251億1050万3000円、令和4年度の525億3262万5000円と比較すると274億2212万2000円の大幅な減になっているところでありますけれども、この主な原因というのは、G o T oおきなわキャンペーンが約215億円、それから沖縄観光振興基金が40億円、おきなわ事業者復活支援金が21億円の減ということで、そういう特殊要因が減額されたことによって大幅な減という形にはなっておりますけれども、規模的には、令和4年度当初予算に続く規模の2番目の規模ということで、それぞれ今ある観光振興に関しても、必要な所要額が計上されているものと考えております。

委員おっしゃるように、量だけではなくして、沖

縄観光の質の向上も図るべきだということの部分につきましても、県では令和4年7月に、第6次沖縄県観光振興基本計画を策定しておりまして、その質の向上というところを目指す上で、目標値として観光収入と人泊数を設定して、1人当たりの消費額の向上と滞在日数の延伸に取り組み、それを観光の質の向上ということで目指していくこととしております。

これに向けて、消費者視点に基づいたブランド戦略や多様な市場に対応した効果的な誘客活動の展開、自然、歴史、文化など沖縄のソフトパワーを生かしたツーリズムの推進、県内収入や着地型観光等、質の高いクルーズ観光体験の推進などの施策を展開しようとしているところでございます。

以上です。

**○上里善清委員** いい取組だと思うんですがね。

ハワイの州の議員さんにちょっとお会いして、単純に聞いたんですよ。量から質に転換するために、どういうことに取り組みばいいのかという話をしますと、もう一発で、税金を取りなさいという話をすぐ即答していたんですよ。

沖縄県も観光税の導入というのは検討していたみたいですけど、この取組についてはどのように今進んでおりますか。

**○呉屋陽慈観光政策課副参事** お答えします。

観光目的税は、沖縄が世界に誇れる観光リゾート地として発展していくことを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な観光振興を図る観点から、観光関連団体等との意見交換を重ねながら、その導入に向け検討を進めてまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大により、観光産業が多大な影響を受けておりますので、令和3年までの導入を目指していた時期と比べ、現在、状況が異なっているような形となっております。

県では引き続き宿泊業をはじめとする観光関連産業への支援策や観光危機管理対策に活用できる財源の一つとして、税の導入は必要であると考えておりますが、その導入に向けた取組や時期については、沖縄観光を取り巻く情勢の変化を適切に把握するとともに、引き続き観光関連団体等との意見交換を密に行いながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

**○上里善清委員** ぜひ必要だと思いますのでね。

あと、ハワイで感じたことは、景観が非常にすばらしいと。私たちが行った町は、電線地中化していたんじゃないかなと思うんですけどね。そういった

取組とか、街路樹の植え方もやっぱり違うんですよ。

だから、沖縄の魅力、もう一回沖縄に行きたいという島にするためには、私、この辺がちょっと足りないなという感じするんですよ。

沿岸でモクマオウが植樹されておりますが、これ、かつては防風林という形でやったと思うんですよ。これははっきり言う和外来種ですので、景観もあんまりよくないと。私は、この海岸沿いの植樹をもっと魅力あるものにしていただきたいと。ウチナーの在来種である——ヤシかどうかは、分からないけど、フクギ林とかね、あとクロキはどうかと思うけどね。とにかく、モクマオウを何とかしてほしいというちょっと考えがあるんですよ。これは皆さんと課が違うかもしれないんですけどね。

この辺をもう少し力を入れて、ウチナーにもう一回来たいという気持ちにさせるということ、これは県を挙げてやるべきだと思うんですけどね。この辺はどんなですか。

**○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長** 沖縄の魅力というのは、やっぱり豊かな自然とか、その景観、風土という沖縄らしさというところが観光客を引きつけるものだというふうに、委員おっしゃるとおり、そうだと考えております。

沖縄らしさの風景をどう創出していかうという部分について、街路樹の種目の選定とかという部分について、土木建築部とも連携しながら、そういった沖縄らしさの創出という部分についても、部局連携の上で取り組んでいきたいなというふうに思っています。

**○上里善清委員** 今言ったのは緑のあれですけどね。

あと、沖縄らしいとよく言いますよね。沖縄らしいという景観は、昔でしたら赤瓦があったと。竹富に行ったら、サンゴの石垣があると。こういったことを、もっと力を入れるべきだと思うんですよ。

北谷の何とかという町がありますね、砂辺で。あれはおかしいと、はっきり言ったらそう言っているんですよ。あれはアメリカのものを移入した町並みにしてしまっていて、あれはウチナーらしいと思えんという声もあるんですよ。

だから、沖縄らしいというのをもっと具現化して、景観も考えていただきたいというふうに思います。これは県の取組として、ぜひやってほしいと。

あと、個別にじゃ、行きましようね。

資料3-3から行きます。

14ページなんですけどね、新規事業でウチナーネットワーク次世代継承キャラバン事業というのと、3の

次世代ウチナーネットワーク育成事業。

これはちょっと同じような事業じゃないかと思うんですけど、スクラップ・アンド・ビルドになるんですか、これ。どんなでしょうかね。

**○川上睦子文化スポーツ統括監** ウチナーネットワーク次世代継承キャラバンについてお答えいたします。

キャラバン事業は、新規事業ということで予算立てはなっけはいますけれども、世界のウチナンチュ大会が昨年終了しましたので、本来でしたら大会の半年前からとか1年前から、知事、副知事が県人会を尋ねて機運醸成とかを行ってきたところなんですけれども、今回の大会ではそれができなかったということで、事業を終了してしまったので、キャラバンだけを予算的には新規というふうに予算立てして行うということにしたものであります。

キャラバンということで、海外県人会を訪問したり、次世代ウチナーネットワークを継承していくために、海外で活躍する県系人の功績をたたえとともに、県人会を慰労訪問して、現地のニーズですとか、今回の大会を踏まえた意見交換などを行っていかうということ考えております。

次世代ウチナーネットワーク育成事業は、従来からやっていた事業で、ちょっと課長のほうから。

**○上地聡参事兼交流推進課長** 次世代ウチナーネットワーク育成事業では、ウチナーネットワークを担う次世代の人材育成を行っております。そのために、海外移民の子弟などを、沖縄県内の大学とか研究機関で約半年間、留学生として受け入れておりますウチナンチュ子弟等留学生受入事業、県内外の海外の青少年が沖縄に集いまして、本県の歴史、文化、自然等について学びますウチナージュニアスタディー事業、人的ネットワークの構築であるとか、あとは多言語による情報発信及び海外県人会等からの情報集約、オンラインイベント等による交流活動の促進、国内外のウチナンチュに関する相談窓口、関係機関と連携しました移民資料の情報収集等、5つの機能を持っておりますウチナーネットワークコンシェルジュ運営事業というのがございます。

そのほかに、沖縄県と地域間交流——兵庫県、福島県との交流をやっています友愛交流構築事業というのを次世代のウチナーネットワーク育成事業で行っております。

**○上里善清委員** 文化芸能交流という形だと思うんですけど、この1番のウチナーネットワークキャラバン事業で、経済面も含めた交流というふうに掲

げていますよね。

実を言うと、向こうでウチナーの商品を並べているスーパーに僕らは行ったんですよ。そしたら、そんな大してないんですよ。これはちょっと、経済交流としては駄目じゃないかなと。僕らが目にしたのは、オリオンビールと、何か酒じゃなかったなと思うんですけどね、そんなじゃないですよ。

この経済交流をもっと強化していただきたいと、向こうの人もこれを要望していたんですよ。その辺のことについてはどんなですか。

**○上地聡参事兼交流推進課長** 経済交流につきましては、先ほどのキャラバン事業等で、ちょっと調整を今後やっていきたいんですが、例えば海外の県人会の方が経営する企業さんとか、そういうところとも視察もしながら意見交換もさせていただいている。あと、沖縄側にも産業振興公社のほうにビジネスコンシェルジュがございますので、そういうまた県庁内の関係機関とも連携しながら、ちょっとどういことができるかということも含めて検討してまいりたいと思います。

**○上里善清委員** 経済界とタッグ組んで、今は円安ですので、僕は向こうに出すというのは非常に沖縄にとってはいい交流になるはずですので、円安をうまく利用するというのを、経済界にもその辺の取組を要請していただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

資料3-4から行きましょうね。

大型MICE施設なんですけど、PFIで約350億円をかけて今進めるという方向になっているはずですので、その中で、大手ディベロッパーに加えて、ウチナーの企業もぜひ参入させていただきたいという要望も多分あると思いますので、この辺はどんな考えになっていますか。

**○白井勝也MICE推進課長** お答えします。

大型MICE施設の整備においては、WTO政府調達に関する協定の適用対象となる見込みとなっております。そういった関係で、本事業入札条件に地域要件を付すことはできませんが、県内事業者の参画機会を確保する手段として、事業者を選定する際に、県内企業の参画状況を適切に評価していくというふうなものとか、あと他県の事例を参考にしながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

**○上里善清委員** ぜひ、沖縄の企業も成長させる意味でも参入をさせて、そのノウハウというのを蓄積させていくと。大変重要ですので、ぜひ検討してい

ただきたいと。

あと、基本的に350億円なんですけど、県が全額負担するという形になりますよね。そのときに、この350億円をいろんな補助事業を導入できないものなのか。もう丸々県の単費として出してしまうと、これは大変だと思うので、この辺の活用はできるんですかね。この辺どうでしょうか。

**○白井勝也MICE推進課長** お答えします。

大型MICE施設の整備財源については、地方債、一般財源、民間資金等の活用を想定しております。地方債と民間資金等については、財政の平準化の観点がありますので、それがPFI事業の一つの特徴となっていますので、それで事業を実施していきたいというふうに考えております。

**○上里善清委員** 政府の補助金を、例えば昔でしたら一括交付金を活用してやりたいということだったんだけど、収益のあれがちょっと不透明だからということで、駄目になったわけですよ。

もう一度、この一括交付金も含めて、国の補助金の獲得はできないものかと思うんですが、これは一般質問でも出ていましたよね。この辺はどうですか。

**○白井勝也MICE推進課長** お答えします。

PFI事業で事業実施するときのメリットになりますけれど、コスト縮減や工期短縮、利便性の向上、財政負担の平準化や長期的なMICE誘致の観点など、PFIのメリットを生かすこと、それからこれまでのサウンディング結果では、複数の事業者が参画に関心を示していること、それから地元からは早期整備の要望がありますから、早期実現のためにはPFIを活用して事業を実施したほうがよいというふうに考えております。

**○上里善清委員** もう一つは、ちょっとこれ、皆さんの担当じゃないかもしれないんですが、昔の整備計画を見ると、第1ステージはこの施設の整備ですね。第2ステージは周辺の整備——ホテルを含めてその辺の整備が入っていたんですよ。

第3ステージがあったんですよ。これは周辺の背後地、今、農振地区が多いので、それを商業地併用のやつに変えたいと。

これ、土木に聞いたら、この辺は町から何も申請出ていないという話を聞いて、僕びっくりしてですね、町に尋ねたんですよ。まちづくり計画では、ちゃんと入れて県にも言っておりますということだったんですけどね。この辺は今、どういう形になっていますか。この第3ステージというのは。

**○白井勝也MICE推進課長** その当時のやつで、

1次、2次、3次というふうにあったというふうに記憶しています。

まず最初に、第1段階として、マリントウンのエリア開発をした後に、第2、第3というところになっていると思います。

県では、地元の市町村を含めてサンライズ推進協議会、それから県庁内部では土木建築部だとか、あと農林水産部、商工労働部も含めて協議会を持っておりますので、その中で少し、第1ステージのめどが見えてきたときに、また議論をしていきたいなというふうには考えております。

**○上里善清委員** 私たちの東海岸の本当に希望ですので、十分、地元とも話し合いましたね、与那原町もこのサンライズ地区はみんな期待しておりますので、ひとつよろしくお祈りします。

以上です。

**○大浜一郎委員長** 上里委員の質疑は終わりました。

続きまして、山内末子委員。

**○山内末子委員** おはようございます。よろしくお祈りいたします。

今、部長の説明の中でもありましたように、今年度の予算が、歳出歳入ともにもう半減というような形でちょっと心配をしていましたけども、特徴的な、特異的な予算の、国の支援とか、そういうものが大きな要因だということもお伺いをいたしまして、その中で、今もう観光が今年度、冬あたりからとても復興していると、兆しが見えていると。

そういう半減をした中で、あまりにも急速に復興している観光の現場におきましては、やはりそれに耐え得るような、効果的な予算の編成をしていただきながら、しっかりと観光につなげるというのが、とても次年度は必要なことかなというふうに思っていますけど、この予算の編成に当たりましての特徴的なこと——そういったことを踏まえた形でしっかりとその予算編成を行っているのか、その辺の特徴的なことをお伺いいたします。よろしくお祈りします。

**○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長** 令和5年度予算ですね、規模的には過去2番目の規模が確保されておまして、各分野において必要な予算が計上されたと思っております。

予算の計上に当たっての考え方ですけれども、観光・MICE分野では、観光産業の回復を加速させるために、旺盛な国内外観光需要を取り込むための効果的な誘客・路線誘致活動、喫緊の課題である観光産業の人手不足解消への支援、サステナブル・

レスポンシブルツーリズム等に取り組むための必要経費、それから大型MICE施設整備に関する経費などを計上したところです。

また、文化・空手分野では、沖縄文化の保存・継承とさらなる発展のために、文化芸術の振興と文化芸術を支える環境づくり、しまくとぅばの保存・普及・継承の促進、空手発祥の地・沖縄の発信と沖縄空手の保存・継承・発展に取り組むための経費を計上しました。

スポーツ振興分野では、スポーツアイランド沖縄を形成するために、県民等が主体的に参画する生涯スポーツの取組、スポーツコンベンションの誘致・開催、スポーツ関連産業の核となる人材育成等に取り組むための経費などを計上しております。

交流推進分野では、沖縄を結び目とするウチナーネットワークの強化を図るため、交流基盤としてのコンシェルジュ機能の充実・強化、将来のウチナーネットワークを担う次世代育成や、観光、経済、文化等の様々な分野の多角的な交流の推進に取り組むための経費を計上したところでございます。

以上です。

**○山内末子委員** 次年度は観光客の復活ということで、目標人数というんですかね。それはどれぐらいを見立てていますでしょうか。

**○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長** まず、令和4年度に目標値を設定しております。令和4年度から、観光収入と、それから人泊数という形で目標値を設定しております。

観光収入については、令和4年度は5364億円という目標で、これは入域観光客数を参考数値として定めまして、これを610万人と見込んでおりました。内訳は国内が580万人、海外が30万人で610万人ですね。これに1人当たりの観光消費額を8万7900円程度と設定しまして、掛け合わせることで観光収入を5364億円と設定したところです。

それから人泊数については、令和4年度の目標値を1751万人泊というふうに設定しております。これは、入域観光客数610万人に1人当たりの人泊数の見込み値、これを2.87泊と設定しまして、それを掛け合わせて1751万人泊というふうに設定したところであります。

その目標値に対する現状というところですけども、これはあくまでも速報値ベースですけども、4月から12月までの観光収入の累計が5352億円。5364億円の目標に対して、おおむね近い数字になっているというところ。

それから人泊数については、4月から12月までの累計で1577万人泊というところで、目標の1751万人泊と比較すると、9割程度に達しているというところで、いずれも回復傾向がある程度確実になっているというところで、順調に推移しているというふうに見込んでおります。

そういった状況を見極めつつ、また観光事業者さんと意見交換を行いながら、次年度の目標値というものは設定していきたいというふうに考えています。

**○山内末子委員** 令和4年度で610万人というところ、コロナ前からすると6割程度ですよ、約1000万人余りあったので。それを踏まえると、5年度はさらに多くの観光客数、それから収入も含めて期待をしているというところだと思います。

そういう意味で、今回のこの予算の編成は新規もありまして、特に今、心配な人材不足であったり、交通のものであったり、微に入り細に入り大変細かいところまで予算編成されているのかなというふうに思いますので、ぜひ頑張ってくださいというのをまず申し上げながら、具体的なことをお聞かせください。

資料の3-4の18ページ、沖縄観光グローバル事業。これが前年比2倍の伸びになっております。この事業のこれまでの実績、まずお聞かせください。

**○大城清剛観光振興課長** 沖縄観光グローバル事業は、国際観光地沖縄の需要の創出を図り、外国人観光客の誘致を図ることを目的に、国際航空路線の誘致・拡充に係る支援や、東アジア及び欧米豪市場等や富裕層に特化した戦略的なプロモーションの実施と併せて、Be. Okinawaのブランドイメージの浸透を図る取組を行っております。

令和4年度までの事業成果としては、外国人観光客について、平成30年度には300万800人となっております。そして、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の影響による渡航制限、入国制限の影響によりまして、令和元年度は観光客数が全体で249万400人、また、令和2年度及び令和3年度においては、外国人観光客はゼロとなっております。

那覇空港国際線については、2022年8月から韓国の路線が一時的に再開しまして、さらに10月から日本での海外個人旅行者の受入れが本格的に再開されたことや世界的な水際対策の緩和を受け、10月以降、台北、香港及び韓国の3路線の復便が進んでいるところであります。

国際線の路線再開により、令和4年12月時点での暦年の外国人観光客数は4万7700人となり、令和3年



のゼロから2年ぶりの皆増となっているという状況であります。

コロナ禍においても、国際観光地沖縄としてのイメージの優位性を保つために、事業者及び一般消費者に対して継続的に働きかけを行い、旅行市場において沖縄が忘れられないための取組を実施していたところであります。

**○山内末子委員** これは、国際路線復活というのはとても大きな課題だと思いますけれど、現状としては今どれだけの国際線の復活になっているのか。

そしてまた、5年度に向けて、今、方向性としてどれぐらい見込みがあるのかということをお聞かせください。

**○大城清剛観光振興課長** コロナ前に那覇空港で1週間当たり約200便以上の就航がありまして、現在、七十数便となっております、約3分の1の状況であります。今後、それぞれの航空会社で、1日1便というのが1日2便とか、そういうふうにとんどん増やしていくというような希望を持っています。

路線のほうは、現在は台北、香港、韓国仁川というふうになっております。路線のほうも、随時、例えば中国のほうとか、再開したいという意向も聞いておりますし、徐々に回復するものと思っておりますけれども、その辺推移をしっかりと見極めて、また支援のほうをしっかりとやっていきたいと思っております。

**○山内末子委員** 中国やほかの東アジアに向けても、これまでも観光がちょうど伸び調子になっていたところですので、その辺の復活、早めの対策ということは、これはもうコロナも落ち着いていますし、国の動向というのが大変気になるころではありますけれども、積極的な国への働きかけ、そういうことをすることによって、路線の再開というふうにつながるのかなと思いますけど、それについてお聞かせください。

**○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長** 5月8日からコロナのほうで2類から5類のほうに移行するということと併せて、国の水際対策のほうも緩和されるということが想定されております。

この動きについては注視しなければいけないなというふうに思っておりますけれども、県のほうでは、回復が予想されるインバウンドの取り込みについては、沖縄観光ブランドBe. Okinawaのイメージを基に、戦略的なプロモーションを展開したいと思っております、特に国際線の復便と連動したアジア市場からの誘客です。コロナ禍前までには、台

湾に次いで多かった中国というところの再開が期待されますので、そういったアジア市場、それから欧米豪等の市場開拓も併せて進めて、長期滞在型のリゾート需要とか、消費単価の高い富裕層等の取り込みも行っていきたいと思っております。

また、国際クルーズも段階的に再開されるという情報がございますので、着地型観光やフライ&クルーズなどの地域経済効果の高いクルーズ観光も推進していきたいというふうに考えています。

**○山内末子委員** ぜひ頑張ってくださいと思います。

続きまして、これも同じく3-4の18ページにあります、離島観光活性化促進事業。これの実績と5年度の目標についてお聞かせください。

**○大城清剛観光振興課長** 離島観光活性化促進事業は、離島への観光客誘致を促進するため、離島へのチャーター便支援、離島観光のプロモーション、主要離島地域である宮古、八重山、久米島の観光協会等が主体となった地域プロモーションを実施しているところであります。

今年度の成果としましては、当事業は平成24年度から実施しており、平成28年度に久米島において11万1509人、平成30年度に宮古で約114万3000人、八重山で約142万人の入域観光客数を達成しているところであります。新型コロナウイルス感染症により、令和2年度における八重山、宮古、久米島の入域観光客数は大きく減少しておりましたが、現在、回復傾向も見られていることから、引き続き離島観光のPRを継続することで、旺盛な旅行需要を確実に取り込むこととしているところであります。

令和5年度の事業実施に当たっては、観光需要の回復を図る上で、積極的な観光プロモーションを実施する必要がある一方で、各種観光イベントの中止、誘客による感染拡大の懸念等、事業執行が難しい状況が続いておりますけれども、特に離島について、医療体制が脆弱であることから、各圏域会議等を密に実施し、地域ごとの受入れ体制等の状況を把握する必要があると思っております。

令和5年度も、離島観光の活性化のためにチャーター便の支援、航空会社との連携プロモーション、各種メディアとのタイアップした広告や様々な手段を講じて離島観光の活性化に努めてまいりたいと思っております。

**○山内末子委員** その中で、課題としまして、離島のほうでは、11月に我々行ったときも、タクシーやレンタカーの不足、それと人材不足というのがあり

ました。

今、現状としてすごい12月ぐらいから復興しているとは言っていますけれど、そういった交通の系統、足の確保というのはとても課題だと思いますけれど、その辺についてはどうでしょうか。

**○大城清剛観光振興課長** 離島のほうも、本島より人材の不足がかなり深刻でありまして、もう宮古のほうは求人倍率が2倍以上を超しているとか、様々な状況を聞いております。委員おっしゃるように、タクシーとかバスとか、その辺の運転手の不足等がかなり深刻であるというふうに聞いております。

そこで、なかなか即改善というのは難しいところではありますが、県のほうでは次年度、観光人材の確保支援事業を実施いたします。従業員の労働環境を改善し、人材の確保・定着を図るため、観光事業者の生産性向上に資する取組を支援するとともに、観光事業者と求職者のマッチングを促進することにより、観光業界の持続的発展につながる人材の確保を図ることとしております。

以上であります。

**○山内末子委員** これは観光人材確保事業の中でもやっていると思いますので、ぜひしっかりと対応していただきたいと思います。

続きまして、先ほど部長の中でもありましたG o T oおきなわキャンペーン事業。これ今回、残りの事業を今やっている状況なのか、それと次年度に向けてはどういうふうな展開をしていくのか、それについてお聞かせください。

**○大城清剛観光振興課長** 令和5年度のG o T oキャンペーンの事業については、当初予算で161億円を執行する予定となっております。もし、これが全額執行された場合は、約530億円の事業効果、約200万人泊の誘発を見込んでいるところであります。

**○山内末子委員** 国のその事業というのは、今どのような流れになっていくのか、その辺の方向性というのがちょっと見えないんですけど、その辺をお聞かせください。

**○大城清剛観光振興課長** 本予算は、観光庁の地域観光事業支援、全国旅行支援を財源としております。配分額については、宿泊旅行統計調査における各都道府県の延べ宿泊者数、2年前に国が実施したG o T oトラベルキャンペーン事業の利用実績等を勘案して、国が各都道府県に配分しているものであります。

本県には、先ほど申しましたけれども、国全体の予算の約8%余りが配分されておまして、そちら

のほうを財源に事業のほうを次年度も行うというものであります。

**○山内末子委員** 当面、このキャンペーンが続くというふうに考えていて、しっかりと、沖縄県のコロナ後の観光には相当これ大きな影響を受けているのかなというふうに思いますけれど、そういうふうに理解してよろしいですね。

**○大城清剛観光振興課長** おっしゃるように、今後県外からの旺盛な旅行需要を取り込んで、予算の限り、この事業を実施していきたいと思っております。

**○山内末子委員** ありがとうございます。

続きまして、同じく資料3-4のページ19で、先ほどありました観光人材確保事業。これもとても今、今回の観光復興に向けては、一番課題の大きい——離れていった観光業の皆さんたちをいかにまたしっかりと復活させていくのが沖縄観光の大きな課題にもなっているのかなと思いますけれど、その辺のところ、事業の概要と目標についてお聞かせください。

**○大城清剛観光振興課長** 観光人材確保支援事業の事業概要です。

まずは、観光事業者の労働生産性の向上支援事業というのを1番目に掲げておまして、観光事業者の労働生産性向上に資する取組を支援することとしております。補助対象者は、県内観光関連事業者、そして対象経費は施設整備や改良費、その他ソフトウェアの購入、改良費等、あと、上記に付随する運搬費等も対象にする予定でございます。補助率が対象経費の3分の2で、上限が1000万円で、補助件数は、予定としては15件程度を予定しているところであります。

あともう一つの柱が、観光人材マッチング支援事業でして、観光の魅力向上を図るとともに、観光事業者と学生等を含む求職者とのマッチングを促進するものであります。こちら、観光の魅力向上につながる取組としては、観光の貢献度を可視化しまして、さらにマッチング機会の創出のために、観光業界に特化した県外での合同就職説明会等の開催を予定しております。そして、O J T、あとインターンシップの促進によって、観光業界に就職希望をする方々を受け入れまして、県内の観光業界への就職のほうを支援していく予定でございます。

以上でございます。

**○山内末子委員** 人材不足という言葉をよく聞きま

の分野についてこの事業の効果があるのかという、その辺はどうでしょうか。

**○大城清剛観光振興課長** 今年度、様々な事業者のほうにヒアリングもした結果、観光業界全般において人材のほうに不足しているということで、特にこの業界だからというのではないものと認識しております。

**○山内末子委員** あらゆる分野だとは思いますが、ぜひその事業を通して、効果的な観光人材確保、しっかり頑張ってくださいと思います。

続きまして、同じく19ページの観光2次交通結節点機能強化事業。この事業概要と効果についてお聞かせください。

**○大城清剛観光振興課長** 本県を訪れる観光客の移動手段は、レンタカーの利用割合が約6割と最も高くなっておりまして、コロナ禍の前には、那覇空港におけるレンタカーの送迎バスの乗降エリアの混雑や、那覇空港の到着からレンタカー借受けまでの時間が長時間となるなどの課題が生じておりました。

こういった現状を踏まえまして、今後の持続可能な受入れ体制の構築のためには、集中する那覇空港周辺でのレンタカーの借受けの現状を改め、移動手段と移動拠点の分散化を図ることが求められていると考えております。そのため、観光客の滞在、立ち寄り拠点となっているエリアを、中長期的な視点で観光2次交通結節点と位置づけた上で、レンタカーの借受け・返却場所の分散化等を図る取組を実施することとしております。

具体的には、那覇空港へ到着した観光客は、既存の路線バスやシャトルバスなどを利用して、結節点エリアへ移動すると。その後、本事業で周遊運行させる小型バスを利用することで、エリア内のホテルや観光施設等に立ち寄ることができます。また、周辺のバス停やレンタカーステーションを周遊経路に組み込むことで、次の移動手段としての路線バスやレンタカーの円滑な利用を可能とするものであります。

次年度は、事業へ参画する交通事業者や地元自治体、レンタカー事業者等で構成する協議会等を立ち上げまして、取組エリアを決定します。そして、路線に係る諸手続を経た上で、巡回バスの試運転を実施することとしております。

**○山内末子委員** これからそのエリアを決定して——レンタカーが一時とてもなくなったというようなことがありましたけれど、その辺の需要とかについては、今はどうなっていますか。

**○大城清剛観光振興課長** エリアのほうを次年度、正式に決定するという形になります。

それで、今、委員おっしゃるレンタカー不足というのが、昨年来、いろいろ話題になっておりましたが、それでも、レンタカーの供給のほうも、12月時点でコロナ前の9割以上回復しているということで、例えば年末年始も、沖縄でレンタカーが借りられないというような状況は特に発生していないというふうに聞いておりますし、レンタカー不足というのはある程度解消されたというふうに認識しているところであります。

**○山内末子委員** 空港へ行きますと、私も見たことがあります。駐車場でレンタカーをやり取りしているところとか、そういうところを見てもみますと、やっぱりほかの皆さんへの迷惑とかにもなっておりましたし、この事業をすることによって、しっかりとした公正公平な駐車場の使い方であったり、それから、しっかりとした観光客への安心・安全な足の確保ということにつながると思いますので、ぜひしっかりと対応していただきたいと思います。

次に、25ページです。サッカースタジアム整備等推進事業について、進捗状況をお聞かせください。

**○嘉数晃スポーツ振興課長** お答えします。

サッカースタジアム整備事業について。

この事業については、スポーツコンベンションの核となるJ1規格スタジアムを整備して、スポーツを中心とした交流拠点を形成する事業として行うものであります。

来年度事業については、整備財源や整備手法等について検討を進めて、スタジアム整備に向けた前提条件を整えた上で、民間活力の活用可能性について検討したいと考えております。

**○山内末子委員** これまでちょっと問題になっていました那覇市さんとの意見交換であったり、調整であったり、あるいはまた巨人軍のキャンプの使用の際のそういった問題であったりとか、そういうことについての解決、それから調整については、今どのような形になっていますでしょうか。

**○嘉数晃スポーツ振興課長** お答えします。

那覇市さんとの協議とか、あと巨人軍のキャンプについて、那覇市の担当の部署がございます。それから連携会議という形で話合いの場を設けて、整備が決まりましたらどのような形で巨人軍のキャンプ等活用していくかというところを、今後話し合っていく予定になっております。

**○山内末子委員** ぜひ調整をしっかりやっていただ

いて、しっかりとしたスタジアム完成を期待しております。

続きまして、F I B Aバスケットボールワールドカップ2023ですか、私も今日、皆さんからいただいたアピールのためのをやっていますけど、その進捗状況をお聞かせください。

○嘉数晃スポーツ振興課長 お答えします。

F I B Aバスケットボールワールドカップ2023が今年の8月25日から開催されます。こちらの開催に向けて、受入れ体制の構築など、大会運営のサポートを行うとともに、本大会を活用して地域のにぎわい、あと、子供たちの交流を創出するなど、地域経済の振興を図っていこうと思っております。

そういった事業の中で、例えば県内全域から大会への子供たちの招待とか、子供たちとトップアスリートの交流、あと空港とか市内でフラッグを立てたりとかするシティードレッシングを行ったりとか、パブリックビューイング等のファンゾーンの設置の準備を行ったりとか、あと、安心・安全な大会に向けた警備計画ですね、県警との連携になっております。そういったところを今、順次進めているところでございます。

○山内末子委員 サッカーのワールドカップがあつて、また今、W B C、本当に盛り上がっています。

スポーツで盛り上がりというのが、本当に夢と希望を子供たちにも与えますし、我々、全ての皆さんたちが元気になるということで、今度バスケットということですけど、なかなかそういう意味では今、アリーナにキングスの試合とかに行きますと、すごい道路の渋滞とか、それが大変気になるところなんです。

そういった意味では、道路の交通渋滞解消に向けてとか、地域の皆さんたちとの対応であったり、その辺のところの対策については今どようになっていますでしょうか。

○嘉数晃スポーツ振興課長 お答えします。

通常、今のキングスの試合においても渋滞が生じております。F I B Aのバスケットボール大会でも渋滞が生じるということは私たちも想定していて、まず道路を管理する沖縄県の中部土木事務所、あと県警、あと沖縄市、私たち開催支援協議会において、どういったところが渋滞予想されるかというところを今調整しております。

例えば、警備員を配置して円滑な渋滞が防げるとか、あと信号の切り替わる時間ですね、これをどのように変えたらうまく車が流れるかと、県警とも相

談しながら、8月25日の開催に向けて——もう渋滞はどうしても起こってしまうというところではあるんですけど、円滑な交通整理ができるように、関係機関とも連携して調整してまいります。

○山内末子委員 8か国と言っていますが、これはもうどこか決定していますか。

○嘉数晃スポーツ振興課長 お答えします。

4月29日に、日本を除く出場国が決まります。ただし、1か国先行して、スロベニアが先行して日本での参加ということが決定されていますので、日本とスロベニアの2か国、残り6か国が4月29日に抽選で決まることとなります。

○山内末子委員 そうなってきましたと、ホテルが近くにはあまりないですよね。8月といいますと、ほかの形での観光客でホテル不足とかというのはとても大きな課題になるかとは思いますが、その辺の対策については今どようになっていますでしょうか。

○嘉数晃スポーツ振興課長 お答えします。

まず、選手とあと関係者、あと審判団がいらっしゃるといことで、関係者においては北谷町のホテルと、あと宜野湾市のホテルに宿泊するというところで、今調整を行っているところでございます。

あと、一般の来場者、県外からも多くの観光客が訪れるということが予想されるんですけど、沖縄県全体の宿泊者数を調べると、F I B Aの開催によってホテルが取れないという状況はないのかなというところを今考えているところでございます。

○山内末子委員 ちなみに、そのワールドカップによります経済効果、どれぐらいの見込みを持っていますでしょうか。

○嘉数晃スポーツ振興課長 お答えします。

りゅうぎん総合研究所の試算があるんですけど、そちらによりますと、この大会の開催で経済効果が約62億円という経済効果になっております。

○山内末子委員 ぜひしっかりと、県のほうもアピールをして、まだまだ弱いかなというふうに思いますので、ぜひしっかりと頑張ってくださいと思います。

それと最後に、昨日の報道の中で、沖縄県と北海道の観光シンポジウムというのがあって、その中で世界的に有名な河瀬監督のほうから、沖縄の琉舞などの文化と、それと観光が、なかなかちょっと文化としての観光というものにつながっていないんじゃないかという指摘があったようなんですけど、その件について部長の、文化と観光ということ、琉舞

などを含めた観光についてちょっとお聞かせください。

**○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長** 沖縄観光の魅力、本質的な価値という部分については、豊かな自然、それから沖縄独特の伝統、文化、それらが醸し出す風土というふうを考えておりますので、その大きな要素であるところの独特の文化については、もちろん文化資源としての文化振興という側面、それから、その継続的に担っていただく人材育成というところも大事な部分になるかと思ひますし、それを観光産業をはじめとした他産業で活用することによって、持続的な文化の担い手たちの継続的な活動にもつながるかと思ひますので、ぜひその魅力を観光サイドでも大きく発信していくことによって、沖縄らしさというところの部分でPRしていきたいなというふうに思っています。

**○山内末子委員** ありがとうございます。

**○大浜一郎委員長** 山内委員の質疑は終わりました。続きまして、玉城武光委員。

**○玉城武光委員** 説明資料3-3の14ページですが、先ほどもウチナーネットワーク次世代継承キャラバン事業の概要みたいなのは説明がありましたけれど、この海外県人会の慰労訪問というのがありますが、これ、沖縄から向こうに行くのか、これはどうなのか。

**○川上睦子文化スポーツ統括監** 来年度の事業としましては、県三役等が海外の県人会等を訪問する予定となっております。

**○玉城武光委員** 今、三役がという、じゃ、3名ということですか。

**○川上睦子文化スポーツ統括監** 知事、両副知事も合わせて、それぞれ日程が合う期間に手分けしてというか、一緒に訪問ではなくて、それぞれが訪問することを想定しています。

**○玉城武光委員** それから、その中で先ほど上里委員からもある若者ウチナーンチュ等との経済面も含めた交流というものですが、これ若者ウチナーンチュというのを、あえて若者ウチナーンチュとしたということは、どんな理由があるのか。

**○上地聡参事兼交流推進課長** 委員も御承知のように、世界のウチナーネットワークの継承とか、次世代への継承とかがやっぱり大きなテーマの一つになっているものですから、キャラバンの機会を捉えて沖縄の若者、海外の若者との交流の機会の創出であるとか、また、若者も経済についていろいろ考えているケースもあるというふうに聞いておりますの

で、その辺経済交流も含めた、メインはもう若者同士の交流で、今後の次世代継承に貢献できないかというふうに思っています。

**○玉城武光委員** この事業は委託なんですか。

**○上地聡参事兼交流推進課長** 委託も一部やる予定でございます。

**○玉城武光委員** どこに委託するの。

**○上地聡参事兼交流推進課長** 今後選んでいくことになっております。

**○玉城武光委員** 分かりました。

次、同じ14ページの次世代ウチナーネットワーク育成事業なんですが、先ほども質疑があつて、いろいろ概略は話していましたが、この交流事業とはどういった形の交流をやるのか、それからどんなシンポジウムをやるのかというのをちょっとお聞かせください。

**○上地聡参事兼交流推進課長** 先ほど申し上げた主に4つの事業を展開しておりますけれども、例えばウチナージュニアスタディーツアーは県内の中高生と海外の中高生と交流事業をやっております、それで県内の移民関係の勉強であるとか、自然環境とか、そういう勉強を通して次世代の継承を図っている事業でございます。そういう交流をしております。

シンポジウムは、復帰と同時に兵庫県と友愛県提携に関する協定書を結びまして、それを記念したシンポジウムを今年度予定しています。

**○玉城武光委員** シンポジウムは、兵庫県との交流の中のシンポジウムを行うということですか。

**○上地聡参事兼交流推進課長** その予定で今考えております。

**○玉城武光委員** じゃ、35ページ。

これも新規の事業で、しまじまの芸能を活用した文化観光コンテンツ創出事業ですが、まずは概略を説明してください。

**○松堂徳明文化振興課長** お答えいたします。

この事業につきましては、地域の伝統芸能ということで、例えば獅子舞とかチョンダラー、あるいは地域で伝承される組踊とか様々なものがありますが、この地域の様々な伝統芸能等の文化資源を活用した観光振興を図るため、沖縄県伝統芸能祭を開催し、国内外から観光客の受入れ体制の強化をまず図るとともに、文化相談員を配置し、直接、地域の伝統芸能団体へアプローチすることで、文化資源の掘り起こしと活動実態及び課題を把握し、商業、観光分野へのニーズ開拓及びマッチングを行うという事業になっております。

○玉城武光委員 この地域の伝統芸能文化団体というんですか、そういうのは先ほど獅子舞とか、棒術とか、いろいろおっしゃっていたんですが、ほかにはないですか。

○松堂徳明文化振興課長 例えばクイチャーとかアヤグ、村踊、棒術とか、そういった様々なものが地域にあります。

○玉城武光委員 様々な伝統芸能があるというのは承知していますが、これを一堂に集めるという、要するに一堂に団体を網羅して、この沖縄に来た方々に披露するというのを予定しているという意味ですか。

○松堂徳明文化振興課長 お答えいたします。

この事業につきましては、例えば沖縄県伝統芸能祭の開催予定としては現在、本島で2回、離島で1回の予定をしておりますが、その中で演じる項目につきましては県内5地域から、様々な地域の伝統芸能を見せる場を設けていきたいと考えております。

以上でございます。

○玉城武光委員 ぜひ頑張ってください。これ初めての試みですから、伝統芸能の育成、発展に頑張っていたきたいと思います。

次に、41ページ、バスケットボールのワールドカップ。

先ほども山内委員からもいろいろ質問があってお答えしていたんですが、子供たちとの交流創出というのは、子供たちとは中学生とか小学生なのか、高校生なのか、どんな交流を創出するんですかね。

○嘉数晃スポーツ振興課長 お答えします。

子供たちの交流の中心になるのは小学生、中学生——次のバスケットボールを担う子供たちに対して交流事業を行いたいと考えておまして、例えばバスケットボールワールドカップは日本とインドネシアとフィリピンの3か国の共同開催になっております。それぞれの国の子供たちと沖縄の子供たちとオンラインで結んで、それぞれの国を理解する交流事業を行っているのが一つございます。

もう一つ、トップアスリートの交流ということで、元バスケットボール日本代表、男女それぞれの選手の皆さん、あと指導者の皆さんがいらっしゃるんですけど、沖縄に来ていただいてバスケット教室を開いております。これはまた、離島でも開いたりしております。

来年度に関しては、出場国があと残り6か国決まる形になります。そこが決まりますと、その6か国のまた国の勉強をして、実際にその国の子供たちと

の交流というところでもできるようにしたいなと考えております。

○玉城武光委員 経済効果もいろいろありました。

子供たちとの交流と今お話がありましたように、プロの選手の皆さんが、最近、よく中学生とか高校生とかいろいろ交流して教えているのかな、そういうのも現在あるんだけど、そういうのも含めて行うということですか。

○嘉数晃スポーツ振興課長 委員のおっしゃるとおりです。

そのとおり、指導者、元の代表選手を呼んで、技術的な指導、あとメンタル的なところの指導というところも行っているところでございます。

○玉城武光委員 分かりました。

次に、41ページ、G o T oおきなわキャンペーン事業。もういろいろ先ほど説明がありましたけれど、ここに従来のG o T oキャンペーンと、新たに加わっている地域クーポン券を発行するということの説明があるんですが、この地域クーポン券はお土産品とか、観光施設とか、そういうところで使えるようになるということの説明ですが、そういうことで理解していいんですか。

○大城清剛観光振興課長 おきなわ彩発見キャンペーンNEXTでは、県内の土産品、観光施設等で利用できる地域クーポンを発行しております。

この地域クーポンというのは、県内の観光施設、観光体験、アクティビティー、土産品店、工芸クラフト、飲食店などで利用できるお買物券でありまして、キャンペーンを利用し、旅行割引の適用を受けた旅行者に対して宿泊施設がチェックイン時に配付する仕組みとなっております。

○玉城武光委員 これなかなかね、こういうクーポン券を受け入れて精算をするときに、いろいろ事務的な手続きが非常に煩雑になっていてという話もありましたけれど、それはクリアできるんですか。

○大城清剛観光振興課長 国の制度の変更によりまして、令和5年1月以降の全国旅行支援の実施に当たっては、地域クーポンが電子化されることになりました。

宿泊施設側は、専用の電子クーポン発行システムで利用者の必要事項を入力し、QRコードつきの紙をプリントアウトしてお渡しするというような仕組みに変わっております。そちらによって、この宿泊施設側の負担のほうは軽減されたと認識しております。

○玉城武光委員 これ地域クーポン券は、観光施設、

お土産品店以外にはほかにあるの。

○大城清剛観光振興課長 例えば、観光体験とかアクティビティーも利用できますので、アクティビティーと申しますと、いろんな観光ガイドをすとか、あとマリンの事業者とか、あるいは工芸やクラフトを販売する場所でもありますとか、あと飲食店とか、そういうところでも利用できる仕組みになっております。

○玉城武光委員 考え方によってはいろいろなところで使えと。地域クーポン券を発行するということは、実は経済的な効果が非常に出てくると思うんですが、こういうものにも使えますよと。今さっきおっしゃったものをもっと周知徹底しないと、そのところで使えなくなるようなことになったらいけないので、そこは周知徹底をお願いしたいと思えます。

○大城清剛観光振興課長 このキャンペーンの参加事業者は、旅行事業者やオンラインの旅行会社の3783事業者に上ります。そしてまた、県内の宿泊施設は1435施設、あと、委員がおっしゃる地域クーポンの加盟店は2390施設に上っております、こちらのほうを我々のほうもしっかりと周知のほうをしております、参加したい、希望したい施設のほうに配分できるというような形になっております。

今後また、周知のほうをしっかりやっていきたいと思えます。

○玉城武光委員 ぜひ頑張ってくださいね。

終わります。

○大浜一郎委員長 玉城委員の質疑は終わりました。仲村未央委員。

○仲村未央委員 お願いします。

大きなところで、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成というところで、皆さんの何か図がありますよね。先ほど部長が冒頭で発言して触れていた当初予算の方針に関わるところの大きなところですね。これから入って伺いたいと思っております。

それで前回、この委員会でも陳情審査のところでも取り上げたマリンレジャーのところで、かなり長いこと、9年間にわたって様々調査事業をして、トータルで3億5000万円になりましたねということのお話をしました。それは、陳情者の成田参考人に来ていただいたんですが、その参考人の指摘と大体は似通う認識でしたねということ。

皆さんの調査の平成29年の9年間やった最後の事業の最終的な評価のところでは、1000を超える事業者がいて飽和状態と。供給過多にあって、収益が悪

化している、労働環境が悪化しているということで、サービスレベルにおいても、安全対策にしても、環境保護の部分からも、沖縄ブランドの毀損につながる危機的な状況であるという指摘をされていて、この辺りを含めてどうですかということでお尋ねをした経過があります。

それで、今年度はまた調査をするということがありましたので、また振出しに戻るような内容の調査じゃないのかというようなことも申し上げました。それで、もう調査をしている場合ではなくて、とうに実践の段階ではないかということも指摘をしましたけれども、今年度、具体的にどういう調査をしてどうだったのかということについて、そして、次年度どうしようとしているのかということについて、まずお尋ねをいたします。

○大城清剛観光振興課長 今年度はマリンレジャー魅力向上促進事業というのを行っております、その中で、まずはマリンレジャーの市場調査というのを行っております。沖縄のマリンレジャー利用後の満足度、あと、マリンレジャーの事業者を選ぶ際の手段等ですね、そういうのを調査しました。

また、そのような調査結果も踏まえて、マリンレジャーの事業者向けにセミナーのほうを実施しております、例えば、3回ほど分けてやっておりますけれども、SDGsについてとか、あとは事業者求められる事業の在り方、経営手法、メニュー開発や人材育成というような内容もあります。また、安全・安心については事業者のリスクマネジメントとしての安全対策等、あと、海外の先進事例等についてもセミナーのほうを行っております。そして、サステナブルツーリズムについて、海の環境配慮について、そのような内容のほうも行っております、さらに、プロモーションの実施のほうも行っております、ダイバーとか、シュノーケラーとか、フリーダイバーがお読みになる専門の媒体のほうに、沖縄の海から考えるレスポンスブルツーリズム、サステナブルな沖縄のダイビングショップの選び方等について特集を掲載しまして、広報を行ってきた内容になっております。

また次年度もそれらの取組を引き続き行いまして、事業者に向けて、環境配慮と安心・安全というのをしっかりと取り組むように、また、このマリンレジャーを楽しむ観光客の皆様にもですね、このようなきちんと安全・安心、そして環境配慮のある事業者を選ぶようにというような広報のほうをしっかりと行っていきたいと思っております。

○仲村未央委員 今回の調査の中で、この市場調査をされたということですが、この海の産業の県内の市場規模というのはどのような感じでしたか。観光全体に占めるその割合的なものもありますか。

○大城清剛観光振興課長 まず、平成21年にマリンレジャーの体験をされた方が184万人余りありまして、平成30年度には240万人余りということで、1.3倍ほどになっている結果がございます。また、直接の経済効果については、平成21年が1550億円余り、平成30年度には2460億円余りということで、1.59倍というふうになっております。

沖縄を訪れる観光客の目的の中で、海の体験を求めるといって二十何%いらっしゃるということで、かなり有力な沖縄の観光コンテンツになっているということがはっきりと分かるという状況であります。

○仲村未央委員 それで、今見たとおりですね、市場規模にしても、経済効果にしても、かなりこの10年間で大きくなっているというのは、また今回の調査で明らかになったことだと思いますけれども、その平成29年度の調査の中でも、海外のビーチリゾートというのは、この環境保全、安全対策、それからこのホスピタリティを担保する法令や仕組み、こういったものにきちんと裏づけされた高付加価値な商品を提供しているけれども、沖縄についてはその基準に達しているとは言えないというような、国際観光地というところではない状況というのを皆さんは危機的な状況と捉えて、そういう報告をしてきたわけですね。

それで、その部分で言えば、1つ事例としては、座間味の取組を前回も指摘をしましたが、その後、座間味のほうとの意見交換なり、この三十六、七年かけてどのような取組をして、鯨をウオッチするというようなその取組がなされてきたかということについては、どのように把握をされましたか。

○大城清剛観光振興課長 委員おっしゃるように、慶良間ルールというものを渡嘉敷村、あと座間味村、あと地元の事業者が協力して、そういうふうなホエールについての基準のほうをつくったという情報があります。そこで、渡嘉敷村や座間味村のほうに問合せしましたら、お分かりになる担当者がいらっしゃらなくて、村レベルではこういう取組がちょっと続いている状況があつて残念でした。

ただ、ホエールの事業者の皆様は、この渡嘉敷ルールというのを基にして、また、自分たちのホエールの協会ですべてを引き続き、いろいろ改善しながら、

そういう自主ルールをつくってしまっていて、そちらのほうで運営のほうはなされているということも分かりまして、我々、その座間味や渡嘉敷の方とも意見交換のほうも行いまして、いろいろな聞き取りのほうを行っているところでございます。

○仲村未央委員 その程度ですか。私は、皆さんが直接お会いして、どのような資料もお渡ししましたよという状況も聞いたんですけれども。

○大城清剛観光振興課長 今、座間味や渡嘉敷の事業者の方と会ってお話を聞いたということをお話ししましたが、中南部のホエールの協会というのがあります。彼らもまた、自分たちで自主ルールをつくって運用しているという現状がございます。

その総会の中にも、沖縄美ら島財団の動物研究室の職員の方からいらして、その方のお話も聞きまして、私たちはまたこの方ともいろいろ意見交換、情報収集をしまして、様々な情報のほうを得ております。いろいろ分かってきたのが、それぞれの協会ですべての自主ルールを作成して、座間味の辺りは座間味の協会の方がある程度テリトリーとして、自分たちの自主ルールを守りながらホエールウオッチングを実施しているということ。そして、那覇、中南部のホエール協会の方は、座間味までは行かない手前のチービシの辺りを海域にしまして、また、ちょっと糸満辺りも別のグループがあるようなんです。座間味のほうにはそれぞれ行かないようにしているかですね、いろいろ自分たちで自主ルールをつくって運用して、総会のほうでルールをどうするかというのを熱心に討議されている様子が見えました。

じゃ、このそれぞれのルールが実際に正しいのかどうかというのは、この美ら島財団の職員の方ともいろいろ話し合いましたけれども、現在のところ、これが本当に正しいとか、あるいはもっと何かやらなきゃいけないとか、そういうふうなことを今ちょっと言える状況ではないと。よく分からないというのが現状だということで、その美ら島財団のほうも、オーストラリアの研究等を参考にしまして、いろいろ細かく――船が何隻とか、何メートル離れているとか、あるいはスピードがどうかですね、いろんな場合を想定して、あと、事業者の方にもいろいろヒアリングをして、鯨に与えるストレスとか、実際に鯨は個体識別が1頭ずつできますから、彼らは常にデータ



を持っていて、実際に鯨が減っていないかとか、維持しているのかとかそういうのも確かめながら、調査した上で、ある程度ルールを何かお示しできたらいいなというような話もされていまして。

ただ、その調査には、1年から2年かかるというような話も聞いておいて、こちらのホエールウォッチングの季節が12月から3月ぐらいまでがメインなものですから、年中できるわけではありませんし、そのようなこともおっしゃっていて、南西諸島には約1000頭の鯨がいるというような話もされていまして、今後、調査を進めていきたいということがありますので、我々もまたこの情報を取りまして、あと、ホエール協会ともきちんと意見交換しまして、自主的な取組というのを後押ししていきたいなと思っているところでございます。

**○仲村未央委員** お会いしたのは課長ではないんですかね。いいですよ、もうそこは。

要はですね、目下何が問題かという、向こうでは鯨に近づくにしても3隻までですよとか、2時間を超えてはいけませんとか、あくまでウォッチングなので、100メートル以上離れます、船はエンジンを静かにして脅かすようなことはしませんと。それから、親子である場合は、これよほど慎重にしないといけないので、そのために帰ってくるわけですからね。500メートル以上離れますとかというのを37年かけてやったら、いよいよ鯨が戻ってきて、これ国際的にも非常に評価が高いということで、その座間味の取組というのは物すごく今評価されているわけですね。これ、いろんな学会とか、観光関係の人たちにもいい影響を与えているわけですよ。

ところが、今何がその海域で問題になっているかという、鯨と一緒に泳ごうという、ウォッチングではなくてスイムをし始めている、そのルール破りの動きがあると。座間味の人たちは一生懸命これをずっと大事にしてきたが、よそから来てこれをやったりしているというのが、目下、物すごい大きな問題になっているわけですよ、島では。

だから、持続可能な観光と言うときの、しかも、この業界にまつわる皆さんの先ほどの調査の指摘の中でね、到底これは国際基準に達しているとは言えない状況ということで皆さん判断されているわけだから、そこら辺の把握はきちんとされて、この沖縄のマリンレジャーというものをどういうふうな環境に持っていこうかというところが、私は非常に目下の危機感あるテーマだと思っているんだけど、その認識は大丈夫ですか。

**○大城清剛観光振興課長** 今、委員おっしゃるように、座間味のほうはスイムのほうは禁止していて、自分たちの海域をきちんと守っているという状況があります。

しかし、他の地域ではスイムのほうもやっているというところがありまして、我々もヒアリングして、座間味の方には座間味の方の判断基準というのがございまして、あと、中南部の方でスイムをやっている業者もかなり多いものですから、彼らも鯨に対する愛着とか、自分たちは鯨に対して、非常に配慮して、本当にゆっくり入って、決して脅かさないようにしているとか、そういうふうな基準を述べて、これまたオーストラリアでもこういうような事例がありまして、以前、スイムをやっているケースがあったんですけども、鯨に与える影響とか、その辺をきちんとキャンペーンしましたら、利用者の方がやっぱりこういうのは駄目なんだということの意識が生まれまして、事業者が今2社に減っているというような話も聞いておいて、これが非常に参考になるかなと我々は思っています。

本当に、鯨を大切にすると、あるいは観光資源を守るという意識の下に、観光客や利用者の方がきちんとした業者を選択するとか、そういう取組が必要ではないかと、現在思っているところでございます。

**○仲村未央委員** それをするために県はどうするんですかね。

**○大城清剛観光振興課長** 例えば、何か規制をする手段が今のところないのかなと思っておいて、やはり事業者の方は、我々もお会いしましたが、かなりの数いらっしゃって、彼らも生活のためにそれをやっていて、その背後にやっぱり家族もいらっしゃるでしょうし、何か明確な根拠なく規制をするとか、そういうのはかなり難しいのかなと思っているところです。

しかし、先ほどお話ししましたように、我々はマリン事業者に対していろんなセミナーをやったり、いろんな予算もありまして、いろいろ関わりを持っていますので、その中でサステナブルな観光、観光資源をきちんと守るとかいうのを意識づけして、あと、広報のほうですね。利用者の方に広報して、きちんとした選択をしてもらうというところで、徐々に進んでいくというのが必要なのかなというふうに思っております。

ただ、先ほど申しました美ら島財団の専門家の方ともよくよく話も聞いて、この個体数の変化とかですね、これは細心の注意が必要だと思っております。

で、もし、事業者の方もこれが減ってしまうと、自分たちの生活のほう成り立たなくなるという認識がありますので、やっぱり皆さん、資源を大切するという意識はかなり持っていらっしゃると思いますので、共にちょっと話し合いながら、この辺をきちんと進めていければなと思っていますところ。

○仲村未央委員 部長、今のね、一つ座間味の事例もあるんですけども、沖縄の皆さんが日頃からおっしゃる、そのソフトパワーというものの筆頭に挙げられるのが、沖縄の非常に魅力的な自然と。それを存分に観光資源としても生かす上では、保護とその活用というのがやっぱりしっかり伴わないと、とても持続可能とか、質の高い観光とか——先ほど上里さんからもありましたけどね、本当にブランドを維持して、付加価値の高い観光をどうしていこうかというところに、沖縄は今、岐路にあると。ずっと岐路にあるかもしれませんけれども、その質をどうするかというところは、非常に大きなテーマだと思うんですね。

座間味の皆さんが今、非常に緊張を持って状況を迎えているのは、自らの仲間の中にも、スイムをやればもっと実入りがいいんだからと言って、自らつくってきた三十何年にもわたったこの歴史を、もう自分たちは守りませんよというような内部の業者が出てきているということに対して直面をしていたり、それから、隣の久米島や那覇から、座間味には鯨がいるからと言って、スイムを宣伝するようなそういう事業者が出てきたりですね。

挙げ句の果てには、あるテレビ局が入ってきて、このスイムを奨励というかな、こんなことができずよみたいな報道をしてしまって、ほかのメディアはみんな慎重に、この座間味の自主ルールを尊重しながら、鯨を脅かさないような撮影というのは非常に気をつけながら、このウオッチのルールというのを厳格に守りながらやってきた多くのメディアの中で、このテレビ局が入ってきてそんなことをして、注意というかこういうことになっていますよということ言ったら、そんなことほかの地域でもやっているからいいんじゃないかと言って、ある意味では開き直ったというようなやり取りがあったらしいんですね。これは国際社会でも、特に親子のものに近づいたりするということは非常にあり得ないということ批判をされていたりするんですよ。

だから、沖縄県としては、これ各地域にももちろん合ったルールというのは尊重しなきゃいけないとは思いますが、今のような、何か適当に皆さん選ん

でくださいというような状況の中では、よくないんじゃないですか。どうなんですか。

ある程度の基準とか、必要ならば法令、条例なども含めて研究していくとか。そういった沖縄の観光を成り立たせるルールづくりというのを、しっかり観光部が主導的にね、そこは持続可能な観光という中で取り組む必要があるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 世界から選ばれる持続可能な観光地の形成というところが目標になっておりまして、その中の持続可能という部分については、県民、観光事業者、観光客が、自然とか歴史とか、沖縄の本来の価値、それを尊重し、その恩恵を受けることによってそれぞれの満足度を高めるところで、先ほどからありますように、社会と経済と環境、その3分野の調和をどう図っていくのかというところが大きな課題というふうに考えております。

そういう観点の中で、サステナブルツーリズムを推進するためというところでは、やはり旅行者と地域住民が、先ほど来あります沖縄観光の価値——今、マリンの資源というところが例に挙がっていますけれども、その価値を共有する、これをいかに守って活用していくのかという観点が非常に重要になってくると思いますし、旅行者自体も、そこに触れるというところの中でのレスポンス、責任というところも観光客のほうには求めるべきかなというふうに思っております。

そういったサステナブルツーリズム、あるいはレスポンスブルツーリズム、それを推進するというところの中で、じゃ、具体的にはというところの次年度の取組の一つとして、サステナブルツーリズム推進事業において、有識者で構成される検討委員会で、サステナブルツーリズムの推進に関する課題というのを整理して、各地域地域に独自ルールもあるかと思いますが、そういう優良事例も参考にしながら、沖縄ならではのサステナブルツーリズムの方向性というところの部分でも議論できないかと、取りまとめられないかという取組をやろうというのが1点。

それから、既に各地域には先行している部分と、今、そういうふうに課題に直面している部分もございますので、その課題に対して専門家を派遣することによって、その場で、最善の取組は何かということ、専門家と合わせて相談していただく。その専門家と相談した結果を、知見として沖縄県のほう

に蓄積して、それをその次の取組として、各地域でこういう事例をやっていますよという事例紹介につなげたりとか、あるいは相談窓口を設けて、そういう事例を他地域に汎用させたりとかいったことができたらというふうに思っておりますので、そういった取組を推進していきたいと思っています。

○仲村未央委員 分かりました。よろしく申し上げます。

○大浜一郎委員長 仲村委員の質疑は終わりました。休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時22分再開

○大浜一郎委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

次呂久成崇委員。

○次呂久成崇委員 よろしく申し上げます。

資料3-4の当初予算案、部局別のほうですね。

18ページの離島観光活性化促進事業について伺いたいと思いますが、まず、県はこの離島観光をどのように位置づけているのか。

県は、国内・海外の旅行需要を取り込む誘客活動について、課題として、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成に向け、観光客1人当たりの消費額の向上や滞在日数の延伸等に取り組み、沖縄観光の高付加価値を図る必要があるとしているんですけども、その取組の方向性としてこの積極的な誘客活動を展開していくと。

それで、その関連事業の一つがこの離島観光活性化促進事業なんですけれども、県の離島観光の方向性、そして、沖縄観光の位置づけとしての離島観光について、まず伺いたいと思います。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 本県の離島については、それぞれの島特有の自然、景観、伝統文化、特産品等の魅力を有してしまして、各離島の特性と観光資源を活用した質の高い離島観光を推進することが重要であると考えております。

県では、各種プロモーションにより、各離島が持つ独自の魅力を効果的に発信するとともに、離島の魅力をさらに引き出すための観光コンテンツの造成支援——これが具体的に離島観光活性化事業とかにつながったりすると思いますが、そういう支援や、アドベンチャーツーリズム等の体験・滞在型観光の推進——ここはサステナブルツーリズム推進というところにもつながってくるかと思っています。そういったことにより、滞在型観光ということを進めまして、滞在日数の延伸とか観光消費額の向上につなげ

ていきたいと考えております。

○次呂久成崇委員 今、部長のほうからもありましたけれども、この沖縄観光の量から質への転換というのを考えたときに、やはりこの離島への観光客誘致、そして発信というのは、私はとても重要なことというふうに思っています。

観光客は、やっぱり沖縄特有のこの自然や景観、そして、芸能文化、料理といったこの沖縄らしさというのを求めてくるわけなんですけれども、この離島において、らしさというのがまだまだ不十分なのかなというふうに私は思っています。

これからの沖縄観光の高付加価値化というのを、この離島という観光資源をどのように発信していくかと。従来の沖縄本島と同じようなやり方ではなくて、やっぱり離島というのをどうやって発信していくかということが重要かなと思うんですけども、もう一度この確認をさせてください。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 離島の魅力という部分が、いわゆる沖縄の有しているソフトパワーというのが、離島にはたくさんあるんだと思っています。緑豊かな島々、サンゴ礁が発達した海域、それから、生物多様性に富んだ豊かな自然環境という部分については、島ごとに特性があるんだというふうに思っております。

また、歴史的過程を経て醸成された独自の伝統文化、芸術という部分についても、その島の自然であるとか、歴史に育まれた島独特の文化、それがまた島ごとに異なっているかと思っています。その異なっている豊かな自然、伝統文化ということ、島の特色として、その島の人々が一緒にそれを体験していただくということによってうまく発信できたらなというふうに、その島の特色として発信していくことが重要かなと思っております。

○次呂久成崇委員 本当に私もそのとおりだと思うんですけども、一方ですね、この離島に観光客を誘客することによって、その小さな島の例えば自然環境であったりとか、そこに住んでいる住民生活にまた影響が出たりするわけなんです。例えば、竹富島とかでしたら、350人のところにピーク時は年間50万人の観光客が来ていたんですよ。

ですから、誘客だけじゃなくて、その魅力である、観光資源である自然とか、住民の生活、文化、芸能とかというのをどうやって守っていくかというのは、やっぱりその誘客と併せて地元の住民の意見というものもとても大切かなというふうに思うんですけども、それについては何か、住民の皆さんと意見交換

とかするような機会というのはあるのでしょうか。

**○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長** 先ほどありました離島の魅力という部分が沖縄観光の本来的な価値であると思いますし、その価値を観光客と、それから観光従事者と、それから島の人々、県民が価値を共有してですね、それを継続させていく取組というのがやっぱり大事だと思っておりますので、今回、サステナブルツーリズム推進事業におきましても、検討委員会においてサステナブルツーリズムの方向性として取りまとめるというところがありますし、また、各地域で取り組まれている課題に対して専門家を派遣したりというようなこともありますし、優良事例について、他地域への紹介という形もありますので、そういう中で地域地域の課題という部分については、その地域の方々と意見交換をしながら進めていければなと思っております。

**○次呂久成崇委員** 次の喫緊の課題であるこの観光産業の人手不足解消についてですけれども、同じ資料で19、20ページになります。

事業の概要等については、先ほど来説明がありますので、私がちょっと伺いたいのは、ここで皆さんのほうからありますこれまでの観光業界のイメージ、そして、これからのイメージアップというのを、ちょっと具体的にお聞きしたいなと思っております。

**○大城清剛観光振興課長** 観光業界のイメージについては、観光客の方が笑顔で本当に感謝しているということで、非常にやりがいのある仕事だというふうに事業者の方から聞いておりますが、一方、労働環境のほうはかなり過酷で、なかなか休みを取れないとか、なおかつ低賃金である等ですね、そういう部分も一部あるということは承知しております。

そのために、私たちは今年度も観光の県内産業への貢献度を可視化するというような事業もやっておりまして、新聞広告のほうで観光のイメージアップのために、観光業界の方々に様々な出演していただいて、働いている生きがい、やりがいとかそういうものをいろいろ声を発してもらって、そのような方向で、観光のイメージアップのほうを図っているところでございます。

次年度もまたそれを行っていきたいと思っております。

**○次呂久成崇委員** この人手不足なんですけれど、やっぱり離島などにおいては、このシーズンごとですね。1シーズン、2シーズンで、大体一、二年ぐらい定住をして、また地元に戻るとかというようなパターンもあったり、定住をそのままするという方

もいたんですけれども、それがコロナで全部いなくなってしまうと。そういうことを考えたときに、どのようにして確保していくかというのは、やっぱり離島であればあるほど、かなり状況的には厳しいのかなというふうに思っています。

この高付加価値というところで、実は、私がずっと思っているのは、その観光従事者の皆さんに対してもこういうすばらしい人がいるんだよと。例えば、よくほかの業界などではマイスターみたいな、公的な資格とか、民間の資格とかというのを授与したりとかして、人材にこういう人が何人いるよとかというようなやり方をしているところがありますよね。そういうところで、各離島とかそういう施設に、この観光に特化してこの専門でやってきているこういう人材が、ここの観光地にはこれだけいるんだとかというような付加価値をつけることによって、提供するサービスというの品質が高まってくるのではないかなというふうに思うんですけれども、それが今やっているこの事業ですね。マッチング機会の創出などもそうなんですけれども、この観光業界従事者の所得向上とか、人手不足の解消とか、人材育成にこういうやり方というのはつながるんじゃないかなというふうに思っているんですけれども、より具体的なこの人材確保とか、育成というところで、県の見解というんですかね、方向性というのをもっと伺いたいなと思っております。

**○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長** 離島は本島に比べて、観光人材の育成・確保という意味では規模が小さいというところの部分と、それからまた、島ごとに課題が異なるということがあるかと思っております。

方向性としては、先ほど来島の魅力をどう発信していくかというところの中で、島のそれぞれごとの特有の歴史、文化、自然等のソフトパワーを生かした高いツーリズムというところを推進することによって、そこには安定的な需要を確保すると。それによって、季節変動のない人の確保というところにつながっていくというのが、まずベースとしてあるのかなというふうに思います。

その上でというところで、今、委員提案のありますように、島々ごとの魅力というところの中での観光事業者さんの独自の工夫ですね。その島の従事者が工夫している点とか、あるいは、そこにある素材の魅力をどう伝えていくかという部分についての、観光現場のそれぞれの取組という部分については、そこを県のほうで発信するということによって、地域の魅力、それからそこで従事者が働いているやり

がいとか、その人たちの魅力というところを発信できたらなと思っています。

**○次呂久成崇委員** ぜひ、観光業界の皆さんとか、地元ともいろいろ話し合いながら、この安定した人材確保に努めていただきたいなと思います。

次、24ページのほうなんですけれども、沖縄県空手振興事業について伺いたいと思います。

まず、現在、この課題についての認識を伺いたいと思います。

**○佐和田勇人空手振興課長** お答えいたします。

沖縄空手の保存・継承・発展を図るために、県では2018年に沖縄空手振興ビジョンを策定しまして、20年後の将来像に向けた方針を定め、また、1期5年間を対象期間とした具体的な工程を示した沖縄空手振興ビジョンロードマップを策定しまして、各施策を展開しているところでございます。

令和5年度に関しましては、10の細事業で構成しておりまして、主な取組としましては、県外、海外へ沖縄空手の指導者を派遣し、現地でセミナーを開催する事業、そして、10月25日の空手の日を記念した奉納演武及び記念演武祭の開催、沖縄空手会館を拠点とした沖縄空手の調査研究及び企画展の開催、次世代への道場継承を促進するための継承プログラムの作成、空手ツーリズムの需要を見込んだ沖縄空手ガイドの養成などとなっております。

**○次呂久成崇委員** この取組の方向性のところで、この沖縄空手振興ビジョン等に基づく後継者の育成、道場基盤支援に係る取組。この詳細についてちょっと伺いたいと思います。

**○佐和田勇人空手振興課長** お答えします。

後継者の支援については、次世代を担う人材の育成に取り組んでおりまして、今年度作成した伝統的な鍛錬法や稽古の方法を取りまとめた指導書を基にして、これまでセミナー経験の浅い指導者向けのセミナープログラムを作成していきます。また、次世代へ道場継承を促進するために、優良事例の紹介、あるいは効果的な道場運営に係る知識や方法などをまとめた道場継承プログラムを作成しまして、沖縄空手の次世代への保存・継承・発展を図っていきます。さらに、県内道場の要望に応じて、沖縄空手古武術無形文化財保持者の先生方による講演会を開催しまして、保持者の経験や理念など、次世代を担う空手家へ継承していきます。

道場基盤支援につきましては、沖縄伝統空手道振興会の法人化及び組織強化に取り組んでおりまして、振興会の基盤強化を図ることで、県内道場への支援

に寄与するものと考えております。県内の道場については、令和2年度にオンラインで指導を行う機材を整備しておりまして、令和5年度以降も機材の無償貸出しを継続し、道場運営の支援を行うところでございます。

以上です。

**○次呂久成崇委員** ソフト面の支援というところですよね。

実は、私の地元の八重山高校が団体女子のほうで全国大会に今月出場するんですけれども、実はこの学校のほうで、教育課程ではないからということで、道場の空手のマットとかがやはり老朽化していると。ところが、このマットというのは1枚1万円ほどして、全部やるのに100万円。これは学校単費ではできないと。ですから、何が言いたいかというと、つまりソフト面の支援というのはあるんですけれども、なかなかこの道場環境を整備するというハード面のところでは、なかなかこの補助メニューがないのかなというふうに思っています。

そこで、この次世代の育成というのを考えたときに、やっぱり併せて、施設、環境整備の支援という補助メニューも調査研究していかないといけないのかなというふうに思うんですけれども、その件について、県の見解をちょっと伺いたいと思います。

**○佐和田勇人空手振興課長** お答えいたします。

委員おっしゃるように、今、我々としてはソフト面、教育現場の中で沖縄県内普及促進事業というメニューがありまして、そこで県内の小中学校などへ空手の指導者を派遣して出前講座を実施しております。これは、幼少期から空手に親しむ機会を創出するというところで、裾野を広げるという意味合いで、今、取り組んでいるところで、実績だけ申しますと、今年度、小学校が6校——これは豊見城市内のとよみ小学校、ゆたか小学校、長嶺小学校、南風原町の南風原小学校や翔南小学校、離島の栗国村立栗国小中学校。そして、中学校に関しましては、那覇市立石田中学校、合計759名を指導してまいりました。

委員がおっしゃるように、そのマットの件なんですけれども、一括交付金の性質上、その資産形成をするという部分に関しましては、非常に厳しい部分がありますので、ハードルがいろいろありますので、その部活とか、そういった学校教育の面に関しましては、教育庁といろいろ調査研究を今後していこうかなと考えています。

以上です。

**○次呂久成崇委員** ぜひよろしくお願いします。

最後にですね、この沖縄を結び目とするウチナーネットワークの強化についてということで、26ページのほうなんですけれども、先ほど来事業の概要については伺いました。

私も昨年、ちょっとハワイのほうに行って感じたんですけれども、まず、この国内外に広がるウチナーネットワークの構築、そして、これまでの事業、取り組んできた施策についてはもちろん理解しているし、継承もするべきだというふうに思っています。

ですが、この課題でも挙げられているように、世界各地の県人会等は、やっぱり現状、3世代から4世代、5世代とどんどん次世代に移行していく中で、ルーツが沖縄というのは分かるんですけれども行ったことがないとか、親戚を知らないとかですね、そういうことでこの関係性がやはり希薄になっているというのは、県が挙げている課題、もうまさにそのとおりなんです。

そこで、やっぱり現地の県人会の皆さんから上がってきた声というのは、この次世代同士の新たなウチナーネットワークづくりとして、例えば実際にこの伝統芸能に携わっている若者同士の交流。私は獅子と棒術に関わっているんですけれども、実際やっている者同士が交流をする。旗頭だったら旗頭とかですね。ハワイにも連合会のほうでは旗頭4本ありました。だから、そういうやっている人たちが実際に交流をする。そして、新しいネットワークをつくるというような取組をぜひ、沖縄県のほうでやってほしいと。沖縄に行くのではなくて、沖縄からそういう全国、世界の県会のイベント等にも来てほしいと。そうすれば、私たちも5年に1回のウチナーンチュ大会には行きやすいんだと。新しいネットワークを構築してという要望があったので、そういうふうに事業とか、取組というのを少し見直すような時期に来ているんじゃないかなというふうに思うんですけれども、最後に、県のそこら辺の方向性、ちょっとお聞きして終わりたいと思います。

**○上地聡参事兼交流推進課長** 沖縄県では、先ほど申しあげましたウチナージュニアスタディー事業というのがございまして、これは八重山地域も含めまして、離島のほうからも学生さんを沖縄本島に招聘しまして、世界のウチナーンチュとともに、海外の子弟とも一緒になって、伝統芸能などについて学ぶ機会も提供しております。

また、もう一つ、沖縄文化芸能指導者派遣事業というのがありまして、これは基本的に、海外の県人会から、例えば琉球舞踊をととか、エイサーをととかそ

ういう御要望がありまして、それに応じて文化芸能の指導者を派遣している事業でございますが、委員がおっしゃった棒術とか獅子なども、そういう要望等もしございましたら、検討することはできると思いますので、こういうものを通して、私どもは次世代の人材育成に取り組んでいきたいというふうに考えております。

**○次呂久成崇委員** 以上です。

**○大浜一郎委員長** 次呂久委員の質疑は終わりました。

続きまして、大城憲幸委員。

**○大城憲幸委員** お願いします。

資料3-4の予算の概要からお願いします。その中で、18ページ。

午前の議論もありました、去年の4月から12月の観光客の実績等が出ていますけれども、去年の10月から12月の1人当たりの消費額というのが10万円を超えたというのが出ましたけれども、もう非常に喜ばしいことだと思います。

その辺の状況と、内容の分析がどの程度されているのか、まずお願いします。

**○金城康司観光政策課長** 令和4年度10月から12月期の観光客1人当たり消費額は、速報値で10万4958円となり、対前年度同期比で1万824円の増、率にして11.5%の増加となっております。

観光客1人当たり消費額が対前年度同期比で増加した要因としては、宿泊費増加の影響が大きく、消費単価が比較的高いリゾートホテル業者の割合が増加、フリープラン型のパッケージ旅行者の割合が増加、それから、夫婦や子供連れ家族の割合が増加したことが宿泊費増加の要因となっていると考えられます。

また、ビジネスホテル利用者の割合が減少、それから、宿泊が1泊の割合が減少、それから、仕事目的での来訪者の割合が減少しており、これらの背景としては、オンライン会議の浸透による出張旅行者の減少や、Go Toトラベルが実施されていた令和2年10月から12月期と、今期の1人当たり消費額が近い金額となっていることから、国において昨年10月から実施された全国旅行支援によりレジャー目的での旅行者が増加したこと、海外から沖縄旅行への方面変更などが背景にあると判断しております。

**○大城憲幸委員** 目標が8万7900円のところを10万円超えたということで、非常に喜ばしい話だし、できればこれを続けるように頑張らないといけないわけですよ。

そういう意味では我々感じるのも、非常に最近、高単価のホテルの建設が増えているんじゃないかとか、あるいは、ちまたでのニュースなんかを見ると、やはり円が弱くなったせいで、海外旅行に行く皆さんが少しぜいたくな国内旅行に変えたんじゃないかとかってあるわけですよ。

だから、やっぱりその辺は、今言ったように、内容は一つ、事情は一つじゃないんでしょうけれども、きっかけはね。これ分析をして、やっぱり施策に生かすというのは大事なことだと思うんですけども、その辺では我々の県民の肌感覚と、もう少し皆さんが踏み込んだら、この辺が大きいんじゃないかとかという感じのところありますか。お願いします。

**○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長** おっしゃるとおり、令和4年度10月から12月期の観光客1人当たりの消費額は、速報値で10万4000円ということで、推移を見ますと、令和元年度が7万4425円、令和2年度が9万9956円、令和3年度が9万1555円ということで、この令和2年度、3年度、それから4年度も含めてですね、G o T oキャンペーンであったりとか、全国旅行支援の後押しがあったというところはまずあるかと思えますし、それと併せて、先ほど委員おっしゃっていましたように、これまで海外と沖縄が競合していた部分がかかなりあるかと思うんですけども、海外へ行かれていた方が沖縄に方面変更をされている部分もあるのかなと思います。

また、先ほど分析にありますように、リゾートホテルの利用者が増えたりとか、あるいは比較的、消費単価の高い夫婦とかの旅行者が増えているという部分については、これまで外に出られなかった部分について、旅行マインドが高まって、行くからには少し旅行期間を長めに取ろうとか、そういうようなマインドも働いているのかなと、そういうふうには感じております。

**○大城憲幸委員** 今のものはありますけれども、クルーズ船の件はまた私は大きいとっていて、あんまり、言い方を間違えるとクルーズ船が足引っ張っているみたいにとらえたら困るんですけども、2019年に1000万人というときには、やっぱりクルーズ船が非常に数としては多かった。ただ、やはり宿泊を伴わない、消費単価としては押し下げたんじゃないかという話もある。

そういう意味では、これからまたクルーズ船がスタートしていく中で、このクルーズ船の在り方というのを、皆さんが冒頭で話をした三方よし、県民も豊かになれる、事業者も豊かになれる、観光客も満

足できる、そういうようなものにするのと、やはりずっと議論をしている消費単価をどう上げるのか、延泊日数をどう延ばすのかという部分では、今後、やはり量から質へ、あるいは量も質もという議論がある中で、ただ、これまでどおりクルーズ船を受け入れるのではなくて、クルーズの受入れの体制、戦略というようなものは、令和5年度はどのように考えていますか。お願いします。

**○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長** 今、委員からお話の出た外国の海路客が押し下げているんじゃないかという部分については、確かに一部あります。

例えば、令和元年度が、先ほど単価が7万4425円という説明をしましたが、国内客の平均が7万6987円、全体の平均が7万4000円なので、この分押し下げているということで、具体的に言うと、外国空路客は10万2525円で、外国海路客は1万9886円ということで、宿泊等を伴わない、あるいは滞在日数が短いという部分での海外海路客の単価はやはり低いという部分はありますが、そこは全体の数とのバランスのほうになるのかなと思いますし、せっかく来ていただくクルーズについては、質の高いクルーズ観光というのを目指していきたいなというふうに思っております。

また、今ある消費単価が高いという部分につきましても、先ほど、一定程度分析した部分を御説明したところでありまして、さらに詳細に実態を、どこで消費していただいているのかというところの部分は、現在の消費行動というのを確認しつつ、それを維持できるようにと。どういう部分が寄与しているのかというところは、引き続き分析していきたいと思っております。

**○大城憲幸委員** ごめんなさいね、最初からこれを言えばよかったんだけど、今までも議論されてきた、クルーズの発着港なんですよ。沖縄からクルーズを出す、そこにやっぱり力を入れるべきじゃないかというところがあって、やっぱりいろんな資料なんかを見ても、ここからクルーズ船が出るとなれば、最低でも二、三日前までにお客さんは来ているよと。ここで宿泊して、待って、行く。そして、クルーズ船も当然ここで食材なり、いろんな船の中での資材を購入していく。ここの経済効果というのは、非常に大きいよというのはこれまでも議論があったと思うんですよ。

そこへの取組がちょっと今回どうなっているかというのは、もう一方どうですか。

**○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長** 質の高いクルー

ズ観光に向けてはということで、まずは方針なんですけれど、寄港地の分散化、それから県内周遊クルーズ、下船後に県内を周遊する着地型観光、それから、フライ&クルーズなり、あるいは沖縄が母港となる、発着になるというところで、前泊、後泊が見込まれる滞在期間が長いクルーズの誘致を推進することによって、より広い範囲、分野に、クルーズ寄港による経済効果を波及させたいというふうに考えております。

そのためには、まず、国際クルーズが順次再開されることになりすけれども、受け入れる関係者と受入れ体制の強化を図るところと、それから、クルーズの企画者側のほうに、プレミアム、ラグジュアリー船をターゲットとした誘致をするのと併せて、地元側の滞在日数、周遊型、例えば体験型とかですね、そういった部分を提案できるような、企画側にそういう働きかけをするということが大事になっていくのかなというふうに思っています。

**○大城清剛観光振興課長** 今年の6月にですね、日本籍の船ではありますが、につぼん丸が沖縄を発着する船が用意されております。

外国船については、現在、議論しているところでございます。

**○大城憲幸委員** 皆さんが取り組んでいるというのは聞いています。

ただ、やっぱり、これまで1000万人の観光客を達成したけれども、県民は豊かになっていないじゃないかとかという議論がずっとあったわけですよ。そういうものも踏まえて、やっぱり数を追っかけるのではなくて、質を高めようみたいな議論が始まったと思います。

だから、そういう意味では、このクルーズ船の在り方というのは、やっぱりもっと目に見える形で数字出していったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。この10月から12月の10万円というのはすごい数字だし、やっぱり今後もそういう数字を追い求めながら、クルーズ船の在り方というのはきちっと取り組んでいただきたいなというふうに思います。

次、進みます。

同じ18ページの国際航空路線の誘致についてということで、先ほども議論があった、とにかくもうコロナ前に戻すんだという話がありますけれども、受入れ体制どうなのというところは、やっぱりちょっと、この国際線の今の保安検査場の状況というのは、非常に私は気になっているんですよ。

その辺について皆さん、これ全国的な問題でもあるというニュースもありますけれども、どのように把握して、現状の取組どうなっていますか。

**○大城清剛観光振興課長** 那覇空港国際線の保安検査場において、検査を通過するまでに多くの時間を要している現状など、課題があるということは認識しております。

世界から選ばれる持続可能な観光地の形成に向け、国際観光を推進していくためには、国際航空路線の拡充をはじめ、外国人観光客の満足度を高め、リピーター化を図ることが非常に重要であると考えています。

このため、文化観光スポーツ部としては、保安検査場の整備や、検査機器の導入を行っている那覇空港ビルディング株式会社や、那覇空港に就航している航空会社で組織されている那覇空港国際線航空会社連絡会、関係行政機関等と連携を図りながら、人員確保をはじめ、受入れ体制の強化に向けて取り組んでまいります。

**○大城憲幸委員** いや、もう少し具体的にほしいんですよ。

私、2月に台湾行ったときに、前の飛行機も30分以上前、後ろの飛行機も1時間以上後なのに、2時間前に飛行場について手続しているのに、ぎりぎりだったんですよ。それで、私より後に来た皆さんは当然間に合わないから、飛行機が30分遅れて、もうちょっとで新幹線に乗れなかったという実際に経験があつて、そのときから見ると、やはりそれはいろいろ調べると全国的な問題でもあると。

だから、沖縄の国際線でも3つゲートがあるけれども、人がいなくて1つしか動かせないというね、具体的な話は議場でやったはずですよ。

だから、それについて、現状として人手不足ですから簡単にすぐはよくできないみたいな話もあるみたいですがけれども、それは見通しとしては今ついているの。その辺どうですか。再度お願いします。

**○大城清剛観光振興課長** この辺については、交通のほうで県では所管しているところがありますけれども、那覇空港ビルディングのほうを管轄して、それでやっぱり人員不足とか、あと様々な課題がありますので、その辺また私たちが話し合いをしまして、今後また必要なことを行っていきたいと思っております。

**○大城憲幸委員** だからその辺が、世界から選ばれる観光地という部分と矛盾しているんですよ。さっき言った三方よしも含めて。



もうね、富裕層を誘致します、満足度を高めまうと言いながら、どんなに沖縄の旅行楽しくても、帰るときに2時間も空港で立ちっ放しで待たされたら二度と来ないですよ。

だから、そういう部分も含めて、やはり誘致のほうは誘致で、航空会社にどんどん沖縄に来てくださいと言いながら、こういう体制は整っていない、人がいないからしょうがないですでは済まないと思は思っています。三方よしと言うのであれば、部長、その辺まさにそれぞれ、少しそういう状況であれば、人が整うまでは少しこっちの側ブレーキかけようねとか、それぞれの施策がそれぞれ進むということではなくて、そういうバランスも大事じゃないですかねと思うんですけども、その辺どう考えていますか。

**○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長** 委員おっしゃるように、保安検査場の通過に時間を要するという部分については、大きく2つ要因があるということを知っておりまして、まずは、その保安検査場の人材不足、人の確保ができないという部分、それから、人が確保できないので、整備している保安検査の機器、それが活用できないという部分があるかと思ひます。

この課題については、那覇空港を管理する那覇空港ビルディング株式会社——N A B C Oさん、それから、那覇空港に就航している外国の航空会社で組織される那覇空港国際線航空会社連絡会、そこを受けている警備会社等々と意見交換することとしておりまして、例えば、人材確保の部分については、先ほどの人材確保支援事業であるとか、あるいは機材の整備の部分についても、一定程度労働環境を改善するという意味合いでの機材整備の補助の可能性もありますので、そういった活用可能な事業の部分を提案しつつ、N A B C Oさんの役割、それから、航空会社連絡会から委託を受けている警備会社の役割、そのニーズに合ったような形の提案をしていきたいなというふうに思っています。

**○大城憲幸委員** 今の課題とか提案というのは、そのとおりでいいと思ひますよ。

私が言っているのは、それは当然皆さんがやるところ。ただ、もう一方で、それぞれの誘致するところは一生懸命、もう国際便を1便から2便にします、週何百便にしますと言いながら、全然ここの課題のほうの見通しが立っていないわけですよ。だから、その辺の橋渡し、調整役、場合によってはブレーキかける必要もあるかもしれませんよ。その辺はやっ

ぱり皆さんがやらないといけないと思ひますので、その辺はちょっと時間もありませんので、取組の強化を要望に代えたいと思ひますのでお願ひします。

いいですか。答弁ありますか、いいよね。

**○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長** 承ります。

**○大城憲幸委員** では、次、進みます。

21ページ、マリンタウンM I C E。

先ほども議論はありましたけれども、今これ、いわゆる民活でやるのは、このM I C Eだけでは収支が成り立たないからホテル事業を入れようとか、ほかにも収益部門を入れようとか、いろんな議論もあったと思うし、皆さんは民間から様々な提案もありますという話がありましたけれども、現状というのは、このM I C E以外というか、収益部門というのは、ホテルとかそれ以外のものはどうなっているのか。

あるいは、民間からの提案というのは何社ぐらい来ているんですか。お願ひします。

**○白井勝也M I C E 推進課長** お答えします。

収益部門ということで、ホテル、宿泊施設といったところからは検討をしたいというお話はいただいております。

**○大城憲幸委員** 何社ぐらいあるのですか。

**○白井勝也M I C E 推進課長** 数社になります。

**○大城憲幸委員** なかなか数字は言えないということなんですけれども、それはしょうがないです。

ただ、私、やっぱり気になっているのは、これももう、平成24年からずっと調査調査で、今年も4300万円調査かけますけれども、もう平成24年とか平成25年にも数千万円ずつ予算をかけていろんな業務をしてきているけれども、もうそのときの数字なんてもう今使えないと思うんですよ。

その辺、これまでの調査事業ってどれぐらいかけてきたのですか。お願ひします。

**○白井勝也M I C E 推進課長** 調査事業の執行額としては、約3億5000万円になっております。

**○大城憲幸委員** これまでね、24年から始まって、調査事業だけでも3億5000万円、今度は令和5年で4300万円ですから、もう4億円ぐらい調査事業だけでかけるわけですよ。

これは本当に、我々は四、五年ぐらい前から、国との調整が厳しければP F Iも早急に検討したほうがいいんじゃないのという話をしていたんだけど、結局、3年も4年もやって、今、やっぱりP F Iでやろうみたいな話に聞こえるもんですから。やっぱりその辺、どうも問題を先送りしているように映ってしょうがないんですよ。

この辺の取組というのは、ぜひしっかりとした決断が私は必要なんじゃないかなと思うんですけども、今回の調査事業というのは、基本的にはどういう目的でやって、もうこれで結論を出すんだという意気込みでやるのか。その辺をお願いします。

**○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長** 今回のマリントウン大型MICE施設整備・エリア形成事業の予算を活用しまして、PFI法に基づき定められた所定の手続、それを進めるための関係資料の作成に充てたいと思っております。令和5年度には、実施方針条例の制定を議会のほうに上程しまして、その実施方針条例を議決していただければ、実施方針の策定なり、その後のPFIの手続ということを進めていきたいなというふうに考えております。

**○大城憲幸委員** 関連しますから、25ページのサッカースタジアムの整備事業が2100万円あります。

これもずっと調査事業を繰り返しているんですけども、これまでの経過と調査事業の状況をお願いします。

**○嘉数晃スポーツ振興課長** お答えします。

Jリーグ規格スタジアムの整備に係る調査費、まず総額として約1億1200万円となっております。

これまでの経過ということで、平成23年に基礎調査を実施しました。翌平成24年度に基本構想を策定、平成28年から平成29年にかけて基本計画を策定してきました。以降、条件整備を進めるための各種調査を毎年、令和4年度まで実施してきております。

**○大城憲幸委員** 平成28年に、200ページの立派な整備基本計画ができていますよ。この中を見せてもらおうと、経過とかを見ても、もう平成23年の基礎調査、平成24年の基本構想を踏まえて、あるいは、那覇市も那覇市で調査しているものですから、那覇市の調査なんかも含めて具体的な計画をつくりやすよということで、これが4000万円ぐらいかけてやっているんですよ。

そして、またそれから何年もかけて、今、またさらに去年も2000万円、今年も2100万円かけるわけですけども、これというのは生かされるのか。考え方はどうなんですか。

**○嘉数晃スポーツ振興課長** お答えします。

平成28年度の基本計画に基づいて、その後の可能性調査というところを継続して行ってきております。

**○大城憲幸委員** 委員長、総括質疑をお願いします。

**○大浜一郎委員長** 大城憲幸委員、誰に、どのような項目を確認するのか、お願いします。

**○大城憲幸委員** 知事に総括質疑でお願いしたいん

ですけども、今、議論したように、大型MICE施設でも平成24年からずっと調査事業をする中で、令和5年度の4300万円を入れると、もう調査事業、委託事業だけでも約4億円になるんですよ。その中で、これだけ世の中、目まぐるしく変わっていると。もうJリーグのサッカースタジアムの件もそうで、平成23年度から毎年調査事業をする中で、またさらに調査をしていく。

だから、これはやはりどこかの時点で調査して、構想をつくって、計画をつくってやるんだ、あるいは、もうできるかできないか判断するんだというようなものがないと、政治的な判断も含めて、ないといけないと思うんですよ。

沖縄県の場合には、鉄軌道なんかにしても、もう10年以上、あれでも県だけでも8億円ぐらいの調査費を使っていますので、そういう意味では、少しこの令和5年度予算執行に当たって、この調査の在り方、あるいは知事の判断の在り方というのを少し議論が必要なかなと思いますので、総括質疑でお願いしたいと思います。

**○大浜一郎委員長** ただいま提起のありました総括質疑の取扱いについては、本日の委員会の質疑終了後において協議をいたします。

質疑を続けます。

大城憲幸委員。

**○大城憲幸委員** 今、少し、総括質疑で述べたように、特にJ1のサッカースタジアムなんかについては、非常に場所がいいもんですから、民間からしても様々な提案が我々にもあります。

だから、そこは方向性をやっぱりきちんと示さないといけないと思うし、MICEにしても、J1スタジアムしても、やっぱりまだまだ我々もこの民間活用のPFIの在り方というのを、もっと勉強しないといけないとは思いますが、やはり一番メリットがあるのは、民間で収益部門を提案してもらって——やっぱりサッカースタジアムとか、展示場とかという単体では収支がなかなか成り立たないものを補ってもらって、県民負担を減らしながら施策を前に進めると。そういう魅力ある施策に生かしてもらいたいと思いますので、ぜひとも令和5年の取組については強化をお願いします。

要望で結構です。

**○大浜一郎委員長** 大城委員の質疑は終わりました。次、新垣新委員。

**○新垣新委員** 質疑を行います。

資料の3-4のページ数25、スポーツツーリズム

戦略推進事業。今年度の取組とこれまでの実績等をお聞かせください。

**○嘉数晃スポーツ振興課長** お答えします。

スポーツツーリズム戦略事業について、5つの事業がありますので、それぞれ説明させていただきたいと思います。

まず、スポーツツーリズム戦略推進事業についてです。

当該事業は、沖縄の温暖な気候とスポーツ資源を活用した、新たな観光メニューであるスポーツツーリズムの普及・定着を図り、沖縄観光ブランドの一つとして確立することで、国内外から誘客を促進することを目的に実施するものであります。令和5年度の取組については、プロ野球キャンプの来訪者の誘客促進、サッカーキャンプへの誘客、誘致促進、受入れ環境の整備に取り組むこととしております。

これまでの成果として、令和4年度には、11月に実施の侍ジャパン強化試合におけるプロモーション活動の実施や、あと、プロ野球キャンプの実施の際にプロ野球キャンプのガイドブックの作成・配布を行っております。

今後の目標として、展示会へのブース出展、テレビ専門誌、ウェブを活用した多角的なプロモーションの実施、あと、プロモーション活動の実施見込みやサッカーキャンプの誘致の件数を目標に設定しております。

続きまして、スポーツアイランド沖縄形成に向けた付加価値構築支援事業についてです。

この事業については、スポーツをフックとしたビジネスモデルを構築する事業者に対して支援を行うことで……。

**○大浜一郎委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、新垣委員から1つの事業について質疑しているのですが、それに対応して答弁するようにと指摘があった。)

**○大浜一郎委員長** 再開いたします。

新垣新委員。

**○新垣新委員** 今、お伺いしましたプロ野球、サッカー、また、侍ジャパンとか、いろんなメジャースポーツ等々でそういった成果を上げてきたというのは評価いたします。

しかしながら、沖縄スポーツツーリズム観光を目指すという前に、アスリートがもっと、こっちにきてよかった、トレーニングしてよかったと言われる——やはりナショナルトレーニングセンターが沖縄にないんです。例えば最近で言うと高地トレーニン

グ。これが本当に、今、マシンの中で、箱物の中で、メキシコの高地トレーニングのように、非常に体力もスタミナもつくっていく時代が変わっています。例えば野球もやるとすれば、投げ方とかフォームをそういったIT。サッカーも一緒です。そういう最新の設備が沖縄に整っていないと、アスリートの方々から指摘されているんですね。沖縄だからここでやる価値がある、暖かい、体もつくりやすい、非常に羽ばたきやすい選手の環境、そこはちょっと沖縄県に何度か指摘しているということで、遅れていないかということ指摘したいんですけど、いかがですか。

**○嘉数晃スポーツ振興課長** お答えします。

新垣委員がおっしゃるように、ナショナルトレーニングセンターという機能は沖縄にございません。そういったところがないという状況の中で、様々なキャンプ、合宿というところを受入れしております。そういった中で、必要な環境、必要な器具ということの御意見もお聞きすることがあります。

私たちは今、スポーツ協会のほうに、スポーツコミッション沖縄というところを設置して、そういったキャンプ合宿を行う際に、必要な条件ということもお聞きしながら、受け入れる市町村とも連携しながら、こういったところを改善していくということに取り組んでいるところでございます。

**○新垣新委員** 私が言いたいことは、やはり体が資本なんですよ。やはり体を大きく整えてから、試合、実践形式に走っていくんですね。

だから、ここに来るときに核となるのは、最新型のワールドトレーニングセンターのようにやらないといけないですよ、沖縄県は。そこら辺に関して分かっているんですよ。

例えば、ボクシングの井上尚弥選手が、高地トレーニング、東京のマシンでやっていますよ。それが沖縄にあったら、沖縄にみんな来ていますよ、世界中の。日本、アジアもですね。そこを今、伺いたいんですね。

だから、部長、そこら辺の最新の設備の導入、やはりこのスポーツアイランド構想、また、そこにツーリズムですね、もっと羽ばたいてほしいんですね。そこら辺は前向きに検討すべきでないかと思うんですよ。

はっきり言って、このままじゃ都内に負けていきますよ、沖縄のこの体づくりというのは。東京都内に負けてきますよ。

どうですか。いかがですか、部長。

○嘉数晃スポーツ振興課長 お答えします。

新垣委員がおっしゃるように、必要なトレーニング機器と、また、それを行う指導者のほうの育成も必要になってくるというところがございますので、国のナショナルトレーニングセンターですね、そういったところの機能も研究させていただいて、沖縄にどういった施設が必要になるかどうかというところも、今後、勉強させていただけたらなと思います。

○新垣新委員 その件に関して、プロのこの高酸素と言うんですか、トレーニングや、投げるフォームをチェックする等々、アメリカも東京都内も同じような形で今、最新型に変わってきています。だから、選手の疲れとか——選手寿命は伸びてきています。そういうものが沖縄に今、必要なんだということを強く指摘します。このままじゃ、もう来ないですよ、そういったトップのアスリートが。そこの危機感を持ってほしいということを強く指摘します。

続きまして2番目、スポーツアイランド沖縄形成に向けた付加価値構築支援事業6800万円ですが、この付加価値について、メジャースポーツ及びマイナースポーツの幅、どれだけのスポーツを取り組んでいるのか。アマチュアもプロも、どのぐらいの幅があるのか、見ているのか、そこを伺いたいと思います。

○嘉数晃スポーツ振興課長 同事業に関しては、スポーツをフックとした新しい付加価値をつける事業に対して支援するものでございます。

対象としては、アマチュアのスポーツから、プロスポーツのチームに関して、提案があればそれを対象にしていくという形になります。

○大浜一郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新垣委員から野球やサッカーといったメジャーなスポーツだけではなく、アーチェリーや合気道といったマイナーなスポーツは対象となるのかとの確認があった。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

嘉数晃スポーツ振興課長。

○嘉数晃スポーツ振興課長 お答えします。

令和4年度の同事業においても、例えばフレスコボールという、ラケットでボールを打ち返すマイナーなスポーツなんですけど、ブラジルで発祥のスポーツというところが提案したり、サイクリングというところが提案したりとか。事業に関しては、対象としてはマイナーなスポーツ、ローカルなスポーツからプロのスポーツの提案まで幅広く受けるという形で今、取り組んでいます。

○新垣新委員 分かりました。

次に進みます。

3番、J1スタジアムです。

一括交付金がもうつきません。その中で、今まで使った経費、トータルでお幾らになりますか。伺います。

○嘉数晃スポーツ振興課長 お答えします。

Jリーグ規格スタジアム整備に係る調査費の総額として約1億1200万円となっております。

○新垣新委員 その件に関して、今、先ほどからPFI導入に向けて検討すべきだと見解があります。そこら辺に関して、民間もそういう形で意欲はありますか。お聞かせください。

○嘉数晃スポーツ振興課長 民間からの意欲というところでありますと、私たちのほうに建設事業者さんのほうが、このJ1サッカースタジアムに関して、どのような整備をしていくかというお問合せという形はあります。

特にPFIに関して、何かを提案するということは今のところございません。

○大浜一郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、大浜委員長から新年度予算の目的について問われているとの指摘があった。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

嘉数晃スポーツ振興課長。

○嘉数晃スポーツ振興課長 大変失礼しました。

令和5年度の予算の中で、J1のサッカースタジアムでPFIを活用した場合に、どのようなPFIの手法が活用できるかどうか。サッカースタジアムでのPFIというのが、先行事例があまりございませんので、そこに対して沖縄の今のサッカースタジアムがどういったPFIを使うと施設として整備できるかというところを、今後は検討するという形で行いたいと思います。

○新垣新委員 必要な施設なので、ぜひ頑張ってください。

続いて、4番、FIBAバスケットボールワールドカップ2023推進事業、2億2400万円の予算がついています。事業の具体的な中身と取組をお聞かせください。

○嘉数晃スポーツ振興課長 今年の8月25日から開催されます、FIBAバスケットボールワールドカップ2023ですね。

特に、沖縄県として対応するというところでいきますと、子供たちの交流とか、受入れ体制の構築と

いう形で今、考えております。

令和5年度の取組として、開催地支援協議会を沖縄市、宜野湾市、北谷町、那覇市と、あと県警と教育庁、あとはスポーツ協会と構成しながら、行う事業としまして、県内全域から大会への子供たちの招待事業を行いたいと思います。もう一つ、子供たちとトップアスリートとの交流というのを創出したいと思います。

あと、空港とか通り会というところで、フラッグを立てるシティードレッシングというところの機運醸成を行いたいと思います。

あと、那覇市、宜野湾市、沖縄市、北谷町でパブリックビューイングを行っていききたいと思います。

あと、県外からもお客さんはいらっしゃいますので、シャトルバス等の運行による円滑な輸送というところと、最後に、安心・安全な大会の運営に向けて、県警と連携をしながら警備計画の策定と実施を行う予定になっております。

**○新垣新委員** 今の最も大事なことですけれど、FIBAバスケットボールワールドカップ終了後に、記念碑、そういったモニュメントを私は築くべきだと思っているんですね。その計画はありますか。県と市が取り組む意欲はあるのか、計画が。

そこを伺いたいと思います。

**○嘉数晃スポーツ振興課長** 具体的に記念碑・モニュメントを造るといふところの計画は、今のところございません。

**○新垣新委員** これだけの世界大会ですので、やはりこの記念像というのを置いて歴史を残すべきだと。名誉ですから、ぜひこれを県と市で検討をしてほしいということを強く要請いたします。

次に、国内外との多角的な交流の推進。

万国津梁会議費用が2000万円の新年度予算がついていますが、今までの実績と成果について見解を求めます。

**○上地聡参事兼交流推進課長** 事業概要としましては、沖縄21世紀ビジョンの基本理念及び5つの将来像を実現し、新時代沖縄を構築するため有識者等から意見を聴取する万国津梁会議を、5分野からテーマごとに所管する部局において、設置、運営する経費となっております。

その要綱第2条に規定する5つの分野が、人権・平和に関すること、情報・ネットワーク・行政に関すること、経済・行政に関すること、人材育成・教育・福祉・女性に関すること、自然・文化・スポーツに関すること。

取組内容としましては、令和5年度においては令和4年度に設置した観光を基軸とした域内経済の促進に関する万国津梁会議を引き続き実施し、新たなテーマとして、知事公室において沖縄県地域外交基本方針（仮称）の策定に関する万国津梁会議を立ち上げる予定でございます。

これまでの成果としましては、令和2年度において、米軍基地問題、児童虐待、SDGsの提言がなされ、令和3年度では、多様な人材育成、稼ぐ力、海外ネットワークについての提言がございました。県では、これらの提言を踏まえて、各施策等に取り組んでいくこととしております。

令和4年度では、継続テーマのプラスチック問題、琉球文化ルネサンス、新たに稼ぐ力強化に向けた産業DXと観光を基軸とした域内経済の循環について会議が設置され、そのうちプラスチック問題、琉球文化ルネサンス、稼ぐ力強化に向けた産業DXの提言がなされる予定でございます。

成果としましては、各会議では、有識者等による議論を提言書としてまとめまして、知事への提言を行うことを目的としておりまして、県においては、提言を反映させて各種施策を実施していくこととしております。

**○新垣新委員** もうこれ平行線になるんですけれど、はっきり言って、中身がないと実は思っています。テーマ、テーマごとにですね。僕は、県民の税金の無駄遣いだと思っています。

これだけ基地問題とかいろんな形で、今まで自民党、平行線的な質疑ありますが、部長、今回これ廃止して、新たに一般会計に予備費に入れたほうが、僕はまともだと思うんですけどね。いかがですか。

成果って、成果らしい成果、基地問題も何もないですよ。虐待の問題だって、それは別に分ければきれいにできるものですから、余計時間の無駄遣いをしているとしか思えないんですけど、いかがですか、部長。

もう課長に言うのは酷ですから、部長。

**○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長** 実績としましては、令和2年度において米軍基地問題、児童虐待、SDGsの提言がなされ、令和3年度では多様な人材育成、稼ぐ力、海外ネットワークの提言がなされ、それぞれ県の施策等へ反映させております。

令和4年度では、継続テーマのプラスチック問題、琉球文化ルネサンス、新たに稼ぐ力の強化に向けた産業DXと観光を基軸とした域内産業の循環について会議が設置され、そのうちプラスチック問題、琉

球文化ルネサンス、稼ぐ力の強化に向けた産業DXの提言がなされる予定であります。

令和5年度は引き続き観光を基軸とした域内経済の循環と、新たに沖縄県地域外交基本方針の2テーマを議論としていただく予定でありまして、有識者からの提言を施策に生かしていきたいと考えております。

**○新垣新委員** もう私は、これだけを強く言います。もう無駄な時間と、県民の税金の無駄遣いということを指摘しておきます。

次に移らせていただきます。

次、一番大事な問題です。

ウチナーネットワーク次世代継承キャラバン事業。6200万円の予算がついていますが、過去、ウチナーンチュ大会開催終了後に、県三役による海外キャラバンは行っていたのか、見解を求めます。

**○川上睦子文化スポーツ統括監** 大会終了後にキャラバンという名では実施はされておりましたが、けれども、これまで、海外県人会ですとか、移民の周年事業などを県人会が主催して催すことがある場合には、県三役が出かけて行って、そこで県人会と交流したり、意見交換したり、また、功績をたたえたりということは従来から行っておりました。

ただ、キャラバンという事業名では、大会の後にはやってはいなかったです。

**○新垣新委員** 実は4年前にアメリカへ100周年記念へ行ってきて、そのときにBEGINのコンサートもできなかったということがあったんですけど、そこでウチナー県人会の方が言ったんですけど、当時、翁長知事のことを強く鮮明に覚えていたと。やはり基地問題、賛否両論割れる問題を——久しぶりに会ったねってウチナーのことを思い浮かべるのはいいんだけど、あまりにも基地反対だ、賛成だって騒ぎ立てるのはよくないという、ウチナーンチュの関係者が。僕は言われて覚えているんですよ、鮮明に。

そこら辺に関して、三役が行くというときに、まだ基地問題をあおるということを私はやめてほしいなということ強く指摘したいんですね、部長。そこら辺は間違いなく、そういった基地問題をまた世界に発信するような、これをキャラバンに予算づけというのは、私はおかしいと思っているんですよ。

人間と人間の触れ合いのためのウチナーンチュ大会なんで、基地問題をイデオロギーとするのをやめてほしいと言うために、今回指摘しているんですよ。そこら辺は間違いなく、そういったイデオロギーを抜いて、そうやってキャラバン行くんだったら私は

賛成します。それをやめてほしいということで、どうなのかって疑義を持っているものですから、そこら辺を指摘したいんですけど、部長の見解を求めます。

**○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長** 今回のキャラバン事業は、通常、そのウチナーンチュ大会の前年度にウチナーンチュ大会の参加を呼びかけるという意味合いと、海外の人たちの意見交換を深めるということで行われておりましたが、今回、コロナの状況で行けなかったという状況もあります。

一方、第7回世界のウチナーンチュ大会の成果を踏まえ、次の大会までの継続的なウチナーネットワークの活用という部分について、意見交換をすることを目的に、県三役が、知事、副知事が海外県人会、あるいは、姉妹都市等を訪問し、海外県人会の功績をたたえるということ、それから、沖縄文化等の継承に尽力をいただいている県人会を激励する、また、現地の公的機関を訪問する、特に姉妹都市との連携強化を目指すという目的であります。

その内容については、現地のニーズや要望を直接お聞きして、人材育成、それから、文化、ビジネス等、多面的な交流の活性化に向けた意見交換を行いたいと思っております。先方のほうは、県人会、行政機関の要人、あるいは伝統芸能の担い手、それから若者同士の交流、あるいはウチナーネットワークを活用したビジネスの意見交換、そういった多方面の交流の活性化に向けた意見交換を行う予定になっています。

**○新垣新委員** それならば賛成します。しかし、指摘だけ強くしておきます。

基地問題を入れた賛否両論の分かれるようなことはやめていただきたいということ、知事はじめ、副知事2人に強く申入れを部長のほうから上げておいてくださいということを指摘したいんですが、いかがですか。

**○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長** 先ほども申しました現地のニーズや要望を直接お聞きすることによって、人材育成、文化、ビジネスと多面的な交流の活性化に向けた意見交換を行ってまいりたいと思います。

**○新垣新委員** 分かりました。それを強く信じたいと思います。

続きまして、MICEの問題に移ります。

今までMICE施設整備にかかった費用は、一体全体幾らですか。

また、MICEが失敗に終わった賠償金も重ねて、

土地代も含めて、金額をお聞かせください。

○白井勝也MICE推進課長 大型MICE施設の整備に向けた執行額ですが、調査事業と建設用地の購入を含め、合計で約73億4000万円になっております。そのうち、調査事業については約3億5000万円。それから、調査以外のもので、建設用地の購入、それから下水道の移設等に関する経費として約69億8000万円になっています。

それから、それ以外の経費としまして、まず建設用地取得に係る県債、地方債として約7900万円。それから、落札決定無効の確認に要する和解金ということで、約9200万円になっております。

以上です。

○新垣新委員 今、トータルで73億円で理解しているですね。

先ほど、後で7900万円、9200万円も出てきたものですから、トータルで73億4000万円で理解しているんですか。

○白井勝也MICE推進課長 全て含めまして、約75億円になります。

○新垣新委員 続きまして、このMICE整備に向けて、今年度はPFIに切り替えていくと。

このPFIにやるとき、先ほどのJ1スタジアムと一緒にですけど、これ意欲を示す企業とか、国内外にいらっしゃるんですか。見解を伺います。

○白井勝也MICE推進課長 MICE施設の整備においては、PFIで検討するにおいては、サウンディング調査を実施しています。

その中では、建設事業者であったり、あと運営事業者であったり、あと開発事業者であったりしますが、複数の方から参加について検討したいということは伺っております。

○新垣新委員 そういったオペレーター企業5社ぐらいいたとして、そのプラン、プランというのも、大まかな基本構想を県に示していますか。伺います。

○白井勝也MICE推進課長 それぞれの企業さんが具体的に示したものはありません。

以上です。

○新垣新委員 もう一度伺います。

ないんですか、あるんですか。伺います。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 県では民間の資金、経営能力、技術的能力の活用を図り、効率的、効果的に事業を推進するために、PFIに基づく事業として実施することとしまして、その事業のスキームとして、大型MICE施設の整備後に県へ所有権を移転するBT方式と、施設の運営・維持管

理について、県が運営事業者に公共施設運営権を設定するコンセッション方式を想定してまして、そのコンセッション方式については、運営権対価を設定するというような事業スキームを示しております。

運営収支についても、独立採算という前提で、運営権対価を設定するというところまで示した形で意見交換、事業参画意欲のサウンディングをやっておりまして、その事業スキームに対して参加意欲のある事業者さんが複数いるということでございます。

○新垣新委員 この案というのは、プランというのはまだ出ていないけど、意欲があるということではいるということで理解しました。

そこについて、今、経済界と県の考え方が非常に割れているなどとなって、那覇空港拡張整備促進連盟、これ経済界です。経済界が示したのは、私が令和2年9月定例会でも質問しました。当時の渡久地部長が壮大な構想だねと言ったんですけど、経済界が特に継承して、提言書を投げてありました。

そこで、今、PFI方式でやるということと、経済界が推奨しているのは那覇空港でと、そういったお互いが向き合って意見交換したことがありますか。伺います。

○白井勝也MICE推進課長 大型MICE施設の新たな基本計画においては、経済団体と意見交換は行っております。

○新垣新委員 経済界が考えたセントレア国際空港、いわゆる愛知県のセントレア空港のような形を目指していると、私も意見交換をしてきております。

そこについて、県と経済界の歩調が乱れているというのが寂しさを感じた部分がありますが、ぜひ今回、PFIでまず頑張れるだけ一生懸命頑張って、もしやむを得ないという形、今まで75億円も使ってきた事業ですので、もう失敗は許されないと思っています。

もうこれでも厳しければですね、部長、勝負に出る必要があると思います。あの一带に、IRで都市型モデルで頑張ってみたらどうですか。いかがですか。厳しいと分かりながら言いますが。そのほうが楽ですよ。いかがですか。都市型モデルですよ、IRの。リゾート型と違いますけど。

どうですか部長、提言します。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 令和4年8月に作成した基本計画に基づいた事業スキームを提案して、そこに対して民間のノウハウ、創意工夫が最大限発揮できるように、大型MICEの設計・建設、運営・維持管理を一体的な事業として実施するとい

うことの提案を受ける予定になっておりますので、そういう民間の創意工夫というのを最大限生かしていきたいと思っています。

**○新垣新委員** 最後に、なぜ今、I Rの都市型モデルで頑張ってみないかと言うのは、歴代の沖縄担当大臣、2人の方からそういった指摘を受けた、強く指摘を受けた記憶は今でも忘れられないぐらい覚えています。ですから、そこら辺をですね、やはり民間でできなければ、もっと民間の知恵を使いながら、規制を厳しくするとかしながら、沖縄のM I C Eを成功させていきたい。P F I という投資家がいなければ、それはどうですかという、私も、翁長県政、玉城県政もI Rに対して抵抗が厳しいというのは分かっていますが、それでもやりたいんだったらこの手法もありますよということを指摘して、私の質疑と代えさせていただきます。

今年1年、当初予算頑張ってください。

以上です。

**○大浜一郎委員長** 新垣委員の質疑は終わりました。次に、西銘啓史郎委員。

**○西銘啓史郎委員** よろしくお願ひします。

部長、冒頭、いろんな思いを、令和5年度に関してありがとうございます。

やはり、文化観光スポーツ部の事業、私、大事だと思っけていまして、その中でも、まず最初に、しまくとうば、資料で言う22ページの件なんですけれども、今回拡大をしていますけども7000万円。

令和4年度の事業の実施状況、または令和3年度でも結構です。主要施策、手元に資料ありますけれども、事業の概要をお知らせください。

**○松堂徳明文化振興課長** お答えいたします。

しまくとうば普及継承事業の概要でございますが、令和4年度は、主に県民大会等の実施、しまくとうば読本の配付等、普及推進団体への補助金の支給、しまくとうば普及センターの運営、県民意識調査等を実施してきてございます。

この中で、例えば県民大会関連イベント等につきましては、令和4年度は、特に9月18日の第1部と1月21日の第2部開催してきてございます。この県民大会の中では、しまくとうば普及功労者表彰とか、U-18等の島唄コンテストなど、子供たちが多く参加できるようなイベントを実施してきました。その中で、来場者が300名と。

また、動画等での配信も行っておりまして、配信は令和5年1月23日現在で2500PV、第2部につきましても、しまくとうば語やびら大会ということで、

各地域の話者がしまくとうばでしゃべるような取組をしてまいりました。こちらにつきましても、来場者が417名で、動画配信等も同時に行いまして、令和5年1月23日現在、950PVとなっております。

それ以外にも、しまくとうば読本の配付ということで、令和4年度は、小学5年生に1万7000冊で、中学1年生に1万7000冊ということで、これまで冊子のほうで配付していたものを電子化に伴って、電子版のPDFを配付してきたところでございます。

それ以外に、しまくとうば普及センターの運営ということで、特に各地域の問合せ等を行うための総合窓口の機能の強化とか、あるいは、しまくとうば普及センターにいる各地域の話者を人材バンクとして登録して、出前講座等の取組を行ってきたところでございます。

以上でございます。

**○西銘啓史郎委員** 小学校に配付したというので、これ何万部で何校ぐらいカバーできていますか。配付先といえますか。

**○松堂徳明文化振興課長** お答えいたします。

令和3年度のデータになりますが、例えば小学校268校に配付したり、あるいは、中学校149校に配付してきているところでございます。

**○大浜一郎委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員から小中学校全体数の何%に配付したのかとの確認があった。)

**○大浜一郎委員長** 再開いたします。

松堂徳明文化振興課長。

**○松堂徳明文化振興課長** お答えいたします。

こちら配付先としては、小学5年生と中学1年生に配付してございますが、例えば小学校ですと、全体で268校ございまして、その全てに配付しているところでございます。中学校についても149校ございまして、149校に配付しているところでございます。

**○西銘啓史郎委員** じゃ、100%学校にいつているという理解でいいですね。100%配付している、漏れなく。100%でいいんだよねということの確認です。

**○松堂徳明文化振興課長** すみません、今答えた令和3年度資料ですけど、実際にしまくとうば読本を配付するときに、教育庁を通して各学校に希望調査を行っております。その希望があった学校に対しての数字になりまして、先ほどの小学校268校というのは、しまくとうば読本を希望する学校数、中学校については149校も同じく希望する学校になっていません。

ただ、すみません。令和4年度のPDFで全ての



学校に配付してきてございますが、その全体の数というのは、今、ちょっと手持ちを持っていないものですから申し訳ありません。

○大浜一郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員から希望する学校に配付したということだが、小中学校数は何校かとの確認があった。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

松堂徳明文化振興課長。

○松堂徳明文化振興課長 すみません、今、手持ちのデータになるんですが、令和3年度の部分で、小学校と中学校、あるいは、併設校を足して全体で446校ございます。その中で、小学5年生、中学1年生、希望があった学校が395校ありまして、その学校に配付したところでございます。

令和4年度のデータ版PDFについては、希望等の有無にかかわらず、全ての学校に配付していきたいと考えているところでございます。

○西銘啓史郎委員 ごめんなさい、単純な質問なんです。

先ほど268校と149校と答えがあったんですけど、最初は全体だったと聞いたんですけど希望したところに配ったとあったんで、分母が知りたいんですよ。小学校は何校か。さっき、足すと446校で、配付が395校と数字が合わなくなるんだけど、ごめん、分母と分子が分かればいいです。

○松堂徳明文化振興課長 申し訳ありません。

小学校268校で配付したのが230校、中学校が149校中、配付したのは109校と申しましたが、申し訳ありません。ちょっと今、詳細のほうを確認していますが……。

○西銘啓史郎委員 何かさっきから数字がころころ変わっている気がするけど。

さっき、配付は小学校268校、中学校149校って。

○大浜一郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から数字をまとめるようにとの指摘があった。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

松堂徳明文化振興課長。

○松堂徳明文化振興課長 申し訳ありません。再度お答えいたします。

まず、小学5年生、中学1年生、また併設校も含めて全体で446校。すみません、ちょっと今、細かい数字がないものですから。446校ありまして、うち読本を配付した校数が395校になります。

その配付した395校の内訳が、小学校233校、中学

校114校、併設校が83校となっております。

○西銘啓史郎委員 じゃ、確認したいんですけど、皆さんは、この読本を配って、配った後はもう学校の先生にお任せ、学校で教えてくださいということなのかどうか、それを教えてください。

○松堂徳明文化振興課長 この読本については、令和3年度に小学校、中学校に配付しております。

その中では、例えば小学校のほうで国語の授業とか音楽等のその他の授業、あるいは、授業以外の活動の中で活用させていただいているところがございます。

ただ、こちらについては、学校だけではなかなか教えることが難しいところもございますので、現在、しまくとうば普及センターを通した人材バンクに登録されている話者も活用しながら、学校現場でのそういった取組ができないかというところを検討しているところでございます。

○西銘啓史郎委員 申し上げたいことは、皆さんが思うほど、しまくとうばに対して、親御さんもそんなに、学校での取組を全く加えなくてよいという方がアンケートでどんどん増えているんですよ。令和元年7%、令和2年8%、令和3年で15%、16%と。

ただ、学校の教育にこれを持ってくるのか、学校の先生方も多分いろんな負担が大変なんで、英語教育もある中で、さらにしまくとうばというと大変だと僕は思うんですね。

ですから、そこをどう考えるかというのが一つと、それから、先ほど普及センターの話が出ましたけれど、普及センターの認知度もしまくとうばに関するアンケートでは低いですよ。何%ですか、しまくとうば普及センターの認知度。

○松堂徳明文化振興課長 お答えいたします。

まず、教育現場におけるしまくとうばの取組の件になります。今回、しまくとうばを次世代へ継承するために、しまくとうば普及推進計画第2期計画を定めることとしております。この中で、例えば、しまくとうば教育に関する検討委員会を立ち上げまして、その中で具体的に幼児から中学校、高等学校、あるいは、大学も含めてどのような取組が必要なのか、あるいは、教師の負担を減らしながら、しまくとうばを継承していくためにはどういった施策が必要なのかというのを、この検討委員会の中で検討していきたいと考えております。その中では、各都道府県における教育特例校、あるいは、海外等も含めたしまくとうば、伝統的な言葉の普及のやり方、そ

ういったものを調査しながら、沖縄県の学校現場に活用できる取組を検討していきたいと考えております。

もう一つの質問で、しまくとぅば普及センターの認知度でございますが、大変申し訳ありません。今ちょっとデータを持っていないもんですから、後ほど資料で提供させていただけたらと思います。

**○西銘啓史郎委員** アンケートによると2.6%と出ているんですね。

この県議会の中で、しまくとぅば普及センターがどこにあって、知っている人が何名いるか。私はすみません、ちょっとまだ、組織内にあると聞いてはいるんですけど、まだ行ったことがないので分かりませんが、この辺の認知度が多分、議員の48名でも恐らく僕は低いんじゃないかなと。県民が2.6%ですよ。

申し上げたいことは、私は何度も申し上げますけれども、部長、この令和4年8月で、ソフト交付金の事後評価結果総括表とありますよね。この中で、10ページ目にしまくとぅばの普及事業がありますけれども、部長は私の一般質問でも答えました。目標と達成率が何%、何%でしたっけ。

**○松堂徳明文化振興課長** お答えいたします。

しまくとぅばの目標として、挨拶程度以上使う人の割合というのを掲げております。その目標については、基準値が平成25年度の58%から、令和4年度には88%に達成することを目標としておりました。

**○西銘啓史郎委員** 実績は。成果は。

**○松堂徳明文化振興課長** 失礼いたしました。

令和3年度の県民意識調査によると、この挨拶程度以上使う人の割合が28.6%という結果になっておりまして、この令和4年度の88%に対する割合としては、32.5%となっております。

**○西銘啓史郎委員** 部長ね、これはまた概算要求基準、財政課が出しているやつでも、このD経費のですね。この事業の評価の結果を踏まえて、必要に応じて見直しや改善を行うことってありますよね。

私、一般質問でも申し上げましたけれども、過去やってきた事業は、もう私いいんですよ、別に。でも、それで効果がなかったらやり方を変えるか、または、このお金を違う予算に持って行ってほしいんです。

皆さんの目標はいいですよ、8割、88%がしゃべれるようになる。これが私、どんだけの指標か分かりませんが、これは正直言って、この事業は見直すべきだと思います。

ましてや、申し訳ないけど、組織をつくりました

よね、推進室を。これは部長の思いなのか、知事の思いなのか私は分かりませんが、本来この財政が出している指標からしたら、この事業は私は見直しに値すると思います。

何度も言います。文化、伝統芸能のほうに予算を回したほうがいいんじゃないかというのは私の個人の意見ですけど、部長、この辺どうお考えですか。

**○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長** しまくとぅばにつきましても、沖縄文化の基層、沖縄のアイデンティティーのよりどころだというふうにご考えておりますし、話者が高齢化しているというところで、その話者がお元気なうちに、継承の取組ということをしつかりやるのが重要なことだと思っております。

委員おっしゃるように、目標値——挨拶程度使う人たちの割合というのが、目標の8割以上に対して3割弱にとどまるという部分について、その使用頻度が、使う場面が減ったというところの部分がありますので、誰もが利用しやすい環境づくりが大事かなと思っております。

そういった面で、いろんな保存・普及・継承に当たって、見直しをしながらこの事業を進めたいと思っております。例えば、その段階段階に応じて、教育現場での普及というのは大事になってきますので、教育に関する検討委員会を立ち上げて、具体的に、教育現場での学校の先生方を交えた形での普及の仕方を検討したり、あるいは、現在、アーカイブ事業を進めていますが、アーカイブ事業で作成した教材をモデル事業等で活用したりとか、あるいは教師向けの研修会の開催であるとか、それから科目として設定した学校との連携した取組とその成果発表を行うとか、そういった事業の見直しを進めながら、効果のある取組というのを進めていきたいなというふうに思っております。

**○西銘啓史郎委員** ということは、部長は、これは先生方に、小学校でも中学校でも、この教本とかを基に授業をしてほしいという、文化観光スポーツ部の意向というふうに捉えていいんですか。

**○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長** 幼い頃から大人になるまで、各段階でしまくとぅばに触れる機会を増やすことが大事だと思っております。そういう中で、教育現場においてどういった取組がより効果的なのか、継続して取り組んでいただけるのかというところを、検討委員会のほうで議論させていただければと思っております。

**○西銘啓史郎委員** ここから先はもうあまり議論しませんけれど、私の個人的な意見を言えば、学校の

先生だって、若い先生方は多分、方言しゃべれませんかよ。やはり、家庭で、おじいちゃん、おばあちゃん、僕らの上、70代、80代のおじいちゃん、おばあちゃんがいる家庭は、まだ親がしゃべって子供たちも聞けるぐらい。僕らも聞けるけどしゃべれない世代ですよ、もう。

だから、僕は決してしまくとうばは悪いと言いませんけれど、これだけ平成26年から7億円、8億円ぐらいかけてやってきた事業が、目標に対して3割しかいっていないのに、まだ継続する。ましてや組織もつくる。その辺に僕は何か違和感を感じるんですよね。

これが本当に部長を通した文化観光スポーツ部の総意なのか、知事から言われたからなのか分かりませんが、私は本来、これを見直してもいいんじゃないかなと、違う事業に充てたほうがずっといいというのはもう強く提言をして、この件に関して質問を終わります。

資料3-4の19ページと20ページですかね。

事業の中に、新規の事業で基金というのがありますが、これは基金を取り崩して行う事業という理解でよろしいでしょうか。

**○呉屋陽慈観光政策課副参事** そのとおりでございます。

**○西銘啓史郎委員** 次年度で何事業、何億円の予算でしょうか。

**○呉屋陽慈観光政策課副参事** お答えします。

令和5年度当初予算においては、観光人材の確保に資する取組、サステナブルツーリズムに資する取組、海の安心・安全に資する取組、観光2次交通の利用促進に資する取組など、11事業、計5億3209万1000円、うち基金の取崩しは5億2849万4000円の予算を計上しております。

**○西銘啓史郎委員** 基金を活用して実施できる事業、どういったのがあるか。

たしか、1から4までであったと思いますが、第6条に記載されている概要を教えてください。

**○呉屋陽慈観光政策課副参事** 基金の事業については、基金条例の6条1号から4号まで目的が示されておりまして、1号が観光旅客の受入れ体制の充実強化、2号が観光地における環境及び良好な景観の保全、3号が観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興、4号が地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行を推進するというような事業に充てております。

以上です。

**○西銘啓史郎委員** あと、基金活用の基本的な考え方もちょっと教えてもらっていいですか。

**○呉屋陽慈観光政策課副参事** お答えします。

観光振興基金は、既存事業では十分に対応できない事業、中長期的に実施する必要のある事業、機動的、柔軟に実施する必要のある事業に活用することを基本的な考え方としております。

以上です。

**○西銘啓史郎委員** じゃ、先ほどの11事業は全てそれに、それと、先ほどの1号、2号、3号、4号に該当する事業という理解でよろしいでしょうか。

**○呉屋陽慈観光政策課副参事** 先ほど説明した11事業については、それぞれ1号から4号に該当する事業ということで計上しております。

以上です。

**○西銘啓史郎委員** この決定に当たっては、検討委員会を開いたと思うんですけど、検討委員会はこれまで何回開いて、どういう意見があったか。概要で結構です。教えてください。

**○呉屋陽慈観光政策課副参事** 検討委員会については、これまで3回開いております。

検討委員会の委員は、観光行政、それから環境行政に関し、優れた見識を有する者、観光関連団体の関係者等で構成しており、観光関連団体の関係者では旅行業、宿泊業、交通、観光施設関係者が各1名、文化・スポーツの分野から各1名、合計8名の構成となっております。

基金の需要については、委員から、基金の目的に沿った事業化とか、事業者ニーズを適切に捉えているかとか、課題に対応した事業効果が見込めるか等について検討を行うこととしており、それぞれ事業について意見をいただいているところであります。

以上です。

**○西銘啓史郎委員** 私も今、11事業を全部細かく見ていないのであれですけども、申し上げたいことは、この検討委員会の中の検討内容の中に、観光旅客、観光事業者等のニーズを適切に捉えているかという部分ありますよね。この辺が私気になるんですよ。細部はまたこれから確認しながらですけども、予算つけることは別に問題にはしません。

もう一つ、最後に、この基金に関しては、5億円を取り崩した後の、例えば基金を埋め合わせするのは、私は宿泊税、観光目的税だというふうに理解しましたけれど、この観光目的税、宿泊税を導入する、要は、5億円使ったものをどんどん補填していくのはどのタイミングになるんですか。

次年度は35億円になりますよね、減って、40億円が。これ、どのように補填する考えか教えてください。

○呉屋陽慈観光政策課副参事 現在のところ、観光振興基金については取崩し型ということで考えております。

観光振興基金のその財源としては、沖縄観光のさらなる発展のための取組を長期的、安定的に実施するために宿泊税の導入が必要と考えておりますが、現在、導入に当たっては、観光関連団体をはじめ、観光客、県民の理解を得る必要があることから、丁寧に説明を行うとともに、沖縄観光を取り巻く状況を注視しながら取組を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○西銘啓史郎委員 片方では、恩納村や北谷町、それから宮古島市でしたかね、もう独自でどんどん宿泊税なるものも導入したいと。県がカバーするより先にどんどん進んでいくと、いろいろ、後々大変じゃないですか。部長、この辺はどう考えますか。

各自自治体でのこの取組と、県の取組とのスピード感というんですかね。この辺はどのように考えていますか。

○呉屋陽慈観光政策課副参事 各市町村の状況について少し説明させていただきます。

現在、宿泊税については、県内の各市町村で、例えば恩納村、宮古島市、石垣市、それから北谷町。先日、新聞報道にもあったんですけども、北谷町でも検討を進めているというふうに報道が出てございました。

恩納村、それから宮古島市については、日頃から意見交換をやっておりまして、感染状況を見極めながら、提案時期については、県と一緒に歩調を合わせながらやっていきたいというふうな意見をいただいております。

北谷町については、北谷町観光課から聴取を行っているのですが、地域の団体等から安定的な財源を検討したほうがいいとの意見を受けて、令和5年度に有識者による検討委員会を設置することとしたということで、これまで具体的に宿泊税の導入を検討したことはないの、一から制度設計等を含め研究しながら検討をしていきたいという話を受けております。その際に、県と意見交換をしながら導入に向けて検討を進めていくというふうに伺っております。

以上です。

○西銘啓史郎委員 じゃ、ちょっと質問を変えます。

予算に関する直接的なものではないんですが、確認の意味も含めて。

観光要覧、去年の12月に発刊されたものを皆様に見せてもらいました。

用語の定義で、ちょっと勘違いしたら私も困るので確認したいんですが、入域観光者数という数の定義、ちょっともう一度、どなたか担当、説明をお願いします。

○金城康司観光政策課長 入域観光客の定義なんですけれども、県外、海外から沖縄に入ってこられる観光客の数でございます。

○西銘啓史郎委員 これ、ビジネスマンは入るか、入らないか。

○金城康司観光政策課長 ビジネスマンも統計に入ります。

○西銘啓史郎委員 ということは、我々が、那覇に住んでいる人が石垣、宮古に旅行行くときには、我々は観光客に入らないということですよ。

○金城康司観光政策課長 沖縄本島から離島に行く際には、県内移動ですので県外からの旅客数には入りません。

○西銘啓史郎委員 じゃ、石垣、宮古の観光入域者数というのは、本島から行った人はカウントしていないという理解でいいですか。

○金城康司観光政策課長 石垣、宮古につきましては、本土から直行便のある飛行機で宮古、石垣に入った際には、入域観光客としてカウントされます。

○西銘啓史郎委員 ということは、東京ー那覇、那覇ー石垣で行った場合は、観光客はカウントされないのか。那覇に2泊して、石垣に1泊行った場合の方は、観光客としてカウントされないんですか。

○金城康司観光政策課長 東京から那覇を経由して石垣に来た際にも、やはり県外から沖縄に入ってこられる客ですので、那覇でカウントされております。

○大浜一郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員から観光協会と県のカウント方法は合っているのか後で教えてほしいとの確認があった。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 あと、混在率の算出方法をちょっと教えてください。混在率の定義と、ちょっと確認も含めて混在率とは何か。

○金城康司観光政策課長 混在率といいますのは、例えば県外から沖縄に入ってくるお客さんのうち、沖縄に住所を有する、もしくは沖縄で通常、仕事に

就いて沖縄に住んでいる方々についてを、県外からの観光客にカウントされないように、県外に住んでいる方が沖縄に観光に来られる方について、はじくというふうな手法で混在率というのを定めていました、その混在率に応じて、県外からの入域観光客数をカウントしております。

観光統計調査のほうでヒアリングを行っておりますので、そのヒアリングの結果を基に混在率というのをはじいております。

○大浜一郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員からアンケートは毎年取ってはじいているのか確認があった。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

金城康司観光政策課長。

○金城康司観光政策課長 混在率の算入に用いた直近の数値が平成29年です。

その後、やっぱりコロナの影響で調査ができなかったものですから、令和5年度において再度調査をしまして、混在率を改めて設定する予定でございます。

○西銘啓史郎委員 今、混在率何%ですか、平成29年度で。

○金城康司観光政策課長 約82%でございます。

○西銘啓史郎委員 ということは、入域者数を計算する場合に、エアラインからもらった数に0.82掛けて、これが県が除いた数ですと。だから、観光入域者数ということは、この数字を使うわけですよ。

じゃ、石垣、宮古の直行便も含めて、例えば、900万人、1000万人というときは、エアラインの直行便だけでカウントして82%を掛けているという理解でいいですか。

○金城康司観光政策課長 県外から離島への直行便については、県外からの観光客としてカウントしております。

○西銘啓史郎委員 分かりました。じゃ、数字についてはそれで理解しておきます。

それから、調査アンケートが毎年行われていますよね、この観光要覧の37ページに出ていますけども。その中で、観光収入と観光消費額のちょっと定義を教えてください。確認だけさせてください。

○金城康司観光政策課長 観光収入なんですけれども、観光客1人当たりの消費額に入域観光客数を掛けたのが観光収入になります。

○大浜一郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員から観光要覧29ページの観光客1人当たりの消費額に入域観光客数を掛けても観光収入額と合致しないので

はとの確認があった。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

金城康司観光政策課長。

○金城康司観光政策課長 すみません、詳細に計算しますと、まず、国内からの空路の客、それから海外からの空路の客、海外からの海路の客、それぞれ単価が違いますので、それぞれの入域客数にそれぞれの単価を掛けた額の合計が観光収入となります。

○西銘啓史郎委員 じゃ、この観光消費額も、アンケートに基づいて算出しているという理解でいいですよ。

○金城康司観光政策課長 はい、アンケート結果に基づくものでございます。

○西銘啓史郎委員 先ほど出た令和4年の10月、12月で10万円超えたというのは、これもアンケートによるものですよ。

○金城康司観光政策課長 はい、アンケート調査に基づくものでございます。

○西銘啓史郎委員 申し上げたいことはですね、先ほどの入域観光客数の定義にしても、例えば、那覇から離島に行った人は、もっと言うと、羽田から那覇に来た外国人もカウントできないですよ、今ね、厳密に言うと。国際線で来た方は外国人ですけど、成田で降りた、どこかで降りて国内線で入ってきたら。

だから、あくまでも全て想定ですよ。想定が現実になれば一番いいんですけど、数字の触り方によってはどんどん変わるじゃないですか。

我々はアンケートの結果なんか見えませんし、アンケートのタイミングによっても違うから、申し上げたいことは、観光収入とか観光入域者数の定義というものを、先ほど言った石垣、宮古も同じカウントを取っているのかどうか分かりませんが、その辺の定義をしっかりとっておかないと、数字が何か独り歩きするような気がして。

ですから、皆さんがしっかりこの定義を各観光協会にも明示をしてやらないと、僕は数字が独り歩きすると思います。

ですから、お願いしたいことは、先ほどの観光収入、観光消費単価も、アンケートに基づいて単価を計上して掛け算しているというのは理解はしますが、取るタイミングは、もちろん時期によっても違うでしょうし、取る対象によっても違うでしょうから、この辺を数字1つがあまり独り歩きしないように、しっかりとした、より現実に近い形の数字をこれからはぜひ使っていただきたいなという要望で終

わかります。

以上です。

○大浜一郎委員長 西銘委員の質疑は終わりました。  
中川京貴委員。

○中川京貴委員 これは、令和5年度当初予算案、部局別の21ページ、MICE施設について質問をしたいと思います。

このMICEについては僕、一般質問でもこれまで何度も取り上げてきたんですが、やっぱり必要性については、これ南城市、南部地域の課題は多岐にわたる、都市部との格差があるということで、大型MICEの魅力は、やっぱり地元のみならず、南部地域、また中城村、北中城村、沖縄市からとって、これ経済波及効果があるということで、一日も早く進めてほしいという気持ちを持って、実はチェックをしながら質問したいと思っています。

事前に質問項目を出しておりますが、この県の大型MICEの概要ですね。例えば収容人数、展示場、多目的ホール、中小会議室、駐車場、MICEの開催予定回数、来場者の見込み、雇用効果、そして経済効果を含む。土地の購入資金は、先ほど質問に出していましたので聞きませんが、概要についてお伺いいたします。

○白井勝也MICE推進課長 お答えします。

まず、収容人数でございますが、今、1万人を想定しております。それから、展示場につきましては1万平米、多目的ホールが7500平米、それから会議室が3400平米、それから駐車場についてですが、収容台数は2000台で5万平米と。

MICEの開催回数、年間の回数になりますけれども、223件。来場者の見込み、MICEの参加者になりますけれども、年間で98万人。雇用効果については年間7000人ということと、あと経済効果については年間551億円というところで、基本計画のほうでお示ししているところです。

○中川京貴委員 一般質問での部長の答弁では、当初、沖縄振興予算で予定していたが、それができなくなったので一般財源で購入したという答弁がございましたが、沖縄振興予算で購入できると予測していたんですか。

○白井勝也MICE推進課長 前回の計画——平成28年に策定した基本計画は、沖縄の振興予算を前提にした基本計画で計画しておりました。

○中川京貴委員 沖縄振興予算で購入できなくなった理由は何ですか。

○白井勝也MICE推進課長 土地も当初は考えて

おりましたけれど、内閣府の理解を得られることができないというところになります。

○中川京貴委員 理解が得られなくなった理由を聞いているんですけどね。

○白井勝也MICE推進課長 大型MICE施設に係る事業については、需要であったり、収支見込み、それから周辺における環境整備の見込みについて課題があるというところだと認識しております。

○中川京貴委員 国がそういった課題があるという危機感を示しているのに、皆さんが言うPFIで実現できるんですか。

○白井勝也MICE推進課長 新たな基本計画を策定するまで、それから策定した後についてですけど、民間事業者のサウンディング調査を実施しながらやっております。その中では、複数の事業者が参画について検討しているところになります。

○中川京貴委員 先ほど土地購入資金、いろいろ新垣委員からも質問があつて、たしか土地が約69億円、もうこれまでの経費が損害賠償を含めて70億円を超えていますよね。

全ての総事業、建物ができて駐車場整備、総事業に係る予算は幾らですか。

○白井勝也MICE推進課長 MICE施設については今、基本計画を策定して350億円を見込んでおります。

これに、先ほどの75億円を加えますと425億円になります。

○中川京貴委員 425億円で、これは、先ほどの説明ではPFI方式でやって民間活用して運営をしようと言っていたが、これは最終的に、この所有権はどこのほうになるんですか。

○白井勝也MICE推進課長 MICE施設については県の所有になります。

○中川京貴委員 425億円で県が買い戻すということで理解していいんですか。

○白井勝也MICE推進課長 建物については、350億円を買うということになります。建物については。

○中川京貴委員 部長、建物についてとかそういう問題じゃなくて、土地も含めて、建物も含めて、425億円は県の単費で、国の高率補助入っていないんですよ。県の単独予算で425億円をつくって、買わないといけなくなるんじゃないんですか。

○白井勝也MICE推進課長 土地のほうについても県のほうで既に購入しておまして、建物のほうについても、これからPFIを実施することになり

ますと、350億円を県で支出するということになりま  
す。

○大浜一郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、中川委員から425億円は県単費  
かとの確認があった。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

宮城嗣吉文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 施設の土地の購  
入費については、既に支出しておりまして、その際  
には起債と一般財源で購入した形になりますけれど  
も、起債した分の元利償還金は後年度に分割して一  
般財源で負担することとなります。

また、整備の財源については、地方債、一般財源、  
それから民間資金等の活用を想定しておりまして、  
同様に、地方債で整備時期に負担した分については  
後年度に元利償還金が発生すると。あわせて、民間  
資金を活用する分についても、後年度に分割して一  
般財源で負担すると、そういうような形になります。

○中川京貴委員 分かりやすく言えば、一般財源で  
すから、補助金に乗せないで借金して買い取るとい  
うことで理解していいですか。

もう土地は買っているからね。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 事業期間の長い  
目で見ると、一般財源で負担するという形になりま  
す。

○中川京貴委員 この建物ができたら、年間の維持  
費はどれぐらいかかりますか。

○白井勝也M I C E 推進課長 この維持管理運営に  
ついてはコンセッション方式ということで、独立採  
算を前提としているものに今、事業スキームになっ  
ております。

これまでの試算では、需要調査を踏まえてですけ  
ど、十分に独立採算で行けるといところで試算し  
ております。

○大浜一郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、中川委員から年間の維持管理費  
用についての質疑であるとの指摘があっ  
た。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

白井勝也M I C E 推進課長。

○白井勝也M I C E 推進課長 P F I で事業を実施  
する場合には、運営財政負担の見込額を特定事業の  
選定時に行うことになっております。そのときに、  
入札時の正当な競争が阻害されない範囲でお示し  
したいというふうに考えております。

○大浜一郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、中川委員から数字は答えられな  
いということかとの確認があった。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

白井勝也M I C E 推進課長。

○白井勝也M I C E 推進課長 現時点では少し控え  
させていただきたいと思います。

○中川京貴委員 じゃ、あえて県民を代表して聞き  
ますけれども、独立採算制でやると。採算性ができ  
なかった場合、誰が責任取るんですか。独立採算制  
が滞ったときの責任は誰が取るんですか。

○白井勝也M I C E 推進課長 コンセッション事業  
を導入するに当たっては、民間事業者のほうからサ  
ウンディング調査を行っております。その中で、や  
はり需要リスクについても検討する必要があるとい  
うところで、現在、プロフィット・ロスシェアの導  
入について検討しております。

このような仕組みを導入することによって、事業  
の安定性を確保していきたいというふうに考えてお  
ります。

○中川京貴委員 独立採算制が取れなくなった場合  
は、企業には迷惑かからないんですよ。この企業に  
は何も迷惑かかりません。できないときはできない  
んですから。

そして、国が採算性に問題があるというって、沖縄  
振興予算が適用できなくなったと今答えたんですよ。  
国が問題があるというのに、見切り発車でこういう  
事業をしていいんですか。

○白井勝也M I C E 推進課長 M I C E 施設の需要  
については、令和3年度に調査を実施しております。  
それを踏まえまして、M I C E 施設の運営収支であつ  
たり、経済波及効果の試算を行っております。

令和3年度の需要調査を踏まえ、本年度について  
も需要見込みに関し、旅行事業者、それからM I C  
E関係者からのヒアリング調査を行っております。  
その中では、昨年度回答した結果から増えることは  
あっても減ることは考えていない、潜在的ニーズは  
あるので、コロナ禍前と同等が見込める、現状の会  
場規模で諦めていた案件があるので、新たなM I C  
E施設ができたら増える可能性がある、沖縄の需要  
は減ることはない、あと、今までなかった1000人規  
模のインセンティブの案件が動き出している、ミー  
ティングやインセンティブは、令和3年度の需要調  
査よりも多く見込めるといったヒアリング調査結果  
となっております。

○中川京貴委員 物価高騰もあって、電気料も上が  
るし、これから維持管理費に結構金かかってくると

思うんですよ。

皆さん方が、そういう見込みでね、もし採算性が取れなくなった場合はどうするのかという質問を今しているんだけど、答えてないんですよ。

部長、この事業はですね、僕は前から言うように、モノレールの延長とか交通渋滞対策、地元からの要望がたくさんあるはずなんですよ。そういった意味では、これ並行して進めないと、これだけ先に進めて、さあ、いざ事業をしました、予測が違って採算性が取れない。そのときは誰が責任を取りますか。

**○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長** 前回のソフト交付金を活用する計画時点では、需要見込みのさらなる精査が必要だということで交付決定に至りませんでした。

その後、令和3年度以降、MICE市場の変化を考慮した需要調査を実施するのと併せて、施設規模も1万平米の展示場として段階的に拡張するという計画にも変更しています。そういった需要調査と計画の見直しによって需要収支見込みが改善し、安定的で持続可能な運営が可能だというふうに今、収支のほうを見込んでおります。

現在のスキームでは、運営事業者に公共施設運営権を設定するコンセッション方式、かつ、運営権の対価を設定して、事業者さんのほうから対価として徴収するというような事業スキームを提案する予定になっています。

そういった事業スキームを、事業者さんに事業参画可能性調査ということでサウンディング調査をやっておりますので、そういったサウンディング調査においても、先ほど課長のほうで一定紹介してきましたその需要に対する見込みという部分については、ある程度、現時点よりも増えることはあっても減ることはないだろうというような期待値が高いような結果も得られておりますし、そういった民間事業者さんに、県が示す事業スキームで参加していただけるかどうかということ提案していくという形になります。

その際には、これまでの先進事例の行政と民間とのリスク分担の手法、それからリスクへの対応というところの部分で、不可抗力や法令等の変更による外部要因によるリスクが起こる場合を想定して、国のガイドラインを踏まえてリスク分担を行うというところ。それから、需要リスクについてはプロフィット・ロスシェアの導入というところで、上振れ・下振れした場合のそれぞれの負担割合をあらかじめ決

めておくということによって安定性を保ちたいというところ。それから、運営に当たっては、モニタリングの実施で経営状況の確認をするとともに、予期せぬリスクに備えて、外部専門家から客観的な意見が得られるような体制も構築したいと、そういうふうに考えています。

**○中川京貴委員** 部長、僕は3回聞いていますけどね、同じこと。

普通、物事がうまくいかないときには、その会社の代表者である社長が責任を取るんですよ。この事業が、県の単独、一般財源で購入すると、国の補助は入らないと。そういった形で、後でこれが損害を及ぼしたときの責任は誰が取るんですか。知事が取るんですか。それを明確にしていきたい。

**○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長** 独立採算を前提とした事業スキームというところを提案し、民間事業者の創意工夫による事業見込みという部分を提案していただくことになります。

その際には、リスクの対応策として、不可抗力や法令等の変更など、外部要因によるリスクが起こることも想定し、今の国のガイドラインや先行事例を想定してリスク分担を行う形になりますので、その分担されたリスクに応じて、それぞれ行政と民間が負担するということになります。

**○大浜一郎委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、中川委員から独立採算がうまくいく場合ではなく、うまくいかない場合は誰が責任を取るのかとの質疑であるとの補足説明があった。)

**○大浜一郎委員長** 再開いたします。

白井勝也MICE推進課長。

**○白井勝也MICE推進課長** お答えします。

運営のリスク分担においては、基本的に民間事業者が取ることになります。

ただ、需要リスクというところもございますので、それについてはプロフィット、それからロスシェアを導入して、事業の安定性を確保していきたいというふうに考えております。

**○中川京貴委員** リスクを分担——この業者がやるんですか。それとも、リスクは県民に入っているんですか。このリスクというのは、県民が払うんですか。

**○白井勝也MICE推進課長** 事業者と県の間で事業契約を締結いたします。その中で、それぞれリスク分担ということで、この項目については民間事業者、この項目については県がリスクを取りますとい



うところで、リスク分担をした上で契約を締結することになります。

他県の事例を見てみますと、事業破綻といったものは民間事業者というところ、需要リスクもそういうふうになりますけれど、ただ、事業の安定性ということ踏まえますと、プロフィットシェアとロスシェアを導入して、事業の安定性を図っていきたいというふうに考えております。

○中川京貴委員 事業者と県の率はどれだけですか。

今、リスクというんですが、分担金はどうなりますか。

○白井勝也 M I C E 推進課長 今までの事例から見ると、需要リスクについては全て民間サイドになります。

○大浜一郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、中川委員からうまくいかない場合に425億円の負債が残った場合はどうなのかとの確認があり、M I C E 推進課長から県が県債を発行して償還することとなる。民間事業者が負担することはないとの説明があった。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 今答えたとおり返えてください。

○白井勝也 M I C E 推進課長 施設整備費の地方債については、県の責任になります。

○大浜一郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、中川委員から誰が責任を取るのかとの再確認があった。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

宮城嗣吉文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 施設整備費につきましては、一般財源であるとか、起債であるとか、民間資金を活用し、それを後年度、県のほうの一般財源で負担するという形になります。

こういう事業スキームを提案して、P F I のメリットであるところの設計から施工まで、一体発注して民間事業者の新技术や創意工夫など、民間事業者のノウハウを最大限活用することによって、コスト縮減、工期短縮、利便性の向上、財政負担の平準化、それから長期的な M I C E の誘致活動などの、P F I 事業のメリットを最大限に生かした整備を進めたいというふうに考えているところです。

○中川京貴委員 私の質問は、責任は誰ですかと聞いている。

委員長、確認してください。

○大浜一郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、大浜委員長からこの事業の実質における最終的な責任者についての質疑なのでそれに対応した答弁をするようにとの指摘があった。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

宮城嗣吉文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 P F I 事業のメリットを最大限に生かして、M I C E 施設の整備を行うということで進めたいと思っておりますので、その時々事業進捗を丁寧に説明しながら御理解を得たいと思っております。

○大浜一郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、中川委員から誰が責任を取るかはっきりしないと次の質問ができないとの指摘があった。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

宮城嗣吉文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 P F I 事業のメリットを最大限に生かし、M I C E 施設が運営まで含めて実現できるように進めてまいりたいと思えます。

○中川京貴委員 だから、できなかつたらって。できたらいいよ、できなかつたときの責任。

委員長、知事に総括質疑をお願いします。

○大浜一郎委員長 ただいまの質疑につきまして、改めて説明してください。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 この M I C E 事業については、やはり採算性から——国から支援を受けてやる予定でした。

これはもう御承知のとおり、仲井眞県政の頃から、我々、自民党会派も詰めてきて、この南部地域の開発には絶対に必要だということで進めてきた事業でありますので、何としてもこの事業を成功させなきゃいけません。そのためには、やはり高い高率補助を適用させて、決して地域住民や県民に負担が及ばないような、もう100%に近い状態での事業をしなければ、今の事業説明では、私は決してうまくいくと思っておりません。

企業は、仕事はやりますけれども、最終的に県がバックにいれば、負担がないと思えばこれはもう企業がたくさん出てくると思います。事業をすると思います。

問題はその後ですね、その事業がどうなっていくのか。そして、その責任は誰が負うのか。また、リ

スクが出た場合、予定どおり行わなかった場合、その責任所在をはっきりさせてから進めるべきだと言って、玉城知事に確認をしたいと思います。

○大浜一郎委員長 リスクヘッジに疑義があるということですよ。

○中川京貴委員 はい。

○大浜一郎委員長 ただいま提起がありました総括質疑の取扱いについては、本日の委員会の質疑終了後において協議をいたします。

質疑を続けます。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 部長ね、僕、これはぜひ、皆さんが言いにくいのはたくさんあると思いますけどもね、そもそもMICEの整備計画を設計、運営を進めてきた共同企業体が落札したんですよ、議会の承認を得る前に。そしたら、事業のめどが立たない、落札無効になって損害賠償で訴えられたんですよ。損害賠償で訴えられて、最終的には和解ということで約9150万円、これも県民の税金ですよ。

この辺もはっきりしないと、我々はこれ納得して進めるわけにいかないと思っているわけです。部長、どう思いますか。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 前回の計画を見直して、運営収支が取れるというところ、それから提案した事業スキームにおいて参画事業者が見込めるところで今提案を進めておりますし、先ほど来説明しているようなコスト縮減、工期短縮、利便性の向上、財政負担の平準化、長期的なMICEの誘致活動の観点から、PFI事業のメリットを最大限に生かして、MICE施設整備を実現させたいと思っています。

○中川京貴委員 部長、これを知事に総括質疑する前に、年間の維持管理費の数字出せませんか。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 運営収支の試算結果については、入札時の正当な競争を阻害するおそれがあるため、公表は差し控えたいと思います。

○大浜一郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、文化観光スポーツ部長から運営収支の試算方法はお答えできるが、試算結果については独立採算の形で提案を前提としているので公募前に公表すると民間事業者の創意工夫を得ることができないとの補足説明があった。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 私は、今の皆さんの執行部の説明

を聞いて、ああ、そうですかと、事業を進めたほうが良いという考えにはなりません。

理由は、一旦は立ち止まって、もっといい方法がないのか、やっぱり皆さん知恵を出し合ってね。例えば、知事がそうであるならば知事に、これは補助金を受けてやったほうがいいのか。それとも、今の仕組みでやった場合、委員会でも責任所在を問われたという話もして進めていただきたい。

ただ、南部地域には本当に必要なMICE施設ですので、必ず成功させたいという思いでの先ほどの質問になりましたので、御理解ください。

以上です。

MICEは終わりました。

次、19ページの3番の観光2次交通、これ新規で5300万円かな。これと4番の3000万円。これの3番と4番、説明お願いします。

○大城清剛観光振興課長 観光2次交通結節点機能強化事業については、観光客の那覇空港において、レンタカーの借受け・返却場所が集中しております。そちらのほうの分散化を図る取組であります。

このような現状を踏まえまして、今後の持続可能な受入れ体制の構築のために、那覇空港周辺でのレンタカーの借受けの現状を改めて、移動手段と移動拠点の分散化を図ることが求められております。そのため、観光客の滞在、立ち寄り拠点となっているエリアを、中長期的な視点で観光2次交通結節点と位置づけた上で、レンタカーの借受け・返却場所の分散化等を図る取組を実施するものであります。

具体的には、那覇空港へ到着した観光客が、既存の路線バスやシャトルバスを利用して結節点エリアに移動し、本事業で周遊、運行させる小型バスを利用することで、エリア内のホテルや観光施設などに立ち寄ることができるようにすると。また、周辺のバス停やレンタカーステーションを周遊経路に組み込むことで、次の移動手段としての路線バスやレンタカーの円滑な利用を可能とするというようなものであります。

令和5年度においては、協議会を立ち上げまして、取組エリアの決定、路線バスに係る諸手続を経た上で、巡回バスの試運転を実施することとしております。

○中川京貴委員 すみません、このレンタカーに支援しているのではなくて、今、レンタカー会社も苦しい状況なんですけれども、支援策ではないんですか。

○大城清剛観光振興課長 レンタカー会社に対する

直接的な支援というものではございません。

○中川京貴委員 すみません、じゃ、その下の7番。

マリンレジャーの事故防止対策について、3000万円のこれは新規ですけれども、こういった事業をするのですか。

○大城清剛観光振興課長 今年度6月補正におきまして、この事業のほうをまずスタートしております。その中で水難事故が多発している危険スポットの水難事故情報及びヒヤリハット情報の収集、整理というのを行いました。

また、海の安全啓発ツールの制作や、圏域別の意見交換会の実施等を行っております。

次年度におきましては、令和4年度に構築した海の安全啓発ツール、ハザードマップ、またポータルサイト等と申しますけれども、こちらのほうの利活用を促進するため、ホテル、レンタカー、空港など、観光客が利用しやすい場所で周知啓発するとともに、海の安全講習会を通じて、水難事故防止へつなげていくというものであります。

また、マリンレジャー事業者に対して、最新の事故情報及びヒヤリハットの事例等を提供しまして、水難事故防止と安全対策の意識啓発の向上を図ってまいるのでございます。

○中川京貴委員 以上です。

○大浜一郎委員長 中川委員の質疑は終わりました。

以上で、文化観光スポーツ部に係る甲第1号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでございました。休憩いたします。

午後4時8分休憩

午後4時45分再開

○大浜一郎委員長 再開いたします。

予算調査報告書記載内容等について議題といたします。

それでは、予算調査報告書記載内容等について御協議をお願いいたします。

まず、提起のありました総括質疑について、提起した委員から、改めてその理由の説明をお願いします。

なお、提起理由の説明の順番につきましては、お手元に配付してあります総括質疑（委員会協議用）の順番でお願いをいたします。

また、提起理由の説明の後、反対の意見がありましたら、御発言をお願いします。

まず、項目1、中央卸売市場再整備方針の策定に向け、調査ではなく決断する時期であることについ

ての提起理由について。

大城憲幸委員、お願いいたします。

○大城憲幸委員 じゃ、今、委員長からありました中央卸売市場、いわゆる青果市場の決断する時期であるということについてですけれども、理由としては3点です。

議論もしましたので簡潔に行きますけれども、1点目は、これももう平成の頃から調査をして、令和元年に数千万円をかけて立派な報告書が出ているわけですね。これの中でも、もう根本的には全面建て替えしかないよと。当時で200億円の試算が出ていますから、今だったら300億円ぐらいかかるんじゃない、もっとかかるんじゃないかという議論もありました。その次の年には、市場関係者から、令和2年9月にPFIも検討しながら機能強化、建て替えしてくれという要請文も出ています。その次の年、令和3年6月にもJA含めた市場関係者全ての団体から、PFIを活用した建設検討を要請されております。そういう中で、やっぱりしっかり建て替えるべきなんですけれども、なかなか今年もまた2100万円の調査費をつけるということになっているものですから、判断してほしいというのが1つ。

もう一つは、ここにある根本的に建て替えという話になると、今、県の財政状況を考えると、製糖工場もしかり、鉄軌道があったり、MICEがあったり、様々なものの財政需要を考えると、なかなか今、通常のメニューでは厳しいだろう、一括交付金でも厳しいだろうということを見ると、やっぱり要請にあるように、民間の力を借りてということを決断しないといけないのかなというのが2つ。

3つ目は、知事から本会議場でもあったように、今、第2クルーズバースができたけれども、CIQ施設等、建物のめどが立っていないというような話もありますけれども、この青果市場の場所というのは11万平米で、広大な面積がある。そこに、やっぱり観光も見据えた、ホテルも含めた民間活用のPFI事業というのは、まさに今、民間からも様々な提案が出ていますので、そこはPFIというものに非常に相性がいい土地柄だと思っておりますので、そこは今、生かせるということが3つ。

この3つをもって、やっぱり政治決断が必要だなということで、1番を提起させていただきます。

以上です。

○大浜一郎委員長 次に、項目2、令和5年度の重点項目で県内企業の稼ぐ力の向上を掲げる中で、電気料金の値上げ及び再生可能エネルギー導入に関す

る県と沖縄電力の対応及び見通しの甘さについての提起理由について。

大城憲幸委員、お願いします。

○大城憲幸委員 今、2番の電気料金値上げに関係するところですけども、これももう議論しましたので、簡潔に行くと、稼ぐ力を言っている間、そして、さらに今年の夏からはゼロゼロ融資の返済が県内の小さな会社、個人会社なんかでも始まる中で、今、電気料金値上げというのは最悪のタイミングだろうということ。

そして、これは今回の大幅値上げを引き起こした理由というのは、やっぱり50年前から沖縄の不利性というのは言われながら、なかなか電源の多様化を進めてこなかった県のエネルギー施策。あるいは、沖縄電力の自助努力、そういうようなものがやっぱり甘かった、対策が甘かったということは指摘せざるを得ない。

今回の104億円については、県民の負担を減らす、企業を守るという意味では否定はしませんけれども、やっぱりその前にしっかり県や沖縄電力には、順番、あるいはやるべきことがあるんじゃないかと。その辺の私は疑問を持っていますので、そこは知事の所見を伺いたいという趣旨です。

以上です。

○大浜一郎委員長 次に、項目3、Jリーグ規格スタジアムの整備及び大型MICE施設整備に関する調査事業の在り方と政治判断について。

大城憲幸委員、よろしくお願いします。

○大城憲幸委員 これは先ほど議論をしたところですけども、もうJリーグの調査でも、平成23年から、那覇市なんかはその前から調査をしております。そして、MICE事業についても、平成24年も10年以上調査をしています。MICEで今年度の予算も加えると約4億円、Jリーグスタジアムで1億円以上、調査委託事業を毎年、毎年予算組んでいるわけですね。

もうこれから、鉄軌道についてもそう、32軍壕もどうするかという調査も始まる、国立自然博物館も始まる。

こういうようなハード事業施設整備の調査事業を10年も続けるというのは、やはり私はどこかでやる、やらない、どうやってやるというのを判断しないと、もう10年前の数字というのは、目まぐるしく世の中が変わる中では、数字がもう10年前で使えなくなってしまうので、やはりこれは早めに政治判断をすべき。

これまでの調査事業の在り方と、もう判断すべき時期については、やっぱり知事の所見を伺わなければならないということでも提起させていただきました。

○大浜一郎委員長 次に、項目4、大型MICE施設整備におけるリスクに対する責任の所在が不明なことについて。

中川京貴委員、お願いします。

○中川京貴委員 先ほども委員会でお話ししたとおり、やはり委員会審査の中でも部長は答え切れませんでした。

この大型MICE施設整備におけるリスクが、質問に対して一般財源で対応したいと。PFI方式ではあるんですが、最終的には一般財源、県民の税金で約450億円近くの予算を投入していきたいと。

しかし、採算性が取れなくなった場合の責任は誰が取るのかと言ったことに対して、明確な答弁が得られませんでした。これは知事を読んで、その責任所在をはっきりさせたいと思います。

以上です。

○大浜一郎委員長 それでは、反対の御意見がありましたら、項目番号を述べてから御発言を願います。

○玉城武光委員 中川京貴委員のものは、要するに、答弁していないというんじゃないかと、答弁はしていると私は思いますよ。だから、その責任の所在というのは、県のいろいろな話やっていたでしょ。そういう中では、どうかなと思います。

○大浜一郎委員長 ほかに反対の意見はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○大浜一郎委員長 意見なしと認めます。

以上で、総括質疑に係る提起理由の説明と反対意見の表明を終結いたします。

次に、総括質疑に係る予算特別委員会における総括質疑についての意見交換及び整理等について、休憩中に御協議をお願いします。

休憩いたします。

(休憩中に、総括質疑の必要性及び整理等について協議した結果、4項目について報告することで意見の一致を見た。)

○大浜一郎委員長 再開をいたします。

休憩中に御協議をいたしました総括質疑につきましては、予算特別委員会に報告することといたします。

次に、特に申し出たい事項について御提案がありましたら、挙手の上、御発言をお願いいたします。ありませんか。

(「提案なし」と呼ぶ者あり)

○大浜一郎委員長 提案なしと認めます。

以上で、特に申し出たい事項についての提案を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における予算調査報告書の作成等につきましても、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大浜一郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、予算調査報告書は3月15日水曜日正午までにタブレットに格納することにより、予算特別委員に配付することになっています。

また、予算特別委員の皆様は、3月16日木曜日に総括質疑の方法について協議を行う予定になっております。

次に、審査日程の変更についてを議題といたします。

審査日程につきましては、去る3月2日の委員会において決定をしたところでありますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例の失効期限を延長する必要があること及び平安座島の製油所跡地等の視察・調査を実施するため、この際、3月23日木曜日の審査日程に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例の一部を改正する条例について及び県内視察・調査についてを議題として追加し、同24日金曜日に県内視察・調査を実施する予定としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大浜一郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、3月22日水曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでございました。

本日の委員会は、これをもって散会をいたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委員 長 大 浜 一 郎

開会の日時、場所

年月日 令和5年3月13日（月曜日）  
開会 午前10時4分  
散会 午後5時12分  
場所 第4委員会室

病院事業企画課長 照屋陽一  
病院事業企画課看護企画監 津波幸代  
北部病院長 久貝忠男  
中部病院長 玉城和光  
南部医療センター・  
こども医療センター院長 和氣亨  
精和病院長 屋良一夫  
宮古病院長 岸本信三  
八重山病院長 篠崎裕子

本日の委員会に付した事件

- 1 甲第1号議案 令和5年度沖縄県一般会計予算  
（保健医療部所管分）
- 2 甲第20号議案 令和5年度沖縄県国民健康保  
険事業特別会計予算
- 3 甲第21号議案 令和5年度沖縄県病院事業会  
計予算
- 4 予算調査報告書記載内容等について

出席委員

委員長 末松文信  
副委員長 石原朝子  
委員 小渡良太郎 新垣淑豊  
照屋大河 比嘉京子  
瀬長美佐雄 玉城ノブ子  
喜友名智子 仲宗根悟  
上原章

説明した者の職・氏名

保健医療部長 糸数公  
保健医療総務課長 古市実哉  
医療政策課長 井上満男  
健康長寿課長 崎原美奈子  
地域保健課長 新里逸子  
感染症総務課長 城間敦  
感染症医療確保課長 國吉聡  
ワクチン・検査推進課長 平良勝也  
衛生薬務課薬務専門監 池間博則  
国民健康保険課長 仲間秀美  
病院事業局長 我那覇仁  
病院事業統括監 玉城洋  
病院事業総務課長 上原宏明  
病院事業総務課新型コロナ  
ウイルス感染症対策室長 當銘哲也  
病院事業経営課長 與儀秀行

○末松文信委員長 ただいまから、文教厚生委員会  
を開会いたします。

本日の説明員として、保健医療部長、病院事業局  
長及び各県立病院長の出席を求めています。

「本委員会の所管事務に係る予算議案の調査につ  
いて」に係る甲第1号議案、甲第20号議案及び甲第  
21号議案の予算案3件を一括して議題といたします。

まず初めに、保健医療部長から保健医療部関係予  
算の概要の説明を求めます。

糸数公保健医療部長。

○糸数公保健医療部長 おはようございます。

本日はよろしく願いいたします。

保健医療部所管の令和5年度一般会計及び特別会  
計歳入歳出予算の概要について御説明を申し上げます。

通知いたしました令和5年度当初予算説明資料を  
タップし、資料のほうを御覧ください。

資料の1ページのほうを御覧ください。

令和5年度一般会計部局別歳出予算の総括表と  
なっております。

令和5年度一般会計歳出予算額は、表の一番下、  
県全体の合計額が8613億9500万円、そのうち保健医  
療部は枠で囲った部分の1068億6978万8000円で、県  
全体の12.4%となっております。前年度と比較いた  
しますと103億6349万円、10.7%の増加となっており  
ます。

2ページをお願いいたします。

県全体及び保健医療部の歳入予算を款ごとに示し  
ております。

令和5年度一般会計歳入予算額は、県全体の合計  
額は8613億9500万円となっており、そのうち保健医

療部につきましては、令和5年度一般会計歳入予算は枠で囲った部分です。

9の使用料及び手数料が2億5142万1000円、10の国庫支出金375億412万4000円、11の財産収入562万3000円、13の繰入金19億7234万7000円、15の諸収入31億1666万7000円、16の県債3億1310万円、合計431億6328万2000円を計上しており、県全体の5.0%となっております。前年度と比較しますと57億4268万7000円、15.3%の増加となっております。

3ページをお願いいたします。

保健医療部、歳入予算の主な内容について御説明いたします。

欄外左側に行番号を振っておりますので、行番号に沿って御説明をいたします。

1行目(款)使用料及び手数料2億5142万1000円につきましては、2行目の節別内訳にあります(節)精神保健福祉センター使用料及び4行目、(節)と畜検査料に伴う証紙収入などを計上しており、前年度と比較しますと1571万6000円、5.9%の減少となっております。これは主に食品衛生法の改正に伴う許可業種の再編、営業範囲の拡大等による許可申請見込件数の減に伴う証紙収入の減少などによるものであります。

5行目の(款)国庫支出金375億412万4000円につきましては、前年度と比較しますと25億9476万8000円、7.4%の増加となっております。これは主に6行目の(項)国庫負担金について、新型コロナウイルス感染症患者のための入院医療費や検査体制確保に要する経費の増加などによるものでございます。

次に、9行目、(款)財産収入562万3000円につきましては、前年度と比較しますと15万4000円、2.7%の減少となっております。これは主に保健所における自動販売機設置に係る建物貸付料などの減少によるものでございます。

次に、11行目、(款)繰入金19億7234万7000円につきましては、沖縄県北部地域及び離島等緊急医師確保対策基金繰入金、地域医療介護総合確保基金繰入金を計上しており、前年度と比較しますと2億2137万1000円、12.6%の増加となっております。これは主に基金充当事業である北部基幹病院整備推進事業の増額などによるものでございます。

次に、13行目、(款)諸収入31億1666万7000円につきましては、14行目の(節)県立病院貸付金元利収入及び17行目(節)雑入などを計上しております。前年度と比較しますと26億6301万8000円、587.0%の増加となっております。これは主に那覇市所管高齢

者施設等のPCR検査実施に係る受託事業収入、令和2、3年度新型コロナ受入病床確保に係る各医療機関の自主点検により判明した算定誤りに伴う国庫返還見込額などの増加によるものでございます。

次に18行目(款)県債3億1310万円につきましては、(節)保健所施設整備事業及び(節)公共施設等適正管理推進事業などを計上しており、前年度と比較しますと2億7940万円、829.1%の増加となっております。これは主に、県立看護大学施設の老朽化に伴う施設改修費、南部保健・福祉合同庁舎第2駐車場の擁壁改修費などの増額によるものでございます。

続いて、4ページを御覧ください。

県全体及び保健医療部の歳出予算を款ごとに示してございます。

令和5年度一般会計歳出予算は表の一番下、県全体の合計は8613億9500万円、そのうち保健医療部の令和5年度一般会計歳出予算額は、枠で囲った部分、3の民生費が339億4183万3000円、4の衛生費719億6897万8000円、10の教育費9億5897万7000円、合計1068億6978万8000円を計上しており、前年度と比較しますと103億6349万円、10.7%の増加となっております。

5ページを御覧ください。

歳出予算の主な内容について御説明いたします。

同様に、欄外左側に行番号がございまして、行番号に沿って御説明をいたします。

1行目、(款)民生費339億4183万3000円につきましては、前年度と比較しますと13億2588万1000円、4.1%の増加となっております。これは主に後期高齢者医療負担金等事業費における沖縄県後期高齢者医療広域連合や市町村に対する負担金の増額によるものでございます。

2行目、(項)社会福祉費において、右側の事項別内訳にありますとおり、後期高齢者医療負担金等事業費、国民健康保険指導費などを計上してあります。

次に、3行目、(款)衛生費719億6897万8000円につきましては、前年度と比較しますと88億2733万4000円、14.0%の増加となっております。これは主に7行目の(項)医薬費について、コロナ対策のための人員、医療提供体制の確保、ワクチン接種を促進するための救急医療対策費の増額などによるものでございます。

次に、9行目、(款)教育費9億5897万7000円につきましては、前年度と比較しますと2億1027万5000円、28.1%の増加となっております。これは主に県立看護大学施設の老朽化に伴う施設改修のための看



護大学施設等整備費の増額などによるものです。

続いて、6ページを御覧ください。

保健医療部所管の特別会計、国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算について御説明いたします。

表の下から2行目、国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算額1662億2521万9000円を計上しております。

続いて、7ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算を款ごとに示しております。

前年度と比較しますと73億5258万2000円、4.6%の増加となっております、これは主に歳入は国保事業費納付金の増額によるもの、歳出は保険給付費等交付金の増額によるものであります。

以上で、保健医療部所管の一般会計及び特別会計歳入歳出予算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○末松文信委員長 ありがとうございます。

保健医療部長の説明は終わりました。

次に、病院事業局長から病院事業局関係予算の概要の説明を求めます。

我那覇仁病院事業局長。

○我那覇仁病院事業局長 それでは続きまして、病院事業局所管の甲第21号議案の令和5年度沖縄県病院事業会計予算について御説明申し上げます。

令和5年度沖縄県病院事業会計の予算案の作成に当たりましては、病院事業の持続的な経営の健全化を目指す予算案の作成を行うこと等、3つの基本的な方針の下で、新型コロナウイルス感染症の対応に伴う影響を勘案しつつ、予算を編成しております。

それでは、議案の概要について御説明いたします。

57ページを御覧ください。

初めに、第2条の業務の予定量について、(1)の病床数は、6病院合計で2149床としております。また、(2)の年間患者延べ数は、同じく6病院合計で137万544人を見込んでおります。(4)の主要な建設改良事業は、ハイブリッド手術室、新設手術室増設工事となっております。

第3条の収益的収入及び支出について、病院事業収益は686億6773万4000円を予定しており、収益の内訳は、医業収益が542億8199万3000円、医業外収益が141億3045万9000円、特別利益が2億5528万2000円となっております。

続きまして、病院事業費用は725億8779万9000円を予定しており、費用の内訳は、医業費用が698億6174万1000円、医業外費用が8億4685万円、特別損失が17億

6920万8000円、予備費が1億1000万円となっております。

58ページに移りまして、第4条の資本的収入及び支出については、施設の整備と資産の購入などに係る予算で、資本的収入は66億6596万6000円を予定しており、収入の内訳は、企業債が43億9370万円、他会計負担金が22億3885万円、他会計補助金が1010万1000円、国庫補助金が1629万5000円、寄附金が702万円となっております。

次に、資本的支出は88億1535万8000円で、支出の内訳は、建設改良費が44億8791万9000円、企業債償還金が41億2743万3000円、他会計借入金償還金が2億3000円、無形固定資産、国庫補助金返還金、寄附金返還金がそれぞれ1000円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する21億4939万2000円は、損益勘定留保資金で補填することにしております。

第5条の企業債は、限度額を43億9370万円と定めております。

第6条の一時借入金は、限度額を60億円と定めております。

第7条の予定支出の各項の経費の金額の流用は、各項の間で流用できる場合について定めております。

59ページに移りまして、第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与と定めております。

第9条の他会計からの補助金は、9億6724万1000円を予定しております。

第10条のたな卸資産購入限度額は、薬品及び診療材料に係る購入限度額について、126億9294万8000円と定めております。

第11条の重要な資産の取得及び処分について、取得する資産は、器械備品で電子カルテシステム1件、ハイブリッド手術対応バイプレーンシステム1件、血管造影装置1件を予定しております。

以上で、甲第21号議案令和5年度沖縄県病院事業会計予算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○末松文信委員長 病院事業局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、予算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことといたします。

予算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する予算議案でありますので、十分御留意願います。

なお、総括質疑の提起の方法及びその取扱い等については、3月10日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する予算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ告げた上で、説明資料の当該ページを表示し、質疑を行うようお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思いますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、保健医療部に係る甲第1号議案及び甲第20号議案、病院事業局に係る甲第21号議案に対する質疑を行います。

照屋大河委員。

**○照屋大河委員** おはようございます。よろしくお願いたします。

まず、各病院長の皆さん来ていただいていると思いますが、新型コロナウイルスが発生して3年余りですかね、その対応、それから、併せて通常医療も含めて対応していただいていることに、心からの敬意を表したいと思います。

先週ですか、コロナ対策本部で対処方針も緩和の方向性で変更がありました。そして5月には、いよいよ政府が新型コロナウイルス感染法上の分類を5類に引き下げるところであります。改めて、コロナを経験し、そして何が必要かということで、昨年の委員会で比嘉京子委員から県立病院の委員長の皆さんに、そういう話を聞かせてくれということがありましたので、その議事録から少し質疑をさせていただきます。

去年の委員会ですが、コロナを経験し、今後の病院現場として何が必要かという点で、まず北部の久貝院長は、病院単独でやるということとはとても難しい、地域全体を巻き込んでやっていくことが大事ということを感じたと。そのためには、地域医療構想とか、一刻も早く進めていただきたいというふうにおっしゃっていて、中部病院の玉城先生ですが、県と市町村の連携強化とか、地域医療機関との非常時

の連携を話し合う仕組みをつくるということがありました。また県ごとの、地域全体でのBCPの策定と、病院間の協定を締結して、災害時のER救急の実践、何でも受け入れられる体制をつくるということで、これが大事じゃないかと言われていました。

それから、南部の和氣先生ですが、第5波と第6波のピーク時に災害事業継続計画、BCPを発動したと。一般診療の多くを中止して、コロナと救急医療、この2つに特化した診療を行ったと。

ただ、単独の病院でできることではなく、地域医療機関の協力があることで、地域でのBCPというものが今後必要になってくると考えるとおっしゃっていますが、この一年、各院長先生の言っていた地域医療構想の取組の状況というのを教えてください。

**○井上満男医療政策課長** お答えいたします。

地域医療構想は、高齢化の進展を見通し、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で継続して生活できるよう、必要な医療提供体制を整備することを目的に、平成29年、2017年の3月に策定しております。

この構想の目標年次が2025年なんですけれども、県はそちらに向けて、高度急性期、急性期、それから、回復期、慢性期、在宅医療まで、患者の状態に応じた切れ目のない医療提供体制を整備するため、現在、各種施策に取り組んでいるところです。

その中でも特に、本県では在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する回復期の機能というのが非常に不足しているということでございまして、急性期から回復期病床への転換、そういったものを促進したり、医療法の特例を活用しまして、中部と南部に回復期病床を459床、昨年度から今年度にかけて整備をし、配分したところでございます。

委員おっしゃったように、今後はコロナ禍でも課題となりました医療と介護の連携でありますとか、在宅医療の提供体制の整備に向けて、医療現場や関係団体等としっかりと連携協力し、重点的に施策を展開するなど、地域医療構想の実現に向けて取り組んでいく所存でございます。

以上です。

**○照屋大河委員** 石垣の病院の件もあって、現場の声を病院事業局が、あるいは保健医療部がしっかりと受け止められているのかというところが非常に気になります。

今おっしゃった構想においても、コロナを経験し、現場の最前線で頑張っていたいただいた皆さんが押しな

べておっしゃっていますので、そこも踏まえて、今のお話では介護とか、通常の地域医療構想のスケジュールのような受け止めがあったので、改めて大変な状況だった、コロナの状況だったということも加えてやっていただきたいというふうに思います。

部長も対策本部ですとこの間、先頭になって、中心になってやってこられたと思います。コロナが収束の方向にあるという今こそ、病院の声を、現場の声を反映してつくっていくということが重要だと思えますが、部長、答弁をお願いします。

**○糸数公保健医療部長** 今、課長のほうから説明をさせていただきました。

通常のと申しますか、これまでの地域医療構想の課題としては、例えば急性期で入院した高齢者が次に行く回復期、リハビリテーションのベッドが、やはりまだ足りないという大きな課題がありましたので、それは厚労省と調整して459床という数を新たに確保いたしました。

実際にコロナの現場で問題になったのは、高齢者が多くかかりましたが、施設でかかった方が一旦入院をする、そしてまた施設に戻るというふうな循環ができないと、どんどん病院のほうにたまっていくということがありました。施設、それから在宅を含めた場で治療ができるように、在宅で参加するドクター、そのほかのスタッフについても、必要性が非常に高まったところでございます。それについてはまた課題として、新たに在宅医療の体制を強化したり、新規事業を立ち上げたりして、コロナの経験を踏まえて、新たに高齢者社会の中でも対応できるように取り組んでいるところでございます。

**○照屋大河委員** じゃ、病院長に伺います。

中部病院の玉城先生にお願いしたいのですが、昨年のこの委員会で、地域構想の件もおっしゃっていましたが、中部病院という点からすればハード面、どうしても狭隘さがあって、今後コロナのような事態が発生したら、もう対応することができないんだ、厳しいんだというふうにおっしゃっていて、新たな建設計画の検討に入るべきだということもおっしゃっていますが、この1年間、その点の進捗等についてはいかがでしょうか。

玉城先生、お願いできますか。

**○玉城和光中部病院長** 今の委員の質問に関して、地域医療構想のことと絡めて話します。コロナで、いわゆる一般病床とか足りなくなっていて、救急を運用するということで非常に大変な状況になったというのはもう御存じのことだと思います。10年後とか、

そういうところを考えますと、コロナがいわゆる今の医療の脆弱な部分を見せていて、高齢化がすごく進んだちょうど10年後の姿を見せていると考えていいんじゃないかなと思います。

僕が今言っている10年後というのは、コロナとなくて、多くの高齢者によって、病院が逼迫するというのが常態化するということを言っています。

さらに、それに感染症とか、新たな新興感染症とか加わると、それ以上に病床が逼迫すると考えていて、そのために今の中中部病院がその機能、使命を果せるかということを見ると、恐らくこの手狭で、動線の確保も難しいという状況の中ではかなり厳しい。病院の使命を果たすために、この狭隘化した病床、病棟、病院自体を、全体的に機能できる構造に変えるために準備を進めてきたということでございます。

これでよろしいでしょうか。

**○照屋大河委員** ありがとうございます。

新しい病院の建設の検討というのは、病院側でできるものではないというふうに思いますが、病院事業局がこの点については受け止めて、今後一緒になって話合いをしていくということよろしいですか。

**○照屋陽一病院事業企画課長** お答えします。

病院事業局、本庁としましては、今年度、中部病院、保健医療部とも意見交換を行いながら、中部病院の建て替えの構想の策定に向けて動いているところでございます。

今年度は、次年度予定しております中部病院の構想検討委員会の立ち上げを予定していますけれども、そのための論点や必要な調査項目の整理を行っております。

具体的には次年度、構想委員会で各病院長や保健医療部長のほか、関係団体、外部有識者等の意見も伺いながら、構想の策定に取り組んでいくことと申しているところでございます。

以上でございます。

**○照屋大河委員** 局長、この中部病院の件は、昨年の予算特別委員会で、先ほど玉城先生がおっしゃっていますが、決算特別委員会でも玉城先生は同じように病院の件を言っていて、北部の病院が進められているが、それを待ってからというわけにはいかないんだと、そういう状態だと。先ほど言ったように、コロナの状況、あるいは高齢化の状況も含めて、急ぎ検討してほしいということをおっしゃっていましたが、改めて局長の見解を伺います。

**○我那覇仁病院事業局長** 今回のコロナの大流行、

令和3年度のデルタは非常に病原性の高い株でした。それから、去年はオミクロンと、非常に感染性が高い株で、やっぱり病院現場は非常に逼迫する状況だったと思います。特に、中部地域は重点医療機関が南部に比べて少ないと。そういう意味で、中部病院の負担が非常に大きかったと、そういうふうに思います。

中部病院は今、築22年ですか、2001年に建て、当時からスペースというか、非常に狭い状況で、その後、医療技量のサービスとか、診療の拡大もあって、さらに狭隘化した状況で、しかも感染症に対応したような病床ではないと。そういうことがありまして、今回、なるべく早い時期に中部病院の建て替えをしなくちゃいけないということで、中部病院と病院事業局の共通の課題として取り組んでいるということで、次年度、検討委員会を立ち上げてディスカッションしていくと、そういうふうな考えでございます。

以上です。

**○照屋大河委員** もう一つ、この地域医療と同じく、昨年この委員会で各院長がおっしゃっていたのは人材確保なんですね。特に宮古、八重山、周辺離島も含めて離島地域の医療を担う病院の先生方は、その点を強くおっしゃっていました。

名護のほうからも、コロナ関連予算で機器などは整備されたが、それを活用する人材が手薄だと。病院事業局の人材確保に対する取組、次年度に向けた状況などについて伺います。

**○井上満男医療政策課長** お答えいたします。

医師確保に関する経費の内容だったり、取組について回答させていただきます。

委員おっしゃったように、北部、宮古、八重山における医師数というのが少ないということで、そういった地域偏在があるということが課題だというふうに認識しております。

このため、これら地域に安定的に医師を確保し派遣する、そういったことを基本方針として、令和5年度の医師確保に要する経費として24事業、22億829万7000円を計上したところです。

具体的な内容といたしましては、自治医科大学への学生派遣や県立病院における専攻医の養成、それから、琉球大学医学部地域枠における医師の養成など、直接的な効果が出る事業としまして11事業、18億8772万5000円、それから、研修派遣ですとか指導医の招聘、それから、機器整備など、医師のスキルアップのために環境を整える、そういった間接的な効果

が出る事業としまして13事業、3億2057万2000円を計上したところでございます。

以上です。

**○照屋大河委員** そういった事業をしっかりと行うと同時に、やっぱり働く環境ですよ。宿泊所、離島での住居とか、そういう点については、これは病院事業局が見られるんですか。

**○與儀秀行病院事業経営課長** 病院事業局では離島の宿舎につきまして、今現在、八重山病院の宿舎の整備要望が上がっておりますので、そちらの整備に向けた取組を行っているところです。

具体的に申し上げますと、今年度中に何床、どのぐらいの面積が必要なのか、そういったものである程度の規模を確定して、それを踏まえて次年度、候補地等の選定を行っていくという形になっております。

**○照屋大河委員** 先ほど、確保に関する事業をしっかりとやっていくことと、そこで働く人たちの環境というんですかね、診療所、宿泊所も含めて、総合的にしっかりと取り組まれることが必要かなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

中部病院の玉城先生に伺います。

いよいよ5月からは、新型コロナウイルスが感染症法上5類に引き下げということを政府は決めています。この5類引下げによる医療現場の影響というものについては、どのようにお考えですか。

**○玉城和光中部病院長** お答えいたします。

5月8日から季節性インフルエンザと同じ5類相当に引き下げということになっておりますけれども、たとえ5類になっても、新型コロナという疾患の特性が変わるわけではありませぬので、例えば専門知識の不足や、あといろんな施設条件など、5類になり、直ちに全ての医療機関が新型コロナの診療を行えるようになるとは自分は考えておりません。

また、自宅療養や待機を要請する根拠がなくなるため、市中での感染拡大も十分に想定されますので、行政による病床確保、あと入院調整は引き続き必要であると考えております。

当然、こういう状況になってくると、県立病院への負担が増すことは容易に想像できますし、病院現場へのメリットはあまりないのではないのかなというふうに考えております。

本来見るべき、例えば一般救急の重症度の高い疾患患者への受入れの影響も当然出てくるかなという、そういう懸念もしております。

そのため、地域に1人でも多く新型コロナ患者を

診れる医師を増やす努力をすると同時に、施設や医師が出向いていく体制の構築も必要だと考えております。

行政や医師会とこれまで以上に連携し、機能分化を促進し、地域全体でコロナ患者、地域医療を守る体制の構築が急がれると考えております。

以上です。

**○照屋大河委員** 今、先生がおっしゃったように、5類の引下げによって、どの病院でも診られるようになるが、金銭的な優遇措置などがなくなり、結局は県立病院に集中してしまうのではないかというふうな指摘もあります。

離島も含めて、地域医療を守っていくということは重要ですので、改めて、今おっしゃられたような懸念も含めて、保健医療部、そして病院事業局は、この現場の声にしっかりと応えて、5類引下げ後の医療体制、あるいは冒頭申し上げた地域医療構想をしっかりと整えていくという取組をやっていただきたいと思うのですが、5類引下げ後の医療体制について保健医療部長、見解を伺います。

**○糸数公保健医療部長** 先週、国のほうから一定の方針が示されまして、これまでは重点医療機関等で入院をしていましたけれども、将来的には全ての医療機関で診れるような形で、確保病床の費用だったりとか、あるいは診療報酬等で少しずつそういうふうに広げていくという内容となりました。

当面は県のほうで移行計画、どうやって病床、医療、看護を広げていくとか、それ以外のことについても地域医療に関すること等の計画を策定することになりますので、病院事務局、そして現場の先生方の意見もしっかり取り入れて、混乱を来さないように、コロナを地域全体で診るようなことを県のほうで計画の中に落とし込んでいきたいと考えております。

**○照屋大河委員** 以上です。

ありがとうございました。

**○末松文信委員長** 照屋大河委員の質疑は終わりました。

次に、比嘉京子委員。

**○比嘉京子委員** おはようございます。

まず、保健医療部からお聞きしたいと思います。

新規事業として、感染症研究センターの事業費がついておりますけれども、多くの方々が本会議においても質疑をされました。この事業の内容と今後の展開についてお伺いしたいと思います。

**○平良勝也ワクチン・検査推進課長** お答えいたし

ます。

令和5年度から新規事業といたしまして、感染症研究センターが衛生環境研究所に設置されます。

本事業は、感染症研究センターでの感染症等の早期探知等の体制強化を目的とし、疫学調査、解析研究、それから、リスク評価といった疫学解析部門、遺伝子検査解析能力向上といった病原体解析部門を含む感染症対策の強化を図るとともに、公衆衛生人材の育成を行ってまいります。

今後の展開といたしましては、令和5年度から国立感染症研究所が本格的に運用を開始するFETP、実地疫学専門家養成コースの拠点研修制度を活用し、県内の公衆衛生人材の育成拠点として整備していきたいと考えております。

**○比嘉京子委員** ありがとうございます。

次ですけれども、今回立ち上げまして、このような感染症というのは、ある一定周期に繰り返し発生するというふうな見解もございますけれども、将来的に研究センターがどのようなところを目指しているのかという、目指すべき方向性と、そして、そこにどのような役割を担ってもらおうのかという点をお聞きしたいと思います。

**○平良勝也ワクチン・検査推進課長** お答えします。

将来的に目指すところといたしましては、感染症研究センターで公衆衛生人材の育成を継続的に実施して、県内外や国際的な関係機関と連携を強化して、沖縄県感染症ネットワークの構築を目指していきたいと考えております。

それから、新興感染症発生時における同研究センターの果たす役割というのも重要だというふうに考えておりまして、そういった新興感染症発生時に備えて情報収集能力の向上を図り、県内に侵入し得る感染症の疫学情報の解析、リスク評価を行い、情報の発信をしていくこととしております。

また、国立感染症研究所と連携し、病原体の検査体制を整え、アウトブレイク対応時には保健所が調査を支援することなどとしております。

**○比嘉京子委員** 設置場所ですけれども、どちらになるのでしょうか。

**○平良勝也ワクチン・検査推進課長** うるま市にあります沖縄県衛生環境研究所内に設置することになります。

**○比嘉京子委員** 将来的には、そちらでということを考えておられるのでしょうか。

**○平良勝也ワクチン・検査推進課長** 衛生環境研究所内に設置して、そこで継続してやっていくことに

なると思います。

○比嘉京子委員 ありがとうございます。

次に行きます。

どの事業ということではなくて、医師確保事業、先ほど大河委員からも質疑がありましたけれども、医師確保のための事業の総額について伺いたいと思います。

○井上満男医療政策課長 お答えします。

先ほどの答弁とちょっと重複してしまい恐縮ですが、医師確保に関する事業、総額ですが、主に離島、僻地の医療機関で勤務する医師を安定的に確保するための経費となっております。

令和5年度に関しましては、総額で24事業、22億829万7000円となっております。

その内容としましては、直接的な効果が出る事業が11事業、18億8772万5000円、それから、環境整備などの間接的な効果が出る事業が13事業、3億2057万2000円となっております。

以上です。

○比嘉京子委員 総額22億円ですね。これだけの事業をかけてそれでもなお、医師が確保できない現状というのが県立病院のほうにはありますけれども、そのことについて部のほうから課題等が感じられる点があったらお願いしたいと思います。

○井上満男医療政策課長 医師確保における課題ですが、大きく2つだと考えております。

1つは北部、あるいは宮古、八重山といった離島地域における医師の数ですね。そちらがやはり本島南部と比べると少ないといった地域偏在の問題。

それから、診療科につきましても、やはり離島、北部を中心としまして十分な医師が確保できていない診療科というものがございますので、こういった診療科偏在というようなものが課題であるというふうに認識しております。

○比嘉京子委員 次に、病院事業局に移りますが、今2つの課題ということが言われましたけれども、民間においては、そういう地域偏在であるとか、それから、民間病院が医師不足で診療科を閉鎖する、または休診するという事態は、私の知る限り、あまり聞いたことがない。県立病院でそういうことが起こり続けているということについて、関連して質問をしたいと思います。

今回の八重山病院の院長、副院長の辞任もそうでございますけれども、去年、私は集中的に地方公営企業法の全適について、かなり質問をしてきました。

今回の問題というものの大本を正せば、私の中で

はそこに行き着いております。そのため再度質問をさせていただきますけれども、去年の統括監の答弁で、病院事業局に知事の権限を移譲しているということの認識があったように思います。しかし、この権限とは何かとなると、なかなか十分な中身を感じられない答弁になっていきます。

そのことを含めて、やはり今こそ全適の経営の責任をしっかりと担うことと、組織体制の権限を移譲してもらうことと、職員の採用の権限、給与等も含めて全適の権限を担うという意味ですね。それが局の中にまずあるということと、もう一点、私が今回質問して明らかにしたいなと思っているのは、病院事業局長と各病院の院長の権限、このことが明確に見えない。

去年、中部病院のクラスター発生のときに記者会見を開く、開かないで、局との引っ張り合いの問題がありましたけれども、それが現場に委ねられていたら、そういうことは起こらなかったであろうというふうに思うのです。

ですから、まずは全適の権限の在り方、それから、もう一つは、やはり各病院長における権限、これをどうするかということを質疑をしたいなと思っております。

まず1番目に、病院事業局における、全部適用の認識についてお伺いしたいと思います。再度ですけれども簡潔にお願いしたいと思います。

○照屋陽一病院事業企画課長 お答えします。

まず、全部適用の前に、比較のために一部適用の話から簡潔にしたいと思います。

地方公営企業法の一部適用の場合には、知事の権限の下、地方公営企業法の財務に関する規則、規定のみが適用されます。

それが全部適用になりますと、病院事業管理者、具体的に言いますと病院事業局長が設置されまして、同法第8条の規定に基づき、予算の調整、議会への議案提出、決算の審査認定の付議、過料を科すことを除きまして、知事の権限が管理者に移譲されることとなります。

全部適用によりまして、内部組織の設置、定数内の職員配置、職員の任用等の人事、管理規程の制定など、病院経営に即した機動的、弾力的な事業運営が可能となっております。

以上でございます。

○比嘉京子委員 定数、または人数に関しての権限移譲はなされているのでしょうか。

○照屋陽一病院事業企画課長 お答えします。

病院事業管理者の事務について、地方公営企業法の逐条解説では、職員の任免、予算原案の作成、また管理規程の制定等のように、管理者の固有の権限に属する事務、または管理者が自ら執行することを明らかに予定している事務については委任することができないと。また、委任すべきではないものとされていることから、この考えの下、人事や給与等に関しまして、全体に係ることを統一的に扱う必要があること等に関しましては、病院事業局長の決裁事項としていただいております。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、比嘉委員から定数の権限は病院事業局長にあるか確認があった。)

○末松文信委員長 再開いたします。

照屋陽一病院事業企画課長。

○照屋陽一病院事業企画課長 定数に関しましては、この条例の範囲内において、局長のほうで決めるということになってございます。

○比嘉京子委員 条例とはどの条例でしょうか。

○照屋陽一病院事業企画課長 お答えします。

沖縄県職員定数条例でございます。

○比嘉京子委員 局が独自にこれだけ欲しいとなれば、ここの中に入れなければいけないのでしょうか。

局の中で、定数を見極めるということができている。これで独立しているのでしょうか。

○照屋陽一病院事業企画課長 定数を上回る部分に関しては、条例改正が必要になりますので、その部分については知事部が所管になりまして、そこと協議の上、制定するということになってございます。

○比嘉京子委員 独立した病院経営をするために、定数を広げたい、縮めたい、それから、ある種の職種を増やしたいという権限はどこが持つべきでしょうか。

○照屋陽一病院事業企画課長 お答えします。

先ほど少し答弁いたしましたけれども、人事や給与とか病院全体に関わること、統一的に取り扱う必要があるものについては、病院事業局長の決裁事項が適当だと考えております。

これは地方公営企業法の第8条で定められており、議会への議案の提出の中には条例定数等も含まれているので、法律によるところでの対応ということになってございます。

○比嘉京子委員 それは存じておりますけれども、皆さんが病院経営をするに当たって、これだけの人材が必要なんですというような人数であるとか、それから、職種であるとかというのを提案した場合に、

それが全面的に認められなければいけないわけですよ。

それが権限移譲というものだと思うのですが、いかがですか。

○照屋陽一病院事業企画課長 委員の御指摘につきまして、我々はその定数内において県立病院からの要望事項について、必要となる業務量を個別に精査して、必要性についての検討を行って判断しているところでございます。

○比嘉京子委員 ですから、その定数を自ら決める権限をお持ちですかと。

誰が決めるんですか、この定数は。知事ですか、局長ですか。

○照屋陽一病院事業企画課長 管理者であります病院事業局長であります。

○比嘉京子委員 これが実際に今行われているかどうか質疑をしたいと思います。

去年からたくさんの病院現場から人員の不足について話がありましたけれども、様々な提案について、局の中ではどのように議論されてきたのでしょうか。

○照屋陽一病院事業企画課長 令和5年度の医療体制強化を図るために、各病院から看護師とか薬剤師等の増員要望がありました。

その要望内容を精査するに当たり、各病院に赴いてヒアリング、現地調査を実施するとともに、随時担当部署と協議、調整を行っております。

○比嘉京子委員 時間がありませんので、では、1点だけ看護について聞きますけれど、令和5年度の看護師を何名増と予定しているのでしょうか。

○照屋陽一病院事業企画課長 看護師につきましては、全病院で4名追加予定でございます。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、比嘉委員から去年は産休・育休等で中部病院だけで30名増やしたのではないかと、との確認があった。)

○末松文信委員長 再開いたします。

津波幸代病院事業企画課看護企画監。

○津波幸代病院事業企画課看護企画監 令和5年度は、育休者に対するの補充として、正職員を80名程度配置することとしております。

現時点での算定では、まだ追いつかない状況ではあるのですが、5月に育休復帰者が約40名ほど戻ってくるというところもありますので、状況に応じて対応していきたいと思っております。

○比嘉京子委員 例年、推定できるであろう人数を4月時点で補充していないときに、いわゆるコロナ

が発生して、南部医療センターでしたか、84床マックスで休床にしたりしているわけですよ。これ、いないからです、看護師が。

これまでずっと何十名程度というのを続けてきているところに、コロナが二、三年続いているわけです。

どうぞ皆さん、今80名というのはとてもいいことだと思いますけれど、これが見合うかどうかということを、もう一度現場と話し合っていたきたいと思います。

では、次に進めたいと思います。

先ほど私、保健医療部に医師確保のために総額で幾らということで、22億円余りという答弁がありましたけれども、県立病院では、多くの確保できたはずの医師を確保できずに来た事例がたくさんあるのではないかと考えています。

各病院長にお聞きしたいと思いますが、外部からの人材を採りたいと思ったときに、見合ったポストや待遇が用意できないで見送る事例。それから、十分な設備等が整っていないために優秀な人材を流出させている事例。そういう事例がこれまでにありましたら、ぜひとも御発言をお願いしたいと思います。

**○久貝忠男北部病院長** 医師確保に関して北部病院の視点から述べさせていただきますが、北部病院は医師派遣推進事業とか、医師派遣補助事業とか、専門医派遣事業、いろいろ事業、たくさんのお金をつぎ込んでいただいているのですが、実際、来る先生方についてまず一つ言えることは、若い先生しか来ないんですよ、5年目とか。

指導医は当然、一緒にセットでお願いしますとか言っているのですが、なかなかそれが難しい、県外、県内問わず。定着もなかなかしないと。

たしか議会で局長が、約5年間で49名、医師が増えたとおっしゃったと思います。その増えた医師、どこへ行ったかということになるんですけど、北部は増えていない。

統計上あるんですけど、400から500床の病院のほう、ほとんど都市部のほうに吸収されていると。それでは駄目なんですね、増やしても意味がないと。北部にいる視点からしゃべっております。

だから、これ再三申し上げているんですけど、これは経営強化プランにもうたわれていますが、限られた医師を何とか基幹病院に集めて僻地、離島へ回してくれないかと。

これは当然本人の希望もあるわけですけど、言葉

は悪いですけど、半強制的に人事異動という手段として、今後は病院の最適化ということをやって、機能分化を進めると。

増えた医師が地方に配置されていないということで考えると、この辺を、先ほどの地域医療構想を考えながらやらないと、医師は増えてもトリクルダウンが起きないというふうに考えます。

よって、いろんな事業がされてはいますけど、恩恵を被っているのは北部ではないということです。

以上です。

**○比嘉京子委員** 先生、病院独自でこの方採りたいなど、またその人の意向もあつたにもかかわらず、例えば正規でなかったとか、定数がなかったとか、そういうことでなかなか説得ができなかった事例等がありましたらという事例のお話、もし伺えたらお願いします。

**○久貝忠男北部病院長** 医師に関しては、身分的な、給与とかに関しては、特に今まで不自由を感じたことはありません。

しかし、1点、今年度ですけど、救急救命士、これをタスク・シフトで各病院に配置したいということ、たしか最初の発案者は中部病院長だったと思いますが、いいことだということで、実際そういうことが行われましたが、身分は会計年度です。これについては、先ほど議論が上がったいわゆる院長権限でできるんですね、採用が。しかし、問題は、事務員相当なんですよ。

救急救命士というのは、すごいタスク・シフトでどんどん仕事がフル回転——例えば簡単に言いますと、救急車に乗って搬送できるんですけど、事務員という身分だと搬送できない。院内で救急室から病棟に運ぶときも、救急救命士がいると、看護師さんがほかの仕事ができると。身分についてはこの辺をしつかり本来の役職でつけたほうが私はいいいのかなと。

今年度、その辺が本来の職種になるようなことは聞いておりますが、ある程度医師以外にも、雇おうと思ったときに、こういうことがなかなかハードルになっているということです。

**○玉城和光中部病院長** よろしく申し上げます。

まず、比嘉委員からの例を挙げてくださいということに関して、当院の状況を述べさせていただきます。

例えば、医療や教育の質のために外部人材の雇用を検討する際、現在の給与形態で見合ったポストや待遇を用意できず見送るといのが実際起こっております。



1つは病理ですね。琉大の教授を経験された方とか、ほかの大学での経験があって、沖縄の病理のことに詳しい方を入れようとした場合に、それができなかったというのがあります。

あと、十分な設備投資ができてなくて、優秀な人材が流出していくということに関して、これも実際に起こっております。例えばハイブリッドとか、そういう技術の習得に関しては、研修修了者を本土のほうに送っているわけですが、この人たちに戻ってきて、もう一回教育をしてほしいという、設備がないために戻ってこないとか、他施設へ行くとか、そういうことが実際に起こっております。

研修医に関してもそうなんです。当然、自分たちはちゃんと離島の義務を果たすというか、離島を守れる医師を育てるという形で、離島を修了して、ある程度専門性を高めたいとなったときに、本当は中部病院にも戻ってきてほしいところなんですけれども、中部病院には設備がないということで、そのまま本土のほうへ流れていくということが実際に起こっております。

こういう状況ですと、中部病院では求められる医療というか、中部病院の果たすべき使命が幾つかありますけれども、そういう使命を担うことは、やっぱりこういう状況では困難になりつつあるかなと今思っております。

比嘉委員の医師確保の課題についてという質問で、医師に限らず、医療従事者の人員不足は皆様承知のとおりだと思います。

人員不足の要因は幾つかあると思いますけれども、総じて業務環境の不備が考えられています。

これまで幾度となく問題提起をしてきてはいますが、先ほどから出ている全部適用の在り方に、やはり自分も行き着くと感じています。

これまでの対応では、病院現場の問題解決へ一向に道筋が見えないと考えています。

常に訴えているハード面とか、ソフト面の課題、設備投資や人材登用、採用といった、いわゆるヒト・モノ・カネの権限について、病院長の裁量がなくて全部適用のメリットが十分に活かされていない状態が当初より続いています。

ですので、今こうやってできていない状況を幾つか挙げましたが、できないではなくて、どうしたらできるかを病院事業局と一緒に協議していきたいと日々考えています。

そのために、ぜひとも全部適用の在り方とか、解釈等について、事業局、病院、あるいは外部委員の

先生方、専門家の方を含めて継続した議論をしていく。僕は、特別な審議体がぜひとも必要じゃないかなと。こういう委員会ではなくて、これを継続して審議する審議体の設置をしていただきたいと、ぜひともお願いしたいと思っています。

長らく問題視された解決に向かっていない現状から、この問題に特化した議論の場がぜひとも必要だと考えていることから、言っているわけでございます。

変貌していく社会や医療業界に対応していくために、一丸となって、必要な改革や変革を模索していくためにも、そういう審議体をぜひとも設置してほしいと思っています次第でございます。

以上です。

**○和氣亨南部医療センター・こども医療センター院長** 南部医療センターでは、平成30年から今日まで5年間の間に、医師については23人の増員を行っております。現在160人の医師がおります。

診療科によって足りている診療科もありますし、一方では不足している診療科も実はありまして、全体の数としての160人というのは定数で決まっていますが、特に足りない診療科については、いつでも応募があればすぐに採用したいので、その定数をほかの診療科に貸すということではできません。

一方で、定数枠を超えて医師が欲しいというときにどうするかというと、定数の再配置ということを利用して、ほかの職種で採用されずに余分になっている定数を借りてきて、単年度、今年1年間だけお借りして採用するというような、苦肉の策ですが、定数再配置という制度を利用して、今の160人の医師を確保しています。

令和4年度は、定数再配置によって7人の医師を確保しているところです。

それで、160人の医師が十分足りているかというと、そういうわけではなく、特に若い医師を集めたいと思っていて、そのための一つの方策として我々は、昨年この議会でも病院の課題として挙げましたが、ハイブリッド手術室ですね。こういった先端医療に取り組むことで、そこで自分の腕を振りたい、活躍したいという若い医師たちを集めることができると考えています。

令和5年度の予算の中には、そのハイブリッド手術室の新設というのを組み込ませていただきました。

私どもは以上です。

**○岸本信三宮古病院長** まずは比嘉委員のほうから、医師を逃していると思っているようなことがないか

というような御質問だったかと思えますけれども、時にありますということですね。

例えばですけど、今現在進行中なのですが、ある本土の大学のほうから、新年度4年生になる専攻医を送りたいというようなことだったんですけれども、当院のホームページでは専攻医5年生からの大体の想定される給与額を提示しています。大体1500万円ぐらいになるだろうということ。そうすると、そのつもりでいらっしゃるということでありましたけれども、実際に事務長がこの辺の細かいことを説明してあげるのですが、そうすると、会計年度で採用になりますと、この半額、六、七百万円ぐらいですね、そのぐらいになると。いや、ちょっと待つてよという話になりまして、それでいろいろと調整していただいて、臨任相当にさせていただいて額を確保するというで来ていただけるような形になりました。令和5年度ですね。

今申し上げたのは、やはり身分が非常に大きくて、5年生の専攻医になると、大体臨任扱いで給与が今申し上げた額に上がりますけれども、3年、4年の専攻医は会計年度の扱いなので600万円、700万円ぐらいです。

普通に考えると、例えば本土のほうから、そのぐらいの学年の先生方を宮古島のような離島にお呼びするのに、この額で大丈夫かと。しかも、旅費とか出ませんので、こういう扱いでは医師を逃がしてしまうということは必然ですよ。

ということなので、今後、こういうふうな3年生、4年生などについて、会計年度の扱いを、例えば臨任扱いにできないかということですね。そういうことも検討していただきたいと思えます。

それから、もう何年前でしょうか、伊良部大橋ができて、宮古島は一気に観光の島になって、非常に住宅事情が厳しくなっております。

アパートを借りるのが高額になっています。しかも、なかなかないということなので、ぜひもう少し病院の宿舎等をもっと借りやすくするような、借り上げとか、そういうことを検討するべきだろうというふうに考えております。

以上です。

**○篠崎裕子八重山病院長** 当院は、医師と、あと歯科医師の定数が53あります。それに関して、欠員が今2名生じております。その1名が眼科医の1名、それと精神科の1名となって、2名の欠員が出ている状況です。

今後、2024年度から始まる医師の働き方改革にお

いて、960時間以上の時間外を超えている医師に関して、やはり人数がいないと、それに対しての分散した時間外が見込めないで、本当でしたらそういうふうな定数も今後つけていただきたい。医師が来たときに、速やかにその医師を採用できるような形を本当は取っていただけたらと思えます。

医師の採用は大体4月じゃなくて、前職の病院との調整とかがありまして、中途の6月、7月とかに採用することも多いので、やはり病院が定数がある程度持っていれば、柔軟にいつでも採用にこぎ着けられるような形が取れて医師の確保ができるかと思っておりますので、ぜひとも病院の采配でできる定数というのを、ある程度、最初に与えてもらえて医師の確保をさせていただければと思っております。

以上です。

**○屋良一夫精和病院長** よろしくお願ひします。

当院は単科の精神病院なんですけれども、当院の現状を申し上げますと、医師は現在1人、欠員がいます。

構成なんですけれども、60代の医師が1名で、50代の医師が4名、40代が3名で、30代、ぎりぎり39歳が1名、こういう構成になっていて、20代はもちろんいません。30代前半もいません。こういう高齢化した、うちの医師の構成になっているんですね。

それで、若い先生は専攻医とか、もちろん回ってくるんですけれども、やっぱり中堅の医師がいないというところに非常に困っていて、うちの病院ができてからもう37年ということで、非常に古めかしい病院なんですけれども、一旦、若い先生に来てもらっても、民間病院とか、施設が充実しているところに移ってしまうということがあって、全然世代交代ができていないという事情があります。

先ほどから出ている会計年度の任用では、医師で来る人はいないですし、八重山の篠崎院長からも話が出ていましたけれども、八重山の精神科も1名欠員ということで、本来であれば、うちの病院に複数の医者がいて、八重山のほうに送るという形にするのがベストだと思うんです。またその努力もしているんですけれども、とても今そういう状況にはない。たまに民間から公的な医療に興味があるというか、やりがいがあるという方が来られても継続して世代交代で循環させるような、そういう形にはとてもなり切れておりません。そこを改善しないと、うちの病院だけでなく、離島の病院のことも解決できないということで、会計年度とかじゃなくて、やっぱり医師の定数は本当に増やす方向でお願いしたいとこ

ろであります。

精和病院からは、以上です。

○比嘉京子委員 先ほど全適について、定数は局が決定するという答弁がありましたけれども、今の各病院の現状を受けて、局長としてはどのように考えておられるのでしょうか。

○我那覇仁病院事業局長 基本的には、医師の定数は大枠でその数があるというふうに理解しています。

その定数の範囲で、各県立病院からこういった医師が欲しいというような場合には柔軟に対応して、なるべく採用する方向で検討しているようなところでございます。

変形労働時間制で156人というのをつくったんですけど、当直とかできる科だったら採用はできるんですが、なかなかそういう方、十分な人がいないと。

それから、1つは、やっぱり科の地域偏在というのは、かなり大きいファクターだと思います。特に、北部の脳外科、あるいは中部や、それから、八重山病院の眼科、ここですね。それから、最近では泌尿器科も非常にそういう方々が少ないと。

県立病院の経営強化ガイドライン計画、総務省が出した経営強化ガイドラインとありますけれど、やはり中部とかセンターに人を集めて、そこから離島、僻地に人を送ると。そういうことをこれからはやっていかなくちやいけない。一部はそういうところをやっていますけど、なかなかそれだけ人が集まるような今の状況ではないというのがございます。

それから、残念に思うのは、せっかく医師が各研修に行っても辞めていく人がいる。これは非常にもったいないことで、ここら辺はやっぱり、もう少しいろいろ話合いで残ってもらうとか、そういうことも必要ではないかと考えます。

医師を採用する場合に、当直とかのことになれば156という定数を使えるんですけど、そうでない場合の確保に関しては、別枠で定数を増やさないとできないのではないかと、そういうふうに考えています。

○比嘉京子委員 聞いていることに対して答弁をお願いします。

今、例えば南部医療センター・こども医療センターでは定数がないので、単年度で、しかも定数再配置というんですか、そういう苦肉の策でやるとか、そういう現状の医療現場に見合っていない定数を局長として変えるべきではないですか。

○我那覇仁病院事業局長 その場合は、やっぱり定数を増やさないと難しいと思います。

現在、どういうふう採用するかというと、スクラップアンドビルド、そういう格好で今やっていて、再配置ですね。そういうことですけれども、それでもスクラップをするスペースがだんだん少なくなっている。

それが現状ですので、やっぱり増やさないといけない。今後はそういったことが必要になってくると思います。

○比嘉京子委員 その権限は局長におありなんですよ。それをどうして履行されないのですか。

○照屋陽一病院事業企画課長 お答えします。

先ほど南部医療センターのほうからも、ハイブリッド手術の運用開始等のお話がありました。

こういった新たな業務の増加とかが予定されているところから、令和5年度は定数条例の改正も含めまして、各病院と調整していきたいと考えているところでございます。

○比嘉京子委員 これまでにこれだけ苦肉の策を現場でもやり続けているという現状を御理解の上、今日まで定数条例について御自分ができる権限を履行しなかったということが、私は非常に問題ではないのかなというふうに思っています。

最後に、先ほど中部病院の院長から、やっぱり全適について専門家も含めて、関係有識者も入れて、ぜひとも委員会を立ち上げたほうがいいのではないかなというような御意見がありましたけど、その意見について見解を伺いたいと思います。

○玉城洋病院事業統括監 先ほど来、御説明しておりますが、病院事業局長の権限のうち、各病院長のほうに移譲をしたほうが効率的なものについてはやっております。

それ以外の局長の固有の権限、職員の任用とか給与の基準、全体に関わることとか、統一的な扱いをしないといけないものなど、相互調整が必要なものについては、移譲するというのはちょっと厳しいということで、局長の権限としているところでございます。この全適に関する在り方の検討とか、そういう御意見もあるんですけども、病院事業局では毎月定例の病院長会議というのを開催しております、そこで各病院の要望とか、いろいろな意見についてはお話を聞いて、議論、意見交換をしているところでございます。

今後も病院のほうとしっかりと意見交換を行いながら、丁寧に対応していきたいと思います。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、比嘉委員から病院の全部適用に

ついて沖縄県のあるべき形を議論する場の設置について確認があった。)

○末松文信委員長 再開いたします。

我那覇仁病院事業局長。

○我那覇仁病院事業局長 地方公営企業法で沖縄県は全適であり、そういう体制に運営形態はなっているところがございます。

全適には、できることと、それから、できないこともあると思います。そういった意味では、意見交換をしながら、各県立病院がどういうふうになればいいのか、そういったことも考えていきたいと思えます。

以上です。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、比嘉委員から、再度、全部適用に係る議論の場について確認があった。)

○末松文信委員長 再開いたします。

我那覇仁病院事業局長。

○我那覇仁病院事業局長 その意見、全適に関するいろいろな意見交換について、それも含めて皆さんと行っていききたいと思えます。

○比嘉京子委員 お願いします。

全適をやってもう十六、七年たっていますけれども、今、本当に医療現場も大きく変わっていると思うんです。ぜひとも沖縄県にふさわしい病院事業の在り方を検討していただきたいと思えます。

以上です。

○末松文信委員長 比嘉京子委員の質疑は終わりました。

次に、玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 よろしく願いいたします。

コロナの感染拡大の中で、本当に奮闘してこられた各病院、県立病院の皆さん方に、心から感謝と敬意を申し上げたいというふうに思えます。

先ほどから医師や看護師、コメディカルの人材確保の問題が出ておりますけれども、私も当初から各県立病院での人材確保の問題、これが非常に重要だということを感じて質問をさせていただきました。医療現場の大きな課題になっているというふうに思えます。

今、各病院長から、いろんな課題についてお話を聞かせていただきましたけれども、しっかり県民の命を守るということからすると、一刻も猶予できない事態だと思います。今の話を聞いても、病院事業局と病院長側との話し合い、意思の疎通、これがまだ不十分じゃないかと私も思えます。

各県立病院の実態を把握をして、そしてその課題が何なのかということをつかんで、ちゃんと対応できるようにしっかりやっていかなきゃいけないんじゃないかと、やり取りを聞いていても非常に感じました。

ですから、病院事業局が今後、医師や看護師やコメディカルの確保の問題についての対応が必要になっていると思うのですが、いかがでしょうか。

○照屋陽一病院事業企画課長 お答えします。

まず、委員お話がありました医師確保についてなんですけれども、県立病院の指導医及び専門医研修で育成した医師を離島に配置することで安定的な医師確保を図ることとしております。

また、県内外の大学病院への医師派遣要請、地域枠医師の配置、就業希望医師への視察ツアーの実施等により、勤務医の確保に取り組んでいるところでございます。

また、看護師及び薬剤師につきましては、病院事業局及び各病院ホームページやハローワーク等を活用して人材確保に取り組んでいるほか、県内外で開催される就職説明会等で沖縄県の県立病院の魅力を発信し、人材確保につなげているというところでございます。

以上でございます。

○玉城ノブ子委員 各県立病院の病院長の皆さん方からも、具体的に病院事業局、各県立病院が抱えている問題について課題の提起がございましたので、それについて県が把握して、話し合いをしっかりとやって、そこに対応できるような、具体的、計画的な支援が必要になってくると思えます。そこら辺の対応は、局長、しっかりこれからやっていくということで進めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○我那覇仁病院事業局長 やはり人材確保、医師、それから、看護師、コメディカル、とても重要な課題でございます。

現場の意見を聞きながら、解決策について意見交換をしていきたいと、そういうふうに思えます。

○玉城ノブ子委員 ぜひ具体的、前向きな対応ができるように進めていただきたいと思えます。

これについては、これで終わります。

あと資料3-4の9ページの在宅医療の推進に要する経費というのが新規で2事業も含めて入っています。医療・介護連携、訪問看護総合支援センター設置など各4事業とございますけれども、これについてちょっと御説明お願いできないでしょうか。

○井上満男医療政策課長 お答えいたします。

在宅医療の推進に要する経費としまして、令和5年度当初予算に4事業、合計4959万9000円を計上しております。

それぞれ在宅医療を支援する事業でありますとか、それから、歯科医師会と連携しました歯科医療の従事者の技術を向上することを目的とした研修等に要する費用を補助する事業でありますとか、それから、訪問看護支援事業として、離島、僻地の訪問看護事業者に対する研修の受講など、そういった訪問看護師の育成、定着を図るための必要な経費を補助する事業など、各種事業に取り組んでいるところでございます。

それから、令和5年度から新たな事業としまして、沖縄県訪問看護総合支援センターを設置しまして、訪問看護に関するコールセンターや訪問看護師の確保、あるいは質向上のための研修会を実施すること、それから、在宅歯科診療の提供体制を構築するために、歯科医療関係者に限らず、介護福祉施設の関係者など、多職種連携を図るための事業、そういったものなどを実施していく予定としております。

以上です。

○玉城ノブ子委員 この事業は、今から大変重要視されていくと思います。これまでもそうなんですけれども、在宅に対する医療、訪問看護だとか、そういうものが今まで十分じゃなかったんじゃないかと思うんですね。ぜひ積極的に拡充し、進めていただきたいと思います。

あと、新型コロナウイルス受入病床確保の問題なんですけれども、新型コロナウイルス感染症患者受入れのための医療機関が空床となった病床に対する支援は、具体的にどうなっていますでしょうか。

○國吉聡感染症医療確保課長 お答えします。

受入病床確保事業につきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用して、コロナ患者を受け入れるため空床になった病床に対して病床確保料を補助する事業となっております。

令和4年度の予算の執行につきましては、今年の2月末時点ですが、2月補正後の266億2084万2000円に対して、交付決定額は242億3277万9000円、執行率は91.0%となっております。

以上です。

○玉城ノブ子委員 コロナ対応交付金や病床確保助成金は、県がやっぱり柔軟に使えるように改善をして、発熱患者の受入れについて多くの医療機関が使えるように、そこは国に求めていくべきだと思いま

すけれども、これはどうなっていますでしょうか。

○國吉聡感染症医療確保課長 お答えします。

令和5年5月8日から5類感染症に位置づけを変更することが決定されておまして、今現在行っている診療・検査医療機関であるとか、重点医療機関による対応から、広く一般的な医療機関による対応へと移行に向けた各処置の段階的な見直しについて、国のほうから先週3月10日に大きな方針が示されたところでございます。

このうち病床確保料につきましては、補助単価等の見直しはありますが、全病院で対応することを目指して、9月末までを目途に継続することが示されております。

その他の交付金につきましては、県のほうで、その目的であるとか、役割等を精査して、幅広い医療機関でコロナ患者が受診できる医療体制を構築していきたいと考えております。

より柔軟に使えるよう国に求めていくべきではないかということなんですけれども、県はこれまで知事会などを通じて、医療機関の感染防御対策に対する支援であるとか、診療報酬の加算、それから、病床確保の継続というところを要望してきたところで

す。今回、3月10日に示された方針でも、一定程度反映されたものと考えていますが、引き続き幅広い医療機関でコロナ患者が受診できる医療提供体制の構築ができるよう、全国知事会を通じて国に要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○玉城ノブ子委員 5類に感染症が引き下げられたときに、やっぱり病院、各それぞれの医療機関の厳しい状況はまだまだ続いていくんじゃないかと思うんですね。

ですから、そういう状況の中で、これまでの医療交付金だとか、病床確保助成金等がなくなってしまうということになると、医療機関にとっては大変厳しい状況になっていきますので、ぜひ引き続き発熱患者の受入れを医療機関が行えるように、引き続き国に対しても強力を求めていただきたいというふうに思います。

あと、コロナ感染症自宅療養者の支援事業について伺いますけれども、今、コロナウイルス感染症自宅療養者数というのは、具体的にはどうなっているのでしょうか。

○國吉聡感染症医療確保課長 お答えします。

自宅療養者支援事業についてでございますが、コ

コロナの自宅療養者に対しては、現在、電話等による日々の健康観察、それから、体調悪化時における健康相談、そして配食支援、パルスオキシメーターの貸与などのほか、体調等に応じて訪問看護、入院、受診調整を行うなど、早めに必要な医療につなげられるよう努めているところです。

現時点、3月6日時点の自宅療養者数は約450人となっております。

**○玉城ノブ子委員** 今、自宅療養者への支援が非常に大事ではないかなと思っているんです。

特に、独り暮らしの高齢者の皆さん方から、そういった不安の声が上がってきておりますので、そういう点で具体的な自宅療養者に対する支援を強化していくということが必要なんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○國吉聡感染症医療確保課長** お答えします。

現在自宅療養者については、65歳以上とか、高齢者のハイリスク者に対して、直接の電話相談というのをやっております。

今後、5月に5類感染症に位置づけが変更された後は、患者等の外出自粛要請がなくなるため、健康観察であるとか、配食支援というのは終了する予定になっておりますが、発熱コールセンターなどは一定期間継続して、県民からの相談に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

**○玉城ノブ子委員** 5類に引き下げられるとなると、具体的にコロナ感染症患者に対する体制がどうなっていくかということの不安がやっぱり県民の間にはあります。引き下げられたことによって、具体的な支援が受けられないということにならないように、そこに対してしっかりとした対応ができることが必要なんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○國吉聡感染症医療確保課長** お答えします。

今後、昨日示された国の大きな方針を踏まえて、県のほうで5類をどういうふうな体制でやっていくかということを詰めていくこととなりますが、その際には専門家の御意見であるとか、医療現場の意見のほうも確認していきながら検討していきたいと考えております。

以上です。

**○玉城ノブ子委員** あと、保健所の体制については、具体的にはどのように対応が進んでいくのでしょうか。

保健所が対応してきていた課題について、今後も引き続きコロナ患者に対してしっかりとできるよ

うな体制になっているのかどうか。

**○城間敦感染症総務課長** お答えします。

令和4年度におきましても、保健所業務が大変逼迫したということで、保健所との体制強化が求められていたところでありまして、保健師の増員、それから、会計年度職員等の増員、それから、委託等による事務職員の派遣等、そういったことを通じて保健所の体制を強化してきたところでございます。

令和5年度もこの事業は、少なくとも5月8日まで同じようにやるということになっておりますので、今のところ体制としては継続して新型コロナウイルスの業務に対応していくということになってございます。

以上でございます。

**○玉城ノブ子委員** ぜひこれについても、保健所が果たしている役割というのは非常に大きいので、5類移行以後も保健所の体制はしっかりと強化して、コロナの感染に対応することができるように、ぜひそこを拡充していただきたいということを申し上げたいというふうに思います。

あと、時間が少しありますので、新規で歯科口腔保健支援センターに関する経費というのが出ておりますけれども、そちらの中身について聞かせていただければと思います。

**○崎原美奈子健康長寿課長** お答えします。

歯と口腔の健康は全身の健康にも関連することから、健康長寿沖縄の復活を目指す上で、歯科口腔保健に関する正しい知識の普及や県民自らが主体的に歯科疾患の予防に努めることが重要であると考えております。

そこで沖縄県では、沖縄県歯科口腔保健推進計画に基づき、歯科口腔保健の施策を推進しており、12歳児の虫歯有病者率が全国ワーストと、あと歯科口腔の状況は全国でも下位に位置している状況で、対策の強化が必要だと考えております。

そこで、沖縄県の実情に応じた歯科口腔保健施策を推進するため、次年度、口腔保健支援センターのほうを設置し、運営を行うこととしております。

事業の内容としましては、歯科口腔保健に関する総合窓口であったり、あと歯科口腔保健の推進に関する人材育成、あと歯科口腔保健の普及啓発等、そういった事業のほうを実施する予定としております。

以上です。

**○玉城ノブ子委員** 非常に大事な取組にこれからなっていくと思いますので、ぜひこれについても、皆さん方がしっかりと対応することができるように、前向きに進めていただきたいということを申し上げ

て終わります。

○末松文信委員長 それでは、玉城ノブ子委員の質疑は終わります。

休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時25分再開

○末松文信委員長 再開いたします。

午前中に引き続き、質疑を行います。

瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 コロナ感染が落ち着いているとはいえ、この間の感染対策で果たした皆さんの努力を本当に感謝申し上げます。

同時に、今、落ち着いているからこそ、教訓として今後に備えるという対策について、新年度予算でできますよう期待して質問します。

まず1点目は、部局別の資料3-4の9ページ、10ページにまたがります。

まず、県内国公立大学薬学部設置推進事業に係る、この間の調査検討の結果、学部設置に至る予算等々の見込み、あるいはいつ頃にできそうかというふうな見込みもお願いします。

○池間博則衛生薬務課薬務専門監 お答えします。

県では、薬剤師不足解消のため、県内国公立大学薬学部設置に向けた取組を推進しております。

具体的には、令和2年度から3年度にかけて実施した調査では、今後も県内の薬剤師の需要量が供給量を上回る状況で推移することや、アンケート調査などの結果から薬学部設置の必要性が高いことが確認されております。

令和4年度は、有識者、大学関係者などで構成された協議会やシンポジウムを開催し、令和10年4月までの開学を目指すためのロードマップを示したところです。

令和5年度は、引き続き薬剤師確保対策事業などを実施するとともに、有識者を含めた協議会、県民の機運醸成を図るシンポジウムを開催する予定です。

薬学部設置に係る予算については、県有地を活用したと仮定した場合、建設費68億円、設備費15億円の計83億円を見込んでいます。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 県内の薬剤師の状況、そして薬剤師確保のための事業について伺います。

○池間博則衛生薬務課薬務専門監 お答えします。

沖縄県の人口10万人当たりの薬剤師数は全国最下位であり、令和2年度から3年度にかけて実施した調査では、今後も県内の薬剤師の需要量が供給量を

上回る状況で推移することが確認されています。

県は、薬剤師確保に関する事業として薬剤師確保対策事業及び薬剤師確保対策モデル事業を実施しております。

具体的には、薬剤師確保対策事業では、県内出身者が多く在籍する薬科大学で就職説明会を実施しており、薬剤師確保対策モデル事業では、県内での就業条件として奨学金返還の一部を補助しております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 次に移ります。

在宅医療の推進については、先ほど質疑ありましたので取り下げます。

次の母子保健の充実に関して、こども医療費助成事業について、今、中学校卒業までが始まって大変喜ばれているわけですが、この事業について予算上、現年度と比較してどうなるのかという見込みについて、まず伺います。

○古市実哉保健医療総務課長 現年度予算との比較についてお答えします。

令和5年度予算は27億2164万8000円で、令和4年度予算22億7488万8000円に比べまして、4億4676万円の増額となっております。

○瀬長美佐雄委員 この事業については全国で広く行われていて、そもそも国の制度としてやるべきだと思いますし、さらにペナルティーが発生するという点でも、このペナルティー自体を廃止させるべきだと思いますが、どのような取組になるのか伺います。

○古市実哉保健医療総務課長 お答えします。

県としましては、子供の医療に関わる全国一律の制度の創設、そして、国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止、これにつきましては、これまでも全国知事会ですとか、全国衛生部長会を通して国に要請しているところでございます。引き続き国に要請してまいりたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員 あと実施に至っては、全国的には初診料とか、手数料とか、幾らかの定額を負担してもらおうというふうなことが大勢かなと思いますが、沖縄県は完全無料化しているという点で、全国状況とその決断に至ったことについて伺います。

○古市実哉保健医療総務課長 全国の状況ですけれども、市町村、政令指定都市で実施している状況は結構増えてきていると聞いていますけれども、まだ都道府県レベルではそれほどいっておりませんので、沖縄県としましては、今年度4月から中学校卒業まで、入院、通院ともに現物医療給付化したというこ

とは、非常に大きな成果だったと考えております。

これは子供の健全な育成、それから、子供の貧困対策、そういったものにも非常に有効だと考えているので、そういった点から拡大した効果というのは出ているのかなというふうにかけているところではあります。

**○瀬長美佐雄委員** ありがとうございます。

完全無料化は本当に全国からも注目されている先進的な取組だと評価したいと思います。

次に、先ほど質疑もありました感染症研究センターについてですが、伺いたいのは、全国的にこういった感染対策に対する研究センターが設置されていく傾向なのか、全国の流れとの関係で今回設置するのか、独自に強化するということなのかの確認です。

**○平良勝也ワクチン・検査推進課長** お答えします。

全国地方衛生研究所は全ての都道府県に設置されており、政令市、中核市等を含め、全国に77か所設置されております。

全国の地方衛生研究所における研究センターの設置状況については把握しておりませんが、F E T Pの拠点研修制度は、令和5年度から全国に先駆けて沖縄県と大阪府で運用が開始されます。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員** 次に移りますが、医療提供体制の構築の中で、入院待機施設設置に係る予算が計上されています。この現年度の執行状況、成果について伺います。

現年度との関係で予算上はどうか伺います。

**○國吉聡感染症医療確保課長** お答えします。

入院待機施設設置運営事業、この事業では医療逼迫時においても入院治療が必要なコロナ患者の入院調整が整うまでの間、一時的に受け入れて酸素を投与するなど、必要な医療を提供するとともに、一般の救急搬送への影響を最小限にとどめることを目的に、入院待機ステーションを運営しております。

令和4年度の予算の執行状況であります。今年度の2月末時点で予算現額10億7190万2000円に対し、契約済額が6億9382万7000円、執行率64.7%となっております。

このステーションの成果としましては、昨年4月から今年度の2月までの間に1495人の患者を受け入れており、自宅療養者急変時の対応であるとか、コロナ受入れ病院の負担軽減、それから、救急隊の現場待機時間の短縮に寄与し、医療提供体制の確保が図られたものと考えております。

令和5年度の当初予算につきましては、令和4年度の実績を参考に医師の配置であるとか、委託料の

積算を見直して6億8492万9000円、前年度と比較して3億1195万円の減となっております。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員** 次に移ります。

次は、クラスター対策で医療チーム等を派遣するという取組、この事業概要と現年度の執行状況や、果たした効果などについて伺います。

**○國吉聡感染症医療確保課長** お答えします。

新型コロナウイルス感染症医療チーム等派遣支援事業は、地域の医療提供体制を確保するため、県コロナ対策本部への医療コーディネーター等の配置や重点医療機関、クラスター発生施設等にDMA T、D P A T等の医療チームを派遣する内容となっております。

令和4年度の実績は、2月末時点で予算現額4億8777万円のうち、3億3993万円を執行し、派遣した延べ人数は、医師527人、看護師4781人、その他医療従事者311人となっております。

コロナ患者を受け入れる医療機関等への人的支援により、医療提供体制の維持、確保や施設内療養への支援に大きな効果があったものと考えております。

令和5年度当初予算につきましては、令和4年度の派遣実績を参考にするとともに、積算期間を3か月から6か月に増やしたことにより、3億3571万3000円、前年度と比較して2億4699万円の増となっております。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員** 続きまして、相談・検査体制の構築に入ります。

保健所体制強化支援事業について、先ほど若干質疑がありましたが、具体的に今年度、何名、どのように体制強化したのか、新年度は何名新たに増員、強化するのかという点でお願いします。

**○城間敦感染症総務課長** お答えします。

保健所の体制強化についてでございますが、令和4年度におきましては、県の保健所において、保健師12名、事務職7名を増員したほか、指定感染症支援員18名を配置しました。

また、外部委託等により1日当たり最大で看護師23名、事務員64名を派遣するなど、保健所の体制強化に取り組んできたところでございます。

令和5年につきましては、増員の人数は同じでございます。保健師12、事務職7、それから、指定感染症支援員18名を引き続き配置することとしております。

それから、外部委託につきましても、同じ人数を



確保できるよう委託料の所要額を計上させていただいているところでございます。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員** 通常業務も多岐にわたる保健所の中で、7波、8波という中でやっぱり通常業務が影響を受けたのかどうか、それに対応するだけの新たな人員体制強化につながっているか確認で伺いたいと思います。

**○城間敦感染症総務課長** お答えします。

先ほど答弁しましたとおり、令和4年度におきまして増員、あるいは委託で人員を確保して配置しておりまして、令和5年度も引き続き同様の体制を取って保健所の体制強化に努めていきたいと考えております。

このような人員配置等によりまして、保健所では新型コロナウイルス感染症の業務対応のため、御指摘のあったとおりHIV等、性感染症の検査業務や、あるいは肝炎ウイルス検査結果業務の一部を休止、あるいは縮小しておりましたが、第7波以降、段階的に順次再開しているところでございます。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員** 次に移ります。

検査体制の構築に関してですが、検査体制確保事業、現年度の取組状況と新年度予算の確保について伺います。

**○平良勝也ワクチン・検査推進課長** 検査体制確保事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の検査体制を確保するため、行政検査の委託、それから、保険診療検査の公費負担等を行うものでございます。

令和4年度の執行状況といたしましては、令和5年3月10日時点で、予算現額71億678万8000円に対し、執行額は43億7995万9000円となっており、執行率は約62%となっております。

令和4年度と令和5年度の予算比較といたしましては、令和5年度当初予算29億1528万4000円は、4月から9月末までの6か月間の予算計上となっているため、令和4年度予算現額と比較しますと約42億円の減額となっております。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員** PCR検査数について全国に比べても積極的に取り組んだということで早期に感染者を見つけ、隔離し、拡大を防いだという点で評価されているわけですが、PCR検査数の実績を、全国比で分かればお願いします。

**○平良勝也ワクチン・検査推進課長** お答えいたし

ます。

新型コロナウイルス感染症のPCR検査強化事業のPCR検査実績につきましてですけれども、令和5年1月末時点で66万8586件となっております。

ワクチン検査課で実施しているPCR検査事業の合計としましては、令和5年1月末時点で198万5163件となっております。

また、PCR検査実績の人口10万人当たりの全国比較では、国の公表資料によりますと、令和2年1月15日からの累積集計で、令和5年1月末時点で沖縄県は全国5位であり、1位は鳥取県、2位は大阪府、3位は広島県となっております。

なお、国において公表している全国の検査体制整備化計画によりますと、人口10万人当たりの検査可能件数は、沖縄県が全国1位であり、2位は鳥取県、3位は東京都となっております。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員** あと、5類に引き下げるという点で、例えば、空床確保の事業補助が半額になるのかということや、5類に移行するという点でこのPCR検査に何らかの影響があるのかないのか、こちら辺の所見を伺いたいと思います。

**○平良勝也ワクチン・検査推進課長** PCR検査については、5類移行に伴いまして、例えば医療機関でやっている検査の分につきましては、今まで公費負担だったのが、5月8日以降は自己負担となります。

それから、今、市中で行われているPCR検査、感染に不安がある県民が無料で受けられる検査ですけれども、これについても一般無料検査に関する経費が一応、令和5年度の当初予算に計上はしておりますけれども、国のほうが今方針を示して、5月8日以降はその無料検査も終了するというふうになっております。

**○瀬長美佐雄委員** あと、エッセンシャルワーカーに対する定期検査は、この間、県独自でも努力をされたかと思いますが、これについては継続するのかどうか確認です。

**○平良勝也ワクチン・検査推進課長** エッセンシャルワーカーの定期検査については、PCR検査強化事業で実施しているところですが、これに関しては、定期的な検査を実施して、早期発見によって感染拡大を防ぐことを目的としております。

次年度におきましては、国のほうも集中的に高齢者施設の検査をすることは一応継続するとしておりますので、引き続き検査を実施していくと考えており

ます。

○瀬長美佐雄委員 よろしくお願ひします。

次、国保特会に係る質問が幾つかございますが、普通調整交付金との乖離によって、沖縄県国保財政が大変だということで要請に行かれたわけですが、その後の状況、一部交付されたとかありましたらどんな状況なのか伺ひます。

○仲間秀美国民健康保険課長 お答えします。

普通調整交付金の乖離につきましては、去る2月8日に県が市町村等とともに国に対し差額の補填に加え、乖離した理由を明らかにするように要請したところでございます。

その後、3月3日に令和4年度の差額の全額23億円を補填すると国から内示があったところでございます。

県は現在、国と連携し、乖離した理由について分析を進めているところであり、引き続きこの問題の解決に努めていきたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員 国からの説明がないこと自体が信じられないわけですが、一部振り込まれると。ただ、一部であって全額ではない、全額じゃないと困るわけで、すると国から交付の関わりで、残りの交付金についてもしっかりと交付されるのかどうか等々について、協議の状況はどうなっているのでしょうか。

○仲間秀美国民健康保険課長 お答えします。

平成30年度に遡っての補填につきましては、去る2月8日に厚生労働省に要請した際の4つの要請項目の1つとなつてございまして、引き続き問題解決に努めてまいりたいと思ひます。

○瀬長美佐雄委員 ぜひ残りの分もしっかりと交付されるようにお願ひします。

全国的には、今、国保会計の値上げが懸念されるという報道があります。沖縄県が本来受けられる乖離の分が入らないと値上げにつながるのかという視点で心配なのですが、県の国保、市町村の動向の中で値上げする見込みなのか、しばらく大丈夫なのか、どんな状況なのか伺ひます。

○仲間秀美国民健康保険課長 普通調整交付金の乖離の問題につきましては、財政安定化基金の枯渇が懸念される状況でありましたけれども、この差額の全額が補填される見込みとなったことから、財政安定化基金は枯渇しない見通しとなっております。

市町村への保険料に対する状況ということでございますが、保険料への影響につきましては現時点では不明でございますが、今後、市町村が納付する国

保事業納付金の増大に伴いまして、市町村国保の財政悪化が懸念されるところでございます。

○瀬長美佐雄委員 そういう状況なので、改めて国に対しては、国の拠出金を増やすべきだという点で持続可能な制度設計になるように要請すべきだと思いますが、この取組の状況について伺ひます。

○仲間秀美国民健康保険課長 国の拠出金につきましては、こちらにも4つの要請項目の1つになつてございまして、引き続き実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、全国知事会を通じまして、都道府県の財政規模に見合った適切な積立額を確保するために、必要な財源措置を講じるよう要請しているところでございます。

○瀬長美佐雄委員 次、病院事業局に移ります。

資料では30ページを参照することになりますが、今回、病院事業局の収益的収支の大幅な増額について、大きな要因を伺ひます。

○與儀秀行病院事業経営課長 お答えします。

今、委員御質問のありました収益的収支予算のほうにつきましては、病院事業費用が725.9億円ということで、前年度費約51.5億円の増加となっております。

この増加の主な要因ですけれども、これにつきましては給与費、それから、材料費、経費が対前年度に比べて大幅に増加しております。

給与費につきましては、期末勤勉手当や時間外勤務手当の増により、対前年度比で約11億円の増、それから、材料費につきましては、薬品費、診療材料費の価格や輸送費等の高騰により、対前年度比で9億円の増、それから、経費のほうにつきましては、電気料金の値上げやエネルギーの価格高騰、そういったことにより対前年度比16.3億円の増というふうとなっております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 あわせて、資本的収支について、支出で88億円余りと、前年度比で23億円余り大きくなっているという点で、これの要因についてお伺ひします。

○與儀秀行病院事業経営課長 こちらの資本的収支予算のほうにつきましても、対前年度比で23.4億円の増というふうとなっておりますけれども、主な要因としましては、建設改良費の中の資産購入費、こちらのほうが約19億円増となっております。

具体的には、資産購入費の中の中部病院における、今回電子カルテの更新がありますので、その整備に

係るものというふうになっております。

**○瀬長美佐雄委員** 空床確保支援金の関わりで返還になるというニュースがありましたが、この件について、返還となった主な理由とか、再発防止の取組について伺います。

**○當銘哲也病院事業総務課新型コロナウイルス感染症対策室長** お答えします。

各県立病院において、新型コロナウイルス感染症入院病床確保支援事業補助金の令和2年度及び令和3年度の交付申請について、自主点検を実施しましたところ、誤って過大な申請を行っていたことが判明しましたので、補助金返還予定額としまして、令和5年度当初予算案に14億2040万6000円を計上しております。

過大申請となった理由としましては、病床確保料の対象とならない退院日の病床数を誤って空床として計上したことや、一般病床の単価を適用すべきところ、病床区分を誤ってHCU病床の単価を適用するなど、単価がより高額な病床確保料の病床単価を適用したことなどにより、過大な交付申請となりました。

再発防止としまして、各病院では、令和4年度の病床確保料の申請に当たっては、申請内容の確認を二重、三重に行うなど、担当部署におけるチェック体制を強化するとともに、事務部と看護部が日々のコロナ病床の確保状況や看護師の配置状況を十分に共有できるよう連携強化を図っております。

また、過大申請が生じた原因の一つとしまして、補助金制度の理解が十分でなかったことがございますので、対象となる病床の範囲など、補助金の制度について少しでも疑義がある場合は、事前に保健医療部や厚生労働省に十分確認を行うなど、今後、補助金返還が生じないよう努めてまいります。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員** コロナにかかって責任を果たすという点では本当に頑張ってきた。それが空床確保事業の中で、一定の黒字の要因にもなったかと思えますが、現年度の収支を見たときに、黒字の傾向になるのか。5類移行になると補助も半額だという点では、新年度予算との関わりで空床確保等々の事業支援、歳入が大幅に減額すると。

そこら辺について試算というか収支の見込みについて、今、提起された予算額が反映されているのかいないのか、その点を伺いたいと思います。

**○與儀秀行病院事業経営課長** まず初めに、令和4年度の決算の収支の見込みですけれども、こちらのほ

うにつきましては、各病院とも新型コロナウイルスの影響によって病棟閉鎖であったりとか、手術の延期、そういったものがあつたんですけれども、収益確保に努めていただきまして、入院患者、それから、外来患者の増という形になっております。

ですので、こちら医業収益につきましては、令和3年度を少し上回るというふうになっております。

しかしながら、一方で費用のほうにつきましても、診療材料費であったりとか、電気料金の値上げ等により、令和3年度を上回る見込みとなっておりますので、最終的には令和4年度の収支について令和3年度よりは純利益のほうで下回る見込みとなっております。

令和5年度の予算につきましては、コロナ関係の空床確保料もそうですけれども、6か月の試算をさせていただいております。

それから、コロナ以外の各病院に係る費用につきましては、全て予算計上しております。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員** 黒字傾向は変わらないのかどうか。

**○與儀秀行病院事業経営課長** 予算を作成するに当たっては、各病院のほうに基本的な予算の方針というのを示しまして、各病院がそれぞれの実情に応じて予算要求をすると……。

これまでの予算もそうなんですけれども、予算編成の段階においては、赤字という形で予算が組まれております。

しかしながら、ここ3年間のコロナの影響で、最終的には医業外収益のほうが大幅な増加となり、黒字ということで決算となっております。

今回の予算につきましても、予算編成の段階ではマイナス39億円の赤字というふうになっておりますが、今後、コロナの状況を見ながら、こういった形になるかというのは注視していきたいと思っております。

**○瀬長美佐雄委員** 医師、看護師などの医療人材の安定的な確保の取組が朝から議論されていますが、この点で八重山病院や精和病院など、実際に欠員がいるという状況になっています。

新年度の予算対応、あるいは医師看護師確保事業の中で、この欠員の解決は図られるということなのか、図ってほしいわけですが、どんな状況を見通しているのか伺います。

**○與儀秀行病院事業経営課長** 令和5年度予算におきましては、各病院から上がってきた人員等につき

ましても、必要な人数について予算要求しております。

ただ、これまで必ずしも要求した人数に対して、例えば100人要求して、100人採用できたらよいのですが、実際にはそれだけの人数の採用ができなくて、給与費が一部不用になったりということはありません。今回のものについても人員が不足しないように、予算要求に対して予算は満額つけてあります。

**○末松文信委員長** それでは、瀬長美佐雄委員の質疑は終わります。

次に、喜友名智子委員。

**○喜友名智子委員** よろしくお願ひします。

保健医療部のほうから、令和5年度の予算について、令和4年度との違い、どういう点に基準を置いて予算編成をしたのか教えてください。

**○城間敦感染症総務課長** お答えします。

コロナ対策関連事業の令和5年度の予算についてということでお答えしていきたいと思ひます。

保健医療部では、新型コロナウイルス感染症対策として、令和5年度当初予算で27事業、337億4229万円を計上しているところでございます。

令和4年度当初予算247億8748万1000円、26事業でしたが、比較しますと89億5480万9000円の増加、136.1%増というふうになっております。

引き続きコロナ対策の予算計上、所要の額を計上いたしまして、感染対策に取り組んでいきたいと考えております。

**○喜友名智子委員** ありがとうございます。

コロナについては先ほど来、質問が続いているように、今日からマスクは自己判断、5月になると感染症法上の分類が5類になるということで、かなり予算の規模も内容もそれによって変わってくるんじゃないかなと思ひています。

一番大きいのが、私権の制限を行う根拠がかなり緩くなる、薄くなるというところにあると思ひています。

この点、マスクを着ける、着けないだけでもかなり議論が分かれていますけれども、保健医療部としては、この5月8日以降、こういう県民の感染対策について、どういうふうの方針をつくってアナウンスをしようという体制で今考えているのでしょうか。

**○城間敦感染症総務課長** お答えします。

県の感染対策の取組につきましては、基本的対処方針というのを定めておりまして、それに基づいて県民の皆様方にいろんな取組をお願いしているというふうなところでございます。

国の対処方針によりますと、特措法に基づいて実施している住民、あるいは事業者の感染対策に対する協力要請の各措置というのは、位置づけの見直しによりまして国の基本的対処方針も廃止するというようなことになっております。

また、この位置づけ変更は、国や都道府県が住民への協力要請を行うという仕組みから、個人の選択を尊重するというようなことを基本とした自主的な取組に転換するということになっておりまして、国の対処方針の廃止に伴いまして、県の対処方針も基本的には終了するというようなことになっております。

県としましては、国の対処方針等を精査しまして、専門家の意見を聴取の上、今後の対応については検討してまいります。位置づけ変更後は、先ほど述べたように、より一層住民が自主的に感染対策に取り組むということが大変重要になってまいります。

この観点からも、引き続き住民に対しまして、基本的な感染対策の共有、あるいは周知というのを図っていききたいというふう考えております。

以上です。

**○喜友名智子委員** 自主的な判断といっても、実際には周りの空気感というか、雰囲気を見て決めたりとか、あるいは感染対策ではなくて、マスクの場合だと着けたいから着ける、着けたくないから着けないという気分の問題で判断する余地がかなり増えてくるんじゃないかと思うんですね。やっぱりそのときに、今まで国の方針に沿った内容であっても、県が独自に対処方針を出してきたというものが、一旦なくなるというところは、やっぱり県民にとっては非常に大きな変更になると思ひます。

病院や、それから、介護施設というところは、専門家の皆さんが指導に入ると感染対策が今後もしっかり行われていくと思ひていますけれども、私が気になっているのは学校ですね、それから、保育園。こういったところはどうしても、もともとマスクを着けにくいという子供たちが一定数いるというのは、今までもありました。ただ、県のほうが対処方針を出さなくなると、例えば教育委員会とか、学校ごとの校長先生、園長先生の判断、もしくはそこも負担になるからもうやめて、家族、親御さんの判断になるというふうになっていくのでしょうか。

基準が本当になくなってしまふなというところを懸念しています。

**○城間敦感染症総務課長** お答えします。

先ほども述べましたが、位置づけ変更後というの

は、基本的には個人の選択を尊重する自主的な取組に転換するということにはなっております。ただ、これまでもそうでしたけれども、学校の感染対策については、引き続き教育長において、文部科学省の通知等へののっとって実施することになるというふうに考えておりますが、ただ、保健医療部としましては、子供たちへの感染拡大を防ぐというような観点から、教育庁と連携の上、対策に取り組んでいきたいというふうに考えております。

**○喜友名智子委員** 私も時期的なことはうろ覚えなんですけれども、コロナに感染したお子さんが亡くなったという発表を2か月ぐらい前でしたか、報道を見ました。何となくお子さんがかかっても軽症であるみたいなイメージだけがまだ残ってはいるんですけれども、重症化する人は重症化するという、ウイルスの特性はまだあると思うんですね。そういったところで、やはり必要な注意喚起は県のほうでも続けてほしいと要望をいたします。

次の質問は同じコロナ対策の延長ですけれども、県はこの3年間、対策拡充のために組織改編を毎年続けてきました。これも今年恐らく大きく変わるのではないかと思います。今回、特に5月以降のこれまでコロナ関連対策を担ってきた組織が積み上げてきた機能、それから、経験、今後どういうふうに県のほうで引き継いでいくのかお伺いいたします。

**○城間敦感染症総務課長** 県の新型コロナ対策実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を中心にして取り組んできたところでございます。

保健医療部としましては、総括情報部で役割を担いながら運営をしてきたというところがございます。

国は1月27日に決定しました対応方針において、今後の感染症への位置づけに伴って、政府の対策本部、それから、都道府県の対策本部を廃止するというようなこととしております。

一方、廃止後、国は必要に応じて新型インフルエンザ等対策閣僚会議を開催するというふうに聞いております。

保健医療部としましては、対策本部廃止後においても、感染状況の変化や新たな変異株の発生等に迅速に、かつ的確に対応できるよう、必要な体制整備というのは検討していきたいと考えております。

**○喜友名智子委員** よろしくお願ひします。

やっぱりまだ答弁を聞いていると、国の方針があればやりますというふうに聞こえているので、沖縄の感染状況に合わせた県独自の対応は引き続き期待

をしています。

もう2つ、個別事業についてお伺いをさせていただきます。

母子保健の充実の事業、妊娠期からのつながるしくみ体制構築事業ということで0.2億円上がっていきすけれども、この事業内容について伺います。

**○新里逸子地域保健課長** お答えします。

妊娠期からのつながるしくみ体制構築事業の概要につきましては、妊娠、出産、子育て期にわたり、地域において切れ目のない支援を行う母子健康包括支援センターの機能充実に向けた人材育成事業を実施することとしております。

また、未設置市町村の課題を解決するためのモデル事業を実施する予定としております。

**○喜友名智子委員** 子ども生活福祉部のほうで、若年妊産婦の宿泊型支援施設の事業が次年度予定されています。これについて、保健医療部も何か一緒に協業するようなことはありますか。

この0.2億円と何か関係しているものがあるのかどうかを確認させてください。

**○新里逸子地域保健課長** 若年妊産婦の支援につきましては、保健医療部のほうでも若年妊婦支援事業というものを実施しております。

その中で、支援の中心となるのが、つながるしくみ体制構築事業で推進しております母子健康包括支援センターというところになっております。

**○喜友名智子委員** 母子健康包括支援センターでは宿泊型の支援はやっていないはずなんですね。

今度、新しく宿泊型の支援施設も行うというのが子ども生活福祉部に計上されているので、何か保健医療部でも医療的な支援体制を一緒に行っていく準備はありますかというのが聞きたいことです。

**○新里逸子地域保健課長** 保健医療部で実施している若年妊婦支援事業につきましては、予期せぬ妊娠などにより不安を抱えた若年妊婦等への支援を行うため、SNSを活用した相談支援や妊娠検査薬での判定支援、産婦人科への同行支援、あと、必要に応じて緊急一時的な居場所の確保ということで、1週間程度の居場所の確保の事業をしています。

福祉が必要な方につきましては、市町村の福祉のほうにつないだりということで、そういったつながりの役割をしているところです。

**○喜友名智子委員** これ、長い目で見ると福祉が大事なんですけれども、緊急、それから、目先の支援としては医療関係が非常に大きな役割を果たすと思います。連携が必要なところがあれば、ぜひ連携を

していただきたいと要望します。

保健医療部については最後の質問になります。

積算内訳書の5ページ目になりますが、離島医療組合の対策事業費が令和4年度に比べて15%増額となっています。これは公立久米島病院の予算だと理解していますが、増額の内容を伺います。

**○井上満男医療政策課長** 離島医療組合対策事業費に関しましては、委員おっしゃるように、公立久米島病院を管理運営する沖縄県離島医療組合の負担金、それが主な内容となっていて、その増減理由としましては、令和3年度に病院事業債を発行して購入した電子カルテという設備があります。その償還が次年度から始まるということで、ちょっと額は正式には手元にはないんですけども、そこが増になった大きな理由となっております。

**○喜友名智子委員** 分かりました。

カルテ事業については、離島医療組合議会でも毎回説明を受けていますので内容を理解しました。

久米島病院では病院が手狭になっていて、特に職員の皆さんの休憩場所がほとんどない、お昼御飯を食べる場所も限られている、会議室もないという非常に厳しい状況になっています。

建て替えなのか増築なのか、いろいろ策はあると思うんですけども、こういったハード予算についても、ぜひ次年度以降、増額の要求があれば応えていただきたいなと思います。

病院事業局では、次年度、事務センターができるという説明がせんだってありました。

この事務センターの設置について、概要と内容と、それから、スケジュール、簡単に教えてください。

**○上原宏明病院事業総務課長** 病院事業局におきましては、令和4年度から給与の支給事務を中心として総務事務の効率化、適正化を図る観点から集約化に向けて取り組んでいるところでございます。集約化に当たっては、段階的に実施することとしております。

令和4年度につきましては、まず集約化方針の決定、あと手当申請、出退勤管理等を行うシステムの構築、あと集約化組織の在り方などの検討を行っております。

また、局の職員へ周知を図るために、説明会の実施や給与便り等の発行を行っております。

令和5年度につきましては、4月から北部病院と宮古病院、あと本庁機関の認定手当の処理を総務事務センターで行う予定としておりまして、7月にシステムの本格稼働、9月から先ほど答弁いたしました

た北部、宮古、本庁の時間外勤務手当の支給等、支給事務をセンターで行う予定としております。

また、年が明けた令和6年1月からは、中部病院と精和病院の認定手当と支給事務を移行する予定としています。

令和6年度につきましては、令和7年1月から南部医療センター・こども医療センターと八重山病院の事務をセンターに移行することとしております。

以上でございます。

**○喜友名智子委員** ありがとうございます。

次は、各病院の院長先生方にお伺いしたいんですけども、従来より病院事業局、監査の報告書で事務ミスが非常に深刻なものから軽微なものまでいろいろと指摘をされているのを報告書で読んでおります。

この事務センターの設立について、病院の事務作業の観点から、どういうふうに改善されるのか、簡単に結構ですので、院長先生の所見をお伺いできますか。

**○久員忠男北部病院長** このシステムが稼働することは、聞くところによると、もともと知事部局にあったものを流用するというで聞いております。それによって、給与とかそういうふうな計算が一括化できるという、効率化できるんじゃないかと。

一つ危惧するところは、実際に病院では、職種も違うと時間外労働があったり、いろいろ細かいのがたくさんあるんですね。

そういうことが現場のドクターと職員との問答になったときに、こういうマイナーなことに関してどこまで柔軟に対応できるかをちょっと心配しているところです。

以上です。

**○玉城和光中部病院長** 今の時点で、導入することによいというのは、一元化を行うことで、例えば事務処理の中で昇給時等の基本給の誤りが減ってくるのかなということです。

自分が今思いつくところと言えば、そのぐらいでしょうか。

以上です。

**○和氣亨南部医療センター・こども医療センター院長** 南部医療センターからお答えします。

事務センターができることのメリットですけれども、今、毎月の私たちの給料というのは給与明細という1枚のA4の紙が封筒に入って各自配られるんですけども、この作業が1400人分毎月生じているんです。現場はそれを1人か2人ぐらいの担当者がやっ

ていますので、こういった煩雑な事務作業が中央のセンターで行われて、しかも給与明細はオンラインで自分でチェックするようになり、紙で印刷されてくるのじゃないというような形になると、かなり簡素化をされるとは考えています。

**○岸本信三宮古病院長** 大体同じことなんですけれども、現状、毎年多くの過不足、誤りも指摘され、そして現場で働いている事務員の超勤時間が非常に長い、場合によっては健康を害しているという例もあるというようなことを鑑みると、取り組んでもらわないといけないというようなことから今このようになっていると思いますので、さきに申し上げたようなことが改善されるようお願いしたいということです。

以上です。

**○篠崎裕子八重山病院長** 当院としては、この事務センターというものの設置は時期尚早じゃないかと思っております。

今回、八重山病院の透析の定数が、この事務センターの定数に5奪われたために、当初うちは1というふうな形の定数がありました。

それと、現場の声を本当に吸い上げているのかという懸念は今でも持っております。

時間外について、医師の働き方改革も含めて、その辺の管理を果たして知事部局でやっている勤怠管理のシステムで一緒にできるかどうかという疑問も今まだあります。病院に見合ったシステムを入れて、それで構築していくのであれば、病院現場のほうもある程度助かるとは思いますが、知事部局に入っているものをカスタマイズというようなことで経費を落としているような形にしか今のところは見えておりません。

それよりも、しっかりとした病院に合ったシステム、それと現場に人をつければ、そういうふうなミスも減りますので、今少ない人数でやられていることが一番問題じゃないかなと思っております。

以上です。

**○屋良一夫精和病院長** うちの病院はほかの総合病院の事情とはちょっと違っています。かなり小規模な病院であるので、事務方の人数というのも限られていて、あと、会計年度職員の比率が高いといったところもあるんですけれども、一元化をすることによって効率的な管理ができるという意味ではプラスなかなというふうに思うんですけれども、やっぱり現場から離れたところで一括管理というところでの、その辺のちょっと不安材料というか、うまくで

きるのかなというようなところも感じてはいます。

ただ、事務の職員も限られているというところでは、プラスの方向に効率的にできればいいなというふうに希望的には考えております。

以上です。

**○喜友名智子委員** ありがとうございます。

実は私、会社員時代に、勤め先の会社の子会社20社ぐらいの経理がばらばらにされていたものを集約して標準化する仕事もやったことがあります。

恐らく、県立病院も6つとはいえ、先ほど1400人規模の職員がいらっしゃる、勘定科目も恐らく知事部局とは違い独特なものがあるであろうと思うことを考えると、知事部局のシステムのカスタマイズで本当に集約化ができるのかという懸念は同じように思っています。

ただ、病院の現場の職員の皆さんが少人数で給与計算をそれぞれやっているという部分も、事務作業の効率化、それから、ミスを防ぐという意味では、もう限界があるんであるということも承知をしております。だから、毎年のように監査報告書で手厳しい指摘があるという状況だったと思います。

ただ、やはりもともとの職員の人数が少ないという問題は全く解決されないまま、病院の現場の現業職員の補充より前に、この事務センターが設置をされたということは、残念ながら局と病院のしこりを残してしまっている部分もあるかと思うんですね。これはセンターが開設された後に、病院現場の意向をどれだけ酌み上げた事務管理を達成するかというところでしか図れないと思っています。

今、各病院の院長先生たちから所見がありましたけれども、事務センターの作り方について、院長さんたちの意見を受けて何かコメント、所見がありましたら、局長、お願いいたします。

**○我那覇仁病院事業局長** 給与に関しては、以前からかなり過不足とか、ミスがあるということは、監査員からも長いこと指摘されておりました。これを改善する、一元化する、少し時間はかかると思いますが、とても大切なことではないかと思えます。

それから、先ほど八重山病院の透析のことで、これはちょっとタイミングのこともあったと思うんですけど、私は両方必要だと思います。八重山病院のほうも透析患者が増えると、それをいずれかにきちっと定数を配置すると、次年度はそういうふうになりましたので、今後、センターをつくりましますけど、改善していくことを期待といいますか、つながれば良いと考えています。

以上です。

○喜友名智子委員 事務の標準化、効率化がなされたら、病院の現場の人を増やせるとか、医師、看護師、コメディカルの医療に携わる皆さんの仕事が楽になるというストーリーはどう描いているのでしょうか。

○上原宏明病院事業総務課長 給与支給事務を中心とした事務を集約するということですがけれども、これは事務の適正化が目的ということで、その目的が達成されたら、局全体の勤務環境の改善につながるので、そのための配置を考えているところです。

事務集約を図ることによって、事務整理が行われる、各県立病院の事務の軽減が図られるものと考えております。

○喜友名智子委員 局や事務員の作業が効率化されて楽になるからといって、医療に携わる方たちの負担が減るというわけではないんですね。それは事務方が楽になった分、病院の経営、企画、そういったところも強化をして、病院としっかりやり取りをしてもらわないと、事務が楽になったからといって病院が楽になるわけではないというところは見落とさないでいただきたいなと思います。

この件や感染症センターなどなど、ほかの質問はもう既に、ほかの委員の方が行ったので取り下げます。

準備していただいた皆さんには失礼をいたしました。

以上です。

○末松文信委員長 喜友名智子委員の質疑は終わりました。

次に、仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 お願いします。

令和4年度の事業、皆さん大変御苦労さまでありました。

特に、病院の各院長の皆さん方をはじめ、病院の方々、本当に不眠不休で頑張られたことに対して深く敬意を表したいと思います。本当に御苦労さまでありました。

また引き続き次年度もぜひ県民の命を守るため頑張っていたきたいと思います。

この3年間、コロナで明け暮れたというのはおかしいんですけども、県庁で一番メディアに登場したのが糸数部長かなというふうに思います。非常に頑張っておられた姿、感服しておりますけれども、この間家族でモノレールに乗りましたら、うちの娘が、糸数さんだと、もう覚えているんですね。それ

ぐらいメディアに出て、県民に対して不眠不休、呼びかけですね、大変お疲れさまでありました。

今日こうして午前中から聞いておりますと、病院関係、非常に課題が多く見受けられると思います。

定数は何で不足しているのか、条例の定数で、じゃミッチルウンナーって聞いたら、いや、不足しているんだと言うんです。お話聞いたら、確保したものの、都市部へ医師が流れて、地方の病院には回ってこないですよというような内容を御報告されました。非常に地域ごとに偏っているようなんですけども、その辺のところは病院事業局が間に入って、バランスを取りながら地域医療を守っていく、一番の最前線は病院事業局なのかなという思いもいたしましたし、それぞれの病院が抱えている現場の要求、なかなかかなうことができないというもどかしさを感じながらも、病院をしっかり経営、運営している病院の皆さん、本当に御苦労さんだなという思いもいたしました。

聞いていると、やっぱり病院事業局の重要性といましようか、その間に入る感覚というのは、非常に重要だなというふうな思いがいたしましたので、今日はたくさんおきゅうも据えられているとは思いますが、ぜひその点も踏まえて、次年度頑張っていたきたいなというふうに思います。

今日は、病院事業局のほうは今年1年の振り返り、あるいは来年どういう抱負を持っているのか聞きたかったんですけど、もう割愛いたします。先ほどから聞いていますので、結構です。

最近気になっているのが、健康づくりの取組についてなんですけれども、平均寿命について、一番新しい数字で申し訳ないですが、どなたかお伝えいただけませんか。

○崎原美奈子健康長寿課長 お答えします。

令和4年12月に公表されました沖縄県の平均寿命に関しましては、男性が40.73年、女性が87.88年で、男女ともに前回より延伸しているんですけども、全国順位は男性が36位から43位へ、女性は7位から16位へ下がっております。

○仲宗根悟委員 この結果を受けて、もちろん上位を占めていた頃、10年前ぐらいになりますか、もっと前かな。仲井眞県政の頃にランクが落ちてきたものですから、これは大変なことになったということで、いろいろ課題を上げて施策を展開してきたと思うんですけども、それから、なおどどん順位が下がっていく状況をどう捉えていらっしゃるのか、それから、今後の取組について、どういう展開をし



ていくのか、部長、お願いいたします。

**○系数公保健医療部長** 10年前といいますか、2010年12月の発表で、女性が初めて1位から3位に落ちまして、男性が25位から30位というところで、それをまた平均寿命日本一を取り返すというふうな形の組織体をつくって、県、それから、関係団体と共に取り組んできたところです。

県庁の中では、保健医療部はもともと健康づくりを行っていましたが、保健医療部以外の全ての部局で県民の健康につながるような環境整備をお願いするということで、例えば土木建築部のほうでは歩道を歩きやすく、それから、農林水産部は野菜を取りやすくする等の対策本部というのを立ち上げて、毎年予算化をするというふうなことを総務部に支援していただくというふうな形で行ってまいりました。

それから、民間団体との連携については県民会議を立ち上げて、当時マスコミのほうでイチキロヘラスとか、歩く一ぼんとか、様々なインセンティブも踏まえた形で一緒に取り組んでいただいて、健康づくりの機運を盛り上げたというところでございます。

課題としましては、その頃から20歳から64歳ぐらいの、当時から高齢者は非常に長生きするんですけど、その次の世代に課題があるというところで、肥満などが多い、それから、生活習慣病が多いというところで、その方たちをターゲットにいろいろ展開してきたんですけど、なかなかそこがまだ改善が見られていないというところが課題となっています。

健康経営という概念がその後出てきてまして、会社が働いている人を資源——資源というのは、この人たちの健康を守ることで、最終的には生産性も上がるというふうな考え方が出ましたので、今そこに参加していただく企業をどんどん増やして行って、その仕組みをつくって、今度は会社にながらも健康づくりが始められる、あるいは維持できるような取組を今進めているところでございます。

ただ、そうは言っても10年間結果として出ておりませんので、今度、令和5年度に健康づくりの計画見直しというタイミングがありますので、そこでこれまで行ってきたことの評価についても、専門家の意見を聞きながら、見直しが必要なところは見直しを行う、強化すべきところは強化するというふうなところを令和5年度は取り組んでいきたいと考えております。

**○仲宗根悟委員** 担当からも伺いましたが、さっき

おっしゃったとおり、40代から50代の方々の肥満ですとか、生活習慣を改善しないことには、健康長寿も、それから、平均寿命も延びていかないんじゃないかというところに主眼を置いて施策をやっているというふうなお話の流れがありました。

今おっしゃったように、事業所が責任を持ってというのはおかしいんですけども、そういった意識が高まれば、40代から50代の方々の特定健診ですかね、受診数も上がっていくと思うんですけども、市町村のほうも特定健診に相当な力の入れようだと思うんですよ。広報誌ですとか、あるいは防災無線を通じて健診を受けましょうというふうなアピールがよく聞こえるものですから、その辺のところに重点を置いているのかなという思いもいたしました。ぜひ頑張ってくださいと思います。

そしてもう一つは、下位なのか、中なのかよく分かりませんが、いろんな改善をしてきて、積み上げてきて、上位クラスにきた県がありますよね。長野県か、あるいは滋賀だったかな。どういった取組がなされてきて上位ランクに入ったのかということも非常に勉強になるかなと。参考になるかなと思うんですけども、その辺のところとの連携というのでしょうか、そういった他県の皆さんからお知恵をいただくとかいうようなところはありますか。

**○系数公保健医療部長** よく言われるのが、長野県が以前は塩分がかなり多くて、脳卒中等で早めに亡くなる人がおり、平均寿命が下のほうだったのに、地域活動、あるいは病院の地域保健活動などをきっかけに減塩運動に成功して、どんどん寿命が延びて行って、今はずっと上位にいるということがございます。県としても長野県の地域活動の取組について既にいろいろ情報交換をしたりとか、あるいは沖縄県の民間の団体の方と長野県の団体の方との交流をするというふうな形は取り組んでおりまして、このたびまた長野県と包括協定を結ぶというところで、その中で健康づくりについてもまた積極的に意見交換をしたいと思っております。

今一番、平均寿命の順位が高いのは滋賀県で、滋賀県のほうとも5年ぐらい前から向こうの方々に来ていただいたり、職員を派遣したりということで、ノウハウについて今勉強しているという状況でございます。

**○仲宗根悟委員** ぜひ頑張ってください。

次の質問に行きますけれども、予算書を見ましたら精神医療費というのがありました。これ、何ページかよく分かりませんが、ごめんなさい。

先週の金曜日に子ども生活福祉部の中で、福祉事業団が経営する救護園のお話をさせていただきましたが、その入園される方々の約8割が精神障害の方々というふうに伺いました。

それで、非常に気になったのが、社会的な入院から退院した方々も入所をしていますというようなくだりがあったんですけれども、社会的入院というのがどういう入院なのか御存じですか。

**○新里逸子地域保健課長** お答えします。

措置入院とは、精神保健福祉法に基づいて、精神障害者であったり、入院させなければ精神障害のため自傷他害のおそれがあると認められる者に対して、県知事の命令によって行う限定的な入院の措置。これは精神保健指定医の2名の診察を受けて、両方とも措置という判断が下されたときに措置入院ということになります。

措置入院の件数につきましては、令和元年が126件、令和2年が105件、令和3年が113件、毎年増減はありますが、過去10年間で見ますと、少しずつ増加しているところであります。

**○仲宗根悟委員** 入院ですから、いつかは退院するわけですよね。退院しますと、各家庭に戻るか、あるいはさっき申し上げたように受入先というのでしょうか、これは救護園のほうも退院した方々が入所していますよということなんですよ。

受入先としてこの救護園というのがあって退院も可能というような内容なのか、全然退院できないというような状況なのか、その辺どうでしょう。

**○新里逸子地域保健課長** 措置入院は県知事命令の強制的な入院なんですけれども、自傷他害のおそれがなくなったと判断された場合には、措置入院は解除になります。

その後に入院が必要であれば、入院形態を変更して医療保護入院であったり、本人が同意する場合は任意入院という形で、入院継続の場合もあります。

また、入院の必要がない場合は退院して、退院後、通院とか、そういうリハビリ的なものを行うという形で在宅に戻られる方もいらっしゃいます。

**○仲宗根悟委員** 結局は、措置入院する場合は、周りの方々がこういう症状がある人、あるいはお巡りさんとかが来て——これは指定のお医者さんですか、2名以上が関わらないと、そういった強制的にできないというような内容ですけれども、この方が入院して、今度は医者が自立可能だと判断した場合には退院させて、それぞれ自宅か、あるいは収容できる施設があればそこに入る、今の説明はそうですか。

**○新里逸子地域保健課長** 自宅から通院できる方は自宅に戻りますし、グループホームだとか、介護施設とか、そういった福祉のサービスを活用しながら、地域で生活していくということになるかと思っております。

**○仲宗根悟委員** こういった施設も非常に重要なのかなと見ていたんですけど、自分を傷つけるおそれもあるし、他人も傷つけるおそれもあるしという人が強制入院されて、そこから治療を行って、しっかり完治してもらって、生活ができる、かなうと。救護園での収容も非常に大事なところかなと思いました。

以上で終わります。ありがとうございました。

**○末松文信委員長** それでは、仲宗根悟委員の質疑は終わりました。

次に、上原章委員、お願いします。

**○上原章委員** よろしくお願いします。

毎日、本当に御苦労さまでございます。

各病院長、本当に今日はありがとうございます。

まず、保健医療部のほうから確認したいと思いません。

まず、頂いた資料の当初予算説明資料の中で、17ページ、出産・子育て応援補助事業についてなのですが、これは新規でございますが、国が出産、妊産婦について10万円相当のクーポン券の支給と、伴走型支援を——これはただ給付だけではないということだと思うのですが、今の各市町村の執行状況について、もし分かるのであれば教えてもらえますか。

**○新里逸子地域保健課長** 出産・子育て応援補助事業につきましては、全市町村で実施予定となっております。各自治体の準備が整い次第、順次、事業開始となります。

事業の開始の時期については、令和5年2月16日現在、3団体が実施しており、今後2月の予定が6団体、3月の予定が12団体、4月以降が20団体となっております。

県のほうに交付申請等をしていただくんですけども、今、県の交付要綱を策定しているところでして、今後、今年度の事業について交付申請をいただいて、必要な額を準備して交付していくというふうになっています。

**○上原章委員** この3億4569万円、この予算はどういうふうな形で使われるのでしょうか。

**○新里逸子地域保健課長** 令和5年度の予算の3億4569万2000円につきましては、市町村に交付する補助金となっております。

内訳としまして、伴走型の相談支援として5807万5000円、それから、出産・子育て応援ギフトとして2億8761万7000円となっております。

**○上原章委員** この取組は、あくまでも出産後の関連用品の購入とかであったり、家事支援サービス等の利用負担軽減についてと聞いていますけど、実際そういった利用に充当していただくことが本来の趣旨だと思います。現金給付の場合は、それぞれの御家庭の負担軽減にはつながるとは思うのですが、県内で現金給付という形も考えている市町村があるのでしょうか。

**○新里逸子地域保健課長** ちょっと時期が古いんですけども、令和4年11月に実施した県の調査によりますと、現金での給付が30市町村、クーポン等が1市町村となっております、その段階で検討中が9市町村となっております。

今年度につきましては、令和4年4月に出産した方から対象になりますので、遡及して支給するということがありまして、国としましても、現金で支給することはやむを得ないという形で回答があります。

**○上原章委員** そこは理解しています。

遡って去年の4月から対象となるということだと思うのですが、令和5年以降、継続してこの事業を国もやっていきたいと聞いていますので、あくまでもその趣旨に沿って、出産後にしっかり対応できるように、県としても各市町村にしっかりした方向性は示すべきだと思うんですけど、いかがですか。

**○新里逸子地域保健課長** 現金給付につきましては、早期の執行を要するために選択できるとされているところでありまして、将来的にはやはり子育て、出産と内容に即した利用ですね。また、支援サービスの利用助成にも活用できることから、将来的には移行していくことを想定しております。

**○上原章委員** 分かりました。

あと、この伴走型の相談体制、非常に重要だと思っているのですが、どういった部分でこの事業を進めていくのでしょうか。

**○新里逸子地域保健課長** 伴走型支援というのは、保健師等の専門職のほうが面談して、問診をしながら、それぞれの状況に応じて個別に相談を行うということになっておりまして、面談は一応、原則、妊娠届出時、あと、妊娠8か月前後、それから、出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間、3回を想定しているところです。

**○上原章委員** ですから、この妊娠期、出産、産後、そして育児期まで、多分、私は母子健康包括支援セ

ンターが大きな役割になっていくかなと思っているんですけど、それでよろしいですか。

**○新里逸子地域保健課長** それぞれの市町村の母子健康包括支援センターのほうが中心となります。

**○上原章委員** 先ほども質疑ありましたけど、今回1700万円余りの予算がついてはいますけど、これは市町村単位の包括支援センターで進められているんですけど、現在、県内では何か所ぐらい支援センターが設置されているのでしょうか。

**○新里逸子地域保健課長** 令和4年10月現在ですけれども、32市町村、32か所が設置済みとなっております。

**○上原章委員** これでは全然少ないと思っているんですね、私は。

これは将来どのぐらいまで目指しているのでしょうか。1市町村1でいいということですか。

**○新里逸子地域保健課長** 全市町村に1か所ということで、県としても全市町村設置を目標にしているところです。

**○上原章委員** 県内で年間どのぐらいのお子さんが誕生しているのですか。

**○新里逸子地域保健課長** 約1万5000弱ですね。

**○上原章委員** 都市部的那覇市でも1つ。それから、離島も1つ。

全然規模が違うとは思いますが、それでも市町村に1か所の相談支援センターという——包括支援センターは本来の業務の中に今回伴走型も入ってくると思います。これまでの役割をさらに充実させていくということだと思うのですが、その体制で伴走型のそういった体制ができるということによろしいですか。

**○新里逸子地域保健課長** この伴走型の相談支援の補助の中には、そういった相談に係る人件費ですとか、事務費などが含まれておりますので、今後、市町村が補助金を活用して、そういった人材を配置して対応していくということになると思います。

**○上原章委員** 分かりました。

もう一度確認ですけど、この相談、伴走型は当然しっかりと進めていただきたいのですが、妊娠期からのつながるしくみの体制構築事業の中で、母子健康包括支援センターは、今32市町村だと聞いたんですけど、今後全市町村に設置を目指しているとは思いますが、これはネウボラの一環だと思っているのですが、例えば那覇市に1か所で十分だと県は捉えているのでしょうか。

**○系数公保健医療部長** 母子健康包括支援センター

につきましては、全ての市町村に設置というのがまず求められましたので、県内で進めていますけれども、今、県内どうしても小規模の自治体がありますので、実際に母子保健サービスを行っているんですけども、まだ看板を立てていないというところがあって、今その支援を行っております。

一方で那覇市などは、保健側に1つ、それから、福祉のほうに窓口を設置して、どちらでも一斉に対応できるような形としていますので、人口規模によってそういう機能の拡充というのもまた当然必要になってくると思いますので、県としましては、まず全ての市町村に設置するのと、その機能の拡充というところを方針に上げて、市町村を支援しているところでございます。

**○上原章委員** 分かりました。

今後、ぜひ現場に応じてワンストップで相談ができるように、子供さんが育っていくように環境を整えていただきたいと思います。

あと、県立病院、先ほど来、医師の確保や看護師さんの確保等ありましたけど、例えば、この県立医師確保事業については、これだけ大きな6億円余りの予算がついているのですが、例えば去年は5億2000万円、この中で何名医師が確保できて、何名辞めていかれたのかとか、数字があるのでしょうか。効果をお聞きしたいんです。

**○井上満男医療政策課長** 県立病院医師確保支援事業につきましては、病院事業局のほうで実施しています県立の附属診療所だったり、離島地域の中核病院、宮古病院だったり、八重山病院、北部病院などですけれども、そちらで実施する医師確保に資する取組に対して、保健医療部から補助を行っているというものになっております。

具体的な医師の確保の状況でお答えいたしますと、この中で5つほどの細事業を実施しているんですけども、まず県立16診療所のうち9診療所は、特に遠方に立地して、なかなか医師確保が困難な診療所の医師の人件費を補助しておりますので、ここで9名の附属診療所の医師の確保が図られているというところでございます。

あと、令和3年度実績になるんですけども、専門医の確保というものもやっておりますして、これは北部、宮古、八重山病院、それぞれ確保していただいているというところで、年間で換算しますと約16名ぐらいの専門医の確保が図られているというところでございます。

それ以外には、指導医を招聘したりとか、そういっ

た使い方をさせていただいてるところでございまして、おおむねそういった効果が現れているというところではございます。

**○上原章委員** 分かりました。

確保のための人件費ということで、今認識しました。

あと、新規事業で看護師等の誘致をしているのですか、29ページ。これはあくまでも離島の医療現場の看護師確保ということだと思うのですが、1200万円と大きくはないと思うのですが、何名ぐらいの確保を目指しているのでしょうか。

**○古市実哉保健医療総務課長** お答えします。

この事業は、看護師等ということで、看護職員をターゲットにした事業でございます。

看護職員につきましても、人口10万人当たりの人数は全国を上回っているところですけども、宮古圏域、八重山圏域のほうが全国平均を下回っているという地域偏在の問題がございますので、その地域偏在の課題を解消するために、令和5年度新規事業としたところでございます。

この額が少ないというお話でしたけれども、離島の民間の医療機関等が県外から看護師等を誘致する際に、その看護師等に対して、当該医療機関等で一定期間就業することを条件に、いわゆる就業助成金的な意味合いで助成をするものでございます。

複数世帯と単身世帯で額はそれぞれ異なるんですけども、複数世帯で10世帯ほど、単身世帯で50世帯ということで、計60人の看護職員等の確保につながればということで想定したところでございます。

以上です。

**○上原章委員** ありがとうございます。

病院事業局、前にも頂いたこの資料の中で、当初予算、部局別の中で、課題と課題の対応ということがありますけれど、コロナが3年経過して、特に皆さんの医業収益が非常に課題だと、これをどう回復させていくかということがありますが、この医業収益の過去3年間の推移、ちょっと教えてもらえませんか。

**○與儀秀行病院事業経営課長** お答えします。

医業収益につきましては、入院収益、それから、外来収益、診療所収益、その他医業収益の4つで構成されております。

過去3年間の医業収益につきまして、決算額で申し上げますと、令和3年度が約480億2800万円、それから、令和2年度が約460億8000万円、それから、令和元年度が約501億7800万円というふうになっており

ます。

令和2年度、それから、令和3年度については御承知のとおり、コロナの影響がありまして、病棟閉鎖であったりとか、救急医療や手術の制限、それから、病院現場におきましては多数の休職者というのが出ておりましたので、そういった対応を余儀なくされたところで、令和元年度に比べて医業収益が大分減少したというところになっております。

それから、今後の対応ですけれども、今現在感染拡大の第8波も収まりつつあり、それから、来る5月には感染症法上のコロナの位置づけが2類から5類に変わるということも予定されておりますので、病院事業局としましては、令和5年度はウィズコロナ下で、延期されていた手術の早期実施だったりとか、新たな施設基準の取得、それから、脳卒中ケアユニットの増設による収益の確保など、経営の健全化に向けた取組を一層推進していくということで対応していきたいと考えております。

**○上原章委員** ぜひこの医業収益、本来の業務をどう回復させるかという重要なことだと思います。

それで、今回の予算資料で純損益、令和5年が39億円、令和4年が20億円の損益という形で計上されていますけど、この数年、コロナのいろんな支援というか予算で赤字がずっと続いていたのが3年度で黒字になっていると思うのですが、3年間の推移を教えてくださいませんか。

**○與儀秀行病院事業経営課長** 令和元年度からの医業損益、それから、経常損益、それから、純損益で申し上げたいと思います。

まず、令和元年度、医業損益がマイナス58億8000万円、それから、経常損益の分については4億3000万円の黒字というふうになっております。

これが純損益で申しますと、3億7000万円になっております。

それから、令和2年度につきましては、医業損益のほうがマイナスの115億円、それから、経常のほうにつきましては27億9000万円の黒字、純損益では22.3億円の黒字となっております。

それから、令和3年度におきましては、医業損益がマイナスの117億円、それから、経常損益が74.8億円、純損益については64.9億円というふうになっております。

**○上原章委員** それで今回の予算で、令和4年、5年と、純損益が何でマイナスになるのですか。

**○與儀秀行病院事業経営課長** これにつきましては、各病院の現状等を踏まえてヒアリングしたところ、

必要な医療資源、例えば看護師であれば、例えば100人必要である。大体100人、実際にはこれが70人しか集まらないかもしれませんが、そういったマックスの状態での予算要求を踏まえた形のほうで予算編成していますので、マイナスというふうになっております。

ただ、一方で、実際の事業年度におきましては、コロナによる補助金等、医業外収益等が大分入ってきまして、令和2年、3年のほうにつきましては、医業外収益の増ということで、最終的には黒字決算というふうになっています。

**○上原章委員** 今日は予算議会ですので、その点については次回話します。

累積赤字が2億3000まで落ちた。今後コロナが収まって、通常の業務の中で黒字をしっかりと確保していくのが重要ななと思っています。

その中で、繰出金が一般会計から70億円余り入ると、これは国の算定の見直しで毎年こういう形で入るといことも聞いてはいるんですけど、本来、病院事業局として、業績はしっかりと黒字化を目指す。先ほど来、多くの院長先生からも設備投資とか、人の確保とか、本来の県立病院の経営の在り方について、3つの改革をやっているとは思いますが、今後コロナが収まった以降の経営方針というのはどうなのでしょうか。

**○與儀秀行病院事業経営課長** 答えします。

令和5年度の予算編成に当たりまして、令和5年度病院事業会計予算原案の作成方針というものを作成しております。

これについては、主に3つの方針がありまして、まず1つ目に、病院事業の持続的な経営の健全化を目指す予算議案の作成をすること。

それから、2つ目に、各病院における患者数の動向及び経営状況を踏まえて、沖縄県立病院経営強化計画、これは今年度に策定することにしておりますけれども、そこで掲げる目標数値というのがありますので、そういったものも参考にしながら、経営改善、効率化を加味した予算編成を行う。

もう一つ、3つ目が、現下の経営状況を踏まえて収益向上につながる取組及び費用の縮減、効率化の取組などをなお一層促進し、効率的な企業経営を実現する取組や予算をつくってくださいということでお願いしてあります。

**○上原章委員** ぜひこの方針、目標について達成を目指して頑張っていたいただきたいと思います。

最後に、病院事業局長、先ほど来、いろんな意見、

委員のほうからの質問等がありましたけど、現場を扱う院長先生等々と皆さんとのコミュニケーションは、改めて大事にしてもらいたいなと思っております。

先ほど、各病院現場からの要望について事務方でヒアリングを受けたり、いろんな要望を意見交換しに行っているとか、月に1回、局長会をしていますとかいろいろありました。

本来ならそこでしっかりした意思の疎通というか、お互い共有するところはしっかりやっていただきたい、毎回こういう委員会で、現場と意識の違いがあるのかなと思うのですが、その辺どうですか、局長として。

**○我那覇仁病院事業局長** 病院現場と病院事業局のいろいろな議案に対する検討会は、まず1つは基本的に毎年開かれる病院長会議。様々な課題が院長から提出されるので、そこで議論をして、じゃこうしていこうと。

それから、それ以外に、院長会議、看護部長会議とか、それから、担当の事務方は現場に行って、いろいろな話を聞いて、そういったことをやっています。

それから、去年もやっているんですけど、年に1回、あるいは2回、次年度は2回というふうに計画していますが、事業局の幹部、局長をはじめ統括監、課長、課長以下が各病院に行って、いろいろな課題について意見交換をすると、そういうふうな活動でいろいろな課題を吸い取っていきたいというふうに思っています。

**○上原章委員** 分かりました。

トップ同士、要するに現場の責任者と、それから、沖縄県の医療、県立病院の全体を見る局長との意思の疎通は非常に重要なと思いますので、よろしくお願いします。

終わります。

**○末松文信委員長** これで上原章委員の質疑は終わります。

休憩いたします。

午後3時16分休憩

午後3時36分再開

**○末松文信委員長** 再開いたします。

先ほど、仲宗根悟委員の質疑に対する答弁で、崎原健康長寿課長から答弁の訂正の申出がありますので、発言を許します。

崎原美奈子健康長寿課長。

**○崎原美奈子健康長寿課長** 先ほど仲宗根委員御質

疑の男性の平均寿命につきまして、40.73年と申し上げましたが、正しくは80.73年の誤りですので、訂正しておわび申し上げます。

**○末松文信委員長** それでは、小渡良太郎委員。

**○小渡良太郎委員** ただいま答弁の訂正があつてよかつたなと思ひました。

40だと私も40超えてますから、もう人生半分かなと思つていたら、あと半分残つていたというところでしたので、ありがとうございます。

ちょっと病み上がりで、コロナにもかかつたことのないのに、人生初めてインフルエンザにかかつてしまったと。かなりきつい経験をしたんですけれども、やはり予防注射、大事だなというのを改めて感じました。

そこでというのもなんですけど、資料3-3の当初予算説明資料の検査・防疫体制の強化というところで、令和5年の県のコロナ対策をどういうふうにしていくか幾つか代表的なものも含めて上げられています。

県のコロナ対策、令和5年に入ってどう変化していくのかと、喜友名委員も少し似たようなことを聞いていたんですけれども、改めて県の全体のコロナ対策、どういうふうになるのかというところを端的に教えていただければと思います。

**○城間敦感染症総務課長** お答えします。

先ほども少し答弁させていただきましたが、コロナ、令和5年も基本的に令和4年と同様の事業内容で、新型コロナ対策を続けていきたいというふうなことで、予算計上をさせていただいております。

ただ、先日来、お話が出ていますが、国は5月8日から新型コロナウイルス感染症を5類感染症に位置づけることにしていよいよこととしております。

同感染症が5類へ位置づけられることによって、感染症法に基づく発生届は終了し、定点医療機関による感染動向の把握に移行することや、あるいは自治体から要請していた入院勧告、就業制限の自粛がなくなるなど、これまで講じてきた各種の施策、措置について見直しを行うことになるかと考えています。

また、医療体制については、入院措置を原則として限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行するとしているほか、高齢者施設等における対応については、入院体制を確保しつつ、施設における感染対策の徹底、医療機関との連携強化など、当面継続することとなるというふう聞いています。

また、患者等に対する公費支援については、位置

づけ変更に伴う急激な負担増を避けるため、医療費の自己負担等の公費支援を一定期間継続するということになってございます。

こういった国の方針につきましては、今後内容を精査しまして、専門家の意見等を聞きながら、引き続き必要と考えられる事業について、実施を検討していきたいというふうに考えております。

**○小渡良太郎委員** 予算の増減を具体的に事業内容で見ると、保健所の体制は強化しましょうと、予算が増えている。検査体制の確保とか、PCR検査についても同じく増になっていると。

一方でワクチン接種とか、旅行者専用のTACOとかは、4年度当初に比べて減っているというのが見受けられます。

今、全体的な部分で、国の動向も見ながら、こういう形でコロナ対策をやっていきますということで説明あったんですけども、それぞれの予算増減も含めて、どういう形で県がやろうとしているのか。特にTACOのところ、旅行者、沖縄県の水際対策どうなっているのというところは、コロナ初年度からずっと言われ続けてきているところでもあると思うんですけども、これについても、次年度、保健医療部としてどう考えているのかお聞かせください。

**○系数公保健医療部長** 昨年度までは予算が4月からの3か月分だったものが、今年度は6か月分ということで、少し単純に比較するのは難しい面がありますけれども、基本的には去年までの業績に沿った形で試算をしているということでは、少し価格が多くなったりしているところがございます。

TACOについては、文化観光スポーツ部の方針に基づいて設置をされていて、今ちょっと資料を確認できないので、検査まで含まれているかどうかというのは少し分からないので、ここは保健医療部ではお答えしかねますというところでお願いします。

**○小渡良太郎委員** 水際対策の部分は、文化観光スポーツ部に聞くしかないということで理解していいですか。

**○系数公保健医療部長** いわゆる水際というのは、国が行っている検疫がどういうふうになるかでまた変わってくると思いますけれども、主にこのTACOについて今理解しているところでは、観光客に対する相談事業がメインとなっていると思いますので、そちらは文化観光スポーツ部のほうで対応していただいているということです。

**○小渡良太郎委員** コロナ対策どうなっているかという部分で、今までずっと所管してきていましたか

ら、水際対策もどうなっていくんだろうと。恐らく県民の皆さんも、コロナがどこから入ってきた、入ってきていないとかというので、水際はどうなっているのかということもかなり取り上げられた時期もあったと思います。令和5年になって、マスクも今日から外してもいいよというところになって、どういふふうになっていくのかというのをなかなか理解していない、できていない、追いついていない県民も多くいて、そういう方々からいろいろ来年どうなるのということを聞かれます。ワクチン、いつまで無料で打てるのかとか、そういうようなところもいろいろ出てきていますので、ぜひ情報発信をしっかりとやっていただいて、ワクチンの駆け込み需要がもしかしてあるかもしれませんし、そういうのも含めて、事前にしっかりと取り組んでいていただきたいなど要望いたします。

医師、看護師の確保に関する事業に関して、私の一般質問でも、今、沖縄県は人手不足がかなり深刻化していると、これ医療でも同じように深刻な状況になっているというのは確認をしているところなのですが、今までと比較して、特に令和5年度、こういうところに注力をしていきたいとか、またはこういう分野をやっていきたいとかというのがもしあれば答弁いただきたいと思います。

**○井上満男医療政策課長** 私のほうから医師確保の分野でお答えをしたいと思います。

午前中に答弁を差し上げたとおり、令和5年度は、医師確保全体の事業としましては24事業を計上しております。額としては22億829万7000円ということで、こちら前年度に比べると2800万円ほど増額をしているところがございます。

直接医師を確保するというので、これまでどおり自治医科大学への学生派遣だったりとか、琉球大学医学部の地域枠を活用したりとか、あと県立病院のほうで専攻医を要請していただくとか、それでも足りない場合は県内外から専門医を確保する、そういった事業を引き続き実施していくというところでございます。

あと、令和5年度は、昨年と比べて1事業を増やしたんですけども、そちらは代診医のほうを少し手厚くしようということで、特に働き方改革も今後出てくるところも見据えまして、離島の診療所の医師の負担を軽減していきたいというようなことで、そちらで代診の確保の事業を1事業追加しているというところでございます。

医師の確保については、以上でございます。

○古市実哉保健医療総務課長 続きまして、看護師等の確保について答弁したいと思います。

先ほど上原章委員から質問のあった新規事業のほうですけれども、看護職の地域別偏在を解消する視点で設けた新規事業になります。

また、看護職員の場合は、もう一つの課題として領域別偏在というものがございまして、これにつきましては、病院、診療所とか、あるいは特別養護老人ホームとか、そういった社会福祉施設ですとか、あるいは学校、それから、県保健所、そういった分野で偏在があるということで、特に在宅医療を担う訪問看護事業所、訪問看護ステーションのほうの職員が不足しているというような課題がございまして。

そうしたことから、令和5年度、こういった訪問看護について課題を一元的、総合的に解決して取組を推進する拠点として、沖縄県訪問看護総合支援センターを設置することとしております。

沖縄県看護協会に委託をして実施することになるんですけれども、県民を対象にしたコールセンターの運営管理ですとか、県民に対する訪問看護の普及啓発、それから、圏域別の連携を進めるために在宅療養生活推進のための事業を設けたりとか、そういったことに取り組むことで看護職員の地域別、それから、領域別偏在を解消するという新たな取組も含めまして、全体で26事業、13億9197万1000円を令和5年度当初予算で計上しているところでございます。

以上です。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

先ほど仲宗根委員のほうからも平均寿命の話が出ていました。沖縄、短命県とよく、平均寿命の話をされると聞かれるのですけれども、短命になったことはたしか一度もなく、沖縄県の平均寿命は年々一応伸びてはいます、男性も女性も。でも、全国の伸びのほうが大きいのから、どんどん順位を追い越されていくと。

なかなかそこら辺、ちょっと誤解があるのかなという気もするんですけれども、生産年齢人口というのはどんどん減ってきていきますし、医師の確保、看護師だけじゃなくて、人材の確保って全国どこでも必死こいて、うちに来てください、うちの県でやってくださいという形でやっているのが実情です。

人を確保するためには、他府県がどのような人材確保事業をやっているのかというところもしっかり分析をしていかないと、これだけやっているのに集まらないということになり始めているのが今の状況なのかなと。

直接今、医師、看護師に関しては確認させていただいたんですけれども、人を確保するという部分についてはしっかりと取り組んでいかないと、思ったよりも集まらないということにもつながっていきまので、必要があれば新規も含めて、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

最後、病院事業局なんですけれども、この間の閉会中審査でしたか、人事の話が、人手不足の離島の話が出ていました。病院事業局の県立医療、公共の医療、政策医療を守っていくという部分と、沖縄県全体の医療をどうしていくかというところは、やはり事業局と保健医療部がしっかりと連携を取っていかないと、民間で減ったしわ寄せ、人材不足とかのしわ寄せが県立に全て押し寄せてしまうと、今度県立が圧迫されるということにもつながっていきます。

特に沖縄は離島県ですから、1人、2人抜けたぐらいで崩壊するような医療体制ではないと思うんですけれども、堤防の崩れるのもアリの一穴ということわざもあるように、しっかりと連携をして県全体の医療を守っていくというところでやっていただきたいと、この間の件を通じて感じたんですけれども、それぞれ部長と局長の見解を最後にお聞かせいただいて終わりたいと思います。

○糸数公保健医療部長 宮古、八重山のように、特に県立病院が地域医療全体に占める役割が大きいところは、及ぼす影響も非常に大きいということが、今回の事例もそうですけれども分かりましたので、県立病院の動きというものについては、保健医療部としてもしっかりと把握をして、地域でそういう問題が起きていないかというところを協議会だったり、あるいはもっと情報収集をしながら、そこで何か問題といたしますか、つかんだときには事業局としっかり連携をして、地域医療を守る立場からその進め方についても協議をしていく必要があるというふうに考えていますので、引き続き連携を取らせていただきたいと思っています。

○我那覇仁病院事業局長 基本的に、県立病院は急性期医療を担うというのが最も県立病院の使命、役割だと思っています。

したがいまして、民間とすみ分けというのが今後は絶対必要になってくると。特にコロナの場合もそうだったんですけど、急性期が終わった後、その後の後方病院といたしますか、そういった関係を民間と協力して構築していくことが必要ではないかと、そういうふうには考えています。

特に離島は、民間といってもそう大きな病院はた



くさんはありませんので、やはり県立病院が担う役割というのは非常に大きいと。

今日は朝からディスカッションしているように、特に離島、僻地に関しては、それだけ県立病院の人を今後とも確保していくということがとても大切じゃないかと、そういうふうに思います。

○末松文信委員長 それでは、小渡良太郎委員の質疑は終わりました。

次に、新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 よろしくをお願いします。

まず、保健医療部からお願いします。

令和5年度当初予算案の説明資料3-3の8ページからです。

まず、すみません、これに入る前にちょっと確認をしたいのが、今回の予算に関して、保健医療部、病院事業局ともに政府方針が発表される前に立てられたものという認識でよろしいですか。

○城間敦感染症総務課長 委員御指摘のとおり、年度末あたりから国の位置づけ、見直しの話が出ていたんですけれども、当初予算案を調整している間では、そういった正式な方針等は出ておりませんでしたので、その時点での考え方ということでまとめさせていただいております。

○新垣淑豊委員 それを前提にお伺いしますけれども、8ページの②ですね。

今回、国は検査とか外来、こちらを国民負担としますよということですが、これに関してはこのままこの事業は継続されるのでしょうか。

○平良勝也ワクチン・検査推進課長 お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更については、令和5年度当初予算の要求後の、令和5年1月27日、国から対応方針が示されました。この時点では、外来検査の公費負担に関する具体的な方針は示されておりませんでした。先週の3月10日付の事務連絡において、他の疾患との公平性も踏まえて感染症法上の位置づけ変更後には公費負担を終了する具体的な方針が国から示されました。

県としましては、国の方針を踏まえ、必要な検査に係る経費を確保しつつ、今後の予算執行について適切に対応していきたいと考えております。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

では、この③番ですが、こちら、先ほど適切な執行をしていくと、方針変更によって変わっていくというふうにおっしゃっていましたが、これエッセンシャルワーカーなどの対処ということ

ですけれども、一般の方に対してはどのように考えているのか教えてください。

○平良勝也ワクチン・検査推進課長 お答えします。

一般の方への対応といたしましては、感染に不安のある県民が無料で検査を受けられる一般無料検査に関する経費として、別事業において令和5年度当初予算に計上しているところです。

一般無料検査については、本県では現時点で令和5年3月1日以降も実施しておりますが、4月以降から、5類に変わる前、5月7日までの感染症の位置づけ変更前の継続については患者の発生状況等を踏まえ、対策本部にて検討していきます。

また、5月8日以降になりますと、抗原検査定性キットが薬局やインターネットでも購入しやすい環境が整っていますので、一般県民に対してはその活用を推進していきたいというふうに考えております。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

次、9ページになりますが、感染症研究センターの件は比嘉委員が午前中なさっていたので割愛して、②、③、④なんですけれども、こちら、多分これも予算がちょっと変わってくると思うんですけれども、今、その受入れに関してはどれぐらいの予想をしていたのか。

また、今後これは国からの補助、支援というのがあるのかどうかということについてお聞かせください。

○國吉聡感染症医療確保課長 お答えします。

委員御指摘のありました受入病床確保事業、宿泊療養施設運営事業、それから、自宅療養支援事業、こういった医療体制の強化に係る当初予算につきましては、これまでの新型コロナ対策の経験を踏まえつつ、過去の感染拡大時と同じ水準の状況においても対応できるように積算しております。

事業によって異なりますが、おおむね4か月から7か月分の予算を計上しているところであります。

先ほど来、答弁あるんですけれども、5月8日に予定されている5類感染症への位置づけの変更であるとか、国の具体的な方針等を踏まえて、それぞれの事業の予算執行については適切に対応していきたいと考えております。

それから、国の予算のほうなんですけれども、今後、昨日3月10日に具体的な大きな方針等が示されました。

それから、今後示される国庫補助の包括交付金のメニューであるとか、そういったものも踏まえながら、専門家の意見も参考にして適切な予算執行につ

いて対応していきたいと考えております。

以上です。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

この新型コロナウイルス感染症など臨時施設運営事業の予算と、あと宿泊療養と自宅療養、結構な予算額なんですけれども、この5月までの間ですが、今、患者さんというか、感染者数、陽性者数ですね、減っている状況で、例えば兼用とかはできないのかどうかというのは。

○國吉聡感染症医療確保課長 お答えします。

予算の兼用についての御質問ですが、宿泊療養施設の事業、それから、自宅療養、それから、臨時施設運営事業、この臨時施設運営事業というのは入院待機ステーションの運営に使っている事業なんですけれども、こういった事業はそれぞれ事業の目的、対象経費などが国の補助要綱の中で定められております。各事業ごとに予算計上をしているところでございます。

今後、この補助メニューがどうなるかというところも踏まえて、それぞれの事業の予算執行について、検討していくこととしております。

以上です。

○新垣淑豊委員 あと、⑥なんですけれども、この新型コロナウイルス感染症入院医療費事業についてということで、公費負担はどういったもので、対象はどんなものがあるのかということを教えてください。

○平良勝也ワクチン・検査推進課長 お答えします。

入院医療費の公費負担につきましては、当該感染症の治療により生じた費用のうち、医療保険の適用分を除いた自己負担分が公費負担の対象になります。

なお、個室使用料や差額ベッド代、寝衣、リネン類などは公費負担の対象外となります。

また、公費負担の対象となる費用についてですが、医師が新型コロナウイルス感染症治療のため必要と認めた医療費であり、入院基本料や投薬料、それから、血液検査やレントゲン、CT等の検査料、それから、病院から提供される食事代等が対象になります。

以上です。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

いろいろお伺いしましたけれども、多分これ、補正が上がってくると思うんですけれども、いつ頃上がる予定ですか。

○平良勝也ワクチン・検査推進課長 ちょっと今、明確な時期については申し上げにくいところなんですけれども、国からの情報を踏まえ、適切に対応してい

きたいというふうに考えています。

以上です。

○新垣淑豊委員 承知いたしました。ありがとうございます。

1点、コロナに関して、これちょっと要望をお伝えしたいんですけれども、先ほど小渡委員からもお話ありましたけど、本日よりマスク着用が個人の判断に委ねられるということですが、高齢者や基礎疾患を有する方の周辺とか、あと公共交通機関、特に混雑時などは事業者が着用を求める際に、ひよっとしたら衝突する可能性があるんですね。いわゆる反マスクの人たちと、マスクをしておきたい人。本土では、今、花粉症の時期なので、マスクしていても別に違和感ないという話もあるんですけど、実は昨日もバスの運転手の方、女性の方なんですけれども、高校の卒業式のときにマスク着用を課さなかったということで、高校生が外しているのに俺なんかも外していいだろうという形で乗り込んできて、非常に騒動を起こしたと。実はそれが、特に女性の運転手のときに非常に多いんですという話をされてきました。

今日も知事がマスクを着けて登庁をされたという情報もありますが、例えば県としても事業者が提案するときにはぜひ協力してくださいというようなことを、対処方針か何かでしっかりと広報すべきだと思いますけれども、この点についてどうお考えですか。

○城間敦感染症総務課長 お答えします。

マスクの着用につきましては、委員御指摘のとおり個人の選択を尊重しつつ、基本的な感染対策の一つとしてマスク着用は個人の選択を尊重しつつ、感染対策の一つでマスク着用というのは相変わらず有効であるというところはありますので、適切なマスク着脱について引き続き周知を図っていきたいということでございます。

そのために、3月7日に、県のほうで対策本部を開きまして、対処方針を決めております。その中には、例えばイベントの開催についてというような項目がございまして、マスクの着用について、個人の判断ではあるんですけれども、イベント主催者等が感染対策上、または事業上の理由などから、出演者や参加者等にマスクの着用を求めることができるというふうに記載はされてございます。

そういった対処方針、それから、県のホームページ、あるいは知事コメント等でマスクの着用、本人の意思に反して着脱を強いることがないように、今

後とも周知を図っていきたいというふうに考えております。

**○新垣淑豊委員** ぜひよろしくお願ひいたします。  
病院事業局に行きます。

まず、今回の予算なんですけれども、病院事業収益が686億6773万4000円ですね。これに対して病院事業費用、これが725億8779万9000円ということで、この時点で赤字が出るのが確定しているんですけれども、この要因というのはどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

**○與儀秀行病院事業経営課長** お答えします。

今回の当初予算の編成につきましては、先ほど申し上げましたけれども、基本方針を踏まえまして予算編成を行っております。

予算編成については、直近の決算とか、経営実態等を踏まえて積算をしていって、それで必要な費用についても全て計上するという形で行ったところ、今回の予算についてはマイナス39億円の予算編成というふうになっております。

**○新垣淑豊委員** この病院事業局の経営の数字が決まっていくプロセスというのはどのようになっているのでしょうかね。今、課長が、いろんなものを積み上げていきましたよというお話ですけれども、そこをどういうふうな形で承認して、この場に提出があるのかという段階を教えてくださいませんか。

**○照屋陽一病院事業企画課長** お答えします。

病院事業局におきましては、沖縄県病院事業局事務決裁規程というのがありまして、それに基づきまして、局長の決裁事項とか院長の委任事項とかが定められております。

それぞれの案件の決裁権者が意思決定することとなっておりまして、今回、今、委員御指摘の部分については重要案件ということで、例えば院長会議とかで議論しまして、各院長の意見も踏まえまして最終的に局長が決定するという運びになっております。

**○新垣淑豊委員** じゃ、院長がそれぞれ予算を上げてくるという認識でよろしいですか。

**○與儀秀行病院事業経営課長** お答えします。

予算のほうにつきましては、先ほどから申し上げているように、基本方針に基づきまして予算編成を行います。

そのときに、本庁から各病院に対して予算編成の方針を示して、予算案は各病院ごとにつくってもらうと。その予算案について、本庁の担当、この場合は予算経理班というんですけれども、こちらのほうが各現場に出向いていたりとかヒアリングを行っ

て、予算の確認をします。

それで微調整したものを最終的には院長から病院事業局本庁のほうに上げていただいて、それを踏まえて本庁のほうで病院事務局全体としての調整を行った結果、予算として計上をするという形になっています。

**○新垣淑豊委員** これ、何で聞いたかという、先ほど、いろんなお話の中で、やっぱり、各病院の意見の聴取、意見の反映というのがなかなか難しいのかなというふうに思っているんですね。

なぜかという、例えば一般企業であればその各部署部署の担当の取締役がいて、そこが取締役会のようなものを開いた上でそこで調整をしていく、もう数字を持ってやっていくわけですよ。

例えば、今ここが、ひょっとしたらその場とかわれているかもしれませんが、実は我々はその調整しなさいということって言えないんですね。

だから、本来であればそこにしっかりとした経営体の会議が必要じゃないかと思っているんですけれども、そういったことというのはできるものなのでしょうか。

なぜかという、先ほどの予算のお話がありましたけれども、700億円の予算なんです、700億円以上の。そういった予算を誰が決めて、この使い道でいいよと言って、責任を持ってゴーを出すのかというところが、これは病院事業局長でよろしいんですか。

**○與儀秀行病院事業経営課長** お答えします。

最終的には局長の判断でもってという形になります。

**○新垣淑豊委員** その前に、例えば各病院のそれぞれの意見を聴取しに行くのは本庁の職員がやっているというお話でしたけれども、実はそれだと病院事業局の本庁の人たちとの調整になってくるんですね。

多分そこで、それぞれの病院で、例えば、実はうちの病院、医師が何名足りないのと、リアルな話、やり取りがなかなか難しいんじゃないかと思うんですけれども、この辺りってしっかりと意見交換の場を持たれているのか、予算の面も含めてですね。

これはぜひ、各病院の院長の皆様にお聞かせいただきたいんですけれども、この状況ってどうなっているんですか。

**○末松文信委員長** 各病院長、よろしいでしょうか。

**○新垣淑豊委員** ちゃんとその予算と人事とか含めて、いろんなもののやり取りができていますのかどう

かというところですね。

**○久貝忠男北部病院長** 予算に関して、病院長あるいは病院がヒアリングを受けているかという御質問でしょうか。

そういうふうな細かいやり取りというのは、なされてないと思います。

**○玉城和光中部病院長** 基本的には、今言ったとおり細かい調整というのは、実際にはできていないところが多いかなと思います。11月ぐらいの予算を決めるときには定数自体もまだ決まっているときではないので、だから、なかなかやっぱりちゃんとしたものとはできない。

取締役会の意思決定のプロセスを言っていましたけれども、現場と詰めるときには、流れからすると、担当者レベルでやって、そして局との議論を積み重ねた上で、そして今度は管理者の人たちを交えての議論を踏まえて、いわゆる幹部会議とか、局を交えてやって、その後、院長会議に上げてそこで練って、そこからさらにこちらに上がってくるというプロセスを本来なら踏むべきなんだろうなというふうには思っております。

これ、答えになっているかどうか分かりませんが、そういうプロセスは踏んだほうがいいのかなど思っています。

**○和氣亨南部医療センター・こども医療センター院長** 南部医療センターからですが、御質問の趣旨は、その予算をつくるに当たって現場の意見を聴取するようなことがあるか、あるいは現場同士での調整のようなものがあるかというふうな御質問だったと理解してよろしいでしょうか。

であれば、予算に関しては、予算策定の方針に従って、まず現場で、病院ごとにその予算を策定していきますし、それを病院間で調整するというのは最終的に局のほうでしていただいているので、病院ごとに、医療センターと中部病院が相談して決めるとか、そういうことは行われていません。

**○岸本信三宮古病院長** 和氣先生の今おっしゃったとおりであります。追加として宮古地区は離島ですけれども、例えば医師の数はそのニーズに応じて、例えば今、小児科ですと6人の枠がありますが、実際には4人しか確保できないという現状があります。それをぜひ欲しいなということがあれば、例えば横とですね、例えば南部医療センターから送ってくださいみたいな、そういうやり取りはしますけれども、これ予算の話ではありません。そういう人材は仕事に応じて――業務量が多いところになると、

例えば2年続けて保健所から指摘されたのは、歯科口腔外科の患者さんが多いから、2名じゃなくて3名にしないと御指摘がありました。これを3名にするようにしていますけれども、そういうようなことで、ニーズに応じて人が決まり、そしてそれに依って予算も立てなくてはいけないですし、それから、それに基いて収益が決まるという形になっていると思います。

それから、今言った、人の貸し借りと言うとちょっと語弊がありますけれども、足りないところ、余っているところというのかな、余っているところではないんですけれども、定数がこちら確保できないので、どうぞ使ってくださいというのは、局長の判断であると思います。

隣同士で、例えば消化器の医師について、この病院とこの病院で何人ずつやろうとかという、そういう横のつながりというか、そういう話合いはないと思います。

以上です。

**○篠崎裕子八重山病院長** まず当院に関して申しますと、当院の経営課の部門が前年度の予算を参考に次年度の予算を作成いたします。その作成された内容を、管理者会議などでみんなで内容を確認して、どうしてここは去年より多いんだとか、ここは少ないんだというような、その内容の確認をしつつ、じゃこれで行こうということで、最終的に病院事業局のほうに上げていくと思います。

特に薬剤費とかは、当初予定していなかった高額な薬を買ったりすると、年度末に予算が足りなくなったりとかすることが多かったのも、その辺は上乘せするような形というような、内部でのある程度の調整は利くような形を取りつつ予算をつくって、それを最終的には病院事業局に上げて、そちらの中で、多分全部の病院と一緒にまとめて計上しているかと思っています。

以上です。

**○屋良一夫精和病院長** ほかの病院の院長先生と同じように、うちの病院も現場の担当者を通じて予算の希望を局に上げて、そこで調整してもらっているんですけれども、精和病院は単科精神病院なので、そういう意味もあり、そのほかの病院との直接の調整というんですかね、総合病院とのやり取りとかというのは現状はやってないですね。ということで、以上です。

**○新垣淑豊委員** それぞれの病院の状況と、あと、なかなか一堂に会してとか、やり取りというのがな

かなかうまくいってないんだなという感じがしております。

令和3年度の決算審査のときの審査意見、これを見てみると、組織が一丸となって経営改善に向けて取り組むことが必要であるというふうに意見が出ています。

その収益の向上と費用の縮減を意識するというふうにありますけれども、例えば、これを考えたときに、この審査をする方、監査をする方との意見交換の場というのはどういう状況になっているんですか。

**○與儀秀行病院事業経営課長** お答えします。

病院事業局の予算につきましては、ほかと予算の仕組みが異なっておりまして、3条予算というものと4条予算という形に分かれております。

3条予算については、通常の医療活動、入院収益だったり、外来収益、一方で出ていく費用の人件費とかそういったもの、収益的なものに係る予算になります。

もう一方の4条予算につきましては、収益的資本というので、建物を造ったりとかですとか、あと医療機器の購入であったりとか、そういった資産的なところによります。

それぞれの予算につきまして、3条予算の収益的収支予算であれば、予算経理班というところが各病院のほうに出向いて行ってヒアリングをします。先ほど各院長からありましたけれども、現場の担当者のほうとヒアリング等を行って、予算の内容を確認すると。

我々は、この予算を確認する際に、予算の方針もそうですけれども、各病院の院長までこれを確実に上げてその中身を審査してくれと。その中身、それに基づいてヒアリングを行ったり、調査したりするという前提で行っています。

同じく、資本的収支予算についても、こちらについては施設班ですけど、そちらが現場に行って、ヒアリングをします。施設のものについては、先ほどの3条の収益的収支予算と少し変わってまして、やはり医療機器の整備であったりとか、建物の修繕と改築という形になりますと5年スパンとかという形が出てきますので、そういった向こう5年間の計画に基づいてどういった形で整備していくのかというのをヒアリング、それから調整を行って予算を決定していくという形でやっています。

**○新垣淑豊委員** これも、実は外部からもいろいろとアドバイスがあったらいいなと思っているんですけど、それは本庁がやっているという認識になり

ますかね、それでいいんですよ。

実は令和3年のときの審査の内容を見てみると、医業収益に対する職員の給与費の割合が73.3%で、非常に高い水準となっているというふうにあるんですが、例えば、予算の給与費のところを見ると今54%になっているんですけども、これ、医業収益の費用を見ると多分70%超えるかなと思うんですけども、この辺りというのは幾らぐらいが妥当だと考えていらっしゃるでしょうか。

**○與儀秀行病院事業経営課長** 先に結論のほうを申し上げますと、病院経営において、この医業費用に対する人件費の割合は大体50%台というふうに言われております。

ちなみに、沖縄県病院事業局ですけれども、令和3年度決算におきまして、コロナの影響等もあるんですけども73.3%、それから、令和5年度、今回の当初予算におきましては71.6%というふうになっております。

ちなみにですが、全国のデータがある、令和2年度と比較しますと、全国が63.8%に対し、病院事業局が75.6%ということで、11.8ポイント高くなっているという状況です。

**○新垣淑豊委員** これは、多分離島に行く手当とかいろいろなものが積み重なっているものだと思うんです。例えば、これは総務省の資料で、病院経営比較表というのを提供していただいたんですけども、本島周辺の職員の給与というのは、もちろん医療職に関する方々というのは若干高いのかなという感じはしますが、特に離島の宮古、八重山の事務職員の給与費というのが非常に高いというデータがあるんですけども、この状況について、なぜ……。

ちなみに、具体的に言うと、事務職員の全国平均が51万7057円のところを、宮古病院が75万2091円、八重山病院が75万1402円という形になっているんですけども、この理由というのがあれば教えていただきたいのですが。

**○上原宏明病院事業総務課長** 離島に所在する県立病院につきましては、まず手当として、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当というのがあります。これがおおむね給料の18%つくことになっています。

あと、離島ですので、配偶者の状況次第では単身赴任手当というのがあります。その対象になる職員も多くなっているかと考えております。

以上です。

**○新垣淑豊委員** 確かに離島に行くということにつ

いては、やはり難儀もおかけするので、もちろん割増しが出るというのは、これは認識しています。ただ、この事務職員の方々に関して、県の職員がわざわざ本島から、例えば自分の居住地から離島に行かなければならないというそのポジションの方、ポストの方というのはどれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○上原宏明病院事業総務課長 事務職ですよ。

○新垣淑豊委員 事務職。

○上原宏明病院事業総務課長 病院事業局職員につきましては、おおむね3年に1回の人事異動というのがございまして、全員が異動対象となっておりますので、どうしてもいないといけないという職員はいません。

○新垣淑豊委員 ということは、実は今、特地勤務手当とかいろいろありますよという部分について、例えば地元の事業者さんに外注したりすることというのは可能なんでしょうか、この事務の作業というのは。

先ほど事務センターのお話がありましたけれども、3年に1回ぐらいの異動をしていけば、またそこで新たな業務を覚え直さなければいけないとか、やり直さなきゃいけないということがあるはずなんですよ。それであれば、例えばその部分に関しては外注をするというのも一つの選択肢だと思うんですよ。

正直ですよ、この、先ほどの資料の中で、私、確認したら、年齢が高いのかなと思ったらやっぱりそうでもなくて、全国平均が44.8歳に比べて、当該病院が40.5歳とか42.1歳とか若い方が行っているにもかかわらず、正直、多分民間の医療機関の事務職では考えられないような金額を僕は提示されているんじゃないかと思っています。

病院事業が39億円赤字というのであれば、その辺のことから、僕はちゃんと見直すべきじゃないかと思っていますんですけども。

これに対して、先ほど事務センターをつくりますよというお話があり、これに関して、たしか資料が来ていまして、令和5年4月には7名、病院との兼務職員が5名、令和5年9月には12名、令和6年4月には20名というような配置をするという話を聞いております。

これは、ちなみに、20名新規で採用するのか、ほかから寄せてくるのか、もしくは今離島にいる人たちを戻ってきてここに設置するのか、これはどういう状況になっているのか教えていただけますか。

○上原宏明病院事業総務課長 最終的には各病院に

給与担当がいますので、彼らをセンターに寄せる形になろうかと思えます。

○新垣淑豊委員 そうなると、先ほど言ったその特手手当とかも軽減されるという状況になるんでしょうか。

○上原宏明病院事業総務課長 離島で給与業務をしている方のそこら辺の手当についてはなくなるかと考えます。

○新垣淑豊委員 それともう一つ言いますと、県の職員の方々、病院事業局に入職される方々がいらっしゃいますけれども、例えばそういった方々に対しての給与の計算とかいろいろありますよというお話ですけれども、この辺りも僕は段階的に民間に振ってもいいんじゃないかなと正直思っている部分もあります。

給与計算をする人が、70万円を超える給料、平均してですね。それぐらいの金額でいいのかどうかというのも、これは、私は39億円の赤字を出す、抱えるということに関して言えば、これは突っ込まざるを得ないんじゃないかなというふうに思っています。

ちなみに、今回39億円の赤字ということですけども、今、病院事業局の中でどれぐらいの貯蓄があるんですかね。

○與儀秀行病院事業経営課長 お答えします。

まず、令和4年度末の内部留保資金というふうに呼んでいます。これについては現金で幾ら持っているかということなんですけれども、こちらのほうにつきましては約165億円です。それから、今回、予算を立てました令和5年度におきましては、最終的には142億円が確保できるというふうに見込んでおります。

○新垣淑豊委員 それでも20億円減になってくるということを考えたら、あと8年でこれが枯渇するのではないかと。もし、その後、じゃまた県としてお金をつぎ込む必要があるのかとか、こういったことにもつながるんじゃないかと思っています。

なので、これは決して給料を下げろというわけではないんです。ただ、外部の力を活用するところは、僕は外部にも振っていいんじゃないかと思えますし、本来は内部の中身をちゃんと精査するということをもっともっと、しっかりやっていただきたいなというふうに思っています。

先ほど比嘉委員からもあった、要は定数の増減とかも含めて、本来必要なところになかなか人が回らないのであれば、外部を活用することで多分その分はどうにかつくり出せるのかなとか、そういったこ

とをぜひ話をさせていただきたいなと思っております。あと、それぞれの県立病院の先生方全体の意思を確認できる場というものを、僕はつくったほうがいいんじゃないかなということをおもいますけれども、この辺り、局長どうですか。

○我那覇仁病院事業局長 予算編成に関しては先ほどから御説明しているように、担当が病院に行っているいろいろな調整していると。

今のところ局のほうで、私も含めて、院長先生に集まってもらって全体で会議するというのは、今のところ持っておりません。

やはり今、委員がおっしゃったように、そういったふうに全体の状況を見る、バランスを見るというのも一つの方法ではないかというふうに思います。

○新垣淑豊委員 すみません、最後に、中部病院のロボット、手術の機器の導入状況はどうなっているのか教えてください。

○與儀秀行病院事業経営課長 お答えします。

中部病院の手術支援ロボットにつきましては、令和5年度予算の原案作成方針に基づいてヒアリングを行ったんですけれども、中部病院との調整の中では、この手術支援ロボットについては令和6年度で整備、導入を行っていきたいということで、今回の令和5年度予算には計上しておりません。

以上です。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

○末松文信委員長 それでは、新垣淑豊委員の質疑は終わります。

続きまして、石原朝子委員。

○石原朝子委員 最後になりますけれども、よろしくをお願いします。

事項別積算内訳書から、保健医療部の9ページになりますけれども、職員費が減っておりますけれども、何名の職員が減になって、減になった職員はどちらのほうへ割り振りされますでしょうか。

○古市実哉保健医療総務課長 お答えします。

9ページの職員費は、(款)衛生費の(項)公衆衛生費、(目)公衆衛生総務費における職員費になります。

減額の理由ということですが、これまでは公衆衛生総務費のほうで計上しておりました感染症総務課、感染症医療確保課、そしてワクチン・検査推進課の職員費につきまして、令和5年度につきましては、この事項別積算内訳書の123ページのほうになりますけれども、同じ款の衛生費の(項)医薬費、(目)医薬総務費、そちらのほうに計上したことに

よるものでございます。

以上です。

○石原朝子委員 すみません、ちょっと聞こえづらかったのですが、人数だけ、何人分の職員減になっているのか、人数だけをお願いします。

○古市実哉保健医療総務課長 人数ということですので、令和4年度予算で計上していた人数で言いますと、32名になります。

○石原朝子委員 分かりました。ありがとうございます。

次、28ページになりますけれども、ハンセン病対策事業費のほうなんですけれども、増額になっております。134万9000円ですかね。

今回のこの予算増は、どういった理由で増額になっておりますでしょうか。

○新里逸子地域保健課長 お答えします。

ハンセン病対策事業費は、ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発を行い、ハンセン病回復者等の名誉回復及び社会生活の支援を図るための経費であります。

令和5年度予算は134万9000円で、令和4年度当初予算額43万4000円から91万5000円の増額となっております。

増額の主な理由は、ハンセン病回復者等からの要望を受けて設置した沖縄県ハンセン病問題解決推進協議会の開催に係る委員への報償費及び費用弁償等の増によるものです。

○石原朝子委員 この推進協議会の委員のメンバー、何人で構成されますでしょうか。

○新里逸子地域保健課長 協議会のメンバーには、ハンセン病回復者、支援団体、学識経験者、行政機関等で、委員の数としては14名となっております。

○石原朝子委員 これは令和5年度から初めての協議会設置ということでしょうかね。

○新里逸子地域保健課長 ハンセン病回復者の会からの要望が令和3年11月15日にありまして、それを受けまして令和4年9月5日に第1回を開催しております。年に1回の開催ということで、令和5年度も予算を計上しているところです。

○石原朝子委員 令和5年度は約100万円増額になっておりますけれど、この推進協議会は令和3年、要請があって令和4年11月から1回開催をしていると、令和4年度の予算は補正を取っているわけでしょうか。

○新里逸子地域保健課長 令和4年は9月5日に開催しております。予算につきましては流用で対応し

ているところです。

○石原朝子委員 了解しました。

78ページになりますけれども、アレルギー等特別対策事業、400万円近く増額になっておりますけれども、これの理由、委託費が計上されておりますけれども、委託先。

○新里逸子地域保健課長 お答えします。

アレルギー等特別対策事業費はアレルギー疾患対策に要する経費であります。

令和5年度予算は416万4000円で、令和4年度予算35万2000円に比べ381万2000円の増額となっております。

増額の主な理由は、令和4年度に設置した沖縄県アレルギー疾患等医療連絡協議会の提言を受けて、令和5年度より新たな取組としてアレルギー疾患対策に関する人材育成事業や普及啓発事業を実施するための委託料の増額によるものです。

委託先としましては、沖縄県アレルギー疾患医療拠点病院であります琉球大学病院を想定しております。

○石原朝子委員 分かりました。ありがとうございます。

117ページになりますけれども、保健師活動費が増額になっておりますけれども、532万7000円から1379万1000円と、これはどういう理由から増額になっていきますでしょうか。

○新里逸子地域保健課長 お答えします。

保健師活動費は保健師の人材育成、資質向上を図るため、研修会等を行う保健師活動事業費と、僻地等小規模町村への保健活動の支援を行う特定町村等保健事業支援対策費の2事業となっております。

令和5年度予算は1379万1000円で、令和4年度予算532万7000円に比べ846万4000円の増額となっております。

増額の主な理由は、令和5年度は九州ブロック研修会業務担当者会議の担当県となっており、同研修会等の開催に要する委託料等の増額によるものです。

○石原朝子委員 ちなみに、特定町村等保健事業支援対策費のほうはどのような予算になっていますか。

○新里逸子地域保健課長 特定町村等保健事業支援対策費は離島でありますとか僻地小規模町村への支援ということで、各保健所のほうが出向いたり、研修会等を開催して、地域保健活動の支援を行う事業となっております。

○石原朝子委員 この事業の効果は上がっていますか。

○新里逸子地域保健課長 特定町村におきましては保健師等の専門職の確保の課題がありまして、確保できたとしても新任期の保健師なので事業実績等がないという方も多くいらっしゃいますので、そういった方々への指導ですね、教育というような形で支援しておりますので、毎年申出のあった市町村に対して対応しているところですので、その意味で効果はあるものだと考えております。

○石原朝子委員 ちなみに今、保健師が不在な市町村、離島がございますか。

○古市実哉保健医療総務課長 お答えします。

保健師が不在の市町村ということですが、定数としては1名、2名程度配置しているところですが、今、渡名喜村におきまして少し欠員が出ているところですが、4月からは配置になるということで聞いております。

以上です。

○石原朝子委員 もう一回確認しますけれども、現時点で不在は渡名喜村、次年度4月からは赴任が決まっていると。

○古市実哉保健医療総務課長 はい、委員のおっしゃるとおりです。

○石原朝子委員 では、続きまして、122ページの保健所施設整備費なんですけれども、本年度予算1億9588万8000円、保健所における施設整備に要する経費が増額になっております。

この理由を御説明お願いします。

○古市実哉保健医療総務課長 お答えします。

この保健所施設整備というのは、県管轄5保健所の維持、補修等の施設整備に要する経費でございます。

増減の主な理由ですが、令和5年度におきまして南部保健福祉合同庁舎の第2駐車場、その擁壁の改修工事を実施するため1億3708万2000円を計上したことによるものでございます。

○石原朝子委員 南部保健所の第2駐車場の整備ということですか、確認です。

○古市実哉保健医療総務課長 駐車場にあります擁壁の改修工事ということで、擁壁の改修工事でございます。

○石原朝子委員 分かりました。ありがとうございます。

では、123ページになりますけれども、職員費、これは1億773万3000円を計上し、予算増額になっていきますけれども、この理由を御説明お願いします。

○古市実哉保健医療総務課長 お答えします。



委員から一番最初に9ページのほうの職員費についてお話ししたのに関連しますけれども、この(目)医薬総務費の(事項)職員費につきましては、保健医療総務課、医療政策課、感染症総務課、ワクチン・検査推進課、感染症医療確保課の職員費になります。

令和5年度当初予算は17億773万3000円で、令和4年度予算5億7796万7000円に比べまして11億2976万6000円の増額となっております。

増額の主な理由としましては、これまで(目)公衆衛生総務費のほうで計上しておりました感染症総務課、ワクチン・検査推進課、そして、感染症医療確保課の職員費について、令和5年度におきましてはこの(目)医薬総務費で計上したことによるものでございます。

○石原朝子委員 先ほど32名の減ということでしたけれども、この32名分が今回のこの123ページの職員費に増えていくということですね。それでよろしいですか。

○古市実哉保健医療総務課長 実は、もう少し補足で説明させていただきたいと思います。

令和4年度当初での職員費の比較ということで、先ほどの人数をお話をさせていただきましたけれど、実は本務職員以外に兼務職員ですとか、任期付の臨時職員など、そういった職員の予算も計上しているところです。

この扱いにつきましては、令和4年度当初予算を編成して後、総務のほうと整理をしまして、4月1日の兼務発令等で1年間兼務をする場合には、これまでは派遣元で持っていた給与、職員費につきましては通年ですので、兼務で受け入れた保健医療部のほうで計上すべきだということで、そういう整理を令和4年度からしております。

令和4年度におきましては、当初でその分計上しておりませんでしたので、複数回の流用ですとか、補正で対応してきたところでございます。令和5年度におきましては、当初予算のほうでその分も含めまして計上しているということになります。

○石原朝子委員 では、後で構いませんので、本務職員何名、任用、それぞれのその職種別で資料を頂きたいと思います。よろしいでしょうか。

○古市実哉保健医療総務課長 はい。後ほど資料を提供させていただきたいと思います。

○石原朝子委員 では、170ページになりますけれども、看護大学施設等整備費、2億3241万2000円を計上し、増額の予算ですけれども、これの施設整備の

詳細を教えてくださいませんか。

○古市実哉保健医療総務課長 看護大学施設等整備費というものは、大学施設の老朽化に伴う施設等の改修、そういったものに充てるための経費を補助するものでございます。

増額の主な理由としましては、令和5年度に新たに教育管理棟におけます空調設備の更新工事、これを実施するため1億5250万円を計上することによるものでございます。

○石原朝子委員 教育管理棟の空調設備を設置するというので、この空調設備、何基ぐらい設置するのでしょうか。

○古市実哉保健医療総務課長 設置といたしますか、老朽化に伴って更新をするということで、その経費になります。

○石原朝子委員 更新するとしても、どれぐらいの台数になりますか。台数が分かるからこそ補助金を出していくと思えますけれども、その台数を教えてくださいませんか。

○古市実哉保健医療総務課長 すみません、今、手元に資料がないので、お答えできません。また後ほど資料提供でよければ。

○石原朝子委員 よろしくをお願いします。

最後になりますけれども、病院事業局のほうに質疑させていただきまます。

今回、この予算を上程するに当たり、令和3年度の決算を踏まえて、どのような改善策を今回の予算に盛り込んだのか、そこら辺、御答弁お願いいたします。

○與儀秀行病院事業経営課長 お答えします。

まず、予算の編成に当たりましては、先ほどから申し上げているとおり、令和5年度の予算編成方針というものを示しまして、各病院のほうに予算の編成を行っていただきました。

それから、令和5年度のほうにつきましては、病院が持続的に安定した経営が行えるようにということで、いろんな取組のほうを行っていただいております。

まず、その一つが地域の医療機関等の連携強化を図ることによって、コロナで落ち込んだ患者の紹介であったりとか、新規患者の増加につながる取組をやっていただきたいと。

それから、新たな施設基準というのが毎年示されます。この施設基準によって、診療報酬の増加であったりとかというのにつながっていきますので、そういった新たな施設基準の取得を目指していただくと

ということと、それと診療報酬の改定も毎年ありますので、それに伴って、診療報酬の改定に合わせてどういった形で取組を行っていくかということも柔軟に対応していただきたいと。

それから、長期入院患者の方々もいらっしゃるのですので、コロナの中でなかなか入退院の調整というのは難しかったんですけども、今後はそういった長期入院患者のほうについても、病院連携等を含めて地域で診てもらえるものについては地域の病院のほうに紹介をしていくという形で、病床利用率の引上げというのも考えております。

さらには、DPCというのを今、病院現場で導入していますので、そういったところの収益確保に関わる場所の見直しとかベンチマークというようなものもやって、収益増につなげていきたいという形で、今、取り組んでいるところです。

**○石原朝子委員** ちょっと分かりづらかったんですけど。

すみません、監査、審査意見書のほうでは、医業収益、給与費の割合が高いというところ、そこら辺はどういうふうに検討をされて盛り込んでいったのかをちょっと答弁できるのであれば。

抑えることはできなかったわけですよね。

**○與儀秀行病院事業経営課長** 給与費のところにつきましてはなかなか削減というのが難しく、ちなみに令和5年度ですと、期末、勤勉手当で0.1か月分の引上げというところもありますし、人事院勧告の見直しの中で定期昇給、若年層に配慮した形の増というのもありまして、こういったところについては下げるということではなくて、もうある意味、法律で決まっているようなところのものを反映させるということで、逆に1億4000万円程度の増というふうになっております。

この医業収益に占める職員費のほうにつきましては、入院収益であったり外来収益、医業収益を高めることによって相対的に低下していくことも可能ですので、我々としては、そういった医業関係の収益を高めていくことによって相対的な率の低下を行っていきなというふうに一応考えております。

**○石原朝子委員** ちょっと質疑の通告はしてなかったんですけども、ちなみに公認会計士さんは病院事業局では活用されていますでしょうか。

**○與儀秀行病院事業経営課長** お答えします。

病院事業局のほうでは外部の有識者を招きまして、具体的に言いますと経営評価委員会というものを行っております。その中に公認会計士の方も1人、

委員として入れさせていただいて、アドバイス等を受けております。

それから、令和5年度につきましては、委託事業の中で病院の会計のほうであったりとか、そういったところを1年通じて見てもらうということで、公認会計士の活用というのをやっていく予定としております。

**○石原朝子委員** 最後になります。確認ですがけれども、令和5年度においては公認会計士さんを委託をして活用していくと。そういうことでよろしいですか。

**○與儀秀行病院事業経営課長** 先ほど経営評価委員会の話をしましたけど、これについては年に3回程度、委員の方の意見を聞く形になるんですけども、令和5年度の公認会計士を委託するものについては、1年間を通して病院の経営についてのアドバイスをいただくという形にしております。

**○石原朝子委員** やはり専門の公認会計士さんを、外部の方をしっかりと入れてチェックしてもらったほうが、より改善ができるかと思っております。ぜひとも、毎月毎月しっかりとチェックをしてもらえるようにしていただければと思います。

以上で終わります。

**○末松文信委員長** それでは、石原朝子委員の質疑は終わります。

以上で保健医療部に係る甲第1号議案及び甲第20号議案、病院事業局に係る甲第21号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

**○末松文信委員長** それでは、再開いたします。

予算調査報告書記載内容等についてを議題といたします。

まず初めに、総括質疑については、去る3月10日及び本日の質疑において、提起する委員はおりましたので、念のため御報告をいたします。

次に、特に申し出たい事項について御提案がありましたら挙手の上、御発言をお願いいたします。

(「提案なし」と呼ぶ者あり)

**○末松文信委員長** 提案なしと認めます。

以上で特に申し出たい事項についての提案を終結いたします。

次に、お諮りいたします。これまでの調査における予算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、予算調査報告書は、3月15日水曜日正午までにタブレットに格納することにより、予算特別委員に配付することになっております。

予算特別委員会の皆様は、3月16日木曜日に総括質疑の方法等について協議を行う予定になっております。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回は3月22日水曜日、午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委員 長 末 松 文 信

開会の日時、場所

年月日 令和5年3月13日（月曜日）  
開 会 午前10時1分  
散 会 午後3時54分  
場 所 第2委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 甲第1号議案 令和5年度沖縄県一般会計予算  
（環境部所管分）
- 2 甲第22号議案 令和5年度沖縄県水道事業会  
計予算
- 3 甲第23号議案 令和5年度沖縄県工業用水道  
事業会計予算
- 4 予算調査報告書記載内容等について

出席委員

委員長 呉 屋 宏  
副委員長 下 地 康 教  
委 員 仲 里 全 孝 座 波 一  
玉 城 健一郎 島 袋 恵 祐  
比 嘉 瑞 己 新 垣 光 栄

欠席委員

委 員 瑞慶覧 功 崎 山 嗣 幸

説明した者の職・氏名

環 境 部 長 金 城 賢  
環 境 政 策 課 長 仲 地 健 次  
環 境 保 全 課 長 渡 口 輝  
環 境 保 全 課 長 横 田 恵次郎  
基 地 環 境 対 策 監  
環 境 整 備 課 長 久 高 直 治  
自 然 保 護 課 長 出 井 航  
自 然 保 護 課 長 古波蔵 みな子  
生 物 多 様 性 推 進 監  
環 境 再 生 課 長 與那嶺 正 人  
企 業 局 長 松 田 了  
企 業 技 術 統 括 監 石 新 実  
総 務 企 画 課 長 仲 地 之  
配 水 管 理 課 長 米 須 修 身  
建 設 課 長 比 嘉 悟

○呉屋宏委員長 ただいまから土木環境委員会を開会します。

本日の説明員として、環境部長及び企業局長の出席を求めております。

「本委員会の所管事項に係る予算議案の調査について」に係る甲第1号議案、甲第22号議案及び甲第23号議案の予算3件を一括して議題といたします。

まず初めに、環境部長から環境部関連予算の概要の説明を求めます。

金城賢環境部長。

○金城賢環境部長 おはようございます。

それでは、環境部所管の令和5年度一般会計予算の概要について、ただいま通知しました令和5年度当初予算説明資料抜粋版に基づいて御説明いたします。

環境部の令和5年度当初予算は、世界に誇る自然を次世代へという知事公約の実現に向け、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における基本施策や施策展開に基づき、予算を編成いたしました。

ただいま表示しました1ページを御覧ください。

令和5年度の環境部の歳出予算額は、上から5行目でございますが、37億7835万9000円で、前年度当初予算額と比較しますと2億7521万2000円、率にして6.8%の減となっております。その主な要因は、海岸漂着物等地域対策推進事業において、軽石回収業務に係る委託料及び補助金の減額等に伴い、2億8697万5000円の減となったことによるものであります。

ただいま表示しました2ページを御覧ください。

歳入予算について御説明いたします。

表の左端下の合計欄を御覧ください。

一般会計歳入予算の合計額8613億9500万円のうち、環境部に係る歳入予算額は、右隣になります。19億4046万4000円で、前年度当初予算額に比べ——右端黒枠の下のほうを御覧ください。2億9561万円、率にして13.2%の減となっております。

歳入が減となった主な要因は、軽石回収等に係る地域環境保全対策費補助金などの国庫補助金が減となったことによるものであります。

それでは、歳入予算について款ごとに御説明いた

します。

左から2番目の環境部の欄を御覧ください。

(款) 9の使用料及び手数料は3744万7000円で、産業廃棄物処理業の許可申請や動物取扱業の登録申請など、各種申請に伴う手数料の証紙収入等であります。

(款) 10の国庫支出金は14億4721万6000円で、これは主に沖縄振興特別推進交付金や海岸漂着物の回収・処理等に係る地域環境保全対策費補助金等であります。

(款) 11の財産収入は1万3000円で、環境保全基金及び産業廃棄物税基金の預金利子であります。

(款) 13の繰入金は9791万6000円で、産業廃棄物税基金繰入金及び環境保全基金繰入金であります。

(款) 15の諸収入は1億2427万2000円で、主に公共関与事業推進費貸付金元金収入や動物愛護管理センター受託金収入であります。

(款) 16の県債は2億3360万円で、電動車転換に係る脱炭素化推進事業及び自然公園施設整備に係る公共事業等であります。

以上で歳入予算の概要説明を終わります。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。ただいま表示しました3ページを御覧ください。上から4行目を御覧ください。

(款) 4の衛生費のうち環境部所管分は、右隣の37億7835万9000円で、前年度と比較しますと2億7521万2000円、率で6.8%の減となっております。

次に、(款) 衛生費における環境部所管の主な内容について、(目) ごとに御説明申し上げます。

一番右端の説明欄を御覧ください。

(目) 食品衛生指導費は、動物愛護管理センターの管理運営及び動物愛護思想の普及推進に要する経費で、2億1777万6000円を計上しています。

(目) 環境衛生指導費は、一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理の推進など、持続可能な循環型社会の構築に要する経費で、7億1572万9000円を計上しております。

(目) 環境保全総務費は、環境部職員の給与や課の運営費で、6億1985万2000円を計上しています。

(目) 環境保全費は、地球温暖化対策、米軍基地の環境問題対策、水質汚染対策、大気汚染対策、赤土等流出防止対策、さらに、緑化の推進等に要する経費で、9億5130万6000円を計上しております。

最後に、(目) 自然保護費は、世界自然遺産地域である沖縄島北部及び西表島での希少種の交通事故防止・密猟対策等を実施するための経費や外来種対策、

サンゴ礁保全・再生に向けた対策など、自然環境の保全・適正利用を図るための経費で、12億7369万6000円を計上しております。

以上で、環境部の令和5年度一般会計歳入歳出予算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○**呉屋宏委員長** 環境部長の説明は終わりました。

次に、企業局長から企業局関連予算の概要の説明を求めます。

松田了企業局長。

○**松田了企業局長** おはようございます。

それでは、企業局関連の甲第22号議案及び甲第23号議案について御説明申し上げます。

タブレットを御覧ください。

初めに、甲第22号議案令和5年度沖縄県水道事業会計予算について御説明申し上げます。

第2条の業務の予定量につきましては、給水対象が那覇市ほか27市町村及び1企業団、当年度総給水量が1億5327万5000立方メートル、1日平均給水量が41万9000立方メートルを予定しております。また、主要な建設改良事業は52億4381万円を予定しており、その内訳は、導送取水施設整備事業が21億1200万1000円、水道広域化施設整備事業が19億2615万1000円、北谷浄水場施設整備事業が12億565万8000円となっております。

次に、第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入の水道事業収益は299億6236万1000円を予定しており、その内訳は、営業収益が172億9908万5000円、営業外収益が125億3507万1000円などとなっております。

支出の水道事業費用は331億9901万2000円を予定しており、その内訳は、営業費用が320億7731万1000円、営業外費用が9億8941万1000円などとなっております。

第4条の資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

61ページを御覧ください。

資本的収入は68億906万7000円を予定しており、その内訳は、企業債が17億9010万円、国庫補助金が44億9174万8000円などとなっております。

資本的支出は110億2738万6000円を予定しており、その内訳は、建設改良費が68億7235万9000円、企業債償還金が39億4462万6000円などとなっております。

第5条の債務負担行為につきましては、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めております。

第6条の企業債につきましては、限度額17億9010万円と定めております。

次に、62ページを御覧ください。

第10条の他会計からの補助金につきましては、3億4387万3000円を予定しており、これは臨時財政特例債の元利償還等に充てるため、一般会計から補助金を受け入れることを定めたものであります。

以上で、甲第22号議案の説明を終わります。

次に、63ページを御覧ください。

引き続きまして、甲第23号議案令和5年度沖縄県工業用水道事業会計予算について御説明申し上げます。

第2条の業務の予定量につきましては、給水対象が108事業所、当年度総給水量が924万立方メートル、1日平均給水量が2万5000立方メートルを予定しております。また、主要な建設改良事業は134万6000円を予定しており、その内訳は、導水施設整備事業であります。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入の工業用水道事業収益は6億5395万6000円を予定しており、その内訳は、営業収益が3億6275万9000円、営業外収益が2億9119万6000円などとなっております。

支出の工業用水道事業費用は7億4924万1000円を予定しており、その内訳は、営業費用が7億4394万3000円、営業外費用が479万7000円などとなっております。

第4条の資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

64ページを御覧ください。

資本的収入は286万7000円を予定しており、その内訳は、国庫補助金が90万8000円、他会計補助金が195万9000円となっております。資本的支出は5812万円を予定しており、その内訳は、建設改良費が1754万9000円、企業債償還金が4055万9000円などとなっております。

第9条の他会計からの補助金につきましては、979万3000円を予定しております。これは先行投資施設に係る維持経費等に充てるため、一般会計から補助金を受け入れることを定めたものであります。

以上で、甲第23号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく御願いいたします。

**○呉屋宏委員長** 企業局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、予算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにします。

予算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に係る予算議案でありますので、十分御留意願います。

なお、総括質疑の提起の方法及びその取扱い等については、3月10日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に御願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する予算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ告げた上で、説明資料の該当ページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思っておりますので、委員及び執行部の皆さんには御協力をよろしく御願いします。

なお、課長等の補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を告げてください。

それでは、環境部に係る甲第1号議案、企業局に係る甲第22号議案及び甲第23号議案に対する質疑を行います。

玉城健一郎委員。

**○玉城健一郎委員** おはようございます。

まず、環境部から質問をさせていただきます。

今、発表しましたけれども、有機フッ素化合物残留実態調査事業について、その状況の概要を御説明をお願いいたします。

**○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監** お答えいたします。

事業の概要と調査地点についてですけれども、県においては県内のPFOS等の残留実態を把握するため、令和5年度の有機フッ素化合物残留実態調査事業により、基地周辺以外を含めた宮古、八重山地域も対象とする全県的な水質と土壌のPFOS等調査を実施することとしております。

水質及び調査地点につきましては、それぞれ40地点程度を予定しており、具体的な調査場所については、市町村と調整の上で決定したいと考えております。

土壌中のPFOS等につきましては、分析方法や基準値が定められていないため、県としましては、これらの調査結果を踏まえて、国に対し、土壌に関する基準値等の設定を求めてまいります。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

P F O Sの実態、私たちも、部長も含めてなんですけれども、E P Aに行ってアメリカの現状だったりとか、そのP F O Sに対する認識というのを学んだ上で、やっぱりこの調査というのは非常に必要なことだと思いますので、ぜひ前に進められるようにどんどんやってくださいということと、あわせて、今答弁もございましたけれども、国に対してやっぱり土壌の規定値をつくってもらうことと同時に、世界、特にアメリカの状況だったりとか、そういった状況も踏まえながら発信していただきたいと思えます。

次、海洋漂着ごみについてなんですけれども、今回、予算額はどのくらいになっていますか。

○久高直治環境整備課長 2億9385万円となっております。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

海岸漂着ごみというのは、沖縄の場合は海洋立県ということもありまして、この被害、この状況というのはかなり沖縄の離島だったりとか、沖縄本島も含めて大きな負担になっていると思うんですけれども、この予算額の割合というのはどのようになっていますか。国、県、市町村の負担割合。

○久高直治環境整備課長 海岸漂着物等地域対策推進事業の事業費約2億9400万円のうち、県執行分が約1億6500万円、市町村補助金が約1億2900万円となっております。

○玉城健一郎委員 これはもう全額国からの予算ということだと思うんですけれども、こちらは市町村だったりとか、沖縄本島も含め、特に離島の市町村とかからは、この漂着ごみの要望というのはかなりあると思うんですけれども、今回、市町村からの要望に対して満額計上できたんでしょうか。

○金城賢環境部長 玉城委員から、その市町村からの要望額に対して満額計上できたかという御質問でございますけれども、当初予算においては、市町村から要望額をもらって計上しておりますので、予算の形としては要望額を計上したということでございます。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

これは結局、この国の予算がほとんど100%、国の予算でなっているんですけれども、県としては、ちゃんとこの要望額は国からお金はもらえているんですか。

○金城賢環境部長 先ほど委員からも質問ありましたけれども、基本的に市町村における海岸漂着物に

係る対応につきましては、基本的には9割という補助率でございます。

種類がございまして、例えば漁業者が海に行って回収してきたごみについては、限度額の範囲内で全額補助しますよということになっておりますけれども、形としてはおおむね、そういうのをトータルで見ますと、約9割を補填しているという状況にございます。

○玉城健一郎委員 9割の補助なんですけれども、県の要望額は満額もらえてはいるんですか、国から。

○金城賢環境部長 委員からの質問にもございましたけれども、過去の経緯を見ますと、おおむね要望額に対して6割程度、7割程度、年度によって追加内示等ございますので、ここによって追加された分を加味しますと、大体6割から7割ぐらいの予算措置という形になっております。

○玉城健一郎委員 やっぱりこの沖縄の特殊事情というか、沖縄はやっぱり海に囲まれていて、海に囲まれていない県とはやっぱり事情が違うと思うんですよね。

そういった中、国に対して、環境部のほうも全国知事会を通して、この予算をしっかりともらえるようにということで説明はしていると思いますが、改めて、強く国に対して要望をしていく必要があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○金城賢環境部長 委員御指摘のとおり、今、海岸漂着物、特に先島、例えば西表島でありますとか、宮古地域においては、漂着するごみのおおむね5割から6割程度が海外からのものということで、私も現場を確認しましたけれども、その上で、竹富町長ともお会いしましたけれども、ごみが際限なく入ってくるということで、これはもう市町村のレベルで対応できる問題ではないというふうな説明を受けました。

そうしたことも受けて、県としては、全国知事会でありますとか、それから、九州地方知事会ですね、ここにおいても毎年、海岸漂着物、ごみに関わる問題については、国に対して要望を行っておりまして、例えば九州地方知事会であれば、海域を漂流する流木等、あるいは堆積した土砂、瓦礫について、これについては漁業や船舶の航行への影響が非常に大きいということで、海洋ごみの回収処理に係る予算の確保ですね。

それから、全国知事会等においても、これは先ほど申し上げたとおり、国レベルの国際的な問題なので、国会レベルでの対応をお願いしたいというよう



なことを要望しております。

それから、私が7月に環境省の担当局長に直接お会いしまして、特に離島地域におけるごみの状況を説明した上で、予算の確保と、まずは予算確保していただきたいということと併せて、先ほど申し上げたとおり、これは国レベルの問題でもあるので、そうした形での国家レベルでの対応をお願いしたいということを申し上げたところです。

それから、沖縄県からは九州各県、特に長崎等においてもそういう被害がございますので、九州の部長名で国に対して要望を出すことを提案しております、これについては現在調整中でございます。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

ぜひよろしくをお願いします。

これはもう国際的な問題なので、県とか市町村のレベルで対応するのは厳しいと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

次、企業局に移ります。

企業局、予算のほうからなんですけれども、今回、約40億円近くマイナスの赤字計上というふうになっているんですけれども、この要因というのはどういったところにありますか。

○仲地之総務企画課長 資源価格の高騰に伴う動力費、電気料金的大幅増に起因するものであります。

○玉城健一郎委員 分かりました。

こちらなんですけど、県も支援の考えは示しているんですけれども、この中で特に今、沖縄の事情の中でPFOSの問題で、海水淡水化施設を北谷浄水場で動かしていると思うんですけれども、この海水淡水化施設を動かす11月から1月の期間、動かしている間で、どれだけマイナスという状況が出ているのか御説明をお願いします。

○仲地之総務企画課長 令和4年度の費用なんですけど、動力費で2億2000万円、膜交換費で3000万円、薬品費で4000万円、合計で2億9000万円となっております。

○玉城健一郎委員 これはもう令和5年度も同じぐらいの金額と考えていいですか。

○仲地之総務企画課長 令和5年度は導水トンネルの工事がありませんので、海水淡水化施設の最大稼働は今のところ予定しておりません。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。ぜひよろしくをお願いいたします。

今回のマイナスなんですけれども、県にしても、国に関しても、昨今報道にあったように支援をするということで、電力費の支援をするということになっ

ているんですが、これによる影響というのもございますか。

○仲地之総務企画課長 県が支援予定の特別高圧については、予算編成時点では未定だったことから、今のところ盛り込んでおりません。

○玉城健一郎委員 じゃ、もしかしたら、もう少し予算額、赤字額が減る可能性はちょっと含まれているということで理解していいですか。

分かりました。

最後にですけれども、今回の企業局のマイナスというのはどうしても外部的な要因というか、そういったところでマイナスになっていて、非常に企業局の職員も頑張っているというふうに私も理解しています。

そういった中で、また、本当に必要な予算とかそういったものは、やっぱり国に対して要望する必要があると思いますので、その辺りをよろしくをお願いいたします。

最後にですけれども、これまでのPFOSの対策、PFOSが検出されてからこれまでの企業局の対応で、その結果どのように数値が変わってきたのか御説明をお願いいたします。

○米須修身配水管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、水源対策としましては、中部水源の取水の抑制または取水停止を行ってまいりました。

また、導水路トンネルの工事期間における海水淡水化施設の最大運転、そして、金武ダム、漢那ダムにおける期別水利権の設定、活用を行ってまいりました。

また、浄水場での対策としまして、PFOS等吸着効果の高い高機能活性炭への取替えを行ってまいりました。

それらの効果によりまして、北谷浄水場の浄水でのPFOS、PFOAの合計値は令和3年の12ナノグラムパーリットルから、令和4年は2月末時点で3ナノグラムパーリットルへと低減したところでございます。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

本当に企業局、この五、六年、PFOSが検出されてからの企業局の努力というのは本当に涙ぐましい努力があって、ここまでこの2まで減らすことができたと思います。

こういった事情というのが、今、少しPFOSの問題に関して、私も感じる事なんですけど、かなり危険ということは分かっているんですけれども、

ちょっと先行していて、実際、今の現状、企業局が努力してどれだけこのPFOSの数値が下がってきたのか。

現状、この2という状況というのはかなり低いと思うんですよ。今度の入替え、次年度の入替えがあったら、ほぼ検出されないレベルになるというふうに私も予想しているんですけども、そういったこの企業局の現状というのはやっぱり県民向けに発信していく必要があると思うんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

**○松田了企業局長** PFOSにつきましては、今の国のほうでも新しい基準等について検討されているところかと思えます。

企業局でも、委員の今のお話にもあるとおり、できる限りの努力をしているような状況でございまして、それがきちっとした形で数字にも出ているかと思えます。

この数字については、我々はホームページ等でも公表しているところでございますけれども、さらに、安全の上にこの安心感を県民の皆さんに知っていただくために、さらに、そういう我々が努力した状況について、ホームページ等でさらに積極的に発信してまいりたいと考えております。

**○呉屋宏委員長** 次に、島袋恵祐委員。

**○島袋恵祐委員** よろしく願いいたします。

私からは、まず最初、環境部の当初予算の概要からですが、まず、沖縄県版レッドデータブック改訂業務についてお伺いをいたします。

この改訂業務なんですけど、まず、業務の概要を教えてください。

**○出井航自然保護課長** 沖縄県レッドデータブックは、本県の野生生物の現状を把握し、野生生物及びその生息・生育地を引き継ぐために、絶滅のおそれのある野生生物の保護を進めていくための基礎的な資料、そういったものになるものでございます。

具体的には、野生生物の保護やその生育・生息環境の保全、環境学習等に活用されることを目的としており、おおむね10年をめぐりに改訂を行い、開発行為を行う事業者をはじめ、自然保護団体や教育機関等、広く県民に対する周知を行っていくということにしております。

**○島袋恵祐委員** このレッドデータブックですね、とても重要なものだなと、今説明を聞いて分かったんですけど、記載されているこの生物の数というのはどのぐらいあるんでしょうか。

**○出井航自然保護課長** 現在出されているレッド

データブックは第3版、平成28年、29年に出されたものですけれども、一応、動物編と、それから、菌類・植物編の2つに分かれて出されております。

動物編においては掲載種の数が991種で、菌類・植物編につきましては1023種となっております。

**○島袋恵祐委員** 本当に多くの数が記載されて、この記載されている以上、やはり絶滅のおそれがある、守っていかなくちゃいけない生物だということに理解したいと思うんですけども。

今、この改訂業務の進捗なんですけど、これが完成するのはどのぐらいかかるのか教えてください。

**○出井航自然保護課長** 当該業務につきましては、今年度から令和8年度までの5か年計画となっております。令和7年度に動物編、それから、令和8年度に菌類・植物編の改訂版レッドデータブックを発行するというような予定にしております。

**○島袋恵祐委員** 先ほどね、数も出されたんですけど、その数よりやっぱり増える見込みなんですかね、今の時点で。

分かれば教えてください。

**○出井航自然保護課長** 今年度始まったばかりですので、数が増えるかどうかということとは分からないんですけども、例えば第3版、28年、29年に作られたときには、動物編、それから、菌類・植物編もやはりこの研究の進展に伴って新たな発見が出てきたということで、掲載される種数は増加しているというのは、前回のときはそうでした。

ただ、今回についてはまだ、今これからまさに調査が始まるということでございます。

**○島袋恵祐委員** 分かりました。

先ほど概要説明でも課長からあったように、このデータブックに記載をされているそういった生物に関してやっぱり開発する際とか、そういったものにきちんと対処、対応してほしいというようなことも含めてのブックだということの説明があったんですけども、今、この泡瀬の東部海浜開発でコアジサシとシロチドリの営巣が確認をされていて、それを沖縄市が対策をするということの話があったんですけど、このコアジサシとシロチドリについては、このレッドデータブックではどのように記載されているんでしょうか。

**○出井航自然保護課長** すみません、手元にシロチドリのデータは今持っていないんですけども、コアジサシにつきましては、レッドデータ沖縄で絶滅危惧の2類に分類されているところでございます。

**○島袋恵祐委員** レッドデータブックにも記載をさ

れているということなんですけれども、やはりきちんと対応をしないといけないと思います。

皆さん環境部と、この対策を取ろうとする沖縄市とのやっぱり関わりとか連携というのも重要だと思うんですけども、皆さんとしても何か一緒になってやろうというような方針を立てているんでしょうか。

**○出井航自然保護課長** 沖縄市が実施する事業の概要というのは、こちらのほうにも情報というのは入手した上で承知しております。

ただ、実際に沖縄市が今これからやろうとしておりますのは、その鳥類の営巣を、ビーチを提供するに当たって、事前に営巣させないようにするための手法を検討するというので、その手法の検討というのがこの4月から6月にかけて行われるというふうに聞いておりますので、そういった検討結果を注視しながら、こちらのほうについても相談等あれば適切な助言等をしてまいりたいというふうに考えております。

**○島袋恵祐委員** このコアジサシの営巣についても、きちんとこの営巣をするところ、代替地というんですか、そういったのもちゃんと確保しないとイケないというようなことも、そういったことがちゃんと定められている中で、皆さんがやれば環境をしっかりと守る点でも、今、ここの干潟の東部海浜開発のビーチも一部先行しようというやっぱり動きもある中で、きちんとまず先行使用をする前にコアジサシの営巣について解決をしない限りは、やっぱりそういった先行使用もやっぱり認められないというのは私の思いでもあるわけですね。

だから、そういったのも含めて、環境を、きちんと動物を守るといふところを最優先に考えて、皆さんとしてもきちんと沖縄市と連携して取組方をしてほしいと思うんですけども、その辺どうでしょうか。

**○出井航自然保護課長** コアジサシにつきましては、環境省が平成26年3月にコアジサシ繁殖地の保全配慮指針というものを示しております。

先ほど申し上げたとおり、絶滅危惧2類には入っているんですけども、法的な規制というのは、鳥については、捕獲をしたりとか卵を取ったりとかすることについては禁止されているんですけども、営巣をしない、させないというようなことについては、特段の規制はないところです。

ただ、コアジサシについては、絶滅危惧2類ということもあって、国のほうが先ほど申し上げた保全

配慮指針というものを示した上で、そういう繁殖が見られるタイミング、どの段階によるかによるんですけども、そういった時々に応じて、こういった措置を講じましょうというような配慮事項を示しておりますので、そういうふうなものも踏まえながら、沖縄市に対しては助言等をしてまいりたいというふうに考えております。

**○島袋恵祐委員** この開発とか事業ありきで、そういった環境が守られないということでは、そういった事態はあってはならないと思いますので、皆さんとしてもしっかりとこの環境を守るといふことを最優先にやってもらいたいと思うんですけど、最後、部長どうでしょうか。

**○金城賢環境部長** 担当課長からも説明ありましたが、まず、当該業務については、絶滅のおそれのある野生生物の保護を進めていくための基礎的な資料を整備するというので、その資料について広く普及を図ることをまず目的としているものでございます。

課長からもありましたけれども、コアジサシについては、現在、絶滅危惧の2類というふうになっておりまして、絶滅のおそれがある種として、最高レベルではございませんけれども、そういった形で指定をされております。

鳥獣保護管理法では、先ほど課長からありましたとおり、営巣してしまうと卵の採取はできないという形で規制がかかりますけれども、その営巣前の対策については、この法律をもって規制をすることができないという状況でございます。

環境部としては、県の環境行政を所管しておりますので、まず、沖縄市の状況をしっかりと把握をした上で、課長からもありましたとおり、意見交換をするなりして、貴重な絶滅危惧種でございますので、いかにして保護が図られるのかということについて意見交換等を行ってまいりたいというふうに思います。

**○島袋恵祐委員** ぜひ、皆さんがまとめているレッドデータブックも、今後とても大事なものだと思うので、もうやっぱり使用しながら、過程を見ながら、しっかり対策を連携して取り組んでいただきたいということを強く要望したいと思います。

次ですが、プラスチック問題対策普及啓発事業、新規の事業になっているんですけども、この新規の事業の概要について教えてください。

**○久高直治環境整備課長** 当該事業は、県内のプラスチック問題の解決を目指しまして、プラスチック

製品の使用削減及びプラスチック資源の循環を促進するために、県民がプラスチック問題を身近に感じる取組を実施し、県民のライフスタイルの変革を図ることを目的としております。

**○島袋恵祐委員** 新規の事業ということでこれから取組をしていくと思うんですけども、今、沖縄県の実情を教えてください。

ここ沖縄県内におけるこのプラスチックごみの年間の排出量というのはどのぐらいなのか分ければ教えてください。

**○久高直治環境整備課長** プラスチックもリサイクルに回るものと、また、ごみとして燃やされるものがありまして、燃やすごみの中のプラスチック量としましては11万9440トン、年間の数値となっております。

そうしまして、ペットボトルが5039トン、食品トレイが4トン、その他の容器包装が856トンで、それらを含めると5899トンとなります。

**○島袋恵祐委員** 相当な量だと思うんですが、これはやっぱり年々増加傾向なんですか。それとも減っているんでしょうか。

**○久高直治環境整備課長** すみません、詳細なデータを持っていませんが、今、観光客も増加、コロナの状況もあるので、その辺の全体を分析しないと分かりませんが、横ばいから少し上昇の可能性もあると思います。

**○島袋恵祐委員** 皆さん、今回、この新しい事業を取り組むという形で、どのくらい、年間、このプラスチックのごみの排出量を減らしていこうというような、何か目標というのを持っているんでしょうか。

**○久高直治環境整備課長** 今、沖縄県のこの事業の目的は、まず、プラスチックの問題、万国津梁会議でいろいろと議論をしてきまして、専門家とか事業者の皆様からいろいろな提言を受けております。

そうした提言を踏まえて、それを具現化していくといえますか、啓発活動をしていって、県民がプラスチックを少し削減してリサイクルが進むような社会づくりということを目指しております。

今、数値目標というのは設定していませんが、そのような形をいろいろな様々なライフスタイルの中で県民がこのプラスチックを削減していくような、そういったことがよりよいという環境にしたいという、県民、事業者、行政も含めて、県民の思いが1つになるというのが一つの目的でありまして、実際、この数値的な目標は、今、定めてはおりませんが、次年度は計画を立てながら進めていくと思いますの

で、その辺も含めて検討していきたいと考えております。

**○島袋恵祐委員** やはりこの対策、とても大事な対策だと思うんですけど、きちんと目に見える形でプラスチックごみを減らしていくという取組というのは、やっぱり目標というものもしっかりと定めてやる必要があると思うんで、これは今後皆さんの議論の中できちんとそれは定めて、また実施してもらいたいということは要望しておきます。

本当に県民一丸となって取り組んでいくものになると思います。もう本当に、このプラスチックのごみというのは、社会のそのものの、何て言うんですかね、体系というか、プラスチックを使わないように、どうリサイクルしていくかというような、そういう意識啓発はとても大事だと思うので、ぜひ県民にも分かるような形でこの事業を進めてほしいということをお願いしたいと思います。

次ですが、EVバス導入促進に関する経費についてですけども、これも新規になっているんですが、事業の概要を教えてください。

**○與那嶺正人環境再生課長** 本事業は、運営部門における地球温暖化対策として、EVバスの普及促進により公共交通機関などにおける低炭素化を図るため、県内を運行する路線バス、観光バス等の電動化及び充電設備導入に係る費用の補助を行うものです。

国土交通省及び環境省が事業者に対して補助を行う事業に、県が補助金を上乘せし、EV購入費の5割程度の補助を行うことで、一般的なディーゼルバスと比較してもより安価で購入、導入できるようにし、バスの電動化を促すものです。

令和5年度から令和7年度までの3年間、毎年、EVバスを5台から9台程度、充電設備を5基程度、補助を行う計画としております。

以上です。

**○島袋恵祐委員** 概要は分かったんですけども、県内、多くの路線バスや、また、観光バスも走行していると思うんですが、このEVが導入されているバスというのは県内でどのぐらいあるんでしょうか、分かりますか。

**○與那嶺正人環境再生課長** 県内のEVバスの導入状況について、現在、把握している情報としては、これまでに路線バスが4台、観光バスが15台、計19台のEVバスが導入されていることを把握しております。

**○島袋恵祐委員** 本当にこれからということころだというふうに思って、この事業によってEVバスを増

やしていく一つの力になるものかなというふうに思うんですけども、やっぱりもっと、僕としては、EVバスをどんどん台数を増やしていく必要があると思うんですけども、この3年間、まずやってみるってことなんですけれども、場合によってはまた予算増額とか、そういったのも動向、動きによってはまた考えていくことになるんでしょうか。

**○與那嶺正人環境再生課長** 来年度の事業が初年度になりますので、今現在、事業者の申請状況が全く読めない状況となっております。

一応、事業者にヒアリングして、申請の意思等は一通り確認した上で台数は見込んでいるんですけども、この申請状況によって、また、総務部とも調整しながら、予算の増大について検討をしていきたいと考えております。

**○島袋恵祐委員** 分かりました。

ぜひ頑張ってくださいと思います。

最後、企業局で1つお伺いしたいんですけども、水道管の耐震化が今、この間の報道で、全国よりもこの沖縄県が平均よりこの耐震化率が下回っているということで報道があったんですけども、実情は今どういう状況なんんでしょうか、教えてください。

**○米須修身配水管理課長** 令和3年度末時点の企業局水道管の耐震化率は43.8%となっております。

全国の水道管耐震化率41.2%と比べて2.6ポイント上回っております。

**○島袋恵祐委員** 企業局の管理のところ、ほかの何か全県的な一般家庭用の水道管とか、そういったのもひっくるめると全国平均より下ということなんですかね。もう一度詳しくその辺を教えてください。

**○米須修身配水管理課長** 企業局の有する施設、水道管以外に、各市町村等で有しております水道管のほうもあります。その市町村分も含めた県の値が30.4%ということで、全国平均を下回ったということになっております。

**○島袋恵祐委員** 市町村の役割と皆さん企業局の役割とを整理したいので、その辺の企業局がどこを管理して、市町村はどこを管理しているということを教えていただけませんか。

**○米須修身配水管理課長** 基本的には企業局は企業局の配水池のほうまで水を送りまして、その後、各市町村等への供給点というところがあります。責任分界点になります。その責任分界点以降が市町村分の保有する施設、水道管ということになります。

**○島袋恵祐委員** 分かりました。

全体的なところで、言うように平均を下回っていることの値になっているんですけども、皆さんとしてはこの水道管のこの耐震化の取組について、どのような取組をしているかというのを教えてください。

**○米須修身配水管理課長** 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画等に基づきまして、老朽化施設の計画的な更新に合わせて耐震化に取り組むこととしております。

令和13年度末の目標値は48.6%となっております。

**○島袋恵祐委員** 具体的にどういった形でこの耐震化に取り組んでいくんですか。

**○米須修身配水管理課長** 今後の計画としましては、計画的な施設の更新、減災対策が図られるように、ハード交付金の所要額の確保に努めてまいります。

当面のハード交付金減少への対応としまして、施設更新スケジュールを見直すとともに、計画的な施設点検や修繕工事などによる長寿命化対策に取り組みます。

また、施設の重要度等を考慮した更新計画、地震津波対策の検討を行うこととしております。

**○島袋恵祐委員** 老朽化とか、そういったものに伴って耐震比率もやっぱり低くなっているということで、水道管の耐震化、また、更新等も本当に必要な取組になってくると思うんですけども、やはりしっかり予算を確保してつけてもらって、耐震化が進んでいくように、やっぱり全国よりも遅れている状況があると思いますので、その取組方をしっかりやってもらいたいと思うんですけども、最後おっしゃった局長、答弁お願いできますか。

**○松田了企業局長** 先ほど課長のほうからも答弁がございましたけれども、企業局単体で見ますと、全国平均を若干ですが上回っているような状況でございます。

市町村さんは、水道事業を所管しています県の保健医療部のほうで補助金等を得まして交換等を行っておりますので、それはまた関係部局と連携をしまして更新を行っていくということを進めていただくようにはお願いしたいと思います。

我々のほうは、先ほどありましたけれども、ハード交付金等を活用しまして、可能な限り進めてまいります。

**○島袋恵祐委員** 分かりました。

ぜひ市町村ともしっかり連携して取り組んでいただけたらというふうに思います。

私からは以上です。

○呉屋宏委員長 次に、比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 よろしくお願ひします。

最初に、有機フッ素化合物の残留調査ですが、先ほど玉城委員への答弁で概要が分かりました。

新年度は土壤調査、離島含めて40か所でやるということなんですけれども、この場所の選定については、市町村と協力してと言うんですけど、具体的な場所というのはどのように決まっていくなんでしょうか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 調査地点の選定につきましてですけれども、土壤調査につきましては、その土地の使用履歴ですとか、周辺の状況、地域の状況等を踏まえ選定する必要があることから、地域の状況を把握している市町村との調整結果を踏まえて調査地点を設定することとしております。

なお、調査地点の詳細につきましては、風評被害や土地所有者の事業活動への支障、近隣住民への影響等を考慮して、公表はしないということにしております。

○比嘉瑞己委員 市町村の協力は必要ですけれども、県民としては蓋然性が高いと言われる米軍基地の周辺とか、あるいは産廃のところの周辺とかというのが気になるところがあるわけですね。

そうした県民が心配する地域というのがちゃんと選定されてほしいと思うんですけど、そこへの配慮はありますか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 お答えいたします。

先ほども説明させていただいたんですけれども、市町村との調整がまだ開始していないという状況でございます。

その調整結果を受けてということになりますので、そこら辺は市町村の意向が酌まれるかというのは考えております。

○比嘉瑞己委員 風評被害の懸念もありますけれども、例えば那覇で言うと、航空自衛隊那覇基地での泡消化剤が漏れた事件が2年前ありました。実際、防衛省は基地周辺、その基地の外の土地を調査していたんですけれども、その結果を公表していなかったということが明らかになっています。

こうした県民が心配している地点がちゃんと調査できるようにするのが、この事業、大変大事だと思うんですけど、この点改めて部長からお聞かせください。

○金城賢環境部長 先ほど対策監から説明ありまし

たけれども、やはり市町村との調整は非常に重要だと思ってまして、ただ一方で、場所をどう選ぶかというのは非常に重要な問題だというふうにも思います。

そうした観点から、今、委員からもありましてしており、例えば基地の周辺であるとか、あるいは学校、工場であつたりとか、PFOSが出る可能性が高いところをより優先的にというのは一つ御指摘としてそのとおりだというふうに思っています。

今回、先に5地点調査しましたけれども、その際にも嘉手納町、それから、宜野湾市とは相当調整をしまして、どういった場所を選ぶかというところで——その際にも、今、委員から御指摘のあつたようなところも踏まえた上で、市町村と調整をして決定をしたという経緯もございますので、次年度以降40地点調査をしますけれども、この場所の選定については、しっかりと今委員から御指摘のあつた点も踏まえて、適正に場所を選定していきたいというふうに思います。

○比嘉瑞己委員 よろしくお願ひします。

次に、動物適正飼養推進事業について伺いたいと思います。

拡充となっていて大変喜んでおります。

今年度、皆さん補正、使える範囲で試験的にこのTNR事業を開始したということをお大變評価しております。

途中からの実施でありましたが、そのTNR事業を今度、この新年度で本格的にやっていくというふうに聞いているわけですが、この中身についてまずお聞かせください。

○出井航自然保護課長 今、委員から発言があつたとおり、今年度から試験的に執行残であるとか、あるいは職員の隙間時間を活用しての、そういう取組としてTNRのほうをボランティア団体とも連携協力してやっているところではあるんですけれども、次年度は、そういった予算とかマンパワー、そういったものをしっかり確保した上で、安定的に1年間通して実施できるようにということで、取組としては試験的な取組ということで位置づけは変わらないんですけれども、ただ、その予算とか人の問題で、できるときとできないときがあつては困ることから、年間を通して必要な、例えば非常勤獣医師、あるいはその手術の補助をする会計年度任用職員、そういったものに係る人件費でありますとか、あるいは手術に要するその他のもろもろの費用、そういったものを含めて予算化したところでございます。

○比嘉瑞己委員 大きな前進だと思います。

これ目標の頭数は何匹ぐらいを目標と考えていますか。

○出井航自然保護課長 特に目標の頭数というものは掲げてはいないんですけれども、この非常勤獣医師であれば、その月、例えば4日間程度でしたか、そういうふうな感じで、すみません、正確な数字は思い出せないですけど——失礼いたしました。一応、非常勤獣医師とか会計年度任用職員に係る費用として計上したところではあるんですが、一応、年間200頭程度ということで、今、予算上は考えているところです。

○比嘉瑞己委員 私も、この間、本会議でも質問をさせていただいて、勉強をしながらだったんですけど、当初、地域猫というのが県の計画でもそこが軸だったんですよ。

地域猫とTNRの違いも、私も最初は分からなかったんですけど、地域猫はそういった不妊去勢手術をした猫を地域で管理者、地域の皆さんにちゃんと面倒を見てもらうというような仕組みだったんですけど、できればそれが一番理想なんだけれども、なかなかそういった地域との関係というのをつくるのも難しいので、このTNRというのはリリースなんですよね。必ず担当者があるわけではないんですけども、地域のほうで見守ってもらうというような役割があると思います。

こういった意味では、県のほうで計画が、この地域猫からさらに広げてTNRになったというところで評価しているんですけれども、皆さんとしてはこれどういった議論があって、この拡充になっていったのか教えてください。

○出井航自然保護課長 県では、猫について屋内飼養等の適正飼養を徹底してもらう、そういったものを普及啓発していくということで、将来的にはそういった飼い主のいない猫が存在しないというようなことを理想として、普及啓発に取り組んでいるところです。

ただ一方で、現に存在する飼い主のいない猫についてどうするかというような話があるんですけれども、そのことについては、やはり適正飼養の普及啓発が浸透して、その数が減っていくというような状態になると思うんですけれども、その過渡的な対応としては、やはり地域猫活動というものをこれまで推進してきたところです。

地域猫活動につきましては、先ほど委員からもお話があったとおり、地域住民の合意の下に地域住民

が主体となって飼養管理などを行うんですけれども、いわゆる民間ボランティアが一般的に行っているTNR活動というのは、地域住民の合意がないまま行われるということで、ふん尿等による悪臭、それから、不適切な餌やりなどによる衛生状況の悪化などで近隣住民とのトラブルにつながるというようなことも、おそれとしてあります。

しかしながら、繁殖が制限されるということで殺処分減少につながるというようなことでは、そういう意味において効果があるということは我々も認識しているところでして、そういったことも踏まえて、今年度からボランティア団体とも連携して、実際には今年の1月からですね、実際に手術とか、そういったところに関与し始めて試験的に取り組んできたところです。

今年度は、先ほど申し上げたとおり、執行残など、そういうところで活用をしていたものなんですけれども、次年度はそれを年間通して実施できるようにしようということで必要な予算措置を講じたところでございます。

○比嘉瑞己委員 理想的には、室内で適正飼養をやってもらうというのが理想だけれども、やはり現実的にはこうした野良猫というのはいるわけですから、そこへの対応という意味で、現実的な対応をしたことを大変高く評価したいと思います。

今の議論を踏まえて、次、世界自然遺産の保全・適正利用推進事業があります。

これヤンバルの世界自然遺産を守るために、こうした希少種を守るために、ヤンバル3村で、家の外にいる猫を全て捕獲して、ゼロにしていこうという計画のようです。この間、大きく報道もありましたけれども、これでもう外にいる猫をゼロにしていこうという計画で、関係者の皆さん大変驚いているんですね。

この計画がもうこの4月から実施されようとしているわけなんですけれども、この猫のアクションプランについての説明をまずお願いいたします。

○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監 お答えします。

令和3年7月に世界自然遺産に登録された沖縄島北部の3村、国頭村、大宜味村、東村の森林域においては、猫によるヤンバルクイナ等の希少種の捕食が今、問題となっております。

そのため、県では、世界自然遺産登録地の生態系の保全のため、平成29年度から猫の捕獲、排除を実施しているところでございます。

しかしながら、依然として、集落での放し飼いや中南部からの遺棄等による森林域への猫の流入が確認されております。

そのため、県、環境省、国頭村、大宜味村、東村において連携協力して効果的な猫対策を実施するための計画をつくる必要があったことから、沖縄島北部における生態系保全等のためのネコ管理・共生行動計画という計画を連名で策定作業を進めているところです。

このネコ管理・共生行動計画（案）においては、沖縄島北部3村における今後の目標として、森林域からの猫の排除、あと、飼い猫の適正飼養、沖縄島北部以外からの猫の流入防止という3つの目標を掲げて、活動内容として、森林域における猫の捕獲や生息状況のモニタリング、集落内での適正飼養の推進、村条例の改正等の実施、全県的な適正飼養、遺棄防止の普及啓発等を実施するというのがこの計画となっております。

**○比嘉瑞己委員** この森林の中にいる猫、集落にいる猫、これは捕獲して、その後、その猫はどうなりますか。

**○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監** これまでは、基本的には飼い主がいるものについては返還して、あと、いない場合でも譲渡に努めてきております。

計画におきましても、基本10日間、捕まえた猫については飼い主を探すため、もしくは譲渡につなげるために周知期間を10日間設けまして、その後、見つからなかったものについても基本的には譲渡に努めることとしておりますが、最終的には、どうしてもやむを得ない場合は殺処分ということも可能性としては掲げています。

**○比嘉瑞己委員** 飼い主に返すというところが最初にあると思うんですけども、その際、そのマイクロチップを基にやると言っているんですけども、このマイクロチップの装着率というのはどれくらい進んでいるんですか。

**○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監** すみません、今手元に資料がございませんので数値としては分からないのですが、一応、今、国頭村、大宜味村、東村の3村では猫の条例がありまして、それについて、飼い猫については村でマイクロチップを入れて、それを登録するという条例がありますので、そちらに基づいて登録されているというのが基本ではあります。

**○比嘉瑞己委員** そうは言っても、なかなか装着ま

でできていない猫というのもいると思うんですよね。

それがあつた後も10日間の周知期間で譲渡に努めるというのが基本になっているわけですよね。それ以降も譲渡に努めるってあるんですけども、やはり本当にそれが譲渡までいけるのか、殺処分されるんじゃないかということで不安が広がっていると思います。

この間、県としてもノネコ対策というのはずっとやってきているわけですよね、野良猫じゃなくてノネコ。その実績をお聞きしたいんですけども、これまでのこの捕獲数、譲渡の数という実態はどうなっていますか。

**○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監** 県で捕獲してきましたこれまでのノネコの捕獲数は、平成29年度から、今集計ができております令和3年度までですと、144頭を捕獲しております。

そのうち譲渡数が135頭、返還数が8頭、死亡数が1頭となっております。

**○比嘉瑞己委員** 続いて、このヤンバル3村、国頭、大宜味、東村では、ここではノネコではなくて、野良猫のほうのこの保護、収容の事業がありますけれども、ここも保護の数と譲渡の数、教えていただけますか、合計のところでもいいですよ。

**○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監** 国頭村では、平成29年度から令和3年度までの保護の数が649頭、譲渡の数が319頭です。大宜味村では、保護の数が809頭、譲渡の数が535頭。東村では、保護の数が254頭、譲渡の数が112頭となっております。

**○比嘉瑞己委員** それ以外にも県の愛護センターに引渡しというのもあるというふうに説明聞きました。

このように、県とこの3村がこの間、頑張ってきて、譲渡に努めて、殺処分がどんどん減ってきたわけですよね。

これは減ったのは大変評価できるんですけども、でも、実際にこの譲渡している主体なんですよ。これは決して県や自治体が主体的にやっているわけではなくて、その委託を受けたこの動物愛護団体のほうがやっているというふうに聞いているんですけども、その割合について大体でいいんですけども分かりますか。

**○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監** すみません、今正確な数ではないんですけども、ほぼ9割以上はボランティア団体さんで引き取っていただいているということです。

**○比嘉瑞己委員** 長年頑張ってきたこの愛護団体の人たちが、今、心配をしているわけですよ。この計



画では10日間の周知期間で譲渡をする、譲渡できなければ殺処分ということになっていて、ショックを受けているわけですね。

このアクションプランの策定に当たって、この動物愛護団体の皆さんとの意見交換というのはやっているんですか。

**○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監** 意見交換ということではありませんが、県では、令和4年10月3日から11月2日までの間、パブリックコメントを実施するという事で意見を広く募集したところです。

**○比嘉瑞己委員** 部長にお聞きしたいんですけども、このように、この間、県の犬猫殺処分ゼロに対して愛護団体の果たしてきた役割は大きいと思います。

一方で、この譲渡活動をやってきた団体も、報道でも御存じのように、一番大きい中部の団体がもう経営困難で立ち行かなくなっているという状況もあります。みんな大変なんですね。

こうした人たちの意見がきちんと反映されるような計画にするべきだと私は思うんですね。

もちろん、ヤンバルの自然遺産を守るというのは大切ですけども、やっぱりこの猫たちとも共生しながらどうやってつくっていくかというのが本来あるべき姿だと思います。

これは4月実施ということで大変焦っているんですけども、私はこの計画を慎重に議論して、きちんとしたものをつくるべきだと思うんですけども、このアクションプランの延期についてどのように考えますか。

**○金城賢環境部長** 比嘉委員から御指摘のとおり、犬猫の殺処分ゼロという、これは知事の公約でもございますし、県の目標でもございます。この目標達成に動物愛護団体の果たす役割というのは非常に大きいというふうに認識しております。

今回のこのネコ管理・共生行動計画、これについては、繰り返しになりますけれども、沖縄島北部3村での希少種の保護と、それから、生態系の保全を目的に希少種の生存の脅威となる猫対策を実施するという事で、策定に向けて取組を進めているところでございます。

一方で、この計画について委員から御指摘ございますけれども、パブリックコメントを実施しておりますけれども、生態系保全や猫の安全確保にもつながる当該計画に賛成をするという意見がある一方で、捕獲した猫が殺処分となるおそれがあることに対し

ての反対意見でありますとか、捕獲後の返還・譲渡に向けた周知期間、先ほど10日間という説明をしていますけれども、この期間が短いのではないかといった意見、あるいはボランティア団体等との連携を求める意見、それから、猫の適正飼養の普及啓発をもっと進めるべきだといった意見が出されております。

県といたしましては、こうした意見をいただきましたので、この計画は環境省、それから、北部3村、それから、県と共同でつくる計画でございますので、まずはいただいた意見をしっかりと内容を検証した上で、望ましい形での解決策と申しますか、猫の殺処分ゼロというのが本来の目的でございますので、それに沿った形で、どういう対応が最も望ましいかということについて関係機関でしっかりと調整をしてみたいというふうに思います。

**○比嘉瑞己委員** じゃ、この計画の4月実施は延期という理解でよろしいですか。

**○金城賢環境部長** 御説明したとおり、パブリックコメントに寄せられた多くの意見への対応の調整、それと国、それから、北部3村との調整に時間がかかるというふうに想定されますので、令和5年4月を目標に進めてきましたけれども、現時点では、この状況からしますと4月からスタートというのはなかなか難しいのではないかとこのふうに考えております。

**○比嘉瑞己委員** ぜひ慎重な議論をお願いしたいと思います。

続いて、先ほど出ましたプラスチック問題の普及啓発事業ですね、お願いいたします。

新年度はこの普及啓発が主だということなんですけれども、ちょうど昨年4月に国のほうでプラスチック資源循環促進法が施行されております。

この法律は、製造者である企業の責任が厳格になっていないということで批判もあるわけなんですけれども、先ほど島袋委員の答弁を聞いていても、県内でどういうふうに活用、リサイクルされているかという、ほとんどがもう焼却になっているわけですね。

このペットボトルが辛うじて、といっても5000トンぐらいで、焼却が11万9000トンなので、もう圧倒的に焼却してリサイクルになっていないという問題が沖縄県にはあると思います。

この法律においては、本当はプラスチックごみを資源として自治体が一括回収するべきだという、任意ということもあってこの法がまだ不十分だと思うんですけども。

沖縄県としては、どういうふうにこのプラスチッ

クのリサイクルというのを今後進めていくのか、もう一度お聞かせください。

**○久高直治環境整備課長** 先ほどの島袋委員に対する答弁とちょっと重なるところがありますけれども、まず、普及啓発事業のほうで、万国津梁会議で専門家の皆様などから提言がありましたことを、県民に、よりプラスチックの資源循環が非常に必要である、そういうふうにしたいという思いを強くするための事業を進めます。また、島しょ型資源循環社会構築事業というのがあります、やはり沖縄の場合は離島という課題があり、どうしても一般廃棄物とかのリサイクル率が全国的に比べるとちょっと低い。とはいっても全国で29位ぐらいではあるんですが。市町村も一応そういったいろいろな努力はされていると思います。

その中で、専門家の皆様も混じって、市町村の担当課長も集めて、委員会も開いておりまして、あとは県外の結構著名な専門家の皆さんも集めて、これを解決するべくモデル事業をつくりまして、それがまた沖縄に合ったモデル事業の中で、さらにそのモデル事業がうまくいきましたら広げていくというようなことで、機運も高めながら、こういった事業を積み重ねていって、委員おっしゃっているように、なかなかこれは簡単なことではないので、そういうことを総合的にいろんなところから同時多発的に出てくるような形に持っていきたいとは思っております。

**○比嘉瑞己委員** 県内の自治体で、ごみの分別を頑張っていたのが名護市が有名だったと思うんですけど。ただ、名護市ももう縮小しているんですね。

どんなに分別しても、結局、それを回収する事業者の問題があると聞きました。

ペットボトルは大分進んでいるんだけど、今後、この法律が変わって細かく分類されても、分けたところで、県内でこれを受けるプラスチックの処分事業者が少ない、その役割がまだまだ——何て言うんですかね、本土のようなものがないというところが課題と思うんですけども、これ県内の状況をどういうふうに見ていますか。

**○久高直治環境整備課長** 委員がおっしゃるように、県内では個々の事業といいますか、ある一つのものについてリサイクルをすとかというような事業者はいるんですが、いろいろなプラスチックをいろんな総合的にほかのものにリサイクルしていくというような事業者がいないことと、あとは沖縄県は離島県ではありますので、本土の場合だと、もう全国的

にそういった大きな施設がありまして、そこに収集運搬していけばリサイクルされるという仕組みなんですけど、沖縄県はどうしても離島ということで輸送コストがかかるものですから、そういった沖縄県特有の課題があるのかなと考えております。

**○比嘉瑞己委員** これはかなり大きな課題になっていくと思うんです。

この一番ネックである処分事業者が不足しているという点については、やはり沖縄は特殊事情だと思うので、もっと大きい議論で国に求めていくべきだと思いますが、部長、最後にこの点お聞かせください。

**○金城賢環境部長** お答えいたします。

プラスチックごみによる海洋汚染でありますとか気候変動への影響、世界的な課題でありますし、本県においても絶えず漂着するプラスチックごみによって生じる生態系や景観などへの自然環境への影響も非常に懸念されるというふうに思います。

先ほどありました万国津梁会議の議論の中でも、沖縄について島嶼性による割高な物流コストでありますとか、リサイクル製品需要に係る県内市場規模の小ささといった社会的条件や地理的条件に起因する課題が挙げられています。

こうしたことを踏まえて、今年度、新規事業として、プラスチック製品の使用、削減及びプラスチック資源の循環を促進するために、県民がプラスチック問題を身近に感じる取組を実施し、県民のライフスタイルの変革を図るといった事業を実施したいというふうに考えております。

委員から御指摘のあるところの沖縄の特殊性、先ほどの課題に直結するかと思っておりますけれども、こういった事情については、特にその海岸漂着物等も含めて、沖縄県としては国に対し、沖縄の特殊事情というのを事あるごとに説明しているところでございますので、そうした観点から全国とは違う形の支援が得られないかということについては、今後検討してまいりたいというふうに思います。

**○比嘉瑞己委員** 最後に、企業局に1点だけ、局長にお聞きしますが、当初は30億円の赤字が心配されていたんですけど、この間、いろいろ支援事業が入ってきました。

これでその値上げをちゃんとやらなくてもいけるのか、今後の見通しについて最後にお聞かせください。

**○松田了企業局長** 我々の今の予算の案には、県や国からの支援というのが12月時点ではまだ明確に

なっておりませんでしたので、反映されておりません。

今、県のほうの助成等もいろいろと計画されているようですので、4月以降ですね、実際の電気料金が幾ら上がるのか、あるいはこの議会で、この助成について審議が行われまして、それが幾らになるのかということがございますので、4月以降の状況を踏まえて改めて5年度の収支を推計しまして、それでどのような対策が必要かどうかというのを考えてまいります。

○呉屋宏委員長 次に、新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 それでは、資料の3-4ですね。令和5年度当初予算（案）の概要のほうから質問をいたします。

まず初めに、自然公園の見直し事業ということで、公園を守るため取り組まれていると思いますけれども、その効果をお願いいたします。事業の内容と効果。

○出井航自然保護課長 こちらの自然公園、沖縄県内の県が管理している国定公園、それから、県立の公園などがあるんですけれども、そういった公園について公園区域の中に、例えば普通地域、あるいは特別地域などいろいろ設定されております。

そういったものが時代の経過とともに、実際それが適当なものかどうかというものを定期的に検証する必要があるということで自然公園の見直しというものをやっております。次年度は伊良部における県立の公園、それから、沖縄戦跡国定公園の見直しについて、継続して事業を行っていくという予定にしております。

○新垣光栄委員 その中で、沖縄戦跡国定公園についてなんですけれども、今回、南部の土砂が問題となっている中で、長期的にはいいんですが、短期的なものとして熊野鉦山の開発問題があったと思うんですけど、それはもう皆さんの中では解決済みと考えているのか、まだまだ何らかの保全策があると考えているのかお伺いいたします。

○出井航自然保護課長 糸満市米須の沖縄戦跡国定公園普通地域内での鉦物の掘採行為につきましては、同公園内の風景の保護が問題となったということから、県は風景への配慮を求めよう事業者に措置命令を行ったというような経緯がございます。

一方、事業者からは、それを不服として公害等調整委員会に裁定が申請されたというようなことがございます。

その後、公害等調整委員会におきまして審理が複

数回行われている中で、同委員会から、いわゆる合意案というものが示され、それに県、それから、事業者、そういった者が合意したということで、今回、合意案に基づいた届出書が事業者のほうから、同公園の風景を構成する要素である遺骨への配慮、工事中の風景の配慮、それから、工事完了後の原状回復など、そういったものを反映した上で提出されているというような状況でございます。

県としては、同届出書の内容が遵守されるということで、沖縄戦跡国定公園内の風景が保護されるよう適切に今後とも対応していくということでございます。

一方で、先ほど述べましたような国定公園については、近年の活発な経済活動に伴う社会基盤の整備や宅地化等の開発、平和祈念と慰霊、鎮魂の場としての在り方など、同公園を取り巻く自然的、社会的条件が変化しているということ、また、糸満市からも見直しの要望があることなどから、今年度から区域改定に係る公園計画の見直しに着手しているところです。

○新垣光栄委員 皆さんの今の長期的な取組は本当に評価いたします。

短期的なこの取組の中で、私が言ったように、環境部としてはこの問題は解決済みと思っているのか、答弁いただいていませんので、もう一度お願いします。

○出井航自然保護課長 県としましては、公害等調整委員会が示した合意案に基づき届出書が事業者から提出されたということがございます。その届出書の内容が遵守されることで戦跡国定公園内の風景が保護されていくということで考えておりますので、そういったものは、その届出に従った工事が行われるよう適切に対応していくということを考えております。

○金城賢環境部長 お答えいたします。

熊野鉦山につきましては、戦跡国定公園の風景の保護という観点から、経緯を申し上げますと、県としては、令和3年5月14日に措置命令の発出をしております。

この際には、今3点ほど大きく出ていますけれども、まずは遺骨の有無について関係機関と連携し確認して、関係機関の遺骨の収集に支障が生じないよう措置を講じていただきたいということ。それから、掘採区域の周辺ですね、特にその掘採境界、敷地境界に接している慰霊碑の区域における風景への影響を与えないよう、必要に応じ植栽等の措置を講じて

いただきたいと。それから、周辺植生と同様に植物群を原状回復ですね、これをしっかりやっていただきたいという措置命令を出しました。

これを事業者は不服として、公害等調整委員会に裁定申請を出しておりますけれども、ここについては、4回ほど審議を経まして合意案が示されておりました、これについては、まずは掘採の順序については段階的にやっていくということと、それから、仮に遺骨が発見された際には、その周辺半径5メートルの範囲で工事期間2週間中止をして、戦没者遺骨収集情報センターによる調査及び遺骨の収集を認めると。

それから、事業者は剝離した表土を一定の場所に保管して、埋め戻しまでの間、センターにおいていつでも調査可能な状態にするといったようなことですね。

それから、事業者は表土を剝離した範囲を順次、緑色の農業用シートで覆うと。

それから、ここも大事なところなんですけれども、掘採完了した区分には順次埋め戻しを行った上でガジュマルを植えるといったことで、当初これに対して事業者は何を主張していたかということ、その原状回復について、果樹園だとか薬草を植えるんだという計画でありましたし、そもそも遺骨収集は国の責務であるという主張をしておりましたけれども、これについては、こうした合意案を事業者において確認をした上で、この合意案を踏まえた形で新たな届出書が出されたというふうになっております。

今、委員から、これでもって解決したかという御指摘でございますけれども、当然県としては、今後、事業者において当該合意案に基づいた形でしっかりと風景に配慮した形で事業が行われるかというのは検証していく、そういう役割があるかと思っておりますので、この届出が出たからもう解決だというふうには——そういう認識ではございません。

**○新垣光栄委員** 少し分からない部分があったんですが、本当に長期的には評価するんですけれども、私はこれ、慰霊塔等にも隣接していて、まだガマが残っているということで、まだまだ私は問題が残っているんで、議会でも、この土木建築部も含めて、隣地だけでも森林公園として、公用地として買い取れないかということで提案させてもらいましたが、どう考えていますか。

その辺の可能性もまだ残っているのかどうか、お願いいたします。

**○出井航自然保護課長** 自然公園区域内の土地の買

取りにつきましては、国立公園等を対象とする特定民有地買上事業というのがあるんですけども、買上げの主体が国に限られているということ、それから、対象地も国立公園の中のトップクラスですね、特別保護地区など自然保護上特に重要な土地のうち、緊急に買い上げなければ適正な保護管理を行えない土地に限られているというような状況がございます。

また、沖縄戦跡国定公園内の特定の土地の買上げについては、土地の所有者の意向、それから、土地の利用目的、それから、今後生ずる財政負担など総合的に考慮をする必要があり、県が当該土地を取得するということは困難であるというふうに考えているところです。

**○新垣光栄委員** だから、それで国とも調整しながら、条件はそろっていると思いますので、ぜひ国との調整もよろしくお願いします。

次、行きます。

次の赤土防止対策について、うちの平良県議から条例化はできないかということで質疑をさせていただきました。

本当に、まさに今、赤土の問題、条例施行からもう年数がたっているということで、条例改正も必要ではないかなということで提案をさせていただいたんですけど、どうでしょうか。

**○渡口輝環境保全課長** お答えします。

平成7年に沖縄県赤土等流出防止条例が施行したことにより、沖縄県全域の年間赤土等流出量は、令和3年度には、条例施行前の平成5年度に比較して約5割と大幅に削減しております。

このうち開発事業においては約8割、農地においては約4割削減しております。

しかし一方で、依然として赤土等の流出は続いていまして、県全域の赤土等流出量の約8割を条例の規制対象となっていない営農行為が行われている農地が占めていることから、農地における対策の強化が課題となっております。

また、条例が施行されてから25年以上が経過しておりますので、改善すべき点について調査を実施する必要があると考えております。

現在、県においては、赤土等流出防止推進事業による条例に基づく立入調査時の指導内容の検証や赤土等流出防止対策検証事業による県内の赤土等流出状況、農地対策の実施状況の調査、赤土等流出防止対策施設機能強化事業による沈砂池・砂防ダムの管理状況調査や赤土等流出防止効果に係る実証実験などを行っているところです。

こうした調査結果は対策時に改善すべき点に係る調査として活用できると考えておるところですが、関係部局間の情報提供なども含めて、今後さらに必要な調査を検討して実施したいと考えております。

**○新垣光栄委員** ぜひ環境部、そして、農林水産部等々、関係部局と調整をする協議会をさらに強化していくべきだと思うんですが、どうでしょうか。

**○渡口輝環境保全課長** 赤土等流出防止対策につきましては、農地や開発事業などの対象が複数にまたがる分野でありますので、各部が連携して取り組む必要がございます。

県では、環境部、農林水産部、土木建築部等で構成する沖縄県赤土等流出防止協議会を設置しまして、部局横断的な体制で赤土等流出防止対策の推進を図っているところです。

同協議会の下部組織の幹事会やワーキングチームでは、各課の赤土等の取組状況や環境部で行っているモニタリング調査結果などの情報を共有しまして、各課の取組を効率的に進められるよう連携しております。

現在策定中の次期沖縄県赤土等流出防止対策基本計画につきましても、幹事会及びワーキングチームの意見を踏まえて作業を進めているところであります。

今後とも、部局横断的に対応すべき課題について、同協議会等で検討することなど対応してまいります。

**○呉屋宏委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、新垣委員から協議会の連携強化ができないか提案があった。)

**○呉屋宏委員長** 再開いたします。

渡口輝環境保全課長。

**○渡口輝環境保全課長** 現在、次期沖縄県赤土等流出防止対策基本計画を策定しているところでございます。

その中におきましても、各部の連携というのをさらに細かく記した計画になっておりまして、そういう意味からも、前計画も含めると各部の連携を図られるような、そういうふうな計画にしております。

この計画につきましても、毎年、担当課のワーキングチーム等を集めまして進捗等を議論していきますので、先ほど申しました調査につきましても、この会議の中で調整、あるいは議論がなされるべきものと考えております。

**○新垣光栄委員** しっかり条例改正含めて対策の強化を図っていただきたいと、よろしく願いいたします。

それで、基地からの赤土の流出もあると思うんですけども、基地からのそういう対策はどのように今考えていらっしゃるのでしょうか。

**○渡口輝環境保全課長** お答えします。

米軍基地からの赤土流出につきましては、衛星画像から裸地面積を確認しまして推計しております。

令和3年度における米軍基地からの年間赤土等の流出量は4900トンで、県全域からの赤土等流出量の2%に相当します。平成5年度と比較しますと、約80%削減しております。

流出削減の要因ですが、米軍基地内の裸地面積や米軍基地返還に伴う対象面積の減少とされております。

その対応についてなんですけれども、沖縄防衛局が米軍基地内で行う土地の改変行為につきましては、沖縄県赤土等流出防止条例に基づく通知の対象になることから同条例に基づき適切に対応してまいります。

一方、米軍基地内において米軍自らが行う施設工事や演習などにつきましては、条例の届出・通知の対象とならないため、軍転協を通じまして、米軍基地への赤土等流出防止対策を求めてきたところであります。

今後も引き続き国及び米軍に対して適切な対応が取られるよう求めてまいります。

**○新垣光栄委員** その基地関係から流出する赤土の問題の件も含めて、今回、調査委員会、それから、そういう計画の中で条例改正等も含めて、基地からはできないという発言もあるんですが、そういう何らかの対応ができるように頑張っていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

続きまして、有機フッ素化合物の残留調査事業に関して、先ほども調査事業の質疑に対して回答いただきましたけれども、私も土木環境委員会のほうでEPAの質疑等をさせていただきました。

EPAのほうは、本当に積極的に取り組んでいきたいということでした。そして、沖縄の現状も分かっておりまして、今後ぜひ我々も対応していきたいということの答弁をいただいたんですが。

その中で、今これから問題になるのがWHOの基準が100、そして、米国の健康勧告値が0.02ですね、それから、PFOAかな、0.04であるということの、その差をどのように考えているのか。

新しい基準をWHOの基準に合わせることでないと、県民は到底納得できないと思うんですけども、どういうふうにご考えておられますか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 お答えいたします。

環境省においては、PFOS、PFOAの有害性の知見が不十分であることやWHO、米国等で科学的な議論が行われていることから、去る1月24日に専門家会議を厚生労働省と合同で開催し、PFOS、PFOAに係る水質の目標値等について検討を始めたところです。

県では、当該会議をウェブで傍聴し、現在のPFOS、PFOAの暫定指針値を当面維持することや、その他のPFOS類についても、毒性評価情報の収集を行うこと等について議論が行われたことを確認しております。

国においては、海外の動向や科学的知見に基づき基準値等の設定を行うとしており、県としましては、引き続き国の検討状況を注視してまいります。

○新垣光栄委員 そういう中で、本当にもうアメリカの勧告値のような基準が日本の基準になればいいんですが、もしWHO等の基準になれば、先ほども納得できないということと言ったんですけれども、そういう、今、報告はありましたが、環境部として国に対して相当働きかけをしないといけないと思うんですけれども、それはどのようにお考えでしょうか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 お答えいたします。

国への働きかけですけれども、環境省の基準値等については、物質の有害性などの科学的知見に基づき設定いたします。

国においては、PFOS等について、海外の動向ですとか科学的知見に基づき検討を行うこととしており、県としましては、引き続き国の検討状況について注視してまいりたいと考えております。

○金城賢環境部長 先ほど対策監からもありましたけれども、仮に沖縄県側から国に対して働きかけとなった場合には、沖縄県として科学的知見を持って主張する必要がありますけれども、御案内のとおり、県にはそういった知見がまだございませんので、それはなかなか難しいという状況でございます。

WHOは、委員御指摘のとおり、PFOS、PFOAともに100ナノグラムパーリットルということで、現行、我々の水環境のものは50ナノグラムパーリットルですので、その方向からすると緩和という方向になりますけれども、国においてもこのPFOS、PFOAの暫定指針値については、現時点ではWHOも含めて緩和する方向も含めて検討を行って

いるというふうに承知をしております。

我々も土木環境委員会と訪米いたしまして、米環境保護庁で説明を受けましたけれども、一方でEPAはPFOS、PFOA、令和4年6月にPFOS 0.02ナノグラムパーリットルですね、それから、PFOAについては0.04ナノグラムパーリットルと中間報告値でございますけれども、これについてもEPAとしては2年から3年かけて調査した結果で、かなり低い値であっても健康に影響が生じる可能性があるということで、公表したという説明でございました。

WHOのパブリックコメントでは、この値に対しては飲用水の処理に係る水質基準であると。健康に基づく勧告ではないということで、WHOの基準に関してはコメントできないと、現時点ではですね、そういうコメントもございました。

さらに、そのPFOA、PFOSに関しては、不明な点があると、彼らとしてもですね。ですので、今後毒性が示される可能性もありますので、今後環境にどのような影響があるのかも含めて今後検討していくと。

そういった中において、新たに今、指針的な値でございますけれども、しっかりとした基準を示すというふうな方向性も示されたものと承知をしております。

これに対して、県としては照屋副知事から、ワシントン駐在がございますので、そこを通じた米国におけるEPAの検討状況の情報の共有等もお願いしたところでございます。

こういった状況を踏まえて、国においては専門家会議も開催してございまして、そうした海外の知見等も踏まえて、今後、基準値の制定、あるいは分析手法の確定等につなげていきたいというふうに見解を示しておりますので、県としては、そうした国内外の動向をしっかりと注視して、こういった対応ができるのかということも含めて検討させていただきたいというふうに思います。

○新垣光栄委員 しっかりと国と調整してください。

そして、EPAは科学的知見や調査に相当自信を持っております。その中でまた、土壌の基準も9月頃に、年内には発表したいということでありました。そして、バイオソルですね、下水道関係の調査もしっかりやっているということでしたので、ぜひEPAと連携をしながら、国にしっかりと要請をさせていただきたいと思います。

環境部の予算が大分減っております。その現状を

どんなふうにお考えでしょうか。

**○仲地健次環境政策課長** お答えします。

令和5年度の当初予算は総額37億7835万9000円で、対前年度で2億7521万2000円、率にして6.8%の減となっております。

対前年度で減額となった主な要因としましては、海岸漂着物等地域対策推進事業において、軽石回収業務に係る委託料及び補助金の減額等に伴い、2億8697万5000円の減となったものであります。

**○新垣光栄委員** この軽石等で減ってはいるんですけども、私はもっと環境保全の部分で予算が必要ではないかなって思っております。

そして、県民意識調査の中で、やはり今、県民が求めているのは貧困対策が1位なんですけど、自然環境の保全・再生、そして、3番が魅力ある観光リゾート地の形成、4位が基地問題なんです。

これだけ環境に関心がある中で、もっともっと予算をつけるべきだと思っておりますが、部長、この県民意識調査の視点で予算をつけるべきだというのがあると思うんですけども、どう考えておりますか。

**○金城賢環境部長** 先ほど担当課長からもありましたとおり、今回の減額はやはり軽石に係る部分の予算が大幅に減ったと、これは当然減るべくして減った予算ですので、実質的にはほぼ前年度並みの予算が確保されているものというふうに思います。

一方で、その県民意識調査で自然環境保全というのが高いところに位置づけをされているのは私も承知しておりまして、そういったところに県民が関心を向けているということは非常に重要なことですし、環境行政を所管する部としても予算の確保は非常に重要であるというふうに思います。

そういった観点も含めまして、令和5年度当初予算につきましては、環境部としては、環境行政の推進に必要な所要額をしっかりと確保したものであるというふうに考えております。

**○新垣光栄委員** 私は、新たな環境保全の観点から新たな事業をどんどん進めていくべきではないかなと思っております。

そして、新たな振興計画の中でも、社会的共通資本とあって、コモンズの部分とかでしっかりと自然環境を生かした推進計画ということであっておりますし、また、地域を再生していく中で——社会関係資本ですね、ソーシャル・キャピタルの部分と、これは公民館事業として入れてきたんですけども、それも併せて地域環境をよくするためには新たな事

業が必要だと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

**○出井航自然保護課長** 自然環境保全に関する予算については、自然環境保全費、事項ですけれども、そういったものにおいて生物多様性の計画策定、それから、サンゴ礁の保全再生活動、国立自然史博物館の誘致等の取組に係る予算として、令和5年度は1億7768万9000円を計上しております。

また、自然環境保全に関してはそういった事項だけではなくて、鳥獣保護費というような事項においても、鳥獣の保護管理でありますとか外来種対策、それから、マングース対策などの取組に係る予算として6億7956万4000円を計上しており、必要となる経費を計上しているというところです。

引き続きこういった必要な予算については一括交付金だけではなくて、いろいろな各省計上の予算も活用しながら取り組んでまいりたいと思っております。

**○新垣光栄委員** 私は、いろいろやっていることは評価しますが、私は持続ある公共工事の部分で、知事公約でも新たな公共工事の創出ということで掲げておりますので、自然を守る、保全することが新たな公共工事の創出につながるのではないかなと思っておりますけれども、そういった新たな公共工事、保全に関わる工事の創設とかが必要だと思うんですけど、どうでしょうか。

**○金城賢環境部長** 委員御指摘の自然環境を守る、保全・再生するという意味合いで申し上げますと、それは環境部に限らず、土木建築部でありますとか、あるいは農林水産部等でも環境に配慮した形で事業が行われているというふうに思います。

そういった観点から、今、委員から御質問でございますけれども、新たな視点での公共工事ということについては、関係部局間でも意見交換しながら、こういった形で、よりよい形で事業展開ができるのかということについては検討していきたいというふうに思います。

**○新垣光栄委員** 部長、財源を心配していると思っておりますけれども、この環境税、宿泊税、観光税を、しっかりと目的税として取ってですね、それをそういう新たな自然保全のための事業として、新たな公共工事の創出という形で入れば事業費は潤沢にあると思っておりますので、その辺の提案をしていただきたいと思うんですけど、どうでしょうか。

**○金城賢環境部長** 委員御質問の、その観光目的税ですね、今、文化観光スポーツ部においてその導入が検討されているというふうに考えております。

文化観光スポーツ部によると、観光目的税の目的については、沖縄の自然環境や地域環境の保全と、それと、伝統文化の未来への継承、安全・安心で快適な旅行環境の質の向上など、県民生活と調和した持続可能な観光地を形成をするというふうにされております。

そうした観点から申し上げますと、環境部における、我々が実施している自然環境保全に係る取組の財源として活用できるものというふうを考えておりますけれども、この税収の使途についてはまだ検討中であるというふう聞いております。

今後、文化観光スポーツ部において宿泊事業者等の観光関連団体、あるいは各税の導入を検討している市町村等の意見交換を踏まえ検討されるものというふうに考えております。

**○新垣光栄委員** ぜひ環境部のほうからも、導入を呼びかけていただければなと思っています。

そして次、企業局のほうに行きます。

企業局の件で、座間味浄水場の件は今、現状はどのようなになっていますか、お伺いいたします。

**○比嘉悟建設課長** お答えします。

今年度は、海水淡水化施設及び高台の浄水場に関する実施設計を行い、その内容について令和5年2月20日に住民説明会を実施しました。

住民説明会では地域住民から特に反対の意見はなかったことから、令和5年度の工事発注に向け準備を行っているところでございます。

引き続き令和7年度に供用開始ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

**○新垣光栄委員** 2月20日に住民説明会を行っていて、本当に住民の方も企業局の取組を評価してございまして、本当に皆さん御苦労されているなということで、皆さんの頑張りに敬意を表します。

その中で、住民からの提案として、そういう取水元のダムの土砂を取ってくれという意見等があったと思うんですが、それはどのように考えておりますか。

**○比嘉悟建設課長** そういう意見がございました。

それについては、ダムの管理者であります河川課と今後調整してまいりたいと考えております。

**○新垣光栄委員** ぜひよろしくお伺いいたします。

それで、もう一度PFOSの件になるんですけれども、国防総省は、私たちは、軍事基地であろうが、住民のこういう地域だろうが、区別することなくしっかりとした対応をしていくという答弁だったんですが、沖縄にも皆さんの米国民がいるんだよと、ダブ

ルスタンダードではないかなということをお話ししました。

その中で、やはり沖縄にいる米軍基地に住んでいるアメリカ人がいるんですが、嘉手納基地に対する水の供給はどのような比率になっているかお伺いいたします。

**○米須修身配水管理課長** 嘉手納基地への給水は、沖縄市上下水道局が実施しております。

令和3年度の嘉手納基地への給水量実績は、年間では約362万立方メートル、日量では約9900立方メートルとなっております。

そのうち、企業局の北谷浄水場から約78%、石川浄水場から約22%の割合で給水されております。

**○呉屋宏委員長** 午前の質疑は以上といたします。休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時30分再開

**○呉屋宏委員長** 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

金城勉委員。

**○金城勉委員** 大分重なってきましてので、重なったところは省くようにして簡潔に質問をいたします。簡潔に要領よくお答えください。

山の日全国大会開催推進事業について、内容の御説明をお願いします。

**○與那嶺正人環境再生課長** お答えします。

山の日全国大会は、平成28年に制定された国民の祝日である山の日を記念して開催されるもので、山の恵みに感謝するとともに、美しく豊かな自然を守り、次の世代に引き継ぐことを目的に、全国持ち回りで開催されております。

今回で7回目の開催となる沖縄大会は、国頭村、大宜味村、東村、そして、竹富町を開催地とし、世界自然遺産に登録された自然豊かな森が育む生物多様性や歴史・文化を県内外に発信するとともに、県民が山を身近に感じ、より積極的な触れ合いを促す契機となるよう取り組んでまいります。

具体的には、大会開催に向けてのプレイベントや関連イベント、大会前日の歓迎レセプション、大会当日の記念式典及び歓迎フェスティバルを催してまいります。

さらに、おきなわ百低山グランプリを企画するなど、開催町村のみならず、全県的に機運が高まるよう盛り上げてまいります。

以上でございます。

**○金城勉委員** 非常に楽しそうですね。



ぜひ、また、県民にも親しめるような開催をお願いいたします。

次に、国立自然史博物館の誘致の取組事業、取組についてですけれども、一般質問、代表質問でもかなり出ましたので、部長、まず、東京でのシンポジウムの開催とか、いろいろ事業、メニューを予定しているようですけれども、手始めにどこから手をつけますか。

**○金城賢環境部長** お答えいたします。

まず、令和5年度に取り組むものとしては、東京でのシンポジウムを開催したいということですね。それから、今年度はない取組としてはテレビCM、これもぜひ実施をしたいというふうに思っています。

それから、今回、米国のスミソニアン博物館を視察して、やはりその標本収集の難しさというのは非常に認識いたしましたので、この標本収集に係る委託調査というのを実施したいというふうに考えております。

それから、県民会議ですね。これについても令和5年度において、経済界、あるいは学識経験者、県民、市町村等を構成員とする形での県民会議の設立促進を図ってまいりたいということに加えて、国への働きかけですね、関係省庁等への要請等も、経済界等とも連携した形で実施をしたいというふうに考えております。

**○金城勉委員** これはもうぜひ、県民挙げて機運を高めて、そして、国を動かすようなパワーを持って取組をしていかないといけないと思うんですね。

まだ、我々沖縄県の中でさざ波のような状況だと思えますのでね、やはり中央にそれなりのインパクトのある要請行動なり、あるいはまた機運を醸成するなり、そういうものが非常に重要だと思います。

それで、議会でも触れましたけれども、そういう国政へのアピール、政府と一緒に抱きこんでいく、そのためには国会議員の皆さん方の協力もいただいていく、そういうことが非常に重要になってくると思うんですけれども、そういう角度からの取組についてはどういうふうに考えますか。

**○金城賢環境部長** 委員御指摘のとおり、例えば九州国立博物館の事例では、この設立前までに地元の議会でありますとか、行政、民間等による息の長い活動がなされております。

特に、福岡県議会においては、昭和63年に九州国立博物館誘致対策調査特別委員会を議会内に設置をして推進をしてきたということでございます。

それから、国政レベルにおいても、昭和63年に九

州選出の国会議員62名による九州国立博物館設置促進国会議員連盟が発足をしており、設立の促進に多大な貢献をしたというふうに考えております。

県といたしましても、こうした九州国立博物館の事例がございますので、次年度においては、国等への働きかけというものについて、経済界等とも連携しながら積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○金城勉委員** やっぱりそこまで巻き込んでね、その渦を起こしていかないとなかなか国を動かすところまで行けないと思えますのでね、そこはぜひ県内のほうも環境整備をすると同時に、東京を中心とする国会レベルでの取組も非常に重要になってくると思えますので、ぜひその辺のところもお互いも連携しながら、協力をし合いながら、ぜひこの実現に向けた取組をやっていきなさいと思っておりますから、よろしくお願いをいたします。

それと、最後に、通告外ですけれども御了承ください。

E Vバスの導入促進についてであります。

今回、6437万円の事業費が含まれておりますけれども、充電器の機器の設置であるとかという話もありましたけれども、もう一度、その事業内容について教えていただけますか。

**○與那嶺正人環境再生課長** 本事業は、国土交通省及び環境省が事業者に対して補助を行う事業に、県が補助金を上乘せしてE Vバス購入費の5割程度の補助を併せて行うことで、一般的なディーゼルバスと比較してもより安価で導入できるようにバスの電動化を促してまいります。

令和5年度から令和7年度までの3年間、毎年度、E Vバスを5台から9台程度、充電設備を5基程度ですね、補助を行う計画としております。

以上です。

**○金城勉委員** ありがとうございます。

補助率は50%ということなんですね。

これは要するに、民間のバス会社がそのE Vバスを導入するに当たって、自前の予算を50%で、国、県の補助を50%というふうな理解でいいんですか。

**○與那嶺正人環境再生課長** そのとおりでございます。

**○金城勉委員** このE Vバスの場合は、既存のメーカーが製造している、そういうバスの導入というふうになっているんですか。

**○與那嶺正人環境再生課長** 北九州市にありますE Vモーターズ社という会社と、あとは中国系のB Y

Dという会社、そこがメーカーとして販売しているバスになります。

○金城勉委員 ちょっと角度を変えて質問をするんですけども、県としてもEV車の公用車への導入というのは推進していると思うんですけども、一方で、この地元の商工労働部が進めているものづくり事業という意味では、このうるま市の中城湾港にある金型センターがEV車をものづくり事業としてやっていますね。

これの活用というのは、皆さんの立場からどういうふうに考えられますか。

○與那嶺正人環境再生課長 今のところ、その会社を支援するようなメニューはございませんけれども、EVを促進するという観点では、もう県も将来的に絶対必要だと考えていますので、今後何かできないか検討してまいりたいと思います。

○金城勉委員 このEVバスの導入という事業も非常に重要なエコの事業になってまいりますので、そこもまた積極的に取り組みながら、一方で、やっぱり地場産業の育成という視点からも、これは商工労働部の管轄ですけども、皆さんも協力をしながら、ぜひ育てていていただきたいなと思っております。

以上終わります。

○呉屋宏委員長 次に、照屋守之委員。

○照屋守之委員 よろしくをお願いします。

環境部ですね、国立自然史博物館、この1点です。よろしくをお願いします。

この誘致建設ですけども、まず、国立自然史博物館建設の目的と、沖縄県としてどのような内容の自然史博物館を提案していくのか、そこをまずお願いできますか。

○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監 お答えします。

自然史博物館は、自然史の標本の収集、整理、保管や自然史標本に基づく自然史科学の研究、研究成果を活用した展示、教育、普及という3つの機能を併せ持つ施設であります。

また、日本学術会議によるマスタープラン2020の重点大型研究計画において、国立沖縄自然史博物館は自然史科学大学院を併設した多機能・多目的施設、言わば博物館を持つ研究・教育施設として、東・東南アジアを中心に各国と連携し、自然を調査し、収集した自然史標本を次世代へ継承するとされています。

国立自然史博物館が沖縄県に設立されることになれば、東アジア、東南アジア全体の自然史科学を支

える研究、人材育成の拠点となるばかりでなく、世界自然遺産に登録された本県の生物多様性の豊かさやその重要性をより多くの人に発信し、自然環境の保全や人材育成につながるるとともに、県内の子供たちの自然史科学に対する関心を高め、学力向上にも資するものであり、また、沖縄観光の魅力の強化にもつながり、観光目的の多様化や滞在日数の長期化などによる観光経済への波及効果など、沖縄県の発展に大きく寄与することが期待されます。

国立沖縄自然史博物館の具体的な計画については、設立主体となる国において検討がなされるものと考えておりますが、県としましては、マスタープラン2020を踏まえ、県内経済界、学識経験者、市町村等とも連携して、設立推進に努めてまいります。

なお、設立に向けた課題として、21世紀型の標本収集、手法の検討などが挙げられておりますが、そういった課題に対しては、県においても今後調査研究を行っていくこととしております。

以上です。

○照屋守之委員 部長、さっき担当が読み上げたような、あれでいいの。

我々、1月25日から30日までスミソニアン博物館を見てきましたけど、沖縄にぜひそれを造ろうという、そういう思いがあって、実際アメリカのものを見ようと思ってやったら、これ並大抵のことではできないなって感じているんですよ。

今のように、設立のものは国に考えさせるとかね。このレベルでいったらもう国立は無理でしょうね。むしろ県立でやったほうがいいんじゃないですかね。

スミソニアン博物館の、私は今、報告書をちょっとまとめていますけど、私、聞いたんですよ、向こうに。キャロル・バトラーさんにね、自然史博物館がアメリカとか世界に果たしてきた役割、それを聞いていろいろ向こうに答えてもらって、基礎研究の次世代からの人材育成とか研究者育成のサービス、そういうのもあり。

この自然史博物館が自然の社会をちゃんと理解して、人間と一体となって、自然の中でね、どういう位置づけしているものなのかというものを世界に提供しているってわけでしょう。これ自然界の中で人間が生きている、もうそれ全て網羅したようなものって、これは大変な、壮大なことじゃないですか。

だから、アメリカは国で造って、そういうお金を投じて、一般公開無料でしょう。そこまでやるんだなということなんですけど。

だから、これを沖縄県が、自然史博物館は世界に

も幾つかあるんだけど、じゃ、沖縄県が考える自然史博物館の像というのをしっかり世界への例も含めてね、なぜこの沖縄なのか、東南アジアのここなのか、なぜ日本なのかということ、我々がこの沖縄がしっかりつくって、それを国に対して示してやる。

国ができなければ、県立でもやるぐらいのものですよというところをつくり切れんと、なかなかこれ運動もそうだけど、まとまっていかないんじゃないですか。そう思いませんか。

本当に見てきてどう感じています、部長。

○金城賢環境部長 執行部も土木環境委員会の皆様と一緒に、スミソニアン博物館を視察いたしました。

その中で、自然史博物館のこの標本の収集でありますとか、展示の手法、あとは設立運営の課題等ということでいろいろ、視察をしてその説明も受けてまいりましたけれども、まず、説明の中で私の受けた印象としては、まず、博物館の機能、役割はそのとおりなんですけれども、まず、標本収集の観点から申し上げますと、米国のスミソニアン博物館は1910年の設立ということで、かなり歴史の古い博物館であります。

ということで、標本の収集に当たっても、時代の背景が大きく異なるということで、沖縄が国立自然史博物館を求めていくに当たって、東アジア地域、東南アジア地域における、唯一の空白地域における国立自然史博物館を目指しておりますけれども、この標本収集を進める上で、東アジア各国とのまず信頼関係の構築が非常に重要だというふうに認識をしました。

それから、標本の展示においても、これは委員からもありましたけど、やはり企画もそうですが、教育でありますとか、あるいは広報ですね、それぞれ専門の方々が連携をしてやっているということですね。それから、加えて、研究者も一定の体制の下に置かれていまして、まず、人材の確保というのも非常に重要な課題だというふうに認識をしました。

それから、予算、財源の観点で申し上げますと、向こうの説明では、おおむね政府から70億程度、これ円の換算がありますので、少し動きがありますけれども。一方で、その寄附が25億ぐらいあるという説明がありましたので、一方で、沖縄といいますか、日本においては、その寄附の文化がなかなか根づいておりませんので、そういったところでの財源の確保ですね。

それから、施設の規模、機能という意味合いで申し上げますと、例えば火災への対応でありますとか、

バックヤードをどれぐらい確保するかというところで、これも課題だというふうに認識をいたしました。

照屋委員御指摘のとおり、国内でも例がありませんし、アジアでもまだそういう博物館ございませんので、そういう意味で言うと、この難しさというか、困難性というのは非常に私も認識をいたしましたけれども、こういった課題をしっかりと確認してまいりましたので、今後、土木環境委員会の皆さんとも、議会とも、そういった形で視察をしてきましたので、そうした課題を整理しながら、今後どういった形で進めていくのかということについては、執行部としても十分に検討した上で誘致に向けての事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○照屋守之委員 非常に実感しましたね。

これアメリカの歴史、規模もさることながらね、やっぱりこの自然史博物館が、この地球上の自然の中で人間が生きていて、そういうふうなものも含めて、今、生きている人類が体験というか、それを体感をしていくという、これなんですよね。だから、それは過去の自然史から学んで、我々人類はどうやって生きていくかという、これ壮大なプロジェクトですよ。

だから、アメリカは、国がそれ全部金を出して、500万も入ってくる来訪者には負担をかけないでやっているという、アメリカ自体が世界のそういうふうなものを背負っているというプライドみたいなものでしょうね。

だから、そういうのを受けて、我々がこのアジアに造るか、どうするかということだけど、国はその気ないです、今ね。

だから、我々が国立で造らせようとするから、じゃ、我々がその世界も見て、この東南アジアにどういうふうなものを造るという、まず、もう国立からとか、冠じゃなくてね、これ自然史博物館をここに造る、そこ自体から徹底的に検証してやらないといけないんじゃないですか。

自然史博物館を沖縄に造る。これはどういう意味があつて、世界にもあちこちありますねと。東南アジアの中でここですねと。我々は、こんなことを考えていますよという。そういうふうなものを練りに練って、これだったら世界に出してもいい、国に出しても遜色ない、他府県から問題提起されても、いやいや、これはやっぱり沖縄だと、これはじゃ、国立にしようという、そういうふうなものがまず必要なんじゃないですか。

これはバックアップとかじゃないよ。どういうも

のを造る、造りたいのかということをお我々が、沖縄県が、いろいろな専門家の知恵も借りて、世界もあちこち見てきている先生方ですから。

これ規模も大事なんですよ。あれだけ大きな規模があつちにあつて、ヨーロッパにもあつて、我々沖縄で対等に戦うと云ったら、戦えないわけでしょう。だから、自然史の中のどの部分かというところも絞り込まないといけないわけさ。

そこをまず、沖縄がどう自然史博物館を造りたいという、詰めていくというのが、まず先じゃないですか。どうですか。

**○金城賢環境部長** 今、照屋委員から、まず、沖縄県が独自に造ってでもというそれぐらいの気概を持ってやらないと実現しないんじゃないかという趣旨の御質問ですけれども、まず、その規模で申し上げますと、例えばスミソニアン博物館、標本の数が1億5000万点ございます。今、日本で最も大きいと言われている国立科学博物館で500万点ぐらいですので、それをはるかに超える規模ですね。

それから、実施体制ですね。例えば研究もそうですけれども、先ほど申し上げたところ、例えば企画であつたりとか、広報であつたりとか、展示の専門家、人材の確保という意味合いでいうと、そうしたものの問題でありますとか、標本の収集の課題等を考えますと、沖縄県がこの施設を造るとするのはまず不可能だというふうに思います。

ただ、一方で、県としてどういうふうに造るかということについて、そういった考えを持つというのは非常に重要なことだと思いますし、県も沖縄21世紀ビジョンにおいて——沖縄はそうなんですが、自然環境の保全・再生でありますとか、沖縄に造ることによって、東アジア地域における自然史科学研究の拠点、あるいは人材育成の拠点になるんだといったこと。

そういった、沖縄にとっての意味合いとして申し上げれば、新たな観光資源として沖縄の発展にもつながるんだと、教育の振興にもつながるということでビジョンに掲げた上で、今後、あらゆる機会を捉えて国立自然史博物館の誘致に取り組むということでビジョンに掲げておりましたので、県としては、まずは国に対して、むしろ国に、日本に国立自然史博物館を造っていただくという決定をしていただいた上で、その上で、日本の中で造るとすればどこが最も望ましいのかという観点で、我々は沖縄がベストだというふうに申し上げておりますけれども、これについては日本学術会議も2020重点大型研究計画

に位置づけておまして、1つは生物多様性に優れているということ、それから、東アジアの中心に位置する沖縄の地理的優位性から標本収集を進めていく上でも有益性が高いだろうという等々の観点から、沖縄が最も望ましいという計画を持っておりますので、日本学術会議とも連携しながら、国に対して国立自然史博物館の設立の必要性を訴えていくということが重要かというふうに考えております。

**○照屋守之委員** いや、これだから取ってつけたような言い方ですよ。

だから、我々が非常に難しいなと思うのは、我々が提案して国が決めて、国が国立を沖縄にということになると、これはそれ相当のものが無い限りは、国は沖縄にと言いませんよね。国が、国立自然史博物館を造りますよってなったら47都道府県が手を挙げますよね。そのときに、何で沖縄かというものを示さないといけないわけでしょう。

だから、ある程度、これだったら世界にも戦えるような、日本としての国立自然史博物館いいねというものを沖縄側が出して、それを国がオーケーということだったらいんだけど、そこを47都道府県、競争に巻き込まれたら、まずややこしくなるし、同時にまた、そこまでの我々、運動体はまだつくりだれてないんじゃないですか。この国立自然史博物館を造ってもらって、我々が今、政治的にもいろんな関わりで、これを沖縄に取れるよという加点すら今はできてないですよ。

だから、そういうことをもし国が決めてということであれば、これ相当の政治的な動きをつくらんと、これ厳しいですよ。

だから、あの技術者の先生方が言っていたように、タイムスケジュール10年ぐらいでこうやりたいと云って、シンポジウムでも言っていましたけど、これなかなか難しいと思いますよ。それを本当に運動体としてつくり上げてきた沖縄にというものを、まず先に決めさせるということは。

だから、県庁の体制がどう取れるかですよ。どうなりますか。部長ももう終わりでしょう。定年ですよ。向こうに行かれた部長が勉強してきて、次の部長に替わる。照屋副知事もいますよね。県庁の体制はどうやって組むんですか。

**○金城賢環境部長** まずは、今年、たしか2月8日ですかね、庁内に国立自然史博物館の誘致のための協議会をつくりました。これについては関係部局長、全ての部局長ですね、構成員として入っているという状況でございます。

それから、委員から、私この3月で定年という話がありましたけれども、行政は継続ですので、私たちは確かに定年を迎えますけれども、今年度ですね。ただ、沖縄県の環境部長として国立自然史博物館、スミソニアンに行ったわけでありまして、そこで得られた成果というのは当然、部内でも共有されますし、県の今後の施策にも反映をされるというふうに考えております。

以上です。

**○照屋守之委員** だから、残って頑張ってくださいよ、何か。それを言っているわけですよ。

これ1つの課を、県庁に国立自然史博物館誘致課ぐらいつくってやるぐらいの規模だと思います、私は。これ並大抵のことじゃないですよ。

だから、本当に政治的なそういうふうな仕組みをどうするか、中身をどうするか、どうやって県内にどうするか、いろんなものも含めて、やっぱり沖縄がこれだけそれに対して取り組んでいるんだというのを国に示す意味からも1つの誘致課みたいのをつくってね、だから、部長が終わっても、そういうところでまた一緒に頑張ればいいじゃないですか。

これ、人が替わって、また推進するような人が厳しいってなると、我々だってやりにくいですよ。一緒に勉強してきたから、僕たちも一緒に勉強しているから、そういうのも含めて一緒にやろうという形で、心も通じ合えて、いろんな政党に対しても働きかけできるじゃないですか。

どうしますか。課をつくってやりますか。国立自然史博物館誘致課、どうですか。

**○金城賢環境部長** まず、組織については、次年度、自然保護課の中に、今ある課の名称は変わりますけれども、国立自然史博物館誘致に係る班を新たに開始をする形で設置をしますし、担当として主幹を1名増員することとなっております。

そういう意味では、専属的に国立自然史博物館に専任をする職員が1人増えるということと、それから、委員御指摘のとおり、この国立自然史博物館を推進していくということで様々な事務が発生しますので、これについて必要な組織をというのは、今後、事業を進めていく中で段階的にその事務に対応できるように形で組織についても強化していく必要があるというのは御指摘のとおりだというふうに考えています。

**○照屋守之委員** とにかく、何で沖縄か、何で沖縄に国立の自然史博物館か。沖縄の独自の考え方をつくらんとはいけませんよ。

一緒にやりましょうよ。ぜひお願いします。

以上です。

**○呉屋宏委員長** 次に、仲里全孝委員。

**○仲里全孝委員** お疲れさんです。

先ほどの照屋守之委員と同じような考え方なんですけど、まず、国立自然史博物館誘致推進事業について確認していきたいと思います。

むしろ私は、国頭選出議員であって、部長ともいろんな話をアメリカでやりました。ぜひ、ヤンバルにこの国立自然史博物館を設置してほしいと、そういった話もしてきました。

そこで何点か確認させてください。

2016年、日本学術会議の提言では、日本列島の南部と北部が望ましいと。それから、4年後の2020年には学術会議の提言では、沖縄に沖縄の自然を生かした自然史博物館を設立してほしいと、そういったことがあります。

それから、今年はいよいよ沖縄県が3057万円と予算を計上して、これから本格的に政府に出向いて要請や意見交換を積極的に取り組んでいくと。

そういったことで、今回、予算を計上していると思うんですけども、その内容。アメリカで、特に副知事が、本気でこの事案については県庁を挙げて取り組んでいくんだと、そういう決意表明がありました。それも含めて、取組をお願いしたいと思いません。

**○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監** 令和5年度においては、国全体の機運醸成を図るための東京でのシンポジウムの開催、テレビCMによる普及啓発、あと、設立に向けた標本収集等の課題に対応するための調査、県民会議の設立促進、国等への働きかけを強化していくというようなことを行うということにしております。

**○仲里全孝委員** それは新聞報道でちょっと分かるんですよ。シンポジウムとか、そういったのを開催していくというのは分かってはいるんですが、実際に国に要請をしていくんだと、交渉していくということで、皆さんの工程を教えてもらえないかということなんです。

**○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監** 今年度は、国会議員への勉強会ですとか、あと、国への要請については、あらゆる機会を捉えてと21世紀ビジョンのほうでも位置づけておりますので、随時行っていく予定としております。

**○仲里全孝委員** 日本学術会議では、提言を見ると沖縄が適地だと。沖縄の中で、北か南かは別として

ですね。

そういった提言の中で、県内では名護市も誘致に取り組んでいます。そして、石垣市には第5次石垣市総合計画にも基本計画として取り組んでいます。

この各市町村との取組はどういうふうになっていますか。

**○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監** これまで県は、県内の市町村との共催・後援により、平成28年度に石垣市で、平成29年度に国頭村でシンポジウムを開催いたしました。

今年度は、6月に北部市町村会で県の取組について説明を行ったほか、中城村役場、石垣市役所、宮古島市役所、新名護博物館において企画展を実施したところです。

また、国立沖縄自然史博物館の設立に向けた課題の整理や今後の方向性について検討するため、経済団体、観光団体、学識経験者、行政関係者等を構成員として設置した事業推進会議において、市長会及び町村会の事務局長に議員に就任いただいております、市町村との連携の在り方などについても御意見をいただくこととしております。

今後とも、市町村との連携を拡充強化しながら、国立沖縄自然史博物館の設立誘致に取り組んでまいります。

**○仲里全孝委員** 推進会議、近々設置する予定だと聞いておりますけれども、各市町村も入っていますか。

**○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監** 事業推進会議のほうは、今年度もう既に立ち上げておまして、今、市長会と町村会の事務局長の方に入っております。

**○仲里全孝委員** これ一番大事なことだと思うんですよ。

国は、今どういうふうな動きか見えないんですよ、国が。沖縄県も、沖縄県が主体となって、各市町村と連携を取って取り組むのか、これも見えないんですよ、なかなか。

片や石垣市は、第5次総合計画に入れている。石垣市に誘致するんだということでですね。

やっぱりその辺も調整しながら、ちゃんとした骨格をつくって国への要請活動に取り組んでほしいと思うんですけど、部長いかがですか。

**○金城賢環境部長** まず、委員から、できれば名護、北部という話もございましたけれども、委員御案内のとおり、国立自然史博物館については、国立の施設として整備をしていただくわけですがけれども、現

時点において、国においてその設立の決定もなされておられませんし、所管省庁も実は明らかではない状況にあります。

そうしたことから、まずは県としては、国に設立の決定をしていただくということで、その上で、国内のどこに造るんだという議論になるかと思うんですけども、その際には、沖縄の優位性をしっかり主張していく必要があるかというふうに思っています。

それから、場所についてよく質問が出るんですけども、これについては、仮に沖縄に造るとした場合、いろんな議論があろうかと思えますけれども、例えば県がこれまでいろんなところでシンポジウムしておりますけれども、11月に子供向けのシンポジウムをした際には、やはり自然環境に配慮した場所がいいんだといった意見ですとか、それから、国立科学博物館を視察した際には、これは誘客施設としての観点からやはり動線がとても大事だというような指摘もございました。

そういったこともございますし、あと、国立自然史博物館については、実は本館に加えてフィールドステーション、分館を3か所ぐらい造る計画がございますので、そうしたことも含めて、全体として、沖縄県として、どういう計画の施設にしていくかということについては、もちろん市町村ともしっかり相談しながらやっていく必要がありますけれども、まずは沖縄に造っていただくということを県民一丸となって求めていくことが非常に重要ですので、そういう意味合いでも、経済界なり、市町村、それから、学識経験者等とも一体となった形での県民会議ですね、これを早期に促進をして、その上で、様々な議論をしていくということが重要かというふうに考えております。

**○仲里全孝委員** ぜひ部長、よろしくお願いします。

これは名称も決まっているんですよ。国立沖縄自然史博物館。もう場所も沖縄なんですよ。

あと県がね、本気度示してどういうふうに取り組むか、各市町村とどう連携を取って取り組むか、私、そういったことがやっぱり問われてくるのではないかなと思います。ぜひ頑張ってくださいと思います。

次に、午前中もありました有機フッ素化合物のPFOSの件について、残留実態調査事業について。

事業内容を午前中も聞きました。これ皆さんの取組は、全県で調査するという最初の約束ではなかったでしょうか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 お答えします。

県においては、県内のP F O S等の残留実態を把握するために、令和5年度には有機フッ素化合物残留実態調査事業において、基地周辺以外を含めた宮古、八重山地域を対象とする全県的な水質とP F O S等の調査を実施することとしております。

この地点につきましてですけれども、水質及び土壌の調査地点として、それぞれ40地点程度を想定しております。

○仲里全孝委員 41市町村で調査するというのは決定されているわけですね。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 現時点では、まだ市町村とも調整しておりませんので、まだ40地点程度を調査するという段階で整っております。

○仲里全孝委員 予算化されているのに。皆さんが予算化されている根拠は、41市町村で調査する予算化じゃないですか。新聞報道もされていますよ。

午前中から、答弁がちょっとおかしいなと思って今、確認取っているんですけれども。

各市町村と調整して、場所とか云々は各市町村と調整するのは、それは分かりますよ。しかし、皆さんの計画は、41市町村で調査していくって当初の計画じゃなかったですか。新聞にも報道されていますよ。どうですか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 基本的には、41というか、宮古、八重山、離島も含めた市町村を対象として全県的にということ、まだ完全に41市町村全部でやるという段階まではいってないということ、一応、関係市町村とも調整をさせていただきたいというふうに考えております。

○仲里全孝委員 予算計上されている根拠説明をお願いします。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 繰り返して申し訳ございませんが、基本的に全県的に41市町村でございますので、そこら辺を踏まえて、地点数というか、サンプル数を設定させていただいたということにはしておりますけれども、ただ、現時点では全県的な調査を実施するということは決まっておりますけれども、具体的な詳細の場所については、まだ決まっていないというのが現状でございます。

○仲里全孝委員 詳細は問うてないですよ、私。

先ほどから、宮古と八重山は言うんですよ。ほかの離島はどうなっていますか。伊江島、伊是名、伊平屋は。あえて宮古、八重山を言って、皆さんの当初の計画は41市町村と言っているんですよ。今でも

あえて宮古、八重山って言っている。

これ調査の目的、皆さん目的は何ですか、これ。土壌調査の目的は。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 全県的なということで、先ほどから説明させていただいております。

これの中には当然、宮古、八重山地域の離島も含め、沖縄本島付近の離島も含めということを検討させていただいております。

繰り返しになりますけれども、全県的な残留実態調査を実施するというので、まだ地点は未定ですけれども、40地点程度を全県的に調査するという形にしております。

○仲里全孝委員 調査の方法はいいですよ。

目的は何ですかということ、目的。

○金城賢環境部長 対策監からも答弁ございましたけれども、まず県は、昨年12月に普天間飛行場等周辺5地点で土壌調査を実施しました。

その結果、普天間飛行場の南門の付近のところで対象区、要するに、基地がない市町村、糸満市ですけれども、そこと比較して16.5倍のP F O Sの値が出たという結果が出ました。

一方で、同じ基地の周辺でありながら、P F O S、P F O Aの値が対象区である糸満市と比較して、さほど差異がないほぼ同様の数値が出たものですから、この点を含めて、そうであれば、基地が所在しない市町村においてもP F O Sが出るという状況が分かりましたので、そういった意味合いで、まずは全県的に調査を実施して、県内におけるP F O Sの実態調査を行いたいと。

それに併せて、水質も6年前に実施をしましたが、改めて調査を実施した上で、水質、土壌におけるP F O Sの状況を調査したいということで、次年度予算を計上したということでございます。

○仲里全孝委員 そのとおりですよ。部長が言うようにね、全県的に、基地の周りであっても、そうじゃない場合でも、値が出ているもんだから、全県的に調査しようというのが大きな目的だったんですよ。だから、41市町村計画されていると思うよ、予算が上げられているんだから。

予算が上げられている以上は、やっぱり皆さん工程があるんですよ。工程がないと金額として上がってこないでしょう。

部長が言うように、やっぱり当初の計画どおり、これはやっぱり41市町村、中身の詳細は別として、調査すべきだと思います。

次に、PFOSの件でちょっと確認します。

水道水に関してですね。

どうも米須課長ありがとうございます。

活性炭を使って、水道水のPFOS、PFOAの大分値が下がっております。これ今の現状の値は、どれぐらいでしょうか。

**○米須修身配水管理課長** 令和3年度の北谷浄水場の浄水のPFOS等の合計値は12ナノグラムパーリットルでございました。

令和4年度に入りまして、12月までは平均値が4ナノグラムパーリットルというふうになっておりまして、その後、また、高機能活性炭への取替えが進んで以降、1月の平均値で2ナノグラムパーリットル、2月の平均値で1ナノグラムパーリットル未満、令和4年度の2月末までの全体平均値としましては3ナノグラムパーリットルとなっております。

**○仲里全孝委員** 課長、大分効果出ていますね、この活性炭というの。

そこでちょっと確認したいんですが、午前中もありました。アメリカの基準では0.02ナノグラム、日本では、これはあくまでも暫定、50ナノグラム。しかし、沖縄県の水道水は1.2以下に下がっておりますね。

これ健康被害ないですか。

**○米須修身配水管理課長** 人体への健康被害については、企業局のほうでは、まだ把握しておりません。情報としては、企業局のほうには上がっていないという状況でございます。

**○仲里全孝委員** 今、課長ね、世間では、私の町もね、地下水使っていて、皆さんの協力で県の企業局の水に切替えたんですよ。その節はありがとうございます。皆さんの御協力によってですね。

ただ、今どこにおいても、例えば居酒屋へ行きますと、居酒屋へ行って水割りしますと、この水割りする水、飲料水として本当PFOSの値どうなっているかって、今、世間がこういった話になっているんですよ。

私がお願いしたいのは、午前中もありました、沖縄県の企業局の水、安心・安全だと、そういう広報を流してほしいですね。これはもうお願いしたいです。

今はもうPFOS、PFOSってこの四、五年、沖縄県はPFOS、健康被害がありますよ、そういった報道なんですよ。

沖縄県の水は安心して飲めますよ、安全ですよと、そういうPR活動をしてほしい。沖縄県のね、ホー

ムページに載せるのではないですよ。ちゃんとね、沖縄県から出してほしいですね、各家庭に。いかがでしょうか。

**○松田了企業局長** 現在、企業局が供給している上水につきましては、国の暫定目標値を十分に下回る値で今出しております。そういう観点から、我々としては非常に安心・安全な水であるという認識の下に供給しているという立場でございます。

一方で、今、米国等で非常に厳しい基準を検討中ということでございますけれども、当然、そういう厳しい基準等が今後、日本のほうでも採用されるといったような状況になれば、それに見合った基準をクリアする水を供給することによって、さらに安心・安全な水を供給していくというような考えでございます。

**○仲里全孝委員** ありがとうございます。ぜひ部長、取り組んでほしい。

市販されている水は大丈夫ですか、ジュースは大丈夫ですか、ビールには含んでないですか、泡盛には含んでないですか、そういった話ですよ、今、世間では。

ぜひ取り組んでほしい。

ありがとうございました。

以上です。

**○呉屋宏委員長** 次に、下地康教委員。

**○下地康教委員** 皆さん御苦労さまです。

持続可能な海洋共生社会の構築ということで、海岸漂着物等地域対策推進事業というのが組まれておりますね、これが2億9000万円余り。

これ委託料が約1億6000万円余り、補助金として1億2800万円余り、これで予算がほぼ構成されていると思うんですけども、その委託料と補助金の内容を伺いたいと思います。

**○久高直治環境整備課長** この委託料につきましては、例えば県の海岸管理者、市町村の、また、環境等の担当が海岸線沿いにある海ごみを回収する際に委託するときの費用が主なものとなっております。

あとは、それ以外に、メニューとしましては、回収と発生抑制のための啓発活動と、あともう一つは、実際、漁民が直接、これは業としてですけども、たまたま回収して持ってきた場合に、それに対して補助をするということになっております。

**○下地康教委員** 私が質問をしたのは、委託料と補助金を分けて説明していただきたいという意味なんですよ。

これ、委託料はどうなんですか。県と市町村、分



けてやっているということですか。

○久高直治環境整備課長 失礼いたしました。

これ、県は海岸管理者のほう、土木建築部、農林水産部のほうにそれぞれなんですけど、内容については、それぞれ土木建築部のほうから回収等の委託で要望があった額をつけております。

市町村については、主に回収の委託についてということで、それぞれ要望があった額ですので、それに対して配分して交付しているというような状況でございます。

○下地康教委員 県と市町村は何対何ですか、その割合は。

○久高直治環境整備課長 およそなんですけれども、大体6対4ぐらいで、県が6で市のほうが4というような状況になっております。

○下地康教委員 この委託料というのは、内容をもうちょっと詳しく教えていただけますか。

○久高直治環境整備課長 例えば土木建築部のほうの委託料でいいますと、海ごみに対して、例えば軽石もそうなんですけど、事業者に委託してそれを回収して、それを処分するというようなものになっております。

市町村も大体同様なものになっております。

○下地康教委員 例えば自治会あたりで、この地域の方々が清掃したときに、ちょっとした用具とかそういったものを使う費用があるんですけれども、それを委託料というふうな理解でよろしいんですか。

○久高直治環境整備課長 今おっしゃったような、どちらかといえばボランティアに近いものだと思いますが、ボランティアの方に直接交付するということはできないものですから、例えばそういった公民館のほうのことで、ボランティアで集まってやっているものに対して、市町村のほうに補助を出して、市町村がそれを委託をしていくということではできません。

あとは、ボランティアの方に水を差し上げたりとか、手袋を出したりとか、袋を提供するというものについては、この対象となっております。

○下地康教委員 それでは、補助金として1億2800万円計上されていますけれども、この補助金の内容はどのようなものですか。

○久高直治環境整備課長 すみません、先ほどの説明とちょっと重なってしまいますけれども、例えば市町村が実施する、県でもそうなんですけど、3種類の事業に対して補助金を交付しておりますし、その対象事業の補助率としては、1つ目に回収処理事業が費

用の9割、2つ目に発生抑制対策、普及啓発とかに関する事業が9割、3つ目に漁業者が回収したごみに対して、これは10割なんですけれども、1000万円の範囲内で補助するというような内容になっております。

○下地康教委員 この予算の立てつけが委託料と補助金というふうになっているんですよ。それで、市町村はその辺りの区別がよく分からない。我々も何を委託料として、何を補助金として、その事業の内容はどうなっているのか、そういったところがよく分からないので、それをはっきり説明していただきたいんです。どうですか。

○久高直治環境整備課長 これも説明のほうは少し足りなかったかもしれませんが、補助金として、まず市町村、県のほうに交付するものでありまして、それぞれ市町村と県のほうから、海岸管理者のほうから要望が上がってきたものに対して補助金とするということが大まかな内容ですね。

説明の内容が少し分かりづらいということであれば、またいろいろ説明をしていきたいと考えております。

○下地康教委員 非常に分かりづらいです。

まず、各市町村はこの漂着物の処理に対して予算が非常に少ないということで困っているんですね。それで、その補助金として使うもの、それと委託料として使うもの、それをしっかりと分けて、それを本当に市町村のほうに下ろしているのか、その辺りが理解に苦しむところなんです。

それを説明していただきたい。

○金城賢環境部長 担当課長から説明していますが、少し分かりづらいという御指摘でございますけれども。

まず、補助金の額1億2800万円相当額については、市町村における海岸漂着物の処理に係る経費に対して補助金を支出しているということで、これについてはおおむね全体として約9割補助になっております。市町村は1割自己負担でございますけれども、これについては一部交付税措置がございますので、全体としては約5%ぐらいの市町村負担になりますけれども。

一方で、委託料については県が海岸管理者になっておりますので、そこで県が実施する海ごみの回収に係る費用として、委託事業として実施する分に係るということで、県分と市町村分で、補助金は市町村分として計上しておりますし、委託料は県が執行する分として予算を計上しているという状況にござ

います。

**○下地康教委員** もうちょっと分かりやすく説明してほしいんですよ。

というのは、県が管理する海岸がありますよね、それを県が直接できないものですから、その市町村に委託費としてその清掃を任せているというふうに思うんですね。

それでもう一つ、市町村が管理するような海岸、そういったものに対して市町村の補助が出ると、そういう理解じゃないのかなと思うんですが、どうですか。

**○久高直治環境整備課長** すみません、私の説明が少しくまなくて。

まず、県のほうの予算につきましては、委託料としまして、回収というものになっておりますけれども、市町村に対しては補助金として交付しているところで、それぞれ市町村が必要な要望額を申請して、それに対して決定して交付していくというような仕組みになっております。

**○下地康教委員** よく分からないね。

というのはね、じゃあ、同じ海岸を、県の委託料と、それと、市からもらった補助金で清掃していいということになるんですか、どうなんですか。

**○久高直治環境整備課長** 委員がおっしゃったように、まず、海岸の管理者なんですけれども、県の管理している土木建築部、あと、農林水産部が所管している海岸がありまして、それは基本的に海岸管理者が清掃します。

市町村の場合は、市町村が一部、一部と言ったらちょっと語弊がありますけれども、所管する海岸があります。それは市町村が直接やります。

それと、市町村の場合はボランティアの方々をここに海岸清掃したいというときに、市町村のほうで一部委託費を使うこともあるかと思います。

このような感じで、大体使用しているというところですよ。

**○下地康教委員** 全然理解できないんだけど、僕は。

要するに、委託料は何に使うと、市町村が云々じゃなくて、皆さんが管理している海岸に市町村の清掃をするために委託として出すものと、それと、直接補助金として市町村に出すものと、そういう考え方のかというのを確認しているんですけど、どうなんですか。

そうじゃないんですか。

**○久高直治環境整備課長** 申し訳ありません。

県の場合は、そのまま予算で委託料というふうに

なっているんですが、市町村は、ボランティアに対する啓発活動も含めての発生抑制事業と、それと委託料というものが補助金の要望額として県のほうに上がってきて、これに対して県が内示を出しまして交付していくというような形になっております。

**○下地康教委員** じゃあ、もっと質問変えますよ。

市町村に行っている委託料というのは何に使うんですか。6対4で市町村に行っていますよね、4ですか。それ、市町村は何に使うんですか。

**○久高直治環境整備課長** 補助金の額、市町村に対しては、まず、補助金として出すんですけども、市町村は委託料も計上しますし、あと、発生抑制の事業も計上していくというような形で県のほうに要望がありまして、それは市町村それぞれで委託料というのを、委託の内容としては、この回収をしたりとかするようなものについて委託をするというところになります。

**○下地康教委員** もうこの議論はもっと整理をします、後でですね。

要するに、この海岸漂着物の問題は、まず予算が少ない。要するに、市町村に対してその漂着物の量と予算がもう少ないということですね、それは処理に困っているというのが実態ですので、それをしっかりと皆さん方、対応していただきたいということですね。

それと、もう一つは、前年度と比べると大分予算が落ちていますね。その理由を聞かせてください。

**○久高直治環境整備課長** 前年度は、海岸漂着物の推進事業の中で軽石のほうの処理もしておりましたので、次年度はこの分がなくなっているというところで大分減額となっております。

**○下地康教委員** 今、その軽石の問題、回収した後、その問題はなんですか、解決されていますか。

**○久高直治環境整備課長** お答えします。

軽石につきましては無償譲渡しているものもありますし、あとはアイデアを募集して、その中でいろいろ活用していただいているというのもございます。

今、仮置場、本島内でしたら、例えば北部のほうと南部のほうに保管してあったんですが、今、これは年度内にこの補助金の仕組み上、処理をしないといけないということになっておりますので、主に鉾山跡地の埋め戻し材ということで活用しております、そこのほうに今搬入しているところです。

それとまた、市町村で一部はまだ譲渡とか、譲受けして、希望者がいらっしゃるということなので、まだ置いてあるところもあると聞いております。

○下地康教委員 次年度ですね、5年度、軽石に対する対応費というのはあるのでしょうか。

○久高直治環境整備課長 今のところ、次年度は漂着が見られる予想にないものですから計上はしてないんですけども、ただ、これは状況に応じて、例えば4月以降に仮に漂着が見られるとか、そういったことがかなり予想されることになれば、また国と相談しながら、この補助金を活用するようなことは国とも相談しているところでございます。

○下地康教委員 じゃ、それでは、次に移ります。

赤土の問題ですね。

この赤土等流出防止総合対策事業、これが1億8000万円余り組まれています。その内容を伺います。

○渡口輝環境保全課長 お答えします。

赤土等流出防止総合対策事業は3つの細事業から構成されており、令和5年度当初予算額として1億8051万円を計上しております。

まず、赤土等流出防止対策検証事業では、衛星画像を用いて海岸における赤土等堆積状況を調査するとともに、重点監視地域の赤土等流出量を推計し、特に赤土等流出量が著しい地域などの流出要因を調査し、効果的な対策手法について検討することとしております。

次に、赤土等流出防止活動促進事業では、NPO団体等と地域住民が協働した地域ぐるみの赤土等対策活動を推進するため、グリーンベルトの設置などを行っている団体への支援や、地域の子供たちの赤土問題に対する意識を高めるため、出前講座などの啓発活動を実施することとしております。

さらに、赤土等流出防止施設機能強化事業では、土砂等が満杯となり赤土等が流出源となっていることが確認されている沈砂池や砂防ダムの赤土等の堆積状況や管理状況について実態調査を行い、実証試験によって赤土等流出防止効果について検証することとしております。

以上です。

○下地康教委員 対策事業費というのは1億8000万円余り、それで委託費が1億7100万円余りですね。つまり、この事業というのは委託事業というふうに理解していいのかなというふうに思っております。

説明の中にも調査、実証実験、環境教育、そういったものをやるというふうになってはいますが、これ前年度比で30%増というふうになってはいますが、かなり、ある意味、30%は大きな増だったと思いますが、4年度と5年度、大きく予算が違うというこ

とでね、何をそういうふうな目的で予算が増えたのか、その理由を聞かせてください。

○渡口輝環境保全課長 一番最後に説明しました赤土等流出防止施設機能強化事業についてなんですけれども、次年度は砂防ダムについての実証実験を行うこととしております。

そちらのほうにつきましては、しゅんせつ等を行うことになっておまして、かなり規模の大きい土木工事等が発生しますので、そのための増となっております。

○下地康教委員 赤土の問題は全般的といたしますか、大きく捉えた場合、土木工事であったり、土地改良事業、それと、建築物ですね、建設工事の中で発生するものに対して、皆様方がその赤土防止条例を所管していると思うんですけども、これ実際、現場はもう垂れ流し状態ですね、今ね。

それを、その条例を所管している皆様方がこれ取り締まっているはずなんですけれども、実態が、取り締まられていないような実態になっていると、それはどういうことになるんですかね。皆様方の条例を所管する部署としては、どういうふうに理解していますか。

○渡口輝環境保全課長 条例の効果でございますけれども、条例施行前と条例が施行されて令和3年度の赤土流出量を比べますと、約半分になっております。

そして、特に開発事業につきましては、条例施行前の8割減というふうになっておりますので、条例の施行の効果というのは、我々はあるというふうに認識しております。

○下地康教委員 今おっしゃられたように、効果は出ていると思います。

しかしですよ、その効果が出にくい場所、また、その影響が非常に顕著に現れている場所がまだまだ存在します。

それに対して、皆様方はどういうふうに対処しようと思っておりますか。

○渡口輝環境保全課長 まず、条例の対象となるにもかかわらず違法開発している、そういうふうな事例も確かにございます。

それにつきましては、保健所等でパトロールしまして、違法行為を見つけたら、その都度、指導しているところでございます。

ただ、現在一番多い農地からの流出につきましては、先ほど申し上げました赤土等流出防止対策検証事業におきまして、各流域の主な流出源になってい

るところを特定しまして、その地域に効果的な対策は何かということを検証していくことで流出削減を目指していきたいと考えております。

**○下地康教委員** 赤土防止条例によってそれなりの効果が上がっているというのは、一番効果が上がっているのは建築工事だというふうに思いますね。なかなかその効果が現れていない、そういったものが土地改良事業なんですよ。

その土地改良事業が、今、赤土がその海岸といますか、海域に流出していく、それが一番顕著に見られるまた大きな原因だと思うんですね。

土地改良事業もそういったその排水をためる沈砂池を造るんですけども、その管理がうまくいっていない部分がある。また、その沈砂池が若干、やっばり設計上小さくなっていったのもある。

そういったものを皆さん方が管理または指摘する、そのような役割というか、それは持つべきじゃないのかなというふうに思っていて、条例を改正するのであれば、その辺りもしっかりと改正をしていかなきゃならないというふうに思いますけど、それどう思いますか。

**○渡口輝環境保全課長** 委員御指摘のとおり、農地のほうに設置されました沈砂池の機能がなくなってしまうと、満杯になって、そこからあふれ出していくというふうな状況というのを我々も確認しております。

それで、赤土等流出防止施設機能強化事業では、そうした沈砂池の管理状況とか、そういうものを今の実態と、そして、管理状況も調査しまして、それについての機能強化の実証実験も行います。

そして、それをマニュアル化しまして、事業部局にそれを提案しまして、適正な管理に努めていくよう、協議会の中で検討したいと考えております。

**○下地康教委員** 最後にこれ、指摘をしておきたいんですけども、つまり、土木関係の設計基準でいくと、今の設計でいいんですけども、実際はそれがあふれて海域に流出しているというのが現状なんですよ。

なので、土木設計、建設設計に対するこの設計基準と、皆様が取り扱っている赤土防止条例の基準と、これがほとんど合っていないと思うんです。

だから、それを整合できるようなですね、しっかりその仕組みをこれからつくっていく必要があるのではないかなというふうに指摘して、私の質問を終わります。

**○呉屋宏委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、呉屋委員長が所用のため下地副委員長が委員長席に着席)

**○下地康教副委員長** 再開いたします。

座波一委員。

**○座波一委員** 赤土の件から行きますが、今も議論がありましたけど、やはり私も何度かこの問題を、防止条例のほうが少ないんじゃないかと、欠陥があるんじゃないかと思っております。

まず、農地から出るこの赤土は、原因がもう分かっていますよね。これの条例で罰則規定は該当するんですか。

**○渡口輝環境保全課長** 現在の赤土等流出防止条例においては、営農行為による農地からの流出につきましては、努力規定という形にとどめておるところでございます。

**○座波一委員** 開発関係がね、新聞紙上で出たりして、開発の分野には結構厳しいんですよ。

ですけど、実態は80%は農地であるということからすると、やはりこれは、防止条例をしっかりと、この農地も視野に入れたものに、もっと効果のあるようにしないといけないと思いますが、いかがですか。

**○下地康教副委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、下地副委員長に代わり呉屋委員長が委員長席に着席)

**○呉屋宏委員長** 再開いたします。

渡口輝環境保全課長。

**○渡口輝環境保全課長** 農地の赤土対策につきましては、まず、そもそもの開発事業と異なりまして、開発事業でしたら、その開発が終わりましたら裸地は消滅します。しかしながら、農地につきましては、必ず耕起、つまり畑を耕すというふうな行為が発生しますので、裸地が必ず生じます。

そしてまた、農地の勾配修正等の土木作業につきましては、多大な費用がかかりますので、開発事業と同じような規制をするというのは難しいというふうに考えている次第でございます。

**○座波一委員** 同じように規制するというのは、難しいというのはいま分かっていますよ。

その営農を否定するようなことじゃなくて、営農も支えながらしっかり防止する方法をもう取らないといけないということですよ。それを考えるのが仕事なんですよ。

農地から出ているというのは分かり切っているし。じゃあ、汚れた海域がありますね、汚染された海域はどの農地から来ているというのは把握、特定でき

ているのか。

**○渡口輝環境保全課長** これにつきましては、かなり流域の流れの解析がちょっと難しいところがございますが、ただ、次年度につきましては、ドローンや衛星画像につきまして面的な調査を行うことにより、その流域のどの部分から流れ出てくるというのは、かなり細かく分かるのではないかというふうに予測しております。

**○座波一委員** 営農の皆さんも、やはり農業から影響が出ているというのは分かっています。しかし、自分の畑が海をそこまで汚しているという認識はまだないんです。

そこを徹底的に結びつけて、あなたの農地の辺りからこんなに出ているんですよというふうに、開墾するとき、耕すときには十分対策が取れるような指導をすとかね、そういった込み入ったところまでの指導が今後必要じゃないかという考え方を持つべきだと思っていますけど、どうなんですか。

可視化するんですよ。この原因者に対して可視化して、こうやって影響が出ていますよということを見せないと、自覚は出てこないんです。

**○渡口輝環境保全課長** 今後の事業の調査結果の出し方のほうになると思いますけれども、そういう視点も踏まえまして検討したいと考えます。

**○座波一委員** 沖縄県は、サンゴ再生事業にも取り組んでいますね。もう、サンゴ再生の最大の敵は土ですよ、土。

ですから、辺野古ではね、二、三センチのサンゴを救うためにね、いろいろやっていますけど、こんな巨大なあれを防止するために、やはり根本的に赤土という問題は全てのこのサンゴを救うためにしっかり取り組まないといけないということで、やはり法律の面から条例も含めてですね。

先ほど、その自覚、農業者が取り組んでいるけどというようなことを言っているけど、何か免責的なニュアンスにも聞こえるんだけどね、そうじゃないんです。

免責はありますよということを行いながら、営農をしっかり支えるというような方針で行くということ、部長どのように考えていますか。

**○金城賢環境部長** 委員御指摘のとおり、赤土の流出量というのは条例施行前から5割減、一方で、依然として農地が約8割を占めているという現状がございます。

農地については、条例上は、第17条において土木的対策として畑地の勾配修正でありますとか、沈砂

池を設置をすると。それと、営農的対策としてはマルチングであるとか、グリーンベルトの設置等ございます。

これが、委員御指摘のとおり、実効性を持った形でなかなか効果が出てないという指摘もございますので、これについては可視化というお話もありましたけれども、この保健所が個々の事案に関してそういうことを確認した場合には、しっかりと指導するというのもやっております、あとは県としても普及啓発の事業も行っておりますので、農家の皆さんに対策の徹底を求めるということは非常に重要だと思います。

一方で、条例改正の話もありましたけれども、例えばその農家に対して罰則を設けるとなると、先ほど課長からもありましたけれども、まず、土木的対策を行うに是非常に負担が大きいということと、あと、営農行為を行いながらということですので、その辺の難しさがあるということで、現行条例では努力義務というふうになっております。

それから、もう一つの視点として、例えば規模を今1000平米以上としておりますけれども、これを500平米にするとかということで条例を厳しくするという指摘もございますが、これについても、1000平米未満とした場合にあっては農家の負担がやはり大きいだろうという視点もございまして、それから、条例第3条では全ての開発行為に対して努力義務を課しておりますので、そうしたことも踏まえて、県としては、農家に対しても、農林水産部とも連携しながらしっかりと指導等、助言等を継続してまいりたいというふうに考えております。

**○座波一委員** 知事の施政方針の中でも、第2次沖縄県赤土等流出防止条例対策基本計画をやって推進すると明言していますよね。

だから、今回から、目に見える形でこの農地からの分が減らないと、これはいけないと思っていますから、これはしっかりその農家が、可視化して県民に目で訴えるぐらいのやり方でやらないと、これ自覚が全く出てこないと思います。

ぜひともよろしく願います。

外来種対策事業ですが、ギンネム対策の問題で、3年間の研究調査がありましたよね。その後、有効的な対策ということで、全県的な取組、駆除という点ではどう考えていますかね。

**○與那嶺正人環境再生課長** 県では、令和元年度から令和3年度までに実施しました外来植物防除対策事業において、在来植物の生育を阻害する外来植物

ギンネムの駆除及び拡散抑制技術を取りまとめた防除対策マニュアルを作成したところです。

同マニュアルには、有効な駆除方法として、伐採後の切り株に薬剤を注入することでギンネムが完全に枯死することや、また、切り株に薬剤を散布する方法でも枯死率が90%以上あることなどを掲載しています。

そして本年度は、同マニュアルの普及に向けて、国、県、市町村等関係機関に配布するとともに、今年2月には、マニュアルを必要とする方が容易に入手できるように全市町村の中央公民館等、社会教育施設に送付し、広く配布いただいているところです。

また、県の緑化相談窓口である沖縄県緑化推進委員会を通じて、防除方法の指導と併せて薬剤サンプルを無料配布するなど、駆除に関する様々な支援を行っているところです。

引き続き同マニュアルを活用し、土地所有者及び管理者が効果的にギンネムの防除が図られるよう取り組んでまいります。

以上です。

**○座波一委員** ギンネムがどうやったら駆除できるかという技術は、ある程度確立したと。しかし、それを駆除に取り組むという点では全く、今はされていないわけですよね。方法は分かりました、教えてくださいよと。

だけど、実際にヤンバルまでこのギンネムが繁茂しようとしている状況の中で、駆除という対策では全くされてないということ、これが問題であるということなんです。

それをいかにするか、離島も含めてですよ、本当に考えないと、全国山の日とか、大会とかやると言っているけど、こんな現状の中で山なんか守られてないわけですから、大会やれば、それで目的は何ですかっていったら、本来のこの山を守る、緑を増やすというこの役目がないんですよ、やられてないんです。

ぜひとも、そこも、外来種対策をもっともっと前面に出してやらないといけないんじゃないかなということですが、どうですかね。

県の取組として、駆除の方針はないのかということですよ。

**○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監** 県では、沖縄県対策外来種リストを作成し、対策の優先順位を定めて対策しております。

生態系等への影響が大きいことから重点的に駆除等を行う必要がある外来種を重点対策種とし、現在、

重点対策種15種について防除対策を実施しているところです。

ギンネムは、リストの重点対策種ではなく、生態系等への影響が一定程度あると考えられる外来種として対策種に位置づけており、対策としては、沖縄県外来種対策指針に基づき、主に普及啓発に取り組むこととしております。

そのため、外来種対策事業において、ギンネムなどの対策種の防除対策については、外来種被害予防三原則「入れない」、「捨てない」、「拡げない」の普及啓発を行うことによって、外来種に関する県民の行動促進を図っていきたいと考えております。

**○座波一委員** 今の答弁では、ギンネムが重点種じゃないというふうに位置づけているということになります。

実際ギンネムの実態というのは把握してないんじゃないかなと思いますよ。もっともっと把握して、今もう農地にも被害が出始めているぐらいですからね、ぜひ検討してほしい。

**○呉屋宏委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、呉屋委員長から座波委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するように指示があった。)

**○呉屋宏委員長** 再開いたします。

座波一委員。

**○座波一委員** 赤土流出防止対策について、県知事も施政方針で明確に第2次流出防止対策基本計画を立てて取り組みますと言っています。

今議会でも、委員から多くの質疑が出ていますが、なかなか今の防止条例では農地などに対する効果が薄いというのが明確であります。

ですので、条例の改正も含めて、そのような取組をするのかどうかということをお知事に対して確認する必要があると考えておりますので、総括質疑をお願いしたいと思っております。

**○呉屋宏委員長** ただいまの提起内容については、本日、質疑終了後に協議いたします。

質疑を続けます。

**○座波一委員** 次に、動物適正飼養推進事業ですね。

先ほど、午前にも議論がありましたが、TNR活動が非常にいいことではあるということは認識しております。片や、生態系保全事業というのがあって、相反する活動になっているような感じがあるんですよね。

それはね、基本的に私はそういったことがあってはいけないと思っている中で、根本的なこの対策と

いう点では、本当にまだまだ県は後手だなという感じがしますが、この生態系保全事業の中では、その捕獲した犬や猫はどこに持っていかれるんですか。

**○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監** ノネコ等対策事業で捕獲した猫については譲渡に努めておりまして、あと、飼い主が見つかったものについては返還しております。

譲渡先は、主にボランティア団体となっております。

**○座波一委員** 沖縄県の施設に入れることにはならないんですか。

**○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監** これまでは動物愛護センターのほうには行ってなかったんですけども、今後、譲渡をより拡大していくために、動物愛護センターと今調整しているところです。

**○座波一委員** 北部生態系保全事業が進めば、当然、県の施設に行くのが多くなるということと考えていいですか。

**○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監** より広く譲渡をしていく必要が出てきますので、ボランティア団体さんとの意見交換ですとか、動物愛護センターとも調整を図りながら、より幅広く譲渡に努めていく体制を今、検討しているところです。

**○座波一委員** 譲渡成約率というんですかね、何%ぐらいですかね。

**○古波蔵みな子自然保護課生物多様性推進監** 今、ノネコ等対策事業で捕獲されたノネコについては、ほぼ譲渡に回っております。

森林域で捕獲された犬については、動物愛護センターのほうに引き取っていただいております、犬についてはですね。

**○座波一委員** 実際ね、犬については、割とまだ殺処分が出てくるんじゃないかなと、非常に危惧されていますよ。

ですからね、これ根本的に私はこの動物、ペットの生体販売そのものにちょっと疑問を持つべきじゃないかなと思います。その利益追求のペットショップと、生体販売をやめたペットショップ、今両方あるんですよ。

だから、そこも県はしっかり考えて、ペットは適正に飼育するつもりで買えば幾らでもそれは確保できるわけですから、だからそれを、悪徳のブリーダーもいるようですので、非常にあれはもう虐待そのものですよ。

だから、そういったことも含めて生体販売につい

て考えないといけないんじゃないかなと思うんですけど、どうですかね。

**○出井航自然保護課長** 生体販売につきましては、今、委員御指摘のような指摘がなされているということは承知しております。

一方、生体販売業者につきましては、動物愛護管理法におきまして第一種動物取扱業としての登録を受け、法令で定められた基準に従って事業を行う必要があるということが定められています。

また、その責務といたしまして、動物の購入者に対して当該動物の種類、それから、習性、そしてそれをどういった目的で供用する、飼養するのか、展示するのか、そういった目的等に応じてその適正な飼養または保管の方法を説明しなければならないとされているところです。

そのため、県では生体販売業者に対しまして、購入者への適切な情報提供の徹底や法令の遵守等について、講習会の開催などにより指導を行っているところです。

**○座波一委員** 今のままでは、ペットショップから広がっていく、この犬や猫が、心ないこの飼い主のおかげで捨てられる、もうこれが消えることはないですよ。

だから、そういった意味では、根本的な、この狭い沖縄で、より自然を守らなければいけない、多様性をもっと守るといふこの大義名分がある中で、沖縄はこのペットの販売の在り方、しっかり考えないといけないと思いますよ。

企業局ですね、令和5年の工業用水予算、これ95%減になっていますね。

この導水施設整備計画というのがもう全くないということではないんですかね。

**○米須修身配水管理課長** 工業用水の送水管等につきましては、現時点では更新の予定等はありません。

現在、知事部局におきまして実施されております需要動向調査の結果を踏まえて、必要かどうかについては、関係部局と連携して検討してまいりたいと思います。

補足します。現時点では、もう整備事業はないということになります。

導水トンネルの工事のほうにつきましては、次年度は調査設計のほうを行うこととしておりまして、現場での工事のほうは予定されておられません。そういった状況になっております。

**○座波一委員** 調査設計は進めるということで、先ほど知事公室でしたか、知事部局、検討していると

いうのは、どういうところでやっているって言って  
いましたか。

○米須修身配水管理課長 申し訳ありません、ちょっと勘違いをしております、別の件の話をしておりました。すみません。

○座波一委員 工業用水は、政策的にも、南部地域の足りない分に対して、やっぱりこれは横断的に知事部局でしっかり取り組んだほうがいいというふうに思っております。

これは企業局だけの損得の問題ではない、沖縄振興策の一つとして考えるべきだということを再三言っているわけですが、できない理由が、前聞いたら、この南部地域の導水管が耐用年数80年というふうなものが入っている、だから敷設替えは難しいんだというふうな話をしておりましたが、これはいまだに確かですか。

○米須修身配水管理課長 企業局のほうで設定しております更新基準年数は80年ということになります。

○石新実企業技術統括監 よろしく願いいたします。

今、米須課長からありましたけれども、法定耐用年数は40年です。

ですけれども、施設の長寿命化という観点から、使えるものは長く使おうということで、全国の事例ですとか、維持管理指針ですとか、そういったものを踏まえて更新基準年数、更新する年数というものについては80年というのを設定しているという状況です。

○座波一委員 耐用年数は40年だけど、まだあと40年は使えるというような話だと思うんですけどね。

しかし、また別の観点から必要だと言っているわけですよ、もっともっと水が必要だと言っているわけですよ。

そこをいかにやるか、これはもうビー・バイ・シーが云々という話もありましたけどね。実際この要請のある企業、水があれば、いろいろ豊見城や糸満の工業団地に行きたいと、あるいは南風原、八重瀬にも企業は行きたいというのがある、こういったものを拾っているかっていったら、拾ってないと思うんですよ、ビー・バイ・シーを考えるに当たり——実際の需要は相当あるんですよ。

だからそういうふうな、もっともっと調査の中でね、それも入れるべきだと思いますよ。

南部の市町村に工業用水が必要だと、おいおい調査するはずですから、実際企業が行きたがっているというのを把握しているかということですよ。

上がってないから、ないと言っているようなものですよ。そこまで調査しますか。

○石新実企業技術統括監 委員がおっしゃる需要調査につきましては、所管しております商工労働部のほうで今年度調査をやっておりまして、現在取りまとめ中というふうに聞いておりますので、その後の展開につきましては、関係部局連携を取って検討してまいりたいと考えております。

○座波一委員 これは南部市町村のほうは、ぜひ必要だというふうな認識を持っていますから、その声に沿った調査をぜひやってください。お願いします。

○松田了企業局長 商工労働部のほうで詳細な調査をされているというふうに理解しておりますので、その結果を踏まえて、連携して、どのような対策を取っていくのかということについて検討してまいりたいと考えています。

○呉屋宏委員長 よろしいですか。

以上で環境部に係る甲第1号議案、企業局に係る甲第22号議案及び甲第23号議案に対する質疑を終わります。

説明員の皆さん大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

予算調査報告書記載内容等について議題といたします。

それでは、予算調査報告書記載内容等について御協議をお願いいたします。

まず、提起のありました総括質疑について、提起した委員から、改めてその理由の説明をお願いいたします。

なお、提起理由の説明の順番につきましては、お手元に配付してあります総括質疑の順番でお願いいたします。

また、提起理由の説明の後、反対の意見がありましたら、御発言をお願いします。

まず、項目1、首里城復興関連事業と防災関連についての提起理由について、仲里全孝委員にお願いいたします。

○仲里全孝委員 この件につきましては、ぜひ取り上げておきたいと思っております。

理由としては、やはり我々の象徴である、沖縄県の象徴、首里城が火災に遭った。いまだに原因究明がなされてないまま、答弁が、防災関係と言いつつ中身が明確ではなかったと。

これ、やはり首里城に関しては、我々委員として



も今後、徹底的に調査するべきではないのかなど、やはり知事の考え方をただしていきたいと思います。

そういった中で、ぜひ取り上げてほしいと、そういうことです。

**○呉屋宏委員長** それでは、次に、項目2番の令和4年に立ち上げた公共事業等推進調整会議の内容について、座波委員、お願いいたします。

**○座波一委員** この数年来、地方のこの道路を含む公共工事の予算が要求額の30%にとどまったため停滞している状況において、昨年、公共事業等推進調整会議を立ち上げて、省庁予算の確保と県債の発行についての取組によって公共事業を推進するという旨の目的を持った会議が立ち上がったわけですが、次年度、令和5年の予算にどのように反映されたかということについては明確な答弁がなかったため、知事に総括質疑をしたいということです。

**○呉屋宏委員長** 次に、3番の報得川改修事業に係る国土強靱化予算の確保と災害対策について、座波委員よりお願いいたします。

**○座波一委員** 報得川の氾濫による東風平中学校の危険性は非常に高く、今年も雨季、あるいは台風シーズンに向けて心配されている現実があります。

その中で、県の対応をいろいろ聞いておりますが、なかなか改修工事というものは時間がかかるということと、しゅんせつ工事も進めていくけど、それでは完全ではない中で、やはり県は予算をしっかりと確保するという意味では、ハード交付金で確保というのは非常に不安定であるということで、国土強靱化予算の確保と災害対策の在り方について知事の考えを伺いたいのので、総括質疑をお願いしたい。

**○呉屋宏委員長** 次に、4番の首里城公園の復旧・復興に要する経費の委託料について、新垣光栄委員。

**○新垣光栄委員** 首里城公園の復旧・復興に要する経費の委託料についてなんですけれども、この委託料に関して、具体的に言うと龍頭棟飾の件です。

この龍頭棟飾の件に関しては、本会議、委員会等で地元の人材育成、そして、地元の技術の継承も含めて、地元壺屋のほうと一緒にやっていきたいという答弁ではあるんですが、しかし、この発注方式が委託料という特殊な発注方法になっているため、この方法は、今、県立博物館・美術館でやっている手わざの手法で委託しているため、このプロポーザルで委託業務を取ったところが発注権限があることになっています。

そうすると、どちらが取るか分からないんですが、業者の思いで発注できるということになっていて、

地元の人材育成、そして、壺屋がその事業をできるというのが確約されておられません。

そのために、もう担当者レベルでは限界が来ているし、担当者は一生懸命やってもらっているんですが、担当者の、守るって言ったらちょっと語弊があるんですけども、そのためにもある程度、三役、そして、部長クラスの方角性を示していただかないといけないと思っていますので、よろしくお願いいたします。

**○呉屋宏委員長** 次に、項目5番の赤土流出防止対策に関する条例改正を含めた対応について、座波委員、お願いします。

**○座波一委員** 赤土流出防止対策においては、ここ数年の取組をして多少改善されてはいるものの、80%は農地からの流出であることは事実である。しかしながら、この現条例では、農地の部分からの流出に対する取組については緩いため、条例改正も含めて検討する旨の答弁がありました。

したがいまして、赤土流出防止対策を令和5年度の施政方針の中に入れておりましたので、その知事の決意と条例改正に対する考え方を確かめるために、総括質疑をお願いしたいということです。

**○呉屋宏委員長** それでは、反対の意見がありましたら、項目番号を述べてから御発言をお願いします。

玉城健一郎委員。

**○玉城健一郎委員** すみません、今回の総括質疑に関して、1から5番に関してなんですが、委員の主張もよく分かり、確かだなどというところもございましたけれども、担当職員がしっかりと答えて、部長からも答えている中で、総括質疑までやる必要があるのかなというところで疑問があり、反対とさせていただきます。

**○呉屋宏委員長** ほかにありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

**○呉屋宏委員長** 意見なしと認めます。

以上で総括質疑に係る提起理由の説明と反対意見の表明を終結いたします。

次に、総括質疑に係る予算特別委員会における総括質疑についての意見交換及び整理等について、休憩中に御協議をお願いします。

休憩いたします。

(休憩中に、総括質疑についての協議)

**○呉屋宏委員長** 再開いたします。

休憩中に御協議いたしました総括質疑につきましては、予算特別委員会に報告することといたします。

次に、特に申し出たい事項について御提案があり

ましたら、挙手の上、御発言をお願いします。

特に申出があったらどうぞ、協議をして、入れるんだったら入れるという話で、ここでしかできない。

○仲里全孝委員 採択されるか、採用されるかは別として、我々、常任委員会でアメリカまで行って、スミソニアンで世界一の自然史博物館を視察してきました。

その中で、知事は、本気でこの件については県を挙げて取り組んでいくということがありました。

やっぱり与野党が一致している点でありますので、自然史博物館誘致について、県知事の考え方を聞くのもいいんじゃないのかなと思って、委員長いかがでしょうか。

○呉屋宏委員長 休憩いたします。

(休憩中に、自然史博物館誘致については反対意見があった。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

ほかに御提案はありませんか。

(「提案なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 提案なしと認めます。

以上で特に申し出たい事項についての提案を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における予算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任を願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、予算調査報告書は3月15日水曜日正午までにタブレットに格納することにより、予算特別委員に配付することになっています。

予算特別委員の皆さんは3月16日木曜日に、総括質疑の方法等について協議を行う予定になっております。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回は3月22日水曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん大変御苦労さまでした。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委員長	呉屋	宏
副委員長	下地	康教

開会の日時、場所

年月日 令和5年3月14日（火曜日）  
開会 午後1時30分  
散会 午後3時38分  
場所 第7委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 参考人からの意見聴取について（沖縄電力株式会社の電気料金の値上げ改定について）

出席委員

委員長	比嘉瑞己	
副委員長	石原朝子	
委員	下地康教	仲村家治
	西銘啓史郎	大浜一郎
	花城大輔	中川京貴
	上里善清	照屋大河
	比嘉京子	島袋恵祐
	瀬長美佐雄	國仲昌二
	仲村未央	平良昭一
	仲宗根悟	上原章
	當間盛夫	

参考人招致のため出席した者の職・氏名

（参考人）

沖縄電力株式会社 本永浩之  
代表取締役社長

○比嘉瑞己委員長 ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

沖縄電力株式会社の電気料金の値上げ改定に係る参考人からの意見聴取についてを議題といたします。

なお、ただいまの議題につきましては、去る令和5年3月2日の本委員会での決定に基づき、予算議案の審査の参考とするため、関係者を参考人として招致し、説明を求めるものであります。

本日の参考人として、沖縄電力株式会社代表取締役社長本永浩之氏の出席をお願いしております。

本永浩之参考人から、補助者として経営戦略本部企画部次長兼経営企画グループ長仲吉良徹氏、販売本部販売企画部企画グループ長松田直哉氏、経営戦

略本部企画部経営企画グループマネージャー呉屋智浩氏を同席させたいとの申出があり、委員長として適当であると判断し、出席を許可したことを御報告いたします。

参考人及び補助者には、本日は御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

参考人から説明を求める前に、委員会の審査の進め方について御説明申し上げます。

まず、参考人から御説明をいただいた後、委員から参考人に対し質疑を行うことにしております。

なお、参考人が発言しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならず、発言は、議題の趣旨の範囲内で行うこととなっております。

また、本日は委員会が参考人の説明を聞く場でありますので、参考人が委員に対して質疑することはできませんので、御承知おきください。

それでは、参考人から、沖縄電力株式会社の電気料金の値上げ改定について、10分程度で簡潔に御説明をお願いいたします。

本永浩之参考人。

○本永浩之参考人 沖縄電力の本永でございます。

本日はこのように電気料金値上げの申請の概要につきまして御説明をさせていただく機会を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

このたびの電気料金の値上げ申請に対しましては、県民の皆様によくの御心配と御不安をおかけし、誠に申し訳なく思っております。また、沖縄県がようやくコロナから回復し、県経済の活動も活発化の兆しを見せる中で御負担をおかけすることに対し、大変心苦しい気持ちでいっぱいであります。

それでは資料に沿って説明をさせていただきます。スライドの1を御覧ください。

当社はこれまで経営環境が大きく変化する中においても、不断の経営効率化によって電気料金の低減に努めてまいりました。今回の値上げによる料金改定は、1980年以来、43年ぶりとなります。

しかしながら、ロシアによるウクライナ侵攻に伴う資源価格の高騰と昨今の円安の進行により、燃料関連費用は急激に増加しております。この増加分を適切に電気料金に反映できないため、いわゆる逆ざやの状態が継続いたしております。したがって過去

最大の赤字が見込まれるとともに、財務体質が急速に悪化している状況でございます。

こうした状況に対処するため、当社では緊急経営対策委員会の下、あらゆる収支対策、効率化を実施してまいりましたが、当社の負担分はそれを超えるスピードで累積的に拡大しており、この状況が継続いたしますと電力の安定供給に支障を来すおそれがあると。苦渋の判断ではありますけれども今回電気料金の値上げを申請させていただきました。

何とぞ、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

スライドの3ページを御覧ください。

燃料価格、為替の動向になりますが、2020年4月以降、これまで最も安かった石炭は最大で4.6倍、原油は2.6倍、LNGは2.5倍、さらに為替は1.3倍に上昇しております。円ベースで調達いたしますので、実際は5倍から6倍に膨れ上がっている状態でございます。

スライドの4を御覧ください。

本来、燃料価格や為替レートの変動分は当社がコントロールできるものではございません。燃料費調整制度という制度により、その変動分は自動的に毎月調整され、迅速に電気料金に反映されてきました。

下のグラフを御覧いただきたいと思っております。

左半分は、2008年から2021年までの燃料価格の推移です。緑のラインがございしますが、これは2008年料金改定時の基準燃料価格です。それ以降、燃料価格が上がれば電気料金はプラスに調整され、下がればマイナスに調整される仕組みとなっております。ただし、この制度には上限価格が設定されており、沖縄県においては昨年4月以降上限に達した状態が続いております。これが上のオレンジのラインでございます。本来はこの右のグラフに示すとおり、燃料価格の上昇に伴いまして電気料金も上昇していくこととなりますが、昨年4月に上限に到達しているため、お客様の電気料金はこの上限価格で据置きさせていただいております。我々としても、電気料金の値上げが県民の皆様の生活や経済活動に与える影響が大きいということで、お客様の御負担が増えないよう値上げの判断を先送りしてまいりました。しかしながら、その超過した分は、現在当社が負担することになっておりますので、この通期では476億円に膨れ上がる見込みとなりました。

スライド5を御覧ください。

したがって、当社の今期の業績見通しは、過去最大のマイナス505億円の経常損失となる見込みで

ございます。これは当社の直近10か年分の経常利益に相当する規模となります。下のグラフはほかの電力と比べた場合の当社の損失額です。ほかの電力に比べると当社の損失額が突出していることがお分かりかと思っております。

スライドの6を御覧ください。

我々といたしましても、何とかこの状況を打開すべく昨年の4月に緊急経営対策委員会を設置し、あらゆる収支対策、効率化を徹底して取り組んでまいりました。費用面では、①の役員報酬の削減をはじめ、②の修繕費の抑制、③のDXの展開、さらには④にあるように支店・営業所の統廃合や集中化、そして⑤の燃料費の抑制などあらゆる対策を進めてまいりました。収入面におきましては、自由料金メニューのお客様に対して燃調上限撤廃の協力の依頼や、資金面におきましてはグループ資産の売却、グループ資金の有効活用などスピーディーに進め、1年間上限価格を維持したまま何とか値上げをせずに踏ん張ってまいりましたが、国際情勢は変わらず資源価格も高騰が長期化する中で、あらゆる対策を行っても先ほど申し上げたように赤字幅は拡大し、通期で505億円、我々が負担している上限超過額も476億円に膨れ上がる見込みでありまして、これは経営努力で吸収できる範囲を超えている、このままでは安定供給に支障を来しかねない——お客様の御負担を考えると大変心苦しいところではありますけれども、まさに苦渋の決断ということで今回の料金値上げを判断した次第でございます。

これからは今回の料金改定の内容を御説明したいと思っております。

今回は規制料金の一般的な家庭用モデルで39.3%の値上げとなりますが、先ほど申し上げた燃料価格の上昇分を単に反映した値上げではないということをごひとも御理解いただきたいと思っております。

それではスライド7を御覧ください。

ここでは経営効率化の内訳を記載しております。

この表に示すとおり、燃料価格だけではなく、全ての費用項目で効率化を反映させ、原価の圧縮を行っております。全体では136億円の効率化を織り込んでおります。

その中でも影響の大きい人件費と燃料費について、御説明をさせていただきます。

スライド8を御覧いただきたいと思っております。

左の棒グラフで人件費全体で前回改定原価と比較いたしまして、約21億円の原価圧縮を行いました。役員の給与については、前回改定原価と比較して約

半分の1億円となります。従業員の給料手当については、前回改定原価と比較し、12億円減少の48億円となる予定でございます。

スライドの9を御覧ください。

燃料費を説明する前に、これまでの電気料金の改定と当社の電源多様化の関係について御説明をさせていただきますと思います。

先ほど1980年以来43年ぶりの値上げと申し上げましたけれども、当時は石油100%の電源構成でございました。したがって、電源の多様化が大きな経営課題でありました。それ以降は、当社では具志川火力・金武火力における石炭の導入、そして昭和63年以降は暫定引下げを含めると12回も電気料金の値下げを実施させていただき、累計では40.25%の引下げを行うことができました。さらに、2012年、2013年にはLNGを燃料とする吉の浦火力を運転開始し、電気料金を据え置きながら安定供給、環境対策との両立を図ってきました。

スライドの10を御覧ください。

先ほど申し上げたように、2012年に吉の浦火力が運転開始しました。大型の発電所の建設には通常1000億を超える多額の設備投資が必要となることから、運転開始直後には減価償却費等の大幅な増加がありましたけれども、効率化により電気料金の上昇抑制に努めてきたところでございます。

左の円グラフを御覧ください。

2008年の料金改定時には、石炭が約8割、石油が約2割の電源構成でした。今回の料金申請にはLNGを原価に織り込んだことで、石炭が64%、LNGが35.8%、残りが石油というバランスの取れた電源構成になっております。吉の浦火力が運転開始し、電源を多様化したことにより、電源構成が先ほどの石油・石炭のみであった場合と比べますと、今般の燃料価格の高騰局面では3か年平均で92億円の燃料費の抑制を原価に織り込むことができしております。価格変動リスクの分散化につながっているものと考えております。

スライドの11を御覧ください。

最後にまとめとなりますけれども、今回の原価について燃料関連費用だけでは前回原価と比較して945億円の増加となる見込みです。燃料費以外の減価償却や修繕費、人件費といった原価は前回原価と比較いたしますと、マイナス45億円原価を圧縮しております。申請原価全体については、前回原価と比較して900億円の費用増となるものの、燃料費を含めて全体で136億円の効率化を織り込んでおります。した

がしまして、今回の料金改定は専ら燃料価格の上昇によるもので、それがなければ実質値下げの料金改定となります。

スライドの12を御覧ください。

参考までに、この円グラフを見ても分かるとおおり、今回の料金改定において申請した原価のうち、ほぼ全てを燃料関連費用が占めており、それが85.4%になります。設備関連費用でも約10%、人件費は3.8%となっております。

スライドの13を御覧ください。

今回の料金は、繰り返しになりますけれども、燃料費の上昇がほとんどですが、燃調制度の上限値を超過した分をそのまま反映したわけではなく、最大限の効率化を反映して値上げの上昇幅を押さえ込んでおります。これが③の値上げ低減分でございます。そして、料金改定がなされた後は、燃料価格の上げ下げに応じて調整された分を電気料金に反映していくこととなります。直近足元では、為替も一時期に比べて円高に推移していますし、資源価格も、特に石炭などはピーク時にはトン当たり400ドルをつけておりましたが、現在はトン当たり200ドル前後に下落してきておりますので、5月から6月にかけては燃料費のマイナス調整でその分を料金水準が低下していくことになると考えております。

スライドの14を御覧ください。

皆様、既に御承知のように、国による電気・ガス価格激変緩和対策により、1月使用分―2月分の電気料金から引下げが行われております。また、資料には記載ございませんが、県と国の独自の支援措置によりまして、特別高圧のお客様を含め全てのお客様に対して支援措置が行われることになりました。これにより家庭用のモデル料金では値上げ率は約10%と、当初の39%からは緩和される見込みとなっております。県民の皆さんの御負担が軽減されるということで当社としても大変ありがたい措置だと感謝を申し上げる次第でございます。

次のページを御覧いただきたいと思っております。

最後に、カーボンニュートラルに向けた当社の取組を御紹介させていただきたいと思っております。

スライド16を御覧ください。

当社は、2019年12月に2050年のカーボンニュートラルに向けたロードマップを公表し、既に将来に向けた新たな電源多様化と脱炭素に向けた取組を進めているところでございます。

スライド17を御覧ください。

こちらのスライドが2050年に向けたカーボン

ニュートラルのロードマップでございます。再エネ主力化、火力電源のCO<sub>2</sub>排出削減、この2つが大きな柱ですが、加えて電化の推進にも取り組んでまいります。既に吹き出しで囲ってある7つのプロジェクトが現在動き出しております。20ページ以降に参考資料を載せさせていただいておりますので、後ほど参照していただくと幸いです。そして、再エネ主力化の取組につきましては、系統の安定化技術を高めながら太陽光や風力の導入拡大を図ってまいります。そして、火力電源のCO<sub>2</sub>排出削減につきましては、安定供給を大前提とした上で、LNGや地域のバイオマスをトランジション燃料として活用し、将来的には水素やアンモニア等のCO<sub>2</sub>フリー燃料への転換を積極的に進めてまいります。

スライド18を御覧ください。

ただし、沖縄エリアでカーボンニュートラルを進めていくに当たりましては、その地域の特性を踏まえた公正な移行——我々は、ジャストトランジションと呼んでおりますけれども、これで進めていく必要があると考えております。

表1を御覧ください。

第6次のエネルギー基本計画に基づいた達成可能なゼロエミッション電源の全国と沖縄エリアの比較となります。御承知のように、沖縄では水力や原子力、地熱といった電源の導入が困難であります。また、台風の常襲地域の沖縄におきましては、局地風速の観点から大型の風車ができないなど、ゼロエミッション電源が限定されるため、ゼロエミッション電源の割合が全国の57から61%に対して、わずか20%から22%しかございません。政府はCO<sub>2</sub>排出量を2013年度比46%削減という野心的な目標を掲げておりますけれども、この政府目標を沖縄エリアに置き換えて試算いたしますと、マイナスの28%に相当いたします。このマイナス28%も沖縄エリアにとっては厳しい目標ですが、我々はそれをさらに深掘りして2030年にはマイナス30%を目指してまいります。

スライド19を御覧ください。

マイナス30%の削減に向けましては、県産バイオマスのさらなる拡大、太陽光を初期投資なしで導入する事業の拡大、局地風速に耐え得るような風車の導入、それに加えまして水素やアンモニアなどの燃料を実際の発電機で行う混焼実証試験など、新たな取組を行っていききたいというふうに考えております。これらの取組は、我々だけでできるものではございません。これらの先進的な技術の開発には、もちろん経済性との両立が不可欠であります。そのために

も政策的、財政的な支援が必要となってまいります。ぜひとも県議会議員の皆様にもお力添えをお願いしたいと思っております。このように将来は燃料価格の動向に左右されにくい電源構成と脱炭素化の両立を図って強固な経営基盤を確立していきたいと考えております。

このたびは、電気料金の値上げに対して御説明の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。お客様に御負担をおかけするのは大変心苦しい限りですが、少しでも御負担が軽減できるよう努めてまいりますと思っております。何とぞ、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

**○比嘉瑞己委員長** 参考人の説明は終わりました。

これより、議題に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

下地康教委員。

**○下地康教委員** 沖縄電力本永社長はじめ、沖縄電力の皆様方、参考人招致で今日は本当に説明ありがとうございます。

それでは質問をさせていただきます。

今回の資源価格高騰による電気料金の値上げについて、御社はどのような対策を実行して、どれだけの負担が生じているのかというふうなことを伺います。また、説明にあった燃料費調整制度の上限価格を超過した分ですね、これはこれまで沖縄電力が負担してきたとしておりますけれども、電気料金を上げずにこの負担を継続することができなかったのか、その辺りをお伺いしたいと思います。

**○本永浩之参考人** 御質問ありがとうございます。

先ほども資料で説明したとおり、燃料価格が高騰した昨年の4月に当社では早速緊急経営対策委員会というものを発足いたしました。その中で当社が緊急的にできるあらゆる収支対策・効率化を行ってまいりました。役員の報酬の削減をはじめ、修繕費、DXの推進、そして支店の統廃合・集中化、こういったことを中心に行ってまいりました。さらには、収入面の対策ということで、自由料金のお客様に対しては、上限の撤廃をお願いすることで何とか当社の負担を少しでも軽減していただくようお願いをさせていただいたわけですが、なかなかやっぱりこの御時世思うようにいかないところもございました。さらに、やはり資金が足りなくなりますので、グループの中で緊急的な融資をいただいたりですと

か、グループが持っている資産の有効活用ですとか、そういったことも重ねて行ってまいりました。

さらに、やはり燃料費が一番高くなっておりますので、この燃料費を何とか安く調達できる方法がないかということについていつも考えておりますけれども、我々がこれまでやってきた燃料費の対策としましては、特にLNGなんかは今回スポット価格がかなり上昇いたしましたので、それによらない長期の契約による固定の燃料調達を行っております。石炭については、スポットでの調達もごさいますけれども、なるべく高騰しない時期にある程度の固定価格で導入するとか、オーストラリアとインドネシアというふうに調達国を分けて調達するとか、そういった努力を重ねてまいりました。そして、調達するときは船で運んできますので、船の料金もかからないように、特にインドネシアは沖縄から近い場所でごさいますので、そういったところの調達割合を増やすとか、インドネシアの石炭はオーストラリアの石炭に比べると品質が——カロリーが少し落ちますけれども、トータルで考えると安い燃料となりますので、今半分半分の調達でやっております。そのように配船のほうも専用船を活用することでスポット、スポットで調達するよりも大分安く調達できるなど、そういった工夫を重ねながら取り組みをしてきたところでごさいます。

ただ、先ほど申し上げましたように、燃調価格の上限を超えた分というのは、1年間で476億になります。これはもう当社1社だけではこの金額を負担するのはなかなか厳しい状況であります。先ほども御説明させていただいたように、今年度の決算が500億を超える赤字になる見込みであります。それは専ら上限超過分を当社が負担してきた分に相当するものと考えております。

このままでは安定供給のための設備投資ですとか、修繕費ですとか、そういったところに資金が回らなくなるおそれもごさいます。そうすると、やはり一番大切な安定供給の継続ができなくなるのではないかとということで昨年11月28日に料金の値上げ改定を申請させていただいた次第でごさいます。

**○下地康教委員** 2022年4月から上限価格に到達して、今年3月までには損益が476億円としておりますけれども、今回の料金の値上げによってこれまでの御社の損益を回収できる見込みがあるのか、それとまた料金改定後の上限価格の変動があるのかということをお伺いしたいと思います。

**○本永浩之参考人** 料金改定後は、我々が電気料

金の値上げを申請させていただいたときの燃料価格と為替レートが基準の価格になりますので、先ほど御説明した基準価格よりは引き上げられることになります。ですので、この引き上げられた基準価格がベースとなって、またこの価格から燃料費が上がったときには上がりますし、下がったときには下がるという調整制度になってごさいます。

**○下地康教委員** 県議会において、沖縄電力の給与水準が県内では高いのではないかというような質疑もあつたりしました。そして、県の商工労働部からは県内においても沖縄電力の給与水準はちょっと高めであるというふうな答弁があつたと思います。今回の電気料金的大幅値上げについて、あくまでも民間企業において人件費を削減し、値上げ幅を圧縮すべきではないのかというような議論、またその県民の声もあると思うんですけども、御社はその辺りどのように考えておりますか。

**○本永浩之参考人** 人件費のお話については先ほど緊急経営対策委員会の中でまず一番最初に始めたのが役員報酬の削減です。最大で20%の削減を行わせていただきました。そして、今回の料金原価に織り込ませていただいている人件費についてですけども、これは料金として認められる原価ということで、国の算定要領というものがごさいます。それに基ついた人件費の原価算入をさせていただいております。具体的には、公益事業の平均と全産業の平均を加味した上に消費者物価指数等から地域の補正を行いまして沖縄地域の原価ということで導き出しております。その金額を従業員の人件費原価として料金に織り込ませていただいているところでごさいます。

**○下地康教委員** 今の御説明だと全国の基準で給料の算定をしているということでありませけれども、やはり沖縄県の場合は全国と比べて所得水準が低いということもあります。その辺りを比較すると全国の基準に合わせていくというのは、これは少々、我々県民の感情といいますか、思いとしてはちょっと高いのではないかとこのところがありますけれども、その辺りはどういうふうにつまえているのですか。

**○本永浩之参考人** 先ほど御説明したように、公益事業の平均と全産業の平均というところは全国の指標を使っていますけれども、最終的にここに地域の補正というのを入れます。消費者物価指数等から沖縄地域のレベルに応じた地域補正を行って今の原価水準を導いているところでごさいます。

**○下地康教委員** やはり我々県民としては県内の優



良企業ということで沖縄電力さんの人件費は高いという理解があるんですけども、その辺りを今回の大幅な料金値上げにおいて県民が理解できるようなアプローチといいますか、表現をですね、しっかりと説明していただきたいというふうに思っております。

次の質問に入ります。

最後に、もう一つ質問ですけれども、公共料金である電気料金や下水道料金は、私は全国どこで暮らしていても基本的に格差があってはならないものだというふうに考えています。沖縄県は離島県であり、さらに小さな離島を抱えて地理的不利性、それと非効率的なスケールメリットを宿命的に抱えている地域だというふうに私は思っています。そこで、やはり領海や領土を維持するためにもこの離島に住み続けることができる仕組みづくりを構築していくべきじゃないかなというふうに考えています。

その観点から、国や行政の支援の在り方を踏まえて沖縄の経済を支えていく責任ある企業として沖縄電力が将来根差していく、目指していく姿をぜひ社長のほうからお伺いしたいというふうに思っております。

**○本永浩之参考人** ありがとうございます。

当社としても電気の安定供給というのは最大の使命ですけれども、それに加えてユニバーサルサービスの維持というのはまさに欠かすことのできないことだと考えています。沖縄県の場合には多くの離島を抱えています。当社の供給エリアにおいても、37の有人離島がございます。そのこの全てに電気を供給させていただいているところであります。そして、離島のどの地域に暮らしていても電気料金というのは当社の規制料金と同じ料金水準で供給させていただいております。このユニバーサルサービスの維持というのは、環境がどんなに変わろうとも我々は維持していくべきものだと考えております。今後もこういったことをしっかりとできるように企業経営してまいりたいと思います。御理解賜りたいと思います。

よろしくお願いたします。

**○比嘉瑞己委員長** 下地康教委員の質疑は終了いたしました。

仲村家治委員。

**○仲村家治委員** どうも今日はありがとうございます。

報道でいろいろ知っているつもりではあったんですけども、沖縄電力さんのコストダウン、またいろんな外的な、特にロシア・ウクライナの侵攻によっ

て原油等資源が世界的に高騰しているという外圧的な要因が一番の値上げをせざるを得ない結果だと思えます。

あと、4ページに上限を超えた金額を去年の4月からずっと沖縄電力さんがこの負担分をやったというのは、多分県民の皆さんは知らないところだったんじゃないかなと。私自身もこの説明を受けて476億、500億近い資金を自社努力で抑えていた。だけど、この燃料の価格が上がり続ける中で申請をなされたということだと思います。

また、エネ庁にも聞き取り調査、また消費者庁も聞き取りです、政府としても——これは全国レベルの話なので沖縄電力さんだけではないと思うんですけども、先般、岸田総理から今回の沖縄電力を含む電気料金値上げ申請について、日程ありきではなく厳格で丁寧な審査を行うよう指示があったと聞いております。沖縄電力が値上げ時期を延期できるのであれば可能な限り値上げ時期を延期することで県民負担を軽減させることも考えられるのではないかなと思うんですがどうでしょうか。

**○本永浩之参考人** 岸田総理の御発言については、我々としても今の世界的な物価上昇、国民生活への影響、こういったものを配慮してのものだと思っております。そういう総理からの発言があったということで、電気事業者としても大変重く受け止めております。

ただ、先ほども申し上げましたように、今その上限価格を超過した分が昨年4月からずっと続いております。我々としては、やはりその状況を何とか打開すべく苦渋の決断ということで値上げの申請をさせていただいたところですので、確かに料金の中身を厳正に審査するというプロセスは必要だと思いますので、しっかりと審査をしていただいて、できるだけ早い時期に認可が下りるよう希望するところでございます。

**○仲村家治委員** 先ほどの説明で石炭がピーク時のトン当たり400ドルが約半分ぐらいに下がってきていると。これは多分資源の価格というのは急にぼーんと上がったんだけど、だんだん落ち着いていく傾向があると聞いていますので、その分は資源の価格が下がればそれをスライドして値下げしてという説明が先ほどありましたが、その理解でよろしいでしょうか。

**○本永浩之参考人** 委員のおっしゃったとおり、燃料価格の変動に応じて燃料費調整制度という料金の下で下がった場合には速やかに還元されることにな

ります。先ほど少し言及するのを申し忘れたんですけども、この燃料費調整制度には、上限は基準燃料価格の1.5倍というものは設けられていますけれども、下がった分についての下限というのはございません。ですから、燃料価格が下がれば下がるほど電気料金は下がっていく仕組みになっております。

**○仲村家治委員** 最後になりますけれども時間がないので、沖縄独自のさらなる電気料金対策として、仮称で沖縄電気料金高騰緊急対策事業ということが報道されておりますけれども、どのように受け止めておりますでしょうか。

**○本永浩之参考人** 先週、私も報道に接したところではありますけれども、今回の40%に達する電気料金の値上げというのは非常に私たちとしても心苦しいと思っております。そこで国も物価対策の一環として激変緩和の措置を1月から実施しているところですが、さらにそれに加えて県独自の支援策が行われるということで県民の皆様の御負担が軽減されるということは私どもとしても大変ありがたいというふうに思っております。

**○仲村家治委員** 沖縄電力さんだけではもう限界があるということで私は理解しておりますので、これは沖縄県、そして経済界、私たち政治家、あと国と協力してこの電気料金の安定した供給と料金ということで一緒になって汗をかいていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

**○比嘉瑞己委員長** 仲村家治委員の質疑は終了いたしました。

花城大輔委員。

**○花城大輔委員** 参考人、参考人と言われてどんな気持ちか考えると複雑ですが、よろしくお願いいたします。

まずですね、今回の電気料金値上げの背景として資源価格の高騰及び円安の影響という説明がありましたけれども、これは早い段階で再生可能エネルギーに移行していくということは難しかったのでしょうか。

**○本永浩之参考人** 再生可能エネルギーの取組については、やはり再生可能エネルギーというのが純国産のエネルギーということで我々も非常に重要な電源と考えております。当社でも以前から積極的に再生可能エネルギーの導入を進めてまいりました。特に離島においては波照間島とか、来間島において、再生可能エネルギーの電気100%だけで離島の供給を一部賄うというような実証試験も実際行っておりま

す。波照間島では実に10日間再生可能エネルギー由来の電気で島の電気を供給した実績もございます。こうした取組は世界的に見てもかなり進んだ取組だと我々は考えております。現在、来間島においても太陽光と蓄電池を設置して、もし何かあったときには宮古島の本島から切り離して来間島だけで電気の供給ができるシステムを今まさに実証試験を行っているところです。

こういう形で先ほどカーボンニュートラルの説明もさせていただきましたけれども、2050年に向けてはやはり再エネの主力化というのは大きな柱の一つになっていきますので、こちらも積極的に進めていきたいと思っておりますけれども、先ほど風力の説明をしたときに沖縄はやはり台風が毎年のようにやってくる地域ですので、その台風に耐えられるだけの大型の風車というのが今世界中探してもないんです。ですからこの世界中探してもない風車を何とか沖縄でも建設できるようにしたいので、そこら辺は皆様のお力も借りながら制度的な対応ですとか、政策的な対応ですとか、やっぱりこのメーカーに対しての要請とかも一丸となってやっていかないとなかなかブレークスルーできないかなというふうに思っておりますので、その辺の御支援もよろしく賜りたいと思っております。

**○花城大輔委員** 先日、国と県によって支援が行われることで当初4割とか、それ以上とか言われていた負担が大分軽減されるということで喜ばしく思っておりますけれども、この資料2のほうを見たときに、やはりこれからについては電源構成の見直しなどについても中長期的に取り組む必要があるのではないかなと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

**○本永浩之参考人** 先ほどカーボンニュートラルの資料を説明させていただきました。2030年に向けて我々もマイナス30%の削減を求めていくという中で電源構成もですね、今やはり石炭が中心で60%は石炭のウエートなんですけれども、やっぱりここは石炭のウエートを減らしていった比較的クリーンなLNGの割合を増やしていく予定にしています。ですから、2030年の電源構成のイメージとしては、石炭が45%、LNGが大体30%入ってきます。さらに離島もありますので、石油の割合が15%ぐらい、再生可能エネルギーの割合としては10%前後という形で入ってくると考えております。このように2030年はこうした取組を進めていきますけれども、2050年に向けてはやはりもっともっと再生可能エネルギーを

導入したり、水素とか、アンモニアといった新しい燃料にも取り組んでまいりたいと考えております。

**○花城大輔委員** 社長の答弁の中に何度かカーボンニュートラルが出てきますけれども、これは目標に合わせて、または加速度的に進めていくために政策や財政支援等、どのようなものがあればうまくいくとお考えですか。

**○本永浩之参考人** やはり沖縄の場合にはほかの地域と比べるとスケールメリットが効かないというところがあります。水素なども——海外から水素を運んでくるということも考えられますけれども、やはりそのときにもスケールメリットを生かしたことをやっていかないといけない。どちらかというと大規模なところに支援が行きがちなんですけれども、やはり小さな沖縄においても、スケールメリット・デメリットがあっても支援ができるようなサプライチェーンとしてしっかり構築できるような制度づくりですとか、財政的な支援ですとか、そういったところが必要になってくるかと思えます。まだまだ技術的にブレイクされていない部分がございますので、現実的にこれが導入できるまでの経済性が確保されていません。まだLNGなんかと比べると、3倍以上高いというふうに言われていますので、ここをコストダウンしていくためには技術革新が必要になってくるかと思えます。そういったところにしっかりと政策の支援ですとか、財政的な支援が行き届くようになっていただきたいというふうに希望しているところです。

**○花城大輔委員** 私はこのたびの説明を受けて一番驚いたのが資料7の原価価格の内訳ですね。人件費率が3.8%しかないわけですよ。しかも燃料費の仕入れだけでこれだけ85.4%も多くなってくると。我が会派の地下委員から少し厳しいような質問もありましたけれども、このことをあまり大きく取り沙汰されるとこの危機を乗り越えていこうという従業員のモチベーションにも影響してしまわないかなど。また、このことを大きく取り上げることによって社会的に電力の社員が、皆さんは給料多くもらっているらしいね、みたいなふうになってしまわないかということも非常に心配するところでもあります。私の周りではどちらかというと、まあ、よく質問されるんですけども、この危機を乗り越えたら電力を安くしてもらえるんだよねということを確認する人がいます。私は勝手に答えていますけれども、その辺社長の見立てとといいますか、今後どうしていこうと考えているのかということを少し聞かせていただければ

と思います。

**○本永浩之参考人** 確かに、これまでの燃料価格の高騰というのは、やっぱり未曾有の価格レベルだったのかなというふうに思っています。先ほど冒頭でも申し上げましたように、石炭価格というのが以前に比べると4倍、5倍ぐらいの水準をつけているというのはこれまで全くなかったわけでありまして、先ほどのグラフを見ていただいたとおり上限価格を突破するということ自体、過去13年ぐらいの間にわずか1回しかなかったんです。そのときも石油価格が急上昇してすぐ落ちていったというところだったのですけれども。今回は背景にロシアのウクライナ侵攻、その戦争が長期化しているということもあるかと思えますけれども、それが長引いているということもあって、このような状況になっているものと理解しております。ただ、足元——石炭価格も以前に比べると半分ぐらいの水準まで落ちてきておりますので、今後さらにその水準が下がっていくことを期待しておりますけれども、やはりその将来的にはこういった燃料価格の動向に左右されないような電源構成を目指していくことも一方で重要かと思っています。そこは今の世界的な流れの中でカーボンニュートラルというのがございますので、やはりその再生可能エネルギー、火力電源のCO<sub>2</sub>の削減、ここには県産のバイオマスなども導入しながら進めていくことが重要かと考えております。

**○花城大輔委員** 今、石炭価格が以前と比べると半分近くにまでというお話がありましたけれども、この苦しい状況、なかなか読みにくいところもあるとは思いますが、何月頃まで続くのかなというのが気になります。国や県の支援もいつまでも続くというふうには私らも思っておりませんので、その目安みたいなものがもし答弁できればお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

**○本永浩之参考人** なかなかいつ頃までというのは大変難しく、今の為替レートですとか、燃料価格の動向がどういうふうに推移するかというのを想定するのは難しいところでもあります。我々としても希望とすれば以前の水準まで戻ってほしいというところでもあります。ただ、足元の状況を見ると少し下がってきている状況も踏まえると、楽観できる場所もあるのかなというふうに考えてはいます。

**○花城大輔委員** 今回の件は本当にあらがうことのできない社会の事象だというふうに思います。このような社会の変化はこれからは起こり得る可能性が十分ありますけれども、企業としてはやはりその辺

の社会の変化に対して耐え得るような経営の力をつけていかないとというふうにも思います。または、先ほども聞きましたけれども県民に対する今後の還元についても両方てんびんをかけながらやっていかないといけないというふうに思っておりますけれども、今後の経営方針について最後聞かせていただきたいと思います。

**○本永浩之参考人** 花城委員からあったように、今後の経営方針ということですが、再三述べてきておりますようにカーボンニュートラルにどういうふうにしてそれを実現していくかというのが大きな課題だというふうにも思っておりますので、今の化石燃料の動向に左右されないような経営体質を構築していくということも非常に重要な取組の一つであります。

我々この燃料価格が高騰する以前からカーボンニュートラルの取組というのは2019年12月に公表してもう既に進めておりました。やはり、今の世の中の状況を踏まえた上でいずれリスクになることも勘案しながら先んじてそういう取組を進めていくことが今後の経営基盤を強固にしていく取組だというふうにも認識しておりましたので、今後もさらにそれが進められるようにやっていきたいというふうに考えております。

**○比嘉瑞己委員長** 花城大輔委員の質疑は終了いたしました。

上里善清委員。

**○上里善清委員** 本日は説明大変ありがとうございます。大体のことも聞かれて、だし殻みたいになりますけど、ちょっと再質問も含めてやっていきたいと思います。

役員報酬の削減で21億円というふうになっておりますが、先ほども従業員の給料がちょっと高いんじゃないかと。これはやっぱり沖縄の所得水準から見ると県民はそのように思っていると思うんですよ。花城委員が言ったように66億円で3.8%の比率になっていますので、そんなに多くもらっている感じは私も受けません。台風とかになったときに一生懸命復電に努力されている姿を見るとやっぱり危険な仕事ですのでそれに合う給料ではないかと思うんですが、もう少し手を入れられないか、その辺はどうですか。

**○本永浩之参考人** 皆さんがおっしゃることはもっともだと思います。実際の交渉は労使交渉の中で行っております。毎年毎年の経営環境を踏まえながら労使との交渉を行っているところでありますの

で、今まさにまた来期の労使交渉とかも始まっておりますので、その辺の御意見等も踏まえた交渉をしていきたいと思っております。

**○上里善清委員** 去年の貸借対照表で沖縄電力の純資産が2800億ぐらいあるというふうに聞いたんですが、この資産の圧縮ということは今どんなですか。考えておりませんか。

**○本永浩之参考人** 委員のおっしゃる資産の圧縮というのが何を具体的に指しているのかがちょっとイメージができないので、表現しづらいところもあるんですけど、今回の燃料価格の高騰を受けて当社の中では持っている資産の売却とかもさせていただきまし、保有している政策株とかの売却なども行いました。グループ間の資金の有効活用とかそういった資金面での緊急的な対応もさせていただいております。そういうこと言うのであれば、その資産の圧縮というのはそういったことでやってきたということではございます。

**○上里善清委員** 沖縄では沖縄電力さんしかありませんので、ある意味では独占企業みたいなもので、今までなるべく値上げしないで電力供給するというのを努力されてきていることは評価しますが、独占企業というのはある意味では競争相手がいませんからね。長い間その恩恵を受けたという意味において、県は感謝はしておりますが長い間電力さんを育てたという意味も含めて、やっぱり切り詰めて考えた場合は今度は電力さんが県民に恩返しする番じゃないかと私は思うんですよ。だから、この辺も考えて値上げというのはやってほしいということなんですけどね。

あと、今まで電力さんはある意味では補助金とかいろいろ燃料のほうで頂いていますよね。この構成比率を見るとやっぱりまだまだ化石燃料が多いと。努力として今取り組んでいるということではあるんですが、将来像として電源構成をどのようにしていきたいのか、具体的にソーラーで幾らとか、こういったのが今示せますか。

**○本永浩之参考人** 幾つか御質問があったと思いますので、まず独占企業というお話をいただきましたけれども、実は沖縄でも2016年から全面小売の自由化というのが始まっていて、沖縄にも新電力という新しい小売の電気事業者が約20社ほど参入しております。もう既に15%以上のシェアをその新電力の方々が持っております。ですから、我々もこういう競争環境下において料金面も含めてしっかりそういう新たな新電力さんとやっぱり競争していく環境

になっておりますので、そういったところも努力していきたいというふうに思っています。

上里委員からありましたように、県民に還元していくという——もっともだと思えます。我々は地元密着の企業だと思っておりますし、やはり地元ファーストでやってきた企業だというふうに思っています。地域とともに、地域のためにというコーポレートスローガンは、我々関係会社も含めた全社員が共有する理念みたいなものだと思っておりますので、そういうことでも地元に対してどういう還元ができるのかというのはしっかりとやっていきたいと思っております。

もう一つ補助金のお話がありましたけれども、1つは燃料のところでお話いただいたのは、これは税制の特別措置ということで、石油石炭税の減免措置を受けております。それと固定資産税の特例措置もございます。これについては全て料金に反映される形で県民の皆様へ還元されております。もう一つ補助金というところからは、先ほど離島の話もございましたけれども、離島は沖縄本島含めて11の島にいわゆる発電所を持ちながら37の有人離島には海底ケーブルで供給をしています。この海底ケーブルの取替え工事とかに補助金を頂いている実績がございます。

最後に、燃料構成の割合はさっきからお話をさせていただいておりますけれども、2050年にはカーボンニュートラルに向けて再生可能エネルギーと水素・アンモニアといった燃料を使いながらの電源構成に変えていきたいと考えております。

以上です。

**○上里善清委員** 先行例として、我々は経労委でこの前ハワイに行ってきました。電源構成を何一つ分らないんですけど、100%にすると。化石燃料をみんな取っ払うという方針らしいんですけどね。その中でオアフ島という島があるんですが、今現在、代替エネルギーが70%まで行っているらしいですよ。これはいい例じゃないかと私は思っています。本島以外の有人島は代替エネルギーで賄うと。先行でさっき言っていた波照間とかありますよね。だから、そういったことを早めに取り組んでいくということにして、ちょっと大きいところは少し遅れるはずですけどね、取り組むべきことは小さい有人島からまず着手するという形で進めていただきたいなど。

今、具志川でしたかね、バイオマス電力ですか。あれは沖縄電力のでしょうか、違いますか。あれはヤシの殻をやるらしいですけどね。沖縄本島の周囲

にはその材料になるようなものが私はあると思っているんですけどね。例えば、クバを材料にできないかといういろいろ考えているんですけど、その辺も含めて県と取り組んでほしいと思えますが、それはどうですか。

**○本永浩之参考人** 御質問ありがとうございます。

まず最初にハワイの話が出ましたので、ハワイの話からさせていただきます。確かにハワイは人口とか、発電の規模とか当社と似通ったところはございます。ただ、いわゆる陸地の面積を比べた場合に、ハワイの場合には沖縄に比べると7倍以上の陸地面積があるというふうに伺っていて、さらにハワイ島は火山がございまして。そこでは地熱発電という再生可能エネルギーができるような環境になっていて、沖縄と比べると再生可能エネルギーが導入しやすい前提がそろっているというのがございます。それと、ハワイの場合には電源構成がこれまでは化石燃料は石油一辺倒でしたので、燃料価格が高騰する前ですけども、沖縄の電気料金と比べても1.3倍ぐらいの料金の割高になっていたというふうに伺っています。そうすると、自分の家に再生可能エネルギーを入れたほうが安くなるというような状況もあって、沖縄に比べると再生可能エネルギーの導入が進んでいるという状況だというふうに考えているところがございます。

バイオマス燃料については、我々も石炭火力発電所の中に県内で出てくる建築廃材を全てペレット化して混焼しております。こういう県内で出てくる地産地消のバイオマス燃料を基本的には使うのがいいことだろうなと思っております。今後、バイオマス燃料の拡大をしていくに当たっては、先ほどクバの葉っぱとかということをおっしゃいましたけれども、県内で地産地消できるような草本系の植物を何とかバイオマス燃料に変えていけないかなということで今琉球大学とネピアグラスですとか、サトウキビとか、ソルガムとか、そういった植物をバイオマス燃料にできるような研究を一緒に進めているところであります。

**○上里善清委員** 最後に、燃料高騰に左右されないような電源構成をつくっていかなくてはいけないというのが沖縄の電気に関わる問題だと思っておりますので、努力して——これは行政ともタイアップしてやらないといけない話ですので、これから強烈に取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上です。

**○比嘉瑞己委員長** 上里善清委員の質疑は終了いた

しました。

瀬長美佐雄委員。

**○瀬長美佐雄委員** 本日、県議会の参考人招致に応じて出席していただきありがとうございます。日本共産党県議団として参考人質疑を行います。

今、あらゆる商品が値上がりして県民の暮らしは大変厳しいものがあります。物価高騰であらゆる産業、中小業者が厳しい経営環境にあります。全国一高い沖縄の電気料金に、全国一の大幅値上げが実施されると、高齢者や生活保護利用者、失業者、無年金者など生活困窮者へ及ぼす影響は計り知れません。今、庶民の暮らしは大変です。弁当や惣菜、パンや野菜など賞味期限切れなどで値札が変わる夜の時間帯を待って食品の買い物をする。バーゲンセールでまとめ買いをする。風呂は3日に1回に減らすなど節約・節電で何とか暮らしている方々があります。県民所得は全国平均の7割、貧困率は日本一の沖縄でコロナ禍の疲弊する経済と暮らしの大変な状況に拍車をかけるのではないかと危惧しています。沖縄県議会に対し一般社団法人沖縄県婦人連合会からは、電気料金の大幅な値上げに反対するよう配慮してもらいたいとの陳情が提出されております。

今回の大幅値上げ申請について、県民生活や企業活動に及ぼす影響についてどういう認識なのか、伺います。

**○本永浩之参考人** 今回、全体で40%に上る料金の値上げということで、県経済に与える影響も非常に大きいものだというふうに感じております。当社の料金の値上げについては家庭用のほうで39.3%の値上げになります。足元8800円程度から1万2000円を超える水準まで上がっていきますので、家庭に与える影響は非常に大きいという認識は持っております。

そういう中で、国としてもこの物価対策の激変緩和ということで約20%支援していただけることになりました。先週の県、国の独自の支援策も約10%削減していただけるということで、以前に比べると実質の負担額が10%程度に緩和されるというのは非常に我々としてもありがたいことだと思っております。加えて、足元の燃料価格が現在落ちてきているというお話もさせていただきました。これについては、多分5月から6月ぐらいにかけては燃料費の調整制度の下でマイナスということで電気料金にも反映されるんじゃないかなというふうに期待をしているところです。我々としてもなるべく安い料金水準に戻っていくことを願っているところでございます。

**○瀬長美佐雄委員** 去る1月30日に公聴会が行われたという記事もありました。意見陳述人による意見陳述では、どのような意見が述べられたのか伺います。

**○本永浩之参考人** 1月30日に公聴会を実施いたしました。沖縄の場合には、3名の方が意見を述べるということで参加をしていただきました。お一人の方からは、やはりその40%の値上げというのは非常に大きいので、何とか段階的に値上げをする方法がないでしょうかというお話をいただきました。もう一人の陳述人からは、やはり将来に向かってはカーボンニュートラルを進めていくべきですというお話と、こういう中であって、先ほども、どなたかからありましたけれども、やっぱり従業員のモチベーションの観点からは、若い人たちをもっと積極的に登用する方法を考えてもらいたいというお話でございました。3番目の方は、今の国のエネルギー政策については反対という御意見だったかと思っております。

**○瀬長美佐雄委員** 先ほど述べていただきましたが、ある意見陳述人からは段階的に何とかできないのかという、やっぱり思いが表明されました。これについては検討——かなうのか、かなわないのか、どうなんでしょうか。

**○本永浩之参考人** 本来、上限価格というのがなければ電気料金というのは段階的に上がって来ていたはずなんです。しかし我々は去年4月からその上限価格を据え置いたまま、本当はこれだけ燃料価格は上がっているんですけども、上げずにずっと1年間何とか持ちこたえてきたんですね。それが一気にこの上限価格が外れてしまうことになって、やはり上昇幅が大きくなるという状況がございます。先ほども申し上げましたように、何とか上げずに踏ん張ってきたんですけども、このままでは476億の超過分、今年度の決算も500億を超える赤字というような状況の中ではやはり安定供給を守るためにはもう限界が来ているのかなど。企業努力ではもう限界かなということで、今回の値上げを申請させていただいている次第でございます。

**○瀬長美佐雄委員** ありがとうございます。

あと、この公聴会の議事次第を読みますと、パブリックコメントに寄せられた県民の声が紹介されておりました。これについて暮らしの実態を反映された意見が多かったかなと思いますが、そこに対する受け止めについて伺いたいと思います。

**○本永浩之参考人** パブリックコメントの中ではやはりもっと経営努力すべきですとか、人件費を削減

すべきですとか、様々な意見を頂戴したと思っています。今日、県議会議員の皆様からいただいた御質問と同じような形でいろいろな意見を頂戴する機会だったと思っています。こういったお客様の声を真摯に受け止めて、なるべくお客様の御負担が増えないような形を——我々としてもいろいろな省エネの提案ですとか、そういう電気の効率的な使い方とか、お客様に寄り添った御提案をこれからは一生懸命やっていきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思っています。

**○瀬長美佐雄委員** このパブリックコメントに寄せられた国民の声には、もう困窮生活の私にとって死活問題だと。はっきり言って生活できませんと。夏場の節約による熱中症など生命に関わる問題が出てくることはもう確実ですという、悲痛な訴えだと思います。生きていけないというこの悲痛な訴えに答えて、とりわけ困窮世帯に対する何らかの対応ができないものかというふうなことで伺いたいと思います。

**○本永浩之参考人** 生活の苦しい方々とか、そういった声を本当に頂戴しております。電気料金はそういう観点も含めて3段階の料金制度というのを取っております。第1段階の料金が安い段階で、また第2段階になると使用料が増えるに従って上がっていく、そして使用料が多くなればなるほど料金が上がっていくというような仕組みでなるべく生活困窮者に負担がいかないような料金制度となっておりますので、御理解をいただきたいと思っています。

**○瀬長美佐雄委員** 意見陳述の中にも配送電の事業も一体として取り組まれている沖縄電力としてはやむを得ないという意見も陳述人からも拝見されます。ただ、今回電気料金が約4割も、全国に比べて大幅な値上げになったという事実があります。この点については値上げ幅を抑えるために特段の手だても取った結果なんですということなのか、よそに比べても大幅になったという、その要因について伺いたいと思います。

**○本永浩之参考人** 先ほど冒頭の説明でも申し上げましたけれども、今回、燃料価格の上昇が値上げの最たる要因ではあるんですけれども、我々は今回のこの燃料価格の上昇分をそっくりそのまま値上げに反映したわけではありません。先ほども申し上げたように、そこからほかの費用項目全て洗い替えをしてトータルで136億円の原価圧縮を行っています。ですから、そういったことも踏まえまして、今回の料金値上げというのは燃料価格の高騰によるところで

はあるんですけれども、我々の最大限の努力ということでこれだけの効率化を織り込ませていただいております。

ほかの電力と比べて値上げ幅が大きくなっているところは、これはその電源構成の差にもよっていると思っております。ほかの電力会社のことは詳細までは存じ上げないんですけれども、当社の場合には今回石炭のウェートが約65%ございます。今回の資源価格の高騰の中でやはり石炭価格の上昇がほかの燃料に比べると大きいというところがあります。やっぱり約5倍、6倍ぐらいの価格に跳ね上がっておりますので、その影響が今回はほかの電力と比べると大きく出たのかなというふうに考えております。

**○瀬長美佐雄委員** そうですね。水力発電に比重の大きい電力会社もありますし、一概にはできないだろうとは理解します。

この電力——先ほど少し値下がりしている傾向がありました。この料金を引き下げるというふうな判断に至る何らかの基準はありますか。このぐらいの額になれば引き下げられるだろうということの関係ですが、どうでしょうか。

**○本永浩之参考人** 燃料価格の動向は全て毎月の統計に従って価格に反映されますので、下がったら下がった分全て反映されます。ですから、今の足元の燃料価格が下がっている分は——これは3か月ぐらいのタイムラグがありますけれども、それ以降に料金に反映される制度だというふうに御理解をいただきたいと思っています。

**○瀬長美佐雄委員** 公聴会の中で、ある陳述人から一つはカーボンニュートラルの積極的な投資の確保を求める意見が述べられておまして、沖縄電力が進めるカーボンニュートラルの計画には期待をしているという観点で、再生可能エネルギー導入のための系統設備への投資枠の確保、そして幅広いパートナーシップの構築に取り組んでいただきたいという要望がなされておりました。沖縄県はクリーンエネルギー・イニシアティブを2021年3月に策定して、2030年度の沖縄の将来像——低炭素で災害に強い、沖縄らしい島しょ型エネルギー社会を目指していると。この県の目標に照らせば全国的に遅れている沖縄県内の再生可能エネルギーの資源比率を高めると。エネルギー自給率も向上するという点でも沖縄電力さんの協力が必要不可欠だと思いますし、先ほどカーボンニュートラルの計画の概要については述べられましたが、新電力も20社参入してきているということで競争です。ただ、この陳述人が述

べたのは幅広いパートナーシップでみんなと共存・共栄でこのクリーンエネルギー社会を目指そうというそこら辺の観点が大事かなと思いますかどうか。

**○本永浩之参考人** 瀬長委員おっしゃるとおり、カーボンニュートラルの取組は何も我が社だけでできるものではないというふうに思っております。そういうことも勘案して当社では県をはじめ、今幾つかの市町村、それと企業も沖縄銀行さん、琉球銀行さん、海邦銀行さんとも脱炭素に向けた協定を結ばせていただいておりますし、一般企業ではりゅうせきさんとか、拓南製鐵さんとかも我々と協定を結ばせていただいたところです。そういうふうにパートナーシップの輪を広げていって、全体でこのカーボンニュートラル、脱炭素化に向けた取組をやっていくことが重要だと考えております。

**○瀬長美佐雄委員** その促進を図る上では、スケールメリットが効かない沖縄で地産地消の取組という幾つか例もありますが、これらを進める上で何が求められているのかと。先ほど技術革新と財政支援をとありましたが、その財政支援を受ける上で何がどれだけ必要だからその支援が欲しいということなのか伺います。

**○本永浩之参考人** 先ほどは例を挙げて琉球大学との共同研究の話をさせていただきましたけれども、やはり共同研究を前に進めていく上でもその実用化に向けた取組として何が必要かというのがこれから出てくるかと思えます。そういうものを県をはじめ、いろんな関係者も含めてこれが実現できるような取組を考えていきたいと思っております。

**○比嘉瑞己委員長** 瀬長美佐雄委員の質疑は終了いたしました。

仲村未央委員。

**○仲村未央委員** 日頃から非常に地理的・地形的な高コスト構造を抱えながら安定供給、特にユニバーサルのサービスに取り組まれていることに敬意と感謝を申し上げます。

それでお尋ねいたしますけれども、この間、沖縄振興の関連税制として、石油石炭税、それから固定資産税は県の答弁によると、これまでの累計643億円っていうのを先日答弁いただいたところですが、この効果ですね――節税というか、この沖縄振興関連税制としてもたらされてきたその意義とか効果というのはどのようなことになっていきますでしょうか。

**○本永浩之参考人** 今委員がおっしゃった石油石炭

税ですとか、固定資産税の特例措置というのは沖縄の構造的不利性に基づくものの措置だというふうに考えております。沖縄の場合にはやはり本土の電力ネットワークと結ばれていない、系統がつながっていないということもありますし、多くの離島を抱えていると。その離島に対してはユニバーサルサービスで全て同一の料金を供給しているということもございまして。小規模なのでなかなかスケールメリットが効かない、こういった構造的不利性の解決の一助として税制の優遇措置という支援を受けていると思います。その分に関しては、やはりそういう構造的な不利性は、供給コストが上昇する要因にもなりますので、それを抑制する効果として、電気料金の上昇幅を抑えるという形でこれまでの減免措置は全て県民に還元されております。

**○仲村未央委員** そうなると、今全て既に電気料金の低減化に貢献をして、これは還元済みだということになると、余力を持ってこれを再生可能エネルギーの必要な投資に回すとか、そういったことには回らないとか、この節税分というのは完全にコストを解消して、さらに直接還元されているということで、これは再エネ化への投資など別のものに置き換えることはできないということですか。

**○本永浩之参考人** 今の優遇措置から再生可能エネルギーへの投資とか、そういったところへの原資というわけではございません。我々は電気事業という事業を経営する中でやはり利益も必要になってきます。その利益を生み出しながら必要な設備投資、安定供給を維持するための修繕といったものに充てていくわけなんですけれども、そういう中で再生可能エネルギーを進めていくに当たって必要な設備投資は行っていきます。やはりスケールメリットが効かない分、ほかに比べると沖縄はどうしても割高になるというようなケースの場合には、国とか県の財政的な支援だとか、政策的な、何とかこの導入が進むような政策的な援助といったものも調整しながらやっていくことになるかと思っております。

**○仲村未央委員** 再エネ化というのが非常に県民が期待するところでもあり、また沖縄にとっては特殊事情を抱えるだけに、よっぽど今の燃料高騰問題があるろうと、ある意味なかるうと、非常に電気の自給率をどう上げていくのかとか、今ある多くの系統を抱えた離島のコストも含めてどう支え、下げていくのかという意味では非常にこの自給率を高めていくという可能性は大きな追求だと思うんですね。

それで先ほど皆さんの18ページの電源構成があり



ました。全国的な平均を見れば火力以外の電源を持っている一水力とか、原子力とかある中で太陽光が14%から16%ということになっているんですが、沖縄県の現状の太陽光というのは何%なのか。それから2030年モデルを達成しようとするときに、この太陽光というのはどれぐらいのシェアを持っていなければ一要件は、2030年モデル、あるいは2050年モデルに到達することになるのか。そこら辺の目標値なり、見通しがあればお尋ねをいたします。

**○本永浩之参考人** 太陽光の導入割合というところでいきますと、今の当社の電源構成からいくと10%未満になります。沖縄の場合にはメガソーラーという大規模な太陽光を設置するような陸地の面積というのがそんなに多くはございません。ですから、なかなかその太陽光も導入しづらい環境にはあるんですけれども、沖縄においても今約45万キロワットの太陽光の設備が入ってきています。我々が今それを解決しながら導入拡大していくには、当社のサービスとしては屋根の上に無償で設置をさせていただいて、そこから電気を使ってもらい、かりーる一ふとという事業を始めています。沖縄の場合はどうしても台風が来ますので、台風が来たときにも非常災害の対応ができる蓄電池も一緒に初期コストがかからないような形のサービスを今進めていて、おかげさまで今300件余りの活用をいただいていますけれども、これを家庭用だけではなくて事業用の――例えば学校の屋根ですとか、倉庫の屋根ですとか、そういったところにも展開していきながら太陽光の割合も増やしていきたいなというふうには考えております。

**○仲村未央委員** 要はなぜ太陽光を特段聞くかと言うと、当面2030年、もう間もなくですのでこれを目指す上で再生エネルギーを上げていくとなると実質的には太陽光が一番可能性が高く、それ以外のものを短い期間で2030年の30%削減を達成するには、なかなか取り得る手段というのは限られているのかなと。それで聞いているのですけれども、この太陽光の普及、あるいはほかの再エネの電源を取っていく何か可能性というのは、何か別のものもあれば取組のさらに次の想定をお尋ねしたいんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

**○本永浩之参考人** 繰り返しになるとは思いますけれども、太陽光は先ほど言ったように屋根の上に置くような形で導入を進めていきたい。もう一つはやっぱり風力なんですけれども、風力の場合には台風にも耐えられるだけの風車の建設を探していく必要があります。ですからそこはこれからまだブレークスルー

しないといけないところなんですけれども、そこもやらないとなかなかこの再生可能エネルギーの比率というのを高めていけませんので、何とかそこを打開していきたいというふうに考えています。それと、先ほど委員からも御質問があったように、やっぱりバイオマス発電、それも県産の地産地消できるバイオマス燃料を県内で確保するというのも大事なことです。それについても実用化できるように琉球大学との研究もスピードアップしながら進めていきたいと思っております。

**○仲村未央委員** 最後に、この今の取組を特に難しい沖縄で、高コストなところで進めるためのもっと必要な政策、支援などを国、県に求めていくとしたら、今何を当面お考えでしょうか。

**○本永浩之参考人** こういう政策を進めるに当たっては、県の商工労働部といったところと御相談させていただきながらいつもやらせていただいていますので、そういったところからの御助言とか的確なアドバイスをいただきながら進めていきたいと考えております。

**○比嘉瑞己委員長** 仲村未央委員の質疑は終了いたしました。

平良昭一委員。

**○平良昭一委員** 2点ほどお聞かせ願いたいと思います。

今回の値上げの背景には単なるウクライナの情勢によるエネルギー価格の高騰や為替レートの円安といった経営の努力に及ばない部分もあったと思います。しかしですね、これまで沖縄電力さんが化石燃料のみに依存して電源の多様化といった、いわゆる経営努力を怠ってきたんじゃないかなという県民の意見もたくさんあります。今回の県民に大きな負担増を強いることへの経営者、経営責任をどう県民に説明をしていくんでしょうか。

**○本永浩之参考人** 先ほども資料で御説明させていただきましたけれども、昭和63年以降、電気料金は暫定引下げを含めて12回料金の変更をさせていただいております。当時は石油火力からの脱却というのが大きな経営課題で、燃料の多様化を行っていくというのが経営課題でした。そういう中において石炭火力の導入、LNG火力の導入、こういった中で沖縄の電気料金の水準を引き下げてきたということがございます。

再生可能エネルギーについては、まだ導入拡大というところでは、やっぱり日本全国の課題でもありますし、今普及していくのは固定価格買取制度に

基づいてフィットの価格で購入するという中で広がってきている部分もございます。再生可能エネルギーを導入していくに当たりましては、やはり自然変動電源でもありますので、それを需給のバランスを取りながら、安定供給を確保しながら導入を進めていくことが大事になります。この再生可能エネルギーの自然に変動する電源のバックアップをするのは、今火力発電です。ですから火力発電でこれを調整しながら導入をしていくということが重要になってくると思いますので、こういったことを我々としては進めてきておりますし、またその化石燃料からの脱却については、この燃料価格が上がる前から、2019年12月にカーボンニュートラルへの取組も公表し、それに向けた取組を今進めているところでございます。

**○平良昭一委員** 2022年4月に対策委員会を設置してきましたよね。それ以前からそういう化石燃料の値上がりというのは当然予想されていたことだと思いますよ。しかしここに来てほかの電力会社一いわゆる東北・中国・四国・九州辺りの値上げの幅より、沖縄電力さんのほうが月額値上げ額がかなり多いんですよ。3000円台になるのは沖縄電力さんだけなんですよね。そういう観点からすると、この対策委員会の設置というものが本当に県民の立場の中でやられてきたかというのは少し疑問を持たざるを得ないと思うんですよ。そういう点からどうお考えですか。

**○本永浩之参考人** 我々が設立した昨年4月の緊急経営対策委員会というのは、その当時足元で燃料価格の上昇がありましたので、やはりその緊急的に当社としてどういう対策ができるのかという観点から対策を行ってきたものです。そして、これは速やかに対策を行って、先ほど表に書かせていただいた役員報酬の削減をはじめ、燃料費の削減、収入面での取組、本当にありとあらゆる対策をやってきたところであります。

委員がおっしゃるように、沖縄電力の上がり幅がほかの電力と比べて大きいじゃないかということについては、先ほども電源構成の違いをお話させていただきましたけれども、当社の場合には石炭火力のウエートが大きいと。今回、燃料価格が一番上がったのは、これまで一番安かった石炭がこれだけの上昇をしたということでもあります。これまでではカロリー等価で比較しても、石炭価格が仮に1だとしたら、LNGの価格は2です。石油の価格は4ぐらいになります。ですから、この石炭というのは安定して経

済性が最も優れた電源として我々活用してきております。この石炭が今回の燃料価格の上昇下においては、一気に5倍にも跳ね上がりましたので、それがカロリー等価で比較をいたしますと、LNGや石油よりも高い燃料になったという事情がございます。ほかの電力と比べるとやはり当社の場合は原子力も水力もない電源構成の中での比較になりますので、その分影響を受けたのかなというふうに私は分析をしております。

**○平良昭一委員** 他府県あるいは他の電力について電源の構成が違くと。これは仕方がないことかもしれませんが、そうであれば化石燃料の依存によって現状でも一番ほかの電力よりも高いわけですから今回の大幅な値上げによってさらに県民の負担、料金は高くなっていくのはもう目に見えているわけです。今、国からの支援あるいは特別高圧事業者は県が独自に支援をしてくれているような状況がありますが、これがいつまで続くか分からないという中で、やっぱり今後沖縄電力がどう会社を更生させていくのか、格差を是正していくのかというのは県民に示していかないといけない責任があると思うんです。そういう観点からすると、これからの沖縄電力さんの具体的な対策を示すことはやっぱり必要になると思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

**○本永浩之参考人** これからの対策については、先ほどから何度も御説明をさせていただいているとおり、資料の中でも2050年に向けてはカーボンニュートラルに向けた対策をしっかりとやっていきたいというお話をさせていただいております。我々も今の電源構成がベストだとは思っておりません。やはりそこから燃料価格の動向に左右されないような強固な経営基盤を確立していくためには、そういう電源構成に変えていく必要があると思っております。ですので、今後は再エネの主力化も必要ですし、水素・アンモニアといったCO<sub>2</sub>を排出しない電源の確立も必要だと思っております。やはりそういう水素・アンモニアという火力も再生可能エネルギーを導入するに当たっては将来の電源を調整する役割を担っていくことにもなりますので、そういったところのバランスを取りながら電源構成というのは考えていきたいと思っております。

**○平良昭一委員** 今日の参考人招致をするということがマスコミ等の中で出たときに、県内で皆さんが進めてきたオール電化、いわゆる住宅のですね。それを建築した方々から電話があったんですよ。やっぱり電気に頼るような生活がこれで駄目になるのか

という不安を感じているわけですよ。それでいろんな電力会社を調べてきているんですよ。同じ国内で全部国民が支援されているのに九州電力さんは今回上げないというような話をされているんですけど、私には。そういうこともあり得るんですか。会社でも違うんですか、国内の。この辺は分かりませんか。

**○本永浩之参考人** 確かに九州電力さんは今のところ電気料金の値上げについては申請をしておりません。九州電力と当社の違いを申し上げますと、九州電力は今原子力が玄海発電所と川内発電所と両方で4基動いている状況です。ですので、原子力がこれだけ再稼働で動いている中で燃料価格の影響も当然受けていると思いますけれども、九州電力の報道資料を見ると何とかそこで踏ん張っているということが伺えます。確かに、その九州電力と比べますと、今回料金の値上げを申請している7社——当社以外のほかの電力も原子力を保有しておりますけれども、まだ再稼働を果たしていないところですので、ここが大きな違いになっているんじゃないかなと私は分析しております。

**○平良昭一委員** 先ほどのゼロミッションの話もありますけど、これが2050年までというようなことであれば、そこまで県民が耐え得るかなと、単純にそう考えてしまうんですよ、県民の皆さんは。そうであれば、頼るのはもう国か、県かとなってしまうような努力を皆さんはやっぱりやっていただかないと困るだろうなと思っていますので、その辺の意気込みを最後に聞かせてください。

**○本永浩之参考人** すみません、先ほど私の説明が足りなかったかもしれませんが、2050年のカーボンニュートラルに向けては、中間年ではないですけども、2030年のジャストトランジションということで、2030年に向けても我々としては基準年からマイナス30%のCO<sub>2</sub>の排出削減を目指していくという目標を掲げております。そこに向かっていくためには新たな取組としてLNGの導入を拡大していくということと、県産のバイオマスも拡大していけないと思っています。先ほどから申し上げます太陽光の屋根置き事業の拡大、そして風車——ここは難しいところなんですけれども、沖縄の台風にも耐えられるような風車の導入拡大。こういったものを果たしていきながら、今の電源構成も変えながら、なるべくその燃料価格に左右されないような強固な経営基盤を目指していきたいと考えております。

**○比嘉瑞己委員長** 平良昭一委員の質疑は終了いた

しました。

上原章委員。

**○上原章委員** よろしくお祈いします。今日は本当に御苦労さまでございます。

まず、今回の上げ幅が非常に、先ほど来いろんな質疑の中でもありましたけど、全国一高いというこの背景がどうしても多くの県民の中にしっかりその辺の説明をいただきたいということで、先ほど来この1年間皆さんは上げ幅を抑えてきたと。1年間上限価格を据え置いてきたというお話がありました。他の電力はこの1年同じように据え置いたところもあったんでしょうか。

**○本永浩之参考人** 上限価格を突破したのが一番早かったのは北陸電力だったというふうに見ております。北陸電力の場合は一すみません、ちょっと不確かかもしれませんが、昨年4月ではなくて1月とか12月ぐらいに上限価格を突破した状況だったと思います。我々と同じように4月から上限突破しているところが……。すみません、我々と同時期に上限価格を超過した会社もあるんですけども、今その会社がどこかというのは調べてもらっているところではありますけれども、そのようにほかの会社も昨年4月以降に上限価格を突破している状況だというふうに認識をしております。

**○上原章委員** 今回の高騰については、本当に世界的な形になっておりますけど、令和4年の決算で先ほどの説明で約500億—476億の純損失が出るという見通しになったと。直近の3年間ぐらいの純利益、純損失のもし数字があれば教えてもらえますか。

**○本永浩之参考人** 先ほどの御説明資料の5ページに直近の経常利益の推移を掲載しておりますけれども、2021年度は燃料価格の上昇の影響が出てきたところなので、5億円の経常利益しか計上できておりませんが、それ以前は2020年度で89億、2019年度で73億、2018年度で37億という経常利益を計上させていただいております。

**○上原章委員** 順調に、経営努力もあってこれだけの純利益も計上していると思うんですが、今回1から5倍になる高騰を考えるとどうしても県民への値上げを踏み切るしかないというお話がありました。それで、今国や県も様々な軽減策を打ち出していますが、今回の上げ幅を見ると月約78億の皆さんの上げ幅で県民の影響が出るという数字も出ておりますけど、これ月78億、そして今回の500億近くの赤字が今見込まれるという部分での試算の根拠というか、これだけの値上げ幅にするしかないという根拠があ

れば教えてもらえませんか。

**○本永浩之参考人** これだけの値上げ幅にする根拠というのは、先ほど総原価の資料をスライド11で示させていただきました。これでいきますと、右側の棒グラフですけど、総原価が2170億になります。これは先ほど申しあげました燃料費をはじめ、いろんな費用を積み上げた結果であります。これを今の料金の原価と比較すると、40%の値上げ幅になっているということでございます。

**○上原章委員** 1年間何とか皆さん背負ってきた部分も加味しての値上げということになるんですか。

**○本永浩之参考人** 先ほどから申しあげましたように、1年間超過した分を負担した分が476億という話をさせていただきました。その燃料価格を反映した燃料費ではなくて、この燃料費の中には先ほど電源の構成比の違いをお話ししましたけれども、そういった効率化というんですか、原価を下げる部分もありますので、そういったものを加味した形での申請になっております。

**○上原章委員** 3年間で年45億——約130億努力して効率化を目指しているということも評価したいと思います。

あと、先ほどお話がありましたけど、国、県は9月までを今回の激変緩和策、あと今回の104億円の支援ということを決めておりますが、改めて今後皆さんの上げ幅がいつまで続くか、やっぱり県民にはしっかり—為替とかが落ち着いてということだと思っておりますけど、これ見通しはどうでしょうか。

**○本永浩之参考人** 為替ですとか、燃料価格の動向を予想するのは非常に難しいんですけども、先ほどから申しあげましたように、足元の燃料価格は落ち着いた—落ち着いたといってもまだ石炭で言うと200ドルのレベルにありますので、そこまで下がってきたというところはございます。ですから、現状の料金水準よりは引き下げた形での料金水準になるというふうに5月、6月以降ですね、そういう予想はしておりますので、なるべくそういう状態が長続きすることを私としても願っております。

**○比嘉瑞己委員長** 上原章委員の質疑は終了いたしました。

當間盛夫委員。

**○當間盛夫委員** よろしくお願ひします。

沖縄県は皆さんの株式を5%保有している株主ということですが、全国一県民所得が最も低い、そして最も高い電気料金を払っていると、払わざるを得ないということは、我々エネルギー政策の失敗

だなど。このエネルギー政策の失敗ということで県民に負担を多くかけてしまっているということは我々県議会も反省しないとイケない、責任を痛感しているところでもあります。

今回の値上げ申請は、やはりさらなる構造改革であり、資産の売却であり、また先ほどからありますように原価価格が下落傾向にあるわけですからそれをしっかりと見直しをして申請額はやはり社長、3分の1に抑えて申請することが私は大事だというふうに思っておりますが、質問をさせていただきます。

値上げ改定で影響額、先ほどもありましたが月額78億、全体からすると800億の負担増になると言われております。県経済の影響額も約2100億という試算額もありますが、値上げ申請の修正を行うべきだというふうに考えますが、どのように思われますか。

**○本永浩之参考人** 先ほどから申しあげているとおり、燃料価格の上限価格を超過した分がかなりの金額に上っていて、これ以上負担するのは安定供給にも支障を来しかねないという判断で11月28日に申請をさせていただいたところです。ただ、岸田総理も今の世界的な物価高、足元のそういった状況を踏まえてもっとその料金審査については厳格にすべきと、今の足元の燃料価格も踏まえた上でやるべきではないかといったお話も出ているところです。それについては我々も電気事業者としては重く受け止めているところで、そういった審査の動向も真摯に対応していきたいと思っております。

**○當間盛夫委員** 先ほども平良委員からありましたが、九州電力が今回値上げしないと。そして、沖縄電力との差が月額約5000円があるわけですね。それで30年間の九州電力と沖縄電力の電気料金を比較すると、約6000億の沖縄県民の負担増の試算があるというふうに言われておりますが、この認識をどのように取られていますか。

**○本永浩之参考人** 先ほども申しあげましたように、確かに値上げの申請をしない九州電力と沖縄電力とでは料金の差が出てきているというふうに認識はしております。これは値上げ申請をしているほかの会社も同じように値上げ申請をしていない会社とは大きな格差が出ているところだというふうに認識しております。これについては先ほども申しあげましたように、やはりその原子力が再稼働しているところは、何とか今値上げを申請しないで踏ん張っておられる状況かなということだと思います。

今、當間委員から過去も九州と差があったじゃないかと。その金額が6000億に上っているんじゃない

かという御指摘を頂戴いたしました。九州電力さんは原子力をはじめ、水力・地熱といった再生可能エネルギーを有している企業です。沖縄の場合にはどうしてもそういう水力ですとか、原子力を地理的・地形的な観点からなかなか導入することができません。そういったことですか、先ほどから申し上げているネットワークが本土とつながっていない、離島を多く抱える、規模もほかの電力と比べると10分の1ぐらいにしかないというようなスケールデメリットもございます。そういった中でやはり本土の電力と比べて差が出ている部分もあるかと思えます。一方で、原子力の被害があつて、ほかの本土電力の原子力が止まったときには、やはりほかの電力さんも全て化石燃料に依存するような電源構成になります。そのとき当社の電気料金の比較ではほぼ同水準ぐらいの料金になった時期もございました。やはり原子力が稼働している、していない、それが料金に与える影響というのは結構大きいものがあるというふうに認識しております。

**○當間盛夫委員** 先ほど、税制の優遇策等々は、電気料金の低減にほとんど使っているというお話ではあつたんですが、沖縄電力さんがこれまで特別損失に使われた額というのはお答えできますか。

**○本永浩之参考人** 特別損失の額一少してお時間いただけますか。連結決算を導入したのが1994年度ですので、それ以降の連結決算における特別損失ということで、まず平成11年度は退職給付の計上基準の変更によるもので34億の特別損失を計上しております。平成18年度はF T T H—光ファイバーの事業、O T N e t 関連の資産の減損ということで10億強の減損がございます。平成20年度ですけれども、連結子会社カヌチャコミュニティに係る資産の減損ということで10億の特別損失というのが過去にはございます。

**○當間盛夫委員** 本永社長、せんだって沖縄振興策のざる経済ということでこれからいろいろと提言を出してくるということのお話がありました。今言った税制だとかいろんな優遇策がある中で、この沖縄電力を含めたその部分が最もざる経済だという県民の声もあるんですが、このざる経済というのを社長としてどう捉えられていますか。

**○本永浩之参考人** 私はそのときにざる経済という表現を使った記憶はないんですけれども、私がそのときの協議会の記者会見で申し上げたのは、なるべく県内で資金が環流するような仕組みをつくり上げていきたいと。そこにやはり地元企業がしっかり関わることで沖縄の経済を大きく、強くしていきたい

というお話をさせていただきました。

**○當間盛夫委員** カーボンニュートラルのお話も2019年にあつたという中で、しかしエネルギーバランスで皆さん再エネの抑制をするわけですよね。抑制をする中でこのカーボンニュートラルを進めるとかいうことであるんですけど、また予算的なものは社長からの答弁を聞くと国依存に聞こえてくるんですけど、本気になって再生エネルギーということを取り組んでいかなければ、またさらなる沖縄の県民負担になってくると思うんですが、改めてこの取組。

**○本永浩之参考人** 再生可能エネルギーの抑制ということも現在足元で行われるような状況になっております。なぜかという、電気の場合には需要と供給を瞬時瞬時でバランスを取らないといけません。再生可能エネルギーの場合にはやはり自然変動電源ですので、自らそれを調整する機能がないわけなんですよね。沖縄の場合には先ほども申し上げましたように、45万キロワットの再生可能エネルギーが既に導入されています。正月から春先にかけて沖縄はエアコンを使わなくても非常に過ごしやすい時期がございます。そうすると、電気の需要というのは少なくなるんですね。しかしその太陽光は先ほど申し上げました45万キロワットの設備はやはり天気がいいと全て発電してきますので、そうすると我々の火力発電の出力を絞っていかないといけないです。この出力を絞るにもやっぱり最低限のレベルというのがございまして、そこでどうしても下げないといけないという状況まで再生可能エネルギーが発電しますと、これ以上火力を下げるできない場合に再生可能エネルギーの抑制をお願いすることになります。実際、今年の1月1日に再生可能エネルギーの抑制を実施させていただきました。これはあくまでも需要と供給のバランスを取るために必要な措置としてやらせていただいたところでございます。ただ、そういったことも考えながらやはりその再生可能エネルギーを導入拡大していくに当たっては、こうした調整力の確保も必要になってきます。ですので、その調整力を確保していくためのカーボンニュートラルの取組としては将来的には水素やアンモニアといったようなものも必要になってくると思います。ここの新しい技術に関しては、経済性との両立を図っていくことがまず何より大事だと思っています。これを一気に進めていくのはなかなか民間企業だけでは難しいというふうに思っています。これは全国の企業もそうだと思いますので、なるべくそれがいわ

ゆる標準に導入される、社会実装されるようなところまではしっかり国の支援もいただきながら進めていくことが重要だと考えております。

**○當間盛夫委員** この値上げにおいて心苦しいという社長のお言葉もありました。それであればやはり申請額は3分の1に抑えるべきだというふうにも思います。そしてまた九州電力との差が月額5000円ということのやはり差があってはならないと。やっぱり九州電力がどこよりも安い電気料金を供給するというその理念を、ぜひまた沖縄電力も持っていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

**○本永浩之参考人** 今、當間委員がおっしゃったことを、なるべく九州電力とも差が出ないように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

**○比嘉瑞己委員長** 當間盛夫委員の質疑は終了いたしました。

以上で、沖縄電力株式会社の電気料金の値上げ改定に係る参考人に対する質疑を終結いたします。

この際、委員会を代表して、参考人に一言お礼を申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、長時間にわたり貴重な御説明をいただき心から感謝いたします。

本日拝聴いたしました内容等につきましては、今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと思っております。

本永浩之参考人、仲吉良徹補助者、松田直哉補助者、呉屋智浩補助者、大変ありがとうございました。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人及び補助者退席)

**○比嘉瑞己委員長** 再開いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委員 長 比 嘉 瑞 己

開会の日時、場所

年月日 令和5年3月16日（木曜日）  
開 会 午前10時1分  
散 会 午前10時30分  
場 所 第7委員会室

本日の委員会に付した事件

1 総括質疑の方法等について

出席委員

委員長	比 嘉 瑞 己		
副委員長	石 原 朝 子		
委 員	下 地 康 教	仲 村 家 治	
	西 銘 啓史郎	大 浜 一 郎	
	花 城 大 輔	中 川 京 貴	
	上 里 善 清	照 屋 大 河	
	比 嘉 京 子	島 袋 恵 祐	
	瀬 長 美佐雄	國 仲 昌 二	
	仲 村 未 央	平 良 昭 一	
	仲宗根 悟	上 原 章	
當 間 盛 夫			

○比嘉瑞己委員長 ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

去る3月15日に、知事から甲第37号議案令和5年度沖縄県一般会計補正予算第1号が提出されました。

追加議案の提出に伴い、予算特別委員会の日程に変更がありますので、事務局に今後の追加補正の審査等について説明させます。

休憩いたします。

（休憩中に、事務局から追加議案が本委員会に付託される予定がある旨説明し、審査日程、質疑方法等について協議した結果、案のとおり行うことで意見の一致を見た。）

○比嘉瑞己委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

補正予算に係る追加議案の審査については、休憩中に御協議いたしましたとお決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○比嘉瑞己委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

それでは、総括質疑の方法等についてを議題といたします。

各常任委員会からの予算調査報告書につきましては、予算議案の審査等に関する基本的事項に基づき、昨日、タブレットに掲載して予算特別委員に配付してあります。

休憩いたします。

（休憩中に、各常任委員会から報告のあった総括質疑等について事務局より説明。）

○比嘉瑞己委員長 再開いたします。

理事会による協議のため、暫時休憩いたします。

午前10時7分休憩

午前10時27分再開

○比嘉瑞己委員長 再開いたします。

理事会の協議の結果を御報告いたします。

総括質疑の実施方法等については、慎重に協議した結果、次のとおりとなりました。

手元のタブレットに案1が表示されていると思います。

1、質疑項目は総括質疑の全てとする。当該質疑事項に対し出席を求める者は知事とする。2、質疑方法及び時間について、委員長からの代表質疑は行いません。各委員からの質疑を一問一答方式といたします。会派の割当ての時間ですが、沖縄・自民党14分、ていーだ平和ネット6分、日本共産党沖縄県議団6分、立憲おきなわ4分、おきなわ南風4分、公明党3分、無所属の会3分となります。3、会派を超えての質疑の譲渡については、できません。4、質疑順序は、多数会派、今回沖縄・自民党からとなります。5、重複する質疑を避けること。6、質疑の通告をお願いいたします。通告は、様式3により質疑の様式は可能な限り具体的に記載をお願いいたします。7、質疑の通告期限ですが、明日3月17日金曜日の予算特別委員会終了後1時間以内といたします。

以上、御報告でした。

お諮りいたします。

総括質疑の実施方法等については、理事会から報告のあった協議結果のとおり決定することに、御異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○比嘉瑞己委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

総括質疑の通告締切は、明3月17日予算特別委員会終了後1時間以内となっております。

総括質疑を行う委員は、様式3により政務調査課に通告するようお願いいたします。

なお、3月20日に行われます沖縄県工業連合会の参考人招致の質疑者の報告は本日までとなっておりますので御留意をお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、明3月17日金曜日本会議終了後に委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

# 予算特別委員会運営要領

この要領は、「予算議案の審査等に関する基本的事項（常任委員会に対する調査依頼について）」（令和4年2月21日議会運営委員会決定）に定めるもののほか、予算特別委員会の運営及び審査等に関し必要な事項を下記のとおり定めることにより、予算特別委員会の円滑な運営に資するものとする。

## 記

### 1 予算特別委員会の開催場所について

予算特別委員会は、第7委員会室で行うものとする。

### 2 委員席の配置について

委員席は別紙1のとおりとする。

### 3 審査日程について

審査日程は別紙2のとおりとする。ただし、審査の都合により必要があるときは、予算特別委員会に諮り変更することができる。

### 4 各常任委員会に対する調査依頼について

- (1) 当初予算の審査は、予算特別委員会において概要説明を聴取し、大局的な観点からの質疑等を行った後、様式1により所管の常任委員会に調査を依頼するものとする。
- (2) 常任委員会は調査終了後、様式2により予算調査報告書（以下「調査報告書」という。）を予算特別委員会に提出するものとする。
- (3) 予算議案の審査等に関する基本的事項5（4）に係る予算特別委員への調査報告書の配付については、タブレットに格納するものとする。

### 5 説明員について

- (1) 補正予算の概要説明は総務部長及び病院事業局長が行うものとする。
- (2) 当初予算の概要説明は総務部長が行い、室部局長（会計管理者及び各種委員会事務局長を除く）出席の上、大局的な観点から質疑を行うものとする。

### 6 質疑の要領について

- (1) 補正予算
  - ① 質疑の時間は委員1人10分とする。
  - ② 各委員の質疑の時間は出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡をする委員はあらかじめ委員長に譲渡する時間及び譲渡をされる委員について報告する。また、譲渡をする委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならないものとする。
  - ③ 質疑の時間には答弁時間は含まないものとする。
  - ④ 質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
  - ⑤ 質疑は一問一答方式により、自席に着席したままで行うものとする。
  - ⑥ 質疑の順序は多数会派順とする。
- (2) 当初予算の概要説明
  - ① 質疑は会派代表の委員1人が行うものとする。なお、質疑を行う会派は、委員名を3月6日（月）の補正予算審査日の正午までに、政務調査課に報告するものとする。

- ② 質疑の時間は7分とする。
- ③ 質疑は大局的な観点から、予算編成の基本的な考え方、室部局の予算体系などについて行うものとし、資料は、「沖縄県一般会計予算（案）の概要」、「当初予算（案）施策概要」、「当初予算（案）説明資料」及び「当初予算（案）概要（部局別）」などを使用する。
- ④ その他の質疑の要領については、上記(1)の規定を準用する。

## 7 総括質疑について

- (1) 総括質疑の通告締切日時は、3月17日（金）の予算特別委員会終了後1時間以内とし、様式3により政務調査課に提出するものとする。
- (2) 総括質疑の項目、方法、時間及び順序等は、委員会に諮って決定するものとする。

## 8 理事会について

- (1) 理事会は、委員長、副委員長及び理事5人をもって構成する。
- (2) 理事は、委員会に諮って指名する。
- (3) 理事は、委員会の運営について委員長に協力し、委員間の連絡調整に当たる。
- (4) 理事会は、総括質疑の項目、方法、時間及び順序等について協議を行うものとする。

## 雑 則

以上のほか、委員会の運営について必要な事項は、その都度委員会に諮って定めるものとする。

## 委員席の配置

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

(録音・計時)				補 助
議 会 事 務 局				答 弁 席

議 会 事 務 局
比 嘉 瑞 己 委 員 長

説	明	員
---	---	---

	照屋大河委員	上里善清委員
--	--------	--------

仲村家治委員	石原朝子委員	下地康教委員
--------	--------	--------

瀬長美佐雄委員	島袋恵祐委員	比嘉京子委員
---------	--------	--------

花城大輔委員	大浜一郎委員	西銘啓史郎委員
--------	--------	---------

仲村未央委員	國仲昌二委員	
--------	--------	--

當間盛夫委員	上原章委員	中川京貴委員
--------	-------	--------

	仲宗根悟委員	平良昭一委員
--	--------	--------

--	--	--

--	--	--

--	--	--

## 予算議案の審査日程

年月日	曜日	時 間	事 項	関係室部局等
令和 5 年 3 月 2 日	木	本会議及び 各委員会 終了後	予算特別委員会 ・委員長及び副委員長の互選 ・委員会運営要領の件 ・理事の選任	
3 月 6 日	月	午前10時	予算特別委員会 ・令和 4 年度補正予算審査	知事公室 総務部 企画部 環境部 子ども生活福祉部 保健医療部 農林水産部 商工労働部 文化観光スポーツ部 土木建築部 病院委員会 教育委員会 公安委員会
3 月 7 日	火	常任委員会 終了後	予算特別委員会 ・令和 4 年度補正予算採決	
3 月 9 日	木	午前10時	本会議 ・補正予算委員長報告・採決	関係室部局
		本会議 終了後	予算特別委員会 ・令和 5 年度一般会計・特別会計予算及び企業会計予算 (概要説明及び質疑) ・各常任委員会に対する調査依頼の件(当初予算)	
3 月 10 日	金	午前10時	各常任委員会 ・所管事務に係る予算議案の調査	関係室部局
3 月 13 日	月	午前10時	各常任委員会 ・所管事務に係る予算議案の調査 ・予算調査報告書記載内容等についての協議	関係室部局
3 月 14 日	火	午後1時30分	予算特別委員会 ・参考人招致	沖縄電力株式会社
3 月 15 日	水		・予算特別委員への予算調査報告書の配付	報告書配付(正午)
3 月 16 日	木	午前10時	予算特別委員会 ・総括質疑の方法等について協議	
3 月 17 日	金	本会議 終了後	予算特別委員会 ・令和 5 年度補正予算審査	関係室部局
			・総括質疑通告書の提出	総括質疑通告締切 (委員会終了後1時間以内)
3 月 20 日	月	午前10時	予算特別委員会 ・総括質疑	知事等 関係室部局
		午後1時30分	予算特別委員会 ・参考人招致	沖縄県工業連合会
3 月 27 日	月	午前10時	予算特別委員会 ・令和 5 年度当初予算採決 ・令和 5 年度補正予算採決	

様式 1

令和 年 月 日

〇〇〇〇委員長  
〇 〇 〇 〇 殿

予算特別委員長  
〇 〇 〇 〇

予算議案の調査依頼について

本委員会に付託された予算議案のうち、下記について貴委員会において調査を行っていただくようお願いいたします。

なお、調査結果につきましては、月 日までに御報告くださいますようお願い申し上げます。

記

(例)

甲第〇号議案 令和〇年度沖縄県一般会計予算（〇〇〇〇委員会所管分）

甲第〇号議案 令和〇年度沖縄県〇〇〇〇〇〇特別会計予算

甲第〇号議案 令和〇年度沖縄県〇〇〇〇〇〇事業会計予算

様式 2

令和 年 月 日

予算特別委員長  
〇 〇 〇 〇 殿

〇〇〇〇委員長  
〇 〇 〇 〇

予算調査報告書

月 日に依頼のあった予算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

1 委員会における審査概要

別紙議事録（速報版）のとおり

2 知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項（総括質疑）

別紙1のとおり

3 その他委員から特に申出のあった事項

別紙2のとおり

※（特になし）

様式 3

令和 年 月 日 午前・午後 時 分 受付

質 疑 発 言 通 告

質  
疑  
の  
要  
旨

上記により質疑したいので、予算特別委員会運営要領の規定により通告します。

令和 年 月 日

予算特別委員

印

予算特別委員長 殿

※ 記載例は、議会運営委員会決定事項集「17 発言通告書の記載方法等について」の記載例を御覧ください

## 予算議案の審査等に関する基本的事項 (常任委員会に対する調査依頼について)

予算議案の審査については、その効率的で充実した審査に資することを目的とし、各常任委員会において予算特別委員会から調査依頼を受け、専門的な立場から所管事務に係る予算事項を調査する方式としたところである。こうした予算議案の審査・調査に当たっては、下記の基本的事項を定めることにより、予算特別委員会及び各常任委員会の円滑な運営に資するものとする。

### 記

#### 1 予算議案の審査について

補正予算の審査については予算特別委員会において行うこととし、当初予算の審査については、概要説明を予算特別委員会で行った後、室部局に係る事項について所管の常任委員会に依頼して調査を行うものとする。

#### 2 審査日程について

予算議案の審査日程はおおむね別紙1のとおりとし、具体的な予算特別委員会の審査日程は同委員会において決定するものとする。

#### 3 調査依頼事項について

- (1) 各常任委員会に対する調査依頼事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に係る予算事項とする。
- (2) 調査依頼に関する様式は別に定めるものとする。

#### 4 各常任委員会における調査について

- (1) 質疑の時間は、各審査日委員1人10分とする。
- (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する日、時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡する委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならない。
- (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
- (4) 質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
- (5) 質疑の順序については多数会派順とする。なお、2日目は第2多数会派から質疑を行い、第1多数会派は最後に行うものとする。
- (6) 各常任委員会での採決は行わないものとする。

#### 5 予算調査報告書の作成及び配付について

- (1) 予算調査報告書(以下「調査報告書」という。)は、各常任委員会での協議に基づき各常任委員長が作成するものとする。この場合、各常任委員会での協議を省略して調査報告書の作成を各常任委員長に一任することができるものとする。
- (2) 調査報告書に記載する事項は、各常任委員会における審査概要、予算特別委員会において知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項(以下「総括質疑」という。)及びその他委員から特に申出のあった事項とする。
- (3) 総括質疑について

ア 各常任委員会における質疑において、総括質疑を提起しようとする委員は、その該当事項を総括質疑とする旨を発言するものとする。

イ 各常任委員会における質疑終了後、総括質疑を提起しようとする委員がその理由等を説明した後、予算特別委員会における総括質疑についての意見交換や当該事項の整理を行った上で、予算特別委員会に報告するものとする。

ウ 各常任委員会における上記イの意見交換や整理の中において、総括質疑として報告することについて反対の意見が述べられた場合には、予算特別委員会に報告する際にその意見も併せて報告するものとする。

(4) 調査報告書は、予算特別委員会において総括質疑の方法等について協議する日の正午までに予算特別委員に配付するものとする。

(5) 調査報告書の様式は別に定めるものとする。

## 6 総括質疑について

(1) 審査の最終日に知事等の出席を求め、当初予算について大局的な観点から総括質疑を行うものとする。

(2) 限られた時間の中で県民にとって有益な議論となるよう、質疑項目の絞り込みを行うものとする。

(3) 総括質疑の時間は、2時間（午前中）をめどに終了するものとする。

(4) 質疑を行う委員は、あらかじめ文書によりその内容を通告するものとする。

## 7 質疑の時間及び方法等について

予算特別委員会における質疑の時間及び方法その他必要な事項は同委員会において決定するものとする。

## 8 理事会について

予算特別委員会の円滑な運営等を図るための調整、協議等を行うため同委員会に理事会を設置するものとする。



## 予算議案の審査日程

年月日	委員会等	時間	事項	関係室部局等
2月 定例会 会期中 (1日目)	予算特別委員会	本会議及 び各委員 会終了後	○委員長及び副委員長の互選 ○委員会運営要領の件 ○理事の選任 ○各常任委員会に対する調査依頼の件(当初予算)	
以降 開会中 (2日目)	予算特別委員会	午前10時	○令和元年度補正予算審査	関係室部局
(3日目)	予算特別委員会	各常任 委員会 終了後	○令和元年度補正予算採決	
(4日目)			○議案整理日	
(5日目)	本会議	午前10時	○補正予算委員長報告・採決	
	予算特別委員会	本会議 終了後	○令和2年度一般会計・特別会計予算及び企業会計予算(概要説明)	総務部 関係室部局
(6日目)	常任委員会	午前10時	○所管事務に係る予算議案の調査	関係室部局
(7日目)	常任委員会	午前10時	○所管事務に係る予算議案の調査 ○予算調査報告書記載内容等についての協議	関係室部局
(8日目)			○予算調査報告書整理日	
(9日目)			○予算調査報告書整理日	
(10日目)	予算特別委員会	午後	○予算特別委員への予算調査報告書の配付	報告書配付時刻： 正午
			○総括質疑の方法等についての協議	
(11日目)			○総括質疑通告書の提出	総括質疑通告締切 (正午)
(12日目)	予算特別委員会	午前10時	○総括質疑	知事等 関係室部局
	常任委員会			
	常任委員会			
	常任委員会			
(13日目)	予算特別委員会	午前10時	○採決	

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委員 長 比 嘉 瑞 己

開会の日時、場所

年月日 令和5年3月17日（金曜日）  
開 会 午前10時39分  
散 会 午後0時4分  
場 所 第7委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 甲第37号議案 令和5年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）

出席委員

委員長	比 嘉 瑞 己		
副委員長	石 原 朝 子		
委 員	下 地 康 教	仲 村 家 治	
	西 銘 啓史郎	大 浜 一 郎	
	花 城 大 輔	中 川 京 貴	
	上 里 善 清	照 屋 大 河	
	比 嘉 京 子	島 袋 恵 祐	
	瀬 長 美佐雄	國 仲 昌 二	
	仲 村 未 央	平 良 昭 一	
	仲宗根 悟	上 原 章	
	當 間 盛 夫		

説明した者の職・氏名

総 務 部 長	宮 城 力		
財 政 課 長	又 吉 信		
企画部企画調整課主幹	和仁屋 浩次		
子ども生活福祉部 福祉政策課長	榑 原 千 夏		
商 工 労 働 部 長	松 永 享		
産 業 政 策 課 長	比 嘉 淳		
産 業 政 策 課 副 参 事	座喜味 肇		
産 業 政 策 課 班 長	外 間 章 一		

○比嘉瑞己委員長 ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

本日の説明員として、総務部長の出席を求めています。

甲第37号議案の補正予算を議題といたします。

まず初めに、甲第37号議案の補正予算について、総務部長から概要説明を聴取し、その後、質疑を行

います。

甲第37号議案について、総務部長の概要説明を求めます。

宮城力総務部長。

○宮城勉総務部長 委員の皆様おはようございます。

ただいま議題となりました甲第37号議案について、令和5年度一般会計補正予算（第1号）（案）説明資料により、その概要を御説明いたします。

2ページをお願いします。

今回の補正予算は、電気料金高騰対策を実施するため、緊急に予算計上が必要な事業について、補正予算を編成するもので、67億7600万円を計上するものです。

3ページをお願いします。

今回の補正により、補正後の改予算額は、8681億7100万円となります。

歳入内訳は、国庫支出金の43億円は臨時交付金で、繰入金金の24億7600万円は財政調整基金からの繰入金となっております。

4ページは、歳入歳出の財源内訳と、参考として、令和5年度末の財政調整基金残高見込額を記載しております。

5ページは、今回の補正額を部局別に整理したもので商工労働部計上となっております。

6ページをお願いします。

沖縄電気料金高騰緊急対策事業については、国が実施する電気・ガス価格激変緩和対策事業に加え、県内の低圧、高圧及び特別高圧の受電契約者に対する負担軽減を図るため緊急的な対策の実施に要する経費となっております。

事業概要の詳細については、参考資料1において、低圧、高圧、特別高圧ごとに補助金の流れを、参考資料2において、緊急支援後の実負担増額の状況をまとめております。

参考資料2の右下に記載しているとおり、今回の追加補正計上額で約68億円、当初予算計上額で約11億円、合わせますと約79億円、また、県予算に計上されませんが、沖縄振興予算で約25億円の支援が検討されております。これを全て加えると総額は右上に示しているとおり、104億円となります。

以上が、甲第37号議案令和5年度沖縄県一般会計

補正予算（第1号）（案）の概要となります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

**○比嘉瑞己委員長** 総務部長の概要説明は終わりました。

これより、甲第37号議案に対する質疑を行います。

質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する予算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ告げた上で、資料の該当ページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

それでは、これより直ちに質疑を行います。

島袋恵祐委員。

**○島袋恵祐委員** 沖縄電気料金高騰緊急対策事業ということで、幾つか確認をさせていただきます。

今回、特別高圧の受電契約事業者に対してなんですが、支援のイメージとして確認するんですけども、特別高圧に関しては、県が事業者に対して直接補助をするということで理解してよろしいのでしょうか。まず確認です。

**○比嘉淳産業政策課長** 今委員がおっしゃったとおり、特別高圧については直接事業者——受電契約者に対して補助をしていくということになります。

以上です。

**○島袋恵祐委員** 分かりました。直接補助をするということなんですが、県が事業者へ直接補助をする際の補助金というのは、課税の対象になるのかどうかというのを確認をさせていただきます。

**○比嘉淳産業政策課長** お答えします。

課税の対象になります。今回やる補助事業に関しては、一般的に県や国が補助する場合については、課税対象になるというふうに判断しております。

以上です。

**○島袋恵祐委員** 再度、確認させていただくんですが、高圧と低圧にも支援をするということなんですが、それは課税の対象になるのかどうか確認させていただきます。

**○外間章一産業政策課班長** お答えします。

需要家側への支援で小売電気事業者を通じて、支援がなされていくわけですけども、これは値引き支

援になりますので、あらかじめ収益が発生しているわけではないので、その需要家については課税という考え方にはならないというふうに考えています。

**○島袋恵祐委員** 分かりました。特別高圧がこの補助金の課税対象になるということなんですけれども、これは課税しないと補助ができない仕組みになっているのかどうか、確認させてください。

**○比嘉淳産業政策課長** お答えします。

法人に対する助成金については、法人税法上、課税対象となります。

以上です。

**○島袋恵祐委員** 今回、特別高圧は県独自でやるということでさらに支援をするということで、国がやってくれないという状況が今もあるわけですね。

やはり課税分についても、国が何かしらその分を支援するとかですね。この課税をどうにか補填できるような取組方を引き続き考えていく必要があると思うんですけども、どうでしょうか。

**○比嘉淳産業政策課長** 基本的な考え方ではあるんですが、国や県からの助成金については当然ながら収入に算入された場合には、所得税、法人税に課税されていくと。ただし、所得が赤字であった場合には、課税されないこともありますので、その辺は精査しながら実際適用できるかどうか含めてやりたいと思います。

以上です。

**○島袋恵祐委員** 分かりました。引き続き取組方お願いしたいのと、やはりコロナの支援をこれまで皆さんやってきた中で、課税対象になってきたのかどうかということも、やっぱり周知がされていないということで混乱とかもあったと思うんですね。あらかじめ初めから、そういった課税対象になっていますよということもきちんと事業者の説明をして、今言ったような課税しないような取組方も一緒に考えてもらいたいと思いますけど、最後どうですか。

**○比嘉淳産業政策課長** 今回の事業について、県としては対象事業者、受電契約者に対しての説明会はしっかりやっつけようと考えています。支援の内容であったり、申請方法であったり、その辺りを丁寧に説明していきながらこの事業を着実に進めていきたいと考えております。

以上です。

**○島袋恵祐委員** ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。最後ですけれども、改めて今回この沖縄電気料金高騰緊急対策事業ということで、皆さんがやろうとしているんですけども、県のこの事業につい

て行う理由というのを改めて聞かせていただけますか。

○比嘉淳産業政策課長 お答えします。

令和5年度4月以降に予定されている電気料金値上げによる影響を軽減することにより、県民及び県内事業者の負担軽減を行い、社会経済活動の下支えにつながることを目的として、県内の低圧、高圧及び特別高圧の受電契約者に対する負担軽減を図るための緊急的な対策を今回実施することとしております。

以上です。

○島袋恵祐委員 昨年から物価高の影響で県民生活も、また事業者の皆さんも大変経営が苦しい状況の中で、皆さんが緊急にでもやるということの話だと思うんですけども、この国の物価高における支援というのは、どういったことをやってきたのか皆さんで分かりますか。

○比嘉淳産業政策課長 国においては、令和4年4月にコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を策定し、セーフティーネット貸付金利引き下げ等の資金繰り支援、または事業再構築補助金などの拡充が行われていることに加え、同年10月には物価高克服経済再生実現のための総合経済対策として、全国一律の激変緩和措置や中小企業における省エネ投資の促進、中小企業等の賃上げの環境整備など、様々な支援が実施されていると承知しております。

以上です。

○島袋恵祐委員 今説明があったんですけども、この全ての分野にやっぱり物価高騰、また電気料金の高騰に対しての影響というのがある中で、部分的・一部のところだなということが僕の主観としてはあるんですよね。特に沖縄は島嶼県という中で、電気代とかそういったものも石油等に頼らざる得ないとか、水力発電もないとか、そういった状況の中で、沖縄がもろに影響を受けている、ほかの都道府県と比べてもですね、そういった状況の中で、県としても国に対してさらなる支援というものを求めていく、沖縄の実情を鑑みた支援というのを求めていくというようなことをしっかりとやってもらいたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○松永享商工労働部長 お答えいたします。

今回国の支援に合わせまして、提案しております県の支援によりまして、9月までの支援を行うということになります。10月以降どうなるかというところが心配されるところでございますけれども、ここに関しましては今後、ロシア・ウクライナ情勢の影響

でありまして、為替レートの円安の進行など、燃料価格の上昇に起因するようなものに関しては、注視をしながらということになると思います。

あわせて、国政の場における追加支援の議論等を見極めながら、今後県としてどのような対策を打っていくかということと、あと国会のほうでもいろいろと議論されているということでございますので、その辺も注視しながら今後の対策を検討していきたいと思っております。

○島袋恵祐委員 分かりました。皆さんのこの対策事業についてもしっかりと取組をして、さらなる支援をまた求めて頑張ってくださいことをお願いして私からの質問を終わります。

ありがとうございました。

○比嘉瑞己委員長 島袋恵祐委員の質疑は終了いたしました。

瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 参考資料1の沖縄電気料金高騰緊急対策事業（仮称）の支援イメージ図から質疑させていただきます。

先ほど島袋恵祐委員からもありましたが、今回の予算の特徴的なのは国が行わない特別高圧にも県独自に実施するという点では、本当に高く評価されるべきだと思います。

ちなみに全国で、国の予算に沖縄県のように上乘せをして独自に支援をするという県が多数なのか、少数なのか。どんな状況なんでしょうか。

○比嘉淳産業政策課長 お答えします。

県では昨年12月の全国の都道府県に対して、国の激変緩和措置の対象とならない特別高圧受電契約者向けの独自の支援検討状況について、聞き取り調査を行いました。その中で出てきた結果は、沖縄県以外の都道府県において特別高圧受電契約者向けの独自支援を検討している団体、都道府県を含めてありませんでした。

なお、低圧、高圧受電契約者向けの独自支援の検討状況について、まだ聞き取り調査を行っていないので、今は承知しておりません。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 ぜひ調べてみて、沖縄県の県民に寄り添うという姿勢をある一定浮き彫りにするのかなと思いますので、調べていただきたい。

続きまして、事業内容の高圧受電契約者との関わりですが、この図によると沖縄県経営者協会や経済団体等を間に挟んで、そこから小売電気事業者にとりという流れがあります。これの意味するものが、財源

がどうのとか説明がありました、もうちょっと具体的にそうせざる得ないということなのかどうか、分かるように説明をお願いします。

○比嘉淳産業政策課長 お答えします。

3月13日に経済団体から岡田内閣府特命担当大臣への要請ですが、その時に沖縄振興特定事業推進費民間補助金による民間枠の財源活用が検討されており、同補助金の交付要綱に基づく民間団体等が補助主体となるということになっております。

内閣府と民間団体との間で行われている交付申請及び交付決定の処理については、内閣府が複数の小売電気事業者との間で行うと非効率であるということも含めて、県内各市町村から認定が得られる経済団体を補助主体とすることが適当であるというふうに承知しております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 分かりました。④に小売電気事業者システム改修支援等の経費1.6億円と。

これの内訳なり概要について伺います。

○比嘉淳産業政策課長 お答えします。

電気事業法において、小売電気事業者は契約内容に変更がある場合には受電契約者に対して、その旨を通知する義務があります。そのため県では、当該通知に要する費用として6700万円。また、電気料金の電気使用実績を表示する検針票において、沖縄電気料金高騰緊急対策事業による値引きの額を表示する必要があります。そういうことも含めて、小売電気事業者のシステム改修費用として6600万円見込んでおります。それを合わせると約1億3300万円。加えて役務費、委託料が2800万円ありますので、それを合計しますと約1億6000万円を計上したところであります。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 分かりました。

次、参考資料2の沖縄電気料金高騰緊急対策事業（仮称）の全体像の部分から伺います。まず今回、沖縄振興予算24.8億円というのが財源に示された。ただ、先ほどの説明では、検討されているということで確定ではないのかどうか気になる総務部長の答弁でしたが、お聞きしたいのは沖縄振興予算の間ずっと減らされて続けていて、今回の追加的に国が増額をしたということなのか、あるいは使途が決まっていない部分から今回のスキームに充てるということになったのか、そこら辺の実情を伺いたいと思います。

○和仁屋浩次企画調整課主幹 まず初めに、沖縄振

興予算の活用の検討に至った経緯ですけれども、去る3月13日に沖縄県市長会、そして沖縄県町村会、沖縄県経済団体会議、そして沖縄県経営者協会の連名で沖縄振興予算であります、令和4年度予算、いわゆる既決予算のうち、内閣府沖縄振興特定事業推進費を活用した電気料金高騰対策に対する支援の要請が行われたところでございます。

これを受けまして、内閣府においては要請が実現できるかどうかも含め、現在検討がなされているものと認識してございます。

今の御質問の件ですけれども、あくまで令和4年度予算、既決予算ですので上乘せ等ではなくて、既存の予算の枠組みの中から検討がなされているというものでございます。

○瀬長美佐雄委員 分かりました。コロナ対応臨時交付金の活用で現年度からということで、先ほどの今の答弁との関わりで理解していいのか。それとも新たな形での財源になったということなのか。そこら辺の確認です。

○和仁屋浩次企画調整課主幹 臨時交付金については、地域経済や住民生活の支援、物価高騰対策など、地域の実情に応じて幅広く活用できる財源となっております。

この臨時交付金については、国の令和4年度補正予算、これは令和4年12月2日成立した予算ですけれども、そこにおいて予算計上がなされ、このうち約58億円が沖縄県において交付されることになりました。今回御提案させていただいている、電気料金の高騰に対する負担軽減策については、この臨時交付金の目的、趣旨に合致してございますので内示のあった58億円のうち約43億円を活用することとなったところでございます。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。分かりました。

この図の中で実負担増の額が示されていますが、特別高圧は国が支援しないということですが、沖縄県は独自に支援したほうがいいという判断に至った。再度ですが、国が支援しないという理由を改めて伺いたいです。

○比嘉淳産業政策課長 お答えします。

今年1月から実施されている国の電気・ガス価格激変緩和対策事業において、低圧及び高圧の受電契約は支援の対象ではあるのですが、特別高圧受電契約者については価格転嫁の可能性や企業の規模、それから事業構造などを勘案して支援の対象外とされていると承知しております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 逆を言えば、価格転嫁されたら困るという点も含めた判断で、県内で言えば支援をするというふうにも受け取るわけですが、県が支援するのはそんな観点もありますか。

○比嘉淳産業政策課長 今委員がおっしゃった、その価格転嫁ができるという観点かというのに申し上げますと、我々が今考えているのは価格転嫁ができないという形で県内の事業者は考えておりますので、今回我々がやろうとしている特別高圧受電契約者に対しての補助も含めてですね、進めていくというふうな考え方です。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 理解できました。特別高圧と高圧のこの支援を受ける件数を見たときに、特別高圧の件数に比して高圧の部分がやっぱり件数として多いという点では、この支援の比重のかけ方をもっと高圧の側に支援を厚めにするというふうなことは、どういった判断でこういう割合になったのか。

○比嘉淳産業政策課長 お答えします。

今回の事業について、包括的な緊急対策の検討を進めるに当たっては、限りある予算の中で全体のバランスも考慮しながら今回の支援スキームを取りまとめてきたものであるというふうに判断しております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 この生活困窮者や生活保護、無年金・無収入、今本当に物価高騰と電気料金の引上げで厳しい生活だと。全国的に見るとこの寒い冬を暖房もつけずに我慢するというふうなのが報道にもありました。沖縄の場合は、今後迎える夏場にクーラーを控えるということがあったら、健康上も命に関わるという点で、私は今回の低圧受電契約者の中でも、そういった階層に対する支援のスキームができなかったものかと思ひまして、その観点ではなかなか検討が難しいということなのかどうか伺います。

○榊原千夏福祉政策課長 お答えします。

県では今年度これまでに長引く新型コロナウイルス感染症、また今般の物価高騰に対する支援としまして、新型コロナウイルス感染症の生活困窮者自立支援金、またひとり親世帯生活支援特別給付金等の給付事業を実施してきたところです。また、介護・障害福祉サービス事業所、保育所、子供の居場所等に対し、光熱費、食料費等、物価高騰に係る支援事業を実施してきたところです。

県としましては、引き続き国と連携を図りながら

物価高騰による県民生活や事業者への影響に適切に対応してまいります。

○瀬長美佐雄委員 今福祉の分野が答えていただきましたので、この物価高騰に対する国の予算化、直接給付のほうが暮らしに今物価高騰に対応するという点では求められているという関係で言えば、そういった観点の国の予算があるのかどうか、実態を伺います。

○榊原千夏福祉政策課長 長引く新型コロナウイルス感染症、さらに今般の物価高騰が県民の生活、特に生活を困窮されている世帯へ大きな影響をもたらしているものと認識しております。現在、国において物価高騰を受けた低所得世帯への支援について検討する意向であることは承知しております。

県としましては、繰り返しになりますが、引き続き国と連携を図りながら、物価高騰による県民生活や事業者への影響に適切に対応してまいります。

○瀬長美佐雄委員 今国は検討はするが、実態としてはこの電力等々に関する直接的な支援以外はないんですということと言うと、やっぱり改めて県としては、そういう困窮世帯への対応を国に求めるという立場で頑張っていたいただきたいと思います。

次に今回、石炭・天然ガス等輸入に依存する沖縄の現状が、クリーンエネルギーの導入拡大の必要性を浮き彫りにしたのだらうと思うのですが、この観点でやっぱり推進が必要ではないかと思ひます。どうなんでしょうか。

○比嘉淳産業政策課長 お答えします。

本県は、委員おっしゃるように化石燃料に頼らざるを得ない構造的不利性を抱えております。それで、我々としては再エネ導入拡大及び化石燃料の低減に向け、宮古島や波照間島等において再エネの実証事業等に取り組んできたところであります。

2021年度の再エネの電源比率については、約11.1%まで達しております。さらに再エネ導入拡大に向け、令和4年度から太陽光発電について離島における蓄電池の設置による民間の第三者所有モデル等の事業をやっており、令和5年度はさらに拡充していくと。加えてバイオマス発電の利活用などの可能性調査、それから将来的な洋上風力の利活用を見据えて、導入に適した候補地の調査事業であったり、それから税制上の特例措置や国の補助制度の活用促進に向けたワンストップ窓口も開設しておりますので、2050年の脱炭素化に向けては、電源構成の構造転換を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員** 最後になります。この沖縄県のクリーンエネルギー・イニシアティブというリーフレットで説明を受けました。1つは県として新たに目標設定を高めるといふような意向は伺いましたが、ただ思いとそれを具体的にその目標に引き上げるがための必要な取組もまた迫られてくると。そこら辺との関係で伺いたいと思います。

**○比嘉淳産業政策課長** お答えします。

クリーンエネルギー・イニシアティブに掲げている4つの重点プロジェクトがあるんですが、再エネの導入であったり、再エネの自家消費による地産地消であったりというのがあります。その中で県では、低炭素化、自立分散化、地産地消の実現に向けて、令和4年度から引き続き島しょ型エネルギー社会基盤構築事業を実施して、重点プロジェクトに向けてしっかり達成できるような事業を進めております。その中で、先ほどおっしゃっていた具体的にと言いますと、やはり離島における蓄電池の設置も含む太陽光発電の第三者所有モデルであったり、バイオマス発電の利活用に向けた可能性調査、将来的な洋上風力の利活用を見据えた調査事業、それから先ほど申し上げたワンストップ窓口であったり、そういうことをやることによって着実に目標の達成に向けて進めていきたいというふうに考えております。

**○瀬長美佐雄委員** ハワイ州と提携結んで協力しながら、研究しながら促進という点で、ハワイと比べた時に大分遅れを取っているのかなというのが率直な印象は否めません。ただ実際として頑張っているということも事実でしょうし、先日沖縄電力さんは地産地消と——住宅にパネルも設置し電池も設置するという取組。これはこれとして、大規模な投資を踏まえなくても、今できるという点では実際沖縄県もそれに類する補助事業等々で、どれくらいの実績を上げているのか。今後それをまた予算化するという取組について最後に確認します。

**○松永享商工労働部長** お答えします。

今般のエネルギー価格の高騰による県民生活、そして経済活動への影響を踏まえまして、県では国際情勢や為替レートの影響が大きい化石燃料への依存を低減しながら、外部環境の変化に強い地産地消の再生可能エネルギーへの転換が必要であるというふうに認識しているところでございます。

そのような中におきましては、先ほど課長が申し上げましたような取組をしながら沖縄県としては進めているところでありまして、さらに令和5年度に

おきましては、離島を含めた県内全域で洋上風力の導入に適した候補地の調査などをやるということと考えております。

県としましては、これらの取組を通じまして再生可能エネルギーの主力化、そして水素エネルギーの活用などによるクリーンエネルギーの転換に加速的に取り組んでいくということと考えております。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員** 実際に補助事業でされている事業もあろうかと思えます。それについては、今とついに聞かれたので資料も答えられなかったかと思いますが、実態についてはまた、委員会後に資料として頂ければと思います。

どうもありがとうございました。

**○比嘉瑞己委員長** 瀬長美佐雄委員の質疑は終了いたしました。

國仲昌二委員。

**○國仲昌二委員** 参考資料1のほうで質問したいと思えます。沖縄振興予算は先ほど今年度の既決予算からという話でしたけれども、もう一度その説明と、既決予算からの充当だったらほかの事業に影響はないのかどうかも含めて——いわゆる振興予算としてであるということは、何らかの事業に使うということだと思えるんですけども、その辺の影響について伺います。

**○和仁屋浩次企画調整課主幹** 先ほど申し上げましたとおり、今回の電気料金に関する沖縄振興予算としては、沖縄振興特定事業推進費の活用について内閣府で検討がなされているところでございます。

沖縄振興特定事業推進費については、令和4年度当初予算として80億円計上されているところでございます。この補助金については、事業主体が市町村、あるいは公益に資する民間企業等になっておりますけれども、現在沖縄振興特定事業推進費を執行していく中で年度末で残があるという話がございます。そういう意味では、既決予算のうち残予算を使って、今検討がなされているというところでございます。

**○國仲昌二委員** どれくらい残があるか分かりますか。

**○和仁屋浩次企画調整課主幹** 29億円残でございます。

**○國仲昌二委員** この振興予算。参考資料1によると、沖縄県経営者協会に行くということで、県の補助もそこを通しての事業者への補助金ということになるということでしょうか。

**○比嘉淳産業政策課長** お答えします。



委員がおっしゃるとおり、県を通してということになります。県も同じように通してやるということです。

以上です。

**○國仲昌二委員** 参考資料1の④ですね。事業者のシステム改修支援の説明があったんですけども、今回の緊急対策事業というのは電気料金の高騰についての支援事業かなと思ったんですけども、その事業者のシステム改修まで補助金を出すということにびっくりしているんですが、これに至った経緯について説明をお願いします。

**○比嘉淳産業政策課長** すみません。先ほどの質問の中で、県を通してと言ったんですが、県を通らずに直接、県の予算は経営者協会に行って小売電気事業者に行くという形でスキームをつくっております。訂正いたします。

ただいまの御質問ですね、システム改修費の件なんですけど、今回電気事業法において小売電気事業者が料金などの契約内容に変更がある場合については、受電契約者に対してその旨を通知する義務があります。その通知に要する費用として6700万円、それから電気料金の使用実績検針票について値引き額を表示するためのシステムを改修する費用が6600万円。合わせて1億3300万円なんですけど、さらに県の役務費であったり委託料の2800万円を加えて、今回1億6000万円を計上しているところであります。

**○國仲昌二委員** 電気料金高騰の対策として、この通知だったりシステム改修だったりというものそれに当たるというふうに考えたということではよろしいですか。

**○比嘉淳産業政策課長** 委員のおっしゃるとおりです。

**○國仲昌二委員** 次、臨時交付金について、先ほど説明があったんですけども伺います。議案説明会でしたかね、2月に58億円の内示があったという話があって、そのうち43億円充当しているということなんですけども、残りはどうなるのかというのを説明をお願いします。

**○和仁屋浩次企画調整課主幹** 臨時交付金については、沖縄県に58億円の内示がございました。このうち電気料金の高騰に対する負担軽減事業を含む約52億円については、令和5年度予算として執行予定となっております。

委員御質問の残りの6億円については、令和4年度予算として執行しており、その内容としましては、病床確保のための医療機関への協力金であるとか、

あるいはコロナ禍で影響を受けた事業者への支援金など、地域の実情に応じた取組に活用しているところでございます。

**○國仲昌二委員** 残り9億円は繰越しということですね。それでですね、この臨時交付金の予算がついたというのは、説明会で県が一般財源で使ったのを補填する性格みたいな説明があったと思うんですけども、僕の勘違いかもしれないんですけども、その辺の経緯を説明できますか。

**○和仁屋浩次企画調整課主幹** 臨時交付金の目的については、先ほど申し上げましたとおり、いわゆる地域の経済だとかコロナ禍で影響を受けた事業者の支援だとか幅広く自治体の裁量の下に活用できる財源となっております。

臨時交付金の性質上、その交付があった前の取組からこの目的に合致するのであれば、充用することができます。今回内示があった58億円のうち、制度の仕組み上、6億円は今年度中に執行しなければならない財源となっております。そういう意味におきましては、この時期から6億円もすぐに執行するのは非常に困難ですので、これまで取組のあった臨時交付金の目的に合致する取組について、財源振替等も含め充用した次第でございます。

臨時交付金の算定の基準として、一般的に言われているのが人口であるとか、あるいは財政力だとかそういうのを鑑みて各都道府県に配分する仕組みがまず一つあります。今回、58億円の配分がありましたけれども、この配分基準の仕組みではなくて、58億円の配分の仕組みとしては、地域において感染症対策だとか、あるいは感染者情報の把握だとか、こういったコロナ禍における取組をどうしてもやらなければならない各自自治体において取組がなされました。こうした取組については、いわゆる国庫の法律補助ということで国庫の約2分の1が国庫で、残り2分の1は一般財源にしなければならないというような仕組みでございます。そういう意味では、感染状況が厳しいところにおいては地方自治体の負担が非常に財政力厳しいわけです。そういうことを鑑みて、算定基準としてこういったコロナ禍でいろんな取組をして、地方負担が厳しかったところを考慮して配分された形になっています。沖縄県においてはコロナの感染が非常に厳しかったですので、この58億円という数字についてはほかの都道府県よりも多い配分額というふうになってございます。

**○國仲昌二委員** ありがとうございます。

資料2の6ページについて。この中で補助金以外

に役務費、委託料というのがありますけれども、それぞれの中身について説明をお願いします。

○比嘉淳産業政策課長 役務費及び委託料の説明をします。まず役務費については、年度の早い段階において支援対象である県民、事業者に対して、事業の周知をするために新聞への広告料等を110万円計上しております。委託料につきましては、小売電気事業者から補助金申請に係る相談であったり、問合せであったり、そういう調整業務等について民間事業者に委託することとしてトータル2719万5000円を計上しているところです。

○國仲昌二委員 今回の事業について、相談に乗る事業が2700万ということですか。

○比嘉淳産業政策課長 委員おっしゃるとおりです。

○國仲昌二委員 こんなにかかるんですね。

○外間章一産業政策課班長 お答えします。

小売電気事業者なんですけれども、これは沖縄電力さんだけではなくて、新電力さんもございまして、それが県内で約20社ほど見込まれておりまして、そういったところからの問合せとかにも対応しないといけないということもございまして、そういう額になってございます。

○國仲昌二委員 どういった事業者が、そういった相談を受ける会社なんですか。

○外間章一産業政策課班長 お答えします。

この問合せとか相談に乗る事業者として想定されるところという御質問だったと思いますけれども、小売電気事業者20社ほどからの補助金の申請だとかその補助金の申請に当たって、その内容の精査とか審査とかもございまして、様々な処理とかも予定されていますけれども、そういったところを適切に行う団体、事業者というふうに考えております。

○國仲昌二委員 2700万の予算としては、理解しかねますけれども。

○座喜味肇産業政策課副参事 よろしいでしょうか。補足していく部分なんですけれども、今回委託事業として委託する前提でいきますと、通常の支援期間という形で人件費も計上しているところです。業務としましては、相談支援業務、事業者、県民向けも含めて周知・広報支援のための業務というような形で人件費も計上しております。あわせて事業費という形でいきますと、広報に当たっての広報宣伝ですか、そういった予算を計上しているというところになっております。

以上です。

○國仲昌二委員 次の質問にいきます。沖縄電力さ

んの参考人招致のときの資料です。申請原価の内訳という中で、人件費が66億円、3.8%ということになっていきますけれども、前回の改定時の原価の内訳を教えてくださいというふうをお願いをしたんですけれども、それを教えていただきたい。

○比嘉淳産業政策課長 お答えします。

沖縄電力が公表している資料によりますと、電気料金改定の申請した原価について、この前の参考人招致のときの資料でいきますと、燃料関連費用が今回は1478億円に対して前回は533億円で構成比にしますと55.1%。それから設備関連費が今回は167億円に対し前回は177億円で構成比は18.3%。人件費について、今回は66億円に対して前回は87億円で構成比は9.0%となっております。

○國仲昌二委員 新聞報道で経済産業省が再計算をするようにということで各電力会社に通知したんですかね。ということで、4月の値上げは先送りが確実となったというふうな報道がありました。これによって今回の事業は、どういうふうになっていくのか。例えば、今は値上がりはしませんよとなった場合の事業はどういうふうになりますか。

○外間章一産業政策課班長 お答えします。

今回県で行う事業については、想定として5月から実施するような方向で考えてございます。今回委員がおっしゃるように、新聞報道等でありました開始時期がずれ込むということがございましたら、これに合わせて支援の開始時期についてもこちらのほうで検討していきたいというふうに考えてございます。

○國仲昌二委員 再計算をして、例えば値上げ幅が圧縮されたというふうになった場合は、今回の資料2のような支援策の見直しもするというところでよろしいですか。

○松永享商工労働部長 お答えいたします。

今御質問にありました、電気料金の値上げ改定幅が縮小するということがあったという場合ですが、その場合にありましては沖縄県の電気料金は全国と比べて高い傾向にございます。また、沖縄県の1人当たりの県民所得でありますとか、可処分所得が全国最下位にある中におきましては、電気料金の負担軽減を図りコロナ禍からの回復を目指す県経済、あるいは県民生活の下支えをするということで、この事業というものは大事な事業であるというふうに考えてございます。

今御質問にありましたような状況があった場合に、この事業実施に当たりまして支援単価の見直しであ

るとか、あるいは国との再協議ということも想定されるわけではありませんけれども、先ほど申し上げました本県の特殊事情なども踏まえまして、引き続き電気料金高騰の負担軽減に取り組んでいくということになるというふうに考えてございます。

以上です。

**○國仲昌二委員** 値上げ幅が下がった場合に、この今の104億円をそのまま補助するというのはよく分からないんですけれども、いろいろ動きがあると思いますので、しっかり県としても対応していただきたいと思います。

**○外間章一産業政策課班長** 先ほど私のほうがお答えしました、5月から開始という部分なんですけれども、一部、特別高圧の部分については当初予算に計上している部分については、4月から支援開始です。その点おわびして修正いたします。

**○比嘉瑞己委員長** 國仲昌二委員の質疑は終了いたしました。

當間盛夫委員。

**○當間盛夫委員** 今の最後のこの4月から始める特別高圧だとかがあるんですけれども、この低圧は上限があるのがあるじゃないですか。これは上限というのは、高圧にも特定高圧にも上限というのはありますか。

**○外間章一産業政策課班長** 特別高圧については、規制料金ではなくて、自由料金というふうになってございます。

**○當間盛夫委員** それからすると皆さん今回、当初予算で11億組んで、まず4月からやりますよということになってくるけれど、今度新たなこの2.3円ですか。7億5000万はすぐ、これも当初予算からやるのか、これは5月からやるということなのか。特別高圧の話よ。11億は4月からやると。7.5億に関しては、これも4月からなんです。5月からなんです。

**○外間章一産業政策課班長** 当初予算に既に計上している11億4000万については、国の支援がない部分について、国の支援と同じように高圧契約に支援があるような形で2月補正も含んで、1月から9月まであるような格好になってございます。

ただ今回、補正で計上させていただいている7億5000万円の部分については、沖縄電力さんの規制料金の部分の見直しの時期に合わせて支援を開始したいと考えてございます。

今回7.5億円については、値上げ申請の見直しの開始に合わせてということで考えてございます。

**○當間盛夫委員** 特定振興予算、これ先ほど令和4年

の残が29億あるということなんですけど、この残ということは不用額という認識でいいの。

**○和仁屋浩次企画調整課主幹** 実際に活用しなければ不用という整理になると思います。

**○當間盛夫委員** それはよかったねということで。我々の認識では令和5年度の当初予算から24.8億はやるのかなど。事業的なものは決まっていたはずなのということになると、不用にならない、この金額を活用するということは、自民党さんよく頑張ったなというふうに思っております。

臨時交付金、令和4年12月にある程度この概算的な58億というのは示されたということからすると、皆さん6億はこの令和4年でものを活用したと。残り約52億というのは、僕は皆さん繰越しもできる金額ですよ。まずそれから。

**○和仁屋浩次企画調整課主幹** 委員おっしゃるとおり52億円については、令和5年度予算において執行する予定でございます。

58億円のこの内示については、正式な日付を言いますと3月1日になります。

**○當間盛夫委員** 3月1日であれ、令和4年12月にはある程度予算的な規模というのは分かっていたということで、6億は使う、52億というのは皆さん多分当初、予算の活用というのは考えていたはずなんです。この52億というのは、当初からこの電気料金のその高騰に組み入れる43億ということ想定しながらやったんですか。

**○和仁屋浩次企画調整課主幹** 先ほど58億円のうち、6億円については令和4年度に執行しなければならない経費。そして残りの52億円については、令和5年度に執行しなければならない経費。この内訳については、まさに3月1日に示されたところでございます。そういう意味では、令和5年度、52億円についてはこの令和5年度中の——例えば物価高騰の状況に応じて補正予算の財源であったりとか、そういう財源として活用できる経費でございますので、緊急性を要するものであればすぐに今回のような追加提案をして、補正予算を組んで執行していくと、こういう流れになるかと思っております。

**○當間盛夫委員** 通常、皆さんこれだけ52億あれば、令和5年にはこれだけ物価高騰だとかいろいろとあるわけだから、本来予算組みしないといけなかったはずなんです。それを緊急的なもので、この52億は宙に浮かすような状況ということですよ。じゃ、令和5年になって、緊急的に必要なものを——普通だったら52億あるんだったら基金に移して

おくとかさ、皆さんやるはずなんですよ。何でそれが繰越して、この繰り越した予算を予算的活用というものは何も考えずに、これは52億置いていたのかというのがちょっと理解できない。

**○又吉信財政課長** お答えします。

まず当初58億あったんですけども、先ほどあったように令和4年度で使わないといけない経費。それと令和5年度に繰り越せる経費という内訳がはっきり分からなかったものですから、それが分かったのが先ほどあった3月1日。ですので臨時交付金を令和5年度でどれくらい使えるかというのが、予算編成時には見通せなかったということです。令和5年度に繰り越せる予算については、令和5年度の補正予算等で活用するということで、当初予算については、この臨時交付金について使っていないというところがございます。

**○當間盛夫委員** 分かった。

今回104億という支援額になってくるんですけど、皆さんこの電気料金値上げのシミュレーションで、電気料金改定された県全体の月額約78億円の負担増になると。この高圧だとか、特別高圧含めて年間からすると800億円の負担増になるというシミュレーションが出ていますんですけど、今回この104億円を支援する部分でどういう形の影響額になってきますか。それ試算してる。これ商工労働部が出しているでしょ。

**○比嘉淳産業政策課長** お答えします。

現在シミュレーションについては、やっております。

**○當間盛夫委員** 部長、これは早急に出すべきじゃないですか。皆さんこれだけの月負担額が78億かかるよということでのもので、それで今回それだけのものでは大変だと。県民生活に影響を与える、経済にも影響を与えるということがあったから、この104億という大きな予算を——何も残らないんですよ。これ支援金ですよ。というものからしたら皆さん、これがどれだけ軽減できるというシミュレーションを出すべきだと思うんですけども、これどうですか部長。

**○松永享商工労働部長** 今委員から御指摘がありましたように、今後、事業実施する過程におきまして、その辺を算出してまいりたいと考えております。

**○當間盛夫委員** 県民に、事業者にもこれだけの軽減になりますということはやっぱりしっかりやるべきだし。総務部長。皆さんこれだけの104億の支援をするわけですから、これが沖縄経済においてどうい

うふうな影響を与えるということもシミュレーションを出すべきじゃないですか。

**○宮城力総務部長** 最初に冒頭申し上げたように、事業の目的としましては電気料金の値上げによる影響を軽減することによって、県民及び県内事業者の負担軽減を行うというのを一番の目的としているところです。参考資料2にありますとおり、国の支援に上乘せる形で、低圧であれば、さらに3.0円。高圧それから特別高圧であれば、さらに2.3円。特別高圧の場合はこれに加えて、3.5円の当初予算で計上した支援も行うということで、大幅な値上げが予定されている電気料金——電気と言えば県民生活の全ての活動を支える重要なインフラですので、これの低減を図るというのが一番の目的でございます。全て実負担をなしにするということは、限りある財源ですのでできませんが、負担の軽減を少しでも図っていくという目的で行っております。県経済に与える影響といいますのは、定量的に図るのは非常に難しいとは思いますが、影響をできる限り抑えるということで実施するという事は御理解いただければと思います。

**○當間盛夫委員** だからこそ、皆さん今回、100億も支援をすることで沖縄経済にはこういう形のプラスになりますということにやらないと、これは皆さんが2番目に言った系統ごとの蓄電池ということで、残る品物ではないわけですよ。残らないわけね、何にも資産的には。ということになってくるとこれだけの県経済にそういうプラスになるんだというシミュレーションをしないと、なんか104億あってよかったねと。10月以降また同じことするのということにならないようにというのがあるからこそ、私はそのことを話をしているんです。どうですか。

**○比嘉淳産業政策課長** 委員のおっしゃるように、シミュレーションして精査していく必要があると考えております。それで我々も内閣府なり、いろんなところで資料を出したときに、今ざっくりなんですけど、例えば低圧であれば年間影響額が445億あります。今回の事業を低圧でやった場合には、75%減となりますので、そういう意味では今後しっかり精査した上で我々も今回の事業を効果的に進められるようにしたいと思います。

以上です。

**○當間盛夫委員** 他府県では、この低圧に関しても高圧、特別高圧にしても、まだ支援をどうするというのが、まだないわけね。ところが沖縄県がやるということは、どこよりも高い電気料金を沖縄県は

あるから、だからこそ我々はそのことを、皆さんもやるわけよね。これをやったら、沖縄県の電気エネルギー——皆さんこのことでどうあるべきだということは何か持っていますか。これただ支援して終わりなの。何か課題的なものは皆さん今回の支援する中で、持っているはずなんだけど、その辺はどう考えているんですか。

**○外間章一産業政策課班長** お答えします。

今回の支援の事業を立ち上げる前に、1月に知事、それから市町村、経済団体と連携して要請などをしておりますが、今回は燃料費高騰に伴う電気料金の上昇について緊急的に対応していこうということで事業を立てているところです。それに併せて、要請では本県の特殊事情を踏まえて、系統用蓄電池の整備——これは前提としては、今後再エネの導入拡大を我々考えておりますので、本県島嶼県でございまして沖縄本島だとか大きいところはあるんですけども、小さいところについてはなかなか大量の再エネを導入できないということもございまして、その蓄電池というのは再エネを多く入れていくためには重要だというふうに考えてございまして、そういうところの要請もさせていただいて、今後化石燃料に頼らないような電気というふうに考えたいと思っております。

以上です。

**○當間盛夫委員** 蓄電池のことは後でまた聞くとして。今回の対策事業費なんですけど、先ほど小売電気事業者が20社余りあるということなんですけど、その皆さんに対しても今回の対策事業は一緒に該当していくと。この値上げ申請があればという認識でいいんですか。

**○外間章一産業政策課班長** お答えします。

低圧、高圧の受電契約者への支援については、小売電気事業者を通じて行うというような格好になってございます。小売電気事業者というのは、沖縄電力さんのみならず、新電力さん合計すると20社程度いるというふうに我々承知しておりますけれども、そういうところも今回の支援の対象というか、そういう事業者を通じて、支援がなされていくというような格好になってございます。

**○當間盛夫委員** 課題的なもので今日の本会議も質疑もうちの犬城議員のほうから、再生エネルギーを増やせば増やすほどその旨の抑制が出てくるということで、課題は蓄電池だと言われているわけですね。これは来間島のほうなのかな、今度系統の小型電池を沖縄電力さんが経済産業省の予算を活用してやっ

てきているということがある。もう一つは、宮古島で太陽光の実証実験やっていますよね。あれはどうなりましたか。

**○外間章一産業政策課班長** 城辺町の保良の近くにメガソーラーの実証設備があったかと思うんですけども、太陽光パネルが台風で飛ばされるということがあるということで、現在は取り外している状況は確認しております。

**○當間盛夫委員** 実証実験が終わったということではなくて、台風対策でその太陽パネルを取り外しているという認識でいいんですよね。

**○外間章一産業政策課班長** お答えします。

沖縄電力さんのほうから正確に今後聞いてまいりたいので、今正確なお答えはできかねます。

**○當間盛夫委員** 新聞に出ていましたよ。太陽光の廃墟という形で新たな観光資源という形だね、何か皮肉られて出ていましたよ、そのことが。

そういうことを考えると今回の104億——例えば43億の臨時交付金にしても、我々基金からも24億出しているわけよね。それからしたら、国の支援というよりも本来一般財源でいろんな形で使える予算を我々今回使っているわけさ。それからすると先ほどあったように、本島内でも各工場だとか、企業さんが大型の太陽パネル入れても、蓄電池を一緒にやらないとなかなか電力さんがそのことを認めないということであれば、やはりそういう部分での事業者に対するその蓄電池の補助をするんだとか、それもやらないといけないはずでしょうし。

東京都が今新築の住宅に対しての分も太陽光をやるということになってきたら、沖縄がもっと真っ先にその太陽光蓄電池の部分もその補助をしていくというような制度をつくるべきだというふうに思うんですよ。電力さんやってますと言うんですけど、300世帯の話ですよ。それではただやっていますよという程度の話であって、本当に沖縄が真剣にこの化石燃料から脱却すると。今まで安価な化石燃料に頼っていたと、石炭に頼っていたというものから脱却して、本気でこの沖縄がエコアイランドという形をやるためには、僕は部長、そういう蓄電池等々含めた部分を県が真剣になって補助してあげるという制度をつくるべきだというふうに思うんですけど、これ商工労働部長が答えられるのかな。最後にお答えください。

**○松永享商工労働部長** お答えいたします。

今般のエネルギー価格の高騰によりまして、県民生活そして経済活動へ大きな影響を与えているとい

うところを踏まえまして、やはり県では委員おっしゃるように化石燃料への依存を低減しながら、外部環境の変化に強い地産地消の再生可能エネルギーへの転換が必要であるというところを認識しているところでございます。

そのような中、県におきましては、今委員からございました蓄電池でございますけれども、現在の取組としましては離島を対象とした太陽光発電事業への補助というのをやっております、この中では委員おっしゃる蓄電池も対象に入れているというところでございます。それを含めまして、その他水素等の可能性調査でありますとか、あるいは再エネ設備導入に係る税制上の特例措置の活用促進などというものを県としては取り組んでいるところでございます。

先ほども申し上げましたけれども、次年度令和5年度におきましては離島を含めた県内全ての海域において、その洋上風力の導入に適した候補地等の調査をするという予定もでございます。こういうものを含めまして、先ほどの蓄電池の普及も含めまして、これらの取組の中で、その再生可能エネルギーの主力化、そして水素エネルギーの活用を探り、クリーンエネルギーへの転換に加速的に取り組んでいくということで考えているところでございます。

以上です。

**○當間盛夫委員** 最後になりますけど、やっぱり沖縄県は沖縄電力の第3位の株主なんですよ。それからすると新聞であるように、経済産業省から圧縮だとか消費者庁からというようなことではなくて、やはり本永社長も地域とともに、地域のために、私たちは頑張っているということがあるわけですから、皆さんも電気料金の値上げ幅を本当にもっと考えて検討してもらいたいということと、最後やっぱりね、蓄電池というものを中長期的に見るということではなくて、早急に沖縄が率先して再生エネルギーの課題に果敢に取り組んでいくという気構えが私は必要だと思っていますので、よろしくお願いします。

**○比嘉瑞己委員長** 當間盛夫委員の質疑は終了いたしました。

以上で、甲第37号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

**○比嘉瑞己委員長** 再開いたします。

今回は、3月20日月曜日午前10時に委員会を開き、

知事に対する総括質疑及び沖縄県工業連合会の参考人招致を行います。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委員 長 比 嘉 瑞 己

開会の日時、場所

年月日 令和5年3月20日（月曜日）  
開会 午前10時0分  
散会 午後3時23分  
場所 第7委員会室

公益社団法人 我謝育則  
沖縄県工業連合会専務理事

本日の委員会に付した事件

- 1 総括質疑
- 2 参考人からの意見聴取について（沖縄電力株式会社からの電気料金の値上げ改定について）

出席委員

委員長	比嘉瑞己		
副委員長	石原朝子		
委員	下地康教	仲村家治	
	西銘啓史郎	大浜一郎	
	花城大輔	中川京貴	
	上里善清	照屋大河	
	比嘉京子	島袋恵祐	
	瀬長美佐雄	國仲昌二	
	仲村未央	平良昭一	
	仲宗根悟	上原章	
	當間盛夫		

説明した者の職・氏名

知事	玉城デニー
副知事	池田竹州
知事公室長	嘉数登
総務部長	宮城力
企画部長	儀間秀樹
環境部長	金城賢
農林水産部長	崎原盛光
商工労働部長	松永享
文化観光スポーツ部長	宮城嗣吉
土木建築部長	島袋善明
教育長	半嶺満

参考人招致のため出席した者の職・氏名  
（参考人）

公益社団法人 古波津 昇  
沖縄県工業連合会会長

○比嘉瑞己委員長 ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

本日の日程は、午前には総括質疑、午後には参考人招致を予定しております。

それでは総括質疑についてを議題といたします。

本日の説明員として、知事の出席を求めています。

なお、総括質疑につきましては、3月16日の予算特別委員会において決定したとおり、1、出席を求める者は、知事とする。2、質疑事項は、タブレットに掲載している総括質疑一覧のとおりとする。3、質疑の方法は、一問一答方式とする。4、質疑の順序は、多数会派順とする。5、質疑の時間は、答弁を含めず、沖縄・自民党14分、ていーだ平和ネット6分、日本共産党沖縄県議団6分、立憲おきなわ4分、おきなわ南風4分、公明党3分、無所属の会3分とする。6、質疑時間の譲渡は、できないものとする。7、重複する質疑は避けるとなっておりますので、御承知おきます。

それでは、各委員の質疑を行います。

下地康教委員。

○下地康教委員 おはようございます。今日は知事総括質疑に出席いただきましてありがとうございます。それでは早速質問に入りたいと思います。

まず首里城復興関連事業と防災関係についてであります。戦後の首里城の復元事業は昭和61年に始まり平成4年度に供用開始がされております。その後完全復元に向け事業が進み完全復元を迎えようとする頃、令和元年10月31日に火災が発生をして復元事業が振出しに戻ってしまったという状況があります。

沖縄県民の落胆たるや計り知れないものがあつたと思います。知事に伺います。何故そのような重大な火災が発生したのか、その理由を伺いたしたいと思います。

○島袋善明土木建築部長 委員御指摘の10月31日の火災については、沖縄県警察の捜査結果及び那覇市消防局の発表において、火災の発生の原因は特定されませんでした。沖縄県は施設の管理者として責



任があると考えております。

○**下地康教委員** 首里城火災に係る再発防止検討委員会が発足されていますけれども、これは令和2年3月に発足して令和3年3月までの1年間、6回の検討委員会が開催されています。その報告書の中で、先ほど答弁されたように那覇市消防局の火災調査書では、火災の出火原因は不明と判定がされています。つまり、出火原因が判明しないので誰の責任でもないということになるというふうに思いますけれども、しかし、責任を追及することが本質ではなく、火災の原因を究明しなければ再発防止は十分とは言えないというふうに思います。

つまり、新しく復元される首里城の防火対策は十分なものにはならないというふうに考えますけれども、そのことは県民の心に不安が残ってしまうことになります。その点を知事は県民に対して、どのように説明しますか。伺います。

○**玉城デニー知事** お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、沖縄県警察の捜査結果及び那覇市消防局の発表において、火災発生の原因は特定されませんでした。沖縄県は施設の管理者として責任があると考えております。沖縄県は施設管理者の責務として、同委員会の提言を受け首里城火災に係る再発防止策、基本的な方向性及び首里城公園管理体制構築計画を策定し、具体的な取組を計画的に進めております。令和4年度は、公園管理センターにおける防災センター機能強化や正殿工事期間中において、変化する工事エリアの状況を踏まえた初動対応の在り方などを検討したところであります。

沖縄県としましては、今後このようなことが二度と起こらないよう、引き続き国と連携して取り組んでまいります。

○**下地康教委員** ここで検討されなければならないことは、火災の出火原因を究明することは最も重要なことでもありますけれども、火災を引き起こした要因——原因ではないんですけども、要因をしっかりと検証するということが再発防止に不可欠なことだと考えます。その点ですね、知事は原因ではなく要因をどのように理解しているかというふうに思うんですけどもどうですか。

○**島袋善明土木建築部長** 県が設置しました首里城火災に係る再発防止検討委員会においては、様々な観点から延焼拡大の要因について検討を行ったところ、正殿を含む建物における大量の木材の使用、城郭内における建物の密集、高台であることや高い城

壁の存在と建物や立地等の特性から、火災に対して非常に脆弱であり消防活動の上でも非常に厳しい条件であったとしております。

以上でございます。

○**下地康教委員** つまりこの要因というのは、施設の管理体制、防火体制の検証ということをしつかりとしなければ、その要因がつかめないというふうに思っています。首里城の施設そのものは国が建設・整備をして、沖縄県が国から管理委託を受け管理することになっています。

そこで沖縄県はさらに、管理業務を一般財団法人沖縄美ら島財団に委託をしております。そして孫請委託を受けた美ら島財団が、さらに警備会社に委託するというようなひ孫請委託状態を知事はどのように考えていますか。伺います。

○**島袋善明土木建築部長** 首里城における管理体制につきましては、様々な課題があるということで国、県そして美ら島財団がそれぞれの役割分担と財団から管理委託を受けました警備会社としっかりと役割や体制を確認しながら一体となって、引き続き火災等の防災に努めていきたいと考えております。

○**下地康教委員** やはり管理体制、防火体制にしっかりと取り組むということが大事だというふうに思っています。

次の質問に移ります。報得川改修事業に係る国土強靱化予算の確保と災害対策についてでありますけれども、報得川改修事業が沖縄振興公共投資交付金で予算措置をされていますけれども、国土強靱化対策予算としてのひもづけとなっているのかどうかを伺います。

○**島袋善明土木建築部長** 今回の補正予算につきましては、防災・減災・国土強靱化5か年対策ではございません。ただ、防災・減災・国土強靱化という趣旨での補正予算ではございますが、詳細に言いますと5か年加速化対策ではないということでございます。

○**下地康教委員** それでは従来の沖縄振興公共投資交付金という形で理解していいんですか。

○**島袋善明土木建築部長** 今回の補正予算につきましては、委員御指摘のとおりでございます。

○**下地康教委員** 過去において大雨による、河川氾濫で死亡事故が発生をしています。死亡事後発生後も大雨による河川氾濫が発生をして、隣接する東風平中学校への冠水被害も発生しています。早急な災害対策が必要ではないかと思われましてけれども、知事の見解を伺います。

○玉城デニー知事 報得川は沖縄振興公共投資交付金により、下流から順次拡幅工事を実施しておりますが、完成まで一定の期間を要することから緊急的な対策を行うための補正予算を計上しております。梅雨の時期までに、この対策効果が発現できるよう東風平中学校付近の雑木の除去やしゅんせつを行うとともに、その他対策方法の検討を行うこととしております。あわせて迅速な避難を確保するためのソフト対策として、水位計による情報発信なども行っております。

沖縄県としましては、引き続き関係機関との連携を図り必要な予算額の確保に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○下地康教委員 しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に移ります。赤土等流出防止対策に関する条例改正を含めた対応についてですけれども、まず赤土流出の原因となるものを知事はどのように考えていますか。

○金城賢環境部長 お答えいたします。

赤土等の流出につきましては、条例施行後令和3年度におきましては、県全体で約5割減と。一方で農地についても4割減という状況になっておりますけれども、依然として農地からの流出が8割ということでございまして、委員御質問の赤土流出の主な原因は農地からの流出によるものというふうに認識をしております。

○下地康教委員 その沖縄県赤土等流出防止条例の第17条においては、耕作の目的に供される土地の管理者において、しっかりとその対策を管理をしていただきたいというふうなうたわわれているんですけれども、要は土地改良事業なのですね、圃場整備された耕区の沈砂池からの赤土の流出が非常に大きな問題となっています。そこで、管理基準を新たに規則として定める必要があるのではないかというふうに思いますけれども、その点はどうでしょうか。

○玉城デニー知事 沖縄県では、平成6年の沖縄県赤土等流出防止条例の制定以降、開発事業における赤土等流出防止や農地等における圃場の勾配抑制や沈砂池等の整備、普及啓発などの対策の推進に努めてまいりました。

先ほど環境部長から答弁がありましたように、その結果沖縄県全域の年間赤土等流出量は、条例施行前の平成5年度に比較して令和3年度には約5割と大幅に削減しており、農地においても約4割削減し

ております。

県では農地からの赤土等流出防止対策の強化として、既存の沈砂池等の維持管理や赤土等流出量が著しい地域における、流出要因の調査などの新たな取組を行うとしております。引き続き市町村と連携し、さらなる赤土等流出防止対策の強化に取り組んでまいります。

以上です。

○下地康教委員 つまりその赤土の大きな原因となるのは、圃場からのため池の氾濫による赤土の流出だというふうに思いますけれども、それをしっかりと基準を定めるために沖縄県環境審議会の意見を聞きながら、その規則をしっかりと整備していただきたいというふうに要望して、私の質問を終わります。

○比嘉瑞己委員長 下地康教委員の質疑は終了いたしました。

仲村家治委員。

○仲村家治委員 まず、私のほうからは、ワシントン事務所の果たす役割について質問させていただきましても、まず訪米なさっているいろいろな報道がありましたけれども、知事御自身今回の訪米の目的、また成果、課題をどのように考えているかお聞かせください。

○玉城デニー知事 今回の約3年5か月ぶりの訪米活動については、沖縄における米軍基地問題の解決について、日本政府のみならず一方の当事者である米国政府に対しても、沖縄県自らが直接訴えることが重要と考えていることから、私が訪米して米国政府に直接訴えることに加え、連邦議会議員、そして関係する団体、有識者とのシンポジウム等を通して、沖縄が求める課題解決のための対話による平和の構築、そして信頼関係の醸成をアメリカ本土からも広くその考えを広めて伝えていただきたいということで、訪米をさせていただいたものであります。なお、多くのメディアにも——私が面談をさせていただいたメディアからアメリカ国内外に向けての、そのニュースが発信されるなど、ある一定の成果が得られているものというふうに認識しております。

○仲村家治委員 ワシントン事務所が今回の訪米について、アポイントを取られたと聞いておりますけれども、基本的にワシントン事務所が面談を申し入れて実現したというのは、特に影響力のある方にお会いしたんでしょうけれども、ワシントン事務所がアポを取って、実現したというのは何人いらっしゃるのか御存じでしょうか。

○嘉数登知事公室長 委員お尋ねの人数については、

詳細の資料を今持っておりませんが、日本の外務省に便宜供与を依頼したのは国務省と国防総省。これを除いた連邦議会議員、有識者、その他の関係者のアポイントや行程全体のコーディネート、それから現場対応等は全てワシントン事務所駐在員が適切に対応しております。

以上でございます。

**○仲村家治委員** 新聞等の報道によりますと、アメリカ政府の関係者の方との面談では、あまり影響力のないクラスの方がお会いしていると。まして裏口から入ったとかのニュースがあって、これは別に裏口から正面からとか僕は大きな問題ではないと思うんですけども、その政府に対するアポはどなたが取ったのですか。

**○嘉数登知事公室長** 先ほども答弁させていただきましたけれども、日本の外務省がこの便宜供与を行っております。

**○仲村家治委員** 西銘知事からずっと歴代の知事は、沖縄の米軍基地のみならずいろんなことで訪米をなさって、歴代の知事の政府側を見ると本当に大臣級の方々と面談をして、いろんな沖縄の実情を訴えてきたということですが、ここ最近なかなかハイクラスの方々と会えない状況を打破するために、ワシントン事務所はどのような汗をかいているのか教えてください。

**○玉城デニー知事** ワシントン駐在による米国政府及び米国連邦議会関係者等へのフォローアップ等リアルな情報収集、情報提供等、ワシントン事務所現地駐在の強みを生かして、日常的、継続的に取り組んでおります。

先日の私の訪米においても、まず先ほど知事公室長から答弁させていただきましたが、日本の外務省に便宜供与の依頼をした国務省、国防総省を除き、連邦議会議員、有識者、その他の関係者へのアポイントや行程全体のコーディネート、現場対応等は全てワシントン駐在が適切に対応したものであります。ですからこれまでのワシントン駐在の働きかけによって、米国側関係者との信頼関係とネットワークを構築してきております。ですから沖縄県としては、このようにワシントン駐在の活動を幅広く展開することによって、政府高官のみならず、あらゆる分野の方々への沖縄県の情報発信をしっかりと進めていくということも、非常に重要な役割であるというふうに認識しております。

**○仲村家治委員** 私が聞いているのは、ワシントン事務所があるなしにかかわらず、歴代の知事は高官

に会っているんですよ。大臣級に。だけど、ワシントン事務所を8年前やったその後は、高官に会っていないんですよ。それは外務省を通じて、アポをお願いすると言って、それから来ているわけで、ワシントン事務所関係ないじゃないですか。日々の情報を取るというのは、別に構いませんよ。だけど知事が訪米するとき、いざというときに、親分が来たときにハイクラスの人たちに会えないもどかしさというのは感じませんか。

**○玉城デニー知事** 今回対応していただいた国務省の日本担当部長はエレンライクさんで前の沖縄県の総領事を務めていらっしゃった方です。それなりに沖縄の事情も十分把握をし、理解をしていらっしゃる方とお会いをして、実はPFOSの問題も非常に重要な問題として浮かび上がってきていますよ。

アジアに近接する沖縄としては、平和の外交をやはり呼びかけていきたいということもよくよく御理解いただけたと思いますという話をして、知事の話す内容は十分理解をさせていただきますというように、お互いの意思疎通が図られたという点ではですね、私はやはりそのようにしっかりとカウンターパートに対して、丁寧に沖縄側からの情報提供をし意見交換をする。そういう対話を積み重ねれば、私は必ずしもこの面談できる相手の方の高低というか、その位置的なことではないのではないかとこのように感じ取った次第であります。

**○仲村家治委員** 知事がおっしゃっているのは、それは通常の――今回3年5か月ぶりだから、特にもう少し外務省に対してもぜひ協力してそれなりの方に会って、3年5か月前と今の沖縄の現状が違うわけですから、部長級クラスであれば、副知事が行って今の現状をやっても別に構わないんじゃないですかね。だからワシントン事務所が、いかにアメリカ政府とのアポイントの取り方を今一度、どうしたらいいかということを考える時期に来ているんじゃないかと思うんですけども、どうでしょうか。

**○玉城デニー知事** 国務省、国防総省とのアポイントメントは、あくまでも外務省マターですので、外務省にそのように協力をしていただけるよう、これからは呼びかけていきたいと思っております。

**○仲村家治委員** ですから、政府高官に会うためには外務省経由で行かないといけない。だけどワシントン事務所は、そのほかの議員とか機関にやっているとおっしゃっていますが、その成果としてなかなか見えないということでワシントン事務所をもっと強化すべきだと思いますよ。もしそうであれ

ば。どうでしょう。

○玉城デニー知事 委員の御意見も参考にワシントン事務所の活用の強化についても、しっかり検討していきたいと思います。

○仲村家治委員 私たち自民党は、このワシントン事務所の経費とか過去8億以上も投入して、何の成果もないと思っはいるんですけども、もっとハイレベルな方々と会えるような予算措置したらどうですか。

○玉城デニー知事 アメリカ国内の関係者の招聘等も含めた予算等についても、検討してまいりたいと思います。

○仲村家治委員 ぜひですね、血税を使っているわけですからもっと沖縄の基地問題が前進するような事務所になるべきだと思うし、もしそれができないんだったら撤退してもいいと思うんですけど、どうでしょうか。

○玉城デニー知事 今回実は、様々な方々とお会いすることができましたが、そのうちのアジア太平洋系アメリカ人労働者組合——APALAが、基地縮小を求める沖縄と連携していく旨の発表もしていただいています。今後も平和と環境の安定を求める運動を支援し、沖縄の米軍基地拡大に反対をしていきたいということ。それから、アメリカの国内ではディフェンスワン、ミリタリータイムズ、エレクトロニクス協会紙、ワシントンタイムズなどが今回の私の訪米活動について、報道をしていただいております。このような連携が取れるのは、やはりワシントン駐在の日頃の様々な方面への積極的なアプローチが功を奏しているというように思いますので、なお一層そのような活動が充実していけるように体制を強化し、予算もしっかりと組ませていただきたいと思います。

○仲村家治委員 最後に、スミソニアン博物館を視察されておりますけれども、その目的はなんだったのでしょうか。

○玉城デニー知事 せんだって照屋副知事もスミソニアン博物館を訪問させていただきましたが、私も実際に博物館を訪問して、その規模や取組、運営の歴史などについて、自然史博物館を誘致するに当たった様々なヒント、情報としてそれを得たいということで訪問いたしました。なお、スミソニアン博物館には沖縄県出身の学芸員の方がいらっしゃって、懇切丁寧に説明を受けましたし、そのような人材がスミソニアン博物館でその知識を役立てているということについても、非常に強い共感を覚えたもので

あります。

○比嘉瑞己委員長 仲村家治委員の質疑は終了いたしました。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 それでは質問いたします。私は一般質問、また委員会でも質疑しましたけれども、明確な答弁が得られませんでしたので、知事に直接総括質疑を行いたいと思います。

1. 大型MICE施設の整備については、山積する課題や与那原町、西原町の要請に沿った形での事業が進められているか。

○玉城デニー知事 お答えいたします。

沖縄県ではこれまで、大型MICE施設の整備に向けてサウンディング調査等を通して、需要の見込や整備手法、財源、独立採算での維持管理、運営の可能性などを検討してまいりました。

検討の結果、コスト縮減や工期短縮、利便性の向上、財政負担の平準化、長期的なMICE誘致の観点から、PFIの事業手法が効果的かつ効率的であるということ。また、複数の民間事業者が参画に関心を示していることや、地元からは早期整備の要望もありまして、そのため令和5年度からマリンタウン大型MICE施設整備エリア形成事業において、PFI法で定める所定の手続など、そのような地元の要望等も含めながら取組を進めさせていただいております。

○中川京貴委員 ちなみに地元与那原町、西原町からどういった要請、要望がありましたか。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 与那原町、西原町、中城村、北中城村で構成される東海岸地域サンライズ協議会から大型MICE施設の早期整備が実現できるように、これまで以上の取組を。また、与那原町からは大型MICE施設整備を核としたマリンタウンMICEエリアの市街地形成を求められているところです。

○中川京貴委員 2番目の質問をしますけれども、大型MICE施設に伴い与那原町、西原町マリン地区の交通渋滞が予測されるが、その対策について伺います。

○玉城デニー知事 この大型MICE施設供用に伴う、交通需要への対応についてですが、県の調査では開始、終了時の移動が集中する大規模なコンサートなどの際には、バスの臨時便等での対応が必要となるものの、そのほかのイベントではおおむね既存の路線バス等で対応が可能であることを確認しております。また、MICE方面へのモノレール延伸に

については、費用便益比——ビー・バイ・シーや事業採算性に課題が残る結果となっております。

なお、交通渋滞への対応としましては、バスなど公共交通への転換をはじめ、MICEエリアのまちづくりと連動した魅力創出による移動時間の分散化などソフト面での対策も効果的となっており、関係機関や地元を含め必要となる対応について、今後協議を進めてまいります。

○中川京貴委員 モノレールの西原町に対する延伸については、採算性に問題があるから今ストップしているということで理解してよろしいですか。

○儀間秀樹企画部長 県の調査において、採算性あるいはビー・バイ・シーについて課題があるということでございます。

○中川京貴委員 3番目のPPPやPFIを取り入れた民間事業の投資を利用すると説明があったが、約350億円の建設コストは、最終的には公的負担になり採算性が取れなくなった場合の責任の所在が明確になっておりません。その対策についてお伺いします。

○玉城デニー知事 大型MICE施設の運営・維持管理については、独立採算による施設運営を想定しているところであります。なお、令和3年度実施の需要調査に基づく試算とサウンディング調査等の結果を踏まえると、採算性は確保できると見込んでおります。

○中川京貴委員 実はこの大型MICEについては、実現に向けて与那原町及び西原町、中城港湾マリンタウン地区の東海岸エリア一帯発展の勢いを創出する目的で、大型事業であります。

私ども自民党会派が、仲井眞県政の頃、国と協議を調べ一括交付金や高い高率補助を活用した大型MICE事業を推進してきました。その経緯があります。

しかし翁長、玉城県政になり、国との確認や協議を調えることなく、見切り発車をして約69億円で土地を購入した。その結果、国との信頼関係が完全に崩れてしまった。

私は、国との協議を調えることなく、なぜ69億円の土地を購入したかと質問をしたら、部長の答弁では当時の計画ではMICE施設は沖縄振興特別推進交付金を活用して、整備をしていく予定だったと。それで一般財源で購入したと。なぜ国のこの交付金が適用できなかったのかと聞いたら、採算性が取れていないと言われたそうなんです。そのことについてお伺いします。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 前回の計画では、県の大型MICE施設事業に係る需要収支見込みや周辺受入れ環境整備の見込み等について、引き続き課題があったというふうに考えております。

今回の大型MICE施設については、令和3年度にMICE市場の変化を考慮した需要調査を実施するとともに、施設規模を見直したことによりまして、需要収入見込額みが改善し、安定的で持続可能な運営が可能と見込まれるようになったこと。周辺受入れ環境整備については、大型MICE施設の整備・運営を公募するほか、周辺公有地を活用した宿泊施設や商業施設等を必須、または任意で提案が可能とし、エリア全体でMICEを受け入れる体制を整備する計画としているところでございます。

以上です。

○中川京貴委員 知事、国は採算性に課題があるということをお申し入れたそうなんですけども、果たして土地が69億、約420億ですか建物。これ最終的には登記は県になるそうなんです。これ一般財源なんです。そのとき、採算性が取れなくなった場合の責任は誰が取るんですか。

○玉城デニー知事 採算性についての責任の御質問であります。その採算が取れない場合のリスクをどう回避するのかということも重要であると思っております。当初の想定よりも、施設利用度が下回る場合に発生する需要変動リスクに備えて、その程度に応じて県が事業者の収益減少分を負担するロス・シェアリングについてあらかじめ定めるとともに、想定よりも施設利用度が上回った場合には、その程度に応じて事業者の収益増加分を県に支払うプロフィット・シェアリングについて併せて導入することを検討しているとのことで、これにより事業の安定性を確保していきたいというふうに考えております。

○中川京貴委員 説明では、PPPやPFIを導入して民間活用ということで耳触りはいいんですよ。しかしながら、借金はすべて県が肩代わりするという答弁です。この約420億円の支払いが不可能になった場合、その説明責任は我々県議会にあると思っっているんですよ。このことについて教えてください。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 令和3年度実施の需要調査では、催事件数を223件と見込んでおります。その後に行われました事業者サウンディング調査におきましても、223件を上回ることも下回ることはないというような意見も伺っているところであります。収支の見込みのうちの収入の見込みにつきましては、この催事件数223件をベースに平米

当たりの利用料金等をコンベンションセンター、あるいは類似施設の利用料金から算出しまして、それに利用面積を乗じる形でしかも、そのM、I、C、Eの種別ごと、規模別ごとに利用面積を算出し収入を算定しているところであります。

また、ランニングコストにつきましても、人件費、需用費、役務費等の維持管理費、修繕費等を試算しておりまして、人件費については類似施設の配置人員から大型MICE施設の必要な人数を算出し1人当たりの人件費を算出、また維持管理費については、沖縄コンベンションセンターにおける需用費や役務費等を費目ごとに平米当たりの費用を算出し、大型MICE施設の需要面積等に乗じて算出、また修繕費については、国土交通省の建築物のライフサイクルコストに準じて試算を行っておりますので、そういった試算の基に安定的な運営が可能だというふうに想定しております。そういう状況を提示することによって、民間事業者の参画を促していくこととしております。

**○中川京貴委員** 知事、地元の与那原町、西原町からの要望はMICEと平行して、渋滞対策をしていただきたい。モノレールの延長なんですよね。今モノレールの延長は採算性が取れないから予定はないというお答えでしたけども、地元からはモノレールの延長、そして小波津川の氾濫に対し早めに工事をしていただき、直していただきたいと。この要望には応えることなく、進められているのはいかがなものでしょうか。

**○玉城デニー知事** それぞれ部局ごとに、小波津川の改修工事についても随時、その取組を進めておりますし、モノレールの需要についても周辺環境の様々な要因を分析しながら、モノレール株式会社とまた協議をしていくことも必要であろうと思っておりますので、そういう社会的な動態についてはしっかりと注視をしておきたいというように考えております。

**○中川京貴委員** これだけ400億の事業をですね、補助がない事業をするということは私は考えられません。負の遺産になるのではないかと懸念の声もあります。ぜひ立ち止まって与那原町、西原町の要請、要望、モノレールの延長、そういった並行しながら、進めながら、国の高率補助を受けて取り組むべきだと思いますが、知事いかがでしょうか。

**○玉城デニー知事** 御地元の要望もよくよく承り、サンライズベルト構想と整合性のある施設整備、マリントウンMICEエリアの整備を進めてまいりたいと思います。

**○比嘉瑞己委員長** 中川京貴委員の質疑は終了いたしました。

上里善清委員。

**○上里善清委員** 知事、御参加いただきありがとうございます。私もMICEのことについて、お尋ねしたいと思います。

経緯は沖縄のリーディング産業である観光業の促進という意味でMICE事業というのは進められてきたと思うんですが、今のMICE施設では規模が小さくて大きなイベントが取れないという意見があって、このMICE事業が進んできたとは私は理解しております。

東海岸の切望である、そのまんま東にしないでくれという意見でですね、最初のスタート地点は、確かに一括交付金を活用してということで進んだと思います。実質は、もうこの計画は進めるという形だったと思うんですよ。僕らが町議時代、相当盛り上がったんですよ。もうこの施設は中核になるから進めてくれと、西原町も与那原町も挙げてMICEの推進についてみんなで頑張ったんですけどね。経緯からすると、豊見城にするかこのマリントウンにするかということだけが、多分残っていたと思うんですよね。それ以降に、一括交付金を使うには採算性とかどうのこうの言い始めたのは、どうもこれは政治の力が働いたんじゃないかと私は理解しております。まずそのことについて、1番目のMICE施設、これまでどのような経緯で進んできたのかちょっと説明してください。

**○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長** 平成28年8月に策定した前回の基本計画では、沖縄振興特別推進交付金の活用を前提としておりました。しかし、運営収支や周辺の受入れ環境整備の見込み等について、課題があったものと考えおります。このため県では、サウンディング調査等を通して需要の見込みや整備手法、財源、独立採算での維持管理・運営の可能性などを検討してまいりました。検討の結果、民間のノウハウや創意工夫を最大限発揮できるようPFIの事業手法の活用を前提とした、マリントウンMICEエリア形成事業基本計画を令和4年8月に策定したところでございます。

以上です。

**○上里善清委員** 今皆さんが計算したらいけるということになると思うんですが、ようやく調査費用含めて4000万今年予算化したということで喜んでおります。

サンライズベルト構想というのは、南城市からう

るま市にかけての東海岸の土地利用に対してのやっぱり地元の要望があると思うんですよ。私たちだけではなくて、中城村や北中城村もそうだし。今の土地の利用というのは南部広域に属しております、なかなか町の判断でまちづくりができないということで、このMICEはその中核になるものでぜひ進めていただきたいというのが、私や地元の意見です。これは地元の議会でもみんな同じ意見ですので、ぜひ進めていただきたいと。

それでサンライズベルト構想とMICEが果たす役割について、説明してください。

**○玉城デニー知事** 令和3年3月に策定いたしました沖縄県東海岸サンライズベルト構想におきましては、県土の均衡ある発展に向けて本島東海岸地域に中南部から北部に延びる、新たな基軸となるもう一つの経済の背骨を形成し強固な社会経済基盤の構築を図ることとしております。

沖縄県では、この構想を踏まえ、マリントウンMICEエリアにおける大型MICE施設の整備を推進するとともに、MICEを中心とした魅力あるまちづくりを推進し、東海岸一帯の活性化を図ってまいります。

以上です。

**○上里善清委員** 私もそのとおりだと思います。地元の要望としてどういうことが要望されているのか、ちょっと聞かせてくれますか。

**○玉城デニー知事** 令和3年11月5日に与那原町、西原町、中城村、北中城村で構成される東海岸地域サンライズ協議会からは、大型MICE施設の整備が早期に実現するようこれまで以上の取組を求められました。また与那原町からは、大型MICE施設を核としたマリントウンMICEエリアの市街化形成を求められたところであります。

沖縄県は、コストの縮減や工期の短縮、利便性の向上、財政負担の平準化や長期的なMICE誘致の観点からPFIの事業手法が効率的かつ効果的であると考えており、令和5年度からマリントウン大型MICE施設整備エリア形成事業において、PFI法で定める所定の手続等を進めてまいります。令和5年度には、実施方針条例——これは仮称でございますが、その条例を議会に提案し議決を得た後に、実施方針の策定、特定事業の選定の手続等を進め、令和6年度の入札公告、令和7年度の事業契約締結に向けて取り組んでまいります。

**○上里善清委員** 地元の要望として、先ほど中川委員からもありましたけど、MICE施設までの交

通とかそういった問題もやっぱりクリアしないといけないはずですのでね。今329号バイパスを延伸して、着実に工事が進んでおりますが、この329号バイパスの完成時期というのはどういうふうになっていきますか。

**○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長** 国が進めている南風原バイパス、与那原バイパスにつきましては、南風原バイパスが平成31年一部暫定供用開始されております。与那原バイパスについては、令和3年暫定供用されております。また令和8年度には、小禄道路の供用が予定されておまして、これらの整備が順調に進んでおりますので、施設の供用時には那覇市内、また空港からの交通アクセスはさらに向上するものと考えております。

**○上里善清委員** 道路網の整備は間に合うということですのでね。モノレールもやっぱり検討されたほうがいいと思うんですよね。MICEで止まるのではなくて、与那原、南風原を通して那覇までつなぐということも検討できないものかですね。そうしたら需要が増えると思うんです。需要がどのような計算でやっているのか、ちょっと分からないもので、どういうふうに進算していますか。

**○儀間秀樹企画部長** 平成30年度に延伸の調査を実施しております。その際に費用便益費や採算性に課題が確認されたところをごさいますして、その課題を受けて令和3年度に再度調査も実施いたしました。その中では新たな便益追加ということで、例えば地域の構想段階の開発計画といったものも取り入れて、採算性の向上等の検証をするためにまちづくりや規制緩和といった利用促進策を加えて定量的に検討を令和3年度に実施をしたと。そのときに5つのルートについて検証をしたところでございます。その中で那覇—与那原、あるいは、てだこ浦西—西原と、そういったMICE関連のルートもございました。その中でビー・バイ・シーが事業採択の目安となる1に至ってないというところが一つ。やはりまた、採算性についても課題が残るところでございます。そういった形で調査の結果、なかなかそのビー・バイ・シーが1に至らないと——いろんな便益への追加項目を加えた形ででも、採算性にも課題が残るところで、ちょっと厳しい調査結果が出たというところでございます。

**○上里善清委員** お聞きしたいのは、ルートを西原、与那原、南風原通して那覇につなぐと、いわゆる山手線みたいにぐるぐる回るモノレールを造れないものかということは検討されたことはありますか。

○儀間秀樹企画部長 今回の5つのルートの中で、例えば那覇から南風原を經由して首里駅に接続したりとか。MICEに到達する部分でそういった周辺のルートは今回の5つのルートの中には入っていませんでしたけれども、直接的に那覇ー与那原間についても調査をした結果、先ほどのような調査結果が出たというところでございます。

○上里善清委員 私からの提言ですけれども、ぜひそれも検討してこのルートも考えて試算を出していただきたいなと思います。

最後にMICEの運営の見通しなんですけど、先ほどもいけるということでもありますので。香港とかあちこちちょっと見て来たんですけど、やっぱり人材の育成も重要なんですよ。受け入れて対応する人材がいないと大変なことになりますので、その辺も含めて見通しについてちょっとお伺いします。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 大型MICE施設の運営・維持管理に当たっては、令和3年度実施の需要調査に基づく試算及びサウンディング調査等の結果を踏まえると採算性は確保できるものと考えております。このためPFI法に基づき独立採算を前提とした公共施設等運営権を設定するコンセッション方式での採用を想定しております。同方式は、利用料金の設定を含め長期にわたって自由度の高い運営が可能となり、民間事業者のノウハウが発揮しやすい制度と考えておりますので、先ほど委員の提案がありました民間ノウハウを最大限に発揮するところの中で参画事業者さんにサウンディング調査を繰り返しまして、その参画意欲を高めるような手法について引き続き検討していきたいと考えています。

○上里善清委員 あの東海岸は、沖縄県にとっては私は最後のフロンティアになるんじゃないかと思っておりますので、ぜひこの事業を前に進めていただきたいということを要望いたしまして質問を終わります。

以上です。

○比嘉瑞己委員 上里善清委員の質疑は終了いたしました。

島袋恵祐委員。

○島袋恵祐委員 公共事業等推進調整会議について、まずお伺いします。(1)のハード交付金の推移についてお伺いいたします。

○宮城力総務部長 ハード交付金の推移については、平成26年度の932億円をピークに令和4年度まで8年連続で減少しております。直近5年間の当初予算額

を申し上げますと、令和元年度532億円、2年度492億円、3年度477億円、4年度368億円、5年度も前年同額の368億円となっております。

○島袋恵祐委員 ピーク時は幾らで令和5年度はどのくらいになっていきますか。もう一度聞かせてください。

○宮城力総務部長 ハード交付金のピークは平成26年度の932億円となっております。

○島袋恵祐委員 3分の1程度も減らされている状況になっているわけですよね。一括交付金は本来、沖縄の自主性が尊重されるという目的でつくられたものだと思うんですけども、その理解でいいでしょうか。伺います。

○宮城力総務部長 ハード交付金は、県、それから市町村が主体的に事業計画を策定するという制度になっております。

○島袋恵祐委員 そこで(2)ですが、公共事業等推進調整会議設置の目的と経緯について伺います。

○池田竹州副知事 沖縄県としましては、県経済を下支えする公共事業等を推進する観点から、内閣府沖縄振興予算に限らず、各省計上予算の積極的な活用に向けた事業の掘り起こしを図るとともに、地方財政措置のある県債の活用など、公共事業等関係予算の確保に向けた取組の強化を図ることを目的に、令和4年3月に副知事を筆頭に関係部局長で構成する公共事業等推進調整会議を設置したところでございます。

○島袋恵祐委員 一括交付金が減らされる中で、公共事業の関係予算を確保するため取組を強化するために設置されたものかどうかですけれども、この調整会議の実績を教えてください。

○池田竹州副知事 令和4年度は9月までですけれども、調整会議と同幹事会を開催し、各省計上の補助金の活用可能性、そして地方財政措置のある有利な県債の活用状況、また他県の調査などを行いました。これを参考に令和5年度当初予算に向けた取組の強化を図ったところです。

この結果、県債につきましては、元利償還金に対する交付税措置の割合が比較的高い——より地方財政措置の有利な県債を積極的に活用しているところでございます。緊急浚渫推進事業や道路防災、公共施設の長寿命化事業など、前年度比約27億円増の5年度57億円を計上したところでございます。

○島袋恵祐委員 会議を設置をして、事業を前に進めることができた、調整会議が果たした役割は大きいと理解します。しかし、一括交付金の減額は後半



の事業に影響が出ているのは事実なわけですね。

そこで伺いますが、(3) ハード交付金減額について土木建築部と教育委員会の具体的な影響を伺います。

**○島袋善明土木建築部長** ハード交付金の減額により、道路や河川、港湾、公営住宅、下水道など様々な分野に影響が生じております。具体的な減額の影響としては、道路事業では工事の遅れによる慢性的な交通渋滞や体系的な交通基盤整備の遅れ、港湾事業では海上交通の安全性、安定性の確保の遅れによる利便性の低下及び離島住民生活への負担等の懸念、公営住宅事業や下水道事業では老朽化した施設の改修の遅れなど、地域住民の安全性確保への影響等が懸念されております。

以上です。

**○半嶺満教育長** 教育委員会についてお答えします。

県教育委員会においては、ハード交付金の減額により校舎改築事業、トイレ洋式化改修事業及びグラウンド整備事業等の実施に影響があり、年度変更するなどの対応を行っているところであります。引き続き緊急性等を考慮しながら、必要な施設整備事業の実施に努め、児童生徒の学習環境の確保に取り組んでまいりたいと思います。

**○島袋恵祐委員** この中で土木建築部の道路事業におけるハード交付金の要望額と配分額について推移を教えてください。

**○島袋善明土木建築部長** 土木建築部におけるハード交付金の推移ですが、平成26年度の約612億円をピークに平成27年度以降は減額傾向が続いておりましたが、令和5年度においては、令和4年度を13億円上回る約197億円が予算措置されております。

**○島袋恵祐委員** ハード交付金の減額によって、道路や河川、港湾における工期延長、また学校の建築開始も当初よりも遅れて教育環境への影響も出ているわけですね。これまでも一括交付金の執行率が低いとの理由で減額がされたことがあったそうですが、県として執行率を上げる努力もされてきたと理解をしています。だけど減額は続いているわけですね。一括交付金を減額した理由を政府は何と言っているのでしょうか。伺います。

**○宮城力総務部長** ハード交付金の予算額について、内閣府によりますと、今委員おっしゃったように執行率等を勘案したという時期もございましたが、令和5年度の当初予算については引き続き各事業がしっかりと推進されるよう、国として必要と考える所要額を計上したと聞いております。

**○島袋恵祐委員** 知事にお伺いしますが、ハード交付金減額における県民生活、事業者への影響は大きいと思います。国への交渉や県として公共事業等推進調整会議を設置し、知事が先頭に立ってこれまで頑張ってきたと思います。沖縄振興計画の原点、趣旨、地方財政法を民主的に守っていくために、減額の具体的な理由を所要の額を確保したのみで政府は説明しないことは許せないですし、また基地と振興策のリンク論はきっぱりと否定するべきだと思いますが、知事の見解を伺います。

**○玉城デニー知事** 国は、沖縄が置かれた歴史的、地理的、自然的、社会的な特殊事業に鑑み、沖縄の自立的発展や豊かな住民生活の実現に寄与することを目的として、沖縄振興特別措置法に基づき沖縄振興策を総合的かつ計画的に講じていると認識しております。また、今答弁をさせていただきましたように、例えば公共事業予算の確保に向けてはこの沖縄振興予算に加え、各省計上予算、より地方財政措置の有利な県債の積極的な活用なども図って、私どもも努力をしているという状況であります。沖縄県としましても、この米軍基地問題と沖縄の振興策及び沖縄振興については別であるというように認識しております。

**○島袋恵祐委員** 続きまして、報得川改修事業について緊急対策と中長期の対策について、伺います。

**○島袋善明土木建築部長** 報得川につきましては、沖縄振興公共投資交付金により下流から順次拡幅工事を実施しておりますが、完成まで一定の期間を要することから緊急的な対策を行うための補正予算を計上しております。梅雨の時期までに対策効果が発現できるよう、東風平中学校付近の雑木除去やしゅんせつを行うとともに、その他対策工法の検討を行うこととしております。あわせて迅速な避難を確保するためのソフト対策として、水位計による情報発信等を行っております。

県としまして、引き続き関係機関との連携を図り、必要な予算額の確保に向けて取り組んでいきたいと考えております。

**○島袋恵祐委員** 氾濫も多く発生している河川でもあり、防災の観点からも改修が急がれる河川だと理解しています。そこで再度、中長期の対策について伺いたいのですが、東風平中学校側のしゅんせつも緊急対策でやるんですが、氾濫を未然に防ぐ、環境を整備する上でも、中長期の事業はやはり大事だと考えます。皆さんの取組を再度、詳しく教えてください。

○島袋善明土木建築部長 短期的には先ほど申し上げたとおり、補正予算を利用しまして今年度1億500万を利用して緊急対策を実施するところですが、中長期的にはハード交付金を利用しまして下流、中流のほうから順次東風平中学校に向けて整備を進めていきたいと考えております。

○比嘉瑞己委員長 島袋恵祐委員の質疑は終了いたしました。

瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 まずワシントン事務所の果たす役割について、ワシントン事務所の成果、実績について伺います。

○嘉数登知事公室長 ワシントン駐在は、米国政府や連邦議会関係者等に対し、辺野古新基地建設の技術的課題をはじめ、米国基地周辺のP F O S等の問題、軍人・軍属による事件・事故等を説明し沖縄の基地問題の解決を求めるなど、精力的に働きかけを行っております。令和4年度は昨年12月末時点で、既に令和3年度を上回る約1300人と面談等を行っております。その結果、シンクタンクの報告書に新たに沖縄の記述がなされたほか、米国メディア関係者が沖縄の基地問題取材するため来県し、知事へのインタビューを行うなど、ワシントン駐在の地道な働きかけにより、沖縄の基地問題への認識が米国内で広がりつつあると考えております。

またさきの訪米においては、知事と面談をした連邦議会調査局——C R Sからは、沖縄県のワシントン駐在がすばらしい活動をしており、必要な資料や知事の考えを効果的に提供してもらっているという、高い評価もいただいております。

以上でございます。

○瀬長美佐雄委員 知事訪米の成果について伺います。

○玉城デニー知事 沖縄の基地問題の解決を図るためには、一方の当事者である米国政府に対しても私が直接出向いて、訴え続けることが重要であると考えております。今回の訪米においては、国務省、国防総省や米国連邦議会議員等に対し辺野古新基地建設問題やP F O S等の沖縄の現状だけでなく、安保関連3文書の策定や2プラス2共同発表のタイミングを捉え、台湾有事をめぐる私の平和に対する考えを直接説明できたことは非常に大きな成果であると考えています。

○瀬長美佐雄委員 知事のこの訪米は久しぶりだったということもありますが、知事自身の手応え、今後の展望についてどう感じたのか知事の所見を伺え

たらと思います。

○玉城デニー知事 例えば、これまで面談できなかった有力議員との面談についても今朝の沖縄タイムスの紙面でも紹介されています。新しい議員と新しいネットワークがつながっていくこと、そしてその影響力を沖縄のために協力をしていただけるというような手応えを今回もしっかり感じた次第であります。

○瀬長美佐雄委員 国連や国際的機関とのネットワークの構築、A P A L Aなどとの連携強化について求めてきました。世界的な団体、個人との連携・連帯が成果として広がっているのか伺います。

○玉城デニー知事 沖縄の基地問題の解決には、米国政府や連邦議会関係者以外にも働きかけを行うことが重要と考えております。ワシントン駐在は、昨年8月国連事務次長と面談した際、新たな建議書を手交し、建議書の内容について説明をさせていただき、今後の連携について意見交換を行っております。

また、アジア太平洋系アメリカ人労働者組合——A P A L A関係者とは、機会があるごとに意見交換を行っており、ワシントン駐在からの要請により連邦議会上下両院の軍事委員会幹部に対しては、辺野古新基地建設問題やP F O Sに関する沖縄県の国防権限法——N D A Aへの要望を取り上げるよう要請する文書を発出しております。

また先日の私の訪問時には、A P A L Aのプレスリリースにおいて、基地縮小を求める沖縄と連携していく旨の発表もありました。そのほか米国の元軍人等で組織された国際的な平和団体でもありますベテランズ・フォー・ピースの関係者とも連携をしているところです。

○瀬長美佐雄委員 次に基地問題の解決について、まず関与取消訴訟の判決に関する見解を伺います。

○嘉数登知事公室長 去る3月16日、関与取消訴訟の2件の判決が福岡高等裁判所那覇支部において言い渡されました。判決に関する判決では、沖縄防衛局が固有の資格に該当することを認めず、訴えは不合法であるとして却下いたしました。次に是正の指示に関する判決では、国地方係争処理委員会の判断とは異なり本件訴訟には、裁決の拘束力は認められないとする沖縄県の主張を認めたものとなっております。一方で変更不承認の判断につきましては、いずれの点についても変更承認の要件を充足すると判断し、県の請求を棄却いたしました。今般の裁判所の判断は、公有水面埋立法によって認められた地域住民の利益を守るための知事の裁量を否定したものであり、地方自治の観点からも許されるものではあ

りません。県としては上訴に向けて判決内容を精査してまいります。

**○瀬長美佐雄委員** 今回の2件の判決は、到底納得できないと知事のコメントも発しておりまして、多くの県民に寄り添う見解だと思えます。

続きまして、新・沖縄21世紀ビジョン、新建議書実現と基地問題に取り組む決意、関係性について伺います。

**○嘉数登知事公室長** 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画においては、基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、引き続き米軍基地のさらなる整理縮小に向けた取組等を進めることとしております。

また新たな建議書においても、基地問題の早期の解決を図ること等を求めているところです。このような中、いわゆる安保関連3文書は、厳しい安全保障環境に対応するためとして、我が国の防衛力の抜本的な強化及び南西諸島における自衛隊機能の増強等が示されております。沖縄県としては、軍事力の増強による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることがないよう政府に対して平和的な外交・対話を求めるとともに、基地問題に関する国民的議論の喚起等を通じて沖縄を戦場にさせないとの県民の思いを積極的に発信し、基地のない平和で豊かな沖縄の実現につなげてまいります。

**○瀬長美佐雄委員** 今軍事要塞化を進めていること自体は憲法を逸脱しているのではないかというこの観点でも伺えたらと思えますし、この沖縄の軍事要塞化については軍事より平和外交の強化を政府に要請すべき、文字どおり強力にすべきだと思いますがどうか伺います。

**○玉城デニー知事** 沖縄県としては、アジア太平洋地域の安全保障環境が厳しさを増している中、軍事力の増強による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め不測の事態が生ずることを懸念しており、ましてや米軍基地が集中しているがゆえに沖縄が攻撃目標になることは、決してあってはならないと考えております。私はこの地域の緊張の緩和と信頼醸成を図るためには、関係国等による平和的な外交・対話が極めて需要であると考えており、政府に対して機会あるごとにそのような行動を強く求めているところであります。

**○瀬長美佐雄委員** 次に地域外交室を設置するという取組について、この設置の役割、重要性について伺います。

**○嘉数登知事公室長** 本県は、新・沖縄21世紀ビジョ

ン基本計画で示しているとおおり、県独自の歴史的・文化的特性等のソフトパワーや地理的な優位性を生かし、観光、物流、環境、保健・医療、教育、文化、平和など多様な分野における国際交流を通じて築いてきたネットワークを最大限に活用し、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に向けて、平和的な外交・対話により積極的な役割を果たしていきたいと考えております。これらの取組を通して、アジア太平洋地域における緊張緩和と信頼醸成にも資する独自の地域外交を展開するため、地域外交室を設置するものであります。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員** とても期待できます。経済分野、学術、文化、教育分野あるいはSDGsの視点を持って地域外交室の役割を充実させるべきと求めてきました。そのためにも有識者会議等の設置が必要ではないかと思えますがどうでしょうか。

**○玉城デニー知事** 今般の地域外交室の役割、重要性については、先ほど知事公室長から答弁をさせていただきましたが、そのさらなる展開を図っていくためにはやはり有識者、あるいは外部団体等と連携をして幅広くその地域へ呼びかけていく、働きかけていくことが重要であると考えております。引き続きそのような関係者との取組についても十分検討し、その取組を図ってまいりたいというように思います。

**○瀬長美佐雄委員** 次に移ります。県内企業の稼ぐ力の向上と電気料金値上げ対策、再生可能エネルギーの事業促進について。まずクリーンエネルギーの導入拡大の取組を抜本的に強化する必要があると思えますがどうでしょうか。

**○玉城デニー知事** 沖縄県としましては、外部環境の変化に強い再生可能エネルギーの導入を拡大し、エネルギーの脱炭素化及び地産地消化を推進することが重要であると考えております。そのため島しょ型エネルギー社会基盤構築事業においては、そこで実施している離島における蓄電池の設置を含む太陽光発電第三者所有モデル事業に対する補助について、令和5年度は予算を拡充してまいります。あわせて、水素、バイオマス発電の利活用等に向けた可能性調査を行うとともに、令和5年度の新たな取組として、洋上風力導入に適した候補地の調査を実施することとしております。

沖縄県としましては、これらの取組を通じ再エネ主力化や水素エネルギーの活用等によるクリーンエネルギーへの転換に加速的に取り組むことにより、2030年度将来像である低炭素で災害に強い沖縄らし

い島嶼型エネルギー社会を実現し、2050年度脱炭素社会を目指してまいります。

以上です。

**○瀬長美佐雄委員** ハワイとの連携について。SDGsの推進についてもアジア地域に広げて、発展的にすることを検討を求めてきました。地域外交室、海外事務所との連携強化、クリーンエネルギーの推進は新たな産業や企業の参入、雇用の拡大につながるものと期待しています。平和構築と経済交流等を一体的に推進し、沖縄の発展につなげると、こういう思いの知事の決意が伺えたらと思います。

**○玉城デニー知事** 沖縄県では、令和3年5月にハワイ州とクリーンエネルギー協力に関する覚書を締結し、相互に技術交流、情報共有等を行うなどクリーンエネルギーの導入拡大に向け連携し取り組んでいるところです。なお、沖縄県とハワイ州は法制度や予算規模などの異なる点も多くございますが、2030年度将来像である低炭素で災害に強い沖縄らしい島嶼型エネルギー社会を実現し、2050年度脱炭素社会の実現に向け、先進地域である同州の取組を研究してまいりたいと考えております。

沖縄県としましては、エネルギー事業者等とも連携しながらエネルギー分野における国際協力の展開を図り、SDGsの達成にも寄与してまいりたいと考えております。

**○比嘉瑞己委員長** 瀬長美佐雄委員の質疑は終了いたしました。

仲村未央委員。

**○仲村未央委員** まず土木環境委員会のほうの審査を踏まえての質疑を行います。

首里城の委託料の件ですけれども、この龍頭棟飾りの焼き物制作のことです。壺屋陶器事業協同組合の皆さんからは、地元の沖縄の職人が主体的に関わるということこそ首里城復元の肝だというような要望があります。その思いにかなうような体制というのは担保されるのか、知事の所見を伺います。

**○玉城デニー知事** 令和2年7月に県で策定いたしました沖縄県首里城復興基金の活用に関する方針では、沖縄県内に蓄積、継承されている伝統技術を積極的に活用することとなっております。

龍頭棟飾り等の制作に当たっては、県内の若手人材育成の観点も踏まえ、壺屋陶器事業協同組合を含む県内技術者の活用に向けて検討しているところです。なお現在、壺屋陶器事業協同組合と前回制作者及び関係者間で技術的な課題や制作体制について積極的な意見交換を行っているということも伺ってお

ります。具体的な制作体制については、壺屋陶器事業協同組合等県内技術者と緊密に連携を図りながら、今後有識者で構成される首里城復興基金事業監修会議に諮り決定していきたいと考えております。

**○仲村未央委員** 前回の状況からもいろいろ課題、要望があるようですので、そこはぜひ皆さんの要望にかなうような体制づくりについて努力をいただきたいと思います。

それから経済労働委員会のほうからですけれども、再生可能エネルギーの導入——先ほど知事がおっしゃっていましたが、まず今回電力の大幅値上げ申請、これを受けて限られた財源の中ですが、支援総額104億円という大きな予算を向けました。県民生活を考えるとのことだと思いますけれども、改めてそのことについての知事の考えを伺います。

**○松永享商工労働部長** お答えします。

世界的な燃料価格の上昇に起因する電気料金の高騰は、県民生活やあるいは産業活動の大きな影響を及ぼすことから沖縄県としては強い危機感を持っており、これまで必要な対策を講じてきたところです。

また、1人当たりの県民所得や可処分所得が全国最下位の中、コロナ禍からの回復を目指す県経済の下支えをする観点から、電気料金の負担軽減を図ることは大変重要であると認識しているところです。

今回、県と経済界が一体となって電気料金の負担軽減に向け包括的な取組を実施することは、コロナ禍からの回復を目指す県民生活や県経済の下支えをする観点からも、大変意義があることと認識しているところです。

以上です。

**○仲村未央委員** それだけの財源を充てられたということの背景にあるのは、やっぱり沖縄の地理的なあるいは地形的な課題からくる高コスト構造というのが、従来からあると思うんですね。これ従来からある話なので、その活用できる電源が限られていることとか、他地域との融通が利かないというその分、どの県よりも再生エネルギーというのは拡大に向けて、相当に沖縄県は力を入れる必要があると思うんですけれども、このことについては知事はどうお考えでしょうか。

**○玉城デニー知事** 沖縄県では、持続可能な電源の確保について県内再生エネルギーである再生可能エネルギーの利用拡大が重要であると考えております。中でも既に技術が確立し、今後も主力となることが見込める太陽光発電につきましては、再エネ導入効果の早期発現が期待できる離島を対象に民間事業の

展開に係る補助の予算を拡充してまいります。さらに令和5年度の新たな取組としては、洋上風力の将来的な導入を見据え、導入に適した候補地等の調査も実施してまいります。

沖縄県としましては、新たな時代に対応した持続可能な沖縄の発展に向け、SDGsの推進を基本理念として、再生可能エネルギーの導入拡大によりエネルギー自給率を高め、2030年度将来像である低炭素で災害に強い沖縄らしい島嶼型エネルギー社会を実現し、さらに2050年度脱炭素社会を目指して取り組んでまいります。

**○仲村未央委員** 知事おっしゃるように、この脱炭素社会を目指すということで2050年のカーボンフリーというものの目標は明確なんですよね。先ほど言っていた島しょ型エネルギー社会構築基盤事業、これ10年間で58億円もの予算を投じてきているわけですね。今回も補助金をさらに拡大すると。もっと遡れば、例えば平成17年には沖縄県バイオマス総合活用マスタープランもつくられて、かなり緻密な賦存量の調査とか、利用拡大に向けてのバイオマスの普及といったことも含めて方針として掲げてきたんですけれども、実際には今知事がおっしゃる太陽光とバイオマスが最有力だという当面のエネルギーに関して、この点についても電源構成の計画とか目標がないんですよね。これはこの間電力の参考人招致にも同じ質問をしましたが、ここも明快ではなかったわけですね。こういったことでは、達成するためのこのステップが見えない、進捗が確認できないわけですね。ですので大ざっぱなことではなくて、やっぱりこういった具体的な計画、電源構成の目標というのはしっかり持って取り組む必要があるんじゃないかなというふうに思いますけれども、その点知事はいかがお考えでしょうか。

**○松永享商工労働部長** お答えいたします。

沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブでは、2030年度の再エネ電源比率目標として、意欲的な目標を18%と設定しているところです。その中では、委員おっしゃるように再エネ種別ごとの目標値としては設定はしておりませんが、構成比の想定として太陽光48%、バイオマス36%、風力11%程度導入されるものとして見込んでいるところです。同イニシアティブの策定時におきまして、再エネ種別ごとの目標値を設定する議論もございましたが、将来における技術革新の可能性などを踏まえ、目標として設定することは困難として判断されたところでございます。ただ今委員からの御指摘ございましたことと、

ハワイの事例もございますので、沖縄県としましては今後再エネ種別ごとの目標値を設定することができるか、引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○仲村未央委員** 知事先ほども申し上げたとおり、大変厳しいという環境の沖縄だからこそ、その再エネの拡大——特に自給、自立化というのは本当にほかの県以上に、沖縄県は具体的に取り組む必要があると思うんですよね。ですので今言うような計画とか目標なしに本気の取組にはつながらないと思いますので、ぜひ頑張っていただきたいんですけれども、所見をいただけますか。

**○玉城デニー知事** やはり沖縄県としては、持続可能な沖縄の発展に向けては地産地消型の再生可能エネルギーは必須であるというように考えております。この点については、沖縄電力とも協定を結び、さらなる電源構成の改革にも取り組んでいくという方針も確認をしておりますので、引き続き各関係機関と協力し沖縄における再生エネルギーの実現化に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

**○比嘉瑞己委員長** 仲村未央委員の質疑を終了いたします。

平良昭一委員。

**○平良昭一委員** 首里城公園の復旧・復興に要する経費の委託料の在り方について伺います。首里城公園の復旧・復興に関する経費に係る委託料7億2900万円余りの積算内訳が調査・検討計画・設計等となっております。

まず1点目に委託料の中で、龍頭棟飾りの制作を行うのか、委託事業の在り方が非常に分かりづらい。発注方法、特記仕様書の業務内容、事業の進捗状況について伺わせてください。

**○島袋善明土木建築部長** 令和5年度予算に係る龍頭棟飾り等の制作についての発注方法は委託料によるプロポーザル方式を活用し、業務内容は首里城復興基金事業監修会議の運営に加え龍頭棟飾りの制作等も含まれております。今年度は、令和4年12月に第1回目の会議を開催し、全体では2回の本会議、8回のワーキング会議を行っており、引き続き木材等の調達や焼き物、赤瓦、石彫刻、木彫刻等の制作物の制作に取り組んでまいります。

**○平良昭一委員** 今回の復興の目玉の一つである龍頭棟飾りは、県内、県外、海外からの寄付金で造ることになっているわけですよね。その思いに応えるためにも県内の陶器事業組合、先ほどもありました

けどとりわけ首里城と歴史の関わりのある組合が主体的に造ることが望ましいと思います。

さきの代表質問で、県内陶器組合を含む県内技術者の活用に向けて検討しているところであります。具体的な制作体制については陶器組合等県内技術者と緊密に連携を図りながら、今後有識者で構成される首里城復興基金事業監修会議に諮り決定していきたいという答弁でありました。県内陶器組合から陳情が出ているわけですね。県の示す見解と当該組合の考え方にそごがあるように私は思えてならない。知事三役はしっかり方向性を示す必要があると思いますけど、知事の見解を伺いたいと思います。

**○玉城デニー知事** 令和2年7月に県で作成した沖縄県首里城復興基金の活用に関する方針では、沖縄県内に蓄積、継承されている伝統技術を積極的に活用することとなっております。龍頭棟飾り等の制作に当たっては、県内の若手人材育成の観点も踏まえ、壺屋陶器事業協同組合を含む県内技術者の活用に向けて検討しています。なお現在、壺屋陶器事業協同組合と前回制作者及び関係者間で積極的な技術的な課題や制作体制についての意見交換を行っていただいているところであります。具体的な制作体制については、壺屋陶器事業協同組合等県内技術者と緊密に連携を図りながら、今後は有識者で構成される首里城復興基金事業監修会議に諮り決定していきたいと考えております。

なお、一部壺屋陶器事業協同組合と前回制作者との間の誤解が何点かあったように報道されておりますが、その点についても双方の意見交換によって、前向きに解消されているというようなことも聞いておりますので、そのようにしっかりと協議を進めていきながら、この県内人材の活用についても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

**○平良昭一委員** トータル8回ぐらいの会議も重ねてきたということですが、我々のところにも県にも陳情が出てくることは異常ではありますので、知事の今の説明で十分理解はできるんですけど、今後できる限りこういう地元の若手の方々を活用するというで努力していただきたいと思っております。

2点目に赤土等流出防止対策に関する条例改正を含めた対応について伺います。条例改正の具体的な内容についてお聞かせ願います。

**○玉城デニー知事** 沖縄県では、平成6年沖縄県赤土等流出防止条例の制定以降、開発事業における赤

土等流出防止や農地等における圃場の勾配抑制や沈砂池等の整備、普及啓発などの対策の推進に努めてきております。その結果、沖縄県全域の年間赤土等流出量は、条例施行前の平成5年度に比較すると令和3年度には約5割と大幅に削減しており、農地においても約4割削減しております。しかし依然として、農地からの赤土等流出量が県全体の約8割を占めており、農地における赤土等流出防止対策の強化が求められております。このため県では、農地からの赤土等流出防止対策の強化として既存の沈砂池等の維持管理や赤土等の流出量が著しい地域における流出要因の調査などの新たな取組を行うこととしております。また条例が施行されてから、25年以上が経過していることから沈砂池の施設基準に関する調査を実施するなど条例の内容について点検を行うとともに、引き続き市町村等と連携し、さらなる赤土等流出防止対策の強化に取り組んでいくものであります。

**○平良昭一委員** 平成6年度に条例が制定されて、30年近くなるわけですね。かなりの年月が経過をしているわけでありまして、よい悪いの実績がこれまで積み重ねられきているわけですから、先ほど開発事業では8割が減、農地からのものも4割減になっていることでもありますので、これ環境部、農林水産部、土木建築部含めてあらゆる分野を網羅した抜本的な条例改正の時期に来ているという認識を持っていると思いますので、そこにも一般質問等でも言いましたけど、不法投棄に関するもの等もぜひこの辺も着眼点を持ちながら――罰則も何もない、1000平米以下は許可も受ける必要がなく任意のものであるという条例であると、こういうものがどんどん増えてくると思いますので、その辺も踏まえながら抜本的な改正をしていただけるような努力をしていただきたいと思っております。最後にお聞かせ願います。

**○玉城デニー知事** 先ほども答弁させていただきましたが、条例が施行されてから25年以上が経過していること。沈砂池の施設基準に関する調査の実施など、この条例の内容についての点検を行う必要があると私どもも認識をしております。委員御案内の、例えば不法投棄に対する対応について等、まずは県土の健全な保全を図ることを一つの目的とし、さらに赤土等流出防止対策の強化も含めて、引き続き関係機関、市町村等と連携をし取り組んでいきたいと思っております。

**○比嘉瑞己委員長** 平良昭一委員の質疑は終了いたしました。

上原章委員。

○上原章委員 幾つか通告を出してあったんですけど、何名かの委員さんと重なりましたので、私はJリーグの規格スタジアム整備1点について質問したいと思います。このJリーグ規格スタジアム整備の事業は、那覇市そして沖縄県と、これまで様々な形で議論が交わされてきていると思うんですが、今後の完成までのスケジュール教えてもらえませんか。

○玉城デニー知事 Jリーグ規格スタジアム整備につきましても、財源確保、法規制の緩和、既存イベントとの調整等の課題がありますが、そのため関係機関と協議するとともに、課題整理に向けた調査事業を実施してまいりました。具体的には複合機能の導入可能性、エリア全体の整備の条件等、さらに整備事業費の縮減方策の検討、収益増加策の検討等々を進めてまいりました。

沖縄県としましては、引き続き様々な財源の組合せや事業スキームを検討し、スタジアム整備に向けて取り組んでまいります。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 これまでの調査事業の結果を踏まえつつ、財源や事業スキーム等スタジアム整備に係る課題を整理した上で、整備の時期についても判断していきたいと考えております。

○上原章委員 総工費は幾ら見越していますか。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 建築面積2万100平米、これはスタジアム部分です。延べ床面積4万7500平米、収容人数2万人で、構造としては地上6階建築コンクリート造りとなっております、そこに立体駐車場やフットサルのコート等も備えて、概算費用では191億円と見積もっています。

○上原章委員 この191億円の財源をどのような形で確保する予定ですか。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 平成29年度策定した基本計画の後、様々な財源を整備費縮減方策も併せて検討してまいりました。その中でソフト交付金の活用ということも検討したところでありますけれども、課題が示されているところであります。現時点においては、民間資金等の様々な財源の活用も検討してまいりまして、民間資金の活用、企業版ふるさと納税、t o t o くじの助成金、地方創生拠点整備交付金、クラウドファンディング、ネーミングライツ等々、あとは一般財源、県債等々の様々な財源を検討しているところです。

○上原章委員 先ほどP F Iのお話もありましたけど、民間事業者の活用ということを見ると191億のうち、このP F I事業の予算というのは見通しはあ

るのですか。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 整備費縮減方策、収入増加策などを整理するとともに、従来型の公設民営に加えまして、P F Iなどの事業方式についても比較調査を行っております。P F I方式については、民間の資金調達能力を活用して民間で設備を整備して維持管理・運営を行い、そのサービスを公共が購入するサービス購入型とか、あるいは公共側に施設の所有権を移転するB T方式。また特別目的会社に運営権を設定するコンセッション方式等、活用可能な事業方式について今比較検討を行っているところです。

○上原章委員 これまでいろいろ調査をされてきたと思うんですが、県内で県が取り組んだ民間を活用したP F I事業というのは過去にありますか。

○儀間秀樹企画部長 P F I手法をした事業ですけれども、県施設においては今のところございません。大型M I C E施設整備に係る検討が今進められているところでございます。

県内の事例といたしまして、沖縄県が主体ではなくて、例えば那覇港総合物流センターでありますとか、O I S Tの宿舎、あるいは那覇航空交通管制部の管理棟などがP F I手法で整備されてきたというところでございます。

○上原章委員 皆さんこの整備事業を推進している中で、例えば他府県の先進的なモデルでP F I手法を活用している事案はあるんですか。J 1規格スタジアム構想で。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 サッカースタジアム整備に係るP F Iの活用事例ですが、本県と人口規模が同等の自治体におけるP F I手法を活用した事例というのは確認できておりませんが、確認できた事例としましては、北九州でミクニワールドスタジアムというところでP F I方式を採用しております。P F I事業費として115億円ですが、ここで民間資金は活用されない形式でのP F Iになっておりまして、財源内訳はt o t o くじの助成金、社会資本整備総合交付金、一般財源と市債が充てられております。また川崎市で、等々力緑地再編整備・運営等事業を令和4年11月に一般競争入札で公募しているような事例がありまして、落札額が576億9700万円です。P F I方式の中のB T O方式で民間事業者が建設し、維持管理・運営を一体で行うという形と、一部施設については公共施設運営権を設定すると。そういった事例がありますので、先行事例等々を引き続き研究してまいりたいと考えています。

○上原章委員 令和5年度のスタジアム建設に向けての予算内容をちょっと教えてもらえますか。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 サッカースタジアム整備等推進事業、令和5年度で2100万円計上しております。令和5年度の調査は、令和4年度までの調査による整備事業費の縮減方策や収入増加等の結果を踏まえ、財源、事業規模、構造、事業方式、収益機能であるところの複合施設について、実現可能な方策を検討していきたいと思っております。財源については、様々な組合せを検討し実現性を高めていきたいと思っております。特に黒字化が難しいとされるスタジアムの運営について、民間の経営ノウハウによりニーズへの対応、サービスの質の向上を図り、そのことによって県の財政支出の抑制効果が期待されるような方策を検討する。その過程で事業者等へのサウンディング調査も行っていきたいと考えています。

○上原章委員 今予定している奥武山公園内に建設と。複合施設等も含めて大きな事業なんですけど、現時点でここに建設する課題——公園法の問題とかいろいろあると思うんですけど、その課題について幾つかあると思うんです。それに対しての対策はどうなっていますか。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 大きく法規制への対応と既存イベントとの調整という課題がございます。法規制につきましては、都市公園法上の建蔽率の緩和が必要になります。そこにつきましては、関係部局と調整を進めております。都市計画法につきましては、用途制限の緩和が必要になりますので、特定行政庁である那覇市との調整を進めているところです。既存イベントにつきましては、巨人軍キャンプ、NAHAマラソン、産業まつりなどの県内のイベントの開催地となっておりますので、イベント開催等に影響が出ないように関係者と協議を進めているところです。

○上原章委員 最後に知事、このスタジアム建設は先ほども話したように翁長雄志市長時代から大きな事業として注目もされているんですね。今いろんな話を聞くと、まだまだこの建設に向けての工程、あと予算、それから運営手法、また幾つか法律の中で乗り越えなくてはいけない課題、あと関係団体との調整も大変厳しい状況であると感じています。その建設へ向けて知事の決意というか、どう実現しているのか最後にお聞かせください。

○玉城デニー知事 担当部長からるる答弁をさせていただきました。まずその実現に向けては様々な調

査や協議が必要であるということと、さらには先進事例をしっかりと学ばせていただくことによって、沖縄型のJ1規格スタジアムということも、これは民間企業にとっての魅力も我々は創出できるというように考えております。ですからあらゆる方面からしっかりと検討して、引き続き実現に向けて努力をしてみたいと思います。

○比嘉瑞己委員長 上原章委員の質疑は終了いたしました。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 基地問題についてはあるんですが、今回基地問題解決で2億5700万という予算があるんですが、まず訴訟で県の対応に私は限界があるということで、高裁でも敗訴しております。対話や交渉を行うということであれば、解決策を知事が示す必要があると思いますが、知事はどのようにお考えになりますか。

○玉城デニー知事 沖縄県はかねてから、辺野古新基地建設問題は対話によって解決策を求めていくということが重要であると考えており、あらゆる機会を捉えて政府に対してはそのような対話の場を設けるよう求めてまいりました。令和4年10月に私が松野内閣官房長官と面談した際には、この基地問題、沖縄の抱える様々な課題、それらの解決に向けた集中協議の場を図るよう求めたところであり、松野長官からは既存の枠組みも十分活用していきたいというようなことのお話もございました。去る2月15日に開催されました普天間飛行場負担軽減推進作業部会においては、政府・沖縄県協議会などの協議の場を設けていただくよう県から改めて求めているところではあります。

○當間盛夫委員 今回、辺野古承認をめぐるその訴訟で高裁の判決が出たんですね。納得できないというようなコメントがあるんですね。知事この判決は受け入れられないということなんですか。

○嘉数登知事公室長 今回の判決、採決それから真正の審理に関する判決ですけれども、これは到底納得できるものではなく、我々としては上訴に向けて判決内容を精査してまいりたいというふうに考えております。

○當間盛夫委員 行政の長として知事、何をもって仕事をされているのですか。

○玉城デニー知事 県民の暮らしの向上、県政の発展、そして未来に対しては平和で豊かな幸福が実感できる島を実現するため、日々県庁職員共々さらに精励させていただいているという所存であります。



○**當間盛夫委員** 今回、憲法をつかさどる部分で、法の番人ということで、知事はあえて使っているんですが、この法の番人が示した判決は知事は間違っているという認識でいいんですか。

○**嘉数登知事公室長** 裁判に当たっては、我々県としての主張をさせていただいております。先ほども答弁させてもらいましたが、2件の判決については到底納得ができないということで考えておりました、これは上訴に向けて判決の内容をさらに精査していきたいというふうに考えております。

○**當間盛夫委員** 知事の認識を伺います。

○**玉城デニー知事** ただ今公室長から答弁させていただいたとおり、その内容についてしっかり精査をしてみたいと思います。

○**當間盛夫委員** 今回も最高裁にその分は上訴するという認識でいいんですか。

○**嘉数登知事公室長** これも繰り返しになりますけれども、上訴に向けて判決内容を精査してみたいというふうに考えております。

○**當間盛夫委員** 翁長県政から玉城県政に至って、今回も2億5000万ということでの基地問題解決の予算があるんですが、基地問題で何が解決したんですか。翁長県政から玉城県政に至って。

○**嘉数登知事公室長** 県はかねてから、辺野古新基地建設問題について対話による解決の必要性と重要性を繰り返し述べてきております。今後も政府に対し対話によって解決策を求める——民主主義のその姿勢を強く、粘り強く求めてまいりたいというふうに考えております。それからこの問題は、国民全体で議論し民主的に解決を図るべきことであることについても、繰り返し述べさせていただきました。県はこれまでも辺野古新基地建設問題等について広く周知を図り、問題解決に向けた国民的議論の機運醸成を目的としたトークキャラバン等を実施してきております。今後ともインターネットやSNSを活用するなど辺野古新基地建設問題に係る情報発信を一層充実させ、国民世論を喚起するとともに、この辺野古新基地建設問題が唯一の解決策ではないことを訴え、普天間飛行場の早期閉鎖・返還を求めてまいりたいと考えておりました、この間我々がその基地問題の解決のために取り組んできた成果としましては、国民的な議論が徐々に広がりつつあるということと、知事の訪米を通して基地問題、特にP F O S等の問題についても米国に直接訴えることができたということにおいては、非常に大きな成果があがったというふうに考えております。

○**當間盛夫委員** その成果の割には、米軍基地は縮小はされない、与那国、宮古、八重山には自衛隊基地が増強されるというような状況を知事はどう見ているんですか。

○**玉城デニー知事** そのような計画の安定的な遂行のためには、やはり地元自治体との十分な協議が必要であり、国民に対する丁寧な説明が必要であると考えます。

○**當間盛夫委員** これでは議論進みませんので、次移ります。

中央卸売市場の整備は私は沖縄の農業の再生になるという考えで進めておりますが、調査事業ではなくて知事が決断をする時期だと考えますが見解を伺います。

○**玉城デニー知事** お答えいたします。

中央卸売市場については、県民へ生鮮食料品等を安定的に供給するとともに生産者の出荷先として、第1次産業を支える重要な役割を担っております。

中央卸売市場の再整備に向けた検討には取扱量の増加に向けた市場活性化の方向性、施設の規模、機能、施設使用料、整備手法などについて、市場関係者との合意形成を図っていくことが重要であると考えております。

令和5年度は、再整備の方針策定に向けた調査事業を実施することとしています。具体的には、これまでの調査事業でまとめた内容を基礎として、大規模改修や現地建て替え、移転整備の可能性などの整備手法の検討、想定される使用料の算定、施設規模や機能の精査などを行い、再整備の方針策定に向けた合意形成に取り組んでまいります。

○**當間盛夫委員** 整備費用はどれくらいかかるんですか。

○**崎原盛光農林水産部長** 正確な建て替えの費用というのは、まだ立てられてないんですが、平成元年度で行ったものでは、建て替え等含めまして200億程度の経費がかかるのではないかと出されています。

以上です。

○**當間盛夫委員** 沖縄の農業、製糖工場も建て替えないといけない、これが600億、700億と。この中央卸売市場に関しても今200億だと言うんですが、資材費高騰からすると約300億から400億ぐらいかかるだろうと言われておりますので、しっかりと精査をしてください。

最後になりますが、安価な燃料という理由で化石燃料92%の電源比率の構造改革を怠った、私は電力

も県も責任が大きいと思いますが、知事その認識と再生エネルギーに対する今後の対応策を聞かせてください。

**○玉城デニー知事** 沖縄県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げる世界に誇れる島嶼型環境モデル地域の形成に向け、再生可能エネルギーの導入拡大は重要だと考え様々な施策に取り組んでまいりました。例えば、沖縄県が宮古島で実施した太陽光発電の実証事業につきましては、事業成果を活用した民間事業が県内各地で展開されております。また、再エネ導入効果の早期発現が期待できる離島を対象に、今年度から実施している太陽光発電事業の展開に係る補助事業につきましては、令和5年度に予算を拡充して実施することとしております。さらに民間事業者による投資を誘発するため、国の各種補助制度の活用促進を図るとともに、沖縄振興特別措置法に基づく再エネ設備導入に係る税制上の特例措置の活用等も促進してまいります。

**○當間盛夫委員** 知事、どこよりも高い電気料金であったからこそ104億円の支援になったというその責任は感じていますか。

**○松永享商工労働部長** 今回の支援に関しましては、1人当たりの県民所得や可処分所得が全国最下位の中、コロナ禍からの回復を目指す県経済の下支えをする観点から、電気料金の負担軽減を図ることは大変重要であると認識しているところでございます。今回、県と経済界が一体となって電気料金の負担軽減に向け包括的な取組を実施することは、コロナ禍からの回復を目指す県民生活や県経済の下支えをする観点からも大変意義があるものと認識しているところでございます。

以上です。

**○當間盛夫委員** 知事、責任は感じていますか。

**○松永享商工労働部長** 繰り返しで大変恐縮ではございますが、今回の支援に関しましてはコロナ禍からの回復を目指す県民生活、そして県経済の下支えをするということでも大変に意義ある取組であるというふうに認識しているところでございます。

以上です。

**○當間盛夫委員** 知事の認識を伺っています。

**○玉城デニー知事** 部長から答弁がありますように、今回の措置に対しましては県民経済の下支えをするという意味で有意義であるというように考えております。

**○當間盛夫委員** 最後になりますが、再エネの2030年の目標値は幾らでしたか。

**○松永享商工労働部長** お答えいたします。

2030年の目標としましては、意欲的な目標として18%、挑戦的な目標として26%を掲げてございます。

以上です。

**○當間盛夫委員** 知事、この現状で2050年にゼロエミッションというものは達成可能という認識ですか。

**○玉城デニー知事** 再生可能エネルギーについては今後技術の向上なども図りながら、様々な分野での再エネ効果の得られる、そういう資源等も開発されていくものというように思料しています。

**○當間盛夫委員** 頑張ってください。

**○比嘉瑞己委員長** 當間盛夫委員の質疑は終了いたしました。

以上で、知事に対する総括質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

**○比嘉瑞己委員長** 再開いたします。

以上で、総括質疑は終了いたしました。

午後は1時30分に委員会を再開し、沖縄県工業連合会の参考人招致を行います。

休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時33分再開

**○比嘉瑞己委員長** 再開いたします。

沖縄電力株式会社の電気料金の値上げ改定に係る参考人からの意見聴取についてを議題といたします。

なお、ただいまの議題につきましては、去る令和5年3月6日の本委員会での決定に基づき、予算議案の審査の参考とするために、関係者を参考人として招致し、説明を求めるものであります。

本日の参考人として、公益社団法人沖縄県工業連合会会長古波津昇氏、専務理事我謝育則氏の出席をお願いしております。

参考人におかれましては、本日は御多忙のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

参考人から説明を求める前に、委員会の審査の進め方について、御説明申し上げます。

まず、参考人から御説明をいただいた後、委員から参考人に対し、質疑を行うこととしております。

なお、参考人が発言しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならず、発言は、議題の趣旨の範囲内で行うこととなっております。

また、本日は委員会が参考人の説明を聞く場でありますので、参考人が委員に対して質疑することはできませんので、御承知おきください。

質疑時間についてお話しします。石原委員から質疑時間の3分を大浜一郎委員に譲渡したいとの申出がありましたので、御報告いたします。

また、當間盛夫委員からは、取下げの話がありました。ほかに御連絡はありますでしょうか。よろしいですね。

それでは、参考人から、沖縄電力株式会社の電気料金の値上げ改定について、10分程度で簡潔に御説明をお願いいたします。

**○古波津昇参考人** 沖縄県工業連合会の古波津と申します。私ども沖縄県工業連合会は、沖縄県内の製造業の促進、振興を目的に、昭和28年、1953年に創立いたしまして、今年で70年になる団体でございます。現在、食品、鉄鋼金属、建材、飲料、酒造、健康食品と、会員数が約320社の団体です。

本会の主体事業といたしましては、2つの事業を行っております。

まず、県内自給率を高めるため、毎年7月を県産品奨励月間として、県産品奨励による産業活性化、雇用の創出確保の目的の下、県産品優先使用の要請など様々な事業を行っております。これは、沖縄県も一緒に行っているところがございます。

また、毎年10月には、県内外への県産品の周知及び販路拡大を目的に、奥武山公園にて1次産業から3次産業までの総合産業展であります沖縄の産業まつりを実行委員会での主団体として開催しております。これも沖縄県も一緒に行っているところです。昨今、新型コロナウイルス感染症対策が緩和され——3年間特殊な開催をしておりましたが、昨年は3年ぶりに沖縄の産業まつりのリアル開催、本格的な開催を行い、様々な方面から好評を博しました。

2019年以降、新型コロナウイルス感染症が発生して以来、沖縄県も全国と同様に様々な影響がありました。コロナ禍により、観光客の激減で沖縄のリーディング産業であります観光産業が打撃を被りました。それと同時に、製造業も経済的損失を被りました。今年に入り、コロナが落ち着きはじめ、観光入客数が回復の兆しが見えてきましたが、それを阻害するかのよう、ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー価格の高騰、さらには為替相場による円安の影響により原材料の値上げを招いております。製造業にとっては、コロナ禍からの経済回復が至らない状況の中で、原材料の値上げ及び電気料金や様々なエネルギー資源が上がっているという、コロナの打撃にさらに追い打ちをかけられた状態にございま

す。

今回の電気料金の値上げに関しましては、価格転嫁を促す意見もございますが、市場競争の観点から、製品への価格転嫁が困難な企業や、特に価格転嫁が県外から入ってくるダンピング製品を受け入れる理由として市場に出回るおそれがございます。

県外からのダンピング製品については、今回、私ども、沖縄県工業連合会の県内自給率を高める運動の観点からしても、容認できない状況にあります。沖縄県内で調達可能な製品は県内で調達する。そのことは、県内資本の県外への流出を防ぐことであり、県内への安定した経済循環を保つこととなります。

これらの状況を御理解いただき、電気料金値上げにつきましては、政府や沖縄県の御支援、御協力を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしく御願いたします。

意見として以上でございますので、まずは質問のほうよろしくお願いたします。

**○比嘉瑞己委員長** 参考人の説明は終わりました。これより、議題に対する質疑を行います。

なお、質疑答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

石原朝子委員。

**○石原朝子委員** 古波津会長、それから、我謝専務理事、今日は本当にお忙しい、大変なときにどうもありがとうございました。

では、2点ぐらい質疑をさせていただきます。

工業連合会加入企業320社のうちですね、高圧、特別高圧受電契約している企業って何割程度でしょうか。高圧と特別高圧で割り振りした場合ですね。

**○古波津昇参考人** 320社のうちの特別高圧は4社でございます。また、高圧については2種類ございませすがちょっと分けて把握してませんので、高圧はまとめて申し上げますと約9割の企業が高圧契約をしていると。そして、低圧については、1割程度ということになっております。

**○石原朝子委員** 特に、特別高圧なんですけれども、どういった業種が製造関係を担っている企業でしょうか。

**○古波津昇参考人** 私どもの中で、製造業の中でも特に電気を多く使う企業、鉄鋼業やセメント製造業、あと包材ですね、ビニール資材を作られている企業さん。それと、琉球製罐、缶詰の缶を作っている企業さんがございます。工業連合会の会員に関して言うと以上でございます。

**○石原朝子委員** 今回、県が104億円という支援予算を確保しましたけれども、それをもし確保できなかった場合の企業の影響額というのはどの程度見込んでいましたでしょうか。

**○古波津昇参考人** 金額ではちょっと押さえていないんですが、ざっくり私どもだけで、20億程度は値上がりしてまいりますので、その約4割程度が今回の予算で埋まってくるということになります。したがって、8億程度の値上がりでとどまってくるということで、かなり今回の対策で助かっているということになってまいります。

**○石原朝子委員** これまで企業努力もなさっていたと思いますけれども、電気料金アップに向けての企業努力も、この工業連合会の中でこういった御意見が出てきましたでしょうか。

**○古波津昇参考人** 私どもは本来、沖縄電力さんは、ほかの電力に比べて、その成り立ちや地政学的な問題といったことにより、比較的高い状況にございました。これは致し方ないと言えればそれまでなのですが、例えば、離島を抱えている——皆さん御存じのとおり、数名しか住んでいない離島であっても、電気事業法できっちりとこの那覇の中心部の方と同じような供給をしなきゃいけないと、一般電圧の分では法律で決まっております。

また、その電力の計算方式についても、私ども度々議論をさせていただいておりますが、経済産業省資源エネルギー庁の決まった計算方式で、燃料の価格、それから人件費やその他償却費も含めて、細かい計算をして内容については法律で定められている計算をしております。

その中では、時間帯別契約というのが高圧、特別高圧であるわけですが、その時間帯別の中うまく使い分けをする。すなわち、深夜に仕事をする、夜間に仕事をする、日曜日に仕事をする、ということでもかなり県外と遜色がない電気料金。これはかなり沖縄電力さんも譲歩しながら、法律の範囲の中で頑張らせていただいているということでもあります。特にこの10年ほどはかなり努力をさせていただいております。

したがって、今かなりの努力をしても、なかなか幾ら雑巾を絞っても出てこないというのが沖縄電力さんの状況であるということで非常に厳しい状況であります。そういった形で、私ども常に意見交換をさせていただきながらでございます。

ちょっと脱線するかもしれませんが、沖縄県企業局さん、これも特別高圧であります。我々工業には

絶対に水が必要です。これが大幅に上がってくると、私ども工業用水、さらには、一般の皆様のお水の沖縄本島内ですが、それぞれ家庭の水が一気に上がってくると、そして断水が増えてくるということにつながってきます。そういった意味でも、今回、行政などと話をしたときに、行政関係はやはり遠慮すべきだという意見から、私は企業局さんのほう、私どもと同じようにしっかりと対策をしていただきたいということをお願いを申し上げて、今議論がされているかと思いますが、工業関係の者としては、電力、水というのは、非常に重要なファクターになってまいりますので、併せてお願いをしていきたいと。もちろん、私どもの従業員含めた県民の皆さんの水道料金の負担——電力だけではなく、変わってくるということも意外と知られていないと思いますが、御認識をいただきたいと思っております。

**○石原朝子委員** 分かりました。

本当に重要な私たちの生活に一番密着している企業——水、また電力、皆様方の製品も、日々私たちの暮らしの中で活用させていただいております。

皆さん方自身がまた元気でなければ、私たちの暮らしも大変逼迫していきますし、何よりも今回104億円という支援事業費が組まれましたけれども、これは、今の原油の価格が変わらない限りは、また必要になるかと思うんですけれども、多分この事業費というのは1回限りかもしれませんし、継続ができるのであれば継続が好ましいですけれども、もし継続できなかった場合、この世界的な状況が変わらなかった場合は、企業としては、また今後どのような取組を考えていらっしゃるのでしょうか。

**○古波津昇参考人** 今回ですね、沖縄県も一緒になりまして、経済団体、また市長会、町村長会、一緒に進めてきたことで、政府に要請をして、政府与党の特段の配慮で、私どもこのような形で104億円を沖縄振興費として——要するに、日本全国のほかの地域の皆さんに迷惑をかけないお金を努力をしてそれぞれが取ってきたということになっております。県のほうの予算も同様でございます。

そして、これが9月までの範囲だということが、差し当たっての数字ですので、10月以降どうなるかということが、私ども実は非常に不安で仕方ないのですが、まずは進めていかないといけないということで現状進めているところが今回の要請で、また要請と一緒に予算をいただいたことでもあります。

その間には、今までいろんな努力をしております

たが、それ以上に考えながらというか、工夫をして進めていくということでもあります。

1点だけ、誤解がないようにお話をしておきますと、今電力会社の力というのは、例えば、かなり中身を落として、コストを下げろということは簡単ではございますが、私どもは、特別高圧や高圧のBのほうとありますが、その辺りは、まず、供給ができなくなってしまうと思います。再生エネルギーだけ、そして新エネルギーだけでは絶対にできないというのが、この高圧、特別高圧という電源でございます。すなわち、これになると、先ほど言いました企業局さん、私どもの製品を生産する際にも、仕事ができない、動かないというのが現状です。こういったことをやはりバッファとして使うためにも、今回の沖縄電力さんに対してしっかりと行っていただくと。もしかすると、大型病院——県立だけじゃなくて、民間の病院でさえ、特別高圧はございます。そういったところも含めて、県民生活にかなり関わってくると。観光面で言いますと、大型ホテル、そして私どもの生活に密着をしている大型ショッピングセンターも高圧の契約で行われております。そこが止まってしまう。大型ショッピングセンターについては、有事の際の問題だとか、特に津波だとか避難受入れ、それから、コロナウイルスのワクチン接種にも活用していただいているということで、本当に県民に密着しているところ。そういったところの運営がままならない、動かさないという状況になってくると。もちろん、空港や周辺の観光に関わる場所も同様で、動きづらくなっていくということがあります。

ぜひそういったことを御理解をいただいて、沖縄電力をどうだということではなくて、私どもの必要な電源が来ることを真っ先に考えていかなければならない。

ただ、10月以降のまだまだ策ができておりませんので、この策を練りながら、これは官民一体となって進めていく、協力して研究していく必要があるというふうに認識しております。

**○石原朝子委員** 最後になりますけれども、やはり企業ですから、多くの職員を雇用されていると思いますけれども、雇用を守る意味でも職員間、企業で、どういった——不安も多分雇用されている側からも意見があると思いますけれども、今どういった状況なのでしょうか。

**○古波津昇参考人** 今年の春闘、その他を聞いていても、大変な賃金の値上げをしなければならぬという空気になって、大手ではかなり動いてきており

ます。もちろん、中小企業もそうしていかなければ、働いている皆さんの生活が立ち行かない。そして、採用したくても人が来ないということがそれぞれ逼迫している状況です。

そして、経済産業省のほうでは、パートナーシップ構築宣言をぜひ出してくれということも、正式に要請がそれぞれ経済団体に——多分行政のほうにも来ているかと思えます。

それは、私どもが頑張って転換をしていく。そして、私の企業だけで言いますと、内部留保という会社の貯金がありますが、これを今回切り崩してでも、まず値上げを受け入れて賃金を少なくとも今まで以上に払っていくということ、今社内でもコミットしながら動いているところです。

ぜひ、全般的に生活水準が今非常に厳しいところにありますので、これは、私どもの会員企業にも同様に話をすると。せんだっては、連合のほうともそういった形で意見交換をさせていただいたところですので、この辺りはできる限りの努力を、企業個体ではなく、団体全体で共有して進めていきたいと思えます。

**○石原朝子委員** 分かりました。私たちも協力をしてまいりますので、ぜひ頑張ってください。今日はありがとうございました。

**○比嘉瑞己委員長** 石原朝子委員の質疑は終了いたしました。

大浜一郎委員。

**○大浜一郎委員** 今日は本当にお忙しい中ありがとうございました。先ほどから参考人、参考人と呼ばれておるわけですけれども、今日は、需要家としての皆様の生の声を聞く、逆に我々が習わせてほしいということでもありますので、あんまり参考人として変な思い入れをしてきたかもしれませんが、需要家にお話を聞くということでもありますので、リアルな生のお話を聞かせてもらえればなと思えますので、よろしくお願ひします。

最初にですね、前段の御説明の中にもありましたように、コロナ禍において県内の製造業の経済的損失規模はどれくらいの割合の損失であったのか、まずこの1点をお聞きしたいと思います。非常にアウトでいいと思えます。

**○古波津昇参考人** 私ども工業連合会としての調査は特にしていないのですが、参考までに申し上げますと、南西地域産業活性化センターが発表した1月25日の新聞の内容ですが、県内産業の物価が0.51%上昇するというような内容になっておるかと思いま

す。

そして、私の企業だけの話で申し上げますと、売値に対して8%から10%ぐらいの電気コストの上げ幅によって変わってくるという非常に大変な、電気をたくさん食う仕事をしておりますので、そのようなことになっております。

ちょっとだけ参考までに、このバッジでCO<sub>2</sub>マイナス1.39トンとありますけれども、実は鉄スクラップを1トン使うとCO<sub>2</sub>の削減が1.39トンできるというのが、これは、私どもの業界の中で、日本鉄リサイクル工業会と日本製鉄等で調査した結果です。

それは、先ほどのコストの問題ではなくて、温暖化対策に対して、こういったことをつないでいくという意味で今日はこのバッジを付けてきておりますが、私ども業界、また沖縄電力さんとそれぞれ、様々な脱炭素化について進めております。もちろん、再エネを少しでも使っていくということも活用しながら、先ほど申し上げました、どうしようもない大きな安定した電力については、既存の電力を使うと。したがって、そのカーボンの排出分をここでスイッチしていくという考え方を、別のところでしながら進めていくということを行いながら、進めておるところですが、いかんせん金銭的には、それぞれ内部留保を取り崩してでも進めていかなければならないほど、厳しい内容だというふうに認識しています。

**○大浜一郎委員** そうするとですね、先ほどの御意見の中でありましたけれども、ロシアのウクライナ侵攻による政情不安から来るエネルギーなどの資源価格の高騰、そして今若干落ち着いてきたといえども円安状況下において、県内の製造業の製品の売価における原材料の原価率の割合はどれほど上昇したのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

**○古波津昇参考人** 具体的な数字としては控えさせていただきますが、まずは品物によって、その影響による製品価格が3割から5割上がってきている。すなわち、それをさらに使われているユーザーがありますので、建材で言うと建材を使う建設業だとか土木の方々はコストが間違いなく上がってきます。

しかしながら、まだ民需、民間よりも、かなり官公需が先行していた部分がございます。民間でも同様ですが、一度決まった工事、——これは1年前に決まっているやつですから、値段のそもそもの見積もりの価格が変わってきております。これは、綱引きになります、サプライヤー側が飲み込むか、ユーザー側が飲み込むか、もしくは、折半。例えば、官公需であれば、行政団体——県や市町村、それから

国が飲み込んでいただけるかということの議論、また意見交換調整が出てきております。場合によっては、官公需でも飲んでいただけるものがありますし、全く飲んでいただけないもの、要するに誰が泣くかという議論は常にこの1年半ほど大変なことになっております。

それが去年の秋までの状況ですが、その後にまさに電力問題というのがついにかかってくるかと。建設業が電力を使わないように感じられるかもしれませんが、建設業も工場を持ってらっしゃるところについては、かなり大きな痛手を受けているというふうに業界団体としては、建設業協会のほうですが、そちらの幹部の方からも常に意見交換をして聞かせていただいております。

それで、どれくらい上がっているかと言うと、先ほど言いましたように、3割とか平気で上がってきているという状況は、インシャルで言うと、感じてきているところかなと思っておりますので、なかなか大変なところ。

特に大手さんあたりに言えるか言えないかという、力関係になりますので、簡単に言えないですし、マンション造りたくても、大手のほうはいいんですけど、個人の方々だと銀行の融資、その他に関わってきますから、結構この辺りは細かくやり取りをして、私どもできる限り協力をすると。

それが先ほど、内部留保を取り崩しながらという話をしてしておりますが、そうしてでも地域の皆さんにうまく、お互いに伸びていくために仕方ない部分がありますので、先ほど言いました3割内外のコストの上昇については、これは電気料金だけではなくて、先ほど言いました資源問題、それから人件費の問題、こういったものを含めて進めていくということになっております。

**○大浜一郎委員** 関連しますけれどね、民間の場合には、いろいろと調整が難しいこともあろうかと思っておりますが、県の発注の工事とか市町村もそうでしょうけど、スライド方式というのを迅速に対応するというのが土木建築部をはじめ、そういったことを常々気をつけているということであるんですけど、それはあまり機能しているとはいうふうには思われませんか。要するに、物価スライドで単価の上昇に関しては、随時見直しをしていくというようなこともあろうかと思うのですが、これはあまり実感されていないんでしょうかね。

**○古波津昇参考人** 多分、優先順位が人件費のほうじゃないかと思われまして。人件費に関してです、

要するに、コロナ前のちょっと忙しかった頃、コロナで仕事がなくなった頃を含めると、かなり下がった人件費が今一気に上がってきているという状況で、人件費の上がる要因には、辞めていなくなっただけで違う仕事に就いていますと、だからなかなか人が集まりにくい。

建設業は、外国人労働者、留学生を活用すると、技能実習生を活用するということがありました。これもかなり新しい方が来ない。過去の方は、期間が迫ってきて、もう使うことができないとかですね、いろいろなことがありまして、まずは、それから優先することだと我々も思っておりますので。

もちろん県についても、国についても、予算の範囲の中であろうかと思いますが、見直していただく、スライドしていただく案件、物件も中には出てきております。これは非常にありがたいことですが、これがすべてうまくいっているかということ、それぞれの買値だとか買った時期だとか、いろんなことがあるものですから、なかなか証明というか非常に難しい部分があると思います。分かっているけれどもあんまり言えない部分というものもそれぞれの業者さんの間で出てくる分がありますので。

そう言いながら、少しずつ行政のほうも、これはどこに限らず、地方自治体から政府に至るまで、考えていただいているということは感じてきております。

**○大浜一郎委員** 特別高圧を利用する県内企業においてはですね、電気価格の上昇分の製品価格への転嫁は、県外からの製品との価格競争において相当に不利であるがゆえに、県内製品シェアを低下させるとしてなかなかこれは難しいと、価格転嫁は難しいという御意見がございました。県においては、県産品を奨励しようということ、従来から掲げているわけでありましてけれども、現況においてもですね、県外からのダンピング製品が県内に相当数流通していることは我々も確認をしております。仮に製品価格へコストを転嫁した場合、——特に高圧電力相当上がってますから、製品価格にもろもろコストを転嫁した場合に、県内製造業のシェアを現況に比べてどれくらい低下するのかと予想ができますか。

**○古波津昇参考人** 私ども鋼材を扱っている観点だけを申し上げますと、現状、このコロナ禍の中で貿易が非常に厳しくなっている——輸出していた方々が国内向けの他の地区に持って行くと。すなわち、輸出した後、2割から3割安く出していますので、それよりは高く出せるということで、現状が、

地方のところだとメーカーがあろうがなかろうが、いわゆる一般的な価格から1割くらい安いものが流れてきております。これを突き詰めていきますと、輸出よりは高いんだというばかなロジックで来ているということ。これは、何度も二酸化炭素を排出してわざわざ持ってきて、おかしいんじゃないかということは言いますが、商売としてやっていらっしゃる方々が多いものですから。

その中では、私どもそれぞれの製品を製造している皆さんがやっていることは価格対応しかないです。納期、それから品質はもちろんのことですが、品ぞろえ等がいいと言っても、あくまでも最終的には単価がどうかという議論だけで終わっております。

したがって、それがさらに出てくると、あと2割、3割——マーケットのシェアで言うと、そこそこ高かったものが70ほどまで落ちてきているという状況は一部の資材でございます。中には、6割になっている資材、もしくは6割、7割あったものが5割程度まで落ちてきているという資材もそれぞれございます。

したがって、この辺りをしっかりと私どもが、県の県産品奨励制度と一緒に進めていかなければいけないのですが、行政のほうとして県産品だから高くてもいいということは、もちろん公平性の問題からできないというのは政府も市町村に至るまで同様です。

しかしながら、その価格は、沖縄の物は高いんだと、僕らが持ってくる物が安いのだと言って、見積りも取らせない——クローズをしてどういったことでやっているのか分からないのですが、そうして持つて行く方々もいらっしゃいます。

県のほうは、確実にチェックしておりますが、県が投げた後に——例えば県でもそうですが、特に国の工事でも市町村でも、その後の業者がそれをごまかしているということはたまに見受けられますので、この辺りについては、多分一番厳しかったのは那覇市だと思うんですが、那覇市はかなりチェックをして、すぐに入れ替えるという指示をトップダウンでされていたというのが、この20年ほど前からずっとされているということだけを併せて説明させていただきたいと思います。

**○大浜一郎委員** 今回の国、そして県の負担軽減支援策においてはですね、我が会派の沖縄・自民党としても、実は相当に関与させてもらいました。全国でも極めてまれな支援策であることを、まず御理解はいただきたいというふうに思います。

この支援策によって、県内製造業の県内の自給率の維持、そして、今後の経営状況へ効果をどのよう

に認めていくか、その辺のところをお聞きしたいと思えます。

**○古波津昇参考人** 先ほど石原委員からのお話でもありましたことと、若干重複するかもしれませんが、まずは今回、特に政府与党のかんりの御尽力、それから沖縄関係の役所ですね、内閣府の沖縄関係部局のほうが特段の配慮をいただいて私どもはこの104億円の、県も含めての補助があったと思えます。先ほど申し上げましたが、もちろんそれは、国民の予算を取ってきたのではなくて、沖縄振興予算の部分をうまく活用していくと。そのためには、沖縄県、また市長会、町村長会とそして経済界とが、一丸となって要請をして取ってきたものだというふうに思っております。このようにうまく足並みがそろった形で行くことができれば、先ほどの自給率の維持等についてもですね、細かい話を、問題点を一緒に潰していきながらすることができれば、もちろんそれは高く買ってくれではなくて、その範囲の中でできることはちゃんと利益の範囲で譲っていくということも企業サイド、それから、それを活用している皆さんについても同様のことができてくると思えます。

今回の政策、104億円の政府と沖縄県の予算については、やはりこのステップアップとしての準備する期間としては十分とは言えないまでも、かなり力強い、心強いことができたものだというふうに認識しております。

**○大浜一郎委員** 分かりました。自給率は何とか維持してもらいたいと思えますしね、ダンピング製品が流れて来ないような、一つの支援策になればいいなというふうに思っておりますけれども。

特にですね、再質問しますけれど、個々の企業の経営状態について、例えば営業利益はマイナスになったら大変なことがあるので、そこは何とか食い止めないといけない思うんですけど、損益計算書上ですね、経営に対する支援策の恩恵というのはそれなりに期待ができると思えますか。アバウトでいいです。

**○古波津昇参考人** この件につきましては、金額がどうだということもさることながら、やはり沖縄対策の政府の部局、または沖縄県のこれだけの配慮と、私ども経済団体会議のほうの一致した中で言うと、金融機関もかなり向いてきて、応援体制が強くなっていく——特に地元の金融機関、また、県外でここに構えている金融機関の皆さんが非常に今いい形で進めてきております。今後、このようなことがあっても、私どもが支えるつもりでおりますというのも金融機関からもお話をいただきました。先日、ざる

経済の排除ということで、8社で1つのチームをつくって、一緒に意見を協力しながら私どもの支援をしていただくということが、発表されているかと思えますが、そういったことが非常に今力強い。これは経済界と各市町村、それから県が一体化して、今回の電力問題に取り組んだということが一つの大きな実績につながって来るものだというふうに思っております。

**○大浜一郎委員** 何とかですね、地域全体で支えるような形をつくっていただければと思っております。

県はですね、県経済において、今稼ぐ力をとにかく発揮をしたいということ、本当に大きなテーマとして掲げております。

そのためにも、県内の製造業の皆様へ期待は本当に重要視しているというふうに思っているんですね。

その中で、先ほど経営状態の問題もあり、地域が支えるという問題もありましたけれども、石原委員がそういう質問をなさったものと若干重複しますが、国も所得の向上のために賃金アップを求めているわけですよ。具体的なパーセンテージを出してですね。

そういった中で、現況下において内部留保を取り崩してというようなお話もございましたけれども、こういった問題に対して、業界としてどのような対応ができるというふうに、今具体的なお考えがあるのであれば——何%を上げてくれというふうに国からも要望があるわけですよ、全体的に。その辺の具体的な何か方策なるものがあるのであれば少し教えていただきたいのと、これは9月以降の問題になりますけれども、今後、期待する支援策のようなものがあれば要望としてお伺いもしておきたいというふうに思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

**○古波津昇参考人** 先ほど人件費の問題、賃上げについては全国的に進んできていると。特に大きなところはすんなり来ていると思っておりますが、中小零細が今からそれに立ち向かっていくと。今月、来月と非常に苦しい思いをしながら、賃上げをどうするかということ、私も含めて検討しているところです。

しかしながら、なかなか厳しいとはいっても、採用ができない環境であるということもありますし、どんどん私どもが一生懸命誘致をした高等専門学校、それから琉球大学の博士課程、そういったことで、私どもで教育機関をつくりました。名桜大学も経済界も一緒になって、声をかけて、県も一緒にやっていたいただきましたが、そこで育成した人材が給料が安



いからということで、かなり出ていっております。8割近くはこの辺り出ていっているのかなと、専門的な知識を持った、私どもが欲しい人材がですね。

このためにも、少しでも給与を上げていくということでございますし、政府のほうから言っているパートナーシップ構築宣言ということを進めながら、ありますが、ただ、いかんせん、ない袖は振れないわけではないんですが、なかなかお金が厳しいと。

そして、今賃上げに対しては、政府のほう、厚生労働省のほう、また経済産業省のほうでも支援をするということになっておりますので、この辺りもですね、ぜひ県も一緒にまとめていただいて、県内の中小零細企業に、賃上げができるような仕組みづくりというキャッチボールができたらよりいいのかなと思っております。いかんせん、足腰が弱い沖縄の企業ですので、この辺りに対する考え方をぜひお願いしたいと思います。

電気料金についても同様ですが、先ほど言いましたように、かなり島嶼的な立場から厳しい経営環境、これは沖縄電力さんの経営環境も決して楽ではないというのは聞いております。そして、電力問題で言いますと、万一、沖縄電力さんが少し調子悪くて止まってしまうと——日本全体はつながってますので、組織の問題じゃなくて、物理的につながっていますので、よその電力会社が供給することは可能ですが、沖縄ではこれができないということ。そうすると、台風対策、いろんなことが全部止まってくるということを意識をしながら、常に事業を行っているということなんです。

ちょっと、賃金の話から外れたような格好になりますが、沖縄での仕事をしっかりと行って、沖縄からお金が出ていかない、キャッシュアウトがないような経済の体制づくりに邁進していきたいというふうに思っております。

**○大浜一郎委員** 最後になります。需要家として今日いろいろお話を聞かせていただいておりますけれども、これは言っておきたいな、これは皆さんにお伝えをしておきたいなという、もし特別な要望等がありましたら、我々にも少しお伝えいただきたいなと思うんですけれど。

**○古波津昇参考人** 今、沖縄県はやはり復帰後50年たちましたが、常に振興計画ということ言っていて、よくばらまきとやゆされておりますが、ばらまきとまでは私は申し上げませんが近いことかと思っております。

沖縄企業の足腰を強くする。特に昭和47年の後、景気が悪くなったんですが、それまでの景気が昇り

基調で、日本が非常に景気がいい頃、もう御存じかも知れませんが、沖縄県は円高にいたという、すなわち360円の時代に250円の統治下の為替でいましたので、輸出ができない。すなわち足腰が強くなれなかったと。これは日本の企業はそれで強くなってます。その27年間の遅れをどこかで私ども持ちたいと。ですから、お金をもらって仕事をするのではなくて、企業の足腰を強める政策をぜひ何か行政のほう、特に県のほうで検討していただいて。前に稲嶺恵一元知事がおっしゃってました。釣りざおをくれと。その釣りざおでも、やはり今で言うカーボンの非常に強いような釣りざお、そして、一気にリールを巻き上げる電動リールのようなものを私どもに与えていただいて、その代わり、尻をたたかれながら県経済のために邁進していくと。

お金が沖縄から出ていかない、すなわち、よそから持って来るよりもいいものを作ると、ダンピングはダンピングではっきり言いますので、そのダンピングということもマーケットをしっかりと行政の方々も分かっていたら——これ明らかにダンピングだねということ、不当廉売ということも明確に指摘をしながら、過剰に高くすることがあれば必要な御指摘もいただきながら進めていくことによって、必ずや沖縄の企業は皆さん、——鉄鋼業を私は営んでおりますが、食品加工業、その他のものについても非常にいいことがあります。特に農業作物の加工品については、かなりポテンシャルがあるものだというふうに認識をしておりますので、こういった意味での叱咤激励を含めたことをどうぞお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

**○大浜一郎委員** 以上です。

**○比嘉瑞己委員長** 大浜一郎委員の質疑は終了いたしました。

比嘉京子委員。

**○比嘉京子委員** 今日はありがとうございます。

先ほどから経済界のお話をお伺いしております。

沖縄が1人当たりの県民所得が全国で最も低いということと、それから小規模事業者が多いという、いろんな状況の中でですね、今回の電力の値上げというのが東北電力に次いで2番目に大きいというような引上げがありまして、電気料金の大幅値上げによって、県民生活や県経済に与える影響ということを勘案して、国、または沖縄県独自の支援策を組んだというような状況にあると思っております。

そこでお聞きしたいことは、先ほど石原委員にも

お答えいただきましたので、この特別高圧と高圧と低圧の割合をお聞きしようということで質疑を出してありましたけれども、特別が4社、高圧が9割、低圧が1割というようなお答えがありましたけど、それでよろしゅうございますか。

○古波津昇参考人 私ども工業連合会の加盟におきましては、今おっしゃられたとおりでございます。

○比嘉京子委員 それを確認した上でですけれども、この電気料金の高騰によって、これだけの支援を今出そうということになっているわけでありまして、これがない場合にはという質問が先ほどから続いておりますが、例えば、従業員への賃金の問題であるとか、最悪の事態といいたいまいしょうか、倒産の危機にも脅かされるような影響等があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○古波津昇参考人 ただいまの御質問は、給与払い含めたところでいかがかということでございましたが、今回の支援により、ほぼ9月までは皆さん努力の範囲で進んでいけるものだと。もちろん賃上げについては、それぞれ企業により、体力差、温度差がありますので、難しいところもあるかもしれませんが、給与の不払い等については、従来、破綻する経営先とか企業先がある場合は別の問題ですが、そのままいくと、やはりこれでかなり転嫁はできるものだと思います。

ただ、これも10月以降の問題としてはまだ置き去りにされております。それと同時にロシアのウクライナ侵攻の問題がどこまで行くのか、それから、一番目先としてエネルギーコストが下がっておりますので、このまま、この安定でいくと今のことを契機に私どもはどうかキックオフができていくと。すなわち、この状況に立ち向かっていける能力があるというふうに意識はしておりますが、この辺りが非常に曖昧な形で進んでいるというのが、いかんせん、想像しづらいというか、次のことをしづらいということで、私も経済団体会議のほうに申し上げたいのは、やはり10月以降の同様の策をぜひ練っていただいて、県も一緒に政府のほうに要請をしていくということは、継続していく必要があるというふうに認識をしております。

○比嘉京子委員 今国の一律の支援金以外に県独自の支援を考えたところですが、そのことがどのように経営上に負担軽減になるのか、緩和されるのか、具体的にできたらお願いいたします。

○古波津昇参考人 これは、県のほうで予算を立てられたのは、特別高圧の分の3.5円という枠、これは

特別高圧以外は政府が一律で支援をします。

しかし3.5円については、特別高圧は、経済産業省の見解では、大きな企業が多いから、価格転嫁をし、すなわち飲み込めということですね、もしくは値上げをしないと。しかし、地方のような企業では、まずもってそういった偉そうなことが言える立場にある力はないので、大変だと言って大騒ぎをしていたところですよ。

その中で、県商工労働部のほうから聞きつけていただいて、その予算をうまく立てていただいたということに関しては、非常に、私は知事にもお会いしたときには——1月にもう本当にもろ手を挙げて、お礼を申し上げたところでございます。

また、その支給の仕方、その他について、細かい話をしながら、先ほど申し上げました沖縄県企業局の問題は片手落ちにならないように、ぜひ水のほうというのは、企業局は支援から外れていたわけですが、企業局は今厳しい状況にいることも分かっておりますので、これが県民すべてに行き渡る、特に私どもの製造業は大変水を使いますので、困るということで進めてもらったところですよ。

これは非常に対策として、いち早く進んでいただいたところではありがたく思っております。それと併せて、全体の流れにつながっていったものだというふうにも認識しております。

○比嘉京子委員 せんだっての報道によりますと、皆さん以外の、例えば沖縄県中小企業団体中央会等のアンケート調査等を見ても、いわゆるこの電気料金の緊急支援によって消費者への影響を回避できるのかということについてですね、価格転嫁できないと、非常に困窮すると。そういうような状況にあって苦しいというふうなお話もデータにはありましたけれども、皆さんの団体としてはいかがでしょうか。

○古波津昇参考人 これは、中央会の回答とほぼ同じようなことにはなりますが、先ほど言いました、県外から入ってくる品物との競合上、なかなかこれが電気料金の支援があっても、簡単に価格転嫁できる状況ではないということを皆さん同じように考えていらっしやいます。

○比嘉京子委員 そこでですけれども、やはりこういう80年代にも同じようなことがあったというようなことがあり、島嶼県という不利性というのは一切変わらないわけです。

そのことを考えますと、私は今後、電気料金が高騰する、こういうような様々な状況によって起こる

ということも踏まえてですね、やっぱり自前で、先ほどから自給自足のお話をされておられましたけれども、自衛策としてどういうことをお考えなのか。先ほどお伺いしましたら、高圧電力のところでは、時間帯をずらしながら仕事をすることによって、それをうまく利用しているというお話もありましたけれども、例えば省エネの機器を購入するであるとか、超勤を見直すであるとか、そういう様々な自助努力というのは、これだけの320社というのは今どういう議論の中におられるのでしょうか。

**○古波津昇参考人** 特別高圧は先ほど説明した内容と若干重複しますが、時間帯もそうですし、もちろん沖縄電力さんやその他の新エネの皆さんも含めて、再生可能エネルギーの拡大、例えば太陽光パネルを工場の中に敷き詰めるですとか、いろんなことを検討して、それぞれの企業単位ごとに幾つかの企業で包括連携をしながら進めていると。

実は私の企業も御存じかとは思いますが、25年ほど前に自家発電にしたらどうかという研究をしました。まずは工場を造るほどの設備投資がかかると。そして、沖縄電力よりも半値で使えと。ただし、沖縄電力にその4倍で売ったら合いますよと。なおかつ石炭も一緒に輸入しないといけないという、訳が分からない試算がプラントメーカーから出てまいりました。

それぐらい、特別高圧の供給に関しては、厳しいことがあるということ、まず御理解いただいた上でお話を申し上げますと、そう言いましても、脱炭素、それからコストの低減を含めて再生可能エネルギーだとか、自然エネルギーを活用していくということは、非常に皆さん前向きにかなり時間をかけて研究してきております。

しかしながら、沖縄県の日照率の低さによって、太陽光発電の努力はしておりますが、発電の比率がいま一つよくない。

風についても、宮古島での倒壊等の経験があるかと思いますが、やはりこの強かったり弱かったりという差が激しくて、なかなか機械のコストも大変だと。いろいろなことを検討しながら——今できなかった理由を申し上げている訳ではなくて、常に新しいことを調べながら、一緒に研究をして進めていると。

これはむしろ、この辺りで言うと他府県以上に努力しているというふうに思っても私は間違っていないと思いますが、なかなか結果がうまく表せていないというのが、非常に悲しい現実になっているところ。

**○比嘉京子委員** 今本当に直近の問題として、急場的にどのような節電ができるのかという問題と、近い将来といいますか、太陽光と蓄電池を導入するとかですね。そういう今、日進月歩でエネルギー対策は非常に変わっていると思われ。

我々去年ハワイにも視察に行っていましたけれども、非常に前倒しで進んでいるという印象を持っています。県もハワイとの連携をしています。島嶼県にあるという共通点もござい。そういう意味で言うと、やはり太陽光のみならず、蓄電池をしつかりと設置をセットにしてやっているというのが促されている状況にありますので、それだけではない、県もそれから電力も水素の話、アンモニアの話、様々やっておられましたけれども、やはり私は本当にこの機会に、自前でどうするかということの本気になって皆さんの団体も含めて検討していかれるということの機会にさせていただければと思います。

以上ですけれども、何か所感がございましたらおっしゃってくださいませ。

**○古波津昇参考人** 非常にすばらしい、いい意見ありがとうございます。

私ども先ほど委員がおっしゃられたような研究は、それぞれの企業が、また教育機関も含めて研究をしていると。水素の問題、それからアンモニアについてはなかなか進まないのですが、私も手を出し始めているところでございます。あと、地熱についてもゼロではないということが実はあります。

そして、ハワイの研究については、私もちょっとあるところで携わったのですが、あれは波の問題、そういったことをうまく活用できないかという研究をされております。

実は、沖縄電力さんが開発した洋上風力の中では、すでに南洋のほうでトンガだとかODAでも活躍している。実際、沖縄でも多良間島にある風力発電だとかできておりますが、なかなか国内規制の中で難しいところがありますので、もう少しそれも委員がおっしゃるような形で幅広くお互いに精査をしながら、そして、アイデアを出していきながら、諦めずに考えていくと。

できる限り自前ということ、沖縄電力さんも2050年の脱炭素の宣言をされておりますので、私もそれに向かって速やかに動いていけるような形。これは沖縄電力とは言わずに、沖縄県の経済界、また、行政も一丸となって進めていくということについては、ありがたいエールだというふうに感じましたので、私も努力していきます。

どうぞまたこれからも御支援のほう、よろしくお願ひします。

○比嘉京子委員 はい、終わります、ありがとうございました。

○比嘉瑞己委員長 比嘉京子委員の質疑は終了いたしました。

島袋恵祐委員。

○島袋恵祐委員 今日はお忙しい中、ありがとうございます。

新型コロナの影響が長期化をし、そして追い打ちをかけるように、物価高騰が起こっており、県民、事業者の皆さんが大変苦しい状況が続いています。

日本共産党は、県民生活を守り、県経済を支える地元企業の皆様への支援、とりわけ沖縄振興の県内循環型を強く求めるなど、地元企業の発展、育成を一緒になって進めていく立場でございます。

それでは、質問をさせていただきたいと思ひます。

まず初めに、今回沖縄電力のこの値上げについてですが、工業連合会として沖縄県経済への影響というものは、どのようなことがあるか考えていますか。教えてください。

○古波津昇参考人 今回の沖縄電力の値上げ、それから値上げに対する一部の支援ということも踏まえてということで、お答えさせていただきたいと思ひます。

やはりコストが上がっていくということには違いはありません。もちろんコストだけではなくて、例えば輸送費、それから搬送費ですね。中でのいろいろな動きだとか、倉庫だとかのコスト。それも電気が関わってきます。

それから供給していくサービスも含めると、何度も電気の問題というのが関わってきますし、石油もそうですが、かなり大きな私ども経済にとってのダメージがあるかと思ひます。

そして、コロナで体力を失った、特にサービス業を含めた部分で言うと、かなり厳しいところではございますが、やはりこの辺りは、県内で一緒になってどうしていくか、それから先ほど来申し上げております、私どもが提唱している自給率の向上で、沖縄からお金を持ち出さない努力を、これは官民、また政治の皆様も一緒になって進めていくということが非常に重要だという認識を進めております。

ですから、安けりゃいいですとか、そういったこともありますが、我々は県内にお金を滞留することが目的ではありますが、できる限り安くという努力は止めてはいけないという認識で、工業連合会の中

でも常に議論をしているところであります。それが、最終的には県内にお金が残っていく。お金が残るから所得が上がると。お金がなければ所得が上がるロジックがないものですから、その辺りを含めたことを考えておりますが、なかなかこの自由競争という中では厳しいところに矢面に立っているというのも現実となっております。

○島袋恵祐委員 はい、今、お話があったように、コスト、搬送費とかサービス——やっぱり電気が本当にもう重要な関わりをします。

そして、コロナ禍が長期化した影響で、やっぱり体力が本当になくなってしまった企業が、さらに窮地に立たされているということが今の話で分かったんですけども、さらにお聞きしたいのですが、沖縄電力の値上げについて、県民への影響についてというのはどのように考えるでしょうか。

○古波津昇参考人 今、新聞等に出ております1所帯当たりの負担というのが出ている数字ですので、これはあえて差し控えます。やはり普段のことで言いますと、サービスやその他——もちろん節電をしないといろいろな前提の元でお話を申し上げなければならないと思ひますが、それでも5%節電をしても1割上がったら一緒ですから、それ以上に値上げをしますので、いろんな形でそれぞれ皆さんの財布からお金が出ていくということがやむを得ない状態になってくるかというふうに思っております。例えば、夏場にお家にはないでショッピングセンターに行くとか、図書館に行くとか。いろんなまた対策が、これは民間、または行政機関を含めて今後出てくるのではないかというふうに思っております。

しかしながら、県民の財布にということは、なかなか難しいですが、観光がこれから復活をして進んできていると。観光業の方々とお話をしますと、ホテルで節電しろというのは無理だよ沖縄で、というふうによく申し上げられます。確かに、ベランダで風に当たってくださいという言い訳をしても部屋は冷えてないといけないという、非常に矛盾をしたようなこと等があります。

これは私どもが考えると同時に、観光、サービス業の方々、また、県民の関係をしている皆さん、そして行政や政治の皆さんと一緒に方法を抽出していくということが重要じゃないかなと思っております。

一人一人が自分一人はいいんだという、——よくあるゴミ問題もそうですが、ありますので、この電力問題についても、ぜひ皆さんと一緒に考えていくことが、一人一人の財布に優しくするという意味で

は重要じゃないかなというふうに思っております。

**○島袋恵祐委員** 本当に県民への影響というのはおっしゃるとおりで、本当に県民が全体に関わる問題、県全体に関わる問題だということですね、本当に重いというか、危機感を共有されているものと理解をしています。

そこで何うんですけれども、物価高騰が1年ちょっと続いている状況なんですけれども、産業界の皆さんや、そして事業者の皆さんへの国からの支援というのはどういったものがありましたか。

**○古波津昇参考人** 様々な支援、特にコロナ禍での支援というのは多々ございました。

物価高騰によるというのは、なかなか私どもは、経産省絡みの仕事——ものづくりをやっていますので、従来のもものづくり補助金が少しよくなってきた、もしくは、例えば電気自動車を導入するための補助金だとかというの、これも別に製造会社だけじゃなくて、いろんなところに出てきております。

それ以外で言うと、大きくは、やはり雇用調整助成金だとかですね、そういったことぐらいが指定した業種に——要するに製造業の中でも指定した業種に来る等ということもございますが、大転換できるような内容というのはなかなか見えてこないのかなと思いますので、この辺りは、今いろんな仕組みが——実は細かいところはあるのですが、分かりづらいところを我々もひも解きながら進めていく必要があると思っております。いろんな仕組み、制度、予算が隠れている。

今回、104億円を取ってきたのも、そういった使い切れていない予算をうまく洗い出していただいたというのが一つのことになりますので、こういったのがもっと隠れていないかというのを、皆さんでまた御検証いただければ非常に助かると思います。

民間レベルでは、この辺が分かりづらいところがなかなかありまして、すばつと言えるところではないのかなという感じになっております。

通常の制度については、今ある制度が前よりも話を聞いていただきやすくなったということは進んでいます。

**○島袋恵祐委員** コロナ禍や物価高騰で、中小企業の皆さん、また個人事業主の皆さんも大変な状況が続いて、いろんな声も伺っていてですね、今おっしゃったように、国からの支援というのはあるはあるけれども、いろいろ使い勝手だったりといったものが精査が必要だしというようなお話かなということで、引き続きやっぱり国とか行政の支援というも

のが必要なかなというのを感じています。

そういった中で、先ほども別の委員から話があった自前でやるというところで、再生エネルギーの促進の取組もされているということで話もお伺いしましたけれども、その再生エネルギー、やはり今後ですね、本当にSDGsや環境問題を取り組んでいく中で、どんどん広げていく必要があると思うんですけれども、皆さんとして、この再生エネルギーの普及促進をするために、どんな支援が必要だということを考えていますか。伺います。

**○古波津昇参考人** 新エネという見方でいいと思うのですが、例えば、先ほど比嘉京子委員からありましたバッテリーということは、今全国的に進んでおります。沖縄県内でも調査をしながら進めております。要するに太陽光でちょっとした電気をたくさん小まめに電池にためて使うと。よくスマートハウスという言葉が数年前にはやっておりましたが、その辺りは実現性が出てくるのかなと。

ただし、電気自動車、EVの普及が非常に悪いと。日本ではなかなか、今だと1年、2年待ちという状況のようですので、その辺りも踏まえたインフラ投資をしないとイケないんじゃないかなというのがあります。私も電気自動車を個人で所有しておりますが、小さな車ですが、なかなかチャージする場所がない。ですから、300キロ走ると言われても、名護に行ってくる自信がないというような状況で、名護に行くときはハイブリッドの妻の車で行くとかですね。そういったことをしているくらいですが、その辺りについては、重要なことが多々……。

できることっていうのが、今言ったように小さなことになってくるかと思えます。それから、行政もしくは民間でチャージステーションを造っていくと。

それは、再生エネルギーをうまく活用していくことによって、世の中の道路の車が排気ガスを減らして、電気もその自然エネルギーからいただくという循環が、まさに委員がおっしゃっていたことの一つの例だと思います。

ですから、そういったことを一つ一つ進めていながら、例えば県庁の壁面ももっと——私からいいますと、太陽光パネルをずーっと貼ってもいいんじゃないかなと。そして平置き駐車場は、屋根を付けるという言い訳で太陽光パネルを全部敷き詰めるとかいうことで、かなり庁内の電気は高圧と言ってもそんなに高くないですから、やっていけるんじゃないかなということを、一つ一つ皆で積み重ねていくことによって、その余った電力——ちょうど今知事

がされているのは、この議会の横でリーフの充電されていて、ああいったことをもっと広げていくということができると思います。

これは、今行政の話をしていただきましたが、当然、民間でも企業単位でできるところはどんどんそれを進めていくと。1つの会社が数百万投資するだけで、全体がやっていくとかなり変わってくるということがありますので、これは一つ進めていこうということで、私どもが包括連携をしている沖縄電力さんともこういった話題を積み上げながら、我々だけじゃなくて、皆さんがまねできるような仕組みづくりを——個人事業主を含めて、個人の住宅も含めて、できる仕組みづくりをやっていきたいというふうに思っております。

これは、それぞれいろんなグループができていまして、グループでも重なっているグループもあればそれぞれで、お互いの持っている経営資源、それから能力・知識を共有しながら進めていくということをやっております。

ぜひ、この辺りも議会のほうからも御支援と、またお口添えをいただくと助かりますので、よろしくをお願いします。

**○島袋恵祐委員** おっしゃるとおり、官民一体となつて、そしてまた政治の場でもですね、この再生エネルギーを普及させる取組というのが、本当に重要だというふうに思います。

県経済を支える地元企業の皆さんが、今疲弊することは、同時に県民生活への大きな影響を及ぼすことにつながるということが、これまでの話を聞いて分かりました。県民生活への影響がやっぱりこれ以上広がらないようにする対応・対策が必要だと思います。

工業連合会の皆さんとしても、価格転嫁をさせないような努力もされているというお話もありましたし、また、内部留保を切り崩してそれを賃金に充てているというお話もありました。

沖縄の企業、本当に体力もなかなか、県外の大企業に比べるとない中で、こういった努力もされているということも話を聞いて、やはり今、国としてやるべきことだと思って、賃金をしっかりと上げるために、国がきちんと法整備をして大企業の皆さんに、内部留保の一部に課税をすとかですね、消費税は5%に減税をして消費を促していくということを日本共産党はこれまでも求めているところです。そういった取組をする中で、きちっと物価高騰から県民や事業者の暮らしを守っていくことを、また求

めていかなきゃいけないなということをお話の話を聞いてすごく思いました。

これからも皆さんとともにですね、私たちも頑張っていきたいと思っておりますので、ぜひこれからもいろいろ教えていただけたらと思います。

今日はありがとうございました。

**○比嘉瑞己委員長** 島袋恵祐委員の質疑は終了いたしました。

國仲昌二委員。

**○國仲昌二委員** 今日はどうもお忙しい中、ありがとうございます。

ここまで来たら、いろいろ質問項目が出ていますので、なるべく重複しないような質問をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

特別高圧を中心にちょっと質問していきたいんですけど、私の手元にですね、沖縄県商工労働部が作った資料がありまして、これで一般家庭の平均的な電気料金のイメージということで、令和3年4月とですね、去年の4月から12月の直近の状況ということで、平均を比較すると20%程度のの上昇率となっております。これは一般家庭ですので、8800円程度ですけど、これが直近の状況ということで、特別高圧が1900万円というふうになっているんですけど、これ多分4月から12月の平均値だと思うんですけど、例えば令和3年4月から直近の状況まで、どれくらい電気料金が上昇しているのかというのは把握してますでしょうか。これ、特別高圧ですね。

**○古波津昇参考人** 今の1900万程度という話は、多分その中でも一番少ないところです。

現実にはですね、一番大きなところだと、月額で五、六千万上がっています。ですから、今のデータがどのデータかは分からないのですが、実務的にはそれくらいで、企業によっては、やはり5億から7億くらい、上がっているという状況です。

**○國仲昌二委員** また別の資料なんですけれども、特別高圧の電気料金ということで、一番低かった21年2月から去年10月を比較すると、2倍以上料金が上昇していると。去年の9月あたりからだと1.7倍くらい上がっているという資料もあるんですけども大体こんな上がり方なんですかね。

**○古波津昇参考人** 大きく上がったのが去年の6月以降ですね。これは自由料金の中の燃料調整費というのがございます。自由料金のほうは先にとということで、6月頃がピークになっていたはずですので。

それから、先ほどおっしゃった9月というのは、

多分9月、10月から沖縄電力さんが見直しをさせていただきたいということで要請がありましたので、大方の企業は、その時点で言うところと確かに1.5から1.7倍ぐらいの上がり幅になっていると思います。それが去年3月との比較になっていますね。

これは、燃料調整費という——これは元々決まっています。スライドするやつですけれども、これが上限を過ぎたというのが、その2月、3月頃の現状で、それで依頼が来たのがその3か月後で、半年後からやっていただきたいと。ただし、これは自由料金だけで、規制料金についてはまだ触られていないという状況ですね。

**○國仲昌二委員** これ、上限設定はなくなっているという——もともとないんですよ、上限設定というのは。

**○古波津昇参考人** これはですね、沖縄電力は、上限設定はございました。

もともとが高めだったものですから、これが今回撤廃されるという内容です。

**○國仲昌二委員** 調べたら、やっぱり特別高圧はかなり影響を受けているなということで、資料を見て思ったんですけども、ただ、低圧・高圧に対しては今年1月から国の激変緩和策が取られていますけれども、特別高圧についてはそれが措置されていませんよね。僕としては、かなり影響があるのに、ちょっと、びっくりしたんですけども、それについての受け止め方ってというのはいかがですか。

**○古波津昇参考人** これがまあ大変だということで、沖縄電力さんにも相談をしながら進めてきたというのが、実は今委員がおっしゃるとおりでございます。

これは、もちろん沖縄だけでなく、全国がそんなものですから、電気事業法というのは全国一律な法律なものですから、先ほど内閣府という話をしましたけれども、内閣府からの沖縄関係予算からぜひお願いしたいということで、104億円、県の予算も含め出していただいたという形です。

だからこの辺りは、特別高圧について県がいち早くそのギャップの部分埋めたとということについては、私も非常にありがたい話と思って評価をさせていただいております。

**○國仲昌二委員** 沖縄電力さんの値上げについて、経済産業省がちょっと再考を促しているという新聞記事もありましたけれども、ただ、特別高圧については、沖縄県は独自に11.4億円の当初予算をつけていて、この支援策はもう4月からスタートすると思うんですけども、県の独自の支援策についての受

け止め方をよろしく申し上げます。

**○古波津昇参考人** 先ほどもちょっと申し上げましたが、1月に別の会合で知事にお会いしたときにも、早速お礼を言ったところでございますが、これはなかなか早い決断であったというふうに思います。

1月から行ったというのは、1月から激変緩和措置が始まるからやりましょうと。

ただし、これは特別高圧にやるわけじゃなくて、特別高圧の中の指定の企業に対してということであったようですので、行政関係のところには出さないという話がありましたので、先ほど冒頭でも申し上げましたが、企業局については、県の機関ではあるけれど、ぜひやっていただかないと水道料金が上がるから、これは並行してやっていただかないと困るよということで、中に入れていただいているというふうに思います。

**○國仲昌二委員** かなり厳しい状況ということは、ひしひしと伝わってまいります。

また、皆さんも再エネを導入するとか、あるいは社内で節電に取り組むですとか、今日の資料の工連ニュースの中にも電気料金を削減しませんかという広告も載っていて、いろいろな取組をしていると思います。

この厳しい状況です、しっかりと足腰の強い企業をつくっていただいで頑張ってもらいたいなということを希望して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

**○比嘉瑞己委員長** 國仲昌二委員の質疑は終了いたしました。

平良昭一委員。

**○平良昭一委員** よろしくお願ひいたします。

これまでの説明を聞いていると、沖縄電力の経営が厳しい状況は理解をしていると、値上げは仕方がないとの見解だというように聞いておりますけれども。

今回の電気料金の値上げについて、どのような影響があるかということは、ある程度もう予想されてきたと思うんですよ。そうであれば、どのような対策を具体的に工業連合会として講じていくのかということは、聞かざるを得ないような状況がありますよね。どうですか。

**○古波津昇参考人** 沖縄電力さんの状況というのは、いろいろ議論されているとおりでございますが、先ほど言いましたように、電力の契約の内容によってですね——かなり沖縄電力さんから新エネに変わった企業さんもあります。これは高圧でも、高圧Bの

ほうじゃなくて、自由料金のほうじゃなくて、私ども特別高圧でも新エネではなかなか供給できないものですから、ということになっております。

そして、私どもとしては、やはりこれに対しての政府要請、沖縄振興の観点からどうでしょうかということをおっしゃるを得ないと。実は沖縄電力の問題を申し上げても、計算式、それから法律も含めて、これは経済産業省が決めておりますので、この辺りがなかなか沖縄電力がどんなに頑張ってもできてなかったというのが状況です。それで、やはり沖縄の特殊な事情。それから、県民の全体に対する影響を含めたところで、経済団体会議として、支援要請をしながら進めてきていると。もちろん、その前には省エネ、節電の問題ということは、会を挙げて常に話し合いをしているところです。

**○平良昭一委員** 当初の値上げに関して、国は全く特別高圧は対象外だということで対応しなかった。それについてどう思いますか。

**○古波津昇参考人** これが先ほど申し上げました、全国一律の法律の中で動いているということですが、非常にこの点については要請はさせていただいたところです。ただし、私ども先ほど言いましたように工業連合会の中で4社、全体でも数が知れているものですから、なかなか大きな声が届かないと。それで経済界を巻き込んで進めていく中での、3.5円も含めてという形を準備して考えていたところ、沖縄県のほうから、まずはこの3.5円をやりましょうという案が出たというのが非常に渡りに船だった部分であります。

**○平良昭一委員** ということは、対象にならなかった皆さんが予想される理由というのが、この全国一律であるからできなかったという理由でいいんですか。

**○古波津昇参考人** これは何度も、私ども、数十年前からですね、資源エネルギー庁に申し上げております。これ、法律を変えろということにしかならないものですから、なかなか難しいところであると。

それで、先ほど冒頭でも質問にお答えした中で、これをいじれるのが供給カレンダーという、供給の安い時間帯をうまく増やしてくれるとかですね、こういったことは裁量でできますので、こういった努力はしていただいたというのは、過去に継続的にしておりました。それで、いつときは一番安いところと倍ほどの価格差から、2割、3割の差まで落とすような努力はしていただいております。

**○平良昭一委員** 沖縄電力さんを参考人で呼んだと

きにですね、九州電力は全く上げないというようなこともありましたので、これは全国一律でないということがこの辺から分かるわけですね。

そうであれば、県独自でそれを動いてくれたというのは非常にありがたいことだと私は思うんですけど、皆さんはどう考えていますか。

**○古波津昇参考人** これは、先ほど九州電力が上げないのは一律ではないのではなくて、一律の対策です。九州電力さんは、原子力発電所を持っているということが大きな力です。それと関西電力さんも同様です。ほかは原発がないという。そして、沖縄においては、再生可能エネルギーは、要するに、川がないからまず水力はできないとか、そういったことで非常にハードルが高い中で進んできているということが、まず一律であるけど差が出ているということの原因です。

そして、県のほうから、やはりあの3.5円を出していただいたというのは、非常にこれは他府県にはないようなことをしていただいたというふうに捉えています。

**○平良昭一委員** 今回104億円、国が動いたわけですよ。国の姿勢が変わったんですけれど、それに対しての考え方と皆さんの思いと、あと対象になるのは皆さんのところで何社くらいあるんですか、それに対するのは。320社全てかな。

**○古波津昇参考人** これは全部ですね。

それと、今回の予算については、先ほど言いましたように、電力の法律は経済産業省が仕切っていますが、沖縄担当部局のほうからの予算ということで、沖縄振興費のほうから出しているという形になっているというふうに聞いております。これは、せんだっての3月10日の沖縄タイムス紙の朝刊に載っていた表があるかと思います。私もそのときにしか実は見ていないのですが、この表にあるとおりでであるというふうに御認識いただきたいと思いません。

**○平良昭一委員** 当然、全部が対象になると思うんですけど、多分申請しなければ、これはもらえないというふうに私は認識していますが、申請しない業者もいるというふうに考えていますか。

**○古波津昇参考人** これは、非常に難しい進め方になっておまして、沖縄電力に直接支給するわけがないと。県のほうも同様ですね。県も沖縄電力でなくて、各需要家に支給するというふうに聞いております。私は沖縄電力に向けて最初から一括にしてほしいと言ったんですが、これが制度上できないとい



うのは県のほうの考え方。それから政府の考え方も多分一緒のようです。

そういった中では、これは全く漏れがなく、一律でやるというふうに私のほうは聞いております。先ほどの3.5円の特別高圧については、県のほうが支援、相手先を決めた上でやるというふうに聞いております。

**○平良昭一委員** 県民が一番考えるのはですね、やっぱり価格転嫁をしないというような話はしておりますけれども、やっぱり申請しない業者がいる場合に、自社の製品に上乘せをして価格転嫁をするんじゃないかということが一番県民は心配をするわけなんですよね。

そういう観点からすると、今古波津さんが言うように、全会社が申請するような状況であればいいんですけど、それをしない場合に、そういう心配が出てくるようなことも県民は考えているんですけどね。

その辺に対してどう考えますか。

**○古波津昇参考人** ちょっと2つの問題を別にしてお答えしたいと思うんですが、まず申請をするかしないかということは、私も聞いておりませんので、今これは県も含めて、各市町村も、それから経済団体を含めたところで窓口を、法人をつくらなければいけないということになっておるようです。したがって、沖縄県経営者協会が窓口になってやるというふうに報告を受けております。これは申請というよりも、多分全社に行く話になってくるかと思えます。

あと、先ほど言いました、特別高圧の3.5円についてはですね、県のほうが特別高圧の中での行政に絡んでいない、要するに純粋に民間のところを支給するというふうに、正式ではないんですが当局のほうから聞いておりますので、その辺りは申請をして多分行うことになるであろうと思われそうですが、ほかの要請については多分申請ではないというふうに認識しております。

それと、委員がおっしゃられた転嫁については、できるかできないかということは、多分供給する品物によって違ってくる。

要するに先ほど言いました、県外からのダンピングの品と競合するところであれば、転嫁のしようがなかなかないわけですね。ただでさえ、厳しいわけですから。しかし、安定的に、——例えば、政府が全国で小麦を上げますと。どこかのブランドが小麦を上げます、というようなものに関しては、転嫁をできない話ではないと。これは、もちろん県民にどう影響してくるかというのは、それぞれの供給する

商品だとか、サービスによって変わってくるものだと思います。

**○平良昭一委員** 今回の104億円、いわゆる9月までですよ。今回のこの補助で、皆さんの経営は抑制できるか、スムーズに維持できるというような判断をしてよろしいですか。

**○古波津昇参考人** 本来ですと、1年単位の予算のお願いをしたいところであるんですが、この半年というのは、やはり政府の激変緩和措置の幅が9月までということに合わせた要請だというふうに、報告を受けております。

ただ、コロナ禍で、今後うまくいくかどうかということについては、実は今、エネルギーコスト、資源コストが若干下がってきているというふうに、日々のニュースで見られているかと思いますが、燃料調整費の部分では、1月、2月実際に下がってきています。もちろん上がった状態から下がってますので、1年前と比較してどうかと言われると、当然高いわけですが、そういった中で、この1月からの措置に合わせた、県のほうも先ほどの11億3800万円については1月から分割支給、皆さんに配付しますというふうにおっしゃっていただいていますので、9月までの分は努力の範囲内と。

ですから、我々としては、この間にですね、10月からできる限りの努力をする、また新しいアイデアを考えていくと。もしくは、要請についても、しっかりと理論を高めた上での要請をしていくということの努力をしなければならないと思っています。

**○平良昭一委員** やっぱり9月以降というのも非常に重要になってくる問題だと思います。

会長が企業局の問題も言っていましたけど、今回の予算の中でですね、電力さんは40%値上げですけど、実際、企業局は60%から70%の予算をもう確保するような状況になっているんですよ。単なる40%ではなくて、60、70上がるんだという認識を持っていますので、そういう認識を持ちながら、9月以降もやらないといけないわけですから、そうなると、県と、あるいは皆さんと、国といろいろ調整をしないといけなくなるような状況が出てくると思いますので、その辺に対しての今後の対応は十分必要になりますので、最後にお聞かせ願いますか。

**○古波津昇参考人** 今回、経済団体会議のほうと、市長会、また町村会、それと県のほうで、いろんな意見交換ができてきているというのが、今回のうまくまとまって、内閣府からの予算を取ってこられたものだというふうに認識しております。

今後は、せつかくでき上がったこの一丸となったスキームを、やはり継続的に議論を高めていくと。そして、必要に応じて、また情報をリリースしていくという形を行うべきだというふうに思っておりますので、経済団体会議のほうでも、この話についてはお願いをしながら、今委員がおっしゃるような形で、継続的に10月以降のことをもう早く考えてくれということが一番重要かと思っておりますので、そのつもりで、今後議論を重ねていきたいと思っております。

**○平良昭一委員** やっぱり為替の問題、燃料高騰対策というのは国の責任ですから、そういう面では強気にならないといけないところもあると思うんですよ。

今回の参考人招致の中で、工業連合会さん、大変失礼ではありますが、あんまり危機感が感じられないんですよ。やっぱり県民とギャップがあるなというのを感じますので、皆さんも県民の中での一番のリーダーを發揮できるような状況だということを考えながら、ぜひ頑張っていたきたいと思っております。

**○比嘉瑞己委員長** 平良昭一委員の質疑は終了いたしました。

上原章委員。

**○上原章委員** 今日はありがとうございます。

各委員の質疑でも、本当に皆さんの今が大変厳しい状況も、今回のこの緩和措置も非常に重要な取組だと思っております。10月以降も、ぜひ為替が落ち着くかどうか見極めながら、行政も一緒になって、経済界と国にしっかりつないでいくことが重要かなと思っております。

この物価高騰の流れの中で、例えば、ガソリンの補助も去年1月から延長、延長でここまで来て、他の国々と比べれば、沖縄、日本全体が170円前後で抑えているということを考えるとですね、今の沖縄県の、特に物価高騰、この電力に対する、しっかり国が支援していかなきゃいけないのかなと思っておりますが、まずそこをお聞かせ願いますか。

**○古波津昇参考人** 今のエネルギー問題については、経済産業省がずっと行っているという一律の支援。離島の分については、ガソリンの運搬賃でも、そのうち幾らを補助するという事になって。私も個人的には、離島は大変だなと。

私の会社では、実は石垣、宮古に持っていく品物を運ぶコストの少なくとも船運賃の半分は私どもで負担するという事で、ヤンバルに持っていくのと同じくらいのコストで持っていけるように努力をしております。

そういった形で企業努力はしておりますが、やはり制度のほうでしっかりとさせていただきたい。特に運搬のほうですね。これは海運会社で言うと、よそから入ってくるものが運搬賃安くて、我々がよそに出すものが高いという状況がありますので、品物の量の問題としてですね。そういったこと等もぜひ御認識をいただきながら、どういったまた手段が使えるかどうかということをお願いしたいというふうに、逆に思っているところです。

**○上原章委員** ありがとうございます。

それと、先ほどお話のあったパートナーシップ構築宣言。皆さん今加盟している320社とお聞きしましたけれど、宣言している会社とかはありますか。

**○古波津昇参考人** まだ、これは確認を取っていないので、何とも言えないんですが、年末からの経済産業省からの提案になっておりますので、これから宣言を啓蒙していこうという段階にあります。

そして、下請を助けるための経済産業省が動いていることと、全部リンクしてくる。その中での仕入れ、それから売り方を含めたところで、お互いに転嫁していくというのが、このパートナーシップ構築宣言のことです。特に、下請の給与を上げなさいというようなことが大きく反映している内容ですので、この辺りは広げていくにしても、ちょっと時間がかかるのかなと思いつつも、我々啓蒙していく必要があると。

やはり、製造業、サプライチェーンの問題がありますので、これが潰れてきたら我々も立ち行かないということが将来的にあることを意識をしながら進めているところです。

**○上原章委員** この企業の規模の大小関係なくですね、共存共栄をしていこうということ。お互い、特に大きい企業が、下請を発注するのと受注するところの価格転嫁をこれだけの物価高騰の中でしっかりこれはやっていこうと、国も宣言していこうということでやっていますので。

ぜひ県内でも、消費者に価格転嫁をするのはちょっと厳しいんですけど、特に、弱い立場の下請等受けるところが、受注される場所から価格転嫁できないと、これはもう賃金どころか、その利益も確保できないわけですからね。この辺は、県内の中小企業の皆さんをどう守るかということになると思うので。

国が今回、政労使会議を3月にやって宣言をしているわけですから、沖縄県もその政労使会議を、5月から6月にやりたいという話も来ていますけど、僕は遅いなと思っているんですけどね。この辺の連合会

の皆さんの立場で御認識をお聞かせ願いますか。

○古波津昇参考人 せんだって、連合沖縄の東盛会長ともいろんな意見交換をさせていただきましたが、今委員がおっしゃるような形でですね、速やかに進めたいということと、今のパートナーシップ構築宣言についても、私どもの団体、また経済団体会議を通してですね、全体にできる限り、特に中小というより零細に対して手厚くなるような企業側の体制を取るようお願いをしていきたいと思えます。

それと、個人事業主ですね。非常に怖いのが。その辺りにもちゃんと行き届くようなことを申し伝えないといけないと思っています。

○上原章委員 最後に、先ほど、この沖縄県以外にお金を出さないという話がありましたが、逆に、私は外貨を稼ぐ——沖縄県のいろんな中小企業も頑張っているところも多いと思えます。私が知っている企業も、関東に営業を置いて、向こうから注文を取って沖縄で作っているというところもあります。

この辺どう思いますかね。

○古波津昇参考人 非常にいいことだと思っております。

実は、私どもの企業も今年は20億くらいの輸出をして、外貨を稼いできております。

もちろん、それは同業者の中で困っているところにお助けをする、もしくは海外にODAの案件を取ってきて出すと。いろんなやり方をしておりますが、私どもの仲間でも意外と海外でやっている方々、酒造メーカーでもある酒造メーカーさんは、海外に出しているのが多いんだという方もいらっしゃいます。

ぜひそういった方々に後押しをすることと、せんだって一般社団法人沖縄県貿易協会と株式会社日本貿易保険のMOUが結ばれましたけれど、この辺りも、我々背中を押す立場として進めていかなければならないというふうに思っております。委員がおっしゃるとおりだと思いますので、ぜひ私ども、お金を出さないということが1つと、お金を稼いでくるということが2つの柱として検討していきたいと思えます。

ありがとうございます。

○上原章委員 ありがとうございます。

○比嘉瑞己委員長 上原章委員の質疑は終了いたしました。

以上で、沖縄電力株式会社の電気料金値上げ改定に係る参考人に対する質疑を終結いたします。

この際、委員会を代表して、参考人に一言お礼を申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、長時間にわたり貴重な御説明をいただき、心から感謝申し上げます。

本日、拝聴いたしました内容等につきましては、今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと思えます。

古波津昇参考人、我謝育則参考人、大変ありがとうございました。

○比嘉瑞己委員長 休憩いたします。

(休憩中に、参考人退席)

○比嘉瑞己委員長 再開いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委員長 比嘉瑞己

開会の日時、場所

年月日 令和5年3月27日（月曜日）  
開 会 午前10時2分  
散 会 午前10時23分  
場 所 第7委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 甲第1号議案 令和5年度沖縄県一般会計予算
- 2 甲第2号議案 令和5年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 3 甲第3号議案 令和5年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 4 甲第4号議案 令和5年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 5 甲第5号議案 令和5年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 6 甲第6号議案 令和5年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 7 甲第7号議案 令和5年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 8 甲第8号議案 令和5年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 9 甲第9号議案 令和5年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 10 甲第10号議案 令和5年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
- 11 甲第11号議案 令和5年度沖縄県中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計予算
- 12 甲第12号議案 令和5年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 13 甲第13号議案 令和5年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
- 14 甲第14号議案 令和5年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 15 甲第15号議案 令和5年度沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計予算

- 16 甲第16号議案 令和5年度沖縄県中城湾港マリタウン特別会計予算
- 17 甲第17号議案 令和5年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 18 甲第18号議案 令和5年度沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計予算
- 19 甲第19号議案 令和5年度沖縄県公債管理特別会計予算
- 20 甲第20号議案 令和5年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
- 21 甲第21号議案 令和5年度沖縄県病院事業会計予算
- 22 甲第22号議案 令和5年度沖縄県水道事業会計予算
- 23 甲第23号議案 令和5年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 24 甲第24号議案 令和5年度沖縄県流域下水道事業会計予算
- 25 甲第37号議案 令和5年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）

出席委員

委員長	比嘉瑞己		
副委員長	石原朝子		
委員	下地康教	仲村家治	
	西銘啓史郎	大浜一郎	
	花城大輔	中川京貴	
	上里善清	照屋大河	
	比嘉京子	島袋恵祐	
	瀬長美佐雄	國仲昌二	
	仲村未央	平良昭一	
	仲宗根悟	上原章	

欠席委員

委員 當間盛夫

○比嘉瑞己委員長 ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

甲第1号議案から甲第24号議案までの当初予算24件及び甲第37号議案の補正予算を一括して議題と

いたします。

ただいまの議案に対する質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決の順序及び方法について協議を行った。)

○比嘉瑞己委員長 再開いたします。

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 この際、甲第1号議案に対する修正動議を提出いたします。

お手元に配付のとおり、甲第1号議案令和5年度沖縄県一般会計予算に対する修正案です。

読み上げます。

令和5年度沖縄県一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1表中、歳入歳出予算の一部を次のように改める。

歳出の(款)2総務費(項)1総務管理費を240億2094万3000円に、(款)14予備費(項)1予備費を5億7494万4000円とする。なお、歳入歳出の合計は変わりありません。詳細は添付の資料を御覧ください。

修正内容としては、知事公室所管の(事項)基地対策費の中のワシントン駐在員活動事業費7494万4000円を減額し、全て予備費に同額を増額するものであります。

次に提案理由を述べさせていただきます。我々党派沖縄・自民党は、この8年前翁長県政から設置されたワシントン事務所に対しては、その中身、それから役割、その効果について、いろいろ議論をしてまいりました。そして、このワシントン事務所の必要性については、もちろん与党としては認めるものの、われわれ野党としては、本当にこのワシントン事務所の必要性に疑問を持たざるを得ません。人件費を含めた年間約1億近くの中で、その効果が私たちとしては見えない。普天間基地の移設に関して、ワシントン事務所の活動によって、この8年間約9億近いお金を使う中で、何ら効果、辺野古の工事については進捗をしているだけでありますので、我々としては、このワシントン事務所をどうしても予算化することは認められません。ということで、ぜひこのワシントン事務所はこのように修正をして、予備費に同額を計上することでその予算を違った形で効果的に使ってもらいたい。そのように思います。

以上、委員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○比嘉瑞己委員長 ただいま、甲第1号議案令和5年

度沖縄県一般会計予算に対する修正案が提出されました。

なお、修正案はお手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、これより甲第1号議案の採決を行います。その前に意見・討論等はありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

意見・討論なしと認めます。

以上で、意見・討論等を終結いたします。

○上原章委員 この本予算については大変重要な予算だと認識をしておりますが、今のワシントン事務所の予算については一部課題があると考えておりますので、この採決を退席させていただきたいと思っております。よろしくお祈りいたします。

○比嘉瑞己委員長 休憩いたします。

(休憩中に、公明党所属委員が退席)

○比嘉瑞己委員長 ほかに意見・討論等はありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

意見・討論なしと認めます。

以上で、意見・討論等を終結いたします。

これより、甲第1号議案令和5年度沖縄県一般会計予算を採決いたします。

まず、本案に対して西銘委員から提出された修正案について、採決をいたします。

本修正案は、挙手により採決を行います。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○比嘉瑞己委員長 挙手少数であります。

よって、本修正案は、否決されました。

休憩いたします。

(休憩中に、退席者入室)

○比嘉瑞己委員長 再開いたします。

次に、ただいま修正案が否決されましたので、甲第1号議案令和5年度沖縄県一般会計予算の原案について、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

○中川京貴委員 我々は退席したいと思います。

なぜならばワシントン事務所においては、これまで我々去年も一昨年も問題提起をしてまいりました。また、我々沖縄県議会が全会一致で可決した嘉手納飛行場の防錆整備格納庫のパパループ地域への移設についても、ワシントン事務所が機能していると到底考えられません。それどころか、ある意味基地の

騒音問題が激化していると判断しておりますので、ワシントン事務所の機能が満たされていない。そういった意味では、退席させていただきたいと思いません。

以上です。

○比嘉瑞己委員長 休憩いたします。

(休憩中に、沖縄・自民党所属委員が退席)

○比嘉瑞己委員長 再開いたします。

上原章委員。

○上原章委員 先ほどと同じ形ですけれども、申し訳ないんですがワシントン事務所の成果については一部課題があると思いますので、退席したいと思います。本予算については、重要なことだとも思っております。よろしくお願ひします。

○比嘉瑞己委員長 休憩いたします。

(休憩中に、公明党所属委員が退席)

○比嘉瑞己委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○比嘉瑞己委員長 挙手全員であります。

よって、甲第1号議案は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

(休憩中に、退席者入室)

○比嘉瑞己委員長 再開いたします。

次に、甲第2号議案から甲第24号議案までの23件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案23件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○比嘉瑞己委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案から甲第24号議案までの23件は、原案のとおり可決されました。

次に、甲第37号議案の補正予算を採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○比嘉瑞己委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第37号議案の補正予算は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○比嘉瑞己委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

委員の皆様には、熱心に審査に当たられ、おかげさまで実り多い審査ができました。

委員各位の御協力に対し、委員長として深く感謝申し上げます。

これをもって、委員会を散会いたします。

## 予算特別委員会議案処理一覧表

議案番号	議案名	議決の結果
甲第1号	令和5年度沖縄県一般会計予算	全会一致 原案可決
甲第2号	令和5年度沖縄県農業改良資金特別会計予算	〃
甲第3号	令和5年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	〃
甲第4号	令和5年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算	〃
甲第5号	令和5年度沖縄県下地島空港特別会計予算	〃

議案番号	議案名	議決の結果
甲第6号	令和5年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	全会一致 原案可決
甲第7号	令和5年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算	〃
甲第8号	令和5年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃
甲第9号	令和5年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算	〃
甲第10号	令和5年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算	〃
甲第11号	令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算	〃
甲第12号	令和5年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算	〃
甲第13号	令和5年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算	〃
甲第14号	令和5年度沖縄県産業振興基金特別会計予算	〃
甲第15号	令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算	〃
甲第16号	令和5年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算	〃
甲第17号	令和5年度沖縄県駐車場事業特別会計予算	〃
甲第18号	令和5年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算	〃
甲第19号	令和5年度沖縄県公債管理特別会計予算	〃
甲第20号	令和5年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算	〃
甲第21号	令和5年度沖縄県病院事業会計予算	〃
甲第22号	令和5年度沖縄県水道事業会計予算	〃
甲第23号	令和5年度沖縄県工業用水道事業会計予算	〃
甲第24号	令和5年度沖縄県流域下水道事業会計予算	〃
甲第37号	令和5年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）	〃



沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委員長 比嘉瑞己

# 令和5年第1回 各常任委員長からの予算調査報告書

## 沖縄県議会（定例会）

### ○総務企画委員会

令和5年3月15日

予算特別委員長  
比 嘉 瑞 己 殿

総務企画委員長  
又 吉 清 義

予 算 調 査 報 告 書

3月9日に依頼のあった予算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 委員会における審査概要  
別添議事録（速報版）のとおり
- 2 知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項（総括質疑）  
別紙1のとおり
- 3 その他委員から特に申出のあった事項  
なし

から要請に応えるべきであったと考える。

基金の積立ての考え方について知事に聞きたい。

### 3 PPP、PFIの民間活用の推進について（知事）

【速報版】3月10日 P100～P102

（総括質疑の内容）

公共施設マネジメント推進事業について、今後50年間で公共施設の修繕・更新等に係る将来経費が約3兆円もかかることから、PPP及びPFIを活用することは重要と考えるが、今後の民間活用をどのように考えているか知事の見解を聞きたい。

### 4 基地問題の解決について（知事）

【速報版】3月10日 P104～P105

（総括質疑の内容）

玉城知事の一丁目一番地は基地問題の解決だと思われるが、全く解決策も示しておらず、訴訟で解決するというにはならないと考えるが、どのように基地問題を解決していくのか知事に聞きたい。

### 別紙1（総務企画委員会）

#### 総 括 質 疑

### 1 ワシントン事務所の果たす役割について（知事）

【速報版】3月10日 P11～P12

（総括質疑の内容）

これまでワシントン事務所は、駐在員の活動などにより成果が出ていると意義を強調しているが、今回の知事の訪米の成果も含め、ワシントン事務所の果たす役割について知事に聞きたい。

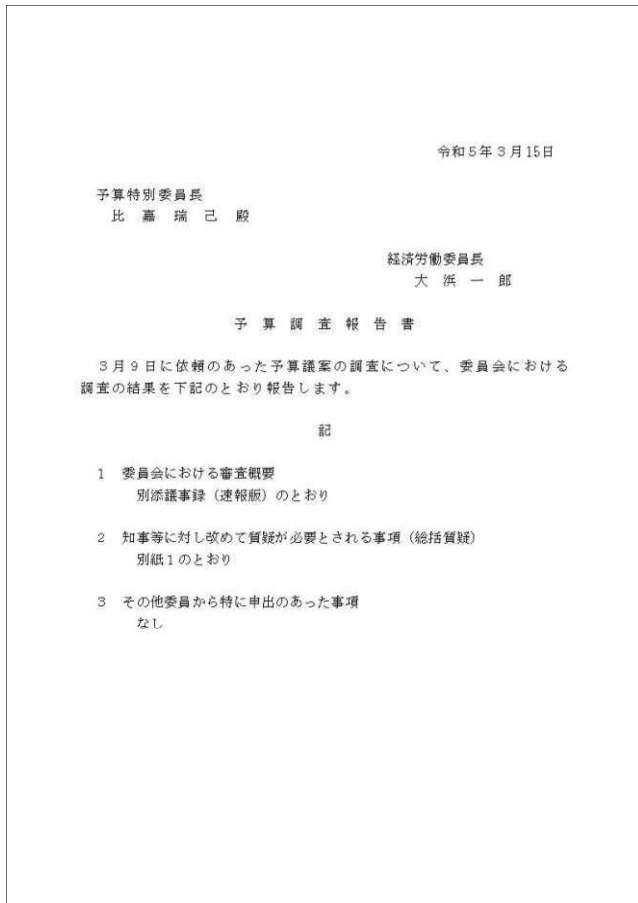
### 2 基金の取扱いについて（知事）

【速報版】3月10日 P29～P31

（総括質疑の内容）

財政調整基金や減債基金等に積み立てる額がかなり多くなっているが、本来、多くの団体や企業

## ○経済労働委員会



### 別紙1 (経済労働委員会)

#### 総括質疑

- 1 中央卸売市場再整備方針の策定に向け、調査ではなく決断する時期であることについて(知事)

【速報版】3月10日 P38～39

(総括質疑の内容)

中央卸売市場については、根本的に全面建て替えしかなく、300億円ぐらいかかるという議論もある中、JAを含めた市場関係者からも、PFIの活用や建て替えの検討についての要請がされている。

建て替えの場合、県の財政状況や様々な財政需要を考えると、民間の力を借りるということが必要だと考えるが、青果市場の場所や広大な面積を踏まえると、ホテルも含めた民間活用のPFI事業は、非常に相性がよく生かしていけると思われる。

これらのことから、調査を続けるのではなく、建て替えを推進していくという政治決断が必要だと思うが、知事の見解を伺いたい。

- 2 令和5年度の重点項目で、「県内企業の稼ぐ力の向上」を掲げる中で、電気料金の値上げ及び再生可能エネルギー導入に関する県と沖縄電力の対応及び見通しの甘さについて(知事)

【速報版】3月10日 P78～81

(総括質疑の内容)

県内企業の稼ぐ力の向上や経済循環は重要であり、そのためには、電力は命綱であるが、今回の電気料金の値上げは最悪のタイミングである。

電気料金の大幅値上げを引き起こした理由は、電源の多様化を進めてこなかった県のエネルギー施策及び沖縄電力の自助努力や対策が甘かったということ指摘せざるを得ない。その辺に疑問を持っていることから、今後の取組について知事の見解を伺いたい。

- 3 Jリーグ規格スタジアム整備及び大型MICE施設整備に関する調査事業のあり方と政治判断について(知事)

【速報版】3月13日 P45～47

(総括質疑の内容)

Jリーグ規格スタジアムの整備やMICE施設整備においては、約10年調査を続けている。

施設整備の調査事業を繰り返しているが、どこかの時点で、計画策定の段階に進み施設整備を行うのか、否かの判断を下す必要があり、早めに政治判断をすべきである。

調査事業のあり方と判断する時期について知事の見解を伺いたい。

- 4 大型MICE施設の整備におけるリスクに対する責任の所在が不明なことについて(知事)

【速報版】3月13日 P70～75

(総括質疑の内容)

大型MICE施設の採算が取れなくなった場合の責任の所在について、明確な答弁が得られなかったため、知事の見解を伺い、責任の所在をはっきりさせたい。

なお、委員会において部長等の答弁がなされており、総括質疑を行う必要はないとの反対意見があった。

## ○文教厚生委員会

令和5年3月15日

予算特別委員長  
比 嘉 瑞 己 殿

文教厚生委員長  
末 松 文 信

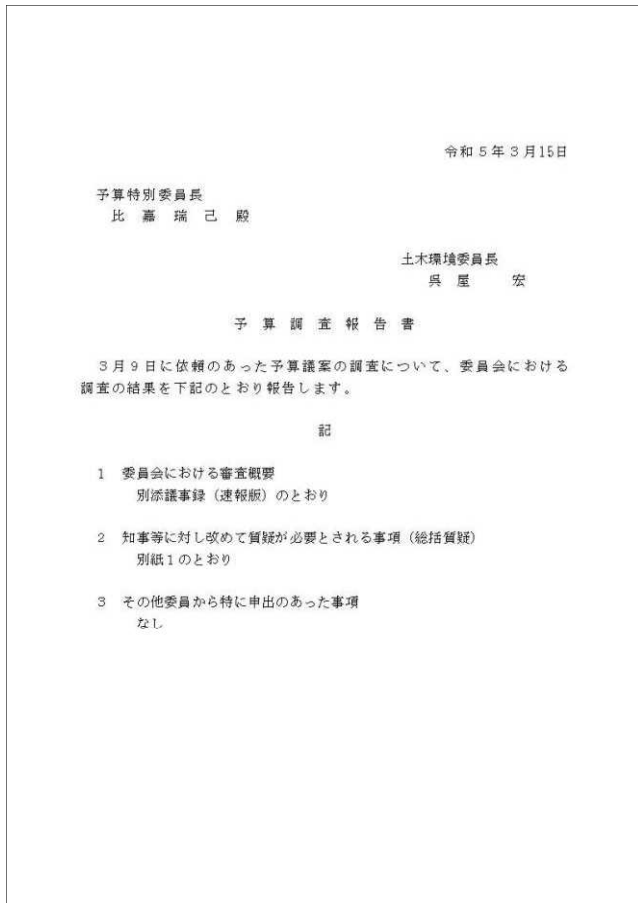
### 予 算 調 査 報 告 書

3月9日に依頼のあった予算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 委員会における審査概要  
別添議事録（速報版）のとおり
- 2 知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項（総括質疑）  
なし
- 3 その他委員から特に申出のあった事項  
なし

## ○土木環境委員会



### 別紙1 (土木環境委員会)

#### 総括質疑

##### 1 首里城復興関連事業と防災関係について(知事)

【速報版】3月10日 P 6～10

(総括質疑の内容)

首里城が火災に遭ったが、いまだに原因究明がなされていない。ドレンチャー設備が火災の原因だったのではないか、消火体制に問題があったのではないか等の質疑に対して、明確な答弁がなかったことから、知事の見解を伺いたい。

##### 2 令和4年に立ち上げた公共事業等推進調整会議の内容について(知事)

【速報版】3月10日 P 10～14

(総括質疑の内容)

この数年来、地方の道路を含む公共工事の予算が要求額の30%にとどまったため、公共事業が停滞している状況にある。昨年、省庁予算の確保と県債の発行の取組によって公共事業を推進する旨の目的を持った公共事業等推進調整会議が立ち上がったが、令和5年度の予算にどのように反映さ

れたかということについては明確な答弁がなかったため、知事の見解を伺いたい。

##### 3 報得川改修事業に係る国土強靱化予算の確保と災害対策について(知事)

【速報版】3月10日 P 14～16

(総括質疑の内容)

報得川の氾濫による東風平中学校の危険性は非常に高く、今年も雨季あるいは台風シーズンに向けて心配される。ハード交付金の確保は非常に厳しい状況にあることから、国土強靱化予算の確保に向けての動きや災害対策の在り方について知事の見解を伺いたい。

##### 4 首里城公園の復旧・復興に要する経費の委託料の在り方について(知事)

【速報版】3月10日 P 47

(総括質疑の内容)

龍頭棟飾りの復元に関しては、人材育成や技術の継承も含めて地元の壺屋陶器事業協同組合と一緒にやっていきたいという答弁であったが、プロポーザルによる発注方式では、壺屋陶器事業協同組合がその業務を受注できる確約がない。県内技術者の活用に向け、知事に方向性を示していただきたい。

##### 5 赤土等流出防止対策に関する条例改正を含めた対応について(知事)

【速報版】3月13日 P 56～60

(総括質疑の内容)

赤土流出防止対策においては、ここ数年の取組で多少改善されてはいるものの80%は農地からの流出であることは事実である。現条例では、農地の部分からの流出に対する取組が緩く、条例改正も含めて検討する旨の答弁があった。

赤土等流出防止対策の推進については、令和5年度の施政方針の中にも入っているので、知事の決意と条例改正に対する考え方を確かめたい。

なお、項目1から5までの事項については、部長はじめ職員から答弁があったので、総括質疑まで行う必要があるのか疑問があり反対するとの意見があった。